

港区地域防災計画（令和3年度第1回修正）について

1 経緯及び背景

港区地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」といいます。）第42条第1項の規定に基づき、区の地域に係る災害に関し、区、区民、事業者、防災関係機関等で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、港区防災会議が作成するものです。

法第42条第1項においては、防災会議は、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための施策について、国が定める防災基本計画に基づき、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないとされています。また、法第42条第2項において、地域防災計画は、「防災に関して区市町村が処理すべき事務又は業務の大綱」、「災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する計画並びにそれらの措置に要する事項に関する計画」について定めるものとされています。

区は、平成28年度に港区地域防災計画を修正して以降、区の取り組む災害対策における施策の成果と課題を整理し、毎年防災会議でその取組を報告してきました。

また近年では、全国に甚大な災害をもたらした令和元年台風19号を踏まえた避難所機能の強化や新型コロナウイルス感染症対策など、喫緊の課題に対し先進的な取組を実施しています。

以上を踏まえ、港区地域防災計画について、実情に沿った計画とするため、近年実施してきた取組を速やかに反映させた内容に修正します。

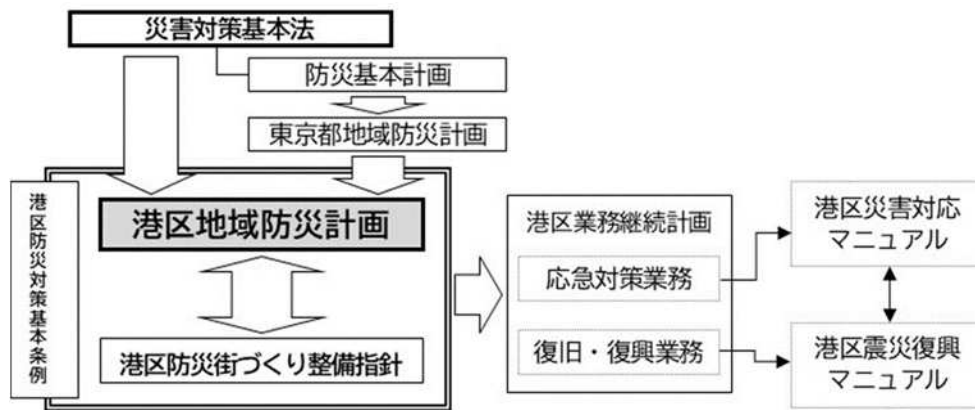
2 令和3年度第1回修正の概要

別紙1のとおり

3 今後のスケジュール

令和3年	9月	港区地域防災計画（令和3年度第1回修正）公表
		港区地域防災計画（令和3年度第2回修正）作業開始
令和4年	3月	// 決定

【参考】港区地域防災計画と他の計画等との関係



令和3年度第1回修正の概要

1 「令和元年台風19号等を踏まえた避難所機能の強化」に関わる事項

○避難所の環境改善のための物品の配備

・暑さ対策用物品の配備（別紙2 86頁）

避難所における暑さ対策として、令和元年度に冷風機及び大型扇風機を配備しました。

・停電対策用物品の配備（別紙2 86頁）

避難所における停電対策の一環として令和元年度に、避難者のスマートフォン充電用蓄電池を配備しました。

・プライバシー確保用物品の配備（別紙2 86頁）

避難所におけるプライバシー確保のため、令和2年度にパーテーションを配備しました。

○災害時協定による物品輸送体制の強化

・物品輸送体制の強化（別紙2 85頁）

災害時における避難者用の物品の輸送体制を強化するため、令和2年度に区内の運送事業者と協定を締結しました。

等

2 「がけ・擁壁対策」に関わる事項

○区内の土砂災害（特別）警戒区域の周知

・土砂災害ハザードマップの作成及び配布（別紙2 222頁）

土砂災害防止法に基づき、平成29年度及び令和元年度に東京都が指定した土砂災害（特別）警戒区域について、ハザードマップを作成し、配布して区民に周知しています。

○がけ・擁壁対策に係る支援の拡充

・がけ・擁壁改修工事等支援事業の拡大（別紙2 35頁）

区内で高さ2mを超えるがけ又は擁壁の所有者に対するアドバイザー派遣と、擁壁の新築工事や築造替え工事における工事費用の助成を行っています。

・港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業（別紙2 35頁）

ブロック塀等の除却工事及び除却に伴い新たに塀を設置する場合は、工事費用の一部助成を行っています。

等

3 「感染症対策」に関わる事項

○感染症対策物品の配備

・体温計及び衛生用品の配備（別紙2 86頁）

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和2年度に非接触型体温計及びマスク、消毒液等の衛生用品を配備しました。

・テント等の配備（別紙2 86頁）

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和3年度にテント及びベッドを配備しました。

○避難所運営における感染症対策の強化

・1人当たりの避難スペースの拡大（別紙2 133頁）

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和2年度から1人当たりの避難スペースを暫定的に6㎡へ拡大しています。

・「避難所における感染症対策マニュアル」の整備（別紙2 134頁）

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和2年度に、避難者受入の際の検温の実施や発熱者への対応等を定めた「避難所における感染症対策マニュアル」を整備しました。

等

4 「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金」に関わる事項

○基金の活用に関する基本的な考え方

・基金の活用に関する復旧復興事業の基本的な考え方（別紙2 168頁）

震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用し、災害救助法が適用される地震災害及びこれに準ずる被害規模の地震災害において、国及び東京都の財政上の措置又は支援の有無に関わらず、震災後の速やかな復旧復興を図るために必要な復旧復興事業を実施します。

また、災害応急対策、区民生活の再建、産業の復旧復興及びまちの復旧復興の4本の柱を軸に、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用します。

5 その他各防災関係機関において早急に修正が必要な事項

○災害対策基本法の一部改正に伴う修正

・新たな避難情報に基づく避難情報の発令基準の改定（別紙2 301頁）

災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、令和3年度に避難勧告・指示が一本化され避難情報が見直されたことを受け、区の避難情報の発令基準を改定しました。

○電線類地中化の推進

・電線類地中化の推進（別紙2 44頁）

電柱の倒壊や電線類の被災を軽減することにより、避難路や緊急輸送道路などの避難、救助、救援又は復旧活動を支える道路空間が確保されるとともに、電話や電気などのライフラインが安定的に供給されるよう、電線類の地中化を推進します。

等

**港区地域防災計画
(令和3年度第1回修正)
新旧対照表**

震災編

該当部分	震災編第1部第1章第8節 「港区地域防災計画（令和3年度第1回修正）」のポイント
機 関 名	港区（防災課）

修 正 案	現 行
<p>第8節 「港区地域防災計画（令和3年度第1回修正）」のポイント</p> <p>第1 令和3年度第1回修正の基本的考え方</p> <p>令和3年度第1回修正に当たっては、特に直近で港区が主要課題としてきた取組に関わる①「令和元年台風19号等を踏まえた避難所機能の強化に関わる事項」②「がけ・擁壁対策に関わる事項」③「感染症対策に関わる事項」及び、④「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金に関わる事項」に加え、⑤「その他各防災関係機関において早急に修正が必要な事項」について修正します。</p> <p>第2 「港区地域防災計画（令和3年度第1回修正）」のポイント</p> <p>1 「令和元年台風19号等をふまえた避難所機能の強化」に関わる事項</p> <p>(1) 避難所の環境改善のための物品の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暑さ対策用物品の配備 避難所における暑さ対策として、令和元年度に冷風機及び大型扇風機を配備しました。 ・停電対策用物品の配備 避難所における停電対策の一環として令和元年度に、避難者のスマートフォン充電用蓄電池を配備しました。 ・プライバシー確保用物品の配備 避難所におけるプライバシー確保のため、令和2年度にパーテーションを配備しました。 <p>(2) 避難所に関する情報の発信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港区避難所開設状況システム」の導入 避難所の開設状況や混雑具合等を区民へ発信するために、令和2年度に「港区避難所開設状況システム」を導入しました。 <p>(3) 災害時協定による物品輸送体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品輸送体制の強化 災害時における避難者用の物品の輸送体制を強化するため、令和2年度に区内の運送事業者と協定を締結しました。 <p>2 「がけ・擁壁対策」に関わる事項</p> <p>(1) 区内の土砂災害（特別）警戒区域の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップの作成及び配布 土砂災害防止法に基づき、平成29年度及び令和元年度に東京都が指定した土砂災害（特別）警戒区域について、ハザードマップを作成し、配布して区民に周知しています。 	<p>第8節 「港区地域防災計画（平成28年修正）」のポイント</p> <p>第1 平成28年修正の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発生が危惧されている首都直下地震や東海・東南海・南海地震に加え、近年多発している風水害に対しても万全の体制がとれるよう、各防災関係機関等との連携・協力の強化 2 平成24年修正以降に実施した災害対策の取組・検討状況を整理し、施策ごとに課題抽出や到達目標を設定 3 災害対策基本法及び水防法の法整備の内容と整合を図るとともに、国及び東京都の各種計画を反映 4 平成28年に発生した熊本地震や今後自然災害が発生した場合の新たな課題・教訓を柔軟に取り入れるなど、今日的な実災害対策への対応 <p>第2 施策の取組状況等</p> <p>平成24年修正以降に実施した施策の取組状況等は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強い街づくりを推進する <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に強い街づくり <ol style="list-style-type: none"> ①区有施設の耐震化 区立の公共施設は、「新耐震設計法（昭和56年）」適用以前の小・中学校、いきいきプラザ等について耐震診断を実施し、必要に応じ順次、補強対策を実施し、耐震化率100%としました。 また、平成28年3月の東京都耐震改修促進計画の改定に伴い、港区耐震改修促進計画を改定します。 ②古川洪水対策（風水害編） 平成27年度末から、古川地下調節池の取排水が可能になりました。 (2) 津波・液状化のシミュレーションを踏まえた対策の強化 <ol style="list-style-type: none"> ①被害が想定されるエリアの海拔標示板等の設置 津波による浸水被害が想定されるエリアに加え、他の地域の区有施設についても海拔標示板199枚と海拔標示シート57枚を設置しました。 ②津波避難ビルの指定 区内の浸水想定区域内の区有施設21か所を「津波避難ビル」として指定し、津波避難ビル標示板を設置しました。民間施設の津波避難ビルの指定については、引き続き、協議を進めていきます。 ③各種ハザードマップ（津波・浸水・液状化・揺れやすさ）の作成・更新 津波・液状化シミュレーションの結果を踏まえ、各種ハザードマップの作成・更新をしました。各種ハザードマップは、全戸配布を行い、区民への事前の周知を促進しました。 (3) 放射能・放射線対策 <ol style="list-style-type: none"> ①放射性モニタリングポストの設置、区民等への情報提供 区独自に設置した区内2か所（港区役所及びお台場学園港陽小・中学校）の放射線モニタリングポストでの測定結果のほか、区内の保育園や幼稚園、小・中学校、公園・児童遊園などの放射線量を測定す

(2) がけ・擁壁の注意喚起の強化

- ・「港区がけ・擁壁安全ハンドブック」の作成・配布

令和2年度に「港区がけ・擁壁安全ハンドブック」を作成・配布し、がけ・擁壁の維持管理を啓発しています。

(3) がけ・擁壁対策に係る支援の拡充

- ・がけ・擁壁改修工事等支援事業の拡大

区内で高さ2mを超えるがけ又は擁壁の所有者に対するアドバイザー派遣と、擁壁の新築工事や築造替え工事における工事費用の助成を行っています。

- ・港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業

ブロック塀等の除却工事及び除却に伴い新たに塀を設置する場合は、工事費用の一部助成を行っています。

3 「感染症対策」に関わる事項

(1) 感染症対策物品の配備

- ・体温計及び衛生用品の配備

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和2年度に非接触型体温計及びマスク、消毒液等の衛生用品を配備しました。

- ・テント等の配備

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和3年度にテント及びベッドを配備します。

(2) 避難所運営における感染症対策の強化

- ・1人当たりの避難スペースの拡大

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和2年度から1人当たりの避難スペースを暫定的に6㎡へ拡大しています。

- ・「避難所における感染症対策マニュアル」の整備

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和2年度に、避難者受入の際の検温の実施や発熱者の対応等を定めた「避難所における感染症対策マニュアル」を整備しました。

(3) 協定締結による避難所の確保

- ・都立施設・ホテル等との協定締結

1人当たりの避難スペースの拡大に伴い、避難所の不足が見込まれるため、令和2年度から、都立施設・ホテル等と協定を締結し、避難所の確保を進めています。

4 「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金」に関わる事項

(1) 基金の活用に関する基本的な考え方

震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用し、災害救助法が適用される地震災害及びこれに準ずる被害規模の地震災害において、国及び東京都の財政上の措置又は支援の有無に関わらず、震災後の速やかな復旧復興を図るために必要な復旧復興事業を実施します。

また、災害応急対策、区民生活の再建、産業の復旧復興及びまちの復旧復興の4本の柱を軸に、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用します。

るとともに、その結果について、速やかに区民等に情報提供します。

②港区放射性物質除染実施ガイドラインの策定

「港区放射性物質除染実施ガイドライン」等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じます。

2 人のつながりにより地域防災力を向上させる

東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の人々のつながりを強化し地域防災力を向上させる取組を推進します。

(1) 各防災関係機関の態勢の検証と再構築

①災害対策本部の態勢の見直し

災害対策本部の事務分掌の平常時に近い内容に見直しを行い、迅速かつ円滑な災害対策本部態勢を確保しています。

また、災対台場地区対策室の設置により、台場地区の防災体制の強化を図りました。

②指定管理者の役割分担の明確化

避難所となる区有施設の指定管理者と災害時協定を締結し、円滑な避難所運営に向けた役割分担を明確化しました。

(2) 地域防災力の向上のための支援

①防災アドバイザー派遣等

区民や事業者からの依頼に応じて、職員による防災出張講座や防災アドバイザーの派遣を行い、防災知識の普及を推進しています。

②防災士資格取得支援及び防災学校の開催

防災士の資格取得支援や防災学校を通じて、地域の防災リーダーの育成を推進しています。

(3) 避難所の機能強化

①女性や要配慮者に配慮した備蓄物資の充実・強化

避難所生活における、女性や要配慮者等に配慮し、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等を購入し備蓄しています。

また、要配慮者等へ配慮した備蓄物資として、おかゆ、大人用おむつ及び簡易ベッド等も備蓄しています。

今後も避難者の生活ニーズに合わせた物資の備蓄を進めます。

②情報収集及び伝達機器の整備

非常用電源、防災行政無線移動系や災害時優先携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、インターネット環境等被災者による情報の収集及び伝達機器の整備を図ります。

また、特設災害時公衆電話を全ての避難所に整備することで、区民等の安否確認や連絡手段を確立します。

③避難所での飼養動物（ペット）対策

飼養動物（ペット）を、区民避難所（地域防災拠点）において適切に飼育・保護するために、一定の配慮のもと、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物（ペット）保護策等に取り組みます。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「（仮）区民避難所（地域防災拠点）におけるペット対応マニュアル」を策定し、避難所運営マニュアルへ反映し

5 その他各防災関係機関において早急に修正が必要な事項

(1) 災害対策基本法の一部改正に伴う修正

- ・新たな避難情報に基づく避難情報の発令基準の改定

災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、令和3年度に避難勧告・指示が一本化され避難情報が見直されたことを受け、区の避難情報の発令基準を改定します。

(2) 土砂災害（特別）警戒区域の指定に伴う修正

- ・土砂災害（特別）警戒区域の指定

東京都が、土砂災害防止法に基づき、平成29年度及び令和元年度に土砂災害（特別）警戒区域を指定しました。

(3) 浸水被害想定の変更に伴う修正

- ・浸水被害想定の変更

東京都による浸水被害想定の変更に伴い各種ハザードマップを変更・作成しました。

(4) 複合災害に対する考え方の整理

- ・複合災害に対する考え方の整理

章を新設し、複合災害による被害の軽減を目指すことを明記します。

- ・洪水・高潮による浸水対策の実施

大型台風や集中豪雨等による浸水被害に備え、浸水想定区域にある区有施設について、城南地区河川流域(古川)・荒川・隅田川及び新河岸川流域の浸水想定と、高潮による浸水想定をもとに、浸水規模を踏まえた対策を実施します。

(5) 防災力向上支援の拡大

- ・共同住宅の防災力向上のための支援の実施

令和2年度に、区内の住宅に対する防災力向上支援の対象を、それまでの6階以上かつ50戸以上の高層住宅から、すべての共同住宅へと拡大し、防災組織の結成や結成後の活動の活性化に向けた支援等を実施しています。

(6) 港区BCPの改定

- ・「港区業務継続計画（震災編）」の改定

平成31年1月に、緊急時優先業務や必要な職員体制を見直すとともに、東京都が作成した計画と整合を図りながら災害時における受援について整理し、より実効性の高いものへ改定しました。

(7) 事業者BCP策定支援の実施

- ・「港区中小企業向けBCP（事業継続計画）作成マニュアル」の策定

令和2年3月に、「港区中小企業向けBCP（事業継続計画）作成マニュアル」を策定しました。

(8) 緊急医療救護所開設体制の強化

- ・「災害時における緊急医療救護所に関する協定」の締結

令和元年度に、区内12病院との間に「災害時における緊急医療救護所に関する協定」を締結しました。

(9) 災害時における性的マイノリティへの配慮

- ・避難所運営における性的マイノリティへの配慮

避難所運営の際には、プライバシー確保のためのパーテーションを活用し、避難者の状況に応じて生活空間を分けるなど、性的マイノリティの方に配慮します。

(10) 電線類地中化の推進

- ・電線類地中化の推進

ます。

④要配慮者対策と連動した福祉避難所の運営

福祉避難所では、介護サービスを行うスペースも考慮する必要があることなどから、訓練を通じ、適宜受入人数の見直し及び新規指定先の検討等、機能の拡充を図ります。

また、災害時には、区と連絡等を行う必要があるため、防災行政無線の配備を行うほか、避難行動要支援者の対応に必要な備蓄物資や機材を追加配備していきます。

福祉避難所の施設職員は、災害時に施設入居者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

(4) 実効性ある要配慮者対策の構築

①関係者との支援協力

要配慮者のうち、避難行動要支援者は介護等を要するなど支援方法が異なるため、支援関係者による避難支援体制を構築します。

また、避難所や在宅者への対応についての相談体制を、高齢者相談センターとの連携を密にし、体制の構築を推進していきます。

②「災害時避難行動要支援者登録名簿」の整備

平成27年10月に「港区災害時避難行動要支援者登録事業」を開始しました。

区では、要配慮者のうち、災害時の避難行動に特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」と定義し、「災害時避難行動要支援者登録名簿」を整備します。

(5) 帰宅困難者対策

①国、都及び各防災関係機関、事業者との役割分担の明確化

平成23年10月に防災対策の基本理念や区・区民・事業者が取り組むべき基本的事項を定めた「港区防災対策基本条例」を制定し、この中で、帰宅困難者対策の実施に関する考え方や、従業員の一斉帰宅の抑制、来所者等の抱え込みを事業者の責務として明文化しました。

②帰宅困難者の一時滞在施設の確保

現在、確保している一時滞在施設に加え、新たな一時滞在施設の確保、量的拡大に向けて、都及び都関連施設を指定するとともに、国、区市町村、事業者団体等に対して確保を要請します。

③事業者との協定の拡大

「港区防災対策基本条例」に基づき、区内事業者等と一時滞在施設や物資等の提供に関する災害時の協力協定を締結。（平成28年4月1日現在、62社と締結）

④駅周辺滞留者対策推進協議会の設置・支援

区、警察、消防、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅周辺滞留者対策推進協議会を平成20年度に品川、平成23年度に田町、平成24年度に浜松町、新橋、平成25年度に白金高輪、平成26年度に赤坂青山、台場、平成27年度は六本木に設立し、帰宅困難者対策を推進する事業者団体への支援を実施しています。

(6) 医療救護体制の強化

①災害医療コーディネーターの設置

災害時は、区の医療救護活動等を統括・調整するため、一般社団法人東京都港区医師会等と協力した医学的助言等を行う港区災害医療コーディネーターを設置します。

また、平時から訓練等を通じ、医療救護体制の運用について検討します。

電柱の倒壊や電線類の被災を軽減することにより、避難路や緊急輸送道路などの避難、救助、救援又は復旧活動を支える道路空間が確保されるとともに、電話や電気などのライフラインが安定的に供給されるよう、電線類の地中化を推進します。

(11) その他事実関係の変更に伴う軽微な修正

②医療救護活動拠点の整備

区の医療救護活動拠点をみなと保健所に設置し、災害情報の収集・伝達に必要な防災行政無線及び FWA（ホットライン回線）等の整備を行いました。

(7) ボランティアへの支援体制の構築

①ボランティアの種別による体系化

医療ボランティア、語学・通訳ボランティア、技術者ボランティア、一般ボランティアに区分し支援体制の役割を明確化しました。

②災害時ボランティアセンターの設置

社会福祉法人港区社会福祉協議会との連携を密にし、災害時ボランティアセンターの設置を要請するとともに、「港区災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、活動拠点を確保します。

(8) 高層住宅の震災対策

①高層住宅の防災力向上のための支援

高層住宅での防災計画策定についての手順をまとめた「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」及び高層住宅での震災対策等についての DVD を配布し、高層住宅の防災力の向上を支援してきました。

熊本地震で検討が必要になった課題等について、今後は「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」等の改訂を行い、高層住宅での防災組織の結成並びに防災計画の策定の支援を行うことにより、高層住宅のさらなる防災力向上を図ります。

②町会・自治会等地域との共助体制づくりの推進

高層住宅の居住者、管理組合及び管理事業者に対し、防災アドバイザーの派遣や防災出張講座を行い、防災組織の結成や結成後の活動に向けた支援をするほか、各フロアや近隣階ごとを基本単位とする安否確認訓練や災害時の物資の運搬役等について定めた防災計画の策定に向けた取り組みを支援することで、居住者同士で協力し合う共助体制の強化を図ります。

③高層住宅防災組織に対する防災資器材の助成

高層住宅居住者で結成された高層住宅防災組織に対して、防災資器材を助成します。エレベーター閉じ込め対策の器具に加え、高層住宅内の上下階への備蓄物資運搬資器材等、高層住宅特有の対策に必要な器具の助成を検討します。

(9) 災害時における各防災関係機関との情報連絡体制や区民等への情報伝達手段の充実

①新たな情報伝達手段の確保

区民等への情報伝達手段は、これまでの港区防災行政無線、防災情報メール、港区公式ホームページに加え、新たに、ツイッター、フェイスブック、港区防災アプリ、デジタルサイネージ、緊急エリアメール等を整備しました。

今後も、地域や受信者の立場に応じて、ケーブルテレビ回線を使用した専用端末や室内に届きやすい周波数帯である 280MHz 帯を活用した情報伝達手段を導入するなど、区民等に対する情報伝達体制の拡充を図ります。

②多言語化による情報伝達

多様化する情報伝達手段や受信者への対応として、既存の情報伝達手段の多言語化を推進します。

3 被災者の生活を早期に回復させる

災害復興における被災者の生活再建を早期に図るための体制やシステムを構築します。

(1) り災証明発行業務の基準の明確化及び事務の迅速化

①被災者生活再建支援システムの導入・運用

平成 25 年 12 月に被災者生活再建支援システムを導入し、調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施しています。

②港区のガイドラインの策定

内閣府指針及び都が策定した「災害に係る住家被害認定、り災証明発行等に関するガイドライン」を判断基準とし、区の具体的な手順を定めた「(仮)港区り災証明発行ガイドライン」の策定を引き続き検討します。

第3 法律改正への対応

平成 24 年修正以降に行われた法律改正への対応は以下のとおりです。

(1) 災害対策基本法(平成 25 年 6 月及び 11 月改正)

①指定緊急避難場所の指定(第 49 条の 4)

災害の種類ごとに緊急的な避難をする場所(施設)の指定及び公示が定められました。

区は、地震、洪水、津波の指定緊急避難場所を指定しており、今後は、土砂災害等の指定緊急避難場所の指定及び公示を行います。

②災害時における車両の移動等(第 76 条の 6)

道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することが定められました。

区道においても、道路管理者である区が、同権限を有し、対応する内容を記載しました。

③り災証明書の交付(第 90 条の 2)

これまで法律による規定が無かった、り災証明書の発行について、災害発生時における住家等の被害調査及びこれに基づくり災証明書の交付を市町村長に義務付けたものです。

(2) 水防法(平成 25 年及び平成 27 年改正)

①浸水想定区域内の地下街等における浸水防止計画の作成義務が定められました。(第 15 条の 2)

②浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画作成の努力義務が定められました。(第 15 条の 3)

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律
(土砂災害防止法)(平成 27 年 1 月改正法施行)

① 法改正の内容、土砂災害警戒区域が指定された場合の対応を定めました。

第4 計画修正に当たっての重点検討事項への対応

平成 28 年 5 月に策定した「港区地域防災計画修正の基本的考え方」に掲げた 6 つの重点検討事項について、現状と課題を整理し、対策を計画に反映しました。

(1) 各種災害時における避難勧告等の発令基準の周知及び伝達体制の整備

①避難勧告等の発令基準の周知

②地域特性を踏まえた情報伝達

(2) 実効的な避難所運営についての課題整理、機能強化

①効率的な備蓄物資の配給方法、新たな備蓄物資の購入

②災害時におけるペット対策

③区民避難所(地域防災拠点)及び福祉避難所の施設機能や避難所運営方法

(3) 要配慮者支援策の構築

①避難行動要支援者の支援策

②外国人・乳幼児等への支援策

(4) 帰宅困難者対策及び高層住宅の震災対策

①事業者等の一斉帰宅抑制の徹底及び一時滞在施設確保の充実

②高層住宅居住者の共助体制構築の支援と資器材助成の見直し

(5) 区の特徴を踏まえた風水害対策

①急傾斜地等の土砂災害対策

②地下街等の地下空間の浸水対策

(6) 区と各防災機関との協力体制の充実

①区と防災関係機関との具体的な協力体制の構築

②自治体間の連携を踏まえた災害対応

該当部分	震災編第1部第2章第1節 港区の概況
機関名	港区（防災課）

修正案	現行
<p>第1節 港区の概況</p> <p>第1 地勢の概況</p> <p>1 位置</p> <p>港区は、東京都のほぼ東南部に位置し、東は東京湾に面し、その北端でわずかに中央区に接し、北は千代田区と新宿区、西は渋谷区、南は品川区、東は江東区にそれぞれ隣接しています。</p> <p>港区の東端は、台場二丁目（東経 139 度 47 分）、西端は北青山三丁目（東経 139 度 42 分）で南端は高輪四丁目（北緯 35 度 37 分）、北端は元赤坂二丁目（北緯 35 度 41 分）です。</p> <p>南北の距離は約 6.5km、東西の距離は約 6.6km です。</p> <p>2 地勢</p> <p>(1) 地形</p> <p>区内の地形は、北西一帯の高台地と東南の東京湾に面した低地及び芝浦海浜の埋め立て地からなっています。</p> <p>麻布、赤坂、高輪地区の高台地は秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、これらの台地は小さな突起状の丘陵となっているため、東京 23 区の中で最も起伏に富んだ地形を形成しています。また、台地の縁辺部は急斜面や崖で形成され、麻布、高輪地区には低地と結ばれる急な坂道が多く点在しており、急傾斜地崩壊危険箇所¹があります。</p> <p>一方、芝、芝浦港南地区は東京湾に面した低地・埋立地からなっています。区の中央部には、西から東に流れる古川（金杉川）流域に平地部が横たわっています。</p> <p>最高地は赤坂台地の北青山三丁目3番の海拔²34m、最低地は JR 浜松町駅前ガード付近で海拔 0.08m です。</p> <p>(2) 地質地盤</p> <p>港区の地盤は、第三紀層を基盤として洪積層及び沖積層（第四紀層）から成り、洪積層は山の手台地、下町低地にまたがって分布する地層群（江戸川層、東京礫層、東京層）と、山の手台地のみ分布する地層群（武蔵野礫層、ローム層粘土、武蔵野ローム、立川ローム）及び下町低地に分布する地層群（埋没段丘礫層、埋没ローム層）に大別され、沖積層は、下町低地及び山の手河谷低地に主として分布しています。</p> <p style="text-align: center;">(震災資料編 震1-2-1 地形分類図 参照) (震災資料編 震1-2-2 地層断面図 参照)</p> <p>¹ 急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれのある箇所。地形図確認と現地調査により設定しています。</p> <p>² 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。</p>	<p>第1節 港区の概況</p> <p>第1 地勢の概況</p> <p>1 位置</p> <p>港区は、東京都のほぼ東南部に位置し、東は東京湾に面し、その北端でわずかに中央区に接し、北は千代田区と新宿区、西は渋谷区、南は品川区、東は江東区にそれぞれ隣接しています。</p> <p>港区の東端は、台場二丁目（東経 139 度 47 分）、西端は北青山三丁目（東経 139 度 42 分）で南端は高輪四丁目（北緯 35 度 37 分）、北端は元赤坂二丁目（北緯 35 度 41 分）です。</p> <p>南北の距離は約 6.5km、東西の距離は約 6.6km です。</p> <p>2 地勢</p> <p>(1) 地形</p> <p>区内の地形は、北西一帯の高台地と東南の東京湾に面した低地及び芝浦海浜の埋め立て地からなっています。</p> <p>麻布、赤坂、高輪地区の高台地は秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、これらの台地は小さな突起状の丘陵となっているため、東京 23 区の中で最も起伏に富んだ地形を形成しています。また、台地の縁辺部は急斜面や崖で形成され、麻布、高輪地区には低地と結ばれる急な坂道が多く点在しており、急傾斜地崩壊危険箇所¹があります。</p> <p>一方、芝、芝浦港南地区は東京湾に面した低地・埋立地からなっています。区の中央部には、西から東に流れる古川（金杉川）流域に平地部が横たわっています。</p> <p>最高地は赤坂台地の北青山三丁目3番の海拔²34m、最低地は JR 浜松町駅前ガード付近で海拔 0.08m です。</p> <p>(2) 地質地盤</p> <p>港区の地盤は、第三紀層を基盤として洪積層及び沖積層（第四紀層）から成り、洪積層は山の手台地、下町低地にまたがって分布する地層群（江戸川層、東京礫層、東京層）と、山の手台地のみ分布する地層群（武蔵野礫層、ローム層粘土、武蔵野ローム、立川ローム）及び下町低地に分布する地層群（埋没段丘礫層、埋没ローム層）に大別され、沖積層は、下町低地及び山の手河谷低地に主として分布しています。</p> <p style="text-align: center;">(震災資料編 震1-2-1 地形分類図 参照) (震災資料編 震1-2-2 地層断面図 参照)</p> <p>¹ 急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれのある箇所。地形図確認と現地調査により設定しています。</p> <p>² 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。</p>

第2 面積・人口

1 面積

(1) 総面積

港区の総面積は 20.37 km²です。

(2) 地区別面積

地区	面積
芝地区	4.45 km ²
麻布地区	3.79 km ²
赤坂地区	4.01 km ²
高輪地区	3.48 km ²
芝浦港南地区	4.64 km ²



2 人口

(1) 人口・世帯

令和3年4月1日現在、港区全体の人口¹は、258,821人で、人口密度は、12,706.0人/km²、世帯数は146,833世帯です。その内、日本人の人口は、男112,373人、女128,157人、計240,530人となっています。外国人の人口は、男9,558人、女8,733人、計18,291人となっています。

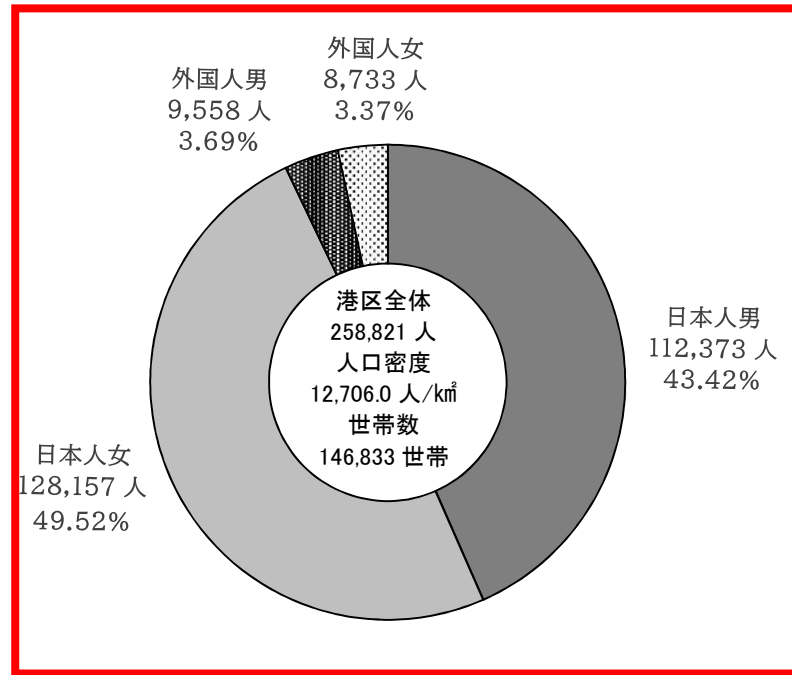


図1-2-1 港区の総人口及び世帯数

¹ 人口：住民基本台帳（令和3年4月1日）によります。

第2 面積・人口

1 面積

(1) 総面積

港区の総面積は 20.37 km²です。

(2) 地区別面積

地区	面積
芝地区	4.43 km ²
麻布地区	3.79 km ²
赤坂地区	4.01 km ²
高輪地区	3.37 km ²
芝浦港南地区	4.77 km ²



2 人口

(1) 人口・世帯

平成28年4月1日現在、港区全体の人口¹は、246,664人で、人口密度は、12,109.2人/km²、世帯数は140,755世帯です。その内、日本人の人口は、男106,217人、女121,498人、計227,715人となっています。外国人の人口は、男10,079人、女8,870人、計18,949人となっています。

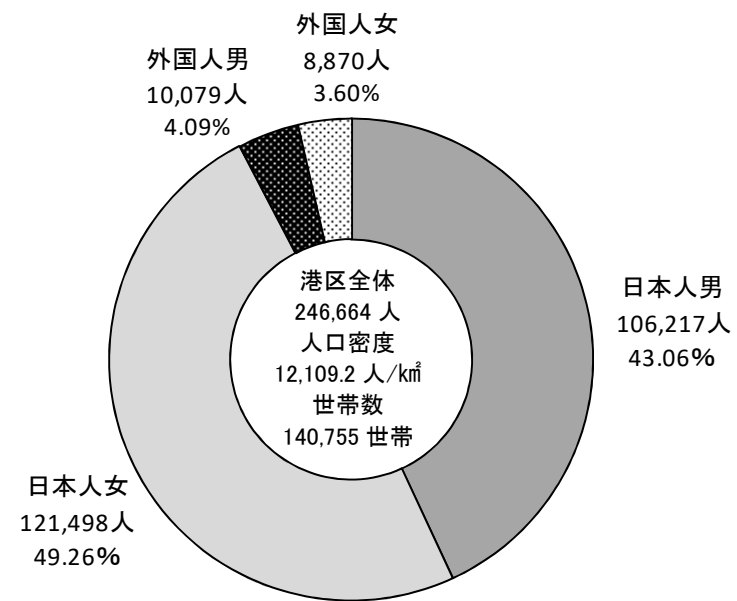


図1-2-1 港区の総人口及び世帯数

¹ 人口：住民基本台帳（平成28年4月1日）によります。

(2) 年齢別人口

令和3年4月1日現在、港区全体の年齢別の人口¹は、年少（0～14歳）35,662人、生産年齢（15～64歳）178,969人、老年（65歳～）44,190人となり、65歳以上の人口が全体の17.07%を占めます。

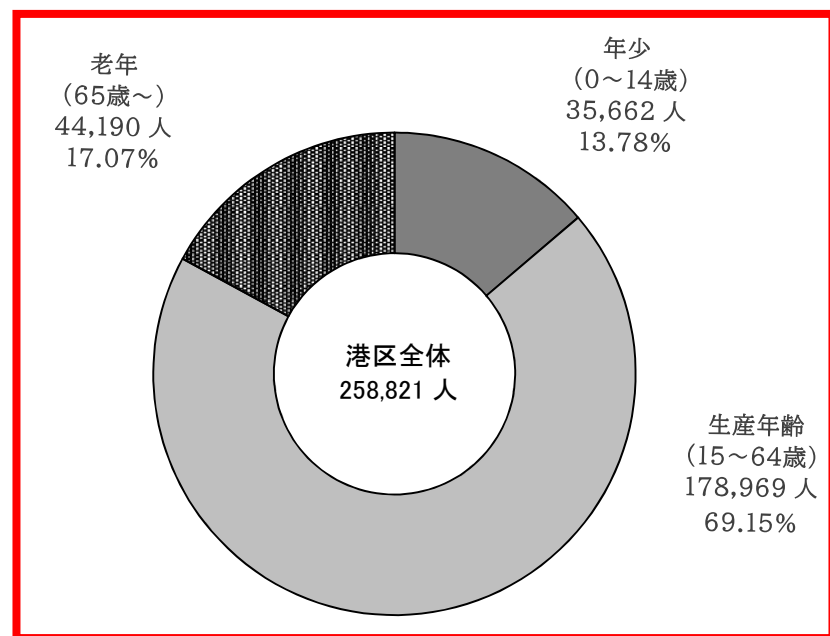


図1-2-2 港区の年齢別人口

¹ 人口：住民基本台帳（令和3年4月1日）によります。

(3) 外国人

令和3年4月1日現在、港区全体の区内在住外国人は、18,291人となり、日本人は、240,530人となり、港区に在住する外国人は、全体の7.07%を占めます。

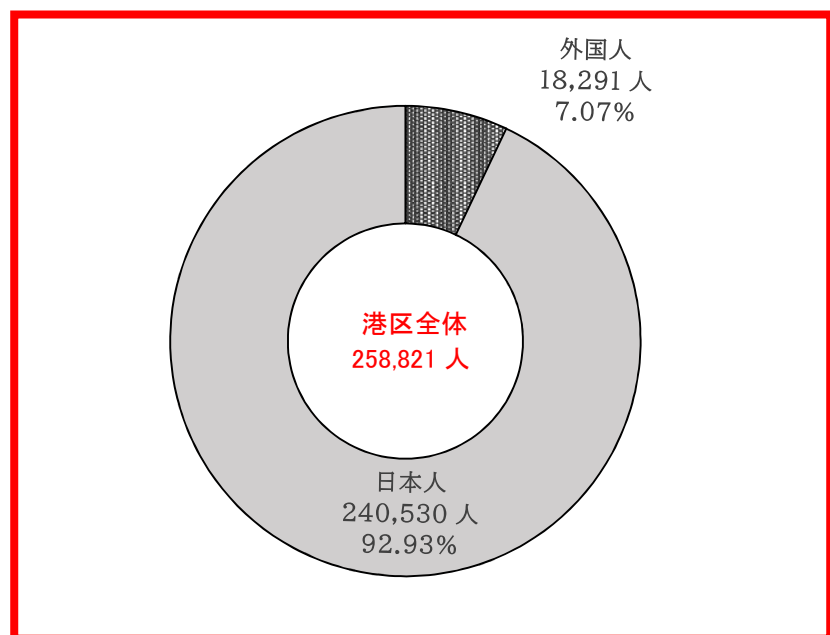


図1-2-3 港区の外国人の数

(2) 年齢別人口

平成28年4月1日現在、港区全体の年齢別の人口¹は、年少（0～14歳）31,334人、生産年齢（15～64歳）172,646人、老年（65歳～）42,684人となり、65歳以上の人口が全体の17.30%を占めます。

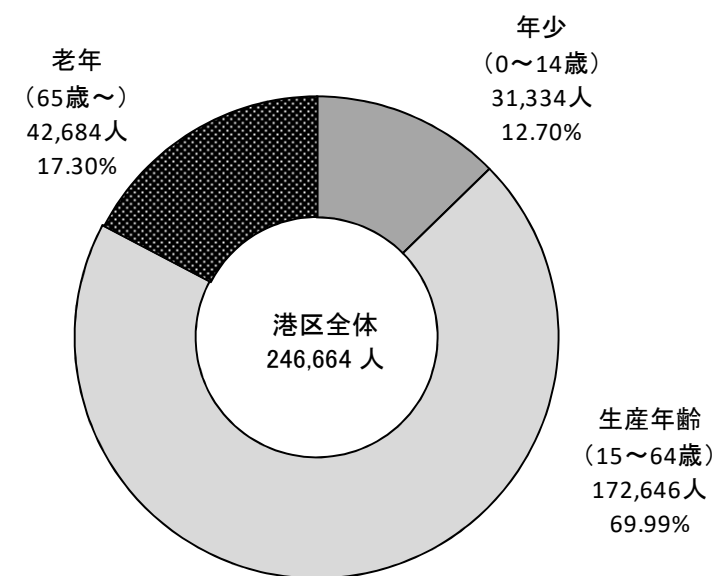


図1-2-2 港区の年齢別人口

¹ 人口：住民基本台帳（平成28年4月1日）によります。

(3) 外国人

平成28年4月1日現在、港区全体の区内在住外国人は、18,949人となり、日本人は、227,715人となり、港区に在住する外国人は、全体の7.68%を占めます。

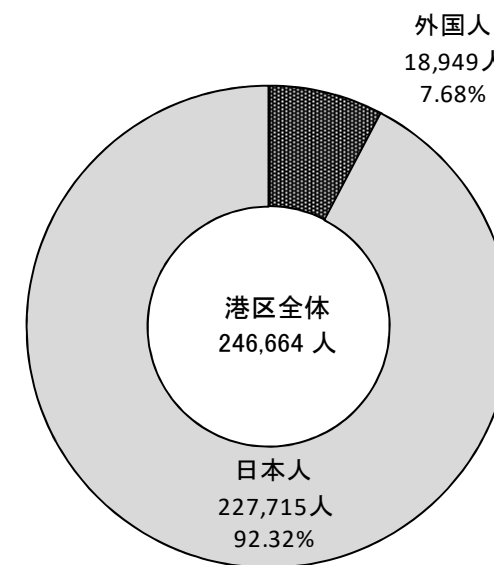


図1-2-3 港区の外国人の数

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 27 年国勢調査¹による港区の昼間人口は 940,785 人で、平成 27 年国勢調査の夜間人口 243,283 人と比較すると 3.87 倍もの人口になっています。

¹ 国勢調査：国勢調査は、日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに行われる調査です。基準日は、毎年10月1日現在です。

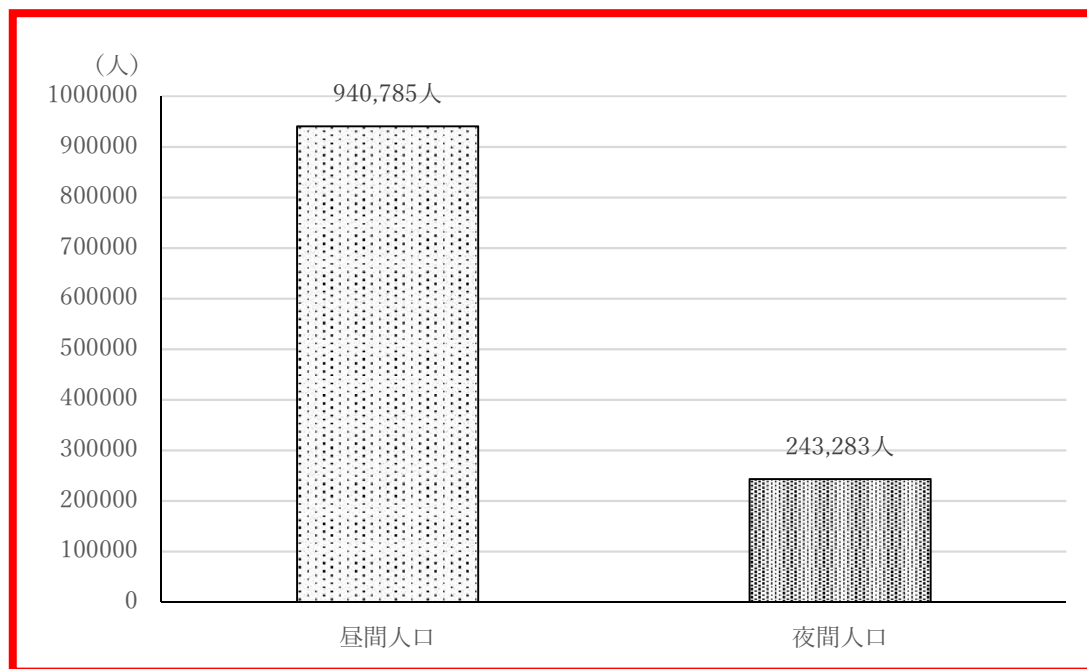


図 1-2-4 港区の昼間人口・夜間人口

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 22 年国勢調査¹による港区の昼間人口は 886,173 人で、平成 22 年国勢調査の夜間人口 205,131 人と比較すると 4.32 倍もの人口になっています。

¹ 国勢調査：国勢調査は、日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに行われる調査です。基準日は、毎年10月1日現在です。

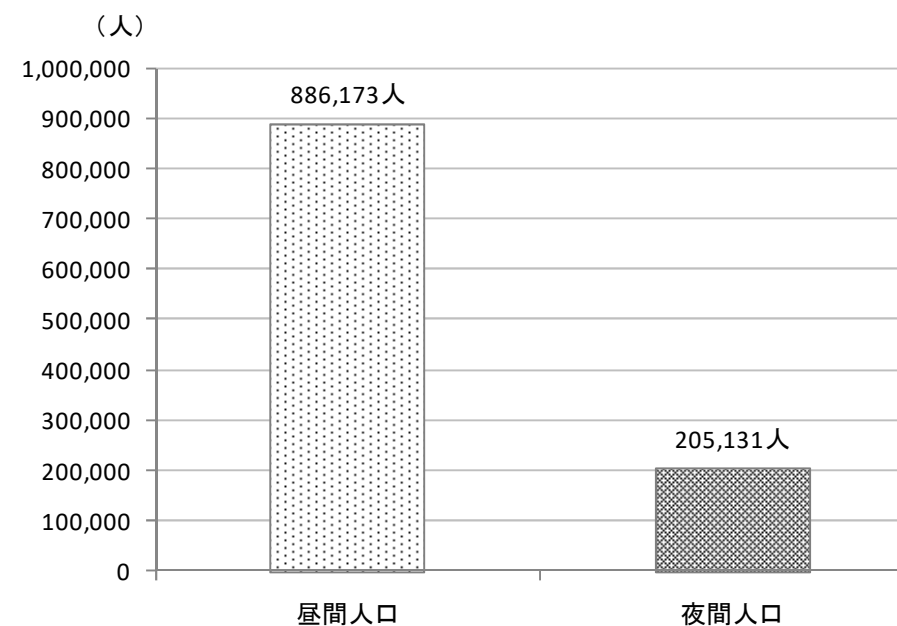


図 1-2-4 港区の昼間人口・夜間人口

3 地区別の人口

(1) 人口

地区別の人口は、高輪地区が最も多く、61,492 人です。次いで、麻布地区で 61,003 人です。地区別の人口密度では、高輪地区が最も多く、17,670.1 人/km²、次いで麻布地区で 16,102.9 人/km²となっています。

表 1-2-1 地区別の人口及び人口密度

地区	合計 (人)	日本人 (人)			外国人 (人)			人口密度 (人/km ²)
		計	男	女	計	男	女	
芝	41,631	38,998	18,456	20,542	2,633	1,433	1,200	9,355.3
麻布	61,003	54,156	25,239	28,917	6,847	3,632	3,215	16,102.9
赤坂	37,491	34,706	16,155	18,551	2,785	1,448	1,337	9,349.4
高輪	61,492	58,877	26,270	32,607	2,615	1,307	1,308	17,670.1
芝浦港南	57,204	53,793	26,253	27,540	3,411	1,738	1,673	12,328.4
合計	258,821	240,530	112,373	128,157	18,291	9,558	8,733	12,706.0

3 地区別の人口

(1) 人口

地区別の人口は、高輪地区が最も多く、59,367 人です。次いで、麻布地区で 58,296 人です。地区別の人口密度では、高輪地区が最も多く、17,616.3 人/km²、次いで麻布地区で 15,381.5 人/km²となっています。

表 1-2-1 地区別の人口及び人口密度

地区	合計 (人)	日本人 (人)			外国人 (人)			人口密度 (人/km ²)
		計	男	女	計	男	女	
芝	39,588	36,742	17,356	19,386	2,846	1,592	1,254	8,936.3
麻布	58,296	51,079	23,661	27,418	7,217	3,811	3,406	15,381.5
赤坂	35,850	32,875	15,056	17,819	2,975	1,600	1,375	8,940.1
高輪	59,367	56,689	25,398	31,291	2,678	1,385	1,293	17,616.3
芝浦港南	53,563	50,330	24,746	25,584	3,233	1,691	1,542	11,229.1
合計	246,664	227,715	106,217	121,498	18,949	10,079	8,870	12,109.2

(2) 年齢別人口

地区別の年齢別の人口は、年少（0～14歳）では、芝浦港南地区が最も多く、9,611人です。次いで、麻布地区で8,439人となっています。生産年齢（15～64歳）では、麻布地区が最も多く、43,041人です。次いで、高輪地区で40,962人となっています。老年（65歳～）では、高輪地区が最も多く、12,182人です。次いで、麻布地区で9,523人となっています。

表1-2-2 地区別の年齢別人口

地区	年少 0～14歳 (人)	生産 年齢 15～64歳 (人)	老年 65歳～ (人)	計 (人)	地区の人口にお ける老年（65歳～ ）の割合 (%)
芝	4,526	29,805	7,300	41,631	17.54
麻布	8,439	43,041	9,523	61,003	15.61
赤坂	4,738	25,067	7,686	37,491	20.30
高輪	8,348	40,962	12,182	61,492	20.50
芝浦港南	9,611	40,094	7,499	57,355	13.07
合計	35,662	178,969	44,190	258,821	17.07

(3) 外国人

地区別の外国人の人口は、麻布地区が最も多く、6,847人です。次いで、芝浦港南地区で3,411人となっています。地区の人口における外国人の割合では、麻布地区が最も多く、11.22%、次いで赤坂地区で7.43%となっています。

表1-2-3 地区別の外国人人口の割合

地区	外国人 (人)	日本人 (人)	計 (人)	地区の人口における 外国人の割合 (%)
芝	2,633	38,998	41,631	6.32
麻布	6,847	54,156	61,003	11.22
赤坂	2,785	34,706	37,491	7.43
高輪	2,615	58,877	61,492	4.25
芝浦港南	3,411	53,793	57,204	5.96
合計	18,291	240,530	258,821	7.07

(2) 年齢別人口

地区別の年齢別の人口は、年少（0～14歳）では、芝浦港南地区が最も多く、8,732人です。次いで、麻布地区で7,464人となっています。生産年齢（15～64歳）では、麻布地区が最も多く、41,687人です。次いで、高輪地区で40,331人となっています。老年（65歳～）では、高輪地区が最も多く、11,805人です。次いで、麻布地区で9,145人となっています。

表1-2-2 地区別の年齢別人口

地区	年少 0～14歳 (人)	生産 年齢 15～64歳 (人)	老年 65歳～ (人)	計 (人)
芝	3,771	28,394	7,423	39,588
麻布	7,464	41,687	9,145	58,296
赤坂	4,136	24,080	7,634	35,850
高輪	7,231	40,331	11,805	59,367
芝浦港南	8,732	38,154	6,677	53,563
合計	31,334	172,646	42,684	246,664

(3) 外国人

地区別の外国人の人口は、麻布地区が最も多く、7,217人です。次いで、芝浦港南地区で3,233人となっています。地区の人口における外国人の割合では、麻布地区が最も多く、12.38%、次いで赤坂地区で8.30%となっています。

表1-2-3 地区別の外国人人口の割合

地区	外国人 (人)	日本人 (人)	計 (人)	地区の人口における 外国人の割合 (%)
芝	2,846	36,742	39,588	7.19
麻布	7,217	51,079	58,296	12.38
赤坂	2,975	32,875	35,850	8.30
高輪	2,678	56,689	59,367	4.51
芝浦港南	3,233	50,330	53,563	6.04
合計	18,949	227,715	246,664	7.68

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 27 年国勢調査による地区別の昼間人口は芝地区が最も多く、370,891 人です。次いで、赤坂地区で 190,730 人となっています。地区別の夜間人口では、高輪地区が最も多く 59,416 人、次いで麻布地区で 56,294 人となっています。昼間人口に対する夜間人口の割合では、芝地区が最も多く 9.35 倍、次いで赤坂地区で 5.34 倍となっています。

表 1-2-4 地区別の昼間人口及び夜間人口

地区	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間/夜間 (倍)
芝	370,891	39,655	9.35
麻布	111,998	56,294	1.99
赤坂	190,730	35,697	5.34
高輪	86,738	59,416	1.46
芝浦港南	180,414	52,221	3.45
合計	940,771	243,283	3.87

4 高齢者の状況

(1) 高齢者数 (65 歳以上) 住民基本台帳 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65~69歳	4,553	5,224	9,777
70~74歳	5,268	6,549	11,817
75~79歳	3,399	4,793	8,192
80~84歳	2,477	4,029	6,506
85~89歳	1,563	3,150	4,713
90~94歳	624	1,647	2,271
95~99歳	141	649	790
100歳以上	21	103	124
合計	18,046	26,144	44,190

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	3,049	4,251	7,300
麻布	3,906	5,617	9,523
赤坂	3,045	4,641	7,686
高輪	4,893	7,289	12,182
芝浦港南	3,153	4,346	7,499
合計	18,046	26,144	44,190

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 22 年国勢調査による地区別の昼間人口は芝地区が最も多く、388,819 人です。次いで、赤坂地区で 167,636 人となっています。地区別の夜間人口では、高輪地区が最も多く 50,893 人、次いで芝浦港南地区で 46,647 人となっています。昼間人口に対する夜間人口の割合では、芝地区が最も多く 12.01 倍、次いで赤坂地区で 5.52 倍となっています。

表 1-2-4 地区別の昼間人口及び夜間人口

地区	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間/夜間 (倍)
芝	388,819	32,369	12.01
麻布	92,938	44,843	2.07
赤坂	167,636	30,379	5.52
高輪	71,317	50,893	1.40
芝浦港南	165,466	46,647	3.55
合計	886,173	205,131	4.32

※詳細な結果は、平成 30 年に公表予定のため、平成 22 年数値を記載しています。

4 高齢者の状況

(1) 高齢者数 (65 歳以上) 住民基本台帳 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65~69歳	5,971	7,026	12,997
70~74歳	4,008	5,188	9,196
75~79歳	3,117	4,542	7,659
80~84歳	2,365	3,944	6,309
85~89歳	1,240	2,650	3,890
90~94歳	466	1,483	1,949
95~99歳	100	473	573
100歳以上	15	96	111
合計	17,282	25,402	42,684

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	3,090	4,333	7,423
麻布	3,684	5,461	9,145
赤坂	2,962	4,672	7,634
高輪	4,761	7,044	11,805
芝浦港南	2,785	3,892	6,677
合計	17,282	25,402	42,684

(2) ひとり暮らし高齢者数 ひとり暮らし実態調査 (令和2年1月1日現在)

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65～69歳	357	558	915
70～74歳	532	1,047	1,579
75～79歳	423	1,239	1,662
80～84歳	269	1,210	1,479
85～89歳	170	907	1,077
90歳以上	81	504	585
合計	1,832	5,465	7,297

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	327	923	1,250
麻布	317	987	1,304
赤坂	304	1,008	1,312
高輪	434	1,467	1,901
芝浦港南	450	1,080	1,530
合計	1,832	5,465	7,297

(3) 要介護認定数 (令和2年3月31日現在)

区分	人数 (人)
要支援1	1,624
要支援2	1,009
要介護1	1,725
要介護2	1,574
要介護3	1,265
要介護4	1,107
要介護5	960
合計	9,264

5 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数 (令和2年3月31日現在)

種類	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)
視覚障害	84	122	22	20	70	18	336
聴覚障害等	0	113	49	110	3	114	389
言語障害等	0	0	43	20	0	0	63
肢体不自由	258	523	671	664	227	113	2,456
内部障害	1,166	72	216	412	0	0	1,866
合計	1,508	830	1,001	1,226	300	245	5,110

(2) 愛の手帳所持者 (知的障害者) 数 (令和2年3月31日現在)

1度 (最重度) (人)	2度 (重度) (人)	3度 (中度) (人)	4度 (軽度) (人)	計 (人)
41	271	218	341	871

(2) ひとり暮らし高齢者数 ひとり暮らし実態調査 (平成28年1月1日現在)

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65～69歳	486	777	1,263
70～74歳	443	991	1,434
75～79歳	322	1,121	1,443
80～84歳	256	1,172	1,428
85～89歳	133	764	897
90歳以上	57	382	439
合計	1,697	5,207	6,904

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	334	892	1,226
麻布	291	938	1,229
赤坂	280	1,071	1,351
高輪	419	1,389	1,808
芝浦港南	373	917	1,290
合計	1,697	5,207	6,904

(3) 要介護認定数 (平成28年3月31日現在)

区分	人数 (人)
要支援1	1,349
要支援2	1,054
要介護1	1,572
要介護2	1,456
要介護3	1,182
要介護4	1,056
要介護5	1,005
合計	8,674

5 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数 (平成28年3月31日現在)

種類	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)
視覚障害	101	103	27	25	62	22	340
聴覚障害等	18	110	51	89	2	109	379
言語障害等	6	1	36	21	0	0	64
肢体不自由	560	502	570	706	196	109	2,643
内部障害	1,110	57	203	319	0	1	1,690
合計	1,795	773	887	1,160	260	241	5,116

(2) 愛の手帳所持者 (知的障害者) 数 (平成28年3月31日現在)

1度 (最重度) (人)	2度 (重度) (人)	3度 (中度) (人)	4度 (軽度) (人)	計 (人)
43	228	214	289	774

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (令和2年3月31日現在)

1級(人)	2級(人)	3級(人)	計(人)
104	811	756	1671

6 妊産婦の状況

(1) 母子健康手帳発行件数 (令和2年3月31日現在)

3,193人

7 町会・自治会の状況 (令和2年4月1日現在)

地区	団体数(団体)	会員数(人)
芝	74	13,177
麻布	42	11,894
赤坂	35	7,029
高輪	47	16,398
芝浦港南	30	16,625
合計	228	65,123

(注)休会中の団体は除く

第3 土地利用

1 現況

港区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたまちづくりの進展などにより、土地利用が大きく変化しています。今後はこのような現状や、人口の急激な増加や広域交通ネットワークの強化とともに、自然災害の激甚化や新しい生活様式などの社会状況の変化に対応し、地域特性に応じた土地利用の適正化を図り、環境と都市機能のバランスのとれた持続可能なまちづくりを推進します。

(震災資料編 震1-2-3 港区用途地域地区等図 参照)

2 土地利用に関する主な取り組みの方向性

平成29年3月に改定した「港区まちづくりマスタープラン」では、次の考え方を示しています。

(1) 地域特性に応じた土地利用の誘導

①地域特性の維持・保全・更新

②土地利用転換の適切な誘導

【土地利用の誘導方針】

ア まとまった良好な住宅市街地

イ 住宅と商業・業務などが共存する市街地

ウ 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地

エ 集合住宅と商業・業務をはじめとした多様な機能が共存する市街地

オ 港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地

(2) 市街地整備の展開

①街区再編や土地利用の転換など、土地の有効利用による計画的なまちづくりの推進

②ものづくり産業と居住機能が調和したまちづくりの推進

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (平成28年3月31日現在)

1級(人)	2級(人)	3級(人)	計(人)
79	553	661	1,293

6 妊産婦の状況

(1) 母子健康手帳発行件数 (平成28年3月31日現在)

3,496人

7 町会・自治会の状況 (平成28年4月1日現在)

地区	団体数(団体)	会員数(人)
芝	77	13,791
麻布	43	12,313
赤坂	35	7,005
高輪	48	17,607
芝浦港南	30	14,551
合計	233	65,267

(注)休会中の団体は除く

第3 土地利用

1 現況

港区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたまちづくりの進展などにより、土地利用が大きく変化しています。今後はこのような現状や、人口の急激な増加や広域交通ネットワークの強化などの社会状況の変化に対応し、地域特性に応じた土地利用の適正化を図り、環境と都市機能のバランスのとれたまちづくりを推進します。

(震災資料編 震1-2-3 港区用途地域地区等図 参照)

2 土地利用に関する主な取り組みの方向性

平成29年2月改定を目指して検討を進めている「港区まちづくりマスタープラン」では、次の考え方を示しています。(以下、改定素案の内容であり、今後変更の可能性があります。)

(1) 地域特性に応じた土地利用の誘導

①地域特性の維持・保全・更新

②土地利用転換の適切な誘導

③土地利用の誘導

ア まとまった良好な住宅市街地

イ ・住宅と商業・業務等が共存する市街地

ウ 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地

エ 集合住宅と商業・業務をはじめとした多様な機能が共存する市街地

オ 港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地

(2) 市街地整備の展開

①街区再編や土地利用の転換など、土地の有効利用による計画的なまちづくりの推進

③道路と沿道が調和する計画的なまちづくりの推進

④水辺に開かれたまちづくりの推進

⑤公有地の有効活用

(3) 開発事業等の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上開

①開発事業等の計画的な誘導

②開発事業等と地域連携による魅力・価値の向上

②ものづくり産業と居住機能が調和したまちづくりの推進

③道路と沿道が調和する計画的なまちづくりの推進

④水辺に開かれたまちづくりの推進

⑤公有地の有効活用

(3) 開発事業等の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上開

①開発事業等の計画的な誘導

②開発事業等と地域連携による魅力・価値の向上

該当部分	震災編第1部第3章第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）
機関名	港区（都市計画課）

修正案	現行
<p>第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）</p> <p>第1 芝地区全体の現況</p> <p>1 地区のほとんどが低地であり、一部埋め立てにより作られた土地、海に面した土地があります。最低地はJR浜松町駅付近で海拔0.08mです。</p> <p>2 麻布地区との境と地区の中央部分を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。</p> <p>3 新橋駅東口には大規模な地下街があります。</p> <p>4 荒川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域として新橋駅周辺の一部が位置付けられています。平成16年9月に荒川は洪水予報指定河川に指定されています。</p> <p>5 他区市町村からの流入が多く、昼間人口が夜間人口の約9倍になり、5地区の中で最も多くなっています。</p> <p>第2 芝地区内における地域別の課題</p> <p>1 芝・三田周辺地区</p> <p>(1) 芝四、五丁目は、昼間人口密度が1,000人/ha以上であり、地震発生時には田町駅周辺を中心に、大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。</p> <p>(2) 国道1号線沿いの三田二丁目や国道15号線沿いの三田三丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。</p> <p>(3) 芝四、五丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。</p> <p>(4) 高層建築物（10階以上）が国道15号沿道を中心に多く存在しており、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。</p> <p>(5) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。</p> <p>(6) 区内で、津波による浸水が予測される地区の一つです。</p> <p>津波による浸水は、芝一、二丁目を中心に分布しており、建築物への被害や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。</p> <p>特に木造建築物は、津波襲来時に津波による被害を受けやすいと想定され、3階以上の建築物に避難する等の対策が必要です。</p> <p>2 新橋・浜松町周辺地区</p> <p>(1) 昼間人口密度が区内最大であり、地震発生時には新橋駅や浜松町駅等において大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。</p> <p>(2) 新橋地区を中心に建築物の老朽化が進んでおり、地震発生時には建物倒壊による人的被害や道路閉塞が発生する可能性があります。環状2号線が平成26年3月に完成したことにより、不燃化率は向上したものの、引き続き沿道の建築物の耐震化が必要です。</p>	<p>第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）</p> <p>第1 芝地区全体の現況</p> <p>1 地区のほとんどが低地であり、一部埋め立てにより作られた土地、海に面した土地があります。最低地はJR浜松町駅付近で海拔0.08mです。</p> <p>2 麻布地区との境と地区の中央部分を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。</p> <p>3 新橋駅東口には大規模な地下街があります。</p> <p>4 荒川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域として新橋駅周辺の一部が位置付けられています。平成16年9月に荒川は洪水予報指定河川に指定されています。</p> <p>5 他区市町村からの流入が多く、昼間人口が夜間人口の約12倍になり、5地区の中で最も多くなっています。</p> <p>第2 芝地区内における地域別の課題</p> <p>1 芝・三田周辺地区</p> <p>(1) 芝五丁目、三田三丁目は、昼間人口密度が1,000人/ha以上であり、地震発生時には田町駅周辺を中心に、大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。</p> <p>(2) 安定度の低い急傾斜地崩壊危険箇所が三田一丁目に1か所あります。</p> <p>(3) 芝四、五丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。</p> <p>(4) 高層建築物（10階以上）が国道15号沿道を中心に多く存在しており、地震発生時に、上層階での揺れの増幅やエレベーター停止等の被害が発生する可能性があります。</p> <p>(5) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。</p> <p>(6) 区内で、津波による浸水が予測される地区の一つです。</p> <p>津波による浸水は、芝一、二丁目を中心に分布しており、建築物への被害や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。</p> <p>特に木造建築物は、津波襲来時に津波による被害を受けやすいと想定され、3階以上の建築物に避難する等の対策が必要です。</p> <p>2 新橋・浜松町周辺地区</p> <p>(1) 昼間人口密度が区内最大であり、地震発生時には新橋駅や浜松町駅等において大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。</p> <p>(2) 新橋地区を中心に建築物の老朽化が進んでおり、地震発生時には建物倒壊による人的被害や道路閉塞が発生する可能性があります。環状2号線が平成26年3月に完成したことにより、不燃化率は向上したものの、引き続き沿道の建築物の耐震化が必要です。</p>

- (3) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。
- (4) 新橋駅周辺を中心に、液状化の可能性が高い地域では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。
- (5) 高層建築物棟数率が区内最大であり、地震発生時にエレベーター停止等の被害が生じる可能性があります。
- (6) **愛宕山周辺の愛宕一、二丁目、虎ノ門三丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。**
- (7) 商業施設が多く、看板等の落下や自動販売機の転倒の可能性があります。
- (8) 区内で、津波による浸水が予測される地区の一つです。
津波による浸水は、芝公園二丁目、浜松町二丁目、海岸一丁目を中心に分布しており、建築物への影響や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。
特に木造建築物は、津波到来時に津波による被害を受けやすいと想定され、3階以上の建築物に避難する等の対策が必要です。

- (3) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。
- (4) 新橋駅周辺を中心に、液状化の可能性が高い地域では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。
- (5) 高層建築物棟数率が区内最大であり、地震発生時にエレベーター停止等の被害が生じる可能性があります。
- (6) 安定度の低い急傾斜地崩壊危険箇所¹が芝公園三丁目、愛宕一丁目に各1か所、計2か所あります。
- (7) 商業施設が多く、看板等の落下や自動販売機の転倒の可能性があります。
- (8) 区内で、津波による浸水が予測される地区の一つです。
津波による浸水は、芝公園二丁目、浜松町二丁目、海岸一丁目を中心に分布しており、建築物への影響や地下空間への浸水、道路の冠水による通行の支障等の可能性があります。
特に木造建築物は、津波到来時に津波による被害を受けやすいと想定され、3階以上の建築物に避難する等の対策が必要です。

¹ 安定度の低い急傾斜地崩壊危険箇所 : かけ地の傾斜度が30度以上かつ高さが5m以上で被害想定地域内に人家や公共施設等が存在する斜面のうち、区の工作物等基礎調査において安定度が中または小と判定されたもの。

該当部分	震災編第1部第3章第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）
機関名	港区（都市計画課）

修正案	現 行
<p>第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）</p> <p>第1 麻布地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在しています。 2 外国人の人口が5地区の中で最も多くなっています。 3 芝地区及び高輪地区の境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 <p>第2 麻布地区内における地域別の課題</p> <p>1 麻布周辺地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 未整備の都市計画道路や細街路が多く存在しており、地震発生時には、避難や救助活動に支障をきたす可能性があります。 (2) 元麻布二、三丁目、南麻布三、四丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。 (3) 西麻布二丁目、南麻布四丁目等の液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。 <p>2 六本木周辺地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大規模な開発等が進められ、区を代表する観光客の集中があることから、地震発生時に大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。 (2) 六本木二～五丁目、麻布永坂町、元麻布一丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。 (3) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。 (4) 六本木三、五丁目等の液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。 	<p>第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）</p> <p>第1 麻布地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在しています。 2 外国人の人口が5地区の中で最も多くなっています。 3 芝地区及び高輪地区の境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 <p>第2 麻布地区内における地域別の課題</p> <p>1 麻布周辺地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 未整備の都市計画道路や細街路が多く存在しており、地震発生時には、避難や救助活動に支障をきたす可能性があります。 (2) 安定度の低い急傾斜地崩壊危険箇所が元麻布三丁目に2か所、西麻布三丁目に1か所、計3か所あります。 (3) 西麻布二丁目、南麻布四丁目等の液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。 <p>2 六本木周辺地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大規模な開発等が進められ、区を代表する観光客の集中があることから、地震発生時に大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。 (2) 安定度の低い急傾斜地崩壊危険箇所が元麻布一丁目、南麻布一丁目に各1か所、計2か所あります。 (3) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。 (4) 六本木三、五丁目等の液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。

該当部分	震災編第1部第3章第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）
機関名	港区（都市計画課）

修正案	現行
<p>第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）</p> <p>第1 赤坂地区全体の現況</p> <p>1 昼間人口が夜間人口の約5倍となり、芝地区に次いで多くなっています。</p> <p>2 地区内の高齢者の割合が5地区の中で最も高くなっています。</p> <p>第2 赤坂地区内における地域別の課題</p> <p>1 赤坂周辺地区</p> <p>(1) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。</p> <p>(2) 元赤坂一丁目、赤坂一、五丁目は、昼間人口密度が1,000人/ha以上であり、地震発生時には大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。</p> <p>(3) 赤坂五～九丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。</p> <p>(4) 赤坂八、九丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。</p> <p>(5) 高層建築物が多く存在しており、地震発生時に、エレベーター停止等の被害を受ける可能性があります。</p> <p>2 青山周辺地区</p> <p>(1) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、避難所や広域避難場所周辺に幅員4m未満の細街路が多く存在している南青山三、四丁目、北青山三丁目を中心に、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。</p> <p>(2) 南青山四丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。</p> <p>(3) 南青山四丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。</p>	<p>第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）</p> <p>第1 赤坂地区全体の現況</p> <p>1 昼間人口が夜間人口の約5倍となり、芝地区に次いで多くなっています。</p> <p>第2 赤坂地区内における地域別の課題</p> <p>1 赤坂周辺地区</p> <p>(1) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。</p> <p>(2) 赤坂一丁目、三丁目では、昼間人口密度が1,000人/ha以上であり、地震発生時には大量の帰宅困難者が発生する可能性があります。</p> <p>(3) 安定度の低い急傾斜地崩壊危険箇所が赤坂二丁目、五丁目、七丁目、八丁目に各1か所、計4か所あります。</p> <p>(4) 赤坂八、九丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。</p> <p>(5) 高層建築物が多く存在しており、地震発生時に、エレベーター停止等の被害を受ける可能性があります。</p> <p>2 青山周辺地区</p> <p>(1) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があり、避難所や広域避難場所周辺に幅員4m未満の細街路が多く存在している南青山三、四丁目、北青山三丁目を中心に、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。</p> <p>(2) 南青山四丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。</p>

該当部分	震災編第1部第3章第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）
機関名	港区（都市計画課）

修正案	現 行
<p>第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）</p> <p>第1 高輪地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在します。 2 夜間人口が5地区の中で最も多くなっています。 3 地区内の高齢者の割合が赤坂地区の次に高くなっています。 4 麻布地区との境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 <p>第2 高輪地区内における地域別の課題</p> <p>1 白金周辺地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 白金六丁目は、不燃領域率¹が延焼の可能性がある70%未満となっています。 (2) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります、幅員4m未満の細街路が多く存在している白金三、五、六丁目を中心に災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。 (3) 白金二、四、六丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。 (4) 白金二丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。 <p>2 高輪周辺地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京湾北部地震が発生した場合に想定される建築物全壊棟数が白金台二丁目を中心として多く、地震発生時には建築物利用者の被災や道路閉塞が発生する可能性があります。 (2) 白金台二丁目は不燃領域率が低く、火災による延焼が発生する可能性があります。 (3) 白金台一丁目、三田四丁目、高輪一～四丁目を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があります。 (4) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。 	<p>第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）</p> <p>第1 高輪地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在します。 2 夜間人口が5地区の中で最も多くなっています。 3 地区内の高齢者の割合が最も高くなっています。 4 麻布地区との境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 <p>第2 高輪地区内における地域別の課題</p> <p>1 白金周辺地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 白金六丁目は、不燃領域率¹が延焼の可能性がある70%未満となっています。 (2) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります、幅員4m未満の細街路が多く存在している白金三、五、六丁目を中心に災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。 (3) 白金二丁目を中心に、液状化の可能性が高い範囲では、杭基礎でない建築物（戸建て住宅等）やライフライン、道路等が液状化の被害を受ける可能性があります。 <p>2 高輪周辺地区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京湾北部地震が発生した場合に想定される建築物全壊棟数が白金台二丁目を中心として多く、地震発生時には建築物利用者の被災や道路閉塞が発生する可能性があります。 (2) 白金台二丁目は不燃領域率が低く、火災による延焼が発生する可能性があります。 (3) 安定度の低い急傾斜地崩壊危険箇所が白金台二丁目に1か所、白金台三丁目に2か所、計3か所あります。 (4) 建築物や構造物の耐震性能が十分でない場合には、地震発生時に倒壊による道路閉塞の可能性があります、災害時の避難や物資輸送等に支障をきたす可能性があります。

¹ 不燃領域率：市街地の「燃えにくさ」を表す指標。不燃領域率が70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなります。

¹ 不燃領域率：市街地の「燃えにくさ」を表す指標。不燃領域率が70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなります。

該当部分	震災編第1部第5章第2節 区及び防災関係機関等の役割
機関名	東京海上保安本部、東京ガス株式会社

修正案		現行	
第2節 区及び防災関係機関等の役割		第2節 区及び防災関係機関等の役割	
第1 区の役割		第1 区の役割	
	事務または業務		事務または業務
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港区防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 水防に関する事。 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 8 外出者の支援に関する事。 9 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 10 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 11 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 12 公共施設の応急復旧に関する事。 13 災害復興に関する事。 14 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 15 防災住民組織の育成に関する事。 16 事業所防災に関する事。 17 防災教育及び防災訓練に関する事。 18 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。 	区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港区防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 水防に関する事。 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 8 外出者の支援に関する事。 9 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 10 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 11 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 12 公共施設の応急復旧に関する事。 13 災害復興に関する事。 14 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 15 防災住民組織の育成に関する事。 16 事業所防災に関する事。 17 防災教育及び防災訓練に関する事。 18 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

第2 防災関係機関の役割

機関		事務または業務
東京都	警 視 庁 愛宕警察署 三田警察署 高輪警察署 麻布警察署 赤坂警察署 東京湾岸警察署	1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒に関する事 2 警報等の通報伝達に関する事 3 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事 5 交通規制に関する事 6 行方不明者の捜索及び調査に関する事 7 死体の見分及び検視に関する事 8 公共の安全と秩序の維持に関する事 9 危険物の保安に関する事 10 応急的な障害物除去や漂流物等の処理に関する事
	東 京 消 防 庁 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び消防活動に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事
	建 設 局 第一建設事務所 東部公園緑地事務所	1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 都立公園の保全及び震災時の利用に関する事（東部公園緑地事務所）
	港 湾 局 東京港管理事務所 東京港建設事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の保全並びに復旧に関する事 2 輸送経路を確保するための臨港道路の障害物除去に関する事 3 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する事
	水 道 局 中央支所 港営業所	1 水道施設の保全に関する事 2 応急給水に関する事
	下 水 道 局 中部下水道事務所 芝浦水再生センター 港出張所	1 下水道施設の保全に関する事 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関する事

第2 防災関係機関の役割

機関		事務または業務
東京都	警 視 庁 愛宕警察署 三田警察署 高輪警察署 麻布警察署 赤坂警察署 東京湾岸警察署	1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒に関する事 2 警報等の通報伝達に関する事 3 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事 5 交通規制に関する事 6 行方不明者の捜索及び調査に関する事 7 死体の見分及び検視に関する事 8 公共の安全と秩序の維持に関する事 9 危険物の保安に関する事 10 応急的な障害物除去や漂流物等の処理に関する事
	東 京 消 防 庁 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び消防活動に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事
	建 設 局 第一建設事務所 東部公園緑地事務所	1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 都立公園の保全及び震災時の利用に関する事（東部公園緑地事務所）
	港 湾 局 東京港管理事務所 東京港建設事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の保全並びに復旧に関する事 2 輸送経路を確保するための臨港道路の障害物除去に関する事 3 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する事
	水 道 局 中央支所 港営業所	1 水道施設の保全に関する事 2 応急給水に関する事
	下 水 道 局 中部下水道事務所 芝浦水再生センター 港出張所	1 下水道施設の保全に関する事 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関する事

交 通 局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
五反田駅務区	
馬喰駅務区	
日比谷駅務区	
大門駅務区	
門前仲町駅務区	

3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当しています。

機 関		事務または業務
指定地方行政機関	第三管区海上保安本部 （東京海上保安部）	1 地震、津波情報等の伝達に関すること。 2 震災に関する情報の収集に関すること。 3 海難救助等（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること。 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指示等）に関すること。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関すること。 6 海上における治安の維持に関すること。 7 海上緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること。 8 その他、震災応急対策に必要なこと。
	東京国道事務所 品川出張所 代々木出張所	1 管轄区域内道路保全並びに工事の執行に関すること。

第4 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務があります。

平常時にあっては港区防災会議、発災時にあっては区災害対策本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区においては、以下の機関を指定しています。

交 通 局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
五反田駅務区	
馬喰駅務区	
日比谷駅務区	
大門駅務区	
門前仲町駅務区	

3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当しています。

機 関		事務または業務
指定地方行政機関	第三管区海上保安本部 （東京海上保安部）	1 警戒宣言、津波情報等の伝達に関すること。 2 震災に関する情報の収集に関すること。 3 海難救助等（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること。 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指示等）に関すること。 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関すること。 6 海上における治安の維持に関すること。 7 海上緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること。 8 その他、震災応急対策に必要なこと。
	東京国道事務所 品川出張所 代々木出張所	1 管轄区域内道路保全並びに工事の執行に関すること。

第4 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務があります。

平常時にあっては港区防災会議、発災時にあっては区災害対策本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定公共機関	日本郵便株式会社 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局	1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業並びにNTT東日本等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 簡易保険業務の非常取扱い
	東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。
	東京ガス株式会社 東京中支店	1 ガス施設の安全確保に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。
	東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	1 施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	東日本電信電話株式会社 東京事業部	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
	首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
	日本赤十字社 東京都支部港区地区	1 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。

第5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関であり、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定地方公	東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。

機関		事務または業務
指定公共機関	日本郵便株式会社 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局	1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業並びにNTT東日本等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 簡易保険業務の非常取扱い
	東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。
	東京ガス株式会社 中央支店	1 ガス施設の安全確保に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。
	東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	1 施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	東日本電信電話株式会社 東京事業部	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
	首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
	日本赤十字社 東京都支部港区地区	1 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。

第5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関であり、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定地方公	東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。

東京モノレール株式会社	1 施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
京浜急行電鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による避難者及び救助物資の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
株式会社ゆりかもめ	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。

第6 公共的機関の役割

区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼しています。

機関	事務または業務
一般社団法人 東京都港区医師会	1 医療救護活動に関する事。 2 防疫活動への協力に関する事。
公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師会	1 歯科医療救護活動に関する事。
公益社団法人 東京都港区 麻布赤坂歯科医師会	
一般社団法人 東京都港区薬剤師会	1 医薬品等の仕分け、保管・管理、供給に関する事。 2 調剤・服薬指導に関する事。 3 一般用医薬品の備蓄・交付に関する事。 4 薬事相談に関する事。

東京モノレール株式会社	1 施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
京浜急行電鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による避難者及び救助物資の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
株式会社ゆりかもめ	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。

第6 公共的機関の役割

区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼しています。

機関	事務または業務
一般社団法人 東京都港区医師会	1 医療救護活動に関する事。 2 防疫活動への協力に関する事。
公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師会	1 歯科医療救護活動に関する事。
公益社団法人 東京都港区 麻布赤坂歯科医師会	
一般社団法人 東京都港区薬剤師会	1 医薬品等の仕分け、保管・管理、供給に関する事。 2 調剤・服薬指導に関する事。 3 一般用医薬品の備蓄・交付に関する事。 4 薬事相談に関する事。

該当部分	震災編第1部第6章第1節 港区防災会議の設置
機関名	港区（防災課）、東京ガス株式会社

修正案	現 行																																																																																																												
<p>第1節 港区防災会議の設置</p> <p>第1 設置の目的 災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べることを目的として、港区防災会議を設置しています。</p> <p>第2 委員の構成</p> <p>1 港区防災会議 区長を会長とし、防災関係機関、区職員、地域防災協議会の代表、学識経験者、福祉関係団体の代表、国際交流関係団体の代表等から構成しています。なお、委員の総数は69名以内としています。</p> <p>2 港区防災会議幹事会 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命または委嘱します。幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐します。なお、幹事の総数は、53人以内としています。</p> <p>3 部会 区長は、必要に応じて部会を設置することができます。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震1-6-1 港区防災会議条例 参照） （震災資料編 震1-6-2 港区防災会議運営規程 参照） 港区防災会議（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">NO</th> <th style="width: 15%;">役名</th> <th style="width: 80%;">勤務先職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>会長</td><td>港区長</td></tr> <tr><td>1</td><td>委員</td><td>港区議会議長</td></tr> <tr><td>2</td><td>委員</td><td>港区議会副議長</td></tr> <tr><td>3</td><td>委員</td><td>港区副区長</td></tr> <tr><td>4</td><td>委員</td><td>港区副区長</td></tr> <tr><td>5</td><td>委員</td><td>港区教育委員会教育長</td></tr> <tr><td>6</td><td>委員</td><td>港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>7</td><td>委員</td><td>港区麻布地区総合支所長（街づくり事業担当部長兼務）</td></tr> <tr><td>8</td><td>委員</td><td>港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>9</td><td>委員</td><td>港区高輪地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>10</td><td>委員</td><td>港区芝浦港南地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>11</td><td>委員</td><td>港区保健福祉支援部長（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長兼務）</td></tr> <tr><td>12</td><td>委員</td><td>港区みなと保健所長</td></tr> <tr><td>13</td><td>委員</td><td>港区企画経営部長</td></tr> <tr><td>14</td><td>委員</td><td>港区用地・施設活用担当部長</td></tr> <tr><td>15</td><td>委員</td><td>港区防災危機管理室長</td></tr> <tr><td>16</td><td>委員</td><td>港区総務部長</td></tr> </tbody> </table>	NO	役名	勤務先職名		会長	港区長	1	委員	港区議会議長	2	委員	港区議会副議長	3	委員	港区副区長	4	委員	港区副区長	5	委員	港区教育委員会教育長	6	委員	港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）	7	委員	港区麻布地区総合支所長（街づくり事業担当部長兼務）	8	委員	港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）	9	委員	港区高輪地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）	10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）	11	委員	港区保健福祉支援部長（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長兼務）	12	委員	港区みなと保健所長	13	委員	港区企画経営部長	14	委員	港区用地・施設活用担当部長	15	委員	港区防災危機管理室長	16	委員	港区総務部長	<p>第1節 港区防災会議の設置</p> <p>第1 設置の目的 災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べることを目的として、港区防災会議を設置しています。</p> <p>第2 委員の構成</p> <p>1 港区防災会議 区長を会長とし、防災関係機関、区職員、地域防災協議会の代表、学識経験者、福祉関係団体の代表、国際交流関係団体の代表等から構成しています。なお、委員の総数は69名以内としています。</p> <p>2 港区防災会議幹事会 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命または委嘱します。幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐します。なお、幹事の総数は、53人以内としています。</p> <p>3 部会 区長は、必要に応じて部会を設置することができます。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震1-6-1 港区防災会議条例 参照） （震災資料編 震1-6-2 港区防災会議運営規程 参照） 港区防災会議（平成28年11月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">NO</th> <th style="width: 15%;">役名</th> <th style="width: 80%;">勤務先職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>会長</td><td>港区長</td></tr> <tr><td>1</td><td>委員</td><td>港区議会議長</td></tr> <tr><td>2</td><td>委員</td><td>港区議会副議長</td></tr> <tr><td>3</td><td>委員</td><td>港区副区長</td></tr> <tr><td>4</td><td>委員</td><td>港区副区長</td></tr> <tr><td>5</td><td>委員</td><td>港区教育委員会教育長</td></tr> <tr><td>6</td><td>委員</td><td>港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>7</td><td>委員</td><td>港区麻布地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>8</td><td>委員</td><td>港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>9</td><td>委員</td><td>港区高輪地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>10</td><td>委員</td><td>港区芝浦港南地区総合支所長（保健福祉支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>11</td><td>委員</td><td>港区みなと保健所長</td></tr> <tr><td>12</td><td>委員</td><td>港区特定事業担当部長</td></tr> <tr><td>13</td><td>委員</td><td>港区企画経営部長</td></tr> <tr><td>14</td><td>委員</td><td>港区用地・施設活用担当部長</td></tr> <tr><td>15</td><td>委員</td><td>港区防災危機管理室長</td></tr> <tr><td>16</td><td>委員</td><td>港区総務部長</td></tr> </tbody> </table>	NO	役名	勤務先職名		会長	港区長	1	委員	港区議会議長	2	委員	港区議会副議長	3	委員	港区副区長	4	委員	港区副区長	5	委員	港区教育委員会教育長	6	委員	港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）	7	委員	港区麻布地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）	8	委員	港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）	9	委員	港区高輪地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）	10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長（保健福祉支援部長兼務）	11	委員	港区みなと保健所長	12	委員	港区特定事業担当部長	13	委員	港区企画経営部長	14	委員	港区用地・施設活用担当部長	15	委員	港区防災危機管理室長	16	委員	港区総務部長
NO	役名	勤務先職名																																																																																																											
	会長	港区長																																																																																																											
1	委員	港区議会議長																																																																																																											
2	委員	港区議会副議長																																																																																																											
3	委員	港区副区長																																																																																																											
4	委員	港区副区長																																																																																																											
5	委員	港区教育委員会教育長																																																																																																											
6	委員	港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）																																																																																																											
7	委員	港区麻布地区総合支所長（街づくり事業担当部長兼務）																																																																																																											
8	委員	港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）																																																																																																											
9	委員	港区高輪地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）																																																																																																											
10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）																																																																																																											
11	委員	港区保健福祉支援部長（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長兼務）																																																																																																											
12	委員	港区みなと保健所長																																																																																																											
13	委員	港区企画経営部長																																																																																																											
14	委員	港区用地・施設活用担当部長																																																																																																											
15	委員	港区防災危機管理室長																																																																																																											
16	委員	港区総務部長																																																																																																											
NO	役名	勤務先職名																																																																																																											
	会長	港区長																																																																																																											
1	委員	港区議会議長																																																																																																											
2	委員	港区議会副議長																																																																																																											
3	委員	港区副区長																																																																																																											
4	委員	港区副区長																																																																																																											
5	委員	港区教育委員会教育長																																																																																																											
6	委員	港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）																																																																																																											
7	委員	港区麻布地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）																																																																																																											
8	委員	港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）																																																																																																											
9	委員	港区高輪地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）																																																																																																											
10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長（保健福祉支援部長兼務）																																																																																																											
11	委員	港区みなと保健所長																																																																																																											
12	委員	港区特定事業担当部長																																																																																																											
13	委員	港区企画経営部長																																																																																																											
14	委員	港区用地・施設活用担当部長																																																																																																											
15	委員	港区防災危機管理室長																																																																																																											
16	委員	港区総務部長																																																																																																											

17	委員	港区教育委員会事務局 教育推進部長
18	委員	芝消防団長
19	委員	麻布消防団長
20	委員	赤坂消防団長
21	委員	高輪消防団長
22	委員	一般社団法人東京都港区医師会会長
23	委員	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会会長
24	委員	一般社団法人東京都港区薬剤師会会長
25	委員	東京都建設局第一建設事務所長
26	委員	東京都港湾局東京港管理事務所長
27	委員	東京都交通局電車部日比谷駅務管区長
28	委員	東京都水道局中央支所長
29	委員	東京都下水道局中部下水道事務所長
30	委員	警視庁第一方面本部長
31	委員	警視庁愛宕警察署長
32	委員	警視庁三田警察署長
33	委員	警視庁高輪警察署長
34	委員	警視庁麻布警察署長
35	委員	警視庁赤坂警察署長
36	委員	警視庁東京湾岸警察署長
37	委員	東京消防庁第一消防方面本部長
38	委員	東京消防庁芝消防署長
39	委員	東京消防庁麻布消防署長
40	委員	東京消防庁赤坂消防署長
41	委員	東京消防庁高輪消防署長
42	委員	東京海上保安部次長
43	委員	東京国道事務所長
44	委員	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅長
45	委員	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課長
46	委員	東日本電信電話株式会社 東京事業部東京南支店長
47	委員	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社長
48	委員	首都高速道路株式会社東京西局総務・管理部長
49	委員	東京ガス株式会社 東京中支店長
50	委員	日本郵便株式会社芝郵便局局長
51	委員	東京地下鉄株式会社表参道駅務管区永田町地域区長
52	委員	東京モノレール株式会社取締役総務部長
53	委員	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長
54	委員	株式会社ゆりかもめ総務部長
55	委員	港区赤十字奉仕団 委員長
56	委員	愛宕一之部防災会 会長
57	委員	麻布小地区防災協議会 会長
58	委員	青山地区防災協議会 会長
59	委員	御田小地区 防災協議会 会長

17	委員	港区教育委員会事務局次長
18	委員	芝消防団長
19	委員	麻布消防団長
20	委員	赤坂消防団長
21	委員	高輪消防団長
22	委員	一般社団法人東京都港区医師会会長
23	委員	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会会長
24	委員	一般社団法人東京都港区薬剤師会会長
25	委員	東京都建設局第一建設事務所長
26	委員	東京都港湾局東京港管理事務所長
27	委員	東京都交通局電車部日比谷駅務管区長
28	委員	東京都水道局中央支所長
29	委員	東京都下水道局中部下水道事務所長
30	委員	警視庁第一方面本部長
31	委員	警視庁愛宕警察署長
32	委員	警視庁三田警察署長
33	委員	警視庁高輪警察署長
34	委員	警視庁麻布警察署長
35	委員	警視庁赤坂警察署長
36	委員	警視庁東京湾岸警察署長
37	委員	東京消防庁第一消防方面本部長
38	委員	東京消防庁芝消防署長
39	委員	東京消防庁麻布消防署長
40	委員	東京消防庁赤坂消防署長
41	委員	東京消防庁高輪消防署長
42	委員	東京海上保安部次長
43	委員	東京国道事務所長
44	委員	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅長
45	委員	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課長
46	委員	株式会社 NTT 東日本東京事業部東京南支店長
47	委員	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社長
48	委員	首都高速道路株式会社東京西局総務・管理部長
49	委員	東京ガス株式会社中央支店長
50	委員	日本郵便株式会社芝郵便局局長
51	委員	東京地下鉄株式会社表参道駅務管区永田町地域区長
52	委員	東京モノレール株式会社取締役総務部長
53	委員	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長
54	委員	株式会社ゆりかもめ総務部長
55	委員	港区赤十字奉仕団 代表
56	委員	愛宕一之部防災会 会長
57	委員	麻布小地区防災協議会 会長
58	委員	青山地区防災協議会 会長
59	委員	白金地区防災協議会 会長

60	委員	港南防災ネットワーク 副会長
61	委員	お台場地区防災協議会 会長
62	委員	公益財団法人 市民防災研究所 理事
63	委員	減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
64	委員	東京海洋大学 名誉教授
65	委員	港区民生・児童委員協議会会長
66	委員	港区老人クラブ連合会 常任理事
67	委員	港区心身障害児・者団体連合会 副会長
68	委員	港区国際交流協会 常任理事・事務局長
69	委員	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊長

港区防災会議幹事会（令和3年4月1日現在）

NO	役名	勤務先職名
1	幹事	港区芝地区総合支所協働推進課長
2	幹事	港区麻布地区総合支所協働推進課長
3	幹事	港区赤坂地区総合支所協働推進課長
4	幹事	港区高輪地区総合支所協働推進課長
5	幹事	港区芝浦港南地区総合支所協働推進課長
6	幹事	港区産業・地域振興支援部地域振興課長
7	幹事	港区保健福祉支援部保健福祉課長
8	幹事	港区みなと保健所保健予防課長事務取扱
9	幹事	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
10	幹事	港区街づくり支援部都市計画課長
11	幹事	港区街づくり支援部土木課長
12	幹事	港区環境リサイクル支援部環境課長
13	幹事	港区企画経営部企画課長
14	幹事	港区企画経営部財政課長
15	幹事	港区防災危機管理室防災課長
16	幹事	港区総務部総務課長（港区総務部人権・男女平等参画担当課長兼務）
17	幹事	港区教育委員会事務局教育推進部教育長室長
18	幹事	一般社団法人東京都港区医師会理事
19	幹事	公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会総務理事
20	幹事	一般社団法人東京都港区薬剤師会副会長
21	幹事	東京都建設局第一建設事務所副所長兼庶務課長
22	幹事	東京都港湾局東京港管理事務所港務課長
23	幹事	東京都交通局電車部日比谷駅務管区指導担当区長
24	幹事	東京都水道局港営業所長
25	幹事	東京都下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課長
26	幹事	警視庁第一方面本部警備担当管理官

60	委員	港南防災ネットワーク 副会長
61	委員	お台場地区防災協議会 会長
62	委員	公益財団法人 市民防災研究所 理事
63	委員	減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
64	委員	東京海洋大学 顧問・名誉教授
65	委員	港区民生・児童委員協議会会長職務代理
66	委員	港区老人クラブ連合会 総務部長
67	委員	港区心身障害児・者団体連合会 副会長
68	委員	港区国際交流協会 理事長
69	委員	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊長

港区防災会議幹事会（平成28年11月1日現在）

NO	役名	勤務先職名
1	幹事	港区芝地区総合支所協働推進課長
2	幹事	港区麻布地区総合支所協働推進課長
3	幹事	港区赤坂地区総合支所協働推進課長
4	幹事	港区高輪地区総合支所協働推進課長
5	幹事	港区芝浦港南地区総合支所協働推進課長
6	幹事	港区産業・地域振興支援部地域振興課長
7	幹事	港区保健福祉支援部保健福祉課長
8	幹事	港区みなと保健所保健予防課長事務取扱
9	幹事	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
10	幹事	港区街づくり支援部都市計画課長
11	幹事	港区街づくり支援部土木計画担当課長
12	幹事	港区環境リサイクル支援部環境課長
13	幹事	港区企画経営部企画課長
14	幹事	港区企画経営部財政課長
15	幹事	港区防災危機管理室防災課長
16	幹事	港区総務部総務課長
17	幹事	港区総務部人権・男女平等参画担当課長
18	幹事	港区教育委員会事務局庶務課長
19	幹事	一般社団法人東京都港区医師会理事
20	幹事	公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会会長
21	幹事	一般社団法人東京都港区薬剤師会副会長
22	幹事	東京都建設局第一建設事務所副所長兼庶務課長
23	幹事	東京都港湾局東京港管理事務所港務課長
24	幹事	東京都交通局電車部日比谷駅務管区担当区長
25	幹事	東京都水道局港営業所長
26	幹事	東京都下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課長

27	幹事	警視庁愛宕警察署警備課長
28	幹事	警視庁三田警察署警備課長
29	幹事	警視庁高輪警察署警備課長
30	幹事	警視庁麻布警察署警備課長
31	幹事	警視庁赤坂警察署警備課長
32	幹事	警視庁東京湾岸警察署警備課長
33	幹事	東京消防庁第一消防方面本部指揮隊長
34	幹事	東京消防庁芝消防署警防課長
35	幹事	東京消防庁麻布消防署警防課長
36	幹事	東京消防庁赤坂消防署警防課長
37	幹事	東京消防庁高輪消防署警防課長
38	幹事	東京海上保安部警備救難課長
39	幹事	東京国道事務所防災情報課長
40	幹事	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅副駅長
41	幹事	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課担当課長代理
42	幹事	株式会社 NTT 東日本-南関東東京事業部東京南支店設備部長
43	幹事	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社地域渉外担当
44	幹事	首都高速道路株式会社東京西局総務・経理渉外担当課長
45	幹事	東京ガス株式会社東京中支店地域広報担当課長
46	幹事	日本郵便株式会社芝郵便局総務部長
47	幹事	東京地下鉄株式会社 表参道駅務管区永田町地域首席助役
48	幹事	東京モノレール株式会社総務部課長
49	幹事	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長補佐
50	幹事	株式会社ゆりかもめ 総務部総務課長
51	幹事	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊迫撃砲小隊長

27	幹事	警視庁第一方面本部警備担当管理官
28	幹事	警視庁愛宕警察署警備課長
29	幹事	警視庁三田警察署警備課長
30	幹事	警視庁高輪警察署警備課長
31	幹事	警視庁麻布警察署警備課長
32	幹事	警視庁赤坂警察署警備課長
33	幹事	警視庁東京湾岸警察署警備課長
34	幹事	東京消防庁第一消防方面本部指揮隊長
35	幹事	東京消防庁芝消防署警防課長
36	幹事	東京消防庁麻布消防署警防課長
37	幹事	東京消防庁赤坂消防署警防課長
38	幹事	東京消防庁高輪消防署警防課長
39	幹事	東京海上保安部警備救難課長
40	幹事	東京国道事務所防災情報課長
41	幹事	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅副駅長
42	幹事	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課担当課長
43	幹事	株式会社 NTT 東日本-南関東東京事業部東京南支店設備部長
44	幹事	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社支社長代理
45	幹事	首都高速道路株式会社東京西局総務・経理渉外担当課長
46	幹事	東京ガス株式会社中央支店地域広報担当課長
47	幹事	日本郵便株式会社芝郵便局総務部長
48	幹事	東京地下鉄株式会社 表参道駅務管区永田町地域首席助役
49	幹事	東京モノレール株式会社総務部課長
50	幹事	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長補佐
51	幹事	株式会社ゆりかもめ 総務部総務課長
52	幹事	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊迫撃砲小隊長

該当部分	震災編第2部第1章 防災街づくり
機関名	港区（建築課）

修正案	現 行
<p>第1章 防災街づくり</p> <p>区内を真に災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本です。</p> <p>このため、区は、都と一体となって建築物等の耐震・不燃化などを図ってきたところで、今後、防災街づくりを進めるに当たっては、東日本大震災の経験を踏まえ、想定されている東京湾北部地震による震度7の揺れの他、津波や液状化の影響等も視野におくものとします。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震・不燃化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 木造建築物の耐震診断助成（平成7年度）、非木造建築物の耐震診断助成（平成8年度） (2) 木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修工事の一部助成を実施し、非木造建築物は分譲マンションの耐震診断助成金を増額（平成29年度から） (3) 「港区耐震改修促進計画」の策定（平成19年度策定、令和3年度改定予定） (4) 区独自の液状化シミュレーションの実施（平成24年度） 2 市街地の再開発 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市街地再開発事業（計13地区が事業完成） (2) 住宅市街地総合整備事業（計2地区が事業完成） 3 オープンスペースの確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広域避難場所の確保・指定（都） (2) 地域集合場所や区民避難所（地域防災拠点）の確保・指定 (3) 発災時の避難所、救出・救助等の活動拠点となる公園等の整備 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震・不燃化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建築物、公共建築物等の耐震化の目標達成の推進 (2) 液状化対策の充実・強化の推進 2 災害に強い街づくりの推進 3 オープンスペースとなる用地・空間の確保 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震・不燃化促進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建築物、公共建築物等の耐震化促進（令和8年度までに住宅の耐震化率：95%、特定緊急輸送道路¹沿道建築物の耐震化率：100%）。 	<p>第1章 防災街づくり</p> <p>区内を真に災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本です。</p> <p>このため、区は、都と一体となって建築物等の耐震・不燃化などを図ってきたところで、今後、防災街づくりを進めるに当たっては、東日本大震災の経験を踏まえ、想定されている東京湾北部地震による震度7の揺れの他、津波や液状化の影響等も視野におくものとします。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震・不燃化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 木造建築物の耐震診断助成（平成7年度）、非木造建築物の耐震診断助成（平成8年度） (2) 木造住宅の無料耐震診断及び耐震改修工事の一部助成を実施し、非木造建築物は共同住宅の耐震診断助成金を増額（平成17年度から） (3) 「港区耐震改修促進計画」の策定（平成19年度策定、平成26年度改定） (4) 区独自の液状化シミュレーションの実施（平成24年度） 2 市街地の再開発 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市街地再開発事業（計13地区が事業完成） (2) 住宅市街地総合整備事業（計2地区が事業完成） 3 オープンスペースの確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広域避難場所の確保・指定（都） (2) 地域集合場所や区民避難所（地域防災拠点）の確保・指定 (3) 発災時の避難所、救出・救助等の活動拠点となる公園等の整備 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震・不燃化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅、民間特定建築物、公共建築物等の耐震化の目標達成の推進 (2) 液状化対策の充実・強化の推進 2 災害に強い街づくりの推進 3 オープンスペースとなる用地・空間の確保 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震・不燃化促進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅、民間特定建築物、公共建築物等の耐震化促進（区立の公共施設：耐震化率100%、特定緊急輸送道路¹沿道の建築物の耐震化率：平成31年度までに90%以上かつ特に倒壊の危険性が高い建築物の解消）。

¹特定緊急輸送道路：緊急輸送道路のうち特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路
(首都高速道路及び第一次緊急輸送道路の全てと港区役所との連絡に必要な緊急輸送道路)。

(2) 地盤情報システムを活用した液状化対策の充実・強化

2 現在、施工中の6地区、都市計画決定済みの2地区の事業完成

3 都市空間の確保

(1) 防災活動拠点公園の整備検討

(2) 既存の公園のオープンスペースとしての防災機能の強化

(3) 帰宅困難者対策として活用可能な都市空間の確保

¹特定緊急輸送道路：緊急輸送道路のうち特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路
(第一次緊急輸送道路の全てと港区役所との連絡に必要な緊急輸送道路)。

(2) 地盤情報システムを活用した液状化対策の充実・強化

2 現在、施工中の6地区、都市計画決定済みの2地区の事業完成

3 都市空間の確保

(1) 防災活動拠点公園の整備検討

(2) 既存の公園のオープンスペースとしての防災機能の強化

(3) 帰宅困難者対策として活用可能な都市空間の確保

該当部分	震災編第2部第1章第1節 建築物の耐震・不燃化促進
機関名	港区（建築課）

修正案	現行
<p>第1節 建築物の耐震・不燃化促進</p> <p>第1 建築物の耐震・不燃化促進</p> <p>区は、建築物の不燃化の促進や建築物等の耐震性向上に努めてきましたが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度において、木造建築物の耐震診断助成を、平成8年度には、非木造建築物の耐震診断助成を実施しました。</p> <p>平成17年度からは、木造住宅について無料耐震診断及び耐震改修工事の一部助成を実施するとともに、非木造建築物については、共同住宅の耐震診断助成金を増額しています。</p> <p>また、昭和56年以前に建てられた建築物の耐震診断・耐震改修を促進するために、平成19年度に「港区耐震改修促進計画」を策定しました。この計画において、住宅、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建物等）、公共建築物等の耐震化率の目標値を設定し耐震化の促進を図っていきます。</p> <p>特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断の実施が義務化されています。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化を促進します。 公共建築物等を耐震化します。 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する的確な対策を講じるよう促します。 <p>第3 実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 一定規模以上の特定建築物及びエレベーター等については、定期的にその現状を建築士等に調査等をさせ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行います。また、地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止など安全対策に関する情報の提供や、相談に対応していきます。 飲食店等が数多く入居する雑居ビルの火災安全性を確保するため、保健所や警察・消防からの情報をもとに立入調査を行います。問題がある場合は、建物所有者やテナントに対して改善指導を行います。 大規模建築物については、必要に応じ防火水槽等を設置するよう行政指導を行います。 工事現場の危害防止、土留め工事の崩壊や建方工事の倒壊を防止するための措置を講ずるよう指導を行います。 がけ及び擁壁の崩壊等の防止について、広報等を通じ安全確保を呼びかけます。 建築物耐震診断等助成制度 建築物の耐震化を行う者に対し、耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部を助成し、災害に強い街づくりをめざします。特に木造住宅については、無料耐震診断を行っています。 区立の公共施設は、「新耐震設計法（昭和56年）」適用以前の小・中学校、いきいきプラザ等について耐震診断を実施し、必要に応じ順次、補強対策を実施し、耐震化率100%としました。 令和3年3月の東京都耐震改修促進計画の改定に伴い、港区耐震改修促進計画を改定します。 揺れやすさマップの作成と情報提供 	<p>第1節 建築物の耐震・不燃化促進</p> <p>第1 建築物の耐震・不燃化促進</p> <p>区は、建築物の不燃化の促進や建築物等の耐震性向上に努めてきましたが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度において、木造建築物の耐震診断助成を、平成8年度には、非木造建築物の耐震診断助成を実施しました。</p> <p>平成17年度からは、木造住宅について無料耐震診断及び耐震改修工事の一部助成を実施するとともに、非木造建築物については、共同住宅の耐震診断助成金を増額しています。</p> <p>また、昭和56年以前に建てられた建築物の耐震診断・耐震改修を促進するために、平成19年度に「港区耐震改修促進計画」を策定しました。この計画において、住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建物等）、公共建築物等の耐震化率の目標値を設定し耐震化の促進を図っていきます。</p> <p>特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断の実施が義務化されています。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化を促進します。 公共建築物等を耐震化します。 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する的確な対策を講じるよう促します。 <p>第3 実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 一定規模以上の特定建築物及びエレベーター等については、定期的にその現状を建築士等に調査等をさせ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行います。また、地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止など安全対策に関する情報の提供や、相談に対応していきます。 飲食店等が数多く入居する雑居ビルの火災安全性を確保するため、保健所や警察・消防からの情報をもとに立入調査を行います。問題がある場合は、建物所有者やテナントに対して改善指導を行います。 大規模建築物については、必要に応じ防火水槽等を設置するよう行政指導を行います。 工事現場の危害防止、土留め工事の崩壊や建方工事の倒壊を防止するための措置を講ずるよう指導を行います。 がけ及び擁壁の崩壊等の防止について、広報等を通じ安全確保を呼びかけます。 建築物耐震診断等助成制度 建築物の耐震化を行う者に対し、耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部を助成し、災害に強い街づくりをめざします。特に木造住宅については、無料耐震診断を行っています。 区立の公共施設は、「新耐震設計法（昭和56年）」適用以前の小・中学校、いきいきプラザ等について耐震診断を実施し、必要に応じ順次、補強対策を実施し、耐震化率100%としました。 平成28年3月の東京都耐震改修促進計画の改定に伴い、港区耐震改修促進計画を改定しました。 揺れやすさマップの作成と情報提供

耐震化への意識啓発のため、揺れやすさマップを作成・配布し、地震が発生した場合の想定震度や地盤の揺れやすさ等の情報提供を行います。

耐震化への意識啓発のため、揺れやすさマップを作成・配布し、地震が発生した場合の想定震度や地盤の揺れやすさ等の情報提供を行います。

該当部分	震災編第2部第2章 施設構造物等の安全化
機関名	港区（建築課）

修正案	現行
<p>第2章 施設構造物等の安全化</p> <p>地震被害の軽減・防止のため、都市の不燃化等防災街づくりを推進するとともに、都市機能を支える電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン、道路、鉄道等の耐震化、安全化を進める必要があります。また、がけ・擁壁等の崩壊、落下物被害への安全対策も求められています。</p> <p>今後、施設構造物の安全化を進めるに当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定されている東京湾北部地震による震度7の揺れの他、津波や液状化の影響等も視野におくものとします。</p> <p>本章では、地震被害の軽減・防止のために防災関係機関が行う施設構造物の安全化について定めます。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がけ・擁壁、ブロック塀等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物や擁壁、ブロック塀等を設ける場合のがけや擁壁への防災上の安全指導 (2) がけ・擁壁改修工事費用、ブロック塀等除却・設置工事費用助成 2 落下物等の防止 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区内の3階以上の建築物について調査し、危険なものへの安全化指導 (2) 家具転倒防止器具等の助成、ガラス飛散防止フィルムなどの防災用品の助成 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊による被害の拡大 2 窓ガラス・ビル外装材などの剥離・落下による被害の発生 3 エレベーター内での閉じ込め事故による心身等の負荷、復旧の遅れ <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 既存のブロック塀等の指導の強化 (2) 「広報みなど」等への掲載による安全点検への啓発 2 落下物等の対策の充実、家具転倒防止対策の充実、防災用品の普及 3 エレベーターの閉じ込め事故の防止、事故発生時の迅速な救出・復旧 	<p>第2章 施設構造物等の安全化</p> <p>地震被害の軽減・防止のため、都市の不燃化等防災街づくりを推進するとともに、都市機能を支える電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン、道路、鉄道等の耐震化、安全化を進める必要があります。また、がけ・擁壁等の崩壊、落下物被害への安全対策も求められています。</p> <p>今後、施設構造物の安全化を進めるに当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定されている東京湾北部地震による震度7の揺れの他、津波や液状化の影響等も視野におくものとします。</p> <p>本章では、地震被害の軽減・防止のために防災関係機関が行う施設構造物の安全化について定めます。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がけ・擁壁、ブロック塀等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物や擁壁、ブロック塀等を設ける場合のがけや擁壁への防災上の安全指導 (2) 生け垣整備のための資金あっ旋、がけ等整備に要する費用助成 2 落下物等の防止 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区内の3階以上の建築物について調査し、危険なものへの安全化指導 (2) 家具転倒防止器具等の助成、ガラス飛散防止フィルムなどの防災用品の助成 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊による被害の拡大 2 窓ガラス・ビル外装材などの剥離・落下による被害の発生 3 エレベーター内での閉じ込め事故による心身等の負荷、復旧の遅れ <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 既存のブロック塀等の指導の強化 (2) 「広報みなど」等への掲載による安全点検への啓発 2 落下物等の対策の充実、家具転倒防止対策の充実、防災用品の普及 3 エレベーターの閉じ込め事故の防止、事故発生時の迅速な救出・復旧

該当部分	震災編第2部第2章第1節 かけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止
機関名	港区（建築課、防災課）

修正案	現 行
<p>第1節 かけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 ブロック塀等の安全対策を講じるよう指導を行います。</p> <p>第2 事業計画</p> <p>1 かけ・擁壁等の崩壊防止</p> <p>建築物や擁壁等を設ける場合、「建築基準法」及び「東京都建築安全条例」に基づき、構造上の安全指導を行っています。また、東京都による「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく調査の結果、平成29年3月及び令和元年9月に土砂災害警戒区域が210か所、土砂災害特別警戒区域が142か所指定されました。（令和3年3月現在）</p> <p>既存のかけ・擁壁については、広報みなどや港区かけ・擁壁安全ハンドブック等への掲載により安全点検への啓発を行っています。</p> <p>2 ブロック塀等の倒壊防止のための指導の強化</p> <p>落下のおそれのある外壁や窓ガラス及びブロック塀等の工作物に関する調査結果を踏まえ、工作物の落下や倒壊等による被害を防止するため、都と連携し、建築確認の際に指導を強化する一方、既存のブロック塀等について広報みなど等への掲載により安全点検への啓発を行っています。</p> <p>3 港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業</p> <p>ブロック塀等の除却工事及び除却に伴い新たに塀を設置する場合は、工事費用の一部を助成します。</p> <p>4 港区かけ・擁壁改修工事等支援事業</p> <p>区内の高さ2mを超えるかけ又は擁壁の所有者に対して、アドバイザーを派遣する制度があります。また、擁壁の新築工事又は築造替え工事をする場合、工事費用の一部を助成し、支援します。さらに、港区かけ・擁壁安全ハンドブックにより、かけ・擁壁の維持管理について啓発を行っています。</p>	<p>第1節 かけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 ブロック塀等の安全対策を講じるよう指導を行います。</p> <p>第2 事業計画</p> <p>1 かけ・擁壁等の崩壊防止</p> <p>建築物や擁壁等を設ける場合、「建築基準法」及び「東京都建築安全条例」に基づき、かけ・擁壁の防災上の安全指導を行っています。また、平成13年度「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による都の調査によると、傾斜度30度以上、高さ5m以上で想定被害区域内に人家が存在するなど一定の要件を満たしたものを急傾斜地崩壊危険箇所としています。区内には急傾斜地崩壊危険箇所が118か所あります。</p> <p>安定度の低い急傾斜地崩壊危険箇所については、定期的に巡回確認しています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-2-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 参照）</p> <p>2 ブロック塀等の倒壊防止のための指導の強化</p> <p>落下のおそれのある外壁や窓ガラス及びブロック塀等の工作物に関する調査結果を踏まえ、工作物の落下や倒壊等による被害を防止するため、都と連携し、建築確認の際に指導を強化する一方、既存のブロック塀等について広報みなど等への掲載により安全点検への啓発を行っています。</p> <p>3 改善のための資金融資あっ旋</p> <p>生け垣の整備のための資金をあっ旋し、災害の発生を予防し、区民の生命及び財産の安全を図ります。</p> <p>4 港区かけ・擁壁改修工事支援事業</p> <p>住宅の敷地内の危険なかけ・擁壁の整備に必要な金額の一部を助成し、支援します。</p>

該当部分	震災編第2部第2章第2節 落下物等の防災
機関名	港区（土木管理課）

修正案	現行
<p>第2節 落下物等の防止</p> <p>第1 落下物防止のための調査・規制 近年の地震被害は、都市の過密化ともあいまって、窓ガラス・ビル外装材などの剥離・落下による被害の発生が増えてきており、これら落下物等の対策の充実が必要となっています。 落下物に対しては、「建築基準法」、「屋外広告物法」や、「東京都屋外広告物条例」、「東京都震災対策条例」で規制されており、安全化が図られています。</p> <p>第2 公共施設の特定天井等の耐震化 東日本大震災では、大型の公共ホールや体育館など、多数の公共施設において天井が脱落し、死傷者も生じました。これを受けて国土交通省では建築基準法施行令を改正し、平成26年4月施行により天井脱落対策に係る技術基準を定めました。 区では、区有施設の特定天井（天井高さ6m超かつ面積200㎡超の大規模な吊り天井）等について点検調査のうえ、震災時における区有施設の安全確保のため、また避難所の迅速かつ円滑な開設・運営に影響が生じないよう、改正施行令に適合させる改修を進めています。 学校施設については平成29年度中に必要な改修を終え、その他の施設についても平成32年度中にすべての改修を完了する予定です。</p> <p>第3 民間建築物の非構造部材の耐震化 これまで、区では概ね500㎡以上の空間を有する特定建築物の所有者に対して、天井についても定期調査報告を求めてきました。しかし、東日本大震災では、500㎡以下の空間を有する建築物においても吊り天井が脱落し、かつてない甚大な被害が生じました。そのため、今後は、空間が200㎡を超えるなどの一定の基準に該当した特定建築物の所有者に対しても定期調査において特定天井の報告を求め、耐震化への取組を推進します。</p> <p>第4 屋外広告物の規制 広告塔、突出看板等の屋外広告物は、地震の際、破損、落下、倒壊した場合、深刻な被害が生じます。そこで区は、「道路法」及び「東京都屋外広告物条例」等に基づき、設置者に対し、設置許可申請の際、許可設置後の維持管理について、安全性に関する指導を行っています。</p> <p>第5 家具類の転倒・落下・移動防止対策 阪神・淡路大震災や東日本大震災の被災地域では、室内においても、揺れのために家具が転倒したり、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じました。特に、高層階ほど揺れが大きく、家具転倒等による被害が甚大でした。</p> <p>1 区の役割 家具類転倒・落下・移動防止対策を推進します。 地震の際の家具転倒による被害を最小限に抑えるために、家具転倒防止器具等の助成制度を行っていま</p>	<p>第2節 落下物等の防止</p> <p>第1 落下物防止のための調査・規制 近年の地震被害は、都市の過密化ともあいまって、窓ガラス・ビル外装材などの剥離・落下による被害の発生が増えてきており、これら落下物等の対策の充実が必要となっています。 落下物に対しては、「建築基準法」、「屋外広告物法」や、「東京都屋外広告物条例」、「東京都震災対策条例」で規制されており、安全化が図られています。</p> <p>第2 公共施設の特定天井等の耐震化 東日本大震災では、大型の公共ホールや体育館など、多数の公共施設において天井が脱落し、死傷者も生じました。これを受けて国土交通省では建築基準法施行令を改正し、平成26年4月施行により天井脱落対策に係る技術基準を定めました。 区では、区有施設の特定天井（天井高さ6m超かつ面積200㎡超の大規模な吊り天井）等について点検調査のうえ、震災時における区有施設の安全確保のため、また避難所の迅速かつ円滑な開設・運営に影響が生じないよう、改正施行令に適合させる改修を進めています。 学校施設については平成29年度中に必要な改修を終え、その他の施設についても平成32年度中にすべての改修を完了する予定です。</p> <p>第3 民間建築物の非構造部材の耐震化 これまで、区では概ね500㎡以上の空間を有する特定建築物の所有者に対して、天井についても定期調査報告を求めてきました。しかし、東日本大震災では、500㎡以下の空間を有する建築物においても吊り天井が脱落し、かつてない甚大な被害が生じました。そのため、今後は、空間が200㎡を超えるなどの一定の基準に該当した特定建築物の所有者に対しても定期調査において特定天井の報告を求め、耐震化への取組を推進します。</p> <p>第4 屋外広告物の規制 広告塔、突出看板等の屋外広告物の中には、地震の際に脱落し、被害を与えるものもあると予測されます。そこで、区では、都と協力し、「東京都屋外広告物条例」及び「道路法」に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、安全性に関する改善指導を行います。</p> <p>第5 家具類の転倒・落下・移動防止対策 阪神・淡路大震災や東日本大震災の被災地域では、室内においても、揺れのために家具が転倒したり、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じました。特に、高層階ほど揺れが大きく、家具転倒等による被害が甚大でした。</p> <p>1 区の役割 家具類転倒・落下・移動防止対策を推進します。 地震の際の家具転倒による被害を最小限に抑えるために、家具転倒防止器具等の助成制度を行っていま</p>

す。また、併せてガラス飛散防止フィルムなどの防災用品も助成しています。

2 消防署の役割

家具類の転倒・落下・移動防止対策を防災指導等の機会を活用し、普及・啓発の徹底を図ります。その際には、区の家具転倒防止器具等の助成制度の周知も図ります。

す。また、併せてガラス飛散防止フィルムなどの防災用品も助成しています。

2 消防署の役割

家具類の転倒・落下・移動防止対策を防災指導等の機会を活用し、普及・啓発の徹底を図ります。その際には、区の家具転倒防止器具等の助成制度の周知も図ります。

該当部分	震災編第2部第2章第3節 ライフライン施設の安全化
機 関 名	東京都下水道局、東京電力パワーグリッド株式会社

修 正 案	現 行
<p>第3節 ライフライン施設の安全化</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害用トイレを確保します。 2 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保します。 3 避難所ごとの避難者数に応じた生活用水を確保します。 4 都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制を確保します。 <p>第2 水道施設（都水道局）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画方針 地震による水道施設の被害を最小限にとどめて、可能な限り給水を確保するため、施設の耐震性を強化するとともに、震災時の飲料水確保に必要な施設整備を図ることを目的とします。 2 区内配水管管理延長現況 区内配水管管理延長現況は、震災資料編に掲げるとおりです。 （震災資料編 震2-2-2 区内配水管管理延長現況 参照） 3 計画目標 震災による水道の断水区域を最小限にとどめるとともに断水時間を短縮するため施設の耐震性強化のための施策を実施します。 4 事業計画 (1) 浄水施設の耐震性の強化 (2) 送配水管路の耐震性の強化 送配水管については、耐震性の高い継手構造を有するダクタイル鋳鉄管等への布設替等により、管路の耐震性強化を積極的に進めます。 <p>第3 下水道施設（都下水道局）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の現況 (1) 下水道管きよ 下水道管きよは、四ツ谷・赤坂・溜池・高段幹線他 26 幹線があり、総延長は幹線で約 57km、枝線は約 410km あります。 (2) 水再生センター、ポンプ所 港区内の下水道施設は、下水を処理する芝浦水再生センター（処理能力、約 83 万m³/日）と芝浦水再生センターへ送水する「汐留第二ポンプ所」及び「芝浦ポンプ所」、有明水再生センター（江東区）へ送水する「台場その1ポンプ所」及び「台場その2ポンプ所」の4か所があります。 2 震災対策 (1) 震災対策 	<p>第3節 ライフライン施設の安全化</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害用トイレを確保します。 2 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保します。 3 避難所ごとの避難者数に応じた生活用水を確保します。 4 都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制を確保します。 <p>第2 水道施設（都水道局）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画方針 地震による水道施設の被害を最小限にとどめて、可能な限り給水を確保するため、施設の耐震性を強化するとともに、震災時の飲料水確保に必要な施設整備を図ることを目的とします。 2 区内配水管管理延長現況 区内配水管管理延長現況は、震災資料編に掲げるとおりです。 （震災資料編 震2-2-2 区内配水管管理延長現況 参照） 3 計画目標 震災による水道の断水区域を最小限にとどめるとともに断水時間を短縮するため施設の耐震性強化のための施策を実施します。 4 事業計画 (1) 浄水施設の耐震性の強化 (2) 送配水管路の耐震性の強化 送配水管については、耐震性の高い継手構造を有するダクタイル鋳鉄管等への布設替等により、管路の耐震性強化を積極的に進めます。 <p>第3 下水道施設（都下水道局）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の現況 (1) 下水道管きよ 下水道管きよは、四ツ谷・赤坂・溜池・高段幹線他 24 幹線があり、総延長は幹線で約 54km、枝線は約 403km あります。 (2) 水再生センター、ポンプ所 港区内の下水道施設は、下水を処理する芝浦水再生センター（処理能力、約 91 万m³/日）と芝浦水再生センターへ送水する「汐留第二ポンプ所」及び「芝浦ポンプ所」、有明水再生センター（江東区）へ送水する「台場その1ポンプ所」及び「台場その2ポンプ所」の4か所があります。 2 震災対策 (1) 震災対策

- ①管きよの再構築や新設時には、「下水道施設耐震構造指針（下水道局）」に基づき、地震に強い下水道施設を建設します。
- ②トイレ機能を確保するため、区民避難所（地域防災拠点）、災害拠点病院、広域避難場所からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を実施します。
- ③緊急輸送道路に加え、区民避難所（地域防災拠点）などへのアクセス道路、液状化の危険性のある地区内残留地区やターミナル駅周辺等にエリアを拡大し、マンホール浮上抑制対策を実施します。
- ④上部が公園などに利用されている水再生センターや低地ポンプ所などの土木施設を耐震化します。
- ⑤下水道が被害を受けた場合にも機能が確保できるように、再構築時などに施設のネットワーク化を実施し、施設相互のバックアップ機能を確保します。
- ⑥設備の再構築、更新にあわせて、効率的かつ計画的に耐震化を図ります。
- ⑦断水などにより、ポンプ運転時の冷却用水の供給が停止した場合においても運転可能な無注水型ポンプを再構築や改良、更新にあわせて導入します。
- ⑧停電時の非常用発電の整備は、非常用発電機の再構築・更新にあわせて、発電機と電力貯蔵用電池の最適な組み合わせを検討しながら、経済性を考慮して計画的に導入します。

(2) 下水道施設の活用

- ①再生水（下水処理水）を消火用水や水洗トイレ用水として、関係機関の要請に基づき提供します。
- ②震災時に、専用回線である下水道管理用光ファイバーを活用することにより、下水道施設の復旧活動の迅速化を図るほか、都の施策にあわせ、情報通信網として提供します。また、断線などによる重大事故を回避するため、ネットワークのバックアップルートを整備します。
- ③下水道施設の増設や再構築を実施する際、地元自治体など関係機関と協議を図りながら、施設の上部利用を推進し、オープンスペースの確保に努めます。また、関係機関と協議のうえ、下水道施設上部の公園を震災時の広域避難場所として提供します。
- ④区との連携により、区民避難所（地域防災拠点）などの近辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図ります。

(震災資料編 震2-2-3 仮設トイレ設置可能マンホール 参照)

第4 電気施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

1 計画の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策がありますが、この計画では当面、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設を災害予防の範囲としました。

- ①管きよの再構築や新設時には、「下水道施設耐震構造指針（下水道局）」に基づき、地震に強い下水道施設を建設します。
- ②トイレ機能を確保するため、区民避難所（地域防災拠点）、災害拠点病院、広域避難場所からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を実施します。
- ③緊急輸送道路に加え、区民避難所（地域防災拠点）などへのアクセス道路、液状化の危険性のある地区内残留地区やターミナル駅周辺等にエリアを拡大し、マンホール浮上抑制対策を実施します。
- ④上部が公園などに利用されている水再生センターや低地ポンプ所などの土木施設を耐震化します。
- ⑤下水道が被害を受けた場合にも機能が確保できるように、再構築時などに施設のネットワーク化を実施し、施設相互のバックアップ機能を確保します。
- ⑥設備の再構築、更新にあわせて、効率的かつ計画的に耐震化を図ります。
- ⑦断水などにより、ポンプ運転時の冷却用水の供給が停止した場合においても運転可能な無注水型ポンプを再構築や改良、更新にあわせて導入します。
- ⑧停電時の非常用発電の整備は、非常用発電機の再構築・更新にあわせて、発電機と電力貯蔵用電池の最適な組み合わせを検討しながら、経済性を考慮して計画的に導入します。

(2) 下水道施設の活用

- ①再生水（下水処理水）を消火用水や水洗トイレ用水として、関係機関の要請に基づき提供します。
- ②震災時に、専用回線である下水道管理用光ファイバーを活用することにより、下水道施設の復旧活動の迅速化を図るほか、都の施策にあわせ、情報通信網として提供します。また、断線などによる重大事故を回避するため、ネットワークのバックアップルートを整備します。
- ③下水道施設の増設や再構築を実施する際、地元自治体など関係機関と協議を図りながら、施設の上部利用を推進し、オープンスペースの確保に努めます。また、関係機関と協議のうえ、下水道施設上部の公園を震災時の広域避難場所として提供します。
- ④区との連携により、区民避難所（地域防災拠点）などの近辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図ります。

(震災資料編 震2-2-3 仮設トイレ設置可能マンホール 参照)

第4 電気施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

1 計画の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策がありますが、この計画では当面、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設を災害予防の範囲としました。

2 施設の防災対策
次表のとおりです。

表2-2-1 電気施設の防災対策

災害種別	施設名	施設の現況
洪水高潮対策	送電設備 (地中電線路)	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施しています。
	変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行いますが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施しています。
	配電設備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施しています。
風害対策	変電設備	各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処しています。
	配電設備	
地震対策	送電設備 (地中電線路)	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行います。洞道は、「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づき設計を行います。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計としています。
	変電設備	機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行っています。
	配電設備	(架空電線路) 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っています。 (地中電線路) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としています。

第5 ガス施設(東京ガス株式会社)

1 施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である LNG 基地が4か所、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管(総延長 62,332km(令和3年3月末現在))とからなります。

2 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、「ガス事業法」、「消防法」、「建築基準法」、「道路法」等の諸法規並びに一般社団法人建築学会、公益社団法人土木学会の諸基準及び一般社団法人日本ガス協会基準に基づいて行っています。

2 施設の防災対策
次表のとおりです。

表2-2-1 電気施設の防災対策

災害種別	施設名	施設の現況
高潮対策	送電施設 (地中線)	最高潮位AP4.70mの高潮においても被害を受けないようケーブルヘッド位置の適正化、変電所入口における防水装置の設置を実施しています。
	変電設備	最高潮位AP4.70mを目途として変電所建物入口のかさ上げ、防潮板等の諸対策を実施しています。
	配電設備	地上高は、電気設備の技術基準により4.0m以上に設備設置しています。
洪水対策	送電設備 (地中線)	ケーブルヘッドの位置の適正化等により防水対策を実施しています。
	変電設備	既往の浸水実績を考慮して浸水に対する対策を行っています。
	配電設備	高潮対策に準じます。
地震対策	送電設備 (地中線)	油槽台等の付帯設備については、「建築基準法」による耐震設計並びに変電機器の耐震性に準じ設計をしています。
	変電設備	機器は動的設計(0.3G共振正弦3波突印)屋外鉄構は水平震度0.3~0.5G、機器と屋外の基礎は水平加速度0.2~0.5Gとしています。
	配電設備	地震による振動・衝撃荷重の影響は氷雪・風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいのでこれにより設計しています。
強風対策	変電設備	最近の標準設計では屋外鉄構の強度は、風速40m/sの風圧に耐えうるものとしています。
	配電設備	電気設備の技術基準により風速40m/sの風圧に耐えうるものとしています。

第5 ガス施設(東京ガス株式会社)

1 施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である LNG 基地が4か所、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管(総延長 57,436km(平成28年3月末現在))とからなります。

2 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、「ガス事業法」、「消防法」、「建築基準法」、「道路法」等の諸法規並びに一般社団法人建築学会、公益社団法人土木学会の諸基準及び一般社団法人日本ガス協会基準に基づいて行っています。

表2-2-2 ガス施設の安全化対策

施設名	安全化対策
製造施設	<p>1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保します。</p> <p>2 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図ります。</p>
供給施設	<p>1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行います。</p> <p>2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーや地区ガバナには緊急遮断装置を設置し、地震の大きさや被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしています。</p> <p>(1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化しています。</p> <p>ア 低圧導管網の地区ブロック化 (Lブロック化) 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を 317 ブロックに分割しています。 なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する装置 (地区ガバナ) には構造物の被害との相関性の高い SI 値を計測するセンサーを設置しています。 さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備しています。</p> <p>イ 中圧導管網の地域ブロック化 (Kブロック化) 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備えて、全供給区域を 25 ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置しています。</p> <p>(2) 放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備 (放散塔など) を、工場・整圧所・幹線ステーション等に設置しています。</p>
通信施設	<p>1 ループ化された固定無線回線の整備</p> <p>2 可搬型無線回線の整備</p>
その他の安全設備	<p>1 地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう LNG 基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震 (遠隔) 遮断装置を設置しています。</p> <p>2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度 5 強程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置しています。</p>

(1) 製造所・整圧所設備

①重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行います。

表2-2-2 ガス施設の安全化対策

施設名	安全化対策
製造施設	<p>1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保します。</p> <p>2 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図ります。</p>
供給施設	<p>1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行います。</p> <p>2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーや地区ガバナには緊急遮断装置を設置し、地震の大きさや被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしています。</p> <p>(1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化しています。</p> <p>ア 低圧導管網の地区ブロック化 (Lブロック化) 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を 252 ブロックに分割しています。 なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する装置 (地区ガバナ) には構造物の被害との相関性の高い SI 値を計測するセンサーを設置しています。 さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備しています。</p> <p>イ 中圧導管網の地域ブロック化 (Kブロック化) 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備えて、全供給区域を 25 ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置しています。</p> <p>(2) 放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備 (放散塔など) を、工場・整圧所・幹線ステーション等に設置しています。</p>
通信施設	<p>1 ループ化された固定無線回線の整備</p> <p>2 可搬型無線回線の整備</p>
その他の安全設備	<p>1 地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう LNG 基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震 (遠隔) 遮断装置を設置しています。</p> <p>2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度 5 強程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置しています。</p>

(1) 製造所・整圧所設備

①重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行います。

②防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害防止を図ります。

(2) 供給設備

①導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図ります。

②全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行います。

第6 通信施設(東日本電信電話株式会社)

1 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施します。

(1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行います。

(2) 暴風のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行います。

(3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行います。

2 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行います。

(1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とします。

(2) 主要な中継交換機を分散設置します。

(3) 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築します。

(4) 通信ケーブルの地中化を推進します。

(5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置します。

(6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進します。

3 重要通信の確保

(1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備します。

(2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用します。

(3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保します。

4 災害対策用機器及び車両等の配備

(1) 災害発生時において通信サービスを確保し、または災害から迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備します。

①非常用衛星通信装置

②非常用無線装置

③非常用交換装置

④非常用伝送装置

⑤非常用電源装置

⑥応急ケーブル

⑦その他の応急復旧用諸装置

(2) 災害復旧用機器、車両等の災害時の出勤、運用を円滑に行うため、必要な運転要員を含めた手配連絡

②防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害防止を図ります。

(2) 供給設備

①導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図ります。

②全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行います。

第6 通信施設(東日本電信電話株式会社)

1 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施します。

(1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行います。

(2) 暴風のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行います。

(3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行います。

2 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行います。

(1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とします。

(2) 主要な中継交換機を分散設置します。

(3) 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築します。

(4) 通信ケーブルの地中化を推進します。

(5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置します。

(6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進します。

3 重要通信の確保

(1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備します。

(2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用します。

(3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保します。

4 災害対策用機器及び車両等の配備

(1) 災害発生時において通信サービスを確保し、または災害から迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備します。

①非常用衛星通信装置

②非常用無線装置

③非常用交換装置

④非常用伝送装置

⑤非常用電源装置

⑥応急ケーブル

⑦その他の応急復旧用諸装置

(2) 災害復旧用機器、車両等の災害時の出勤、運用を円滑に行うため、必要な運転要員を含めた手配連絡

網を整備し、維持するとともに必要な運用訓練を行います。

(3) 災害等の緊急事態に備え、緊急車両の許認可の手続きを事前に実施します。

5 災害対策用資材等の確保

(1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において電気通信設備等の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため平常時から災害対策用資材、器具、工具、消耗品等を確保するための具体的措置を定め講じます。

6 電気通信設備及び災害対策用資機材の整備点検

(1) 電気通信設備及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備えます。

①電気通信設備等の防水、防風、防雪、防火、または耐震の実施

②可搬形無線機等の災害対策用機器及び車両等

③予備電源設備、及び燃料、冷却水等

④その他防災上必要な設備及び器具等

(2) 重要書類及びプログラムファイル類の保管に当たっては、災害時における重要データベースの滅失あるいは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じます。

網を整備し、維持するとともに必要な運用訓練を行います。

(3) 災害等の緊急事態に備え、緊急車両の許認可の手続きを事前に実施します。

5 災害対策用資材等の確保

(1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において電気通信設備等の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため平常時から災害対策用資材、器具、工具、消耗品等を確保するための具体的措置を定め講じます。

6 電気通信設備及び災害対策用資機材の整備点検

(1) 電気通信設備及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備えます。

①電気通信設備等の防水、防風、防雪、防火、または耐震の実施

②可搬形無線機等の災害対策用機器及び車両等

③予備電源設備、及び燃料、冷却水等

④その他防災上必要な設備及び器具等

(2) 重要書類及びプログラムファイル類の保管に当たっては、災害時における重要データベースの滅失あるいは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じます。

該当部分	震災編第2部第2章第4節 道路及び交通施設の安全化
機関名	港区（土木管理課、土木課）、株式会社ゆりかもめ、東京地下鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社

修正案	現行
<p>第4節 道路及び交通施設の安全化</p> <p>道路は、自動車や歩行者など一般交通に対する通行機能の確保の他、電気、ガス、上下水道、電話等、区民の日常生活を支えるインフラ施設の収納スペースとしても利用されています。</p> <p>さらに、災害時には、火災の延焼防止効果や、避難、救援・救護等に重要な役割を果たすことから、計画的な整備と適切な日常管理が必要です。</p> <p>第1 道路施設</p> <p>区内の道路及び橋りょうの現況は、震災資料編のとおりです。 (震災資料編 震2-2-4 道路・橋りょうの現況 参照)</p> <p>1 区道の整備（土木課）</p> <p>(1) 障害物除去路線を補完する通行機能の強化</p> <p>災害時に区道は、東京都が指定した緊急道路障害物除去対象路線を補完する道路となるため、避難時における安全性や防災性の強化が図られるよう舗装等の道路構造物の定期点検を行い、補修や整備を実施します。</p> <p>また、大規模開発等による道路整備及び都市計画道路等、道路の新設、拡幅を推進し、避難時の安全性の向上を図るなど防災強化に努めています。</p> <p>橋りょうは、災害発生時の避難路や復旧活動等の輸送路として活用できるよう、定期点検を行い、補修等を実施します。</p> <p>また、耐震性についての調査を行い、架け替え及び補強を進めています。</p> <p>(2) 放置自転車対策の推進</p> <p>災害時の避難の際に支障となる道路上の放置自転車をなくすため、自転車等駐車場（駐輪場）の整備を促進します。</p> <p>また、自転車等駐車場（駐輪場）の整備にあわせて自転車放置禁止区域を指定し、放置自転車の即時撤去の実施により、災害時の避難路の確保を図ります。</p> <p>(3) 電線類地中化の推進</p> <p>地震や台風等の災害時に、電柱の倒壊や電線類の被災を軽減することにより、避難路や緊急輸送道路などの、避難、救助、救援、復旧活動を支える道路空間が確保されるとともに、電話や電気などのライフラインが安定的に供給されるよう、電線類の地中化を推進します。</p> <p>2 都道の整備（都建設局（第一建設事務所））</p> <p>道路については、道路構造令の解説と運用（平成27年6月）や道路橋示方書・同解説（平成24年3月）等に基づき、整備を行っています。</p> <p>(1) 道路・橋りょう等の整備</p>	<p>第4節 道路及び交通施設の安全化</p> <p>道路は、自動車や歩行者などの交通機能の他に、日常生活を支える電気、ガス、上下水道、電話等のインフラ施設も設置されています。</p> <p>さらに、災害時には、火災の延焼防止効果や、避難経路や物資、救助活動の輸送となるため、計画的な整備と適切な日常管理が必要です。</p> <p>第1 道路施設</p> <p>区内の道路及び橋りょうの現況は、震災資料編のとおりです。 (震災資料編 震2-2-4 道路・橋りょうの現況 参照)</p> <p>1 区道の整備（土木課）</p> <p>(1) 障害物除去路線を補完する通行機能の強化</p> <p>災害時に区道は、東京都が指定した緊急道路障害物除去対象路線を補完する道路となるため、避難時における安全性や防災性の強化が図られるよう舗装等の道路構造物の定期点検を行い、補修や整備を実施します。</p> <p>また、大規模開発等による道路整備及び都市計画道路等、道路の新設、拡幅を推進し、避難時の安全性の向上を図るなど防災強化に努めています。</p> <p>橋りょうは、災害発生時の避難路や復旧活動等の輸送路として活用できるよう、定期点検を行い、補修等を実施します。</p> <p>また、耐震性についての調査を行い、架け替え及び補強を進めています。</p> <p>(2) 放置自転車対策の推進</p> <p>災害時の避難の際に支障となる道路上の放置自転車をなくすため、自転車等駐車場（駐輪場）の整備を促進します。</p> <p>また、自転車等駐車場（駐輪場）の整備にあわせて自転車放置禁止区域を指定し、放置自転車の即時撤去の実施により、災害時の避難路の確保を図ります。</p> <p>2 都道の整備（都建設局（第一建設事務所））</p> <p>道路については、道路構造令の解説と運用（平成27年6月）や道路橋示方書・同解説（平成24年3月）等に基づき、整備を行っています。</p> <p>(1) 道路・橋りょう等の整備</p>

環状第2号線〔汐留～虎ノ門・晴海～汐留〕をはじめ補助第4号線（六本木）（乃木坂）、補助第11号線（白金）の街路整備事業を進め、避難及び救助ルート of 拡充や円滑な歩行者交通の確保等を図り、防災性の向上に努めています。

また、旧海岸通りの高浜橋は、災害発生時における避難・輸送ルート of 安全性確保のため、架替えを進めています。

3 国道の整備（東京国道事務所）

所管施設の耐震性については、当該示方書、基準、指針等をはじめ阪神・淡路大震災の教訓を考慮した施設施工を行っています。

また、既存の橋りょう等道路施設については、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえ、耐震点検を行い、必要な補強を実施しています。

共同溝については、阪神・淡路大震災においても、災害に強いライフライン共同収容施設としての信頼性が改めて認識されたことから、道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の共同溝整備を一層推進します。

4 首都高速道路の整備（首都高速道路株式会社）

（1）施設の現況

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局長：平成7年5月）やこれを踏まえて改定された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように高架橋の安全性を向上する対策を実施しています。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様等はこれらの非常口から脱出できるよう安全性を確保しています。

（震災資料編 震2-2-5 首都高速道路の現況 参照）

（2）事業計画

①事業計画の概要

ア 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上させる対策を実施していきます。また、トンネルについても同様に崩壊を生じないように、安全性を向上させる対策を実施していくほか、お客様等の安全対策など、地震防災対策のより一層の向上充実に努めます。

イ 災害に備え、道路橋造物等について常時点検を行います。

②実施計画の内容

ア 高架橋の安全性の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図ります。

具体的には、比較的古い路線を優先に、鋼製支承を变形性能に優れたゴム支承に取替える事業を実施中であり、また、橋げたの移動制限装置についても同時に設置しています。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度をもって完了しています。

イ トンネル部の安全性の向上

阪神・淡路大震災におけるトンネル部の被害を踏まえ、トンネル部の一層の安全性向上を図ります。

環状第2号線〔汐留～虎ノ門・晴海～汐留〕をはじめ補助第4号線（六本木）（乃木坂）、補助第11号線（白金）の街路整備事業を進め、避難及び救助ルート of 拡充や円滑な歩行者交通の確保等を図り、防災性の向上に努めています。

また、旧海岸通りの高浜橋は、災害発生時における避難・輸送ルート of 安全性確保のため、架替えを進めています。

3 国道の整備（東京国道事務所）

所管施設の耐震性については、当該示方書、基準、指針等をはじめ阪神・淡路大震災の教訓を考慮した施設施工を行っています。

また、既存の橋りょう等道路施設については、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえ、耐震点検を行い、必要な補強を実施しています。

共同溝については、阪神・淡路大震災においても、災害に強いライフライン共同収容施設としての信頼性が改めて認識されたことから、道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の共同溝整備を一層推進します。

4 首都高速道路の整備（首都高速道路株式会社）

（1）施設の現況

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局長：平成7年5月）やこれを踏まえて改定された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように高架橋の安全性を向上する対策を実施しています。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様等はこれらの非常口から脱出できるよう安全性を確保しています。

（震災資料編 震2-2-5 首都高速道路の現況 参照）

（2）事業計画

①事業計画の概要

ア 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上させる対策を実施していきます。また、トンネルについても同様に崩壊を生じないように、安全性を向上させる対策を実施していくほか、お客様等の安全対策など、地震防災対策のより一層の向上充実に努めます。

イ 災害に備え、道路橋造物等について常時点検を行います。

②実施計画の内容

ア 高架橋の安全性の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図ります。

具体的には、比較的古い路線を優先に、鋼製支承を变形性能に優れたゴム支承に取替える事業を実施中であり、また、橋げたの移動制限装置についても同時に設置しています。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度をもって完了しています。

イ トンネル部の安全性の向上

阪神・淡路大震災におけるトンネル部の被害を踏まえ、トンネル部の一層の安全性向上を図ります。

具体的には、補強の必要な箇所を対象に、補強部材設置等により躯体を補強する事業を実施しています。

ウ 道路構造物、管理施設等の常時点検

エ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

第2 交通施設の安全化

1 都交通局（都営地下鉄）

（1）現況

①路線の現況

区内の都営地下鉄線の路線は都営浅草線・都営三田線及び都営大江戸線があり、路線延長は都営浅草線 18.3km、都営三田線 26.5km、都営大江戸線 40.7km です。当区内の設置路線は、都営浅草線 5.0km、都営三田線 5.1km、都営大江戸線 5.4km の合計 15.5km です。

②駅の現況

区内の都営地下鉄線の駅は、都営浅草線 5 駅、都営三田線 6 駅、都営大江戸線 6 駅の合計 17 駅があり、各駅ごとに変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備、排水ポンプ設備及び非常灯、誘導設備が設置されています。

各駅の所在地、電話番号は次のとおりです。

（都営浅草線）

高輪台駅	港区白金台	2-26-7先	TEL 3447-2983
泉岳寺駅	港区高輪	2-16-34	TEL 3447-1769
三田駅	港区芝	5-34-10	TEL 3452-1770
大門駅	港区浜松町	1-27-12	TEL 3433-5671 ¹
新橋駅	港区新橋	2-21-1先	TEL 3571-1693

（都営三田線）

白金台駅	港区白金台	4-5-10	TEL 5420-1513 ²
白金高輪駅	港区高輪	1-3-20先	TEL 3449-4805 ²
三田駅	港区芝	5-18-8	TEL 3454-1428
芝公園駅	港区芝公園	4-8-14	TEL 3431-4524
御成門駅	港区西新橋	3-24-6	TEL 3431-4521
内幸町駅	千代田区内幸町	2-2-3先	TEL 3591-6550 ³

（都営大江戸線）

汐留駅	港区東新橋	1-9-1先	TEL 3573-1017
大門駅	港区浜松町	2-3-4	TEL 3459-6721 ¹
赤羽橋駅	港区東麻布	1-28-13	TEL 3589-1656
麻布十番駅	港区麻布十番	1-4-6	TEL 3589-2170
六本木駅	港区赤坂	9-7-39	TEL 3470-3318
青山一丁目駅	港区北青山	1-2-4	TEL 3478-6763

¹ 大門駅は、都営浅草線と都営大江戸線で電話番号が異なります。

² 白金台駅及び白金高輪駅は、東京メトロ南北線との共同使用駅であり、東京地下鉄株式会社が駅の管理を行っています。

³ 内幸町駅の所在地は駅長事務室のある千代田区内幸町を表示していますが、駅構内の約半分は、港区西新橋地内にあります。

具体的には、補強の必要な箇所を対象に、補強部材設置等により躯体を補強する事業を実施しています。

ウ 道路構造物、管理施設等の常時点検

エ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

第2 交通施設の安全化

1 都交通局（都営地下鉄）

（1）現況

①路線の現況

区内の都営地下鉄線の路線は都営浅草線・都営三田線及び都営大江戸線があり、路線延長は都営浅草線 18.3km、都営三田線 26.5km、都営大江戸線 40.7km です。当区内の設置路線は、都営浅草線 5.0km、都営三田線 5.1km、都営大江戸線 5.4km の合計 15.5km です。

②駅の現況

区内の都営地下鉄線の駅は、都営浅草線 5 駅、都営三田線 6 駅、都営大江戸線 6 駅の合計 17 駅があり、各駅ごとに変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備、排水ポンプ設備及び非常灯、誘導設備が設置されています。

各駅の所在地、電話番号は次のとおりです。

（都営浅草線）

高輪台駅	港区白金台	2-26-7先	TEL 3447-2983
泉岳寺駅	港区高輪	2-16-34	TEL 3447-1769
三田駅	港区芝	5-34-10	TEL 3452-1770
大門駅	港区浜松町	1-27-12	TEL 3433-5671 ¹
新橋駅	港区新橋	2-21-1先	TEL 3571-1693

（都営三田線）

白金台駅	港区白金台	4-5-10	TEL 5420-1513 ²
白金高輪駅	港区高輪	1-3-20先	TEL 3449-4805 ²
三田駅	港区芝	5-18-8	TEL 3454-1428
芝公園駅	港区芝公園	4-8-14	TEL 3431-4524
御成門駅	港区西新橋	3-24-6	TEL 3431-4521
内幸町駅	千代田区内幸町	2-2-3先	TEL 3591-6550 ³

（都営大江戸線）

汐留駅	港区東新橋	1-9-1先	TEL 3573-1017
大門駅	港区浜松町	2-3-4	TEL 3459-6721 ¹
赤羽橋駅	港区東麻布	1-28-13	TEL 3589-1656
麻布十番駅	港区麻布十番	1-4-6	TEL 3589-2170
六本木駅	港区赤坂	9-7-39	TEL 3470-3318
青山一丁目駅	港区北青山	1-2-4	TEL 3478-6763

¹ 大門駅は、都営浅草線と都営大江戸線で電話番号が異なります。

² 白金台駅及び白金高輪駅は、東京メトロ南北線との共同使用駅であり、東京地下鉄株式会社が駅の管理を行っています。

³ 内幸町駅の所在地は駅長事務室のある千代田区内幸町を表示していますが、駅構内の約半分は、港区西新橋地内にあります。

③ 施設等の現況

ア 通信設備

指令電話

業務電話

加入電話

列車無線

構内電話

非常電話

インターホン

イ 放送設備

非常放送装置

業務用放送装置

車内放送装置

電気メガホン（電池式携帯用）

ウ 監視盤

列車緊急停止装置

火災表示警報監視盤

汚水用、排水用ポンプ故障警報監視盤

エスカレーター監視盤

浸水防止機作動表示監視盤

(2) 予防計画

①路線は全てずい道であり、各駅ごとに変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備、排水ポンプ設備及び非常灯、誘導灯設備等が設置されています。

②都営地下鉄については、これまで阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう国の基準に基づく耐震補強工事を完了しており、今後は、さらに出入庫線高架部の高さ4m未満の柱についても、改めて耐震性を検証し対策を実施します。

③各駅には、消火設備及びそれに対する監視盤が設置されており、また、駅舎、車両の不燃化については、区内設置の駅は「建築基準法」に準じた不燃化を実施しており、車両は技術上の基準（国土交通省）に基づいて制作されています。

火気使用その他の安全規制についても、各駅務区の消防計画により定められています。各駅には防災室を設置し、消火設備等の監視盤で集中管理をしています。また、駅施設は、「建築基準法」に準拠し、不燃化に努めています。

④停電対策

都営地下鉄線内は、多系統から電力の供給を受けられるよう設備されているので全系統の供給が停止するという事態以外は、駅及びずい道内が長時間停電することはありません。また、駅構内にはバッテリーを電源とする非常灯と避難誘導灯が設備されているほか、列車内にもバッテリーにより点灯する予備灯があります。

なお、全停電の際の駅の残置灯、駅の動力電源（消火用、排水用ポンプ関係）、ずい道電灯、信号電源を確保するため、都営浅草線では大門変電所に、都営三田線では志村変電所にガスタービンを設置しており、定期的に整備をしています。

③ 施設等の現況

ア 通信設備

指令電話

業務電話

加入電話

列車無線

構内電話

非常電話

インターホン

イ 放送設備

非常放送装置

業務用放送装置

車内放送装置

電気メガホン（電池式携帯用）

ウ 監視盤

列車緊急停止装置

火災表示警報監視盤

汚水用、排水用ポンプ故障警報監視盤

エスカレーター監視盤

浸水防止機作動表示監視盤

(2) 予防計画

①路線は全てずい道であり、各駅ごとに変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備、排水ポンプ設備及び非常灯、誘導灯設備等が設置されています。

②都営地下鉄については、これまで阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう国の基準に基づく耐震補強工事を完了しており、今後は、さらに出入庫線高架部の高さ4m未満の柱についても、改めて耐震性を検証し対策を実施します。

③各駅には、消火設備及びそれに対する監視盤が設置されており、また、駅舎、車両の不燃化については、区内設置の駅は「建築基準法」に準じた不燃化を実施しており、車両は技術上の基準（国土交通省）に基づいて制作されています。

火気使用その他の安全規制についても、各駅務区の消防計画により定められています。各駅には防災室を設置し、消火設備等の監視盤で集中管理をしています。また、駅施設は、「建築基準法」に準拠し、不燃化に努めています。

④停電対策

都営地下鉄線内は、多系統から電力の供給を受けられるよう設備されているので全系統の供給が停止するという事態以外は、駅及びずい道内が長時間停電することはありません。また、駅構内にはバッテリーを電源とする非常灯と避難誘導灯が設備されているほか、列車内にもバッテリーにより点灯する予備灯があります。

なお、全停電の際の駅の残置灯、駅の動力電源（消火用、排水用ポンプ関係）、ずい道電灯、信号電源を確保するため、都営浅草線では大門変電所に、都営三田線では志村変電所にガスタービンを設置しており、定期的に整備をしています。

⑤地震計の設置

地震発生時の運転規制、構造物等への影響の想定、早期の点検実施等を行うため、都営地下鉄内 16 箇所に震度計を設置しています。

2 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

(1) 施設の現況

営業路線の施設現況

営業キロ数全線 195.1 km 乗客数 1 日平均 約 707 万人 平成 27 年度

表 2-2-2 施設の現況

路線名	港区内の駅名 (17 駅)
銀座線	表参道・外苑前・青山一丁目・赤坂見附・虎ノ門・新橋・溜池山王
丸ノ内線	赤坂見附
日比谷線	虎ノ門ヒルズ・神谷町・六本木・広尾
千代田線	赤坂・乃木坂・表参道
半蔵門線	表参道・青山一丁目
南北線	白金台・白金高輪・麻布十番・六本木一丁目・溜池山王
下線は複数経路線駅	

(2) 災害予防計画

①防災体制の確立

営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を確立します。

②構造物の耐震性

構造物は「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」(平成 7 年 7 月運輸省通達) 及び「鉄道構造物等設計標準 (耐震設計)」(平成 10 年 12 月運輸省通達) により、適切に対応します。

③建築施設等の耐震性

地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計・建造しています。また、変電所設備用鉄橋は、水平震度 0.3 (震度階 6 程度) で建造しています。

④排水施設

トンネル内の排水については、約 750m に 1 か所の割合でポンプ室を設置し、それぞれ毎分 1 ~ 1.5t の排水が可能なポンプ 3 台を配備してあります。

⑤車両の防火対策

車両の車体構造は全て不燃材を使用しています。シートその他は、難燃性以上の判定を受けたものを使用しています。また、各車両には消火器が備え付けてあります。

⑥停電対策

多系統から電力の供給を受けているので、全ての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはありません。しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯により、また、列車内も蓄電池により照明を確保しています。

なお、港区内の地下鉄駅を含む東京メトロ線内の全駅 (地下部) において消火設備、排煙設備等の防災設備及びトンネル内照明は長時間停電に対しては、非常用発電機から供給します。

3 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社 (JR 各社)

⑤地震計の設置

地震発生時の運転規制、構造物等への影響の想定、早期の点検実施等を行うため、都営地下鉄内 16 箇所に震度計を設置しています。

2 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

(1) 施設の現況

営業路線の施設現況

営業キロ数全線 195.1 km 乗客数 1 日平均 約 707 万人 平成 27 年度

表 2-2-2 施設の現況

路線名	港区内の駅名 (16 駅)
銀座線	表参道・外苑前・青山一丁目・赤坂見附・虎ノ門・新橋・溜池山王
丸ノ内線	赤坂見附
日比谷線	神谷町・六本木・広尾
千代田線	赤坂・乃木坂・表参道
半蔵門線	表参道・青山一丁目
南北線	白金台・白金高輪・麻布十番・六本木一丁目・溜池山王
下線は複数経路線駅	

(2) 災害予防計画

①防災体制の確立

営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を確立します。

②構造物の耐震性

構造物は「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」(平成 7 年 7 月運輸省通達) 及び「鉄道構造物等設計標準 (耐震設計)」(平成 10 年 12 月運輸省通達) により、適切に対応します。

③建築施設等の耐震性

地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計・建造しています。また、変電所設備用鉄橋は、水平震度 0.3 (震度階 6 程度) で建造しています。

④排水施設

トンネル内の排水については、約 750m に 1 か所の割合でポンプ室を設置し、それぞれ毎分 1 ~ 1.5t の排水が可能なポンプ 3 台を配備してあります。

⑤車両の防火対策

車両の車体構造は全て不燃材を使用しています。シートその他は、難燃性以上の判定を受けたものを使用しています。また、各車両には消火器が備え付けてあります。

⑥停電対策

多系統から電力の供給を受けているので、全ての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはありません。しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯により、また、列車内も蓄電池により照明を確保しています。

なお、港区内の地下鉄駅を含む東京メトロ線内の全駅 (地下部) において消火設備、排煙設備等の防災設備及びトンネル内照明は長時間停電に対しては、非常用発電機から供給します。

3 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社 (JR 各社)

(1) 施設の概況

区内の JR 各社線は、東海道新幹線、東海道本線、横須賀線、京浜東北線、山手線及び東海道貨物線です。区内の地域において、横須賀線、東海道貨物支線を除く他の各線は、新橋、浜松町間において高架橋上を運行しています。

横須賀線の地下部分は、新橋～品川間のうち約 4.4km です。全線が上り線、下り線専用の眼鏡型トンネルとなっています。その区間に換気、排煙施設をかねて旅客の避難用として汐留、芝浦換気所及び田町排煙所が設けられています。

新橋駅は、在来線との関係から地上 3 階、地下 5 階の構造になっており、地下線のホームは、地下 5 階、29m の深層部に設けられています。

(2) 施設の耐震性（東日本旅客鉄道株式会社）

過去の震災などを教訓とした地震対策をはじめ、高い確率で発生すると考えられている首都直下地震に備えた対策、東日本大震災等を踏まえた対策など、さらなる安全性の向上に努めています。

- ①高架橋・橋脚耐震補強
- ②駅舎等の天井および壁耐震補強
- ③盛土耐震補強
- ④脱線防止ガードの施行
- ⑤鉄桁、トンネル、レンガアーチ高架橋の耐震補強工事など

(3) 震度による運転規制

①JR 東海（東海旅客鉄道株式会社）の運転規制

- ア 地震防災システムにより、列車を自動で停止させます。
- イ 地震の強さに応じて運転規制及び緊急巡回を行います。

②JR 東日本（東日本旅客鉄道株式会社）の運転規制

地震が発生した場合、社内の基準により速やかに速度規制または運転中止の手配をとって輸送の安全を確保するとともに、安全点検後の早期復旧に努めます。

③駅長の事前措置（東日本旅客鉄道株式会社）

駅長は震災時の旅客避難誘導について平素から駅所在地を管轄する地域の防災関係機関と緊密な連携をとるとともに、一時受入れ場所及び一時受入れ場所までの距離、到着までに予想される種々の障害、一時受入れ場所等の収容力、一般住民の予想避難数及び駅の時間別乗降客数、列車到着の推定乗客数等を勘案して異常事態発生時に効果的に避難することができるかを検討し、更に線路軌道敷内が安全に通行できる場合における最寄り駅構内、その他の場所への誘導について考慮します。

4 東京モノレール株式会社（東京モノレール）

(1) 施設の現況

①港区内における施設の現況は、次のとおりです。

施設名	構造	規模
浜松町駅	鉄骨、鉄筋コンクリート造	地上 5 階、地下 2 階
浜松町変電所	鉄骨造	1 階建
線路	軌道桁	鋼製、PSコンクリート製
	支柱	鋼製、鉄筋コンクリート造
	ポイント	鋼製関節式（41号）
		営業キロ 3 k800m
		鉄支柱39基、コンクリート支柱98基
		1 基

(1) 施設の概況

区内の JR 各社線は、東海道新幹線、東海道本線、横須賀線、京浜東北線、山手線及び東海道貨物線です。区内の地域において、横須賀線、東海道貨物支線を除く他の各線は、新橋、浜松町間において高架橋上を運行しています。

横須賀線の地下部分は、新橋～品川間のうち約 4.4km です。全線が上り線、下り線専用の眼鏡型トンネルとなっています。その区間に換気、排煙施設をかねて旅客の避難用として汐留、芝浦換気所及び田町排煙所が設けられています。

新橋駅は、在来線との関係から地上 3 階、地下 5 階の構造になっており、地下線のホームは、地下 5 階、29m の深層部に設けられています。

(2) 施設の耐震性（東日本旅客鉄道株式会社）

過去の震災などを教訓とした地震対策をはじめ、高い確率で発生すると考えられている首都直下地震に備えた対策、東日本大震災等を踏まえた対策など、さらなる安全性の向上に努めています。

- ①高架橋・橋脚耐震補強
- ②駅舎等の天井および壁耐震補強
- ③盛土耐震補強
- ④脱線防止ガードの施行
- ⑤鉄桁、トンネル、レンガアーチ高架橋の耐震補強工事など

(3) 震度による運転規制

①JR 東海（東海旅客鉄道株式会社）の運転規制

- ア 地震防災システムにより、列車を自動で停止させます。
- イ 地震の強さに応じて運転規制及び緊急巡回を行います。

②JR 東日本（東日本旅客鉄道株式会社）の運転規制

地震が発生した場合、社内の基準により速やかに速度規制または運転中止の手配をとって輸送の安全を確保するとともに、安全点検後の早期復旧に努めます。

③駅長の事前措置（東日本旅客鉄道株式会社）

駅長は震災時の旅客避難誘導について平素から駅所在地を管轄する地域の防災関係機関と緊密な連携をとるとともに、一時受入れ場所及び一時受入れ場所までの距離、到着までに予想される種々の障害、一時受入れ場所等の収容力、一般住民の予想避難数及び駅の時間別乗降客数、列車到着の推定乗客数等を勘案して異常事態発生時に効果的に避難することができるかを検討し、更に線路軌道敷内が安全に通行できる場合における最寄り駅構内、その他の場所への誘導について考慮します。

4 東京モノレール株式会社（東京モノレール）

(1) 施設の現況

①港区内における施設の現況は、次のとおりです。

施設名	構造	規模
浜松町駅	鉄骨、鉄筋コンクリート造	地上 5 階、地下 2 階
浜松町変電所	鉄骨造	1 階建
線路	軌道桁	鋼製、PSコンクリート製
	支柱	鋼製、鉄筋コンクリート造
	ポイント	鋼製関節式（41号）
		営業キロ 3 k800m
		鉄支柱39基、コンクリート支柱98基
		1 基

電 路	給電軌条	剛体複線式 (アルミステンレス製)	10kg/m
--------	------	----------------------	--------

(2) 災害予防計画

①建築物及び工作物等

諸施設は、いずれも耐震性を考慮した設計となっているが経年による老朽化のおそれのあるものについては、常に点検し補修します。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「鉄道駅の耐震補強の推進について」（平成17年12月関東運輸局通達）により対応します。

②火気使用設備等

火気使用設備の点検整備に関しては、防火管理規程により点検を行い設備の整備を図ります。

③電気施設

電力、変電、信号、通信の各電気施設については、運転保安設備実施基準、電気設備実施基準による各検査基準に基づき点検、整備を行います。

④消火設備等

「消防法施行規則」第31条の6による点検の他、車両内に設備された消火器については、転倒防止のため常に取付フックにて緊締状態にしておきます。

⑤避難設備及び放送設備

ア 駅における誘導灯について規程の照度を確保するための定期点検を行います。

イ 浜松町駅ビルの非常通報装置については、定期的に作動試験等の点検を行います。

ウ 浜松町駅については、非常放送設備の定期点検を行います。

⑥車両の非常停止、運転規制

運行車両は列車無線電話装置を全て設置しており、異常事態が発生し列車運行に支障があると判断した場合は、運転指令者が列車無線電話で一斉に列車停止を指示し、運転規制を行います。

なお、列車無線電話が故障し列車防護のため停止手配を必要とするときは、運転指令者は電車線を停電させることにより速やかに列車を停止させます。

⑦地震発生時の運転取扱

地震発生時の運転取扱については、運転取扱実施基準及び地震発生時の取扱手続によって行います。

主な取扱項目は次のとおりです。

ア 運転指令者の取扱

イ 巡回中の施設係員または電気係員の取扱

ウ 駅長の取扱

エ 運転士の取扱

オ 運転規制

カ 施設の点検

キ 運転規制の解除

5 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

(1) 施設の現況

電 路	給電軌条	剛体複線式 (アルミステンレス製)	10kg/m
--------	------	----------------------	--------

(2) 災害予防計画

①建築物及び工作物等

諸施設は、いずれも耐震性を考慮した設計となっているが経年による老朽化のおそれのあるものについては、常に点検し補修します。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「鉄道駅の耐震補強の推進について」（平成17年12月関東運輸局通達）により対応します。

②火気使用設備等

火気使用設備の点検整備に関しては、防火管理規程により点検を行い設備の整備を図ります。

③電気施設

電力、変電、信号、通信の各電気施設については、運転保安設備実施基準、電気設備実施基準による各検査基準に基づき点検、整備を行います。

④消火設備等

「消防法施行規則」第31条の6による点検の他、車両内に設備された消火器については、転倒防止のため常に取付フックにて緊締状態にしておきます。

⑤避難設備及び放送設備

ア 駅における誘導灯について規程の照度を確保するための定期点検を行います。

イ 浜松町駅ビルの非常通報装置については、定期的に作動試験等の点検を行います。

ウ 浜松町駅については、非常放送設備の定期点検を行います。

⑥車両の非常停止、運転規制

運行車両は列車無線電話装置を全て設置しており、異常事態が発生し列車運行に支障があると判断した場合は、運転指令者が列車無線電話で一斉に列車停止を指示し、運転規制を行います。

なお、列車無線電話が故障し列車防護のため停止手配を必要とするときは、運転指令者は電車線を停電させることにより速やかに列車を停止させます。

⑦地震発生時の運転取扱

地震発生時の運転取扱については、運転取扱実施基準及び地震発生時の取扱手続によって行います。

主な取扱項目は次のとおりです。

ア 運転指令者の取扱

イ 巡回中の施設係員または電気係員の取扱

ウ 駅長の取扱

エ 運転士の取扱

オ 運転規制

カ 施設の点検

キ 運転規制の解除

5 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

(1) 施設の現況

路線の概要及び施設の現況は、次のとおりです。

①路線の概要

当社の鉄道線は、本線（泉岳寺～浦賀）及び支線の空港線（京急蒲田～羽田空港第1・第2ターミナル）、大師線（京急川崎～小島新田）、逗子線（金沢八景～逗子・葉山）、久里浜線（堀ノ内～三崎口）からなっており、その営業キロ程は87.0kmであるが、港区内については約1,560m（トンネル部分約800m）です。

（2）各施設の点検整備

①建築物及び工作物の点検整備

これまで高架橋及び駅施設の耐震化を進めており、今後も計画的に取り組むことにより、人災を未然に防ぎ、震災時における輸送力の確保へとつなげていきます。また、土構造物、高架橋・橋りょう、抗土圧構造物、トンネルの通常全般検査を確実な検査サイクルで実施し、変状の早期発見と迅速な補修措置によるパッケージングで安全を図っていきます。

②火気使用設備の点検整備

火気使用設備の点検整備に関しては、「火災ならびに火災防止規則」（京急達第127号）により、その点検を実施し、設備の整備を図ります。

③電気施設の点検整備

電気施設の点検整備に関しては、感電防止対策及び漏電防止対策を実施します。

④消火設備の点検整備

駅及び車両に係る消火設備の点検整備は「火災ならびに災害防止規則」によります。

⑤避難設備及び放送設備の点検整備

高架部分の地上誘導及び放送設備の点検整備を図ります。

⑥列車の非常停止及び緊急対策

地震発生時は、列車無線により全線の列車に対して、運輸司令による地震発生警音の送出または自動的に地震発生警音を送出し、全列車の緊急停止措置をとります。

⑦通信施設の整備計画

通信施設に関しては、有線電話不能時を想定し、本社、総合司令所及び主要駅区に設置してある無線装置を使用し情報連絡を確保しています。

⑧浸水防止設備及び排水設備の点検整備

浸水防止設備及び排水設備の点検整備を図ります。

⑨乗客避難・安全設備の点検整備

ア 車両に乗客が操作できるドア・コックの備付けと、ドア開放方を明示します。

イ 乗客が乗務員に異常の発生を知らせることができる非常ブザーの備付け、非常ブザーの操作方法を明示します。また、新造車及び更新車については、非常ブザーのほか乗務員と通話ができる非常通報器を設けてあります。

6 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

（1）施設の現況

ゆりかもめの営業キロは現在14.7kmで、そのうちの約54.4%にあたる8.0kmが港区内を走行しています。駅数は7駅（新橋、汐留、竹芝、日の出、芝浦ふ頭、お台場海浜公園、台場）で、**全線高架構造になっています。**

（2）災害予防計画

路線の概要及び施設の現況は、次のとおりです。

①路線の概要

鉄道線は、本線（泉岳寺～浦賀）及び支線の空港線（京急蒲田～羽田空港国内線ターミナル）、大師線（京急川崎～小島新田）、逗子線（金沢八景～新逗子）、久里浜線（堀ノ内～三崎口）からなっており、その営業キロ程は87.0kmであるが、港区内については約1,560m（トンネル部分約800m）です。

（2）各施設の点検整備

①建築物及び工作物の点検整備

これまで高架橋及び駅施設の耐震化を進めており、今後も計画的に取り組むことにより、人災を未然に防ぎ、震災時における輸送力の確保へとつなげていきます。また、土構造物、高架橋・橋りょう、抗土圧構造物、トンネルの通常全般検査を確実な検査サイクルで実施し、変状の早期発見と迅速な補修措置によるパッケージングで安全を図っていきます。

②火気使用設備の点検整備

火気使用設備の点検整備に関しては、「火災ならびに火災防止規則」（京急達第127号）により、その点検を実施し、設備の整備を図ります。

③電気施設の点検整備

電気施設の点検整備に関しては、感電防止対策及び漏電防止対策を実施します。

④消火設備の点検整備

駅及び車両に係る消火設備の点検整備は「火災ならびに災害防止規則」によります。

⑤避難設備及び放送設備の点検整備

高架部分の地上誘導及び放送設備の点検整備を図ります。

⑥列車の非常停止及び緊急対策

地震発生時は、列車無線により全線の列車に対して、運輸司令による地震発生警音の送出または自動的に地震発生警音を送出し、全列車の緊急停止措置をとります。

⑦通信施設の整備計画

通信施設に関しては、有線電話不能時を想定し、本社、総合司令所及び主要駅区に設置してある無線装置を使用し情報連絡を確保しています。

⑧浸水防止設備及び排水設備の点検整備

浸水防止設備及び排水設備の点検整備を図ります。

⑨乗客避難・安全設備の点検整備

ア 車両に乗客が操作できるドア・コックの備付けと、ドア開放方を明示します。

イ 乗客が乗務員に異常の発生を知らせることができる非常ブザーの備付け、非常ブザーの操作方法を明示します。また、新造車及び更新車については、非常ブザーのほか乗務員と通話ができる非常通報器を設けてあります。

6 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

（1）施設の現況

ゆりかもめの営業キロは現在14.7kmで、そのうちの約54.4%にあたる8.0kmが港区内を走行しています。駅数は7駅（新橋、汐留、竹芝、日の出、芝浦ふ頭、お台場海浜公園、台場）で、1日平均約6万5千人（平成27年度）の乗降客が利用しています。

（2）災害予防計画

①防災態勢の確立

営業路線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災態勢を確立します。

②建造物の耐震性

主要建造物の設計は、関東大震災級の規模「震度6強」まで耐えうるよう考慮してありますが、阪神・淡路大震災級の規模の直下型地震においても崩壊することのないように、橋脚部分の補強工事と桁間連結装置の補強工事を行いました。

③車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものであり、シート等は難燃性のものを使用しています。また、各車両には消火器を備えています。

④駅の防災対策

駅舎及び各ホームには、火災報知器、通信設備、消火栓、消火器等を備えています。

⑤停電対策

電力会社からは2回線で受電しており、この全てが断たれた場合は、本社屋にある非常用発電機で防災設備と架線に給電することができるようになっています。

①防災態勢の確立

営業路線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災態勢を確立します。

②建造物の耐震性

主要建造物の設計は、関東大震災級の規模「震度6強」まで耐えうるよう考慮してありますが、阪神・淡路大震災級の規模の直下型地震においても崩壊することのないように、橋脚部分の補強工事と桁間連結装置の補強工事を行いました。

③車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものであり、シート等は難燃性のものを使用しています。また、各車両には消火器を備えています。

④駅の防災対策

駅舎及び各ホームには、火災報知器、通信設備、消火栓、消火器等を備えています。

⑤停電対策

電力会社からは2回線で受電しており、この全てが断たれた場合は、本社屋にある非常用発電機で防災設備と架線に給電することができるようになっています。

該当部分	震災編第2部第2章第6節 エレベーター対策
機関名	港区（建築課）

修正案	現 行
<p>第6節 エレベーター対策</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 区有施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能を向上します。</p> <p>2 区民等に対し、閉じ込め防止対策についての普及啓発と支援をします。</p> <p>第2 事業計画</p> <p>1 閉じ込め防止機能の向上</p> <p>(1) 区有施設</p> <p>必要に応じて優先順位を定め、順次エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上に努めます。</p> <p>また、万が一閉じ込めが発生した場合に備え、簡易トイレや飲料水などをエレベーターの籠内にあらかじめ備えておく「閉じ込め対策キット」の設置を進めています。</p> <p>(2) 民間施設</p> <p>港区エレベーター安全装置等設置助成制度</p> <p>民間建築物のエレベーター改修時に地震時管制運転装置の設置、耐震対策に要する費用の一部を助成し、災害に強いエレベーターへの改修を推進しています。</p> <p>2 救出体制の構築</p> <p>(1) エレベーター保守管理会社との緊密な連絡体制の維持</p> <p>エレベーター保守管理会社の限られた保守要員が効率よく救出活動をするために、各区有施設とエレベーター保守管理会社間及び保守要員との緊密な連絡体制を維持していきます。</p> <p>(2) エレベーター内の閉じ込めの有無の確認</p> <p>エレベーター内の閉じ込めの有無が直ちに確認できるよう、遠隔監視装置の普及を図ります。</p> <p>地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを周知します。</p> <p>3 早期復旧対策</p> <p>(1) 「1ビル1台」復旧ルール of 徹底</p> <p>①エレベーターを点検し運転を再開するための要員は限られているため、当初は1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、早期にできるだけ多くの建物の機能回復を図ります。</p> <p>②エレベーター保守管理会社に「1ビル1台」復旧ルールの徹底を要請するとともに、区民・事業者等に普及啓発します。</p> <p>(2) 自動診断仮復旧システムの採用</p> <p>エレベーター会社では、地震で自動停止したエレベーターについて、自動診断仮復旧システムの開発が進んでいます。</p> <p>区有施設については、エレベーターの設置・取替えに際し可能な限り本システムの採用を進めていきま</p>	<p>第6節 エレベーター対策</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 区有施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能を向上します。</p> <p>2 区民等に対し、閉じ込め防止対策についての普及啓発と支援をします。</p> <p>第2 事業計画</p> <p>1 閉じ込め防止機能の向上</p> <p>(1) 区有施設</p> <p>必要に応じて優先順位を定め、順次エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上に努めます。</p> <p>また、万が一閉じ込めが発生した場合に備え、簡易トイレや飲料水などをエレベーターの籠内にあらかじめ備えておく「閉じ込め対策キット」の設置を進めています。</p> <p>(2) 民間施設</p> <p>港区マンションエレベーター安全装置等設置助成制度</p> <p>民間マンションのエレベーター改修時に地震時管制運転装置の設置、耐震対策に要する費用の一部を助成し、災害に強いエレベーターへの改修を推進しています。</p> <p>2 救出体制の構築</p> <p>(1) エレベーター保守管理会社との緊密な連絡体制の維持</p> <p>エレベーター保守管理会社の限られた保守要員が効率よく救出活動をするために、各区有施設とエレベーター保守管理会社間及び保守要員との緊密な連絡体制を維持していきます。</p> <p>(2) エレベーター内の閉じ込めの有無の確認</p> <p>エレベーター内の閉じ込めの有無が直ちに確認できるよう、遠隔監視装置の普及を図ります。</p> <p>地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを周知します。</p> <p>3 早期復旧対策</p> <p>(1) 「1ビル1台」復旧ルール of 徹底</p> <p>①エレベーターを点検し運転を再開するための要員は限られているため、当初は1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、早期にできるだけ多くの建物の機能回復を図ります。</p> <p>②エレベーター保守管理会社に「1ビル1台」復旧ルールの徹底を要請するとともに、区民・事業者等に普及啓発します。</p> <p>(2) 自動診断仮復旧システムの採用</p> <p>エレベーター会社では、地震で自動停止したエレベーターについて、自動診断仮復旧システムの開発が進んでいます。</p> <p>区有施設については、エレベーターの設置・取替えに際し可能な限り本システムの採用を進めていきま</p>

す。

民間施設に対しても、本システム導入の働きかけを検討します。

す。

民間施設に対しても、本システム導入の働きかけを検討します。

該当部分	震災編第2部第6章 要配慮者の安全確保
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第6章 要配慮者の安全確保</p> <p>在宅の高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時に配慮を要する人を「要配慮者」と呼んでいます。</p> <p>特に災害時には、要配慮者は被災する可能性が高く、災害の発生から避難、避難生活の一連の流れにおいて、地域全体で支援していく必要があります。</p> <p>本章では、要配慮者の把握から支援に至るまでの基本的な内容について示します。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の作成（令和3年3月末で3,406人の登録） 2 同意を得た避難行動要支援者に対する個別支援計画の作成 3 緊急通報システム、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け等の推進 4 介護事業者等との災害時協力協定の締結 5 福祉避難所における避難行動要支援者のための備蓄物資の整備 6 外国語表記の防災パンフレット、港区防災地図等の作成・配布 7 妊産婦・乳幼児のための備蓄物資の整備 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異動者の反映等避難行動要支援者名簿の正確性の確保 2 避難行動要支援者の支援体制の強化 3 同意のない避難行動要支援者への対応 4 福祉避難所機能の拡充 5 外国人に対する防災知識の普及・啓発等 6 妊産婦・乳幼児の受入場所の拡充 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の定期的な更新 2 避難行動要支援者システムの導入（平成28年度整備） 3 支援関係者との平常時における協力体制の構築 4 避難行動要支援者への個別支援計画の作成 5 避難行動要支援者への定期的な同意書提出の勧奨 6 新たな福祉避難所の検討 7 支援関係者による安否確認訓練の実施 8 防災住民組織、支援関係者による要配慮者に配慮した防災訓練の充実 9 要配慮者への周知及び啓発 10 外国人への防災対策支援（防災知識の普及、防災訓練参加の呼びかけ及び標識等の外国語、やさしい日本語又は絵文字を活用した標記等の取組） 	<p>第6章 要配慮者の安全確保</p> <p>在宅の高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時に配慮を要する人を「要配慮者」と呼んでいます。</p> <p>特に災害時には、要配慮者は被災する可能性が高く、災害の発生から避難、避難生活の一連の流れにおいて、地域全体で支援していく必要があります。</p> <p>本章では、要配慮者の把握から支援に至るまでの基本的な内容について示します。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の作成（平成28年3月末で3,192人の登録） 2 同意を得た避難行動要支援者に対する個別支援計画の作成 3 緊急通報システム、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け等の推進 4 介護事業者等との災害時協力協定の締結 5 福祉避難所における避難行動要支援者のための備蓄物資の整備 6 外国語表記の防災パンフレット、港区防災地図等の作成・配布 7 妊産婦・乳幼児のための備蓄物資の整備 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異動者の反映等避難行動要支援者名簿の正確性の確保 2 避難行動要支援者の支援体制の強化 3 同意のない避難行動要支援者への対応 4 福祉避難所機能の拡充 5 外国人に対する防災知識の普及・啓発等 6 妊産婦・乳幼児の受入場所の拡充 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の定期的な更新 2 避難行動要支援者システムの導入（平成28年度整備） 3 支援関係者との平常時における協力体制の構築 4 避難行動要支援者への個別支援計画の作成 5 避難行動要支援者への定期的な同意書提出の勧奨 6 新たな福祉避難所の検討 7 支援関係者による安否確認訓練の実施 8 防災住民組織、支援関係者による要配慮者に配慮した防災訓練の充実 9 要配慮者への周知及び啓発 10 外国人への防災対策支援（防災知識の普及、防災訓練参加の呼びかけ及び標識等の外国語、やさしい日本語又は絵文字を活用した標記等の取組）

11 新たな妊産婦・乳幼児の受入場所の検討

11 新たな妊産婦・乳幼児の受入場所の検討

該当箇所	震災編第2部第6章第2節 避難行動要支援者名簿の活用
機関名	港区（高齢者支援課）

修正案	現 行
<p>第2節 避難行動要支援者名簿の活用</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者を把握します。 2 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制を整備します。 3 避難行動要支援者のうち避難支援に必要な情報の外部提供に同意していない人や、災害時協力協定を締結していない介護事業者への対応について、関係部署と協議します。 <p>第2 支援関係者への名簿の提供</p> <p>本人の意思を問わず属性により区が抽出する、避難行動要支援者については、平常時から区が把握し、災害発生時には同意の有無に関わらず支援関係者等にその情報を提供できるものとします。</p> <p>避難行動要支援者名簿（名簿情報を外部提供することに同意を得られたもの）については、平常時から所管の警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、町会・自治会等の支援関係者に提供し情報を共有することで、平常時からの防災情報の提供など、顔の見える関係づくりに努めるとともに、災害時の円滑な避難支援体制を構築します。</p> <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時協力協定の締結 <p>災害時に安否確認等の支援を行うため、区内の介護事業者等との間に、災害時協力協定を締結しています（令和3年3月1日現在、87法人168事業者）。協定締結事業者数の拡大や平常時からの連携を強化します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 避難行動要支援者名簿の外部提供の同意確認 <p>平常時から支援関係者の協力体制が構築できるよう、避難行動要支援者名簿の外部提供について、本人同意を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 個別支援計画の作成 <p>区は、支援関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別支援計画の作成を推進します。</p> <p>個別支援計画の作成に当たっては、福祉専門職の研修会などに積極的に参加し、個別支援計画の調査マニュアルの説明を行うことで、福祉専門職による計画の作成を促進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 個別支援計画の更新 <p>個別支援計画を作成した人の計画内容の確認及び更新を行います。</p>	<p>第2節 避難行動要支援者名簿の活用</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者を把握します。 2 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制を整備します。 <p>第2 支援関係者への名簿の提供</p> <p>本人の意思を問わず属性により区が抽出する、避難行動要支援者については、平常時から区が把握し、災害発生時には同意の有無に関わらず支援関係者等にその情報を提供できるものとします。</p> <p>避難行動要支援者名簿（名簿情報を外部提供することに同意を得られたもの）については、平常時から所管の警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、町会・自治会等の支援関係者に提供し情報を共有することで、平常時からの防災情報の提供など、顔の見える関係づくりに努めるとともに、災害時の円滑な避難支援体制を構築します。</p> <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時協力協定の締結 <p>災害時に安否確認等の支援を行うため、区内の介護事業者等との間に、災害時協力協定を締結しています（平成28年4月1日現在、205事業者）。協定締結事業者数の拡大や平常時からの連携を強化します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 避難行動要支援者名簿の外部提供の同意確認 <p>平常時から支援関係者の協力体制が構築できるよう、避難行動要支援者名簿の外部提供について、本人同意を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 個別支援計画の作成 <p>区は、支援関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別支援計画の作成を推進します。</p>

5 要配慮者対策訓練の実施

関係機関と連携し、防災住民組織を中心とした要配慮者に関する震災対策訓練や安否確認のための通信訓練等を実施し、防災行動力を高めます。

また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施や、災害対応マニュアルの整備及び訓練の充実を図ります。

6 支援関係者への研修会等の実施

町会・自治会や民生委員・児童委員、障害者相談支援事業者等支援関係者に対して、避難の際の支援の必要性を説明するとともに、避難行動要支援者名簿の活用方法、協力体制等に関する研修会を実施するなどにより、地域の協力体制の構築を推進します。

7 備蓄物資の確保

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所において、要配慮者に配慮した備蓄物資を確保します。

8 支援体制の整備

発災直後の職員の確保が困難なことを踏まえ、日頃からサービスを提供している高齢者相談センターや介護事業者等の福祉関係事業者等との協力体制を構築し、発災時を想定した実効性のある支援体制を構築します。また、ボランティア等の活用を推進します。

在宅の高齢者や障害者の支援のため、**救急通報システム**・徘徊探索支援システムの普及に努めます。

9 情報伝達手段の整備

災害時における区、支援関係者及び避難行動要支援者相互の連絡又は情報伝達、収集が円滑に行われるよう、防災情報メール配信システム、防災行政無線（移動系）等多様な通信手段を確保します。

4 要配慮者対策訓練の実施

関係機関と連携し、防災住民組織を中心とした要配慮者に関する震災対策訓練や安否確認のための通信訓練等を実施し、防災行動力を高めます。

また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施や、災害対応マニュアルの整備及び訓練の充実を図ります。

5 支援関係者への研修会等の実施

町会・自治会や民生委員・児童委員、障害者相談支援事業者等支援関係者に対して、避難の際の支援の必要性を説明するとともに、避難行動要支援者名簿の活用方法、協力体制等に関する研修会を実施するなどにより、地域の協力体制の構築を推進します。

6 備蓄物資の確保

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所において、要配慮者に配慮した備蓄物資を確保します。

7 支援体制の整備

発災直後の職員の確保が困難なことを踏まえ、日頃からサービスを提供している高齢者相談センターや介護事業者等の福祉関係事業者等との協力体制を構築し、発災時を想定した実効性のある支援体制を構築します。また、ボランティア等の活用を推進します。

在宅の高齢者や障害者の支援のため、**緊急通報システム**・徘徊探索支援システムの普及に努めます。

8 情報伝達手段の整備

災害時における区、支援関係者及び避難行動要支援者相互の連絡又は情報伝達、収集が円滑に行われるよう、防災情報メール配信システム、防災行政無線（移動系）等多様な通信手段を確保します。

該当部分	震災編第2部第6章第4節 外国人支援対策
機関名	港区（地域振興課）

修正案	現 行
<p>第4節 外国人支援対策</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在住外国人への防災知識の普及を推進します。 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援を実施します。 3 外国人にわかりやすい道路標識等の整備を推進します。 4 港区国際防災ボランティアを育成し、災害時の外国人の安全・安心を確保します。 <p>第2 事業計画</p> <p>区は、以下の方法により、在住外国人等への防災知識の普及・啓発等を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災パンフレットの作成及び配布 防災知識の普及を図るため、英語版の港区防災地図や英語、中国語、ハングル版の防災パンフレットを作成し、配布しています。また、やさしい日本語による作成についても、順次整備に努めます。 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援、安否確認方法の普及 地域の防災訓練への参加を促進するため、英語とやさしい日本語による防災関連の講座やワークショップなどを実施し、日本人と共に地域の防災訓練に参加できるよう支援します。地域の防災訓練は、英語版とやさしい日本語版での案内配布を行い、訓練時には英語対応の通訳を配置します。安否確認方法の一つとして、NTT 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法を外国人に対しても広く周知します。 3 道路標識等の整備 区は、ローマ字・英文併記以外にも、その他の言語や、やさしい日本語あるいは絵文字などを活用した、外国人にわかりやすい道路標識等の整備に努めます。 4 港区国際防災ボランティアの育成・確保 災害時、外国人に正確な情報を提供するとともに、意思疎通がスムーズに行えるよう、多言語で通訳や翻訳を行う国際防災ボランティアを育成しています。 	<p>第4節 外国人支援対策</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在住外国人への防災知識の普及を推進します。 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援を実施します。 3 外国人にわかりやすい道路標識等の整備を推進します。 4 港区国際防災ボランティアを育成し、災害時の外国人の安全・安心を確保します。 <p>第2 事業計画</p> <p>区は、以下の方法により、在住外国人等への防災知識の普及・啓発等を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災パンフレットの作成及び配布 防災知識の普及を図るため、英語版の港区防災地図や英語、中国語、ハングル版の防災パンフレットを作成し、配布しています。また、やさしい日本語による作成についても、順次整備に努めます。 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援、安否確認方法の普及 地域の防災訓練への参加を促進するため、英語による防災関連の講座やワークショップなどを実施し、日本人と共に地域の防災訓練に参加できるよう、支援します。地域の防災訓練は、英語版での案内配布を行い、訓練時には英語対応の通訳を配置します。安否確認方法の一つとして、NTT 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法を外国人に対しても広く周知します。 3 道路標識等の整備 区は、ローマ字・英文併記以外にも、その他の言語や、やさしい日本語あるいは絵文字などを活用した、外国人にわかりやすい道路標識等の整備に努めます。 4 港区国際防災ボランティアの確保・育成 災害時、外国人に正確な情報を提供するとともに、意思疎通がスムーズに行えるよう、多言語で通訳や翻訳を行う国際防災ボランティアを確保しています。（平成28年8月現在80人以上が登録）

該当部分	震災編第2部第7章 共同住宅の震災対策
機関名	港区（防災課）

修正案	現行
<p>第7章 共同住宅の震災対策</p> <p>首都直下地震などの大地震が発生した場合、共同住宅は倒壊しなくとも、揺れによる家具類の転倒等やエレベーターの停止といった問題が生じる可能性があります。</p> <p>全世帯の約9割が共同住宅に居住する港区では、共同住宅における防災対策の強化が重要です。区は、都、区民、関係団体等と連携して、各家庭における家具類の転倒防止対策や食料等の備蓄を促進するとともに、共同住宅の規模に応じたきめ細かな支援策による共同住宅内の防災住民組織の結成や訓練等の活動の活性化、共同住宅と町会・自治会等地域との関係性の構築など、共助体制づくりを推進する必要があります。また、在宅避難者に的確な物資供給を行うために、災害時における共同住宅と地域の避難所との円滑な連携を目指していく必要があります。</p> <p>本章では、共同住宅の震災対策を推進するための取組について示します。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災カルテの作成及び直接訪問〈高層住宅及び中層住宅〉 2 高層住宅内で結成された防災住民組織への防災資器材助成〈高層住宅〉 3 エレベーターチェア及び備蓄品の助成〈中層住宅〉 4 震災対策のためのハンドブックの作成・配布〈すべての共同住宅〉 5 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成〈すべての共同住宅〉 6 防災アドバイザーの派遣〈すべての共同住宅〉 7 防災出張講座〈すべての共同住宅〉 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共同住宅内の居住者間、共同住宅と地域との関わり合いの醸成 2 室内での地震対策、エレベーター停止時の支障等、高層住宅特有の被害形態に対応する知識の習得 3 要配慮者等を考慮した在宅避難者への物資の供給方法 4 共同住宅での防災住民組織結成の促進 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共同住宅のフロア内、上下階間での共助体制づくり 2 共同住宅と既存の町会・自治会間での共助体制づくり 3 ハンドブック等の活用による共同住宅の防災力の向上 4 共同住宅での防災住民組織の結成数の増加と活動の活性化 5 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成の利用促進 6 各家庭や共同住宅内での備蓄の促進 7 物資運搬資器材の導入によるエレベーター停止時のリスクの軽減 	<p>第7章 高層住宅の防災対策</p> <p>首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層住宅は倒壊しなくとも、揺れによる家具類の転倒等やエレベーターの停止といった問題が生じる可能性があります。</p> <p>また、長周期地震動や立て続けに大きな余震が発生した場合、特に高層住宅の上層階では揺れの影響は甚大なものとなります。そのような状況の中、出来る限り在宅避難を続けるために、区では、都、区民、関係団体等と連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策や各家庭や高層住宅内での備蓄を推進するとともに、高層住宅のフロア内や上下階間、町会・自治会等地域との共助体制づくりを進めます。また、在宅避難者に的確な物資供給を行うために、災害時における高層住宅と地域の避難所との円滑な連携を目指していく必要があります。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高層住宅に対する防災アドバイザーの派遣 2 高層住宅の震災対策のためのハンドブックの作成・配布 3 高層住宅内で結成された防災住民組織への防災資器材助成 4 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高層住宅内の居住者間、高層住宅と地域との関わり合いの醸成 2 室内での地震対策、エレベーター停止時の支障等、高層住宅特有の被害形態に対応する知識の習得 3 要配慮者等を考慮した在宅避難者への物資の供給方法 4 高層住宅での防災住民組織結成の促進 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高層住宅のフロア内、上下階間での共助体制づくり 2 高層住宅と既存の町会・自治会間での共助体制づくり 3 ハンドブック等の改訂による高層住宅の防災力の向上 4 高層住宅での防災住民組織の結成数の増加と活動の活発化 5 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成の見直し 6 各家庭や高層住宅内での備蓄の促進 7 物資運搬資器材の導入によるエレベーター停止時のリスクの軽減 8 避難スペースの確保など、揺れの大きい上層階の在宅避難者に対する対応

8 避難スペースの確保など、揺れの大きい上層階の在宅避難者に対する対応

該当部分	震災編第2部第7章第1節 共助体制づくり
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第1節 共助体制づくり</p> <p>第1 共同住宅の防災力向上のための支援</p> <p>1 区は、平成22年度に作成した高層住宅での防災計画策定についての手順をまとめた「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」及び高層住宅での震災対策等についてのDVDを配布し、高層住宅の防災力の向上を支援しています。平成28年4月に発生した熊本地震では在宅避難のあり方や物資の供給方法などの課題が表面化したことを受け、「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」等の改訂を行い、さらに平成30年3月には、区内の高層住宅の管理者や、高層住宅の管理や防災に関する専門家、地域の防災リーダーからの提案を反映し、「港区マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」へと改訂しました。</p> <p>2 区は、令和2年度から、支援の対象をそれまでの6階以上かつ50戸以上の高層住宅から、すべての共同住宅へと拡大しました。6階以上かつ20戸以上の高層住宅及び3階から5階かつ10戸以上の中層住宅に対しては、防災組織の結成や結成後の活動の活性化に向けた支援のほか、各フロアや近隣階ごとを基本単位とする安否確認訓練や災害時の物資の運搬役等について定めた防災計画の策定を支援します。また、すべての共同住宅に対して防災アドバイザーの派遣や防災出張講座を行い、居住者同士で協力し合う共助体制の強化を図ります。</p> <p>3 区は、6階以上かつ20戸以上の高層住宅の防災組織に対して防災資器材の助成を行うとともに、3階から5階かつ10戸以上の中層住宅に対してはエレベーターチェアや備蓄品の助成を行います。</p> <p>第2 町会・自治会等地域との共助体制づくりの推進</p> <p>区は、既存の町会・自治会や災害時における地域の避難所と高層住宅との緊密な連携が図られるよう防災出張講座を活用した意見交換を実施するとともに、地域が一体となった活動体制の構築を図ります。</p>	<p>第1節 共助体制づくり</p> <p>第1 高層住宅の防災力向上のための支援</p> <p>1 区は、平成22年度に作成した高層住宅での防災計画策定についての手順をまとめた「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」及び高層住宅での震災対策等についてのDVDを配布し、高層住宅の防災力の向上を支援しています。しかし、平成28年4月に発生した熊本地震では在宅避難のあり方や物資の供給方法などの課題が表面化しました。区は今後これらの課題に対応していくために、「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」等の改訂を行い、高層住宅での防災組織の結成並びに防災計画の策定の支援を行うことにより、高層住宅のさらなる防災力向上を図ります。</p> <p>2 区は、高層住宅の居住者、管理組合及び管理事業者に対し、防災アドバイザーの派遣や防災出張講座を行い、防災組織の結成や結成後の活動に向けた支援をするほか、各フロアや近隣階ごとを基本単位とする安否確認訓練や災害時の物資の運搬役等について定めた防災計画の策定に向けた取り組みを支援することで、居住者同士で協力し合う共助体制の強化を図ります。</p> <p>3 区は、高層住宅居住者で結成された高層住宅防災組織に対して、防災資器材を助成します。エレベーター閉じ込め対策の器具に加え、高層住宅内の上下階への備蓄物資運搬資器材等、高層住宅特有の対策に必要な器具の助成を検討します。</p> <p>第2 町会・自治会等地域との共助体制づくりの推進</p> <p>区は、既存の町会・自治会や災害時における地域の避難所と高層住宅との緊密な連携が図られるよう防災出張講座を活用した意見交換を実施するとともに、地域が一体となった活動体制の構築を図ります。</p>

該当部分	震災編第2部第7章第2節 居住者の防災知識・共助意識の向上
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第2節 居住者の防災知識・共助意識の向上</p> <p>第1 マンション住民向け普及啓発</p> <p>区は、「大震災に備えて」等のパンフレットの配布や防災学校、防災出張講座を通じて、共同住宅特有の被害とそれを踏まえた対策の必要性について周知し、居住者の防災知識・意識の向上を図っています。今後は、居住者が自助の意識を踏まえたうえで、共同住宅全体の防災対策について考える共助の意識に基づいた事前準備を行い、発災時を見据えた行動について理解を深めることで、共同住宅の防災力のさらなる向上を図ります。また、家具転倒防止器具等助成事業や防災用品あっせん事業、防災アドバイザーの派遣等を通じて、居住者が自助と共助の意識に基づいた防災対策に取り組むための支援を行います。</p>	<p>第2節 居住者の防災知識・共助意識の向上</p> <p>第1 マンション住民向け普及啓発</p> <p>区は、「大震災に備えて」等のパンフレットの配布や防災学校、防災出張講座を通じて、高層住宅特有の被害とそれを踏まえた対策の必要性について周知し、居住者の防災知識・意識の向上を図っています。今後は、居住者が自助の意識を踏まえたうえで、高層住宅全体の防災対策について考える共助の意識に基づいた事前準備を行い、発災時を見据えた行動について理解を深めることで、高層住宅の防災力のさらなる向上を図ります。また、家具転倒防止器具等助成事業や防災用品あっせん事業、防災アドバイザーの派遣等を通じて、居住者が自助と共助の意識に基づいた防災対策に取り組むための支援を行います。</p>

該当部分	震災編第2部第7章第3節 長周期地震動対策
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第3節 長周期地震動対策</p> <p>第1 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成</p> <p>1 阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとする過去の震災では、家具類の転倒・落下・移動により多数の死傷者が発生しています。</p> <p>特に高層住宅においては長周期地震動による被害の拡大が危惧されます。区内には多くの高層住宅が存在することから、区は各家庭での地震対策をさらに推進するために、家具転倒防止器具等助成事業について見直しを検討します。</p> <p>2 港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱（平成22年3月31日21港防第1792号 以下この章において「共同住宅震災対策要綱」という。）に基づき、区内に一定規模の共同住宅等（区内の共同住宅の用途に供する（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）建築物のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上の高層住宅及び地階を除く階数が3階から5階で、住宅の用途に供する部分の戸数が10戸以上の中層住宅）を建設する事業を営む者に対し、事前協議において家具類の転倒・落下・移動防止対策を効果的に行うために、居室の下地補強及びアンカー設備の設置を求めています。</p> <p style="text-align: center;">（震災資料編 震2-7-1 港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱 参照） （震災資料編 震2-7-2 港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領 参照）</p> <p>第2 エレベーター停止時の対策の推進</p> <p>1 都は、都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上を図ります。都営住宅の既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等を設置したため、都都市整備局は、今後、停電時自動着床装置の設置を促進します。</p> <p>また、都は、他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図ります。</p> <p>2 一般社団法人日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して、民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導します。</p> <p>3 区は、長周期地震動等地震の揺れによりエレベーターが停止した場合、エレベーター内の閉じ込めの発生や要配慮者をはじめとする居住者の上下の移動が困難になることから、防災住民組織に助成する防災資器材としてエレベーター閉じ込め対策キットや階段避難車に加え、高層階へ物資を運搬するための機材の導入を検討し、対応強化を図ります。</p> <p>4 区は、「共同住宅震災対策要綱」に基づき、区内に一定規模の共同住宅（区内の共同住宅の用途に供する（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）建築物のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上の高層住宅及び地階を除く階数が3階から5階で、住宅の用途に供する部分の戸数が10戸以上の中層住宅）を建設する事業を営む者に対し、事前協議において居住者のすべての乗用</p>	<p>第3節 長周期地震動対策</p> <p>第1 家具類の転倒・落下・移動防止器具の助成</p> <p>1 阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとする過去の震災では、家具類の転倒・落下・移動により多数の死傷者が発生しています。</p> <p>特に高層住宅においては長周期地震動による被害の拡大が危惧されます。区内には多くの高層住宅が存在することから、区は各家庭での地震対策をさらに推進するために、家具転倒防止器具等助成事業について見直しを検討します。</p> <p>2 港区高層住宅等の震災対策の促進に関する要綱（平成22年3月31日21港防第1792号 以下この章において「高層住宅震災対策要綱」という。）に基づき、区内に一定規模の高層住宅等（区内の共同住宅の用途に供する（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）建築物のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が100戸以上のもの）を建設する事業を営む者に対し、事前協議において家具類の転倒・落下・移動防止対策を効果的に行うために、居室の下地補強及びアンカー設備の設置を求めています。</p> <p style="text-align: center;">（震災資料編 震2-7-1 港区高層住宅等の震災対策の促進に関する要綱 参照） （震災資料編 震2-7-2 港区高層住宅等の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領 参照）</p> <p>第2 エレベーター停止時の対策の推進</p> <p>1 都は、都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上を図ります。都営住宅の既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置等を設置したため、都都市整備局は、今後、停電時自動着床装置の設置を促進します。</p> <p>また、都は、他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図ります。</p> <p>2 一般社団法人日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して、民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導します。</p> <p>3 区は、長周期地震動等地震の揺れによりエレベーターが停止した場合、エレベーター内の閉じ込めの発生や要配慮者をはじめとする居住者の上下の移動が困難になることから、防災住民組織に助成する防災資器材としてエレベーター閉じ込め対策キットや階段避難車に加え、高層階へ物資を運搬するための機材の導入を検討し、対応強化を図ります。</p> <p>4 区は、「高層住宅震災対策要綱」に基づき、区内に一定規模の高層住宅等（区内の共同住宅の用途に供する（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）建築物のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が100戸以上のもの）を建設する事業を営む者に対し、事前協議において居住者のすべての常用エレベーターのかご内に、閉じ込め対策用品を設置するよう求めています。</p>

エレベーターのかご内に、閉じ込め対策用品を設置するよう求めています。

(震災資料編 震2-7-1 港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱 参照)

(震災資料編 震2-7-2 港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領 参照)

第3 防災講習会等の実施

- 1 都は、一般社団法人日本エレベーター協会と連携して、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者などによる救出作業（危険の伴わないものに限る。）についても講習会の実施に取り組みます。
- 2 区は、都の取組に協力し、管理組合や居住者に対し、エレベーターを安全に利用するための知識の啓発を図ります。

(震災資料編 震2-7-1 港区高層住宅等の震災対策の促進に関する要綱 参照)

(震災資料編 震2-7-2 港区高層住宅等の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領 参照)

第3 防災講習会等の実施

- 1 都は、一般社団法人日本エレベーター協会と連携して、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者などによる救出作業（危険の伴わないものに限る。）についても講習会の実施に取り組みます。
- 2 区は、都の取組に協力し、管理組合や居住者に対し、エレベーターを安全に利用するための知識の啓発を図ります。

該当部分	震災編第2部第7章第4節 備蓄スペースの確保
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第4節 備蓄スペースの確保</p> <p>第1 備蓄の必要量</p> <p>中高層住宅は倒壊の可能性は低い一方で、エレベーターの停止等により地上との行き来や物資の運搬が困難になります。そのような状況においては、各家庭が必要な備蓄を行い、在宅避難に備えることが必要となります。備蓄は、エレベーターの復旧に大きな影響を及ぼす電力の復旧までを目処とし、一週間分以上を目安とします。</p> <p>第2 スペースの確保</p> <p>1 「共同住宅震災対策要綱」に基づき、区内に一定規模の共同住宅（区内の共同住宅の用途に供する（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）建築物のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上の高層住宅及び地階を除く階数が3階から5階で、住宅の用途に供する部分の戸数が10戸以上の中層住宅）を建設する事業を営む者に対し、事前協議において防災備蓄倉庫の設置を求めます。</p> <p>2 防災アドバイザー派遣時に共助体制づくりの助言と併せて、居住者の自助の取組を補完する目的で共有スペースを活用した共助での備蓄のあり方について助言します。</p>	<p>第4節 備蓄スペースの確保</p> <p>第1 備蓄の必要量</p> <p>高層住宅は倒壊の可能性は低い一方で、エレベーターの停止等により地上との行き来や物資の運搬が困難になります。そのような状況においては、各家庭が必要な備蓄を行い、在宅避難に備えることが必要となります。備蓄は、エレベーターの復旧に大きな影響を及ぼす電力の復旧までを目処とし、一週間分を目安とします。</p> <p>第2 スペースの確保</p> <p>1 「高層住宅震災対策要綱」に基づき、区内に一定規模の高層住宅等（区内の共同住宅の用途に供する（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）建築物のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が100戸以上のもの）を建設する事業を営む者に対し、事前協議において防災備蓄倉庫の設置を求めます。</p> <p>2 防災アドバイザー派遣時に共助体制づくりの助言と併せて、居住者の自助の取組を補完する目的で共有スペースを活用した共助での備蓄のあり方について助言します。</p>

該当部分	震災編第2部第8章 防災関係機関の訓練計画
機関名	東京ガス株式会社

修正案	現 行
<p>第3節 職員の防災教育及び訓練</p> <p>第8 東京ガス株式会社（東京ガス）</p> <p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施します。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 出動訓練</p> <p>(2) 緊急措置及び通報連絡訓練</p> <p>(3) 各事業所間の連絡体制訓練</p> <p>(4) 災害発生を想定した応急措置、復旧計画訓練</p> <p>(5) その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2 実施時期・回数</p> <p>年1回以上（本社及び各事業所）</p>	<p>第3節 職員の防災教育及び訓練</p> <p>第8 東京ガス株式会社（東京ガス）</p> <p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施します。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 地震時の出動訓練</p> <p>(2) 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練</p> <p>(3) 自衛消防訓練</p> <p>(4) 各事業所間の連絡体制訓練</p> <p>(5) 災害発生を想定した応急措置、復旧計画訓練</p> <p>(6) その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>2 実施時期・回数</p> <p>年1回以上（本社及び各事業所）</p>

--	--

該当部分	震災編第2部第9章 情報連絡体制の整備
機関名	港区（防災課、情報政策課）

修正案	現 行
<p>第9章 情報連絡体制の整備</p> <p style="color: red;">災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握し、共有する体制が必要です。</p> <p style="color: red;">また、区民等に迅速に災害情報を伝達できるよう、多様な情報伝達手段を整備する必要があります。</p> <p style="color: red;">本章では、災害時の情報収集及び伝達等の連絡体制に関し必要な事項を定めます。</p> <p>【現況】</p> <p>1 防災関係機関との情報連絡及び情報収集手段</p> <p>区は、以下の手段を活用し、防災関係機関との情報連絡及び情報収集を行っています。</p> <p>(1) 港区防災行政無線</p> <p>(2) 港区地域災害情報システム</p> <p>(3) 東京都防災行政無線システム</p> <p>(4) 東京都地域災害情報システム (DIS)</p> <p>(5) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話</p> <p>(6) 災害対策用内線電話</p> <p style="color: red;">(7) 衛星電話</p> <p style="color: red;">(8) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)</p> <p style="color: red;">(9) 緊急情報ネットワーク (Em-Net)</p> <p>2 区民等への情報伝達手段の整備</p> <p>区は、以下の手段を活用し、区民等への情報伝達を行います。</p> <p>(1) 港区防災行政無線 (同報系)</p> <p>(2) 防災行政無線放送確認電話の整備</p> <p>(3) 防災情報メール、みんなと安全・安心メール、緊急エリアメール</p> <p style="color: red;">(4) 港区ホームページ、「広報みなと」かわら版、ケーブルテレビ</p> <p>(5) ミナトヴォイス(外国語 FM ラジオ放送)</p> <p>(6) 青色防犯パトロール車両</p> <p style="color: red;">(7) LINE、ツイッター、フェイスブック</p> <p>(8) Lアラート (災害情報共有システム)</p> <p>(9) CATV 回線を使用した防災行政無線放送</p> <p>(10) 港区防災アプリ</p>	<p>第9章 情報連絡体制の整備</p> <p>平常時に主要な通信連絡手段である有線電話は、大地震等の災害時には局地的あるいは全面的に途絶することが予想されます。</p> <p>このため、区及び防災関係機関は有線途絶時の情報連絡体制について、情報の収集・伝達業務が迅速かつ円滑に実施できるよう、平時から通信連絡体系等を計画的に整備確立します。</p> <p>【現況】</p> <p>1 防災関係機関との情報連絡及び情報収集手段</p> <p>区は、以下の手段を活用し、防災関係機関との情報連絡及び情報収集を行っています。</p> <p>(1) 港区防災行政無線</p> <p>(2) 港区地域災害情報システム</p> <p>(3) 東京都防災行政無線システム</p> <p>(4) 東京都地域災害情報システム (DIS)</p> <p>(5) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話</p> <p>(6) 災害対策用内線電話</p> <p>(7) PHS 回線利用電話</p> <p>(8) 衛星電話</p> <p>(9) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)</p> <p>(10) 緊急情報ネットワーク (Em-Net)</p> <p>2 区民等への情報伝達手段の整備</p> <p>区は、以下の手段を活用し、区民等への情報伝達を行います。</p> <p>(1) 港区防災行政無線 (同報系)</p> <p>(2) 防災行政無線放送確認電話の整備</p> <p>(3) 防災情報メール、みんなと安全・安心メール、緊急エリアメール</p> <p>(4) 港区公式ホームページ、広報みなとかわら版、ケーブルテレビ</p> <p>(5) ミナトヴォイス(外国語 FM ラジオ放送)</p> <p>(6) 青色防犯パトロール車両</p> <p>(7) ツイッター、フェイスブック</p> <p>(8) Lアラート (災害情報共有システム)</p> <p>(9) CATV 回線を使用した防災行政無線放送</p> <p>(10) 港区防災アプリ</p>

- (11) 避難所への公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備
- (12) 港区防災ラジオ
- (13) デジタルサイネージ
- (14) 港区避難所開設状況システム

【課題】

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴
- 2 多様化する情報伝達手段や受信者への対応
- 3 区が整備している情報伝達手段の周知不足

【対策の方向性・到達目標】

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴対策
- 2 防災行政無線（移動系）の設備更新及び機能強化
- 3 防災行政無線の運用面の改善
- 4 民間事業者及び区が設置しているデジタルサイネージの活用の拡大
- 5 地域特性などを踏まえた新たな情報伝達手段の導入
- 6 既存の情報伝達手段の多言語化
- 7 区が整備する情報伝達手段の効果的な周知

- (11) 避難所への公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備
- (12) 280MHz 帯防災ラジオ
- (13) デジタルサイネージ

【課題】

- 1 防災行政無線の難聴
- 2 多様化する情報伝達手段や受信者への対応
- 3 区が整備している情報伝達手段の周知不足

【対策の方向性・到達目標】

- 1 防災行政無線の難聴地域の解消の検討
- 2 防災行政無線の運用面の改善
- 3 民間事業者及び区が設置しているデジタルサイネージの活用の拡大
- 4 地域特性などを踏まえた新たな情報伝達手段の導入
- 5 駅周辺等への公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備
- 6 既存の情報伝達手段の多言語化
- 7 区が整備する情報伝達手段の効果的な周知

該当部分	震災編第2部第9章第1節 情報収集・伝達体制の整備
機関名	港区（区長室）

修正案	現行
<p>第1節 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>第1 区と防災関係機関との情報収集・伝達体制の整備</p> <p>1 現況</p> <p>災害時における区を中心とする防災関係機関相互の通信連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者及び指定電話を定めて有線電話による窓口を統一しています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照）</p> <p>有線途絶時における通信連絡体制については、東京都・特別区間における多重無線、港区防災行政無線（移動系）をはじめ、衛星電話やPHS電話など、多様な手段を用いて通信連絡します。</p> <p>区は、防災行政無線等定期通信訓練を通じ、これらの機器の運用の習熟に努めています。</p> <p>また、都と連携した地震計ネットワーク及び東京都地域災害情報システム（DIS）による情報共有体制が整備されています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-9-2 基地局遠隔制御器配置表 参照）</p> <p>2 区の役割</p> <p>（1）都の災害対策本部との情報連絡体制を構築します。</p> <p>（2）新聞社及び放送機関との連携体制を整備します。</p> <p>（3）区民への情報伝達手段の多様化を図ります。</p> <p>（4）区民相互間の安否確認手段を周知します。</p> <p>3 計画目標</p> <p>（1）防災関係機関</p> <p>大震災時における情報の収集・伝達業務については、区・防災関係機関・防災組織等が連携し、有線・無線それぞれについて、災害状況に応じた確に対応できるよう、情報連絡体系の確立及び運用等について整備充実を図ります。</p> <p>また、時系列に沿った収集すべき情報の内容を明確にし、的確に収集できるようマニュアルを作成し、災害時に迅速に対応できるよう習熟の向上を図ります。</p> <p>（2）区民等に対する情報伝達体制の整備・拡充</p> <p>時系列に沿った伝達すべき情報の内容を明らかにし、区民・事業所等から収集した情報を的確かつ迅速に精査するため、訓練等を通じて得られた教訓をもとに情報処理用箋の様式を見直すほか、運用の習熟の向上を図ります。</p> <p>区民等への伝達は、港区防災行政無線、防災情報メール、港区ホームページ、LINE、ツイッター、フェイスブック、港区防災アプリ、デジタルサイネージ、緊急エリアメール、Lアラート、ケーブルテレ</p>	<p>第1節 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>第1 区と防災関係機関との情報収集・伝達体制の整備</p> <p>1 現況</p> <p>災害時における区を中心とする防災関係機関相互の通信連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者及び指定電話を定めて有線電話による窓口を統一しています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照）</p> <p>有線途絶時における通信連絡体制については、東京都・特別区間における多重無線、港区防災行政無線（移動系）をはじめ、衛星電話やPHS電話など、多様な手段を用いて通信連絡します。</p> <p>区は、防災行政無線等定期通信訓練を通じ、これらの機器の運用の習熟に努めています。</p> <p>また、都と連携した地震計ネットワーク及び東京都地域災害情報システム（DIS）による情報共有体制が整備されています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-9-2 基地局遠隔制御器配置表 参照）</p> <p>2 区の役割</p> <p>（1）都の災害対策本部との情報連絡体制を構築します。</p> <p>（2）新聞社及び放送機関との連携体制を整備します。</p> <p>（3）区民への情報伝達手段の多様化を図ります。</p> <p>（4）区民相互間の安否確認手段を周知します。</p> <p>3 計画目標</p> <p>（1）防災関係機関</p> <p>大震災時における情報の収集・伝達業務については、区・防災関係機関・防災組織等が連携し、有線・無線それぞれについて、災害状況に応じた確に対応できるよう、情報連絡体系の確立及び運用等について整備充実を図ります。</p> <p>また、時系列に沿った収集すべき情報の内容を明確にし、的確に収集できるようマニュアルを作成し、災害時に迅速に対応できるよう習熟の向上を図ります。</p> <p>（2）区民等に対する情報伝達体制の整備・拡充</p> <p>時系列に沿った伝達すべき情報の内容を明らかにし、区民・事業所等から収集した情報を的確かつ迅速に精査するため、訓練等を通じて得られた教訓をもとに情報処理用箋の様式を見直すほか、運用の習熟の向上を図ります。</p> <p>区民等への伝達は、港区防災行政無線、防災情報メール、港区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、港区防災アプリ、デジタルサイネージ、緊急エリアメール、Lアラート、ケーブルテレビ、みん</p>

び、みんなと安全・安心メール、青色防犯パトロール車両、「広報みなと」かわら版、ミナトヴォイス(FM ラジオ放送)を使用します。

今後も、地域や受信者の立場に応じて、ケーブルテレビ回線を使用した専用端末や、室内に届きやすい周波数帯である 280MHz 帯を利用した防災ラジオを導入するなど、区民等に対する情報伝達体制の拡充を図ります。

(震災資料編 震2-9-5 戸別受信機配備先 参照)

(3) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の利用

全国瞬時警報システム (J-ALERT) は、気象庁や内閣官房から送信される緊急情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、防災行政無線同報系を自動起動するシステムです。

平成 20 年度に受信設備、データ処理設備、同報無線自動起動部等の整備を行い、平成 21 年度に運用を開始しました。

(4) 緊急地震速報受信装置の利用

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れがくることを知らせることをめざした情報です。平成 28 年 4 月 1 日現在、受信装置を整備している区有施設は、避難所など 102 施設です。

今後も、区職員が常駐する新規施設への整備を進めます。

(5) 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) の利用

緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) は、総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急情報を伝達します。

など安全・安心メール、青色防犯パトロール車両、広報みなとかわら版、ミナトヴォイス(FM ラジオ放送)を使用します。

今後も、地域や受信者の立場に応じて、ケーブルテレビ回線を使用した専用端末や、室内に届きやすい周波数帯である 280MHz 帯を利用した防災ラジオを導入するなど、区民等に対する情報伝達体制の拡充を図ります。

(震災資料編 震2-9-5 戸別受信機配備先 参照)

(3) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の利用

全国瞬時警報システム (J-ALERT) は、気象庁や内閣官房から送信される緊急情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、防災行政無線同報系を自動起動するシステムです。

平成 20 年度に受信設備、データ処理設備、同報無線自動起動部等の整備を行い、平成 21 年度に運用を開始しました。

(4) 緊急地震速報受信装置の利用

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れがくることを知らせることをめざした情報です。平成 28 年 4 月 1 日現在、受信装置を整備している区有施設は、避難所など 102 施設です。

今後も、区職員が常駐する新規施設への整備を進めます。

(5) 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) の利用

緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) は、総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急情報を伝達します。

該当部分	震災編第2部第10章 避難者対策
機関名	港区（防災課、人権・男女平等参画担当）

修正案	現 行
<p>第10章 避難者対策</p> <p>区民等の避難に備え、事前に地域集合場所や区民避難所（地域防災拠点）を指定し、発災時の避難体制を整備しておく必要があります。</p> <p>本章では、避難者対策として、避難所等の指定、要配慮者への配慮や感染症対策を踏まえた避難所運営など、避難体制の整備に係る取組を定めます。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域集合場所、区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所の指定 区民避難所 56 か所、福祉避難所 23 か所の指定（令和3年3月現在） <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新たな避難所の指定 女性や性的マイノリティ、要配慮者に配慮した避難所運営 感染症対策を踏まえた避難所運営 避難所の環境改善 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 都立施設やホテル等の民間施設の活用による新たな避難所の確保 女性や性的マイノリティ、要配慮者等の視点に立った避難所運営体制の確立 感染症対策を踏まえた避難所運営体制の確立 避難者がストレスを感じることなく過ごすための避難所の機能強化 	<p>第10章 避難者対策</p> <p>区民等の避難に備え、事前に地域集合場所や区民避難所（地域防災拠点）を指定し、発災時の避難体制を整備しておく必要があります。本章では、避難者対策として、避難所等の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組を定めます。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域集合場所、区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所の指定 区民避難所 57 か所、福祉避難所 21 か所の指定（平成28年4月現在） <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難所等の位置、避難方法等の区民への周知 避難所等の安全化 <ol style="list-style-type: none"> 区民避難所（地域防災拠点）となる施設についての耐震化 災害時における防犯面への対応 女性や要配慮者に配慮した避難所運営 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各種防災教育資料の作成・配布を通じた避難所等に関する周知 防災住民組織に関する平常時からの防災活動等、避難や地域の初動活動等の周知 男女共同参画、要配慮者等の視点に立った避難所運営体制の確立

該当部分	震災編第2部第10章第1節 避難体制の整備
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第1節 避難体制の整備</p> <p>第1 目的 災害時に区民が冷静に災害から身を守るため、地域の実状に沿った避難方法を確立することを目的とします。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時に備えた地域の実情を把握します。 2 「避難勧告等の発令基準」に基づき、避難勧告等を適時適切に発令します。 3 広域避難場所使用に関する他の区市町村との調整をします。 4 広域避難場所土地所有者との鍵等に関する運用要領の策定をします。 5 区民避難所（地域防災拠点）、地域集合場所等を周知します。 <p>第3 計画目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難指示等の発令内容に応じた適切な避難行動及び避難方法について周知します。 2 地震発生時の避難については、町会・自治会等単位の集団避難を基本とし、地域の人のつながりによる避難ができるようにします。 3 自家に被害がない場合には、できる限り在宅避難を推奨することを周知します。共同住宅に対しては、「マンション震災対策ハンドブック～在宅避難のすすめ～」の活用等により、在宅避難を含む避難方法について周知します。 4 避難行動要支援者の避難について、防災住民組織や地域防災協議会等の協力を得ながら、情報の把握や避難誘導方法の整備を進めます。 5 迅速な避難や円滑な避難所運営（感染症対策を含む）に向け、実効性の高い訓練を行います。 	<p>第1節 避難体制の整備</p> <p>第1 目的 災害時に区民が冷静に災害から身を守るため、地域の実情に沿った町会・自治会における避難方法を確立することを目的とします。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時に備えた地域の実情を把握します。 2 「避難勧告等の発令基準」に基づき、避難勧告等を適時適切に発令します。 3 広域避難場所使用に関する他の区市町村との調整をします。 4 広域避難場所土地所有者との鍵等に関する運用要領の策定をします。 5 緊急避難場所、区民避難所（地域防災拠点）、地域集合場所等を周知します。 <p>第3 計画目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生時の避難については、町会・自治会等単位の集団避難を基本とし、地域の人のつながりによる避難ができるようにします。 2 高層住宅における避難方法については、高層住宅が強固で倒壊しにくい建物のため、「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」に基づく避難方法を実施できるようにします。 3 地域に居住する要配慮者の避難方法については、防災住民組織や地域防災協議会等の協力を得ながら、情報の把握や避難誘導方法の整備を進めます。 4 男女共同参画や要配慮者の視点に立った避難所運営が行われるよう避難所運営マニュアルの改訂や実効性の高い訓練を行います。

該当部分	震災編第2部第10章第2節 避難施設の整備
機関名	港区（障害者福祉課、防災課、人権・男女平等参画担当）

修正案	現 行
<p>第2節 避難施設の整備</p> <p>第1 計画方針 災害時において人的被害を最小限に抑えるため、日ごろから避難施設の確保、指定等を行い、その施設の安全化を図ります。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域集合場所を選定します。 2 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の指定・確保及び区民への周知をします。 3 避難所の安全性を確保します。 4 「避難所運営マニュアル」を整備します。 5 男女共同参画や性的マイノリティ等の視点に立った避難所運営を推進します。 6 避難所における感染症の感染拡大防止策を徹底します。 7 区民避難所（地域防災拠点）となる施設に食料備蓄や必要な資器材、台帳等を整備します。 8 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の衛生管理対策を促進します。 9 災害用トイレを確保します。 10 仮設トイレ等の配備資器材使用方法についてのマニュアルを整備します。 <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所 (1) 現況 都は、「東京都震災対策条例」に基づき大震災時に万一、延焼火災が発生した場合における区民の生命、身体の安全を確保するため、広域避難場所を指定しています。 また、火災の延焼拡大の可能性が低い地区を、地区内残留地区としています。 (震災資料編 震2-10-1 広域避難場所計画表 参照) (2) 都における指定方針 ①周辺市街地大火によるふく射熱（2,050Kcal/m²h）から安全な有効面積を確保します。 ②広域避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこととします。 ③有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間とし、1人当たり1m²を確保することを原則とします。 ④広域避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町会、自治会区域を考慮します。 (3) 広域避難場所の開設 	<p>第2節 避難施設の整備</p> <p>第1 計画方針 災害時においては、人的被害の絶無を目的とし、日ごろから避難施設の確保、指定等を行い、その施設の安全化を図ります。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域集合場所を選定します。 2 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の指定・確保及び区民への周知をします。 3 避難所の安全性確保を実施します。 4 「避難所運営マニュアル」の作成を支援します。 5 区立小・中学校等を区民避難所（地域防災拠点）として指定した場合の、食料備蓄や必要な資器材、台帳等を整備します。 6 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の衛生管理対策を促進します。 7 災害用トイレを確保します。 8 仮設トイレ等の配備資器材使用方法についてのマニュアルを整備します。 <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所 (1) 現況 都は、「東京都震災対策条例」に基づき大震災時に万一、延焼火災が発生した場合における区民の生命、身体の安全を確保するため、広域避難場所を指定しています。 また、火災の延焼拡大の可能性が低い地区を、地区内残留地区としています。 (震災資料編 震2-10-1 広域避難場所計画表 参照) (2) 都における指定方針 ①周辺市街地大火によるふく射熱（2,050Kcal/m²h）から安全な有効面積を確保します。 ②広域避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこととします。 ③有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間とし、1人当たり1m²を確保することを原則とします。 ④広域避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町会、自治会区域を考慮します。 (3) 広域避難場所の開設

広域避難場所に指定されている区域のうち、公園等のオープンスペースになっていない場所については、必要に応じて、震災時に開設できるよう、協定を含む取り扱いを講ずるものとします。

隣接する区とともに利用する広域避難場所は、隣接する区と運用についての協議が整っており、震災時においては迅速に開設します。

(4) 広域避難場所の周知

広域避難場所を港区防災地図等により区民等に周知し、避難等が円滑に行えるよう、公衆の見やすい箇所に標識を平成 28 年 4 月 1 日現在 47 基設置しています。

2 地域集合場所

地域集合場所は、災害発生時に地域の人々の安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めています。地域集合場所では、安否確認後に避難が必要な際、避難所や広域避難場所に避難します。ただし、自宅が安全な場合は、自宅に帰宅することになります。

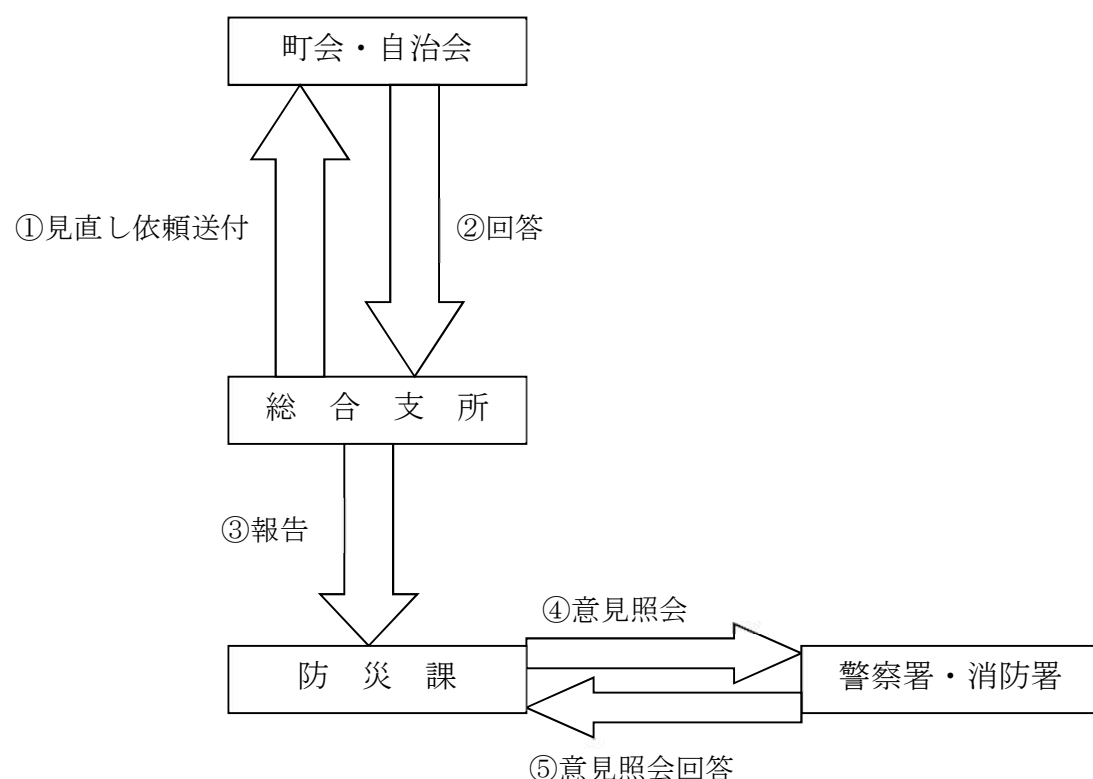
地域集合場所は、これまで一時集合場所という名称でしたが名称の読み方やそこで果たす機能が分かりにくいということから、港区では平成 25 年から「地域集合場所」という名称に変更しました。

(1) 地域集合場所の選定

地域集合場所の選定については、昭和 52 年に区民が避難する場合の一時的に集合する場所として「地域集合場所」を避難誘導の任にあたる区内各警察署が中心となって、昭和 52 年度に区民等との協議の上選定したものです。地域のその後の状況等の変化により、変更を必要とする場所が見うけられたことから、昭和 60 年度と平成 15 年度、さらに東日本大震災の発生を受け平成 24 年度に、区民及び警察署の意見を参考にしながら、見直しを行いました。

なお、今後も選定場所については、周辺の状況変化等、地域の実状に沿った場所を選定していきます。

地域集合場所選定の流れ



(震災資料編 震 2-10-2 地域集合場所一覧表 参照)

広域避難場所に指定されている区域のうち、公園等のオープンスペースになっていない場所については、必要に応じて、震災時に開設できるよう、協定を含む取り扱いを講ずるものとします。

隣接する区とともに利用する広域避難場所は、隣接する区と運用についての協議が整っており、震災時においては迅速に開設します。

(4) 広域避難場所の周知

広域避難場所を港区防災地図等により区民等に周知し、避難等が円滑に行えるよう、公衆の見やすい箇所に標識を平成 28 年 4 月 1 日現在 47 基設置しています。

2 地域集合場所

地域集合場所は、災害発生時に地域の人々の安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めています。地域集合場所では、安否確認後に避難が必要な際、避難所や広域避難場所に避難します。ただし、自宅が安全な場合は、自宅に帰宅することになります。

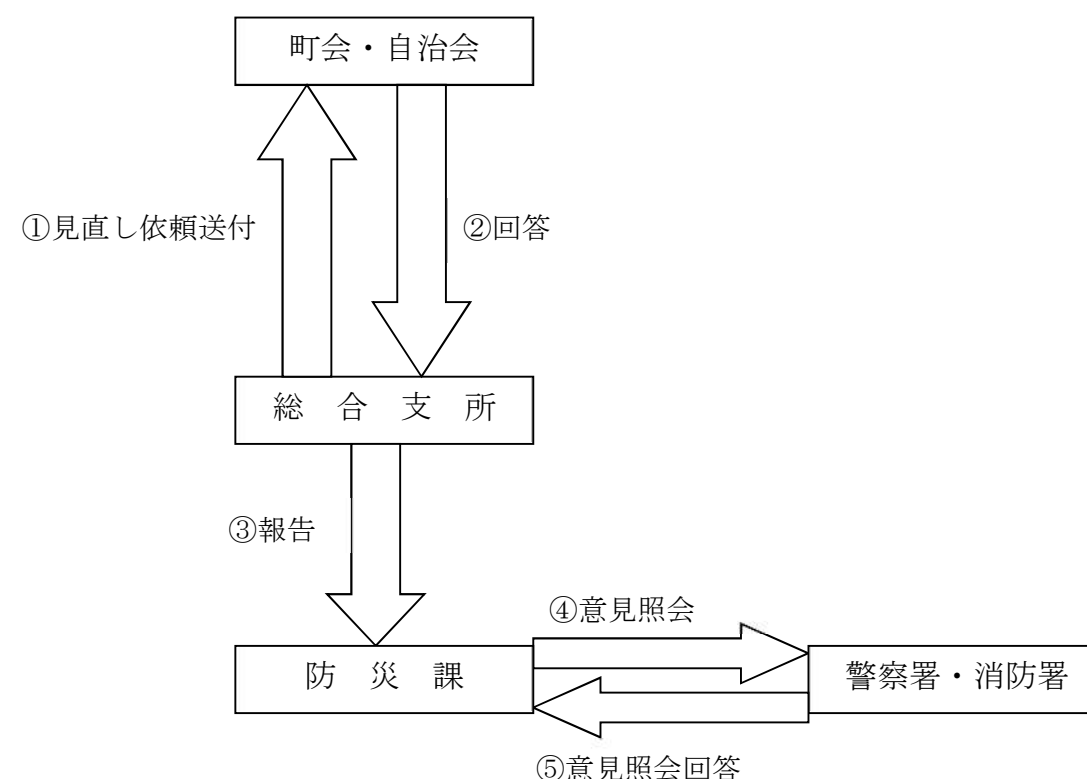
地域集合場所は、これまで一時集合場所という名称でしたが名称の読み方やそこで果たす機能が分かりにくいということから、港区では平成 25 年から「地域集合場所」という名称に変更しました。

(1) 地域集合場所の選定

地域集合場所の選定については、昭和 52 年に区民が避難する場合の一時的に集合する場所として「地域集合場所」を避難誘導の任にあたる区内各警察署が中心となって、昭和 52 年度に区民等との協議の上選定したものです。地域のその後の状況等の変化により、変更を必要とする場所が見うけられたことから、昭和 60 年度と平成 15 年度、さらに東日本大震災の発生を受け平成 24 年度に、区民及び警察署の意見を参考にしながら、見直しを行いました。

なお、今後も選定場所については、周辺の状況変化等、地域の実状に沿った場所を選定していきます。

地域集合場所選定の流れ



(震災資料編 震 2-10-2 地域集合場所一覧表 参照)

(2) 選定基準

地域集合場所は、次の要件を基本方針として、町会・自治会等を集合単位として選定しています。

- ①地域の人の生活圏と結びついた場所（公園、児童遊園、神社・仏閣の境内、緑地、団地の広場等）
- ②火災、倒壊、落下物等による危険が少なく、集合した人の安全が確保される場所
- ③安否確認等が行える場所
- ④広域避難場所へ避難する際の経路が安全と考えられる場所（広域避難場所が指定されている地域）

3 区民避難所（地域防災拠点）

災害の種別に応じ、災害の危険から避難するための指定緊急避難場所として、また、避難者が一定期間滞在する指定避難所として、区民避難所（地域防災拠点）を指定します。

（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）

(1) 区民避難所（地域防災拠点）の指定

区民避難所（地域防災拠点）として、区立の小・中学校だけでなく、いきいきプラザや区民センター、子ども中高生プラザなど、56か所の区有施設を指定しています。

なお、区民避難所（地域防災拠点）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、暫定的に、1人当たりの避難スペースを6㎡に拡大したことに伴い、都立施設やホテル等の民間施設の活用による新たな避難所の確保に取り組みます。

(2) 設置基準

区民避難所（地域防災拠点）は、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所として指定しています。

【指定緊急避難場所の基準（災害対策基本法施行令第20条の3）】

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- 2 異常な現象(洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、津波、大規模な火事、その他内閣府令で定める異常な現象の種類)が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。
 - イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの(以下このロにおいて「洪水等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分(以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。)が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 3 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するもので

(2) 選定基準

地域集合場所は、次の要件を基本方針として、町会・自治会等を集合単位として選定しています。

- ①地域の人の生活圏と結びついた場所（公園、児童遊園、神社・仏閣の境内、緑地、団地の広場等）
- ②火災、倒壊、落下物等による危険が少なく、集合した人の安全が確保される場所
- ③安否確認等が行える場所
- ④広域避難場所へ避難する際の経路が安全と考えられる場所（広域避難場所が指定されている地域）

3 区民避難所（地域防災拠点）

震災時に、建物の倒壊・焼失等により住居に制約を受けた区民等の一時的な生活場所として、区民避難所（地域防災拠点）を指定します。

区民避難所（地域防災拠点）は、これまで一次避難所という名称でしたが名称の読み方やそこで果たす機能が分かりにくいということから、港区では平成25年から「区民避難所（地域防災拠点）」という名称に変更しました。

（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）

(1) 区民避難所（地域防災拠点）の指定

区民避難所（地域防災拠点）として、区立の小・中学校だけでなく、いきいきプラザや区民センター、子ども中高生プラザなど、57か所の区有施設を指定しています。

(2) 設置基準

区民避難所（地域防災拠点）の設置基準は、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日 社援保第122号厚生省社会・援護局保護課長通知）」を基に次の各点を基本方針とします。

- ①原則として、町会・自治会または学区を単位とします。
- ②耐火、耐震、鉄筋構造の建物とします。
- ③区立学校及びその他の区有施設とします。
- ④状況により私立学校及び民間施設の利用を図ります。
- ⑤区民避難所（地域防災拠点）は、災害による家屋倒壊等の被害を受けた区民を受け入れることとします。
- ⑥区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合には、一時的に避難者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設します。

あること。

ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

【指定避難所の基準（災害対策基本法施行令第20条の6）】

- 1 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(3) 区民避難所（地域防災拠点）の運営

①区民避難所（地域防災拠点）の運営体制

区民避難所（地域防災拠点）は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅避難者）による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。

なお、比較的小規模の台風の接近等に際し、自主避難施設としていた施設のみを区民避難所（地域防災拠点）に移行するなど、開設する区民避難所（地域防災拠点）が小規模かつ少数で、開設期間も短期間である場合については、区職員のみで運営に当たるなど、実情に応じて柔軟に対応します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から1人当たりの避難スペースを拡大したことに伴い、新たな避難所を確保していく中では、地域防災協議会が中心となつての対応が困難な場合が想定されることから、そうした避難所の運営体制の構築について検討します。

②避難所運営マニュアル等の整備

区民避難所（地域防災拠点）の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所運営マニュアル」を整備しています。各地域防災協議会と連携した避難所運営訓練等を実施する中で検証を行ない、より実践的な内容としていきます。また、区民避難所（地域防災拠点）における新型コロナウイルス感染症

(3) 区民避難所（地域防災拠点）の機能の充実

区民避難所（地域防災拠点）の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所運営マニュアル」を作成しています。

また、区民避難所（地域防災拠点）には次のような資機材や備蓄物資等を配備し機能の充実を高めます。

①区民避難所（地域防災拠点）の設備の充実・強化

ア 区民避難所（地域防災拠点）の設備

仮設トイレ（女性専用集合トイレ等）やマットなど高齢者、障害者（視覚障害者等）、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めます。

AED（自動体外式除細動器）は、平成28年4月現在68施設の区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に配備しています。

マンホールトイレは、平成28年4月1日現在384基設置しています。今後、平成32年度末までに区民避難所（地域防災拠点）や公園等へ428基を目標に設置します。

イ 情報収集及び伝達機器の整備

非常用電源、防災行政無線移動系や災害時優先携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、インターネット環境等被災者による情報の収集及び伝達機器の整備を図ります。

また、特設公衆電話²を全ての避難所に整備することで、区民等の安否確認や連絡手段を確立します。

¹ 特設公衆電話：地震等の大規模災害が発生した際に、区民避難所等に臨時で設置する公衆電話のことです。港区では、災害発生時の迅速な設置・運用開始を行うため、NTT東日本の協力の下、事前設置を進めています。

②女性の視点を反映した避難所運営体制の構築

ア 男女共同参画からの避難所運営

避難所運営において、男女双方の管理責任者を配置するとともに、男女のニーズの違いによる男女共同参画の視点に立った運営を行います。

等の感染拡大を防ぐため、避難者受入の際の検温の実施や発熱者の対応等を定めた「避難所における感染症対策マニュアル」を整備しています。

③区民避難所（地域防災拠点）の機能強化

ア 区民避難所（地域防災拠点）の環境整備

- ・暑さ対策のための冷風機及び大型扇風機、プライバシー確保のための衝立の配備をはじめ、避難所の環境改善を推進します。
- ・高齢者、障害者（視覚障害者等）、乳幼児、妊産婦等に配慮し、簡易ベッドやマット、液体ミルクなど、備蓄物資の充実を図ります。
- ・災害時には事業者との協定に基づき、段ボールベッドを速やかに調達することとしています。
- ・急病人の発生等に備え、AED（自動体外式除細動器）を配備しています。

イ トイレの確保

必要十分な数のトイレを確保するため、仮設トイレ（女性専用集合トイレ等）を配備しています。マンホールトイレは、令和3年4月1日現在、区民避難所（地域防災拠点）や公園等に463基を設置しており、令和5年度末までに514基を目標として設置を推進します。

ウ 情報収集及び伝達機器の整備

防災行政無線移動系や災害時優先携帯電話等の通信機器及び非常用電源を整備しています。また、テレビ、インターネット環境、スマートフォン充電用蓄電池等、被災者による情報の収集及び伝達機

イ 女性、小中学生等も参画しやすい避難所運営体制の構築

平常時から、防災リーダー養成講座、避難所運営訓練等の実施を通じて、避難所運営は男女、小中学生等が協働で行うことの意識を共有します。避難所運営に際し、問題が発生した場合には、全て内部で解決しようとせず、外部の専門家等の積極的な活用を図ります。

ウ 男女別への配慮などによるプライバシーの確保

避難所運営の際には、生活空間を男女別や要配慮者、単身者別にすることなど、状況に応じた配慮をするとともに、女性特有の物資の受け渡し等をしやすくするため、女性専用のスペースを設けます。また、トイレ、着替え室、物干し場所を男女別にし、多目的トイレを設置します。

エ 妊産婦や育児中の母親等への配慮

妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、区民避難所（地域防災拠点）内での専用スペースの確保、保健師等による巡回相談、区民避難所（地域防災拠点）内に授乳室、子どもが遊べる場等を確保するよう努めます。

受動喫煙防止や火災予防の観点から、区民避難所（地域防災拠点）内は禁煙とします。

オ 相談窓口の設置

DV、児童虐待、介護疲れ等に対応するこころのケアができる体制を整備し、区民避難所（地域防災拠点）に相談窓口を設置します。

相談内容によっては、男性に相談しづらい内容等も想定されることから、女性相談員やカウンセラーの配置と専門家を派遣し、相談窓口は個室、カーテンで仕切る等のプライバシーに配慮します。

カ 避難所における防犯対策

平常時から、防災訓練や防災講座、広報紙等で災害時の防犯について啓発します。

キ 火災予防の啓発

「避難所運営マニュアル」の作成時に、火災予防のための消火訓練、消防計画を位置付けます。

ケ ボランティアの受入れ

ボランティアの役割分担に際しては、性別を固定せず、適材適所に配置することを明確にします。また、適切な支援となるよう港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

③避難所内の責任者

避難所運営組織の中に、防火管理担当や衛生管理担当、防犯対策担当などの責任者を配置するなど安全・安心のための対策を推進します。

④相談やこころのケアができる体制の整備

区民避難所（地域防災拠点）となっている港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を設置します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

器の整備を図ります。特設公衆電話¹を全ての避難所に整備し、区民等の安否確認や連絡手段を確立します。

¹ 特設公衆電話：地震等の大規模災害が発生した際に、区民避難所等に臨時で設置する公衆電話のことです。港区では、災害発生時の迅速な設置・運用開始を行うため、NTT 東日本の協力の下、事前設置を進めています。

エ 感染症対策物品の配備

区民避難所（地域防災拠点）における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、体温計やマスク、感染者を隔離するためのテントなど、感染症対策物品の配備を進めます。

④女性や性的マイノリティ等の視点を反映した避難所運営

ア 女性の視点からの避難所運営

避難所運営において、男女双方の管理責任者を配置するとともに、女性特有の物資の受け渡し等をしやすくするため、女性専用のスペースを設けます。また、トイレ、着替え室、物干し場所を男女別にし、多目的トイレを設置し、男女のニーズの違いによる男女共同参画の視点に立った運営を行います。

イ 小中学生等も参画しやすい避難所運営体制の構築

平常時から、避難所運営訓練等の実施を通じて、避難所運営は大人、小中学生等が協働で行うことの意識を共有します。避難所運営に際し、問題が発生した場合には、全て内部で解決しようとせず、外部の専門家等の積極的な活用を図ります。

ウ 性的マイノリティへの配慮などによるプライバシーの確保

避難所運営の際には、プライバシー確保のためのパーテーションを配備するなど、生活空間を性的マイノリティに配慮した運営を行います。

エ 妊産婦や育児中の母親等への配慮

妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、区民避難所（地域防災拠点）内での専用スペースの確保、保健師等による巡回相談、区民避難所（地域防災拠点）内に授乳室、液体ミルク・おもちゃ等の配備、子どもが遊べる場等を確保するよう努めます。

受動喫煙防止や火災予防の観点から、区民避難所（地域防災拠点）内は禁煙とします。

オ 相談窓口の設置

DV、児童虐待、介護疲れ等に対応するところのケアができる体制を整備し、区民避難所（地域防災拠点）に相談窓口を設置します。

相談内容によっては、男性に相談しづらい内容等も想定されることから、女性相談員やカウンセラーの配置と専門家を派遣し、相談窓口は個室、カーテンで仕切る等のプライバシーに配慮します。

⑤配慮が必要な人への支援体制の整備

ア 視覚障害者、聴覚障害者等への意思伝達支援

視覚障害者への声かけの支援や聴覚障害者に対して手話通訳等を利用するなどのコミュニケーション支援を充実させます。

イ 自閉症など音や光に過敏な人への配慮

自閉症などの人に対しては音・光の遮断が必要な場合もあり、空いている教室などを使用して対応するなど合理的配慮を行います。

⑥区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の対応

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす区民が増えており、区においても、約1万頭の登録犬、また同数程度の猫や小鳥など様々な小動物が、ペットとして飼育されています。

これらの飼養動物（ペット）を、区民避難所（地域防災拠点）において適切に飼育・保護するためには、一定の配慮の元、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物（ペット）保護策等に取り組みます。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「**避難所におけるペット対策マニュアル**」を避難所運営マニュアルへ反映します。

ア 区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とする飼養動物（ペット）

区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とするペットは、原則として犬や猫などの小動物とします。大型動物や危険動物、特別な飼育管理が必要な動物（トラ、ワニ、マムシ等）の受入れは行わないものとします。ただし、補助犬は受入れます。

※補助犬について

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定められています。

イ 飼養動物（ペット）との避難方法

飼養動物（ペット）を飼育している区民が、家屋等の倒壊により、自宅での生活が困難であり、区民避難所（地域防災拠点）へ避難する場合には、原則として飼育しているペットと同行避難することとします。

ウ 飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）

区民避難所（地域防災拠点）のうち、飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）は、原則として**区内小・中学校等の敷地内に飼養動物（ペット）の飼育場所が十分に確保できる施設を対象**とします。

エ 飼育場所及び飼育方法

区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼育場所は、避難者の居住場所と完全分離し、**原則**屋外に設置することとします。

飼養動物（ペット）は、ケージ内及び繋ぎとめにより飼育します。

⑦区民避難所（地域防災拠点）における安全・安心の確保

ア 防火、防犯の推進体制

避難所運営組織の中に、防火管理担当や衛生管理担当、防犯対策担当などの責任者を配置するなど**安全・安心のための対策を推進**します。

イ 防犯の啓発

平常時から、防災訓練や防災講座、広報紙等で災害時の防犯について啓発します。

ウ 火災予防の啓発

「避難所運営マニュアル」の作成時に、火災予防のための消火訓練、消防計画を位置付けます。

（４）相談やこころのケアができる体制の整備

区民避難所（地域防災拠点）となっている港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を設置します。

（４）区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の対応

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす区民が増えており、区においても、約1万頭

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

(5) ボランティアの受入れ

適切な支援となるよう港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

4 福祉避難所

福祉避難所は、区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難で介護や援助を必要とする高齢者、障害者等のための避難所で、東日本大震災の教訓を踏まえ、より福祉機能を充実するため、平成24年度からは介護職員等の専門スタッフの配置がある特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、障害者施設等を指定しています。さらに令和3年度には特別支援学校を指定する予定です。

引き続き、避難対象となる人に周知します。

(震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照)

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者対策と連動し、避難行動要支援者や区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な人のため

の登録犬、また同数程度の猫や小鳥など様々な小動物が、ペットとして飼育されています。

これらの飼養動物（ペット）を、区民避難所（地域防災拠点）において適切に飼育・保護するためには、一定の配慮の元、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物（ペット）保護策等に取り組みます。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「（仮）区民避難所（地域防災拠点）におけるペット対応マニュアル」を策定し、避難所運営マニュアルへ反映します。

①区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とする飼養動物（ペット）

区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とするペットは、原則として犬や猫などの小動物とします。大型動物や危険動物、特別な飼育管理が必要な動物（トラ、ワニ、マムシ等）の受入れは行わないものとします。ただし、補助犬は受入れます。

※補助犬について

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定められています。

②飼養動物（ペット）との避難方法

飼養動物（ペット）を飼育している区民が、家屋等の倒壊により、自宅での生活が困難であり、区民避難所（地域防災拠点）へ避難する場合には、原則として飼育しているペットと同行避難することとします。

③飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）

区民避難所（地域防災拠点）のうち、飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）は、原則として区内小・中学校等の敷地内に飼養動物（ペット）の飼育場所が十分に確保できる施設を対象とします。

④飼育場所及び飼育方法

区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼育場所は、避難者の居住場所と完全分離し、屋外に設置することとします。

飼養動物（ペット）は、ケージ内及び繋ぎとめにより飼育します。

4 福祉避難所

福祉避難所は、区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難で介護や援助を必要とする高齢者、障害者等のための避難所で、東日本大震災の教訓を踏まえ、より福祉機能を充実するため、平成24年度からは介護職員等の専門スタッフの配置がある特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、障害者施設等を指定しています。

引き続き、避難対象となる人に周知します。

(震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照)

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者対策と連動し、避難行動要支援者や区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難な人のため

に、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、障害者施設等を指定しています。

(2) 設置基準

福祉避難所は、災害対策基本法に基づく指定避難所として指定しています。

【指定避難所の基準（災害対策基本法施行令第20条の6）】

- 1 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(3) 福祉避難所の運営

福祉避難所は、当該施設の職員が主体となって運営することを基本とします。福祉避難所の運営が円滑に行われるよう「福祉避難所運営マニュアル」を整備します。

(4) 福祉避難所の機能の充実

主に避難行動要支援者を受け入れる施設であり、介護サービスを行うスペースを考慮する必要があることなどから、防災訓練等を通じ、適宜受入人数の見直し及び新規指定先の検討等、機能の拡充を図ります。

災害時には、港区と連絡等を行う必要があるため、防災行政無線の配備を行うほか、避難行動要支援者の対応に必要な備蓄物資や機材を追加配備していきます。また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、体温計やマスク、感染者を隔離するためのテントなど、感染症対策物品の配備を進めます。

福祉避難所の施設職員は、災害時に施設利用者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

(5) 相談やこころのケアができる体制の整備

福祉避難所に保健師等が、巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

(6) ボランティアの受入

適切な支援となるよう、港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

に、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、障害者施設等を指定しています。

(2) 設置基準

福祉避難所の設置基準は、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日 社援保第122号厚生省社会・援護局保護課長通知）」を基に次の各点を基本方針とします。

- ①耐火、耐震、鉄筋構造の建物とします。
- ②避難行動要支援者が安心して生活ができる体制を整備している施設とします。
- ③自宅や避難所で生活している高齢者・障害者等に介護、援助などの必要なサービスを提供できる施設とします。

(3) 福祉避難所の機能の充実

主に避難行動要支援者を受け入れる施設であり、介護サービスを行うスペースも考慮する必要があることなどから、訓練を通じ、適宜受入人数の見直し及び新規指定先の検討等、機能の拡充を図ります。

災害時には、港区と連絡等を行う必要があるため、防災行政無線の配備を行うほか、避難行動要支援者の対応に必要な備蓄物資や機材を追加配備していきます。

福祉避難所の施設職員は、災害時に施設入居者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

(4) 相談やこころのケアができる体制の整備

福祉避難所に保健師等が、巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

(5) ボランティアの受入

適切な支援となるよう、港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

該当部分	震災編第2部第11章 救援・医療救護体制の整備
機関名	港区（保健予防課）

修正案	現行
<p>第11章 救援・医療救護体制の整備</p> <p>被害が発生した場合に、被災者に対して迅速かつ的確な救援救護活動を実施するためには、事前措置を講じておく必要があります。</p> <p>本章では、救援救護活動の中でも人命尊重の見地から特に重要な、飲料水・食料等の確保、医療救護体制の整備について計画します。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給水体制の整備（応急給水槽、給水所の整備等） 2 食料・日用品・応急資器材 <ol style="list-style-type: none"> （1）3日間分の食料・保存水の備蓄 （2）女性の視点や要配慮者に配慮した、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等の備蓄 3 医療救護体制 <ol style="list-style-type: none"> （1）区内病院のうち東京都の災害拠点病院に4か所、災害拠点連携病院に2か所が指定 （2）災害時の緊急医療救護所に関する協定を区内12病院と締結 （3）医療救護所での医療救護活動に関する協定を一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会、公益社団法人東京都柔道整復師会港支部と締結 （4）区の医療救護活動等を統括・調整するため医学的助言等を行う港区災害医療コーディネーターを設置 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生命維持に必要な、最低限必要量の備蓄及び給水体制の確保 2 最新の被害想定に基づいた医療救護体制の整備 3 防疫体制の整備に向けた課題 防疫用資器材の備蓄 4 遺体収容場所の拡充 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生命維持に必要な最低必要量を確保可能な給水体制の整備 2 医療救護体制の整備の方向性 <ol style="list-style-type: none"> （1）全ての医療資源（病院、診療所、歯科診療所、薬局）が災害医療を担う体制整備 （2）災害時の医療救護活動の拠点となる施設の充実・強化 3 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定 4 遺体収容所の管理全般、行方不明者の捜索、遺体搬送、検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱い、遺体収容所設置等に係る防災関係機関との事前協議 	<p>第11章 救援・医療救護体制の整備</p> <p>被害が発生した場合に、被災者に対して迅速かつ的確な救援救護活動を実施するためには、事前措置を講じておく必要があります。</p> <p>本章では、救援救護活動の中でも人命尊重の見地から特に重要な、飲料水・食料等の確保、医療救護体制の整備について計画します。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給水体制の整備（応急給水槽、給水所の整備等） 2 食料・日用品・応急資器材 <ol style="list-style-type: none"> （1）3日間分の食料・保存水の備蓄 （2）女性の視点や要配慮者に配慮した、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等の備蓄 3 医療救護体制 <ol style="list-style-type: none"> （1）区内病院のうち東京都の災害拠点病院に3か所、災害拠点連携病院に3か所が指定 （2）医療救護所での医療救護活動に関する協定を一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会、公益社団法人東京都柔道整復師会港支部と締結 （3）区の医療救護活動等を統括・調整するため医学的助言等を行う港区災害医療コーディネーターを設置 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生命維持に必要な、最低限必要量の備蓄及び給水体制の確保 2 最新の被害想定に基づいた医療救護体制の整備 3 防疫体制の整備に向けた課題 防疫用資器材の備蓄 4 遺体収容場所の拡充 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生命維持に必要な最低必要量を確保可能な給水体制の整備 2 医療救護体制の整備の方向性 <ol style="list-style-type: none"> （1）全ての医療資源（病院、診療所、歯科診療所、薬局）が災害医療を担う体制整備 （2）災害時の医療救護活動の拠点となる施設の充実・強化 3 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定 4 遺体収容所の管理全般、行方不明者の捜索、遺体搬送、検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱い、遺体収容所設置等に係る防災関係機関との事前協議

該当部分	震災編第2部第11章第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備
機関名	港区（防災課）

修正案	現行
<p>第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 区では、食料、飲料水、生活必需品等災害時に生活を維持するために欠かせない物資等について、区民の自助として3日分の備蓄をすることとしています。また、事業者等においても、従業員等を留め置く際に必要となる物資を3日分備蓄します。</p> <p>2 区では、災害の発生により、自宅の倒壊等により避難所生活を送る区民のため、最低限必要な食料、水、生活必需品等の備蓄を行います。</p> <p>3 区は、近年、各地で発生した豪雨や地震災害を教訓として、避難者がストレスを感じることなく、安心して避難所で生活できるよう、夏期の暑さ対策や避難者のプライバシー確保、停電時のスマートフォン充電対策など、避難所の環境改善に努め、備蓄物資の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所に感染症対策物品を配備します。</p> <p>4 災害発生初期の混乱やライフライン等の寸断による影響下においても円滑に避難所へ物資が搬送できるよう、運搬事業者等との災害時協定を締結し、災害時の輸送体制を強化します。また、在宅避難者に対しても避難所を拠点とし物資を配布する体制等の構築をします。</p> <p>5 区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、最低限必要な物資については、3日分の備蓄を目標とします。</p> <p>第2 区の役割</p> <p>1 調達先及び調達予定数を明確にしておくなどにより、調達体制を整えます。</p> <p>2 区の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理します。</p> <p>3 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定めます。</p> <p>第3 事業計画</p> <p>1 食料・飲料水の確保</p> <p>（1）乾パン・ビスケット・アルファ化米等主食の備蓄</p> <p>区では発災から3日分を備蓄します。</p> <p>また、食物アレルギーを持つ人や、外国人、高齢者、障害者等、多様な食生活に配慮した食料の供給を図るため、特定28品目アレルギー物質を使用せず、ハラル認証を取得しているアルファ化米を備蓄します。</p> <p>（2）乳児用ミルクの確保</p> <p>都区役割分担に基づき、区は避難者の3日分を備蓄します。</p> <p>区では、避難者の中で1歳未満の乳児に対し1日6回分の粉ミルクを備蓄します。</p> <p>また、従来の粉ミルクに加え、液体ミルクを備蓄します。</p>	<p>第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 区では、食料、飲料水、生活必需品等災害時に生活を維持するために欠かせない物資等について、区民の自助として3日分の備蓄をすることとしています。また、事業者等においても、従業員等を留め置く際に必要となる物資を3日分備蓄します。</p> <p>2 区では、震災の発生により、自宅の倒壊等により避難所生活を送る区民のため、最低限必要な食料、水、生活必需品等の備蓄を行います。</p> <p>3 区は、マスクや消毒剤などの衛生用品の需要が発災後の早期から高まること、ペットの同行避難に必要なケージやペットフードの備蓄、被災地に派遣される職員の装備（安全靴、照明器具、レインウェア）の重要性など、熊本地震の教訓を踏まえた備蓄物資の充実を図ります。</p> <p>4 災害発生初期の混乱やライフライン等の寸断による影響下においても円滑に避難所へ物資が搬送できる体制を構築します。また、在宅避難者に対しても避難所を拠点とし物資を配布する体制等の構築をします。</p> <p>5 区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、最低限必要な物資については、3日分の備蓄を目標とします。</p> <p>第2 区の役割</p> <p>1 調達先及び調達予定数を明確にしておくなどにより、調達体制を整えます。</p> <p>2 区の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理します。</p> <p>3 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定めます。</p> <p>第3 事業計画</p> <p>1 食料・飲料水の確保</p> <p>（1）乾パン・ビスケット・アルファ化米等主食の備蓄</p> <p>区では発災から3日分を備蓄します。</p> <p>また、食物アレルギーを持つ人や、外国人、高齢者、障害者等、多様な食生活に配慮した食料の供給を図るため、特定27品目アレルギー物質を使用せず、ハラル認証を取得しているアルファ化米を備蓄します。さらに、これまで進めてきたアルファ化米やおかゆに加え、ビスケット、野菜ジュース等を備蓄します。</p> <p>（2）調整粉乳の確保</p> <p>都区役割分担に基づき、区は避難者の3日分を備蓄します。</p> <p>区では、避難者の中で1歳未満の乳児に対し1日6回分の調整粉乳を備蓄します。</p>

(3) 飲料水の確保

飲料水の確保については都の役割となっています。しかし、区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、区独自に避難者1人1日3リットル3日分の保存水を備蓄していきます。

2 生活必需品の確保

都区役割分担では、生活必需品の確保は主として都の役割とされていますが、輸送の遅延等に備えて区においても最低限必要となる物資として毛布やカーペット、寝具としてのマット等を備蓄しています。毛布は避難者1人に対し3枚、カーペット、マットは1人1枚を備蓄していきます。

また、事業者との協定に基づき、災害発生時には速やかに段ボールベッドを調達します。

3 応急資機材の確保

区及び防災関係機関は、平時から災害応急対策活動及び災害復旧に必要な発動発電機、ろ水機等の資機材等を備蓄し、整備します。

また、備蓄資機材については、常に整備、点検を行い、資機材を最良な状況で保持し、より効果的に避難所を運営できるものを備蓄します。

4 在宅避難者の備蓄物資の確保

在宅避難者にも支援物資は必要ですが、避難所にいる避難者と違い、在宅避難者の数の把握は困難なことが想定されるので、避難所に物資を取りにきてもらうなどのルールづくりを行っていきます。

障害等で避難所での生活が困難であると想定される場合には、平常時からお互いに助け合う仲間や地域で支えあう関係性をつくり、いざという時に避難できる環境にしていきます。

5 女性や要配慮者等に配慮した物資の備蓄

区では、女性や要配慮者等に配慮し、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等を備蓄しています。また、要配慮者等へ配慮した備蓄物資として、おかゆ、大人用おむつ及び簡易ベッド等を備蓄しています。

今後も画一的な物資の備蓄ではなく、ニーズに合わせた物資の備蓄を行います。

6 避難所の環境改善のための物品の配備

避難所におけるプライバシー確保用としてパーテーションを配備します。

また、ライフラインが途絶した場合に備え、避難者がストレスを少なく過ごせるよう、夏期の暑さ対策として冷風機及び大型扇風機を配備するほか、避難者のスマートフォン充電用の蓄電池を配備します。

7 感染症対策物品の配備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、非接触型体温計、マスクや消毒液等の衛生用品を配備します。また、発熱者を隔離するためのテント及びベッドを配備します。

8 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等を備蓄しておくための備蓄倉庫は、避難所として使用される施設を始めとして、他の区有施設、民間ビル及び開発事業者等の協力も得て、効率的な備蓄及び搬送体制がとれるよう整備していきます。災害時に効率的な避難所運営を行えるよう、備蓄倉庫は常に整理された状態を保ちます。また、震災時の高層建築物においても、エレベーターやライフラインの停止に備え、食料の備蓄対策を促進します。

(震災資料編 震2-11-3 防災備蓄倉庫一覧表 参照)

9 備蓄物資の有効活用

期限の近づいた備蓄物資(アルファ化米、粉ミルク、飲料水など)を町会・自治会の地域訓練や小・中

(3) 飲料水の確保

飲料水の確保については都の役割となっています。しかし、区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、区独自に避難者1人1日3リットル3日分の保存水を備蓄していきます。

2 生活必需品の確保

都区役割分担では、生活必需品の確保は主として都の役割とされていますが、輸送の遅延等に備えて区においても最低限必要となる物資として毛布やカーペット、寝具としてのマット等を備蓄しています。毛布は避難者1人に対し3枚、カーペット、マットは1人1枚を備蓄していきます。

3 応急資機材の確保

区及び防災関係機関は、平時から災害応急対策活動及び災害復旧に必要な発動発電機、ろ水機等の資機材等を備蓄し、整備します。

また、備蓄資機材については、常に整備、点検を行い、資機材を最良な状況で保持し、より効果的に避難所を運営できるものを備蓄します。

4 在宅避難者の備蓄物資の確保

在宅避難者にも支援物資は必要ですが、避難所にいる避難者と違い、在宅避難者の数の把握は困難なことが想定されるので、避難所に物資を取りにきてもらうなどのルールづくりを行っていきます。

障害等で避難所での生活が困難であると想定される場合には、平常時からお互いに助け合う仲間や地域で支えあう関係性をつくり、いざという時に避難できる環境にしていきます。

5 女性や要配慮者等に配慮した物資の備蓄

区では、女性や要配慮者等に配慮し、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等を備蓄しています。また、要配慮者等へ配慮した備蓄物資として、おかゆ、大人用おむつ及び簡易ベッド等を備蓄しています。

今後も画一的な物資の備蓄ではなく、ニーズに合わせた物資の備蓄を行います。

6 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等を備蓄しておくための備蓄倉庫は、避難所として使用される施設を始めとして、他の区有施設、民間ビル及び開発事業者等の協力も得て、効率的な備蓄及び搬送体制がとれるよう整備していきます。災害時に効率的な避難所運営を行えるよう、備蓄倉庫は常に整理された状態を保ちます。また、震災時の高層建築物においても、エレベーターやライフラインの停止に備え、食料の備蓄対策を促進します。

(震災資料編 震2-11-3 防災備蓄倉庫一覧表 参照)

7 備蓄物資の有効活用

期限の近づいた備蓄物資(アルファ化米、ミルクなど)を町会・自治会の地域訓練や小・中学校、幼稚

学校、幼稚園、保育園の授業や給食に使用し、経費の節減を図るとともに、防災意識の啓発に役立て、備蓄物資を有効活用しています。

10 国・都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資の受入体制

国・都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資については、基本的には区内の地域内輸送拠点（みなとパーク芝浦）において一括して集積するとともに仕分けを行い、そこから避難所等へ円滑に供給できる体制を構築します。一括して集積した物資の荷捌き作業については、民間事業者との協定の締結についても進めます。

11 輸送車両等の確保

区は、区有車及び社団法人東京都トラック協会港支部や**運送事業者との災害時協定**に基づき輸送車両等を調達します。

園、保育園の授業や給食に使用し、経費の節減を図るとともに、防災意識の啓発に役立て、備蓄物資を有効活用しています。

8 国・都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資の受入体制

国・都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資については、基本的には区内の地域内輸送拠点（みなとパーク芝浦）において一括して集積するとともに仕分けを行い、そこから避難所等へ円滑に供給できる体制を構築します。一括して集積した物資の荷捌き作業については、民間事業所等との協定の締結についても進めます。

9 輸送車両等の確保

区は、区有車及び社団法人東京都トラック協会港支部との「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づき輸送車両等を調達します。

該当部分	震災編第2部第11章第3節 医療救護体制の整備
機 関 名	港区（保健予防課）

修 正 案	現 行
<p>第3節 医療救護体制の整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>震災発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、家具等の転倒、窓ガラスの飛散、看板等の落下やがけの崩壊・火災・浸水・パニック等により多数の負傷者が発生することが予測されます。</p> <p>災害時の医療救護活動を円滑に進めるために、平常時から区と警察署、消防署、区内病院、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部等、区内関係機関との連携を強化するとともに、二次保健医療圏を基本とした医療救護体制を整備します。</p> <p>なお、被災者や医療の状況に応じ、限られた医療資源の能力と特性を最大限有効に活用して、効果的な医療救護を展開します。</p> <p>区内の災害時医療情報を収集・発信するとともに、医療救護班の派遣先調整や在宅療養者への医療支援に係る調整を行うなど、災害時の医療救護活動拠点としてみなと保健所を強化し、被災者を中長期的に支援します。</p> <p>あわせて、医療救護活動に要する医薬品・医療資器材等の備蓄及び供給拠点をを整備します。</p> <p>第2 区役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立します。 2 区災害医療コーディネーターを設置します。 3 区中央部保健医療圏医療対策拠点及び区内の情報連絡体制を構築します。 4 区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等を確保します。 5 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保します。 6 医療救護所における傷病者の搬送体制を構築します。 7 医薬品・医療資器材等を備蓄します。 8 超急性期経過前後から医療救護活動拠点を設置します。 9 災害薬事センターを設置します。 <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区災害医療コーディネーターの設置 <p>東京都は、被災地域の状況を踏まえた的確な医療体制を確保するため、東京都災害対策本部に「東京都災害医療コーディネーター」、二次保健医療圏の地域医療対策拠点に「東京都地域災害医療コーディネーター」を設置し、限られた医療資源（病院、医薬品や医師、看護師等）を震災直後から最大限活用できるように、情報連絡体制を構築します。</p> <p>区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するための医学的な助言等を行う「港区災害医療コーディネーター」を設置し、区内の被災状況、医療機関の活動状況等を把握し、効果的かつ効率的な医療救護を展開できるよう、区中央部保健医療圏の地域災害医療コーディネーター等との情報連絡体制の一元化を図り</p>	<p>第3節 医療救護体制の整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>震災発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、家具等の転倒、窓ガラスの飛散、看板等の落下やがけの崩壊・火災・浸水・パニック等により多数の負傷者が発生することが予測されます。</p> <p>災害時の医療救護活動を円滑に進めるために、平常時から区と警察署、消防署、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部等、区内関係機関との連携を強化するとともに、二次保健医療圏を基本とした医療救護体制を整備します。</p> <p>なお、被災者や医療の状況に応じ、限られた医療資源の能力と特性を最大限有効に活用して、効果的な医療救護を展開します。</p> <p>区内の災害時医療情報を収集・発信するとともに、医療救護班の派遣先調整や在宅療養者への医療支援に係る調整を行うなど、災害時の医療救護活動拠点としてみなと保健所を強化し、被災者を中長期的に支援します。</p> <p>あわせて、医療救護活動に要する医薬品・医療資器材等の備蓄及び供給拠点として整備します。</p> <p>第2 区役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立します。 2 区災害医療コーディネーターを設置します。 3 区中央部保健医療圏医療対策拠点及び区内の情報連絡体制を構築します。 4 区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等を確保します。 5 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保します。 6 医療救護所における傷病者の搬送体制を構築します。 7 医薬品・医療資器材等を備蓄します。 8 超急性期経過前後から医療救護活動拠点を設置します。 9 災害薬事センターを設置します。 <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区災害医療コーディネーターの設置 <p>東京都は、被災地域の状況を踏まえた的確な医療体制を確保するため、東京都災害対策本部に「東京都災害医療コーディネーター」、二次保健医療圏の地域医療対策拠点に「東京都地域災害医療コーディネーター」を設置し、限られた医療資源（病院、医薬品や医師、看護師等）を震災直後から最大限活用できるように、情報連絡体制を構築します。</p> <p>区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するための医学的な助言等を行う「港区災害医療コーディネーター」を設置し、区内の被災状況、医療機関の活動状況等を把握し、効果的かつ効率的な医療救護を展開できるよう、区中央部保健医療圏の地域災害医療コーディネーター等との情報連絡体制の一元化を図り</p>

ます。

2 区と区内病院、一般社団法人東京都港区医師会等との連携

区は、昭和 52 年に、一般社団法人東京都港区医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、平成 9 年 2 月には、阪神・淡路大震災の教訓をふまえて内容を見直し、新たな協定を締結しましたが、災害に関わる社会情勢の変化及び東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 26 年 1 月に新たに協定を締結しました。

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会とも災害時における活動について平成 9 年 2 月に協定を締結していますが東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成 26 年 1 月に新たに協定を締結しました。

平成 28 年 7 月には公益社団法人東京都柔道整復師会港支部とも災害時における活動について協定を締結したほか、令和元年には区内 12 病院と「災害時における緊急医療救護所に関する協定」を締結しました。

3 医薬品・医療資器材の調達

区は、協定に基づき発災から 3 日間に必要となる医薬品・医療資器材等を区内の各病院に備蓄しています。

また、区は、医薬品等を円滑に調達できるよう、事前に、一般社団法人東京都港区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と平成 26 年 4 月に新たに協定を締結しました。

(震災資料編 震 2-11-4 主な備蓄物資一覧 参照)

4 災害時医療救護活動マニュアル等の整備

災害時において、多数の傷病者を適切かつ迅速に救護するために、医薬品、医療資器材の搬送・取扱方法やトリアージ等医療救護活動及び長期的な避難所生活等における要配慮者に対する医療支援活動に対応できるよう、港区災害時医療救護活動マニュアル等必要なマニュアルを改定し、定期及び随時、最新の情報による見直しを行っていきます。

ます。

2 区と一般社団法人東京都港区医師会等との連携

区は、昭和 52 年に、一般社団法人東京都港区医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、平成 9 年 2 月には、阪神・淡路大震災の教訓をふまえて内容を見直し、新たな協定を締結しましたが、災害に関わる社会情勢の変化及び東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 26 年 1 月に新たに協定を締結しました。

また、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会とも災害時における活動について平成 9 年 2 月に協定を締結していますが東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成 26 年 1 月に新たに協定を締結しました。

更には、公益社団法人東京都柔道整復師会港支部とも災害時における活動について平成 28 年 7 月に協定を締結しました。

3 医薬品・医療資器材の調達

区は、一般社団法人東京都港区医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会等と協議のうえ、医療救護所及び区民避難所（地域防災拠点）等で発災から 3 日間に必要となる医薬品・医療資器材等の区内分散備蓄を行っています。

また、区は、医薬品等を円滑に調達できるよう、事前に、一般社団法人東京都港区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と平成 26 年 4 月に新たに協定を締結しました。

(震災資料編 震 2-11-4 主な備蓄物資一覧 参照)

4 災害時医療救護活動マニュアル等の整備

災害時において、多数の傷病者を適切かつ迅速に救護するために、医薬品、医療資器材の搬送・取扱方法やトリアージ等医療救護活動及び長期的な避難所生活等における要配慮者に対する医療支援活動に対応できるよう、港区災害時医療救護活動マニュアル等必要なマニュアルを改定し、定期及び随時、最新の情報による見直しを行っていきます。

該当部分	震災編第2部第12章 業務継続計画の策定
機関名	港区（防災課）

修正案	現行
<p>第12章 業務継続計画の策定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、区の通常の行政サービスについても一定のレベルを確保するため、区政の業務継続計画（BCP）を策定しました。また、事業者も災害時の経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業継続計画（BCP）を策定する必要があります。</p> <p>本章では、区の業務継続計画の策定及び事業者の事業継続計画の推進について計画します。</p> </div> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区の初動対応の現況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 港区災害対策本部の設置 <p>区内において大規模な地震が発生した場合、区は一刻も早く被害状況等の情報収集を行い、その情報に基づいて所要の体制を整備します。</p> <p>業務継続に必要な職員数は、1時間以内に必要職員数（夜間・休日等＝全庁で102人、平日・昼間等＝全庁で368人、内訳 本庁262人、総合支所92人、みなと保健所14人）で、3時間以内に必要職員数（全庁で408人、内訳 本庁198人、総合支所190人、みなと保健所20人）と決めました。</p> (2) 緊急時優先業務の選定 <p>港区の全ての通常業務及び応急対策業務について類型化し、原則として1週間以内に優先して着手すべき業務を緊急時優先業務として選定しました。</p> 2 港区業務継続計画（BCP）の改定（平成30年度）、災害対応マニュアルの整備（平成25年度） 3 他自治体との間で、災害時における相互協力等に関わる協定を締結 4 中小企業向けに、「港区事業所向け防災マニュアル Never Too Late」を配布 5 情報システム部門（ICT部門）の事業継続計画の策定（平成28年度） <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時の職員参集基準の検証 2 災害発生時の円滑な業務継続計画（BCP）の活動 3 地域防災計画修正による課題及び改善点の検証 4 内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」との整合 5 事業所における取組状況の把握及び検証 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の職員の参集基準の見直し、情報連絡体制の強化 	<p>第12章 業務継続計画の策定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、区の通常の行政サービスについても一定のレベルを確保するため、区政の業務継続計画（BCP）を策定しました。また、事業者も災害時の経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業継続計画（BCP）を策定する必要があります。</p> <p>本章では、区の業務継続計画の策定及び事業者の事業継続計画の推進について計画します。</p> </div> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区の初動対応の現況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 港区災害対策本部の設置 <p>区内において大規模な地震が発生した場合、区は一刻も早く被害状況等の情報収集を行い、その情報に基づいて所要の体制を整備します。</p> <p>業務継続に必要な職員数は、1時間以内に必要職員数（夜間・休日等＝全庁で86人、内訳 本庁48人、総合支所28人、みなと保健所10人）（平日・昼間等＝全庁で352人、内訳 本庁236人、総合支所91人、みなと保健所25人）で、3時間以内に必要職員数（全庁で353人、内訳 本庁155人、総合支所160人、みなと保健所38人）と決めました。</p> (2) 緊急時優先業務の選定 <p>区の総事業から、434件の緊急時優先業務を選定しました。そのうち、応急対策業務が29件、停止・休止が許されない優先すべき通常業務が405件です。併せて、その業務ごとに業務開始目標時期を定めています。</p> 2 港区業務継続計画（BCP）の改定（平成26年度）、災害対応マニュアルの整備（平成25年度） 3 他自治体との間で、災害時における相互協力等に関わる協定を締結 4 中小企業向けに、「港区事業所向け防災マニュアル Never Too Late」を配布 5 情報システム部門（ICT部門）の事業継続計画の策定（平成28年度） <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時の職員参集基準の検証 2 災害発生時の円滑な業務継続計画（BCP）の活動 3 地域防災計画修正による課題及び改善点の検証 4 内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」との整合 5 事業所における取組状況の把握及び検証 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の職員の参集基準の見直し、情報連絡体制の強化

- 2 区の業務継続体制の充実
- 3 地域防災計画修正による課題及び改善点の反映
- 4 国の手引き等との統一性の確保
- 5 事業所の事業継続計画策定の支援

- 2 区の業務継続体制の充実
- 3 地域防災計画修正による課題及び改善点の反映
- 4 国の手引き等との統一性の確保
- 5 事業所の事業継続計画策定の支援

該当部分	震災編第2部第12章第2節 港区のBCP
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第2節 港区のBCP</p> <p>第1 区の役割</p> <p>区は、震災が発生した場合に、区が最優先に行う業務を事前に定め、最短の期間で事業の復旧及び平常区政への復帰を図ることを目的として、「港区業務継続計画（震災編）」を平成21年度に策定しました。</p> <p>平成31年1月には、緊急時優先業務や必要な職員体制を見直すとともに、東京都が作成した「東京都業務継続計画」や「東京都災害時受援応援計画」と整合を図りながら、災害時の他の自治体や民間団体からの支援について、具体的な支援内容や応援要請の時期などを整理し、より実効性の高いものに改定しました。</p> <p>第2 事業計画</p> <p>区は、区民の生命・財産・経済活動等を守ることは最大の責務で、震災時といえども、区の機能低下を最小限に止め、区道の復旧などの緊急時対応業務、法令上届出の受付や衛生業務など区民生活に必要な不可欠な行政サービスを停止することなく継続します。</p> <p>本計画は、港区地域防災計画及び港区災害対応マニュアルの修正と連動し、現状の課題及び改善点を検証して、内容を改定します。</p>	<p>第2節 港区のBCP</p> <p>第1 区の役割</p> <p>「港区業務継続計画【震災編】」を平成26年8月に改定しました。</p> <p>第2 事業計画</p> <p>区は、区民の生命・財産・経済活動等を守ることは最大の責務で、震災時といえども、区の機能低下を最小限に止め、区道の復旧などの緊急時対応業務、法令上届出の受付や衛生業務など区民生活に必要な不可欠な行政サービスを停止することなく継続します。</p> <p>本計画は、港区地域防災計画及び港区災害対応マニュアルの修正と連動し、現状の課題及び改善点を検証して、内容を改定します。また、国が平成28年2月に策定した「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」との整合性を図り、統一性の確保に努めます。</p>

該当部分	震災編第2部第12章第3節 事業者BCPの策定支援
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第3節 事業者のBCPの策定支援</p> <p>事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要があります。事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保されます。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながります。しかしながら、依然としてBCPの認知度は低い現状がありました。このため、区では、事業者における事業継続計画（BCP）の策定の必要性を示すとともに、平成24年に港区事業所向け防災マニュアル「Never Too Late」を策定し、穴埋め式のBCP（事業継続計画）テンプレートを用意しました。</p> <p>さらに、令和2年3月には、BCP策定の進め方やポイントをわかりやすくまとめた「港区中小企業向けBCP（事業継続計画）作成マニュアル」を策定しました。引き続き、事業者へ周知するとともに、商工会議所などの関係機関と連携しながらBCP策定支援を推進します。</p>	<p>第3節 事業者のBCPの策定</p> <p>事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要があります。事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保されます。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながります。しかしながら、依然としてBCPの認知度は低い現状がありました。このため、区では、事業者における事業継続計画（BCP）の策定の必要性を示すとともに、港区事業所向け防災マニュアル「Never Too Late」を策定し、穴埋め式のBCP（事業継続計画）テンプレートを用意しました。引き続き、事業者へ周知し、具体的なBCP策定作業を推進しています。</p>

該当部分	震災編第2部第13章第1節 区内の放射線量のモニタリング
機関名	港区（環境課）

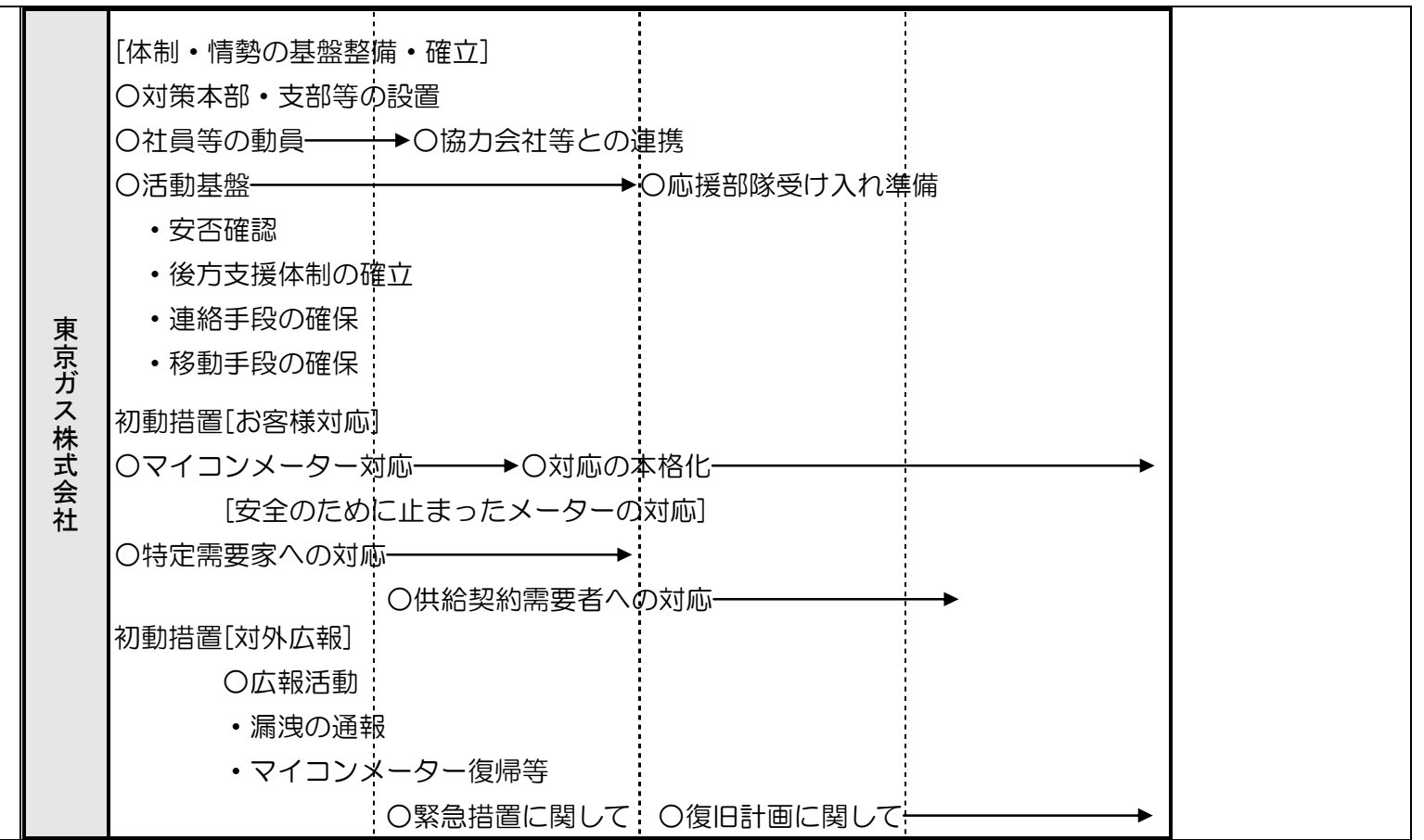
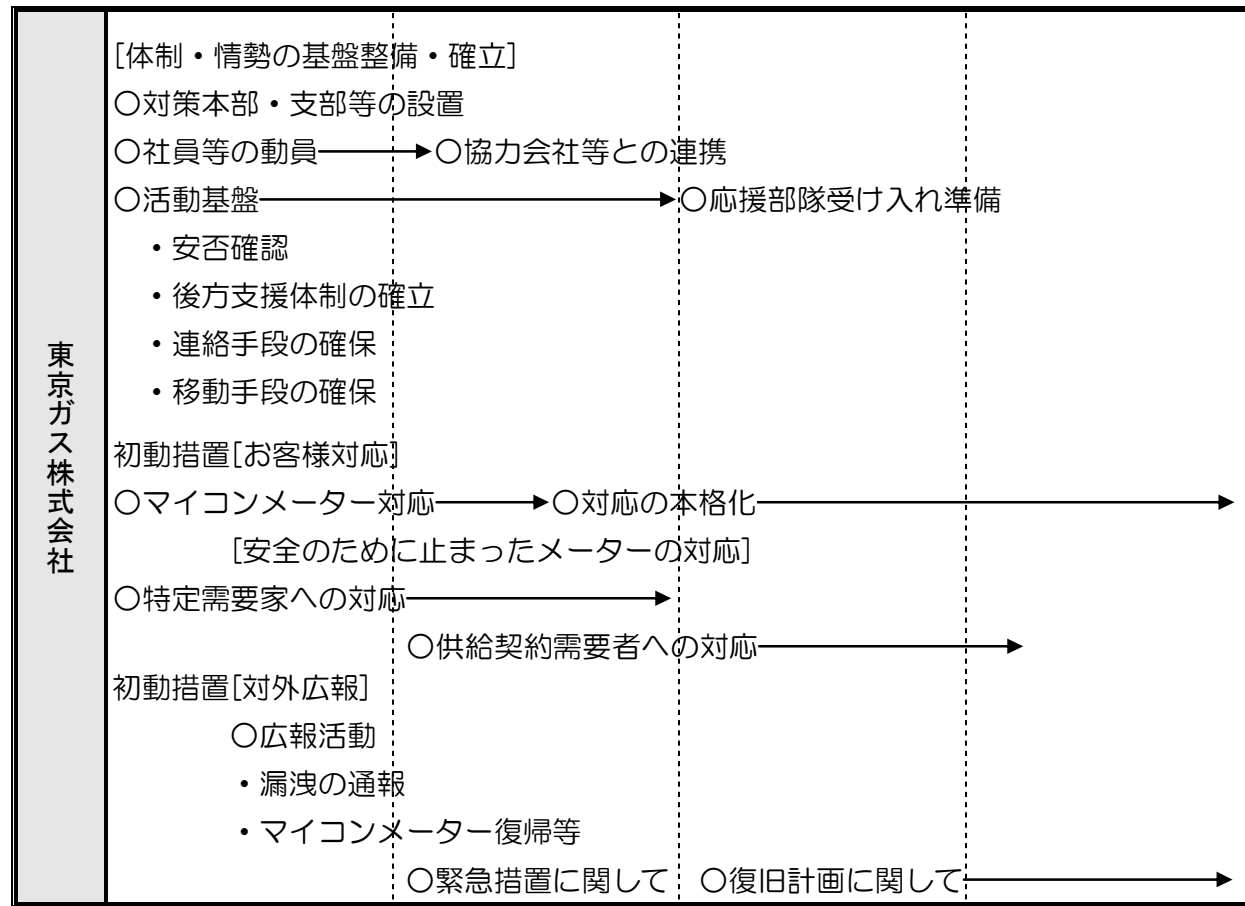
修正案	現 行
<p>第1節 区内の放射線量のモニタリング</p> <p>放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合は、区内の放射線量を適時測定します。 測定結果は、港区公式ホームページ等により区民等へ情報提供します。</p> <p style="text-align: center;">（震災資料編 震2-13-1 港区放射性物質除染実施ガイドライン 参照）</p>	<p>第1節 区内の放射線量のモニタリング</p> <p>区独自に、区内2か所（港区役所及びお台場学園港陽小・中学校）に放射線モニタリングポストを設置し、常時、区内の放射線量をモニタリングします。 測定結果は、港区公式ホームページ等により区民等の皆さんへ情報提供します。</p> <p style="text-align: center;">（震災資料編 震2-13-1 港区放射性物質除染実施ガイドライン 参照）</p>

該当部分	震災編第3部第1章 災害応急対策の活動体制
機関名	東京電力パワーグリッド株式会社

修正案		現行																																	
<p>第1章 災害応急対策の活動態勢</p> <p>防災関係機関は、港区の地域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、港区の地域並びに区民等の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関が一体的な効果を発揮しうよう必要な活動態勢を確立します。</p> <p>○応急復旧活動フロー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災 3h</th> <th>24h</th> <th>72h</th> </tr> <tr> <th></th> <th>初動態勢の確立期</th> <th>即時対応期</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災对本部の設置 ○参集・情報収集 ○災対防災危機管理室長が副本部長、各部長、都、警察、消防、その他防災関係機関の長へ設置の周知と報告 <ul style="list-style-type: none"> ○各部長が災对本部の設置を庁内職員へ周知 ○本部長による非常配備態勢の指令 ○各部長からの指令 <ul style="list-style-type: none"> ○本部連絡員（区職員）の配備（本部長室←連絡→災対各部） ○本部派遣員（防災関係機関職員）の派遣依頼（必要に応じて） ○第1回本部長室会議（以後適宜開催） ○報道機関への発表（以後適宜発表） <ul style="list-style-type: none"> ○都知事への応援要請 ○災害救助法の適用の検討 ○協定、他の自治体への相互協力依頼 ○自衛隊災害派遣依頼 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○現場警備本部設置 ○情報収集 ○救出救護活動 ○交通規制 ○緊急交通路の確保 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	発災 3h	24h	72h		初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期	区	<ul style="list-style-type: none"> ○災对本部の設置 ○参集・情報収集 ○災対防災危機管理室長が副本部長、各部長、都、警察、消防、その他防災関係機関の長へ設置の周知と報告 <ul style="list-style-type: none"> ○各部長が災对本部の設置を庁内職員へ周知 ○本部長による非常配備態勢の指令 ○各部長からの指令 <ul style="list-style-type: none"> ○本部連絡員（区職員）の配備（本部長室←連絡→災対各部） ○本部派遣員（防災関係機関職員）の派遣依頼（必要に応じて） ○第1回本部長室会議（以後適宜開催） ○報道機関への発表（以後適宜発表） <ul style="list-style-type: none"> ○都知事への応援要請 ○災害救助法の適用の検討 ○協定、他の自治体への相互協力依頼 ○自衛隊災害派遣依頼 			警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○現場警備本部設置 ○情報収集 ○救出救護活動 ○交通規制 ○緊急交通路の確保 			<p>第1章 災害応急対策の活動態勢</p> <p>防災関係機関は、港区の地域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、港区の地域並びに区民等の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関が一体的な効果を発揮しうよう必要な活動態勢を確立します。</p> <p>○応急復旧活動フロー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災 3h</th> <th>24h</th> <th>72h</th> </tr> <tr> <th></th> <th>初動態勢の確立期</th> <th>即時対応期</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災对本部の設置 ○参集・情報収集 ○災対防災危機管理室長が副本部長、各部長、都、警察、消防、その他防災関係機関の長へ設置の周知と報告 <ul style="list-style-type: none"> ○各部長が災对本部の設置を庁内職員へ周知 ○本部長による非常配備態勢の指令 ○各部長からの指令 <ul style="list-style-type: none"> ○本部連絡員（区職員）の配備（本部長室←連絡→災対各部） ○本部派遣員（防災関係機関職員）の派遣依頼（必要に応じて） ○第1回本部長室会議（以後適宜開催） ○報道機関への発表（以後適宜発表） <ul style="list-style-type: none"> ○都知事への応援要請 ○災害救助法の適用の検討 ○協定、他の自治体への相互協力依頼 ○自衛隊災害派遣依頼 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○現場警備本部設置 ○情報収集 ○救出救護活動 ○交通規制 ○緊急交通路の確保 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	発災 3h	24h	72h		初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期	区	<ul style="list-style-type: none"> ○災对本部の設置 ○参集・情報収集 ○災対防災危機管理室長が副本部長、各部長、都、警察、消防、その他防災関係機関の長へ設置の周知と報告 <ul style="list-style-type: none"> ○各部長が災对本部の設置を庁内職員へ周知 ○本部長による非常配備態勢の指令 ○各部長からの指令 <ul style="list-style-type: none"> ○本部連絡員（区職員）の配備（本部長室←連絡→災対各部） ○本部派遣員（防災関係機関職員）の派遣依頼（必要に応じて） ○第1回本部長室会議（以後適宜開催） ○報道機関への発表（以後適宜発表） <ul style="list-style-type: none"> ○都知事への応援要請 ○災害救助法の適用の検討 ○協定、他の自治体への相互協力依頼 ○自衛隊災害派遣依頼 			警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○現場警備本部設置 ○情報収集 ○救出救護活動 ○交通規制 ○緊急交通路の確保 		
機関名	発災 3h	24h	72h																																
	初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期																																
区	<ul style="list-style-type: none"> ○災对本部の設置 ○参集・情報収集 ○災対防災危機管理室長が副本部長、各部長、都、警察、消防、その他防災関係機関の長へ設置の周知と報告 <ul style="list-style-type: none"> ○各部長が災对本部の設置を庁内職員へ周知 ○本部長による非常配備態勢の指令 ○各部長からの指令 <ul style="list-style-type: none"> ○本部連絡員（区職員）の配備（本部長室←連絡→災対各部） ○本部派遣員（防災関係機関職員）の派遣依頼（必要に応じて） ○第1回本部長室会議（以後適宜開催） ○報道機関への発表（以後適宜発表） <ul style="list-style-type: none"> ○都知事への応援要請 ○災害救助法の適用の検討 ○協定、他の自治体への相互協力依頼 ○自衛隊災害派遣依頼 																																		
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○現場警備本部設置 ○情報収集 ○救出救護活動 ○交通規制 ○緊急交通路の確保 																																		
機関名	発災 3h	24h	72h																																
	初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期																																
区	<ul style="list-style-type: none"> ○災对本部の設置 ○参集・情報収集 ○災対防災危機管理室長が副本部長、各部長、都、警察、消防、その他防災関係機関の長へ設置の周知と報告 <ul style="list-style-type: none"> ○各部長が災对本部の設置を庁内職員へ周知 ○本部長による非常配備態勢の指令 ○各部長からの指令 <ul style="list-style-type: none"> ○本部連絡員（区職員）の配備（本部長室←連絡→災対各部） ○本部派遣員（防災関係機関職員）の派遣依頼（必要に応じて） ○第1回本部長室会議（以後適宜開催） ○報道機関への発表（以後適宜発表） <ul style="list-style-type: none"> ○都知事への応援要請 ○災害救助法の適用の検討 ○協定、他の自治体への相互協力依頼 ○自衛隊災害派遣依頼 																																		
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○現場警備本部設置 ○情報収集 ○救出救護活動 ○交通規制 ○緊急交通路の確保 																																		

都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 ○対応職員の参集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動に対応した情報収集
保安部 東京海上	<ul style="list-style-type: none"> ○救出・救護活動 	
日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○東京支社への報告 ○幹事支店への報告 (近隣局は、被災局が通報できないと思われる場合に支社に連絡) ○警察署、消防署に通報 (火災発生等併発の場合) ○避難者の誘導 ○非常災害対策本部等の設置 (被害状況の確認・出勤状況の確認・ サービス体制・要員の確保・ 外務員への帰社対応) ○火気の処理等出火防止に努める等の身の安全に万全を尽くす 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害特別事務取扱の実施 ○応急措置(仮社屋の確保・緊急に必要な資産、物資等の購入または借入)
東京電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策支部 設置 ○情報収集、災害情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧活動作業

都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 ○対応職員の参集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動に対応した情報収集
保安部 東京海上	<ul style="list-style-type: none"> ○救出・救護活動 	
日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○東京支社への報告 ○幹事支店への報告 (近隣局は、被災局が通報できないと思われる場合に支社に連絡) ○警察署、消防署に通報 (火災発生等併発の場合) ○避難者の誘導 ○非常災害対策本部等の設置 (被害状況の確認・出勤状況の確認・ サービス体制・要員の確保・ 外務員への帰社対応) ○火気の処理等出火防止に努める等の身の安全に万全を尽くす 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害特別事務取扱の実施 ○応急措置(仮社屋の確保・緊急に必要な資産、物資等の購入または借入)
東京電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・停電地域 ・停電軒数 ・ライフラインの状況 ・一般公共施設(国・役所等)の状況 ・社員、お客さまからの地域情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ区役所への人材派遣 (あらかじめメンバー選定済み) ○防災無線による停電情報広報依頼



東日本電信電話株式会社	<p>○災害対策本部要員の非常召集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの警戒宣言発令 ・災害対策本部設置（情報収集、対策） ・エマーコールシステムによる連絡実施 ※震度5弱、5強 ・社員安否システムによる安否確認 ※震度6弱 ・現地災害対策本部各要員が指定ビルに参集 ・災害伝言ダイヤルの提供 <p>○復旧順位による応急復旧措置</p> <p>第1順位</p> <p>24時間以内 国、東京都の総指揮を行う機関 人命救助、治安維持の指揮を行う機関 気象、水防、消防、治安維持を行う機関 人命救助、輸送、情報流通に必要なライフライン確保を行う機関</p> <p>第2、3順位</p> <p>3日以内 区民生活に必要なライフライン機関 を目標とする ガス、水道供給に直接関わる機関 等</p> <p>その他、一般ユーザー</p> <p>※10日以内を目標とする</p>	
	<p>初動体制に確立期</p> <p>○現地対策本部の設置</p> <p>○現地情報の収集と報告</p> <p>○関係機関との連絡調整</p>	<p>即時対応期</p> <p>○現地対策本部の体制確立</p> <p>○各本部班の運営状況等の確認</p> <p>○交通特別パトロールの実施</p> <p>○高架下点検の実施</p> <p>○OPA被災状況に把握及び応急措置</p> <p>○応急復旧工事に開始</p> <p>○緊急交通路としての交通開放の実施</p> <p>○本線上の放置車両状況の確認及び移動・排除</p> <p>○障害物排除及び二次災害防止のための応急措置</p> <p>○緊急通行車両に対する対応</p>

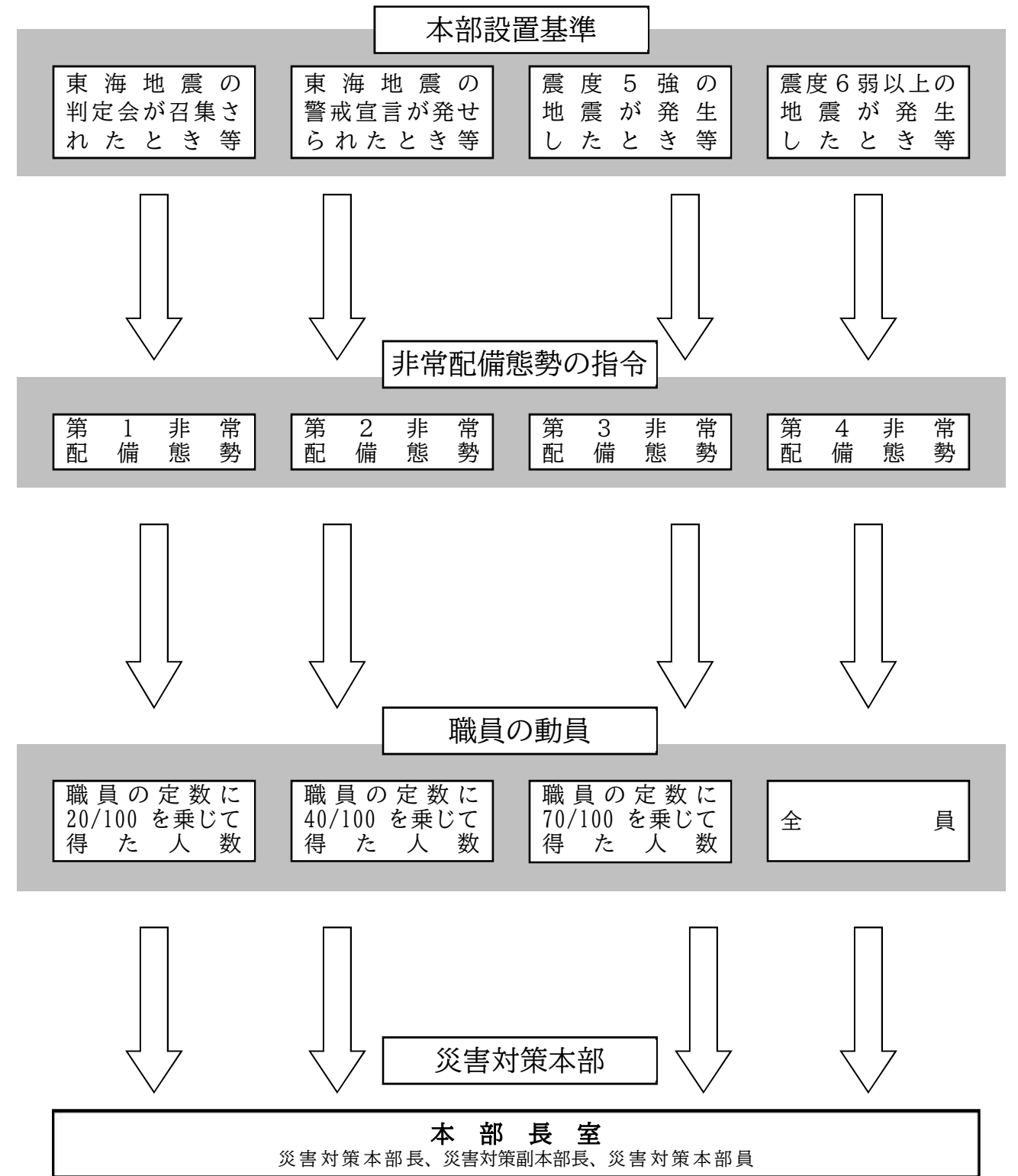
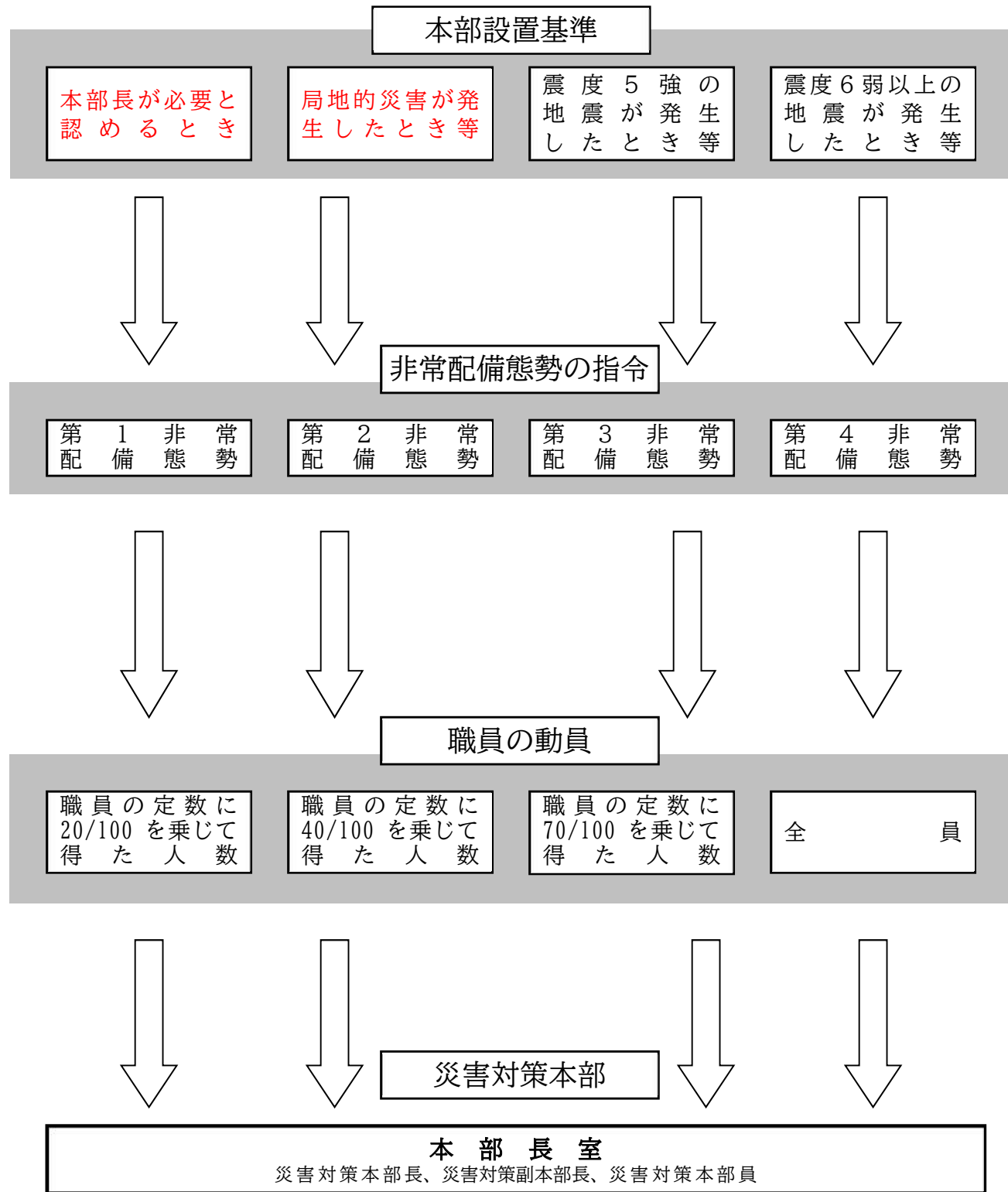
東日本電信電話株式会社	<p>○災害対策本部要員の非常召集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの警戒宣言発令 ・災害対策本部設置（情報収集、対策） ・エマーコールシステムによる連絡実施 ※震度5弱、5強 ・社員安否システムによる安否確認 ※震度6弱 ・現地災害対策本部各要員が指定ビルに参集 ・災害伝言ダイヤルの提供 <p>○復旧順位による応急復旧措置</p> <p>第1順位</p> <p>24時間以内 国、東京都の総指揮を行う機関 人命救助、治安維持の指揮を行う機関 気象、水防、消防、治安維持を行う機関 人命救助、輸送、情報流通に必要なライフライン確保を行う機関</p> <p>第2、3順位</p> <p>3日以内 区民生活に必要なライフライン機関 を目標とする ガス、水道供給に直接関わる機関 等</p> <p>その他、一般ユーザー</p> <p>※10日以内を目標とする</p>	
	<p>初動体制に確立期</p> <p>○現地対策本部の設置</p> <p>○現地情報の収集と報告</p> <p>○関係機関との連絡調整</p>	<p>即時対応期</p> <p>○現地対策本部の体制確立</p> <p>○各本部班の運営状況等の確認</p> <p>○交通特別パトロールの実施</p> <p>○高架下点検の実施</p> <p>○OPA被災状況に把握及び応急措置</p> <p>○応急復旧工事に開始</p> <p>○緊急交通路としての交通開放の実施</p> <p>○本線上の放置車両状況の確認及び移動・排除</p> <p>○障害物排除及び二次災害防止のための応急措置</p> <p>○緊急通行車両に対する対応</p>

首都高速道路株式会社	<p>初動体制に確立期</p> <p>○現地対策本部の設置</p> <p>○現地情報の収集と報告</p> <p>○関係機関との連絡調整</p>	<p>即時対応期</p> <p>○現地対策本部の体制確立</p> <p>○各本部班の運営状況等の確認</p> <p>○交通特別パトロールの実施</p> <p>○高架下点検の実施</p> <p>○OPA被災状況に把握及び応急措置</p> <p>○応急復旧工事に開始</p> <p>○緊急交通路としての交通開放の実施</p> <p>○本線上の放置車両状況の確認及び移動・排除</p> <p>○障害物排除及び二次災害防止のための応急措置</p> <p>○緊急通行車両に対する対応</p>	<p>復旧対応期</p> <p>○本復旧工事の実施と交通開放に向けた関係機関との協議</p> <p>○重要設備の応急復旧の実施</p> <p>○重要設備の本復旧計画の策定</p> <p>○計画停電への対応</p>
	<p>初動体制に確立期</p> <p>○現地対策本部の設置</p> <p>○現地情報の収集と報告</p> <p>○関係機関との連絡調整</p>	<p>即時対応期</p> <p>○現地対策本部の体制確立</p> <p>○各本部班の運営状況等の確認</p> <p>○交通特別パトロールの実施</p> <p>○高架下点検の実施</p> <p>○OPA被災状況に把握及び応急措置</p> <p>○応急復旧工事に開始</p> <p>○緊急交通路としての交通開放の実施</p> <p>○本線上の放置車両状況の確認及び移動・排除</p> <p>○障害物排除及び二次災害防止のための応急措置</p> <p>○緊急通行車両に対する対応</p>	<p>復旧対応期</p> <p>○本復旧工事の実施と交通開放に向けた関係機関との協議</p> <p>○重要設備の応急復旧の実施</p> <p>○重要設備の本復旧計画の策定</p> <p>○計画停電への対応</p>

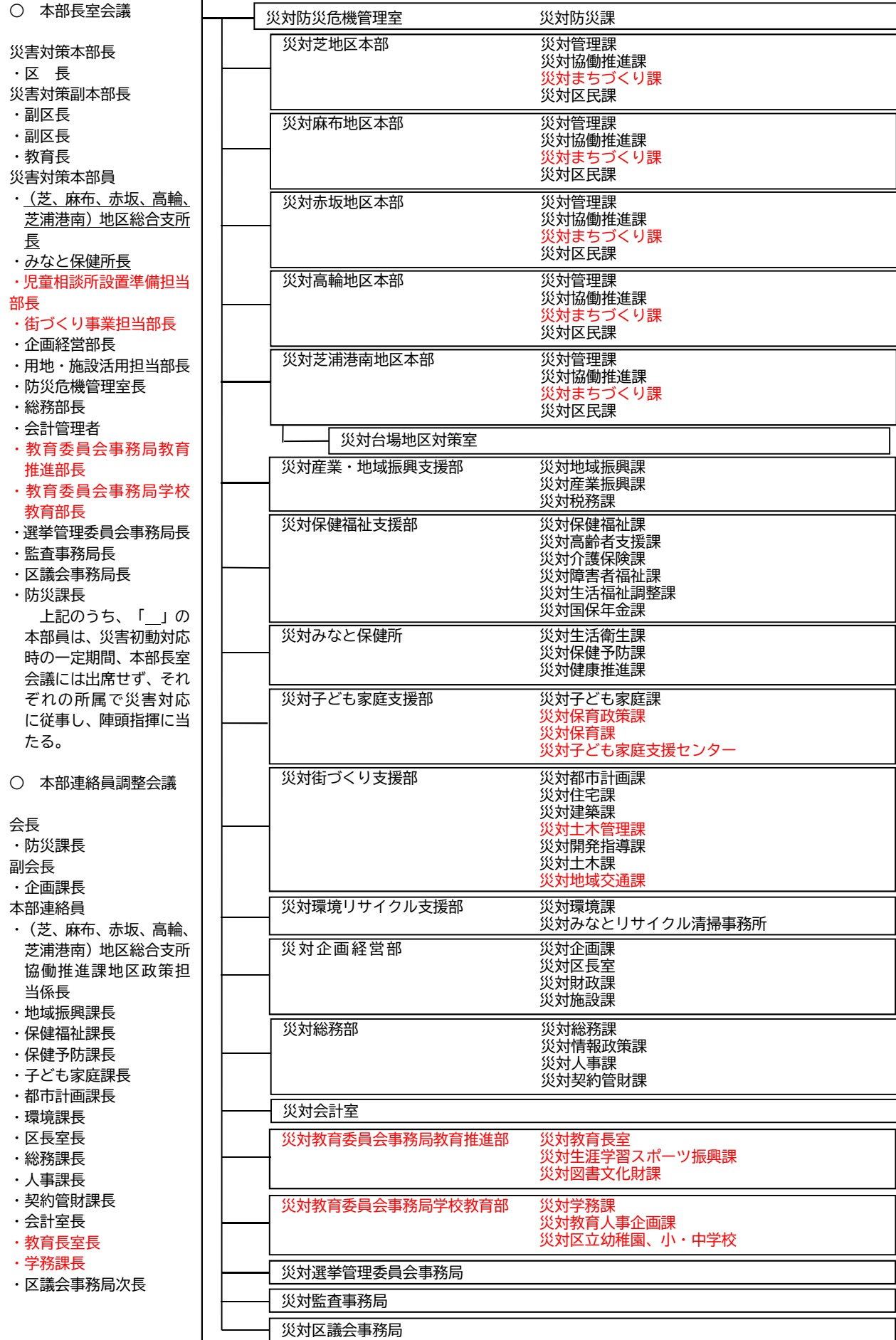
首都高速道路株式会社	<p>初動体制に確立期</p> <p>○現地対策本部の設置</p> <p>○現地情報の収集と報告</p> <p>○関係機関との連絡調整</p>	<p>即時対応期</p> <p>○現地対策本部の体制確立</p> <p>○各本部班の運営状況等の確認</p> <p>○交通特別パトロールの実施</p> <p>○高架下点検の実施</p> <p>○OPA被災状況に把握及び応急措置</p> <p>○応急復旧工事に開始</p> <p>○緊急交通路としての交通開放の実施</p> <p>○本線上の放置車両状況の確認及び移動・排除</p> <p>○障害物排除及び二次災害防止のための応急措置</p> <p>○緊急通行車両に対する対応</p>	<p>復旧対応期</p> <p>○本復旧工事の実施と交通開放に向けた関係機関との協議</p> <p>○重要設備の応急復旧の実施</p> <p>○重要設備の本復旧計画の策定</p> <p>○計画停電への対応</p>
	<p>初動体制に確立期</p> <p>○現地対策本部の設置</p> <p>○現地情報の収集と報告</p> <p>○関係機関との連絡調整</p>	<p>即時対応期</p> <p>○現地対策本部の体制確立</p> <p>○各本部班の運営状況等の確認</p> <p>○交通特別パトロールの実施</p> <p>○高架下点検の実施</p> <p>○OPA被災状況に把握及び応急措置</p> <p>○応急復旧工事に開始</p> <p>○緊急交通路としての交通開放の実施</p> <p>○本線上の放置車両状況の確認及び移動・排除</p> <p>○障害物排除及び二次災害防止のための応急措置</p> <p>○緊急通行車両に対する対応</p>	<p>復旧対応期</p> <p>○本復旧工事の実施と交通開放に向けた関係機関との協議</p> <p>○重要設備の応急復旧の実施</p> <p>○重要設備の本復旧計画の策定</p> <p>○計画停電への対応</p>

該当部分	震災編第3部第1章第2節 港区災害対策本部
機関名	港区（防災課）

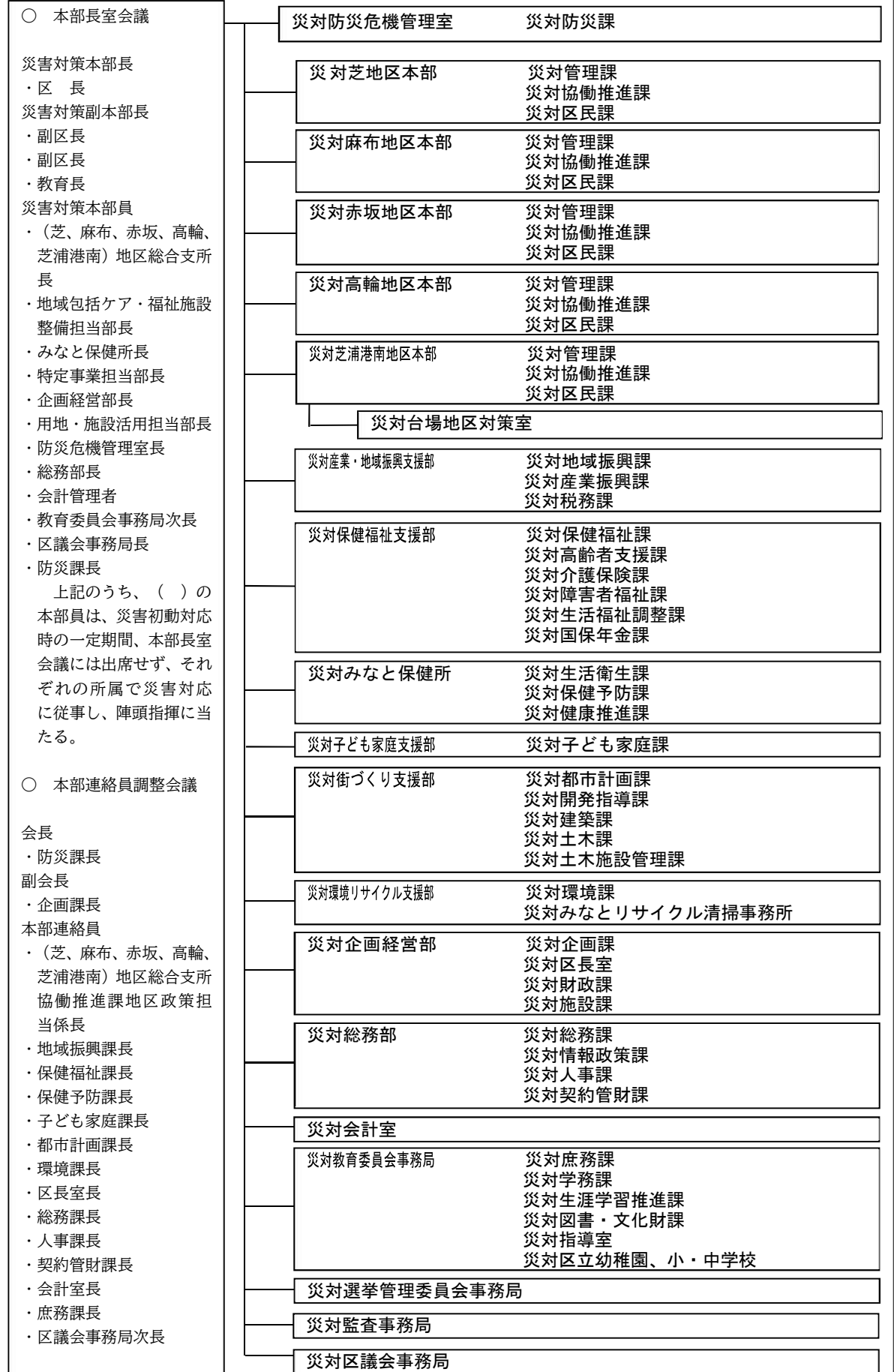
修 正 案	現 行
<p>第2節 港区災害対策本部</p> <p>第1 組織</p> <p>本部の組織は、「港区災害対策本部条例」、「港区災害対策本部規則」及び「港区災害対策本部運営要綱」で定められています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震3-1-1 港区災害対策本部組織図 参照） （震災資料編 震3-1-2 港区災害対策本部の編成及び事務分掌 参照）</p>	<p>第2節 港区災害対策本部</p> <p>第1 組織</p> <p>本部の組織は、「港区災害対策本部条例」、「港区災害対策本部規則」及び「港区災害対策本部運営要綱」で定められています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震3-1-1 港区災害対策本部組織図 参照） （震災資料編 震3-1-2 港区災害対策本部の編成及び事務分掌 参照）</p>



災害対策本部態勢図 (令和2年4月1日現在)



災害対策本部態勢図



第2 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

- (1) 区長は、港区の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、第3に規定する非常配備態勢の指令を発する必要があると認めるときは、本部を設置します。
- (2) 災害対策本部の部長の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、災対防災危機管理室長に本部の設置を要請することができます。
- (3) 災対防災危機管理室長は、上記(2)の要請があった場合またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければなりません。
- (4) 各災害対策地区本部及び災対みなと保健所は、発災当初は現地で各災害対策地区本部長及び災対みなと保健所長が指揮を執ります。

また、災対台場地区対策室には、災対芝浦港南地区本部から応援職員を派遣します。

なお、台場地区は災害時に交通機関が途絶することも想定されることから、複数の経路による職員の派遣を検討します。

- (5) 災害対策本部は区役所本庁舎に設置することとしていますが、区役所本庁舎が被災等により使用できない場合、みなとパーク芝浦内の代替拠点に災害対策本部を設置します。

2 災害対策本部の設置の連絡等

- (1) 災対防災危機管理室長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者にその旨を連絡します。

①副本部長及び部長

②防災関係機関の長のうち必要と認める者

- (2) 部長は上記(1)の通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底します。

3 災害対策本部の標示の掲出

災害対策本部が設置されたときは、区役所に「港区災害対策本部」の標示を掲出します。

4 災害対策本部の廃止

- (1) 災害対策本部長は、港区の地域について災害が発生するおそれがないと認めるときまたは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止します。
- (2) 災害対策本部の廃止の通知等は、上記2に準じて処理します。

5 災害対策本部連絡員調整会議

災害対策本部長室会議の審議に付する事案の検討を行います。

第3 災害対策本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢の指令

- (1) 災害対策本部長は、災害の発生時の状況に応じ、次の表に定めるところにより、非常配備態勢の指令を発するものとします。

第2 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

- (1) 区長は、港区の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、第3に規定する非常配備態勢の指令を発する必要があると認めるときは、本部を設置します。
- (2) 災害対策本部の部長の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、災対防災危機管理室長に本部の設置を要請することができます。
- (3) 災対防災危機管理室長は、上記(2)の要請があった場合またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければなりません。
- (4) 各災害対策地区本部及び災対みなと保健所は、発災当初は現地で各災害対策地区本部長及び災対みなと保健所長が指揮を執ります。

また、災対台場地区対策室には、災対芝浦港南地区本部から応援職員を派遣します。

なお、台場地区は災害時に交通機関が途絶することも想定されることから、複数の経路による職員の派遣を検討します。

- (5) 災害対策本部は区役所本庁舎に設置することとしていますが、区役所本庁舎が被災等により使用できない場合、みなとパーク芝浦内の代替拠点に災害対策本部を設置します。

2 災害対策本部の設置の連絡等

- (1) 災対防災危機管理室長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者にその旨を連絡します。

①副本部長及び部長

②防災関係機関の長のうち必要と認める者

- (2) 部長は上記(1)の通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底します。

3 災害対策本部の標示の掲出

災害対策本部が設置されたときは、区役所に「港区災害対策本部」の標示を掲出します。

4 災害対策本部の廃止

- (1) 災害対策本部長は、港区の地域について災害が発生するおそれがないと認めるときまたは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止します。
- (2) 災害対策本部の廃止の通知等は、上記2に準じて処理します。

5 災害対策本部連絡員調整会議

災害対策本部長室会議の審議に付する事案の検討を行います。

第3 災害対策本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢の指令

- (1) 災害対策本部長は、災害の発生時の状況に応じ、次の表に定めるところにより、非常配備態勢の指令を発するものとします。

種 別	指 令 時 期	態 勢
第1非常 配備態勢	1 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第2非常 配備態勢	1 局地的災害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常 配備態勢	1 港区内で震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	区の地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第4非常 配備態勢	1 第3非常配備態勢では対処できないとき。 2 港区内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

(2) 本部長は、災害その他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、または種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができます。

2 自動的な非常配備態勢の指令

1 に定める他、次に掲げる場合は、自動的に本部が設置され、動員指令が発せられたものとします。

- (1) 震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき……第3非常配備態勢
- (2) 震度6弱以上の地震が発生したとき…第4非常配備態勢

3 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 部長は、あらかじめ部が各非常配備態勢に応じてとるべき措置の要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。
- (2) 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき所属職員に対し必要な指示をします。

第4 夜間、休日等勤務時間外の態勢

1 態勢

夜間、休日等勤務時間外に災害が発生した場合、初動時の港区災害対策本部の運営は、指定された次の職員をもって編成します。なお、この災害対策本部態勢が整うまでの間、災害に対処する態勢を特別非常配備態勢といいます。

- (1) 「港区職員の非常災害に対する勤務規程(昭和55年4月1日施行)」に基づき、指定された職員(以下「警戒待機者」という。)
- (2) 災害対策用職務住宅入居職員及びそれ以外の区内在住職員
- (3) 災害発生時、区内で勤務している職員
- (4) その他の参集職員

警戒待機者は、本部長、副本部長及び本部員のいずれかの者が登庁するまで、本部長に代わって指揮をとります。また、特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、災害対策本部組織に移行します。

種 別	指 令 時 期	態 勢
第1非常 配備態勢	1 東海地震の判定会が召集されたとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第2非常 配備態勢	1 東海地震の警戒宣言が発せられたときまたは局地的災害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常 配備態勢	1 震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	区の地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第4非常 配備態勢	1 第3非常配備態勢では対処できないとき。 2 震度6弱以上の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき。 3 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

(2) 本部長は、災害その他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、または種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができます。

2 自動的な非常配備態勢の指令

1 に定める他、次に掲げる場合は、自動的に本部が設置され、動員指令が発せられたものとします。

- (1) 震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき……第3非常配備態勢
- (2) 震度6弱以上の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき…第4非常配備態勢

3 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 部長は、あらかじめ部が各非常配備態勢に応じてとるべき措置の要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。
- (2) 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき所属職員に対し必要な指示をします。

第4 夜間、休日等勤務時間外の態勢

1 態勢

夜間、休日等勤務時間外に災害が発生した場合、初動時の港区災害対策本部の運営は、指定された次の職員をもって編成します。なお、この災害対策本部態勢が整うまでの間、災害に対処する態勢を特別非常配備態勢といいます。

- (1) 「港区職員の非常災害に対する勤務規程(昭和55年4月1日施行)」に基づき、指定された職員(以下「警戒待機者」という。)
- (2) 災害対策用職務住宅入居職員及びそれ以外の区内在住職員
- (3) 災害発生時、区内で勤務している職員
- (4) その他の参集職員

警戒待機者は、本部長、副本部長及び本部員のいずれかの者が登庁するまで、本部長に代わって指揮をとります。また、特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、災害対策本部組織に移行します。

2 動員指令

夜間、休日等勤務時間外に、震度5強の地震が発生した場合、自動的に第3非常配備態勢職員に、震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に第4非常配備態勢職員に、動員指令が発せられたこととします。

第5 職員の動員及び服務

1 職員の動員

- (1) 部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配置すべき職員を本部の職員として任命しておかなければなりません。
- (2) 部長は、上記(1)により任命した職員について非常配備態勢別動員表を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。
- (3) 各非常配備態勢における職員の動員数は、おおむね次のとおりです。
 - ①第1非常配備態勢 職員の定数に20/100を乗じて得た数
 - ②第2非常配備態勢 職員の定数に40/100を乗じて得た数
 - ③第3非常配備態勢 職員の定数に70/100を乗じて得た数
 - ④第4非常配備態勢 全職員
- (4) 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底しておきます。
- (5) 部長は、非常配備態勢の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じた次の措置をとります。
 - ①動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること
 - ②職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること
 - ③その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること

2 職員の服務

- (1) 全ての本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を守らなければなりません。
 - ①常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること
 - ②不急の行事、会議、出張等を中止すること
 - ③正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと
 - ④勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること
 - ⑤非常配備態勢の指令を受けたときは、動員表に従って参集すること
- (2) 全て本部の職員は、自らの言動によって区民に不安を与え、区民等の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意しなければなりません。

第6 指定管理者の役割

1 指定管理者の役割

- (1) 指定管理施設の安全確認や利用者の安全確保
- (2) 区民避難所(地域防災拠点)に指定されている指定管理者は、災対地区本部の職員からの指揮命令系統のもと区民とともに、避難所運営の支援を行うことを基本とします。
- (3) 福祉避難所に指定されている施設は、専門性が高い業務が多いことから災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課の職員からの指揮命令系統のもと、指定管理者が主に業務にあたることとします。
- (4) 区立公園等の指定管理者については、敷地内に存在する防災施設(マンホールトイレやかまどベンチ等)の設置に協力することとします。
- (5) 休日夜間等の開館時間以外に震災が発生した場合は、指定管理者は管理施設への参集義務を負うものとします。

2 動員指令

夜間、休日等勤務時間外に、震度5強の地震が発生した場合、自動的に第3非常配備態勢職員に、震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に第4非常配備態勢職員に、動員指令が発せられたこととします。

第5 職員の動員及び服務

1 職員の動員

- (1) 部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配置すべき職員を本部の職員として任命しておかなければなりません。
- (2) 部長は、上記(1)により任命した職員について非常配備態勢別動員表を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。
- (3) 各非常配備態勢における職員の動員数は、おおむね次のとおりです。
 - ①第1非常配備態勢 職員の定数に20/100を乗じて得た数
 - ②第2非常配備態勢 職員の定数に40/100を乗じて得た数
 - ③第3非常配備態勢 職員の定数に70/100を乗じて得た数
 - ④第4非常配備態勢 全職員
- (4) 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底しておきます。
- (5) 部長は、非常配備態勢の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じた次の措置をとります。
 - ①動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること
 - ②職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること
 - ③その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること

2 職員の服務

- (1) 全ての本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を守らなければなりません。
 - ①常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること
 - ②不急の行事、会議、出張等を中止すること
 - ③正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと
 - ④勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること
 - ⑤非常配備態勢の指令を受けたときは、動員表に従って参集すること
- (2) 全て本部の職員は、自らの言動によって区民に不安を与え、区民等の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意しなければなりません。

第6 指定管理者の役割

1 指定管理者の役割

- (1) 指定管理施設の安全確認や利用者の安全確保
- (2) 区民避難所(地域防災拠点)に指定されている指定管理者は、災対地区本部の職員からの指揮命令系統のもと区民とともに、避難所運営の支援を行うことを基本とします。
- (3) 福祉避難所に指定されている施設は、専門性が高い業務が多いことから災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課の職員からの指揮命令系統のもと、指定管理者が主に業務にあたることとします。
- (4) 区立公園等の指定管理者については、敷地内に存在する防災施設(マンホールトイレやかまどベンチ等)の設置に協力することとします。
- (5) 休日夜間等の開館時間以外に震災が発生した場合は、指定管理者は管理施設への参集義務を負うものとします。

2 災害時における指定管理者との協定締結

災害時の対応に係る協定を指定管理者ごとに締結し、役割を明確にします。

第7 教職員の役割

- 1 災害発生時の園児・児童・生徒の安全の確保
- 2 区民避難所（地域防災拠点）の運営に関する支援
- 3 平常時における避難訓練等への参加

第8 非常勤職員の役割

災害発生時、災害対応が必要とされる職場を指定するとともに、当該の非常勤職員を災害対策要員として位置付けます。

また、非常勤職員への指示・命令は、各所属長が責任を持って行います。

2 災害時における指定管理者との協定締結

災害時の対応に係る協定を指定管理者ごとに締結し、役割を明確にします。

第7 教職員の役割

- 1 災害発生時の園児・児童・生徒の安全の確保
- 2 区民避難所（地域防災拠点）の運営に関する支援
- 3 平常時における避難訓練等への参加

第8 非常勤職員の役割

災害発生時、災害対応が必要とされる職場を指定するとともに、当該の非常勤職員を災害対策要員として位置付けます。

また、非常勤職員への指示・命令は、各所属長が責任を持って行います。

)

該当部分	震災編第3部第4章 相互協力・派遣要請
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
-----	-----

第4章 相互協力・派遣要請

災害が発生した場合、防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または業務に従って応急対策を実施しますが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期します。

特に被害が大規模な場合には、区内の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、都や被災していない他区市町村及び民間事業者等の協力を得る必要があります。

本章では、これら防災関係機関等の行う相互協力及び自衛隊災害派遣計画について必要な事項を定めます。

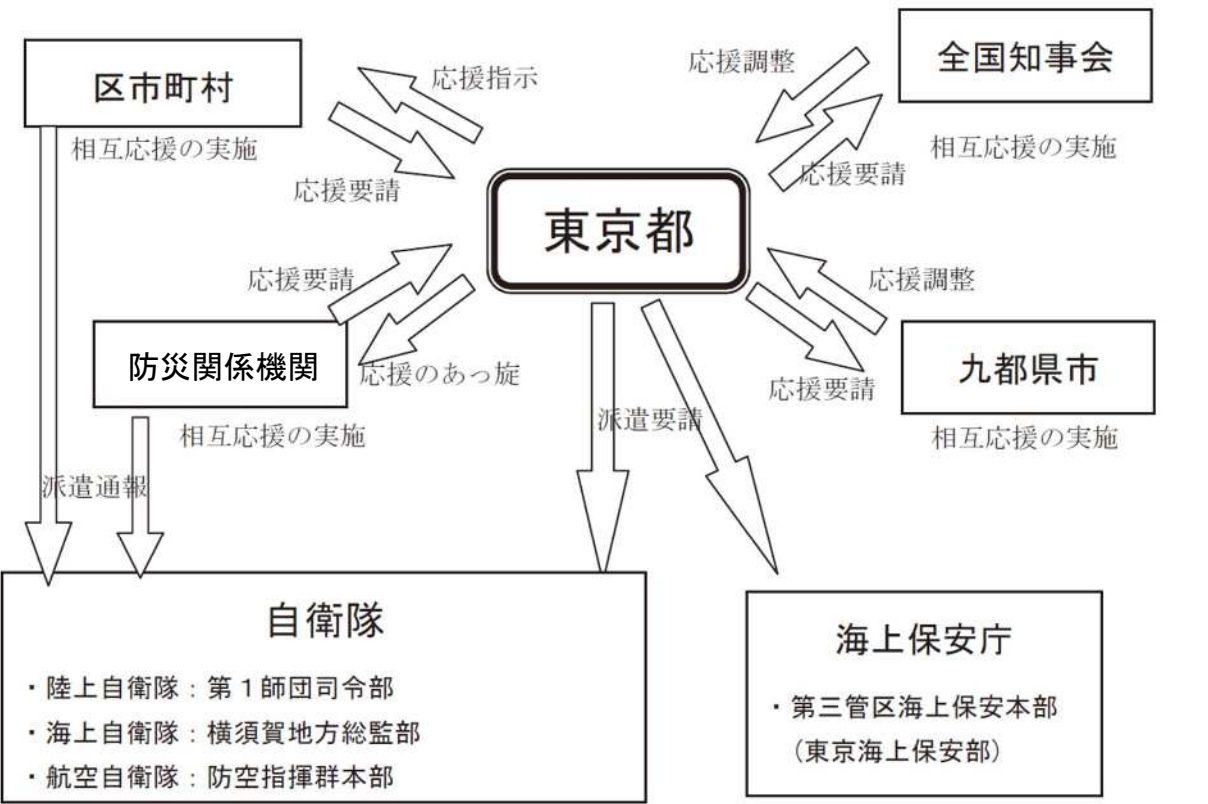


図3-4-1 応援協力・派遣要請のフロー

第4章 相互協力・派遣要請

地震により災害が発生した場合、防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または業務に従って応急対策を実施しますが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期します。

特に被害が大規模な場合には、区内の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、都や被災していない他区市町村及び民間事業者等の協力を得る必要があります。

本章では、これら防災関係機関等の行う相互協力及び自衛隊災害派遣計画について必要な事項を定めます。

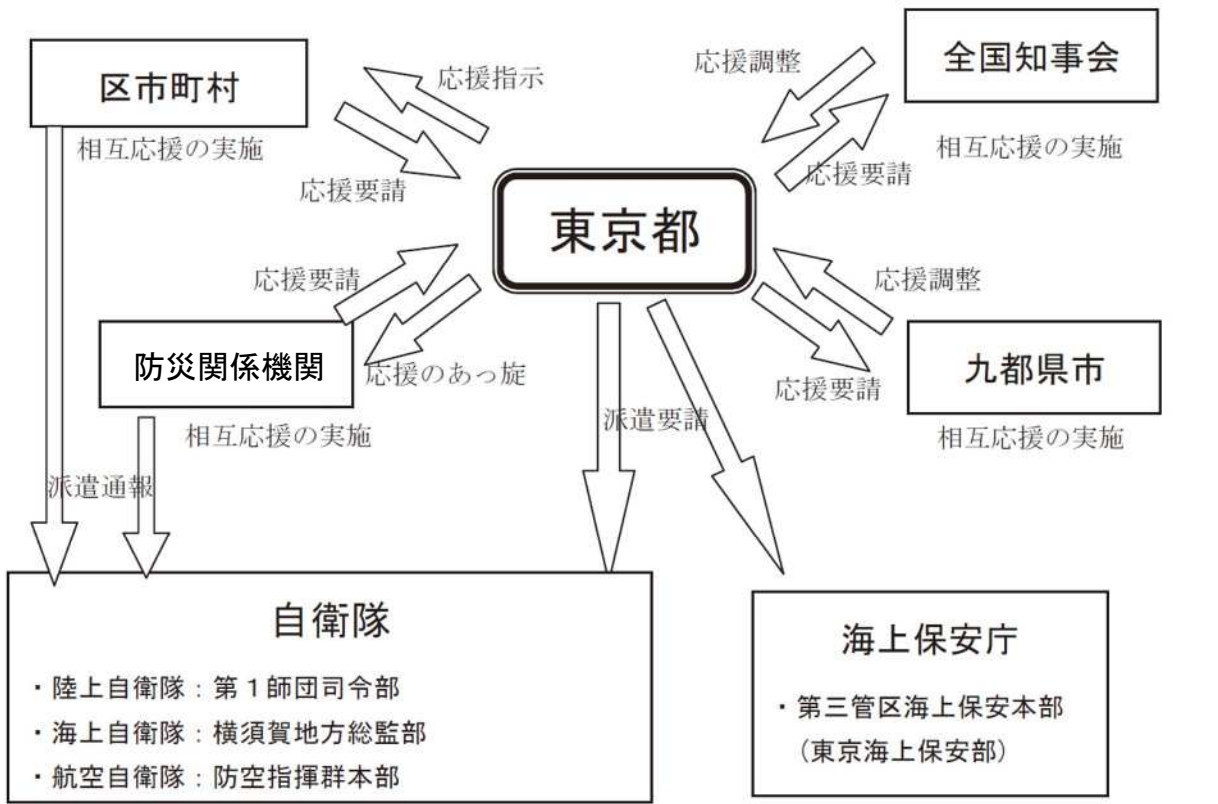


図3-4-1 応援協力・派遣要請のフロー

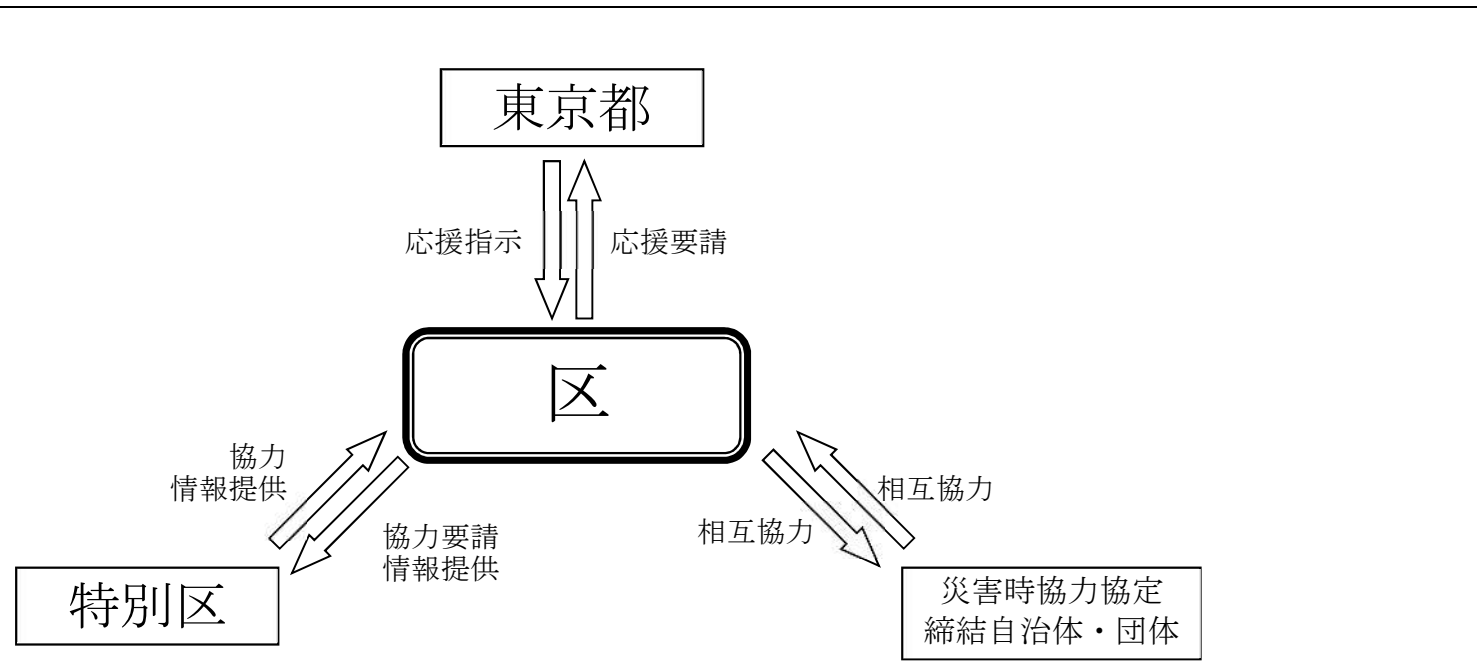


図3-4-2 区の応援協力・派遣要請のフロー

(震災資料編 震-参-10 防災関係機関との協定内容一覧表 参照)

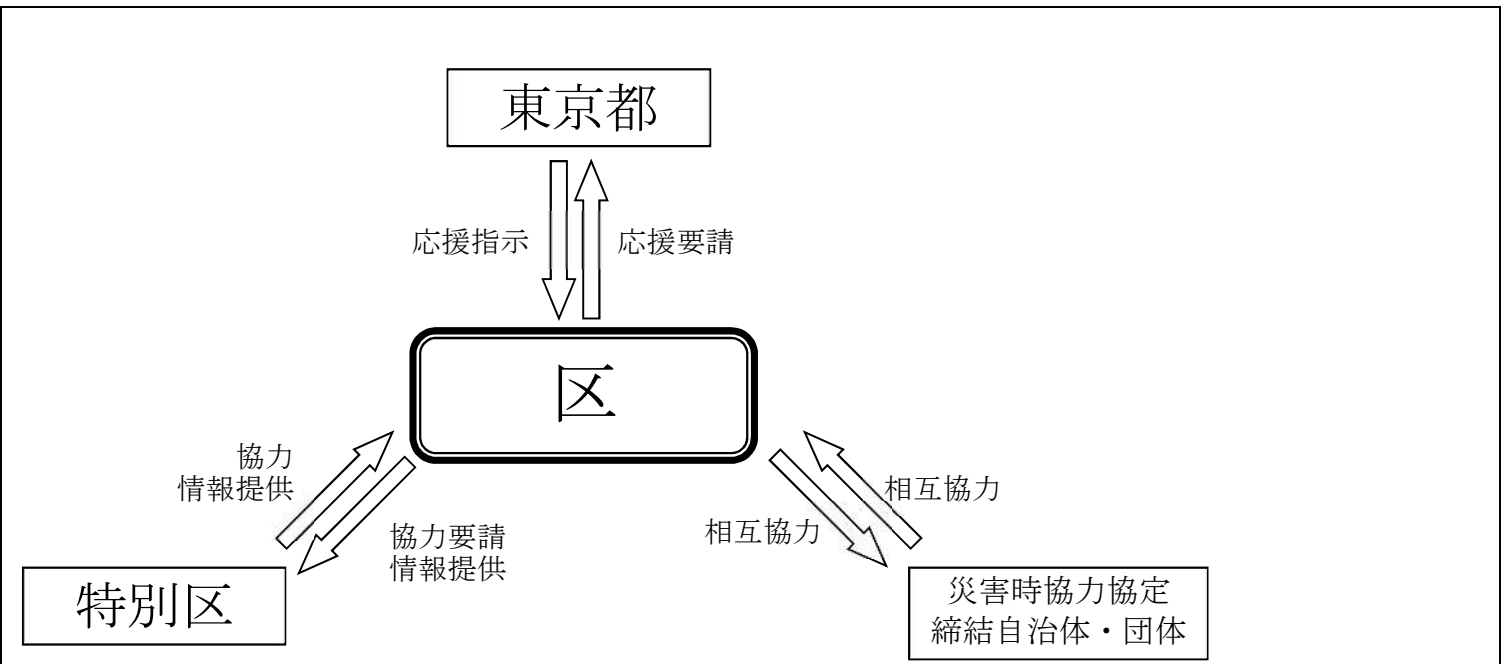


図3-4-2 区の応援協力・派遣要請のフロー

表3-4-1 災害時協定一覧

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
1	災害時における麺類・米飯等提供に関する協定	昭和55年5月27日	東京都麺類協同組合	麺類・米飯等の供給	防災課
2	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	昭和56年4月15日	東京都石油商業組合港新宿渋谷支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	防災課
3	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	昭和59年9月28日	(社)東京都トラック協会港支部	貨物自動車の優先供給	防災課
4	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区建設業防災協議会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
5	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区管工会	大規模井戸等の修繕、区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
6	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区造園協力会	街路樹等の応急復旧、公園及び児童遊園等の応急復旧	防災課
7	災害時における消毒車の提供及び消毒作業の実施に関する協定	平成8年7月18日	(社)東京都ベストコントロール協会	消毒車の提供及び消毒作業の実施	生活衛生課
8	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年7月29日	港区電設防災協力会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課

9	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)港区医師会	医療救護班による医療救護活動	保健予防課
10	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)港区芝歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
11	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)港区麻布赤坂歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
12	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)東京都薬剤師会港支部	薬剤師班による医療救護活動	保健予防課
13	災害時における応急対策業務に関する協定	平成10年3月11日	港区産業団体連合会	人員及び資機材等の提供	防災課
14	災害救助犬の出動に関する協定	平成10年4月9日	日本災害救助犬協会	災害救助犬による人命検索活動	防災課
15	災害時における港区、郵便局の協力に関する覚書	平成10年4月9日	芝郵便局、麻布郵便局、赤坂郵便局、高輪郵便局	緊急連絡用車両の提供、避難場所・物資集積場の提供、被災区民の避難先及び被災状況の情報提供	防災課
16	震災時における消火用水の使用の覚書	平成10年12月14日	永楽実業(株)	消火用水の提供(100t)	防災課
17	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年1月12日	ホテルクラ東京 高輪グランドプリンスホテル高輪 東京プリンスホテル 高輪東武ホテル第一ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
18	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	平成11年1月21日	社会福祉法人 港区社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣等の体制整備	保健福祉課
19	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年7月26日	メルパルク TOKYO	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
20	災害時における応急協力に関する覚書	平成12年7月1日	ホテルJALシティ田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
21	災害時特別法律相談事業に関する協定書	平成13年4月25日	港法曹会	災害時特別法律相談に係る弁護士への派遣	総務課
22	災害時における医薬品等の提供についての協定書	平成13年6月15日	(社)東京都薬剤師会港区支部港区社会福祉協議会	災害時に提供する医薬品の確保	保健予防課
23	災害時における災害応急・復旧活動及び通訳ボランティアの派遣等に関する協定	平成14年8月2日	港区国際交流協会	災害時における通訳ボランティアの派遣等	地域振興課
24	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定	平成15年12月1日	東京都米穀小売商業組合港支部	応急用精米の優先供給	防災課
25	災害時における食糧・資機材の提供に関する協定書	平成16年5月31日	ワールドシティタワーズ管理組合	備蓄食糧・資機材の提供 (備蓄場所：港南4丁目ワールドシティタワーズ)	防災課

26	災害時における資機材の提供に関する協定書	平成16年6月24日	品川タワーフェイス	備蓄資機材の提供 (備蓄場所：港南2丁目品川タワーフェイス)	防災課
27	災害時における応急協力に関する覚書	平成17年10月20日	ザ・プリンスパークタワー東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
28	災害時における応急対策業務に関する協定	平成18年8月28日	港土木防災協力会	落下物、倒壊建物等の除去、道路等の応急補修	防災課
29	災害時等における船舶による輸送に関する協定書	平成18年11月1日	(株)ミナモ	被災者及び救援物資等の輸送、被災状況把握の人員輸送、防災訓練の人員及び物資輸送	防災課
30	災害時における愛宕ビル防犯協力会と愛宕警察署及び芝消防署並びに港区との協力に関する協定書	平成18年11月22日	愛宕ビル防犯協力会 愛宕警察署、芝消防署	災害時のボランティア活動に関する連携協力	防災課
31	災害時における食料等提供に関する協定書	平成19年1月19日	DHC中央物流センター	備蓄食料の提供 (備蓄場所：芝浦2丁目DHC中央物流センター)	防災課
32	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月3日	ホテルモントレ赤坂	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
33	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月5日	アルビオン白金教育センター	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
34	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルサンルート新橋	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
35	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルコンソレイユ芝・東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
36	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	芝漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
37	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	港漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
38	災害時におけるし尿収集運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、(株)オート日建総業(株)、第一整備工業(株)	避難場所等のし尿収集及び指定場所への運搬・搬入	防災課
39	災害時におけるトイレ用水運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、日本ロード・メンテナンス(株) (株)ケイミックス、東京サニション(株) スバル興業(株)、日本ハイウェイ・サービス(株)	トイレ用水の給水、汲み上げ及び避難所等へのトイレ用水運搬	防災課
40	災害時における応急協力に関する覚書	平成20年9月19日	ホテルグレイスリー田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課

	41	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	平成20年11月19日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部	応急救援物資等の輸送	防災課
	42	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年11月28日	シェラトン都ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
	43	災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定	平成20年12月25日	(社)東京都自動車整備振興会中央支部	車両等障害物除去、道路啓開	防災課
	44	災害時における応急協力に関する覚書	平成21年3月4日	(学)芝浦工業大学	災害時要配慮者用の避難所確保	防災課
	45	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成21年3月10日	三田会館	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
	46	災害時における備蓄倉庫の使用に関する覚書	平成22年5月31日	芝公園フロントタワー	備蓄物資の提供	防災課
	47	災害時における浮棧橋の使用及び貨物自動車の供給に関する協定	平成22年7月30日	芝浦商店会 芝浦海岸町会・商店会 連絡協議会	渚橋浮棧橋の使用及び貨物自動車の供給	産業振興課
	48	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成22年11月19日	六本木一丁目南地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
	49	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成22年12月9日	六本木三丁目地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
	50	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	平成8年1月12日	アークヒルズ	飲料水、生活用水、消火用水の確保	防災課
			平成8年1月12日	城山ヒルズ		
			平成9年11月12日	虎ノ門37森ビル		
			平成11年12月1日	虎ノ門2丁目タワー		
		平成13年4月11日	赤坂溜池タワー			
平成13年4月11日		アークフォレストテラス				
平成14年11月18日		愛宕グリーンヒルズ敷地内	飲料水、生活用水、消火用水の確保	防災課		
平成15年2月14日		元麻布ヒルズ敷地内				
平成15年5月23日	長谷工本社ビル					

		平成 16 年 4 月 1 日	六本木ヒルズ森タワー		
		平成 16 年 4 月 1 日	六本木ヒルズレジデンス		
		平成 17 年 2 月 1 日	オランダヒルズ森タワー		
		平成 17 年 6 月 6 日	東京汐留ビルディング		
		平成 18 年 8 月 1 日	赤坂ミッドタウン		
51	災害用水槽に関する協定書	平成 18 年 4 月 7 日	赤坂ミッドタウン	生活用水・消火用水の提供	防災課
52	避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書	平成 24 年 1 月 20 日	東京都理容生活衛生同業組合みなと支部	避難所における理容サービスの提供	防災課
53	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成 24 年 6 月 1 日	(株) 伊藤園	飲料水の提供	防災課
54	災害時における応急協力に関する覚書	平成 24 年 7 月 1 日	(福) 洛和福祉会 (福) 新生寿会	マンホールトイレの設置及び運営	防災課
55	災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定書	平成 24 年 7 月 25 日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	帰宅困難者への一時滞在施設及び物資の提供 帰宅困難者の誘導等に係る人員等の提供	防災課
56	災害時における井戸の使用に関する協定	平成 24 年 7 月 25 日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	生活用水、消火用水の確保	防災課
57	災害時等における一時係船施設等の提供に関する協定書	平成 24 年 8 月 28 日	ワールドシティタワーズ管理組合	一時係船施設の使用	防災課
58	災害時における動物救護活動に関する協定書	平成 24 年 9 月 14 日	(社)東京都獣医師会中央支部	救護所等における負傷動物の応急手当、被災動物の保護・管理等	生活衛生課
59	大震災時における飲料水使用協定書		区内事業所	建物受水槽の水の提供	防災課
60	災害発生時における帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定		区内事業所	帰宅困難者対策への協力	防災課
61	災害時における港区と区内警察署及び区内消防署との協力連携に関する協定	平成 19 年 2 月 9 日	港区区内所轄 6 警察署 港区区内所轄 4 消防署	災害時における協力連携	防災課
62	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	平成 18 年 4 月 1 日	関係 25 自治体	応急対策活動（人員、物資、見舞金等）	防災課
63	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	平成 8 年 2 月 16 日	東京 23 特別区	応急対策及び復旧対策等に関する相互協力及び相互支援	防災課

64	マンホールトイレ用仮設トイレの設置に関する覚書	平成18年3月31日	東京都下水道局 (中部管理事務所)	下水道マンホールへの仮設トイレの設置	防災課
65	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成19年3月30日	東京都下水道局 (中部管理事務所)	下水道施設への避難所等のし尿への搬入及び受入れ	防災課
66	都営住宅と港区施設との合築建物の耐震診断及び耐震改修に関する基本協定	平成20年11月13日	東京都都市整備局 (都営住宅経営部住宅整備課)	耐震診断及び耐震改修に関する費用負担等	防災課
67	港区と福島県いわき市との災害時相互協力協定	平成25年4月23日	福島県いわき市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
68	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成25年5月1日	サントリービバレッジサービス(株)	容器入り飲料の提供及び運搬	防災課
69	港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定	平成26年2月6日	岐阜県郡上市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
70	災害時における一時係船施設の提供に関する協定	平成26年3月11日	東京都港湾局	災害時における一時係船施設の提供	防災課
71	災害時医薬品等の調達業務に関する協定	平成26年4月25日	(一社)港区薬剤師会、東邦薬品港・中央営業所、(株)スズケン中央支店、アルフレッサ(株)港支店、(株)メディセオ港支店	災害時における医薬品等の調達協力	保健予防課
72	災害時における母子救護所の提供に関する協定	平成26年4月25日	(福)恩賜財団母子愛育会	災害時における母子救護所の提供	保健予防課
73	災害時における応急対策業務に関する協定	平成27年11月18日	東京土建一般労働組合港支部 全建総連 東京都連 港地区協議会	災害時における応急危険度判定、住家被害認定調査の協力	防災課
74	災害時におけるバス供給協力に関する協定	平成27年12月25日	(株)フジエクスプレス	災害時における傷病者、人員のは	保健予防課
75	自動販売機を活用した災害時の情報発信力強化に関する協定	平成28年1月1日	コカ・コーライーストジャパン(株)	災害時における情報発信力強化のためのサイネージ付き自動販売機の提供	区長室
76	大規模災害時等における電力復旧等に関する覚書	平成28年3月15日	東京電力(株)銀座支社	災害時における停電情報の提供及び二次災害に関する注意喚起の協力	防災課
77	災害時における応急救護活動に関する協定	平成28年7月27日	東京都柔道整復師会港支部	災害時における柔道整復師会の応急救護活動の協力	保健予防課

該当部分	震災編第3部第5章 情報連絡活動計画
機関名	東京電力パワーグリッド株式会社

修正案	現行
-----	----

第5章 情報連絡活動計画

災害時においては、防災関係機関が緊密に連携して応急対策を実施するため、気象及び被災等の状況について、的確な情報の収集及び伝達を行うとともに、併せて適切な広報活動を行うことにより、災害の発生または拡大を未然に防止する必要があります。

本章では、災害時における防災関係機関の情報連絡体制、被害状況の把握、広報、広聴等について定めます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
区	○警察署、消防署との通信確保、情報共有 ○都及び防災関係機関との通信確保、情報共有 ○災対各部から本部長室への被害状況の調査報告 (発生報告)		(中間報告)	(決定報告) ○区民総合相談窓口の開設
警察署	○交通規制 ○緊急交通路の確保			
都下水道局	○管理施設損傷状況の情報収集・伝達		○二次災害の発生及び拡大防止の情報伝達	○施設の被害復旧見通し、施設の使用制限し尿処理体制等の情報提供

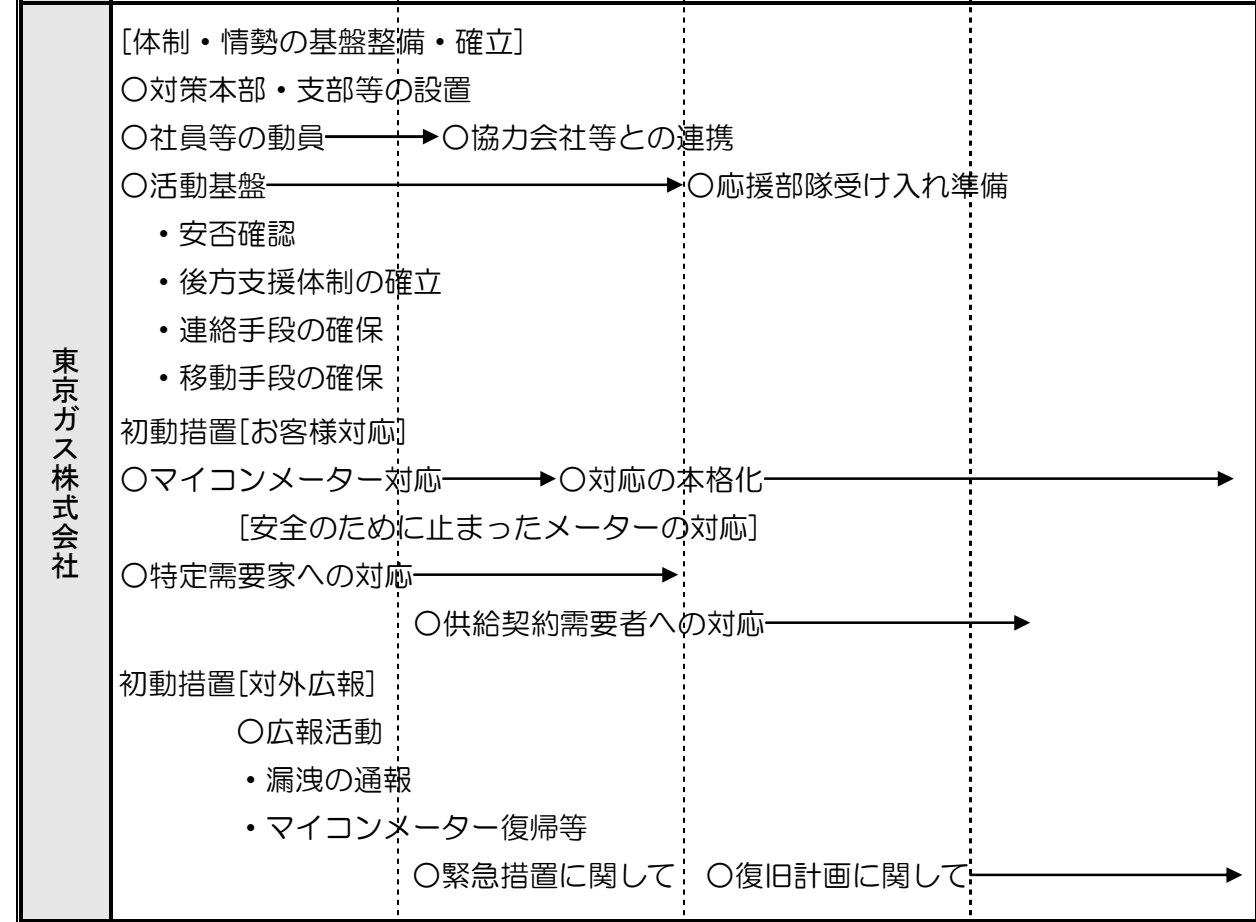
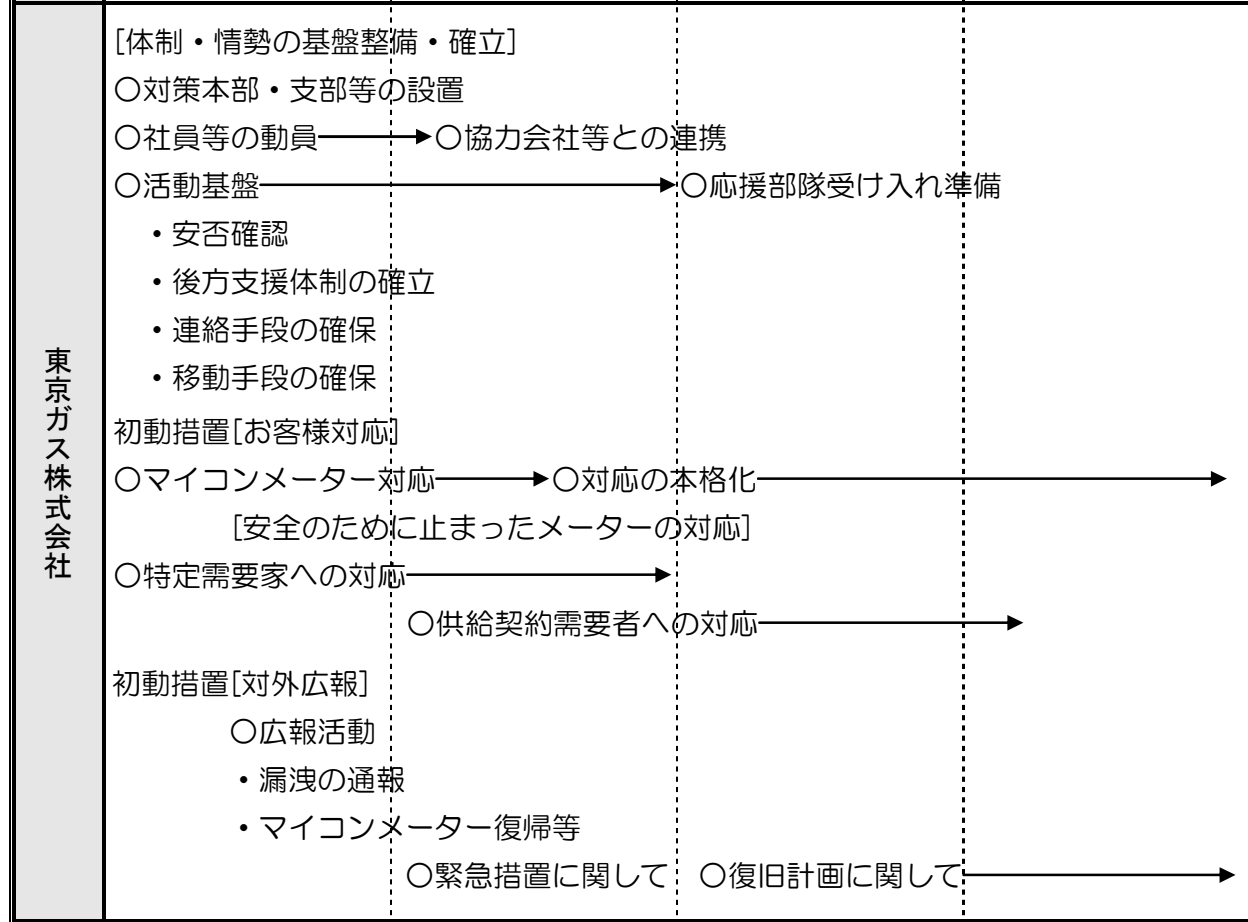
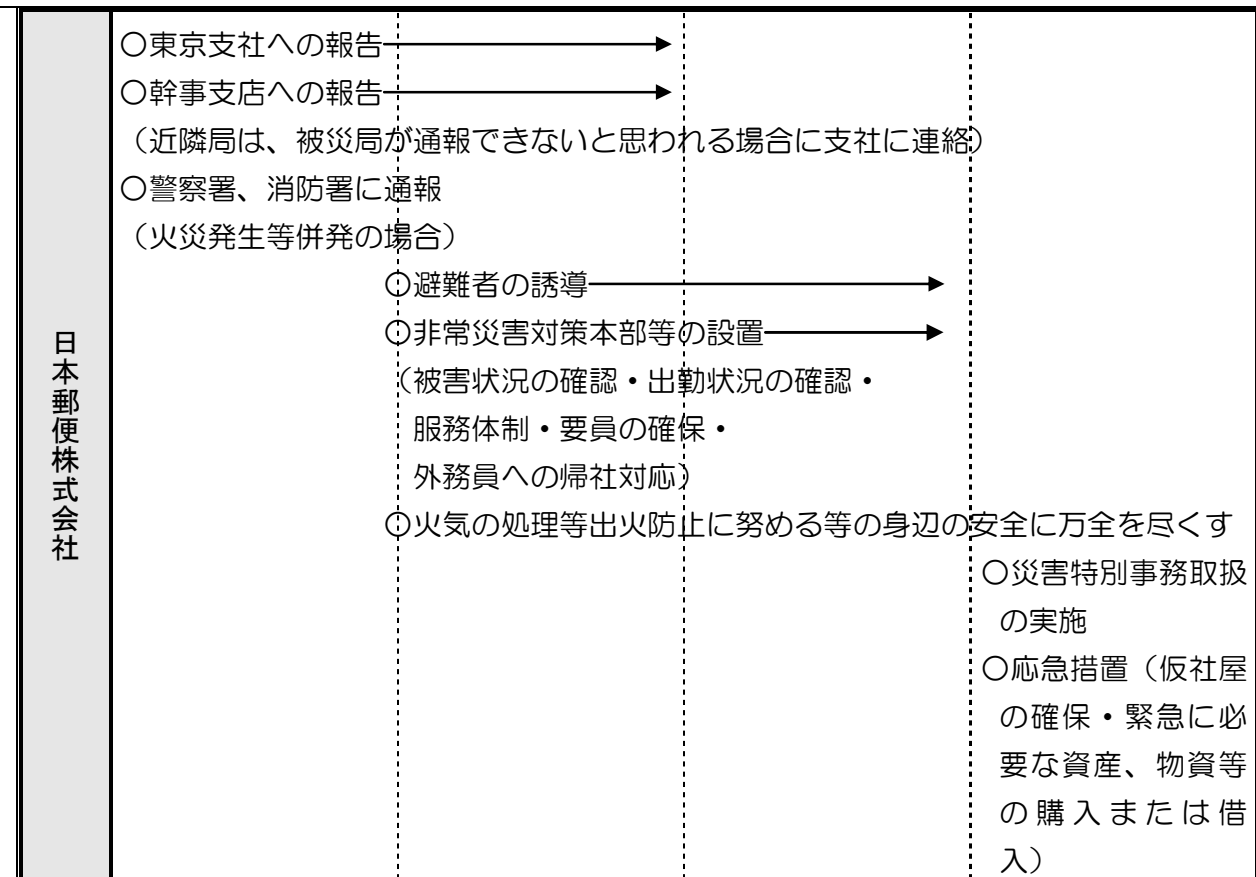
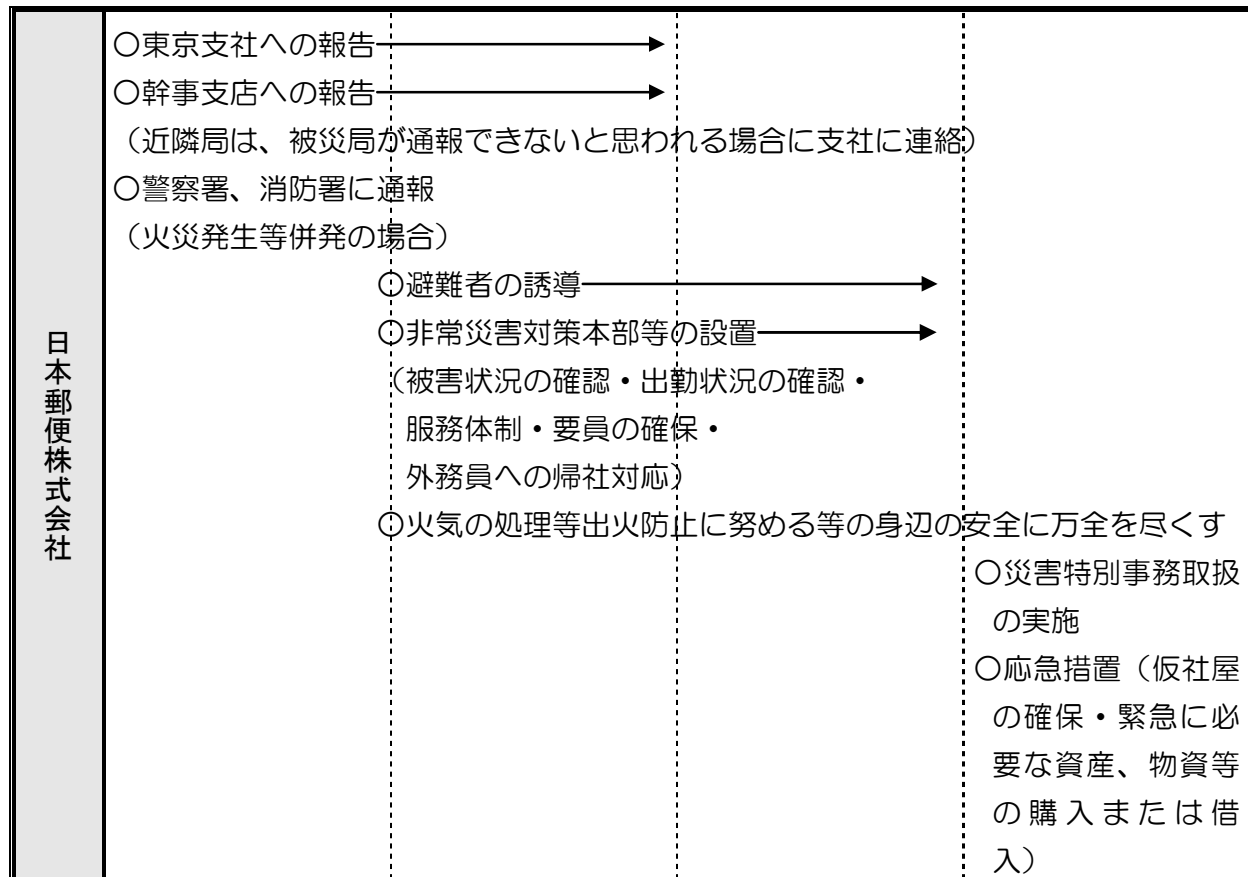
第5章 情報連絡活動計画

災害時においては、防災関係機関が緊密に連携して応急対策を実施するため、気象及び被災等の状況について、的確な情報の収集及び伝達を行うとともに、併せて適切な広報活動を行うことにより、災害の発生または拡大を未然に防止する必要があります。

本章では、災害時における防災関係機関の情報連絡体制、被害状況の把握、広報、広聴等について定めます。

○応急復旧活動フロー

機関名	発災	3h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
区	○警察署、消防署との通信確保、情報共有 ○都及び防災関係機関との通信確保、情報共有 ○災対各部から本部長室への被害状況の調査報告 (発生報告)		(中間報告)	(決定報告) ○区民総合相談窓口の開設
警察署	○交通規制 ○緊急交通路の確保			
都下水道局	○管理施設損傷状況の情報収集・伝達		○二次災害の発生及び拡大防止の情報伝達	○施設の被害復旧見通し、施設の使用制限し尿処理体制等の情報提供



首都高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動 ○標識・情報板等により規制状況、避難方法を広報 → ○ラジオ等各種メディアへの情報提供 →
東京電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 ・ 停電地域 ・ 停電軒数 ・ ライフラインの状況 ・ 一般公共施設（国・役所等）の状況 ・ 社員、お客さまからの地域情報 ○必要に応じ区役所への人材派遣（あらかじめメンバー選定済み） ○防災無線による停電情報広報依頼

首都高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動 ○標識・情報板等により規制状況、避難方法を広報 → ○ラジオ等各種メディアへの情報提供 →
東京電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策支部 設置 ○情報収集、災害情報把握 ○応急復旧活動作業 →

該当部分	震災編第3部第5章第1節 情報連絡体制
機関名	港区（区長室、防災課）、東京海上保安本部

修正案	現 行
<p>第1節 情報連絡体制</p> <p>第1 区の通信情報計画</p> <p>1 区の役割</p> <p>(1) 区民等へ災害が発生するおそれのある異常な現象について通報します。</p> <p>(2) 区民等へ災害原因に関する重要な情報についての周知をします。</p> <p>(3) 区民等へ避難指示等の避難に関する情報について伝達します。</p> <p>2 災害時の情報連絡系統</p> <p>(1) 情報連絡系統</p> <p>港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統は、次のとおりです。</p> <p>また、災害時の通信情報窓口は、防災関係機関の連絡責任者に統一します。</p> <p style="text-align: right;">(震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照)</p> <p>※凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◄————► 有 線 ◄====► 都多重無線 (ファクシミリを含む) ◄.....► 機関無線 ◄- - - -► 港区防災ラジオ ◄.....► 防災無線放送塔を通じた放送 (区固定系無線) ◄- - - -► 区移動系無線 ◄.....► 防災情報メールなど <p style="text-align: center;">図3-5-1 港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統図</p>	<p>第1節 情報連絡体制</p> <p>第1 区の通信情報計画</p> <p>1 区の役割</p> <p>(1) 区民等へ災害が発生するおそれのある異常な現象について通報します。</p> <p>(2) 区民等へ災害原因に関する重要な情報についての周知をします。</p> <p>(3) 区民等へ避難勧告等の避難に関する情報について伝達します。</p> <p>2 災害時の情報連絡系統</p> <p>(1) 情報連絡系統</p> <p>港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統は、次のとおりです。</p> <p>また、災害時の通信情報窓口は、防災関係機関の連絡責任者に統一します。</p> <p style="text-align: right;">(震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照)</p> <p>※凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◄————► 有 線 ◄====► 都多重無線 (ファクシミリを含む) ◄.....► 機関無線 ◄.....► 防災無線放送塔を通じた放送 (区固定系無線) ◄- - - -► 区移動系無線 ◄.....► 防災情報メールなど <p style="text-align: center;">図3-5-1 港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統図</p>

(2) 区通信設備

区における防災行政無線設備及び配置状況は、次に掲げるとおりです。

表3-5-1 防災行政無線設備及び配置状況

所 属	種 別	呼 出 名 称	設 置 場 所
港 区	港区防災行政無線 「移動系」	基地局 「ぼうさいみなど」 「ぼうさいみなどだいに」 「ぼうさいもりたわー」 陸上移動局 「みなと100~921」	港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 六本木ヒルズ 1局 総合支所・保健所外 164局
	港区防災行政無線 「固定系」	ぼうさいみなど ぼうさいみなどだいに	親局 港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 無線放送塔 区内126局 戸別受信局 区内164局
東京都	東京都防災行政無線	ぼうさいみなど	港区本庁舎

3 区の情報連絡態勢

(1) 情報連絡担当部署等

区各部及び防災関係機関との個別具体的な情報連絡の担当は、次のとおりです。

- ①港区災害対策本部設置以前は、防災課防災係及び各総合支所管理課管理係を窓口とし、防災課防災係を総括窓口とします。
- ②港区災害対策本部が設置されたときは、災対防災課を総括窓口とし、港区災対各部及び防災関係機関との通信連絡を実施します。
- ③夜間休日等勤務時間外にあっては、「夜間、休日等勤務時間外の特別非常配備態勢」により対応し、体制が整い次第上記②に移行します。地震発生直後における連絡は、防災警戒待機者を中心に行います。

(2) 情報連絡手段

①区と防災関係機関との情報連絡

区は、次により、都及び防災関係機関との情報連絡を行います。

ア 都とは、原則として、都防災行政無線を活用して、直接情報連絡を行います。

イ 防災関係機関との間では、有線電話（優先電話や内線を含む）による通信を原則としますが、輻輳や断線により通信が出来ない場合は、**災害時優先携帯電話等**の使用可能な情報伝達手段を使用し、通信します。

ウ 「イ」による通信が出来ない場合、区防災行政無線を設置してある防災関係機関との間では、これを使用して情報連絡を行います。

エ 都は、災害情報提供システムにより、都民に対して被害情報や鉄道運行状況、道路情報の提供を

(2) 区通信設備

区における防災行政無線設備及び配置状況は、次に掲げるとおりです。

表3-5-1 防災行政無線設備及び配置状況

所 属	種 別	呼 出 名 称	設 置 場 所
港 区	港区防災行政無線 「移動系」	基地局 「ぼうさいみなど」 「ぼうさいみなどだいに」 「ぼうさいもりたわー」 陸上移動局 「みなと100~921」	港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 六本木ヒルズ 1局 総合支所・保健所外 164局
	港区防災行政無線 「固定系」	ぼうさいみなど ぼうさいみなどだいに	親局 港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 無線放送塔 区内126局 戸別受信局 区内164局
東京都	東京都防災行政無線	ぼうさいみなど	港区本庁舎

3 区の情報連絡態勢

(1) 情報連絡担当部署等

区各部及び防災関係機関との個別具体的な情報連絡の担当は、次のとおりです。

- ①港区災害対策本部設置以前は、防災課防災係及び各総合支所管理課管理係を窓口とし、防災課防災係を総括窓口とします。
- ②港区災害対策本部が設置されたときは、災対防災課を総括窓口とし、港区災対各部及び防災関係機関との通信連絡を実施します。
- ③夜間休日等勤務時間外にあっては、「夜間、休日等勤務時間外の特別非常配備態勢」により対応し、体制が整い次第上記②に移行します。地震発生直後における連絡は、防災警戒待機者を中心に行います。

(2) 情報連絡手段

①区と防災関係機関との情報連絡

区は、次により、都及び防災関係機関との情報連絡を行います。

ア 都とは、原則として、都防災行政無線を活用して、直接情報連絡を行います。

イ 防災関係機関との間では、有線電話（優先電話や内線を含む）による通信を原則としますが、輻輳や断線により通信が出来ない場合は、**災害時優先携帯電話やPHS等**の使用可能な情報伝達手段を使用し、通信します。

ウ 「イ」による通信が出来ない場合、区防災行政無線を設置してある防災関係機関との間では、これを使用して情報連絡を行います。

エ 都は、災害情報提供システムにより、都民に対して被害情報や鉄道運行状況、道路情報の提供を

行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援します。

②区民等に対する情報連絡

区民等への伝達は、港区防災行政無線、防災情報メール、**港区防災ラジオ**、**港区ホームページ**、**L I N E**、**ツイッター**、**フェイスブック**、**港区防災アプリ**、**港区避難所開設状況システム**、**デジタルサイネージ**、**緊急エリアメール**、**Lアラート**、**ケーブルテレビ**、**みんなと安全・安心メール**、**青色防犯パトロール車両**、**「広報みなど」かわら版**、**ミナトヴォイス(FM ラジオ放送)**を使用します。

(3) 災害情報の収集・伝達

①情報の収集

防災関係機関、区各災対地区本部・災対各部及び区民・事業所等は、場合に応じ、収集した情報を速やかに(1)の①～③情報連絡担当部署等に通報します。

②情報の伝達

ア 区から防災関係機関に対する情報伝達は、次の場合にその旨を通報します。

- ・港区災害対策本部を設置または廃止したとき
- ・区が職員の配備態勢を発令または解除したとき
- ・災害に関する重要な情報を得たとき

イ 区から区民等に対する情報伝達

- ・津波警報等災害に関する重要な予報及び警報が出された場合
- ・避難勧告等区民等に対する重要な災害情報

(4) 災害情報の記録

①書式

港区災害対策本部における災害情報の収集伝達には、専用の情報処理用箋を用います。

(震災資料編 震3-5-1 災害情報記録様式 参照)

②災対防災課は、災害状況等収集伝達した情報を記録整理しておきます。

第2 警察署の通報情報計画

1 災害時における情報の収集

(1) 情報収集態勢

昼間は警備課長(または警備課長代理、警備係長)、夜間は当番責任者が、防災関係機関との連絡通報にあたります。

各交番員、パトカー乗務員等は、管内の状況を把握及び報告にあたるほか、必要な情報の伝達を行います。

警察署は港区災害対策本部と緊密な連絡体制を保持し、災害情報活動にあたります。

(2) 情報収集の内容

警察が収集する情報の内容は、おおむね次のとおりです。

- ①家屋の倒壊状況
- ②死者・負傷者等の状況
- ③主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況
- ④区民の避難状況
- ⑤火災の拡大状況
- ⑥堤防・護岸等の破損状況

行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援します。

②区民等に対する情報連絡

区民等への伝達は、港区防災行政無線、防災情報メール、港区公式ホームページ、**ツイッター**、**フェイスブック**、**港区防災アプリ**、**デジタルサイネージ**、**緊急エリアメール**、**Lアラート**、**ケーブルテレビ**、**みんなと安全・安心メール**、**青色防犯パトロール車両**、**広報みなどかわら版**、**ミナトヴォイス(FM ラジオ放送)**を使用します。

(3) 災害情報の収集・伝達

①情報の収集

防災関係機関、区各災対地区本部・災対各部及び区民・事業所等は、場合に応じ、収集した情報を速やかに(1)の①～③情報連絡担当部署等に通報します。

②情報の伝達

ア 区から防災関係機関に対する情報伝達は、次の場合にその旨を通報します。

- ・港区災害対策本部を設置または廃止したとき
- ・区が職員の配備態勢を発令または解除したとき
- ・災害に関する重要な情報を得たとき

イ 区から区民等に対する情報伝達

- ・津波警報等災害に関する重要な予報及び警報が出された場合
- ・避難勧告等区民等に対する重要な災害情報

(4) 災害情報の記録

①書式

港区災害対策本部における災害情報の収集伝達には、専用の情報処理用箋を用います。

(震災資料編 震3-5-1 災害情報記録様式 参照)

②災対防災課は、災害状況等収集伝達した情報を記録整理しておきます。

第2 警察署の通報情報計画

1 災害時における情報の収集

(1) 情報収集態勢

昼間は警備課長(または警備課長代理、警備係長)、夜間は当番責任者が、防災関係機関との連絡通報にあたります。

各交番員、パトカー乗務員等は、管内の状況を把握及び報告にあたるほか、必要な情報の伝達を行います。

警察署は港区災害対策本部と緊密な連絡体制を保持し、災害情報活動にあたります。

(2) 情報収集の内容

警察が収集する情報の内容は、おおむね次のとおりです。

- ①家屋の倒壊状況
- ②死者・負傷者等の状況
- ③主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況
- ④区民の避難状況
- ⑤火災の拡大状況
- ⑥堤防・護岸等の破損状況

⑦電気・水道・ガス・通信施設の状況

⑧その他

(3) 報告連絡

災害情報の収集及び報告連絡は、無線及び有線を活用し、責任者の指揮に従って迅速適正に行うようにします。

第3 消防署の情報活動計画

1 基本方針

震災時の混乱した状況下において、消防活動を効果的に行うため消防・救急無線及び防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、消防団及び防災関係機関等と情報連絡を行います。

2 応急対策

被害状況及び消防活動状況の早期収集を図るため次の手段を用います。

(1) 情報収集手段

①各消防署高所見張り及び監視警戒による管内火災の発生状況、建物倒壊状況等の把握

②消防職団員の参集者が収集した被害状況の把握

③参集した災害時支援ボランティアからの情報収集

④区民・通行人からの情報収集

⑤消防車両、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握

⑥防災関係機関からの情報収集

⑦地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害等の把握

(2) 情報収集事項

①火災発生状況及び消防活動状況

②救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況

③避難道路及び橋りょうの被災状況

④避難の必要性の有無及び状況

⑤救急告示医療機関の診療状況

⑥その他消防活動上必要ある状況

3 警報及び注意報の発表・伝達

消防署は、警防本部等からの情報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに区等の防災関係機関と情報を共有し、連携した広報活動等を行います。

第4 都建設局（第一建設事務所）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-2 都建設局第一建設事務所通信情報計画 参照)

第5 都水道局の通信情報計画

1 基本方針

復旧活動や応急給水活動等を円滑に行うため、正確な情報を迅速に収集伝達することを目的とします。

なお、通信手段としては、一般回線、専用回線電話の他、都防災行政無線や水道業務用移動無線及び専用端末を用いた震災情報システムを活用します。

また、都災害対策本部（都本部）に提供する水道施設に関する情報は、給水対策本部の了承を得た後に報告します。

⑦電気・水道・ガス・通信施設の状況

⑧その他

(3) 報告連絡

災害情報の収集及び報告連絡は、無線及び有線を活用し、責任者の指揮に従って迅速適正に行うようにします。

第3 消防署の情報活動計画

1 基本方針

震災時の混乱した状況下において、消防活動を効果的に行うため消防・救急無線及び防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、消防団及び防災関係機関等と情報連絡を行います。

2 応急対策

被害状況及び消防活動状況の早期収集を図るため次の手段を用います。

(1) 情報収集手段

①各消防署高所見張り及び監視警戒による管内火災の発生状況、建物倒壊状況等の把握

②消防職団員の参集者が収集した被害状況の把握

③参集した災害時支援ボランティアからの情報収集

④区民・通行人からの情報収集

⑤消防車両、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握

⑥防災関係機関からの情報収集

⑦地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害等の把握

(2) 情報収集事項

①火災発生状況及び消防活動状況

②救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況

③避難道路及び橋りょうの被災状況

④避難の必要性の有無及び状況

⑤救急告示医療機関の診療状況

⑥その他消防活動上必要ある状況

3 警報及び注意報の発表・伝達

消防署は、警防本部等からの情報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに区等の防災関係機関と情報を共有し、連携した広報活動等を行います。

第4 都建設局（第一建設事務所）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-2 都建設局第一建設事務所通信情報計画 参照)

第5 都水道局の通信情報計画

1 基本方針

復旧活動や応急給水活動等を円滑に行うため、正確な情報を迅速に収集伝達することを目的とします。

なお、通信手段としては、一般回線、専用回線電話の他、都防災行政無線や水道業務用移動無線及び専用端末を用いた震災情報システムを活用します。

また、都災害対策本部（都本部）に提供する水道施設に関する情報は、給水対策本部の了承を得た後に報告します。

2 態勢

情報連絡活動を行う情報調査部は、情報班で構成します。各班は、お互いを補完しながら震災時における的確な状況把握に努めます。

情報調査部は、常時各種通信機器等が設置されている情報室（第二本庁舎 15 階）を活動拠点とし、情報連絡活動を行います。

情報室の設営等の初期活動は、基本的には情報班が行うが、夜間・休日等勤務時間外に地震が発生し、または警戒宣言が発令された場合は、勤務中職員などの初動態勢の構成員が情報班の初期活動業務を代行します。

3 情報の種類

(1) 基本情報

基本情報とは、地震（災害）状況、水道施設被害状況、施設稼働状況、実施態勢等の震災時に必要とする情報をいいます。

(2) 個別情報

各部署が事業所から受ける、より詳細な個別的な情報をいいます。

(3) 都災害対策本部情報

都本部を通じて得られる道路災害情報、火災発生等の被災状況及び都本部各機関の活動状況等の情報をいいます。

4 連絡系統

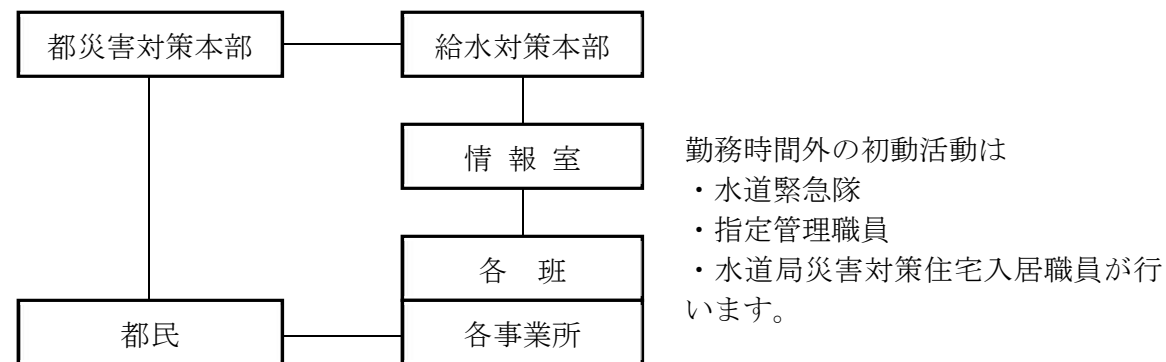


図3-5-2 連絡系統

5 夜間・休日等勤務時間外への対応

(1) 本局及び各事業所

待機職員及び参集職員（待機者のいない部署は参集職員）により、基本情報を収集し、勤務時間内の対応に準じる方法により、情報連絡活動を行います。

(2) 水道緊急隊

地震発生後、隊長が指定する隊員及び水道局災害対策住宅入居職員は、情報室に参集します。また、情報班職員が参集を開始し、業務を引き継げるようになるまでの間、情報班の業務を代行します。

(3) 指定管理職員

地震発生後本局に参集し、情報班の業務を代行する初動態勢の構成員の総括責任者として、情報収集活動等の指揮に務めます。

第6 都下水道局の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

2 態勢

情報連絡活動を行う情報調査部は、情報班で構成します。各班は、お互いを補完しながら震災時における的確な状況把握に努めます。

情報調査部は、常時各種通信機器等が設置されている情報室（第二本庁舎 15 階）を活動拠点とし、情報連絡活動を行います。

情報室の設営等の初期活動は、基本的には情報班が行うが、夜間・休日等勤務時間外に地震が発生し、または警戒宣言が発令された場合は、勤務中職員などの初動態勢の構成員が情報班の初期活動業務を代行します。

3 情報の種類

(1) 基本情報

基本情報とは、地震（災害）状況、水道施設被害状況、施設稼働状況、実施態勢等の震災時に必要とする情報をいいます。

(2) 個別情報

各部署が事業所から受ける、より詳細な個別的な情報をいいます。

(3) 都災害対策本部情報

都本部を通じて得られる道路災害情報、火災発生等の被災状況及び都本部各機関の活動状況等の情報をいいます。

4 連絡系統

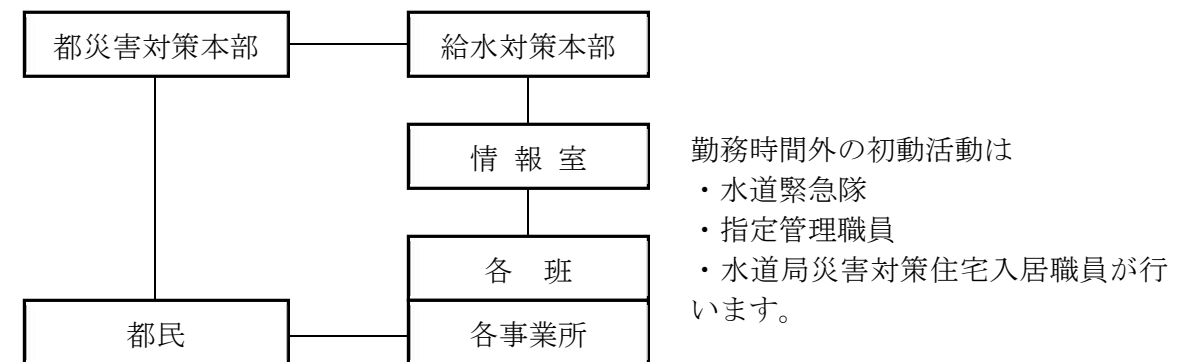


図3-5-2 連絡系統

5 夜間・休日等勤務時間外への対応

(1) 本局及び各事業所

待機職員及び参集職員（待機者のいない部署は参集職員）により、基本情報を収集し、勤務時間内の対応に準じる方法により、情報連絡活動を行います。

(2) 水道緊急隊

地震発生後、隊長が指定する隊員及び水道局災害対策住宅入居職員は、情報室に参集します。また、情報班職員が参集を開始し、業務を引き継げるようになるまでの間、情報班の業務を代行します。

(3) 指定管理職員

地震発生後本局に参集し、情報班の業務を代行する初動態勢の構成員の総括責任者として、情報収集活動等の指揮に務めます。

第6 都下水道局の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

第7 都交通局の通信情報計画
震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-4 災害発生時の指令連絡体制 (都交通局) 参照)

第8 東京海上保安部

1 津波情報等の伝達

(1) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必要に応じ関係事業者に周知します。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行います。

①港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知します。

②東京湾海上交通センター(神奈川県横浜市所在)において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF(16ch)156.8MHzにより放送周知します。

③第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通報により周知します。

(2) 航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときまたは船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び東京都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じます。

(3) 大量の油等の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通信を行うとともに、管区対策本部、海事関係団体及び東京都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じます。

2 震災に関する情報の収集

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用し情報収集活動を実施し、都及び防災関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行います。

- (1) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (2) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (3) 船舶、海洋施設、港湾施設等の状況
- (4) 危険物施設の状況
- (5) 流出油等の状況
- (6) 水路、航路標識の異常の有無
- (7) 湾等における避難者の状況

第9 日本郵便株式会社郵便局の情報連絡体制

1 情報収集連絡系統図

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-5 日本郵便株式会社情報収集連絡系統図 参照)

第7 都交通局の通信情報計画
震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-4 災害発生時の指令連絡体制 (都交通局) 参照)

第8 東京海上保安部

1 津波情報等の伝達

(1) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必要に応じ関係事業者に周知します。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行います。

①港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知します。

②東京海上保安部港内交通管制室において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF(16ch)156.8MHzにより放送周知します。

③第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通報により周知します。

(2) 航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときまたは船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び東京都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じます。

(3) 大量の油等の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通信を行うとともに、管区対策本部、海事関係団体及び東京都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じます。

2 震災に関する情報の収集

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用し情報収集活動を実施し、都及び防災関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行います。

- (1) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (2) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (3) 船舶、海洋施設、港湾施設等の状況
- (4) 危険物施設の状況
- (5) 流出油等の状況
- (6) 水路、航路標識の異常の有無
- (7) 湾等における避難者の状況

第9 日本郵便株式会社郵便局の情報連絡体制

1 情報収集連絡系統図

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-5 日本郵便株式会社情報収集連絡系統図 参照)

2 情報収集内容

- (1) 災害種別、被害・応急状況
- (2) 災害活動上の対策
- (3) 郵便業務取扱い状況

第10 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の通信情報計画
震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-6 東海旅客鉄道株式会社の事故発生の連絡経路 参照）

第11 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）の通信情報計画

1 通信情報計画

(1) 通信施設及び通信系統

本店～重要事業所間・給電指令所～超高圧変電所間等には、マイクロ波無線または電力保安用通信ケーブルによって2ルート以上の通信回線を構成し、災害時においても連絡を確保できます。その他の事業所については、UHF 移動系無線機を災害時に各所に配置し、最寄りの総括事業所と連絡がとれるよう、考慮しています。

なお、通信系統は「指令及び情報連絡の伝達経路図」のとおりであり、移動無線については、「非常災害時における運用方法」が定められています。

（注）UHF とは 400MHz の超短波をいいます。

- (2) 災害予警報の伝達、災害情報収集伝達要領
震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照）

(3) 通信途絶に対する措置

当社通信途絶の場合には、他社、他機関の通信施設利用の計画を樹立します。

第12 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の情報連絡活動計画

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、被災した公衆電気通信設備等を迅速に復旧するため次の情報収集、連絡を行います。

- (1) 通信回線等の故障状況
- (2) 通信設備等の被害状況
- (3) 通信設備等の復旧状況

第13 東京ガス株式会社（東京ガス）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-7 東京ガス株式会社通信情報連絡系統図 参照）

第14 首都高速道路株式会社（首都高速道路）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-8 首都高速道路株式会社情報連絡系統図 参照）

第15 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の通信情報計画

2 情報収集内容

- (1) 災害種別、被害・応急状況
- (2) 災害活動上の対策
- (3) 郵便業務取扱い状況

第10 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の通信情報計画
震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-6 東海旅客鉄道株式会社の事故発生の連絡経路 参照）

第11 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）の通信情報計画

1 通信情報計画

(1) 通信施設及び通信系統

本店～重要事業所間・給電指令所～超高圧変電所間等には、マイクロ波無線または電力保安用通信ケーブルによって2ルート以上の通信回線を構成し、災害時においても連絡を確保できます。その他の事業所については、UHF 移動系無線機を災害時に各所に配置し、最寄りの総括事業所と連絡がとれるよう、考慮しています。

なお、通信系統は「指令及び情報連絡の伝達経路図」のとおりであり、移動無線については、「非常災害時における運用方法」が定められています。

（注）UHF とは 400MHz の超短波をいいます。

- (2) 災害予警報の伝達、災害情報収集伝達要領
震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照）

(3) 通信途絶に対する措置

当社通信途絶の場合には、他社、他機関の通信施設利用の計画を樹立します。

第12 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の情報連絡活動計画

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、被災した公衆電気通信設備等を迅速に復旧するため次の情報収集、連絡を行います。

- (1) 通信回線等の故障状況
- (2) 通信設備等の被害状況
- (3) 通信設備等の復旧状況

第13 東京ガス株式会社（東京ガス）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-7 東京ガス株式会社通信情報連絡系統図 参照）

第14 首都高速道路株式会社（首都高速道路）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-8 首都高速道路株式会社情報連絡系統図 参照）

第15 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の通信情報計画

1 情報収集態勢

災害発生後は、各通信機器を活用し、災害の発生、推移等の情報を把握します。

2 情報収集内容

- (1) 災害種別
- (2) 列車及び駅における旅客の被害状況
- (3) 東京メトロ施設の被害状況
- (4) その他災害活動上の必要事項

3 通信連絡系統

「事故・災害等対策規程」の定めるところによります。

第16 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図 参照)

第17 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）の通信情報計画

1 情報収集態勢

災害発生後は、指令電話、列車無線装置等の通信機器を活用し、被害状況、推移等の情報を把握します。

第18 東京国道事務所の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-10 東京国道事務所通信連絡系統図 参照)

1 情報収集態勢

災害発生後は、各通信機器を活用し、災害の発生、推移等の情報を把握します。

2 情報収集内容

- (1) 災害種別
- (2) 列車及び駅における旅客の被害状況
- (3) 東京メトロ施設の被害状況
- (4) その他災害活動上の必要事項

3 通信連絡系統

「事故・災害等対策規程」の定めるところによります。

第16 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図 参照)

第17 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）の通信情報計画

1 情報収集態勢

災害発生後は、指令電話、列車無線装置等の通信機器を活用し、被害状況、推移等の情報を把握します。

第18 東京国道事務所の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-10 東京国道事務所通信連絡系統図 参照)

該当部分	震災編第3部第5章第3節 広報及び広聴
機関名	港区（区長室、防災課）、東京消防庁

修正案	現 行
<p>第3節 広報及び広聴</p> <p>第1 区災害広報計画</p> <p>1 区役割</p> <p>(1) 警察署、消防署等と連携した広報活動を行います。</p> <p>(2) 被災者のための相談所を開設します。</p> <p>2 活動計画</p> <p>(1) 災害情報の収集</p> <p>災対区長室は、本部設置とともに、災対防災危機管理室に連絡員を置いて、常時、状況を把握・検討し、報道機関への発表、区民への広報に備えます。</p> <p>この場合、災対区長室は防災関係機関とも緊密な連絡を保ち、発表資料の作成に備え、迅速で正確な状況把握に努めます。</p> <p>(2) 区民等への広報</p> <p>災害発生のおそれがある場合、または、災害が発生した場合は、本部と密接な連絡をとりながら、緊急情報管理システムを活用して緊急情報を港区ホームページ上に表示し、その情報をLINEやツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージにも連動して、迅速で正確な情報をより広く区民等に発信します。</p> <p>流言飛語を防ぎ、区民等の不安をいち早く解消するために、状況に応じ、必要な情報を必要な時期に提供できるような体制が確保できるよう平常時から準備しておきます。広報手段としては、港区ホームページや「広報みなど」かわら版をはじめ、より多くの広報媒体を活用します。</p> <p>①「広報みなど」かわら版</p> <p>発災後、区設掲示板に掲出する緊急情報用として、港区災害対策本部等が決定した情報の編集を行い迅速に発行できるよう、掲出委託事業者への出動待機要請、印刷用紙等、発行に必要な物品を常備します。また、緊急情報の掲示に備え、日頃より掲出委託事業者との連絡体制の相互確認に努めます。</p> <p>②防災情報メール配信システム</p> <p>予めメールアドレスを登録した区民等に対し震度等の計測値が基準値以上に達した場合、観測値や避難情報等をメールにて配信します。また、その情報を港区ホームページにも表示し、LINEやツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージ、防災アプリにも発信します。</p> <p>③多様なメディアの活用</p> <p>港区ホームページ、港区避難所開設状況システム、ケーブルテレビ、ミナトヴォイス(FM ラジオ放送)等により情報を提供します。</p> <p>(3) 報道機関への発表</p> <p>災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民等に周知すべき事項は、災対防災危機管理室長が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、区長室における記者会見または各報道機関へのファックス及びメール送信の方式を適宜選択し発表します。</p>	<p>第3節 広報及び広聴</p> <p>第1 区災害広報計画</p> <p>1 区役割</p> <p>(1) 警察署、消防署等と連携した広報活動を行います。</p> <p>(2) 被災者のための相談所を開設します。</p> <p>2 活動計画</p> <p>(1) 災害情報の収集</p> <p>災対区長室は、本部設置とともに、災対防災危機管理室に連絡員を置いて、常時、状況を把握・検討し、報道機関への発表、区民への広報に備えます。</p> <p>この場合、災対区長室は防災関係機関とも緊密な連絡を保ち、発表資料の作成に備え、迅速で正確な状況把握に努めます。</p> <p>(2) 区民等への広報</p> <p>災害発生のおそれがある場合、または、災害が発生した場合は、本部と密接な連絡をとりながら、緊急情報管理システムを活用して緊急情報を港区公式ホームページ上に表示し、その情報をツイッターやフェイスブック、デジタルサイネージにも連動して、迅速で正確な情報をより広く区民等に発信します。</p> <p>流言飛語を防ぎ、区民等の不安をいち早く解消するために、状況に応じ、必要な情報を必要な時期に提供できるような体制が確保できるよう平常時から準備しておきます。広報手段としては、港区公式ホームページや広報みなどをはじめ、より多くの広報媒体を活用します。</p> <p>①「広報みなど」かわら版</p> <p>発災後、区設掲示板に掲出する緊急情報用として、港区災害対策本部等が決定した情報の編集を行い迅速に発行できるよう、掲出委託事業者への出動待機要請、印刷用紙等、発行に必要な物品を常備します。また、緊急情報の掲示に備え、日頃より掲出委託事業者との連絡体制の相互確認に努めます。</p> <p>②防災情報メール配信システム</p> <p>予めメールアドレスを登録した区民等に対し震度等の計測値が基準値以上に達した場合、観測値や避難情報等をメールにて配信します。また、その情報を港区公式ホームページにも表示し、ツイッターやフェイスブック、デジタルサイネージ、防災アプリにも発信します。</p> <p>③多様なメディアの活用</p> <p>港区公式ホームページ、ケーブルテレビ、ミナトヴォイス(FM ラジオ放送)等により情報を提供します。</p> <p>(3) 報道機関への発表</p> <p>災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民等に周知すべき事項は、災対防災危機管理室長が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、区長室における記者会見または各報道機関へのファックス及びメール送信の方式を適宜選択し発表します。</p>

ス及びメール送信の方式を適宜選択し発表します。

また、災対区長室には報道機関からの電話照会等の対応のため、**報道担当の職員**が最低1名待機します。

(4) 広聴活動

各災対地区本部は、被災地及び区民避難所（地域防災拠点）等に、被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに災対各関係部に連絡して、早期解決に努力します。被災者相談所設置の際には、要配慮者にも配慮することとします。

また、初動期の混乱が収まった時期や生活再建時期において、ライフライン事業者とともに、災対管理課は、区民総合相談窓口を開設し対応します。

避難行動要支援者への広聴は、災対保健福祉支援部が避難行動要支援者対策班を設置し行います。

(5) 記録の作成

災害発生時における被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料等として活用します。

第2 消防機関広報計画

1 広報活動

災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施します。

- (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (2) 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ
- (3) 火災及び震災、水災に関する情報（津波、高潮情報も含む）
- (4) 避難勧告または避難指示（緊急）等に関する情報
- (5) 救急告示医療機関等の診療情報
- (6) その他区民等が必要としている情報

2 広報手段

- (1) 消防車両及び消防艇等の拡声装置等による広報
- (2) 消防署・消防団及び町会の掲示板等への掲示等及び口頭による広報
- (3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- (4) 消防団員・東京消防庁災害時支援ボランティア・自主防災組織を介しての情報提供
- (5) インターネット（東京消防庁ホームページ）、ツイッター、**東京消防庁公式アプリ**等による情報提供

3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたります。

第3 都交通局広報計画

1 お客様に対する災害時の広報計画

災害発生時には、まずお客様の人命を守るため他に優先して避難誘導を実施しなければなりません。避難誘導が適切に行えるよう駅係員及び、列車乗務員がそれぞれ放送装置等を活用して、お客様の不安感、動揺、混乱の防止に努めます。

第4 首都高速道路株式会社（首都高速道路）広報計画

お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、被害状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報を、又、安全で円滑な道路交通確保のため、道路の危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報を各種の道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等の各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅

また、災対区長室には報道機関からの電話照会等の対応のため、報道担当係員が最低1名待機します。

(4) 広聴活動

各災対地区本部は、被災地及び区民避難所（地域防災拠点）等に、被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに災対各関係部に連絡して、早期解決に努力します。被災者相談所設置の際には、要配慮者にも配慮することとします。

また、初動期の混乱が収まった時期や生活再建時期において、ライフライン事業者とともに、災対管理課は、区民総合相談窓口を開設し対応します。

避難行動要支援者への広聴は、災対保健福祉支援部が避難行動要支援者対策班を設置し行います。

(5) 記録の作成

災害発生時における被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料等として活用します。

第2 消防機関広報計画

1 広報活動

災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施します。

- (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (2) 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ
- (3) 火災及び震災、水災に関する情報（津波、高潮情報も含む）
- (4) 避難勧告または避難指示（緊急）等に関する情報
- (5) 救急告示医療機関等の診療情報
- (6) その他区民等が必要としている情報

2 広報手段

- (1) 消防車両及び消防艇等の拡声装置等による広報
- (2) 消防署・消防団及び町会の掲示板等への掲示等及び口頭による広報
- (3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- (4) 消防団員・東京消防庁災害時支援ボランティア・自主防災組織を介しての情報提供
- (5) インターネット（東京消防庁ホームページ）、ツイッター等による情報提供

3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたります。

第3 都交通局広報計画

1 お客様に対する災害時の広報計画

災害発生時には、まずお客様の人命を守るため他に優先して避難誘導を実施しなければなりません。避難誘導が適切に行えるよう駅係員及び、列車乗務員がそれぞれ放送装置等を活用して、お客様の不安感、動揺、混乱の防止に努めます。

第4 首都高速道路株式会社（首都高速道路）広報計画

お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、被害状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報を、又、安全で円滑な道路交通確保のため、道路の危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報を各種の道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等の各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅

速に提供します。

第5 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）広報計画

1 電話対応の強化

電話受付要員を増員し、利用者からの問合せに対応します。

2 地域広報

停電による社会不安の除去、また公衆感電事故や漏電による出火等を防止するため、速やかに区民に対する広報活動を行います。

広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報、さらに区との覚書に基づいた防災行政無線の活用を要請するなどの方法で行います。

第6 東京ガス株式会社（東京ガス）広報計画

1 広報内容

被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し

2 広報手段

テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及び**東京ガスのホームページや SNS**、インターネット等

3 広報活動内容

NHK 及び民放各社に「マイコンメーター復旧方法のビデオ」を配布しています。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復旧できる手順を案内します。

第7 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）広報計画

1 災害時における広報活動

(1) 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努めます。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信等により直接当該被災地に周知します。

(3) 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施します。

速に提供します。

第5 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）広報計画

1 電話対応の強化

電話受付要員を増員し、利用者からの問合せに対応します。

2 地域広報

停電による社会不安の除去、また公衆感電事故や漏電による出火等を防止するため、速やかに区民に対する広報活動を行います。

広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報、さらに区との覚書に基づいた防災行政無線の活用を要請するなどの方法で行います。

第6 東京ガス株式会社（東京ガス）広報計画

1 広報内容

被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し

2 広報手段

テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等

3 広報活動内容

NHK 及び民放各社に「マイコンメーター復旧方法のビデオ」を配布しています。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復旧できる手順を案内します。

第7 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）広報計画

1 災害時における広報活動

(1) 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努めます。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信等により直接当該被災地に周知します。

(3) 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施します。

該当部分	震災編第3部第8章第2節 避難指示等の発令
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
-----	-----

第2節 避難指示等の発令

第1 区の役割

区は、災害が発生するおそれがある場合に、**高齢者等避難**、**避難指示**を発令します。

警戒レベル	避難情報	区民等に求める行動
警戒 レベル 5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にすることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒 レベル 4	避難指示	危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒 レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者と障害のある人（その人の避難を支援する人を含む。）（以下「高齢者等」という。）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。


第2 避難指示等の発令権限

1 「災害対策基本法」第60条の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、区長は、必要と認める地域の**必要と認める居住者等**に対し、避難のための**立退き**を指示することができます。

第2節 避難指示（緊急）等の発令

第1 区の役割

区は、災害が発生するおそれがある場合に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令します。

緊急性	避難情報	区民等に求める行動
低  高	避難準備・高齢者等避難開始	区民等は自らの判断により、下記の行動をとる。 ・ 情報に注意を払い、立退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 要配慮者は、立退き避難ないし屋内での2階以上（津波の場合は3階以上）への垂直避難、などによる安全確保行動を開始する（避難行動の支援者は、支援行動を開始する。）。 </div>
	避難勧告	・ 立退き避難ないし屋内での2階以上（津波の場合は3階以上）への垂直避難、などにより、安全を確保する。
	避難指示（緊急）	・ 急を要する場合、未だ安全を確保していない区民等は、ただちに立退き避難ないし屋内での2階以上（津波の場合は3階以上）への垂直避難、などの、安全確保行動をとる。

第2 避難勧告等の発令権限

1 「災害対策基本法」第60条の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、区長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができます。また、避難

す。また、避難が必要になると見込まれる場合には、区長は予め**高齢者等避難を発令し、高齢者等に対しては避難行動を開始するよう呼びかけます。**

2 区長が上記の立退きを指示することができないとき、または区長から要求があったときは、同法第 61 条の規定に基づき、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き**または緊急安全確保措置**を指示することができます。

第3 津波災害に関する**避難指示等**の発令基準及び対象地域

1 津波災害に関する**避難指示等**の発令基準

避難指示	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・ 津波注意報が発表された場合（ただし、警報発表時よりも対象地域を限定する。） ・ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
-------------	---

2 津波災害に関する**避難指示等**の対象地域

① 大津波警報が発表された場合

区内全域

② 津波警報が発表された場合

区が独自に実施した津波シミュレーションにおける「元禄型関東地震（マグニチュード8.2）」が発生し、防潮施設（防潮堤、水門）が機能せず、液状化により50cmの地盤沈下が発生した場合の浸水区域（津波ハザードマップで示す区域）を含む町丁目

③ 津波注意報が発表された場合

お台場海浜公園内（砂浜）

第4 **避難指示等**の発令時の区と防災関係機関の連携

1 区長は、**避難指示等**を発令する際には、原則として、事前に警察署長及び消防署長に通知します。

2 火災の発生、津波の来襲、土砂災害等の危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認められるとき、または区長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行います。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知します。

3 消防署は、区長の要請により、消防署員及び消防団員が居住者等の避難誘導を行います。

第5 **避難指示等**の発令基準や対象地域、避難行動の周知

区は**避難指示等**の発令基準や避難行動について、あらかじめ、その対象となる地域の区民等に周知します。周知にあたっては、ハザードマップ等を活用します。

第6 **避難指示等**の伝達

避難指示等の伝達は、第2部第9章情報連絡体制に定める伝達方法に準じ、防災行政無線の活用及び警察署、消防署、消防団、防災住民組織、または町会・自治会等の協力を得て、当該地域の区民等に迅速に伝達

が必要になると見込まれる場合には、区長は予め避難準備・高齢者等避難開始を発令し、居住者等に避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対しては避難行動を開始するよう呼びかけます。

2 区長が上記の立退きを指示することができないとき、または区長から要求があったときは、同法第 61 条の規定に基づき、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができます。

第3 津波災害に関する避難指示（緊急）等の発令基準及び対象地域

1 津波災害に関する避難指示（緊急）等の発令基準

緊急性	避難情報	区民等に求める行動
緊急性 ↓ 高	避難準備・高齢者等避難開始	（津波災害は避難指示（緊急）のみ発令する。）
	避難勧告	
	避難指示（緊急）	下記のいずれかの場合に、発令する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・ 津波注意報が発表された場合（ただし、警報発表時よりも対象地域を限定する。）

2 津波災害に関する避難指示（緊急）等の対象地域

① 大津波警報が発表された場合

区内全域

② 津波警報が発表された場合

区が独自に実施した津波シミュレーションにおける「元禄型関東地震（マグニチュード8.2）」が発生し、防潮施設（防潮堤、水門）が機能せず、液状化により50cmの地盤沈下が発生した場合の浸水区域（津波ハザードマップで示す区域）を含む町丁目

③ 津波注意報が発表された場合

お台場海浜公園内（砂浜）

第4 避難指示（緊急）等の発令時の区と防災関係機関の連携

1 区長は、避難指示（緊急）等が発令する際には、原則として、事前に警察署長及び消防署長に通知します。

2 火災の発生、津波の来襲、土砂災害等の危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認められるとき、または区長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行います。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知します。

3 消防署は、区長の要請により、消防署員及び消防団員が居住者等の避難誘導を行います。

第5 避難指示（緊急）等の発令基準や対象地域、避難行動の周知

区は避難指示（緊急）等の発令基準や避難行動について、あらかじめ、その対象となる地域の区民等に周知します。周知にあたっては、ハザードマップ等を活用します。

第6 避難指示（緊急）等の伝達

避難指示（緊急）等の伝達は、第2部第9章情報連絡体制に定める伝達方法に準じ、防災行政無線の活用及

します。

【区民等の適切な避難につなげるための区取組】

(平時)

ハザードマップ等により、**避難指示等**の発令基準、対象地域、避難行動を周知

(災害が発生するおそれがあるとき)

様々な手段により、避難情報を迅速に伝達

区民等の適切な避難の実現

び警察署、消防署、消防団、防災住民組織、または町会・自治会等の協力を得て、当該地域の区民等に迅速に伝達します。

【区民等の適切な避難につなげるための区取組】

(平時)

ハザードマップ等により、避難勧告等の発令基準、対象地域、避難行動を周知

(災害が発生するおそれがあるとき)

様々な手段により、避難情報を迅速に伝達

区民等の適切な避難の実現

該当部分	震災編第3部第8章第3節 避難・誘導
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第3節 避難・誘導</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 避難誘導</p> <p>2 避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認</p> <p>3 区民避難場所（地域防災拠点）におけるトイレ機能の確保</p> <p>4 避難指示等の発令</p> <p>第2 避難・誘導計画</p> <p>1 事前避難</p> <p>区の地域に津波警報等が発表され、区民等の避難が必要になった場合には、区は、防災行政無線放送等を通じて、要避難者に対し、指定した避難場所への避難を指示します。</p> <p>2 発災時の避難・誘導</p> <p>(1) 区</p> <p>区民等が避難しなければならない事態に至った場合に区は、防災行政無線放送及び港区避難所開設状況システムを通じて、要避難者があらかじめ選定した地域集合場所に集合し、集団を形成した上で避難所等に避難するよう誘導します。</p> <p>(2) 警察署</p> <p>地域集合場所に集合した区民、事業所等の班長・管理者等のリーダーを中心に編成した集団単位で、指定された避難所等に避難させます。</p> <p>この場合、病人、高齢者、障害者等の要配慮者は優先して避難させます。</p> <p>避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行います。</p> <p>火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区民・事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じます。</p> <p>避難場所においては、所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努めます。</p> <p>(3) 消防署</p> <p>港区災害対策本部長等から区民に対して、避難のための指示または勧告が行われた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、防災関係機関と連携し、当該避難の指示または勧告の伝達を行います。</p> <p>①避難の勧告または指示が出された場合には、災害の規模、気象状況、道路橋りょうの状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区等に通報します。</p> <p>②避難が開始された場合は、消防団と協力し、避難指導を行います。</p> <p>③避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難道路、避難場所の安全確保に努めます。</p>	<p>第3節 避難・誘導</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 避難誘導</p> <p>2 避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認</p> <p>3 区民避難場所（地域防災拠点）におけるトイレ機能の確保</p> <p>4 避難勧告等の発令</p> <p>第2 避難・誘導計画</p> <p>1 事前避難</p> <p>区の地域に津波警報等が発表され、区民等の避難が必要になった場合には、区は、防災行政無線放送等を通じて、要避難者に対し、指定した避難場所への避難を指示します。</p> <p>2 発災時の避難・誘導</p> <p>(1) 区</p> <p>区民等が避難しなければならない事態に至った場合に区は、防災行政無線放送等を通じて、要避難者があらかじめ選定した地域集合場所に集合し、集団を形成した上で避難所等に避難するよう誘導します。</p> <p>(2) 警察署</p> <p>地域集合場所に集合した区民、事業所等の班長・管理者等のリーダーを中心に編成した集団単位で、指定された避難所等に避難させます。</p> <p>この場合、病人、高齢者、障害者等の要配慮者は優先して避難させます。</p> <p>避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行います。</p> <p>火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、区民・事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じます。</p> <p>避難場所においては、所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努めます。</p> <p>(3) 消防署</p> <p>港区災害対策本部長等から区民に対して、避難のための指示または勧告が行われた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、防災関係機関と連携し、当該避難の指示または勧告の伝達を行います。</p> <p>①避難の勧告または指示が出された場合には、災害の規模、気象状況、道路橋りょうの状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区等に通報します。</p> <p>②避難が開始された場合は、消防団と協力し、避難指導を行います。</p> <p>③避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難道路、避難場所の安全確保に努めます。</p>

3 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の通信確保

区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、NTT 東日本は、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に避難した区民等の通信を確保するため、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に特設公衆電話（事前設置）の設置を推進しています。

避難所ごとの設置台数は、震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-8-1 特設公衆電話（事前設置）場所 参照）

4 広域避難場所への職員の配置

広域避難場所への職員の派遣については、1 広域避難場所あたり5～10 人程度とします。

3 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の通信確保

区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、NTT 東日本は、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に避難した区民等の通信を確保するため、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に特設公衆電話（事前設置）の設置を推進しています。

避難所ごとの設置台数は、震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-8-1 特設公衆電話（事前設置）場所 参照）

4 広域避難場所への職員の配置

広域避難場所への職員の派遣については、1 広域避難場所あたり5～10 人程度とします。

該当部分	震災編第3部第8章第4節 区民避難所(地域防災拠点)及び福祉避難所
機関名	港区(高齢者支援課、防災課、人権・男女平等参画担当)

修正案	現 行
<p>第4節 区民避難所(地域防災拠点)及び福祉避難所</p> <p>第1 区役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所(地域防災拠点)を開設します。 2 福祉避難所を開設します。 3 区民避難所(地域防災拠点)、福祉避難所の運営等対策を実施します。 4 区民避難所(地域防災拠点)が不足する場合、野外等に受入施設を開設します。 5 食料・生活必需品等を供給します。 6 区民に対する健康相談を実施します。 7 飲料水の安全確保を実施します。 8 食品の安全確保を実施します。 9 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導を実施します。 10 区民避難所(地域防災拠点)におけるトイレ機能を確保します。 11 公衆浴場の確保及び区民への情報提供を行います。 12 感染症予防についての避難者への周知、患者発生時の感染拡大防止対策を実施します。 13 区民避難所(地域防災拠点)における防火安全性を確保します。 14 区民避難所(地域防災拠点)における飼養動物(ペット)の飼養場所の確保及び適正飼養の指導等を行います。 15 区民避難所(地域防災拠点)における飼養動物(ペット)の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行います。 <p>第2 区民避難所(地域防災拠点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所(地域防災拠点)の開設 災害発生後、港区災害対策本部は開設する区民避難所(地域防災拠点)を指定し、各災対地区本部に対し、開設を要請します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 港区災害対策本部長は、区民避難所(地域防災拠点)を開設した場合は直ちに都災害対策本部長に報告するとともに、防災関係機関に連絡します。また、都福祉保健局への報告は原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行います。 (2) 各災対地区本部長は、港区災害対策本部長から区民避難所(地域防災拠点)への職員派遣の指令を受けた場合、直ちに職員を派遣します。 (3) 区民避難所(地域防災拠点)は、耐震、耐火造の施設とし、原則として震災資料編に掲げる「区民避難所(地域防災拠点)、福祉避難所一覧表」の中から、応急危険度判定を実施した上で、倒壊等危険のおそれがないことを確認し、開設します。 <p style="text-align: center;">(震災資料編 震2-10-3 区民避難所(地域防災拠点)、福祉避難所一覧表 参照)</p>	<p>第4節 区民避難所(地域防災拠点)及び福祉避難所</p> <p>第1 区役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所(地域防災拠点)を開設します。 2 福祉避難所を開設します。 3 区民避難所(地域防災拠点)、福祉避難所の運営等対策を実施します。 4 区民避難所(地域防災拠点)が不足する場合、野外に受入施設を開設します。 5 食料・生活必需品等を供給します。 6 区民に対する健康相談を実施します。 7 飲料水の安全確保を実施します。 8 食品の安全確保を実施します。 9 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導を実施します。 10 区民避難所(地域防災拠点)におけるトイレ機能を確保します。 11 公衆浴場の確保及び区民への情報提供を行います。 12 感染症予防についての避難者への周知、患者発生時の感染拡大防止対策を実施します。 13 区民避難所(地域防災拠点)における防火安全性を確保します。 14 区民避難所(地域防災拠点)における飼養動物(ペット)の飼養場所の確保及び適正飼養の指導等を行います。 15 区民避難所(地域防災拠点)における飼養動物(ペット)の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行います。 <p>第2 区民避難所(地域防災拠点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所(地域防災拠点)の開設 災害発生後、港区災害対策本部は開設する区民避難所(地域防災拠点)を指定し、各災対地区本部に対し、開設を要請します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 港区災害対策本部長は、区民避難所(地域防災拠点)を開設した場合は直ちに都災害対策本部長に報告するとともに、防災関係機関に連絡します。また、都福祉保健局への報告は原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行います。 (2) 各災対地区本部長は、港区災害対策本部長から区民避難所(地域防災拠点)への職員派遣の指令を受けた場合、直ちに職員を派遣します。 (3) 区民避難所(地域防災拠点)は、耐震、耐火造の施設とし、原則として震災資料編に掲げる「区民避難所(地域防災拠点)、福祉避難所一覧表」の中から、応急危険度判定を実施した上で、倒壊等危険のおそれがないことを確認し、開設します。 <p style="text-align: center;">(震災資料編 震2-10-3 区民避難所(地域防災拠点)、福祉避難所一覧表 参照)</p>

なお、区民避難所（地域防災拠点）の開設、縮小、閉鎖に当たっては、学校教育の確保について配慮します。

(4) 何らかの事情により区民避難所（地域防災拠点）が開設されない場合または区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合には、必要に応じて上記以外の施設を指定し、区民避難所（地域防災拠点）とします。また、状況により、一時的に被災者を収容するため、野外に収容施設を設置します。

(5) 区民避難所（地域防災拠点）の開設状況は、港区ホームページや港区避難所開設状況システムにより区民に周知します。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区民避難所（地域防災拠点）が密な状態とならないよう、港区避難所開設状況システムにおいて収容人数と実際の避難者数を適時発信します。

(6) 区民避難所（地域防災拠点）の収容人数が超過した場合または超過する恐れがある場合は、避難者を他の区民避難所（地域防災拠点）へ誘導します。

2 収容基準

(1) 区民避難所（地域防災拠点）の収容基準は、原則、避難スペース1人当たり1.65㎡ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、概ね1人当たり居室6㎡へ拡大しています。

(2) 港区の区民避難所（地域防災拠点）の収容可能人員は、震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」のとおりです。

（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）

3 区民避難所（地域防災拠点）に収容する被災者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

住家が被害を受け居住の場所を失った者

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

①避難勧告及び避難指示（緊急）等の対象区域に居住する者

②避難勧告及び避難指示（緊急）等は発せられないが緊急に避難することが必要である者

4 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

(1) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

区民避難所（地域防災拠点）に配置する職員は、各災対地区本部の所属職員の中から充当します。該当職員には区民避難所（地域防災拠点）及び出勤方法、任務等について説明し、周知徹底します。

(2) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員数

区民避難所（地域防災拠点）配置人員は、区民避難所（地域防災拠点）の規模に応じて1か所あたり2～5人程度とし、新型コロナウイルス感染症対策が必要であることを踏まえ、できる限り余裕を持った配置とします。配置に際し、各災対地区本部の区民避難所（地域防災拠点）担当課の職員のみでは充当が困難なときには、災対各部の応援職員をもって充当します。

5 区民避難所（地域防災拠点）の運営

区民避難所（地域防災拠点）は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅避難者）による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。

(1) 区民避難所（地域防災拠点）は、区職員と地域防災協議会を中心とした区民からなる運営会議によって運営します。

(2) 区民避難所（地域防災拠点）への指示命令は、各災対地区本部が行います。

なお、区民避難所（地域防災拠点）の開設、縮小、閉鎖に当たっては、学校教育の確保について配慮します。

(4) 何らかの事情により区民避難所（地域防災拠点）が開設されない場合または区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合には、必要に応じて上記以外の施設を指定し、区民避難所（地域防災拠点）とします。また、状況により、一時的に被災者を収容するため、野外に収容施設を設置します。

(5) 区民避難所（地域防災拠点）は、災害による家屋倒壊等の被害を受けた区民を受け入れることとします。

2 収容基準

(1) 区民避難所（地域防災拠点）の収容基準はおおむね居室3.3㎡当り2人（都基準）とします。

(2) 港区の区民避難所（地域防災拠点）の収容可能人員は、震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」のとおりです。

（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）

3 区民避難所（地域防災拠点）に収容する被災者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

住家が被害を受け居住の場所を失った者

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

①避難勧告及び避難指示（緊急）等の対象区域に居住する者

②避難勧告及び避難指示（緊急）等は発せられないが緊急に避難することが必要である者

4 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

(1) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

区民避難所（地域防災拠点）に配置する職員は、各災対地区本部の所属職員の中から充当します。該当職員には区民避難所（地域防災拠点）及び出勤方法、任務等について説明し、周知徹底します。

(2) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員数

区民避難所（地域防災拠点）配置人員は、1区民避難所（地域防災拠点）あたり2～5人程度とします。配置に際し、各災対地区本部の区民避難所（地域防災拠点）担当課の職員のみでは充当が困難なときには、災対各部の応援職員をもって充当します。

5 区民避難所（地域防災拠点）の運営

運営は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅被災者）による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。なお、運営方法は、「港区避難所運営マニュアル」を基本に、女性や要配慮者に対する視点も取り入れながら進めます。

(1) 避難所運営訓練などを予め行い、妊産婦や乳幼児等の要配慮者にも配慮した避難所の運営を行います。

(3) 区民避難所（地域防災拠点）の運営に当たっては、「港区避難所運営マニュアル」を基本とし、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者に十分に配慮するとともに、女性や性的マイノリティの視点を反映した運営とします。

(4) 区民避難所（地域防災拠点）の運営に当たっては、「避難所における感染症対策マニュアル」に基づき、感染症対策を徹底します。

6 区民避難所（地域防災拠点）における任務

(1) 区民避難所（地域防災拠点）の開設及び閉鎖

(2) 収容者の受付

(3) 収容者の班編成

適当な人員（約30名程度）ごとに班を編成し、班長を定めます。班長は連絡その他、区職員の業務に協力します。

(4) 収容

(3)によって編成された班を適当数まとめ、体育館等一定の場所に収容します。また、高齢者を含む男女別への配慮などによるプライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親等への配慮を行い、被災者の性別等も踏まえ更衣室や授乳室の確保に努めます。

(5) 物資の受払

区民避難所（地域防災拠点）に配布された食料品等物資の受払

(6) 記録

①記録事項は次のとおりです。

- ア 避難所収容台帳 (様式1)
- イ 避難所応急名簿 (様式2)
- ウ 避難者名(世帯用) (様式3)
- エ 収容者名簿 (様式4)
- オ 物品受払簿 (様式5)
- カ 収容状況調書 (様式6)
- キ 救助物資等支給状況調書 (様式7)
- ク 避難所日誌 (様式8)
- ケ その他

(震災資料編 震3-8-2 避難所運営(様式) 参照)

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

(7) 報告

区民避難所（地域防災拠点）配置職員は、設置されている地区の災対地区本部長に、次の事項を報告します。

①区民避難所（地域防災拠点）の開設（閉鎖）報告

②区民避難所（地域防災拠点）状況報告 8時、12時、18時

③給食

見込人員 朝食 昼食 夕食

済人員 // // //

④その他随時状況により報告をします。

(2) 区民避難所（地域防災拠点）は区職員と避難民からなる運営会議によって運営します。

(3) 区民避難所（地域防災拠点）への指示命令は、各災対地区本部が行います。

6 区民避難所（地域防災拠点）における任務

(1) 区民避難所（地域防災拠点）の開設及び閉鎖

(2) 収容者の受付

(3) 収容者の班編成

適当な人員（約30名程度）ごとに班を編成し、班長を定めます。班長は連絡その他、区職員の業務に協力します。

(4) 収容

(3)によって編成された班を適当数まとめ、体育館等一定の場所に収容します。また、高齢者を含む男女別への配慮などによるプライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親等への配慮を行い、被災者の性別も踏まえ更衣室や授乳室の確保に努めます。

(5) 物資の受払

区民避難所（地域防災拠点）に配布された食料品等物資の受払

(6) 記録

①記録事項は次のとおりです。

- ア 避難所収容台帳 (様式1)
- イ 避難所応急名簿 (様式2)
- ウ 避難者名(世帯用) (様式3)
- エ 収容者名簿 (様式4)
- オ 物品受払簿 (様式5)
- カ 収容状況調書 (様式6)
- キ 救助物資等支給状況調書 (様式7)
- ク 避難所日誌 (様式8)
- ケ その他

(震災資料編 震3-8-2 避難所運営(様式) 参照)

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

(7) 報告

区民避難所（地域防災拠点）配置職員は、設置されている地区の災対地区本部長に、次の事項を報告します。

①区民避難所（地域防災拠点）の開設（閉鎖）報告

②区民避難所（地域防災拠点）状況報告 8時、12時、18時

③給食

見込人員 朝食 昼食 夕食

済人員 // // //

④その他随時状況により報告をします。

7 区民避難所（地域防災拠点）における動物の適正な飼養

災害時には、負傷または逸走する動物が多数生じると同時に、多くの飼養動物（ペット）が飼い主とともに区民避難所（地域防災拠点）に同行避難してくることが予想されます。「区民避難所におけるペット対応マニュアル」に基づき、区民避難所（地域防災拠点）における飼養場所を確保します。

また、公益社団法人東京都獣医師会中央支部の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持にも努めます。

8 相談やこころのケアができる体制

港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を開設します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回し、避難者のこころのケアを行います。

9 その他

（1）避難所における物資の配給方法等

食料等物資の配給は、班長を通じて各班ごとに行います。

（2）給食内容及び方法

原則として、乾パン・ビスケット（1・2食目） → アルファ化米（3～9食目） → 米飯（それ以降）の順に行います。

以後、漸次可能な限り米飯の炊き出しによる給食を行うものとします。

また、おかゆ等については、高齢者等に対して優先的に給食します。

（3）情報提供

区民避難所（地域防災拠点）に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

（4）支援物資の提供

区民避難所（地域防災拠点）を地域の防災拠点とし、避難者の他、区民避難所（地域防災拠点）に避難していない在宅避難者等の被災者についても支援物資の提供を行います。

（5）避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

区民避難所（地域防災拠点）での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第3 福祉避難所

1 福祉避難所の開設

避難行動要支援者のほか、区民避難所（地域防災拠点）で生活することが事実上困難な人（介護等のケアが必要な高齢者や障害者等）について、安否確認ののち、介護サービスの維持と必要な生活物資の配送等の支援を行うため、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が行い、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害保健福祉センター等の福祉避難所を施設職員が開設し、介護等（医療行為を除く）の必要なサービスを提供します。

避難方法について、個別支援計画に基づき、関係機関(医師、看護師、高齢者相談センター管理者、介護事業者等)と情報交換します。

2 福祉避難所への指示命令

福祉避難所への指示命令は、災対高齢者支援課、災対障害者福祉課が行うこととし、優先度の高い高齢者や障害者等のデータを活用して、必要な支援を行います。

7 区民避難所（地域防災拠点）における動物の適正な飼養

災害時には、負傷または逸走する動物が多数生じると同時に、多くの飼養動物（ペット）が飼い主とともに区民避難所（地域防災拠点）に同行避難してくることが予想されます。「区民避難所におけるペット対応マニュアル」に基づき、区民避難所（地域防災拠点）における飼養場所を確保します。

また、公益社団法人東京都獣医師会中央支部の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持にも努めます。

8 相談やこころのケアができる体制

港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を開設します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回し、避難者のこころのケアを行います。

9 その他

（1）避難所における物資の配給方法等

食料等物資の配給は、班長を通じて各班ごとに行います。

（2）給食内容及び方法

原則として、乾パン・ビスケット（1・2食目） → アルファ化米（3～9食目） → 米飯（それ以降）の順に行います。

以後、漸次可能な限り米飯の炊き出しによる給食を行うものとします。

また、おかゆ等については、高齢者等に対して優先的に給食します。

（3）情報提供

区民避難所（地域防災拠点）に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

（4）支援物資の提供

区民避難所（地域防災拠点）を地域の防災拠点とし、避難者の他、区民避難所（地域防災拠点）に避難していない在宅避難者等の被災者についても支援物資の提供を行います。

（5）避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

区民避難所（地域防災拠点）での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第3 福祉避難所

1 福祉避難所の開設

避難行動要支援者のほか、区民避難所（地域防災拠点）で生活することが事実上困難な人（介護等のケアが必要な高齢者や障害者等）について、安否確認ののち、介護サービスの維持と必要な生活物資の配送等の支援を行うため、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が行い、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害保健福祉センター等の福祉避難所を施設職員が開設し、介護等（医療行為を除く）の必要なサービスを提供します。

2 福祉避難所への指示命令

福祉避難所への指示命令は、災対高齢者支援課、災対障害者福祉課が行うこととし、優先度の高い高齢者や障害者等のデータを活用して、必要な支援を行います。

3 福祉避難所の運営

運営は、福祉避難所に指定されている施設職員が主体的に運営することを基本とします。なお、運営方

3 福祉避難所の運営

福祉避難所は、当該施設の職員が主体となって運営することを基本とします。なお、福祉避難所の施設職員は、災害時に施設入居者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

福祉避難所の運営が円滑に行われるよう「福祉避難所運営マニュアル」を整備します。

4 福祉避難所における任務

- (1) 福祉避難所の開設及び閉鎖
- (2) 収容者の受付
- (3) 収容

施設入所者とは別に、避難者を収容します。また、高齢者や障害者等への配慮などによるプライバシーの確保に努めます。

- (4) 物資の受払

福祉避難所に配布された食料品等物資の受払

- (5) 記録

①記録事項は次のとおりです。

- ア 避難所収容台帳 (様式1)
- イ 避難所応急名簿 (様式2)
- ウ 避難者名(世帯用) (様式3)
- エ 収容者名簿 (様式4)
- オ 物品受払簿 (様式5)
- カ 収容状況調書 (様式6)
- キ 救助物資等支給状況調書 (様式7)
- ク 避難所日誌 (様式8)
- ケ その他

(震災資料編 震3-8-2 避難所運営(様式) 参照)

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

- (6) 報告

福祉避難所の責任者は、高齢者施設は災対高齢者支援課長に、障害者施設は災対障害者福祉課長に、次の事項を報告します。

- ①福祉避難所の開設(閉鎖)報告
- ②福祉避難所の状況報告 8時、12時、18時
- ③給食
見込人員 朝食 昼食 夕食
済人員 // // //
- ④その他随時状況により報告をします。

5 相談やこころのケアができる体制

福祉避難所に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行います。

6 避難者への介護サービスの実施体制

法は、「港区避難所運営マニュアル」を基本に進めます。

今後、「福祉避難所運営マニュアル」を策定し、効果的な運営方法等の検証を進めます。

4 福祉避難所における任務

- (1) 福祉避難所の開設及び閉鎖
- (2) 収容者の受付
- (3) 収容

施設入所者とは別に、避難者を収容します。また、高齢者や障害者等への配慮などによるプライバシーの確保に努めます。

- (4) 物資の受払

福祉避難所に配布された食料品等物資の受払

- (5) 記録

①記録事項は次のとおりです。

- ア 避難所収容台帳 (様式1)
- イ 避難所応急名簿 (様式2)
- ウ 避難者名(世帯用) (様式3)
- エ 収容者名簿 (様式4)
- オ 物品受払簿 (様式5)
- カ 収容状況調書 (様式6)
- キ 救助物資等支給状況調書 (様式7)
- ク 避難所日誌 (様式8)
- ケ その他

(震災資料編 震3-8-2 避難所運営(様式) 参照)

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

- (6) 報告

福祉避難所の責任者は、高齢者施設は災対高齢者支援課長に、障害者施設は災対障害者福祉課長に、次の事項を報告します。

- ①福祉避難所の開設(閉鎖)報告
- ②福祉避難所の状況報告 8時、12時、18時
- ③給食
見込人員 朝食 昼食 夕食
済人員 // // //
- ④その他随時状況により報告をします。

5 相談やこころのケアができる体制

福祉避難所に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行います。

6 避難者への介護サービスの実施体制

福祉避難所施設職員のほか、災害時協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における入浴介護やリハビリテーションなどの介護サービスを実施することで、避難者への支援を強化します。

7 その他

(1) 物資等の配給方法等

食料等物資の配給は、避難者の状況を勘案しながら施設長を通じて、施設職員や専門知識をもつ職員が行います。

(2) 情報提供

福祉避難所に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

(3) 感染症対策

福祉避難所の運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を徹底します。

(4) 避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

福祉避難所での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第4 開設期間

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の開設期間は原則として7日以内とします。

ただし、7日以内に区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の閉鎖が困難な時は、事前に厚生労働大臣と協議し、開設期間を延長します。

福祉避難所施設職員のほか、災害時協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における入浴介護やリハビリテーションなどの介護サービスを実施することで、避難者への支援を強化します。

7 その他

(1) 物資等の配給方法等

食料等物資の配給は、避難者の状況を勘案しながら施設長を通じて、施設職員や専門知識をもつ職員が行います。

(2) 情報提供

福祉避難所に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

(3) 避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

福祉避難所での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第4 開設期間

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の開設期間は原則として7日以内とします。

ただし、7日以内に区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の閉鎖が困難な時は、事前に厚生労働大臣と協議し、開設期間を延長します。

該当部分	震災編第3部第9章第1節 災害時の対応
機関名	港区（高齢者支援課、障害者福祉課）

修正案	現 行
<p>第1節 災害時の対応</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 要配慮者や支援関係者等に対し避難指示等を伝達します。 避難誘導を実施します。 要配慮者に関する情報収集、安否確認を行います。 <p>第2 時間経過別の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難指示等発令後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 情報の提供 事前に整備している情報伝達手段を活用し、高齢者等避難、避難指示等を伝達します。 支援体制の確認 各所管において、予め構築している支援体制の確認を行うとともに各支援関係者に対し支援準備態勢をとるよう連絡を行います。 発災直後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者対策室の設置 港区災害対策本部設置後、避難行動要支援者の対策については、災対保健福祉課が対策室の指揮をとり、災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対みなと保健所と連携して対応します。 避難行動要支援者の安否確認 発災直後、避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者に対し予め定められた支援者が安否確認等に向かいます。 また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者に対しては、発災直後だけでなく、継続的に安否確認を行います。 福祉施設からの情報収集や福祉避難所の開設 高齢・障害者施設や保育園等の福祉施設について、災害発生直後から情報収集・連絡を行い、迅速に支援します。 また、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対保健福祉課へ行き、災害対策本部と協議の上、福祉避難所の開設及び運営の指示命令を行います。 発災数日後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 区民避難所（地域防災拠点）から福祉避難所、医療機関等への搬送 避難所生活では、十分な医療的対応や介護サービス等が受けられないため、避難所生活が困難な要配慮者については、福祉避難所や医療機関への搬送を行います。 その際には、避難所運営に当たっている地域防災協議会や災害ボランティア、災対地区本部、災対みなと保健所等が連携し搬送にあたります。 福祉避難所生活の支援 	<p>第1節 災害時の対応</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 要配慮者や支援関係者等に対し避難勧告・避難指示（緊急）を伝達します。 避難誘導を実施します。 要配慮者に関する情報収集、安否確認を行います。 <p>第2 時間経過別の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難勧告等発令後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 情報の提供 事前に整備している情報伝達手段を活用し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を伝達します。 支援体制の確認 各所管において、予め構築している支援体制の確認を行うとともに各支援関係者に対し支援準備態勢をとるよう連絡を行います。 発災直後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者対策室の設置 港区災害対策本部設置後、避難行動要支援者の対策については、災対保健福祉課が対策室の指揮をとり、災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対みなと保健所と連携して対応します。 避難行動要支援者の安否確認 発災直後、避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者に対し予め定められた支援者が安否確認等に向かいます。 また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者に対しては、発災直後だけでなく、継続的に安否確認を行います。 福祉施設からの情報収集や福祉避難所の開設 高齢・障害者施設や保育園等の福祉施設について、災害発生直後から情報収集・連絡を行い、迅速に支援します。 また、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対保健福祉課へ行き、災害対策本部と協議の上、福祉避難所の開設及び運営の指示命令を行います。 発災数日後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 区民避難所（地域防災拠点）から福祉避難所、医療機関等への搬送 避難所生活では、十分な医療的対応や介護サービス等が受けられないため、避難所生活が困難な要配慮者については、福祉避難所や医療機関への搬送を行います。 その際には、避難所運営に当たっている地域防災協議会や災害ボランティア、災対地区本部、災対みなと保健所等が連携し搬送にあたります。

福祉避難所生活を送る要配慮者一人ひとりのニーズを把握し、寒暖対策、高齢・障害者用の食事、衛生の確保等に配慮します。

(3) 在宅生活の支援

災対保健福祉支援部が中心となり、福祉関係事業者等に協力の要請をし、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者を定期的に訪問して安否の確認及び情報提供等を行います。

(4) 相談窓口の設置

福祉避難所等に要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者のニーズを把握します。また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者のために、災対保健福祉支援部内に相談窓口を設置します。

4 支援関係者の安全確保

災害時の対応に当たっては、支援関係者は本人や家族等の安全確保を第一とし、二次災害等に遭わないように自身の安全確保に努めながら要配慮者を支援するよう周知します。

(2) 福祉避難所生活の支援

福祉避難所生活を送る要配慮者一人ひとりのニーズを把握し、寒暖対策、高齢者用の食事、衛生の確保等に配慮します。

(3) 在宅生活の支援

災対保健福祉支援部が中心となり、福祉関係事業者等に協力の要請をし、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者を定期的に訪問して安否の確認及び情報提供等を行います。

(4) 相談窓口の設置

福祉避難所等に要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者のニーズを把握します。また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者のために、災対保健福祉支援部内に電話相談窓口を設置します。

4 支援関係者の安全確保

災害時の対応に当たっては、支援関係者は本人や家族等の安全確保を第一とし、二次災害等に遭わないように自身の安全確保に努めながら要配慮者を支援するよう周知します。

該当部分	震災編第3部第11章第1節 医療救護等活動計画
機関名	港区（保健予防課）

修正案	現行
-----	----

第1節 医療救護等活動計画
 これまでの医療救護活動は、発災後72時間を境界とした2区分でしたが、東日本大震災を踏まえて、6区分にフェーズを細分化して、傷病者や医療資源の状況等にあわせた医療救護活動を行います。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

旧区分	新区分	想定される状況
1 初動期	0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
	1 超急性期 (6～72時間)	救出された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 初動期以降	2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
	3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
	4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
	5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

災害時における医療救護の流れは、次のとおりです。

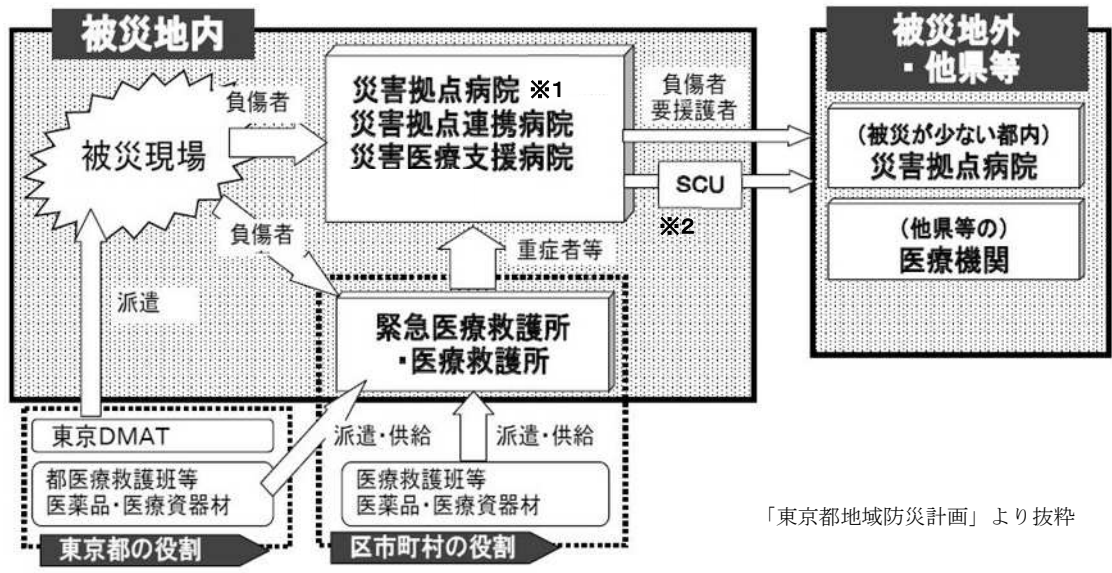


図3-11-1 災害時医療救護の流れ

※1 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れます。
 災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患対応、その他医療救護活動を行います。
 ※2 SCUとは、域内に対応できない傷病者を広域に搬送するに当たり、長時間搬送に必要な処置等を行うため、

第1節 医療救護等活動計画
 これまでの医療救護活動は、発災後72時間を境界とした2区分でしたが、東日本大震災を踏まえて、6区分にフェーズを細分化して、傷病者や医療資源の状況等にあわせた医療救護活動を行います。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

旧区分	新区分	想定される状況
1 初動期	0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
	1 超急性期 (6～72時間)	救出された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 初動期以降	2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
	3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
	4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
	5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

災害時における医療救護の流れは、次のとおりです。

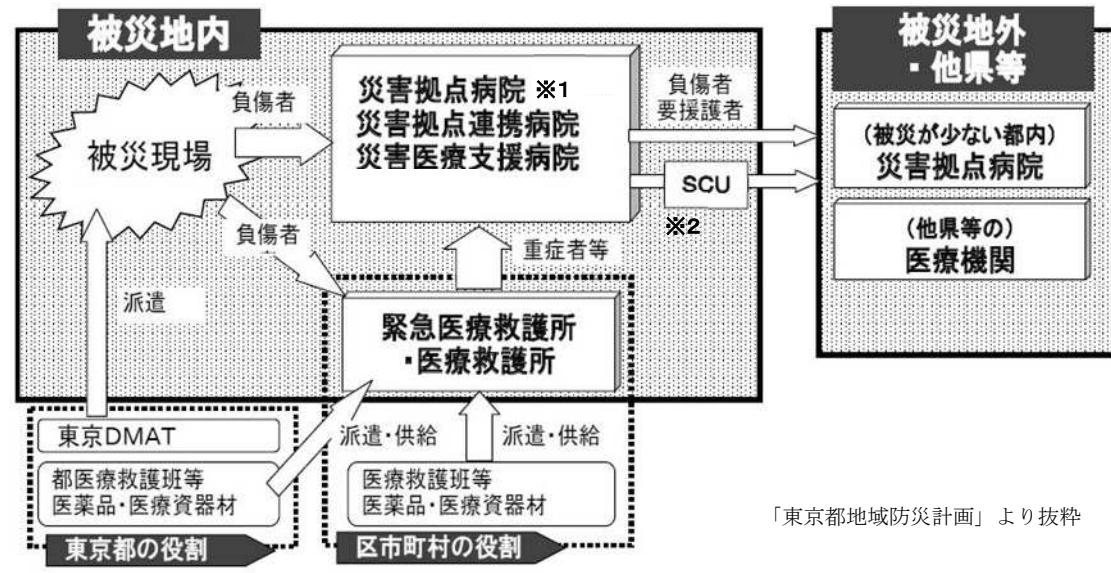


図3-11-1 災害時医療救護の流れ

※1 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れます。
 災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患対応、その他医療救護活動を行います。
 ※2 SCUとは、域内に対応できない傷病者を広域に搬送するに当たり、長時間搬送に必要な処置等を行うため、

広域搬送拠点に設けられる臨時医療施設をいいます。
港区の災害時における医療救護の連携体制は、次のとおりです。

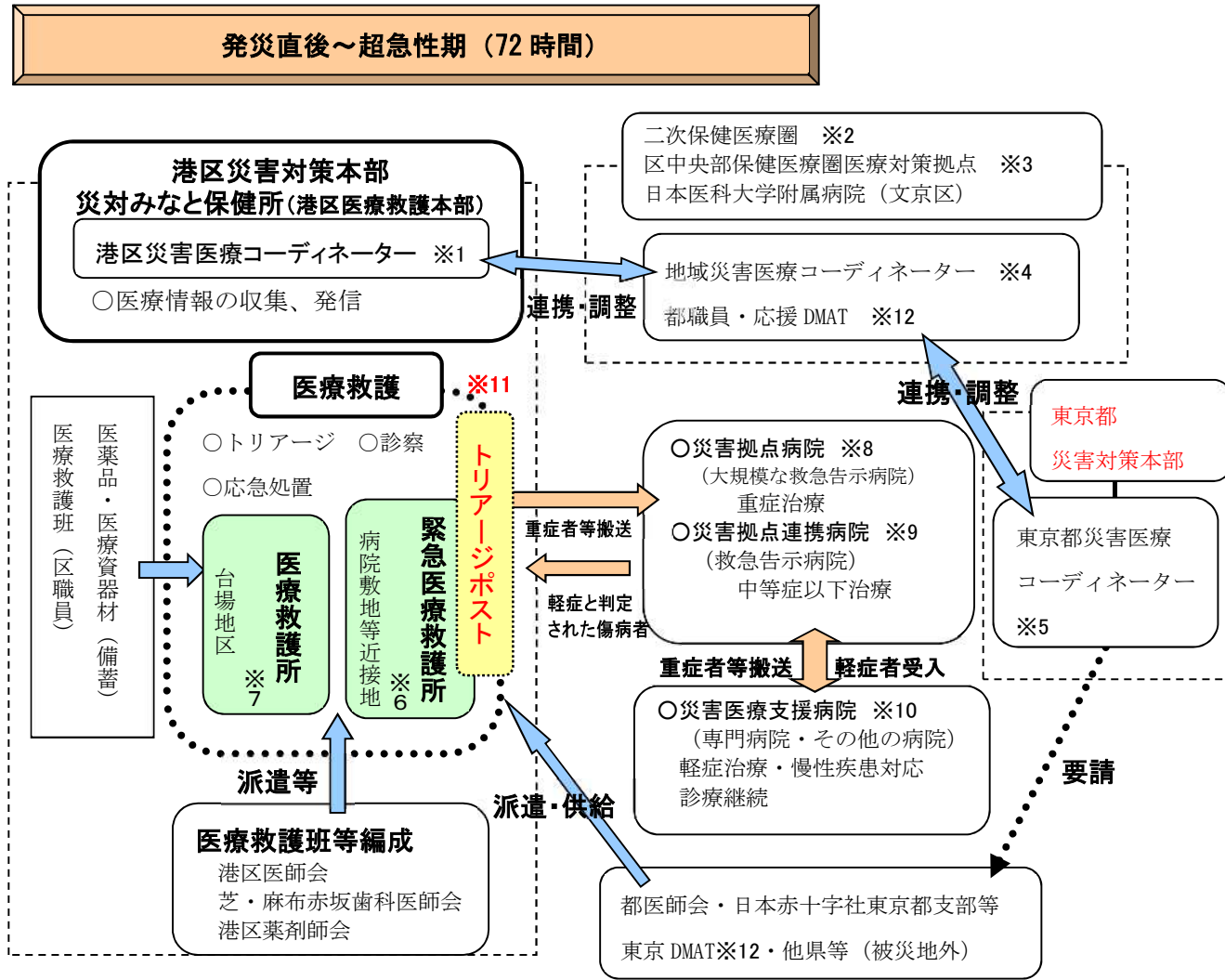


図3-11-2 医療救護の連携体制(発災直後～超急性期(72時間))

広域搬送拠点に設けられる臨時医療施設をいいます。
港区の災害時における医療救護の連携体制は、次のとおりです。

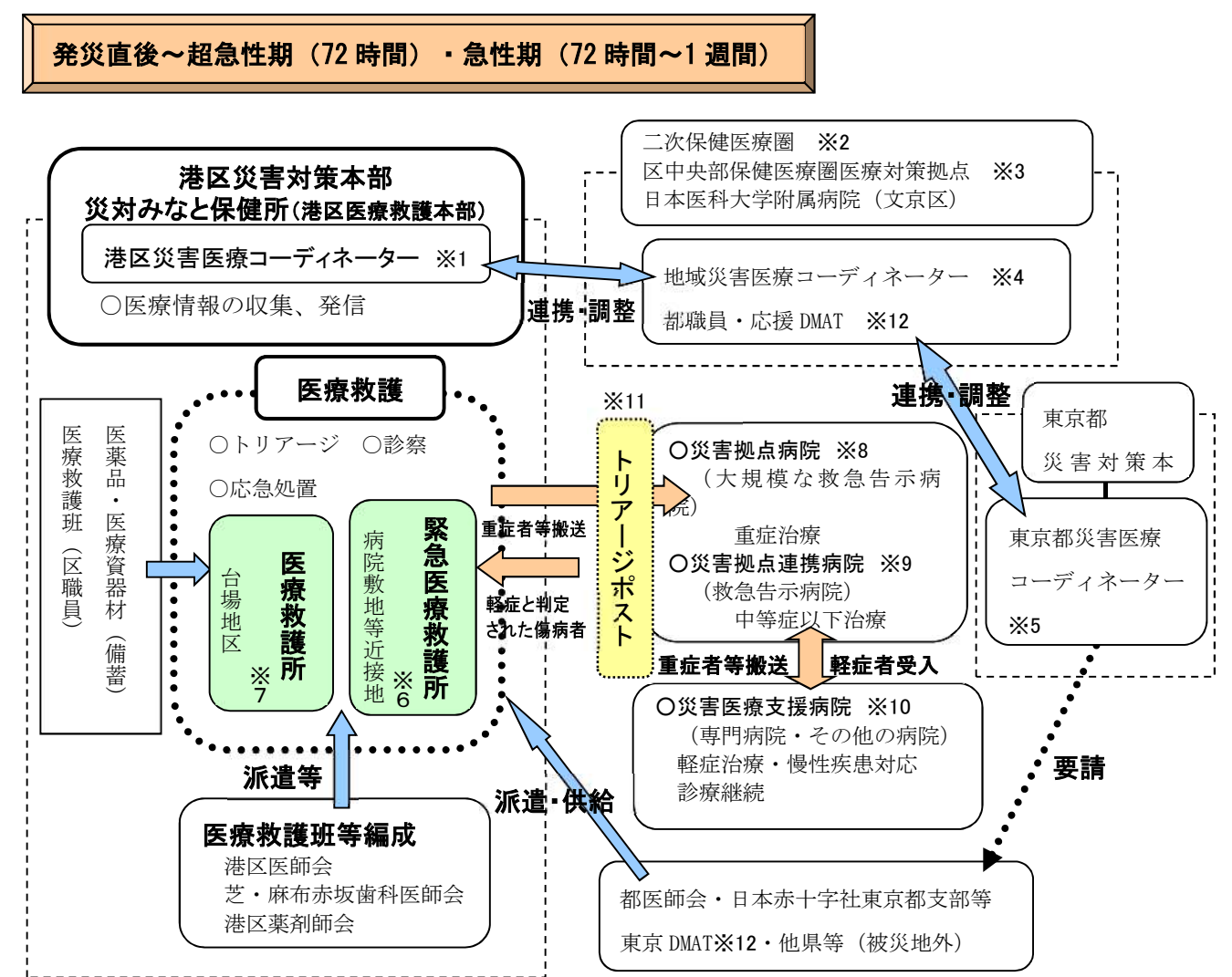


図3-11-2 医療救護の連携体制(発災直後～超急性期(72時間)・急性期(72時間～1週間))

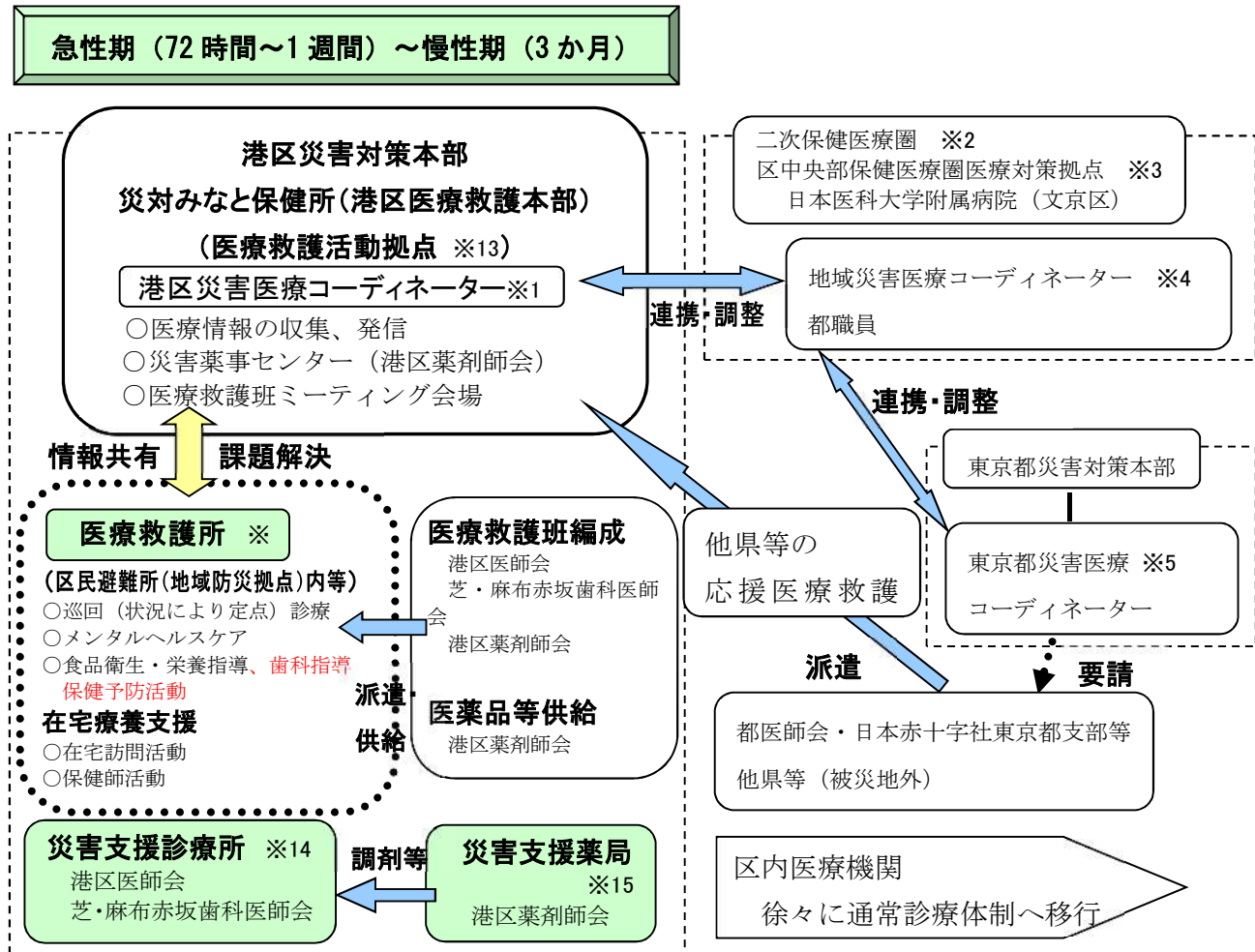


図3-11-3 医療救護の連携体制（急性期（72時間～1週間）～慢性期（3か月））

※用語説明

用語	説明
※1 港区災害医療コーディネーター	港区の医療救護活動等を統括・調整するために必要な医学的助言を行うとともに、都地域災害医療コーディネーター等と具体的な調整を行う、港区が指定するコーディネーターをいいます。
※2 二次保健医療圏	特殊な医療を除く、入院治療を主体とした一般の医療需要に対応するために設定する区域であり、主に病院の一般病床及び療養病床の整備を図る地域的単位として設定されています。都には島しょ地域を除くと12の二次保健医療圏があり、港区は、千代田区、中央区、文京区、台東区とともに区中央部保健医療圏に属します。
※3 区中央部保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、都地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所です。区中央部保健医療圏では、文京区にある日本医科大学附属病院に

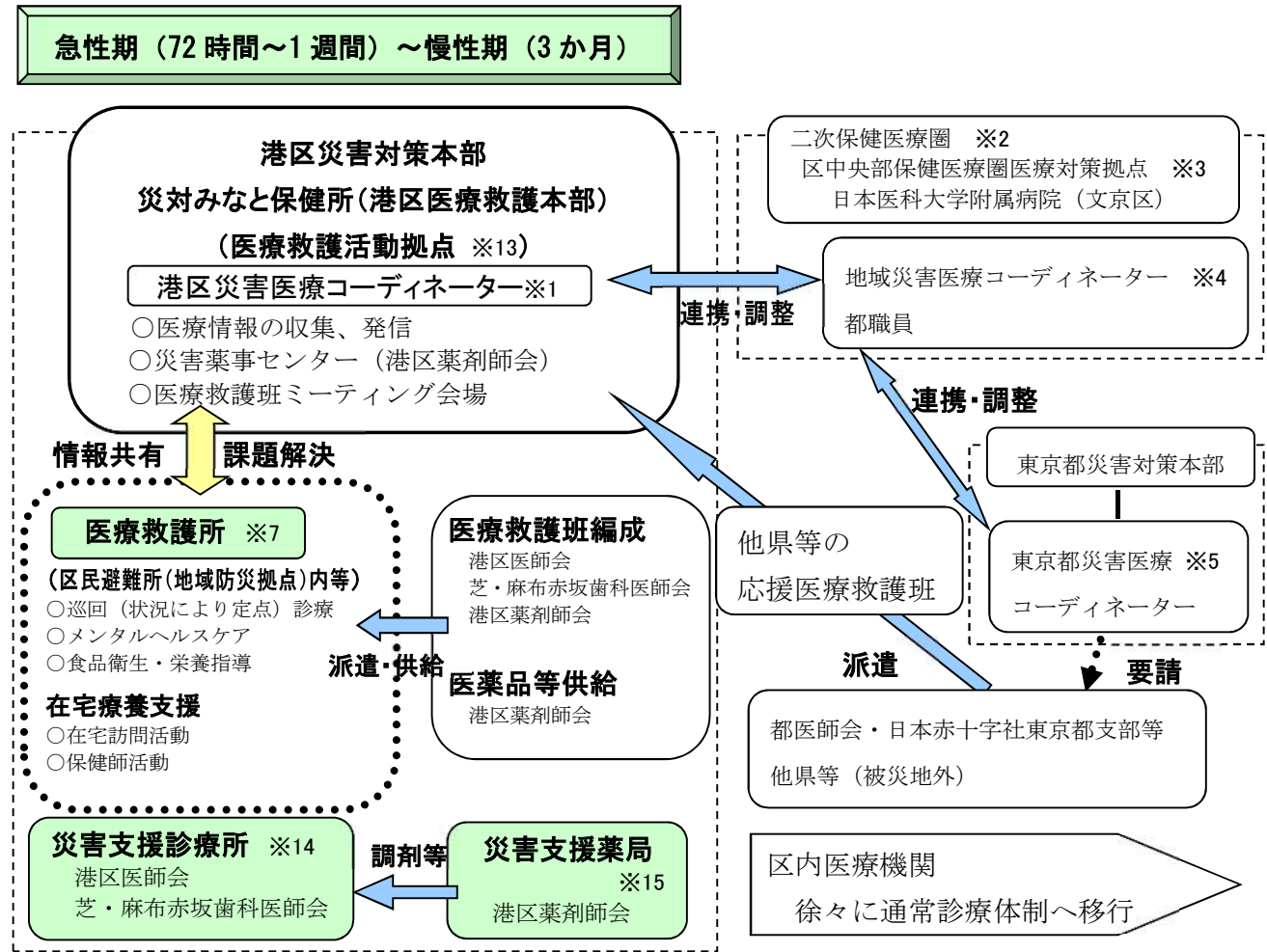


図3-11-3 医療救護の連携体制（急性期（72時間～1週間）～慢性期（3か月））

※用語説明

用語	説明
※1 港区災害医療コーディネーター	港区の医療救護活動等を統括・調整するために必要な医学的助言を行うとともに、都地域災害医療コーディネーター等と具体的な調整を行う、港区が指定するコーディネーターをいいます。
※2 二次保健医療圏	特殊な医療を除く、入院治療を主体とした一般の医療需要に対応するために設定する区域であり、主に病院の一般病床及び療養病床の整備を図る地域的単位として設定されています。都には島しょ地域を除くと12の二次保健医療圏があり、港区は、千代田区、中央区、文京区、台東区とともに区中央部保健医療圏に属します。
※3 区中央部保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、都地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所です。区中央部保健医療圏では、文京区にある日本医科大学附属病院に

	設置されます。
※4 地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等の統括・調整を行う都が指定するコーディネーターをいいます。
※5 東京都災害医療 コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するため医学的な助言を行う都が指定するコーディネーターをいいます。
※6 緊急医療救護所	区が超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置を実施する場所です。
※7 医療救護所	区が「港区地域防災計画」に基づいて、医療救護活動を実施する場所です。避難者を500人以上収容する区民避難所（地域防災拠点）等に巡回診療等により開設します。
※8 災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院で、基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院をいいます。
※9 災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院で、救急告示を受けた病院等のうち都が指定する病院をいいます。
※10 災害医療支援病院	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う病院で、災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除いた全ての病院をいいます。
※11 トリアージポスト	トリアージとは、災害などで同時に多数の傷病者が発生した時に、限られた医療資源を出来るだけ有効に利用するため、緊急の処置により生命が助かる見込みのある傷病者の治療を優先し、生命にはまったく危険のない負傷者の治療を後にするというような、傷病者を重症性と緊急性で分別し、治療の優先順位を決定することをいいます。 トリアージを行う場所をトリアージポストと言い、病院や医療救護所の入り口に設置し、ここで簡便なトリアージ（1次トリアージ）を行い重症・中等症・軽症に分け、重症と中等症は病院に搬送し、軽症者は病院の外に設置する軽症処置テント等で処置をします。中等症以上には身体のどこが問題なのかを2次トリアージで調べて治療を開始します。
※12 DMAT:ディーマツト Disaster Medical Assistance Team	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害派遣チームです。
※13 医療救護活動拠点	区が超急性期経過後にみなと保健所に設置し、港区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所です。
※14 災害支援診療所	緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応するため、区が既存の診療所・歯科診療所を指定・登録し、発災時に被災を免れた場合は、早期に再開し、軽症治療等を実施し

	設置されます。
※4 東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等の統括・調整を行う都が指定するコーディネーターをいいます。
※5 東京都災害医療 コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するため医学的な助言を行う都が指定するコーディネーターをいいます。
※6 緊急医療救護所	区が超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置を実施する場所です。
※7 医療救護所	区が「港区地域防災計画」に基づいて、医療救護活動を実施する場所です。避難者を500人以上収容する区民避難所（地域防災拠点）等に巡回診療等により開設します。
※8 災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院で、基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院をいいます。
※9 災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院で、救急告示を受けた病院等のうち都が指定する病院をいいます。
※10 災害医療支援病院	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う病院で、災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除いた全ての病院をいいます。
※11 トリアージポスト	トリアージとは、災害などで同時に多数の傷病者が発生した時に、限られた医療資源を出来るだけ有効に利用するため、緊急の処置により生命が助かる見込みのある傷病者の治療を優先し、生命にはまったく危険のない負傷者の治療を後にするというような、傷病者を重症性と緊急性で分別し、治療の優先順位を決定することをいいます。 トリアージを行う場所をトリアージポストと言い、病院や医療救護所の入り口に設置し、ここで簡便なトリアージ（1次トリアージ）を行い重症・中等症・軽症に分け、重症と中等症は病院に搬送し、軽症者は病院の外に設置する軽症処置テント等で処置をします。中等症以上には身体のどこが問題なのかを2次トリアージで調べて治療を開始します。
※12 DMAT:ディーマツト Disaster Medical Assistance Team	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害派遣チームです。
※13 医療救護活動拠点	区が超急性期経過後にみなと保健所に設置し、港区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所です。
※14 災害支援診療所	緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応するため、区が既存の診療所・歯科診療所を指定・登録し、

	ます。
※15 災害支援薬局	災害支援診療所の医療機能を維持するため、区が既存の薬局を指定・登録し、発災時に被災を免れた場合は、早期に再開し、調剤や服薬指導を実施します。

第1 情報連絡体制

1 区役割

- (1) 港区災害医療コーディネーターを中心とする、災害状況に対応した連絡網を構築し、保健所・都・区内病院・一般社団法人東京都港区医師会等及び医療救護班との一元的な連絡体制を確立します。
- (2) 災対みなと保健所が一般社団法人東京都港区医師会等から収集した医療機関の被害情報や医療情報等は、港区公式ホームページ等で区民に周知するとともに、保健所、災対地区本部、区民避難所（地域防災拠点）等に掲示します。

2 港区災害医療コーディネーター

災対みなと保健所長の指揮の下、港区災害医療コーディネーターは、区内の医療情報を集約・一元化し、一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班や他県等から派遣される医療救護班等の巡回先などの医療救護活動等の統括及び調整並びに災害医療に関する助言を行います。

また、東京都地域災害医療コーディネーターへ、区内の負傷者や医療機関の被災状況等を報告し、区内の医療資源が不足する場合には、東京 DMAT や医療救護班等の派遣受け入れを調整します。

第2 災害時医療救護体制

1 区役割

- (1) 災対みなと保健所に港区医療救護本部を設置します。
- (2) 災害時における医療救護を一次的に実施します。
- (3) 限られた医療資源を活用するため、区内の医療救護活動等を統括・調整します。

2 病院

発災直後から超急性期までは、全ての病院は原則として災害医療対応を行います。病院をその能力と特性により次のとおり分類します。

区分	内容
①災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う。 ※基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院
②災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 ※救急告示を受けた病院等で都が指定する病院
③災害医療支援病院	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う。 ※上記①及び②を除いた全ての病院

(震災資料編 震3-11-1 災害時医療施設 参照)

3 専門的医療（透析、産科、有床等）を行う診療所

	発災時に被災を免れた場合は、早期に再開し、軽症治療等を実施します。
※15 災害支援薬局	災害支援診療所の医療機能を維持するため、区が既存の薬局を指定・登録し、発災時に被災を免れた場合は、早期に再開し、調剤や服薬指導を実施します。

第1 情報連絡体制

1 区役割

- (1) 港区災害医療コーディネーターを中心とする、災害状況に対応した連絡網を構築し、保健所・都・一般社団法人東京都港区医師会等及び医療救護班との一元的な連絡体制を確立します。
- (2) 災対みなと保健所が一般社団法人東京都港区医師会等から収集した医療機関の被害情報や医療情報等は、港区公式ホームページ等で区民に周知するとともに、保健所、災対地区本部、区民避難所（地域防災拠点）等に掲示します。

2 港区災害医療コーディネーター

災対みなと保健所長の指揮の下、港区災害医療コーディネーターは、区内の医療情報を集約・一元化し、一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班や他県等から派遣される医療救護班等の巡回先などの医療救護活動等の統括及び調整並びに災害医療に関する助言を行います。

また、東京都地域災害医療コーディネーターへ、区内の負傷者や医療機関の被災状況等を報告し、区内の医療資源が不足する場合には、東京 DMAT や医療救護班等の派遣受け入れを調整します。

第2 災害時医療救護体制

1 区役割

- (1) 災対みなと保健所に港区医療救護本部を設置します。
- (2) 災害時における医療救護を一次的に実施します。
- (3) 限られた医療資源を活用するため、区内の医療救護活動等を統括・調整します。

2 病院

発災直後から超急性期までは、全ての病院は原則として災害医療対応を行います。病院をその能力と特性により次のとおり分類します。

区分	内容
①災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う。 ※基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院
②災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 ※救急告示を受けた病院等で都が指定する病院
③災害医療支援病院	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う。 ※上記①及び②を除いた全ての病院

(震災資料編 震3-11-1 災害時医療施設 参照)

3 専門的医療（透析、産科、有床等）を行う診療所

診療を継続するとともに、災害医療対応（患者の受け入れ等）を行います。

診療を継続するとともに、災害医療対応（患者の受入れ等）を行います。

4 助産救護施設

災害時において妊産婦の保護及び新生児の安全を確保するため、助産救護を行う医療機関をあらかじめ指定します。

5 一般診療所、歯科診療所、薬局

医療救護所へ医療救護班としての派遣等を行うとともに、被災を免れた医療機関等は、早期に災害支援診療所、災害支援歯科診療所、災害支援薬局として、災害医療に対応します。

6 緊急医療救護所

区は、超急性期には災害医療機能を維持するため、災害拠点病院、災害拠点連携病院、**災害医療支援病院**（敷地内または近接地）等に「緊急医療救護所」を設置します。

7 医療救護所

区は、実情に応じて被災者の救護のため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を設置します。

第3 緊急医療救護所、医療救護所、災害支援診療所等

1 区役所

- (1) **区内病院**等の**敷地内または**近接地等に緊急医療救護所を設置します。
- (2) 区民避難所（地域防災拠点）等に医療救護所等を設置します。
- (3) 既存の診療所・歯科診療所・薬局を災害支援診療所等に指定・登録します。

2 緊急医療救護所

(1) 開設

区は、発災直後から超急性期までは、区内の災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機能が維持できるよう、**主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置を実施するために**「緊急医療救護所」を開設します。**開設にあたっては、協定に基づき区が区内病院に対し協力を要請することができます。**

緊急医療救護所での医療活動は、災対みなど保健所長が一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部に医療救護班等の出動を要請するか、または地震等災害の規模及び夜間休日等被災時間帯に応じて、一般社団法人東京都港区医師会等の判断により、指定の場所で行います。

区は、緊急医療救護所の開設状況及び医療救護班等の派遣状況を都福祉保健局長に報告します。

(2) 設置場所

緊急医療救護所は、原則として次の場所に設置します。

- ①災害拠点病院の敷地内または近接地
- ②災害拠点連携病院等の敷地内または近接地
- ③**災害医療支援病院の敷地内または近接地**
- ④災害医療の効果的な実施のため、災対みなど保健所長が必要と認める場所

3 医療救護所

(1) 開設

区は、急性期・亜急性期に、区民避難所（地域防災拠点）等の被災者が医療救護等を必要とするときは、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応するため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を開設します。必要に応じて慢性期から中長期まで延長する場合があります。

4 助産救護施設

災害時において妊産婦の保護及び新生児の安全を確保するため、助産救護を行う医療機関をあらかじめ指定します。

5 一般診療所、歯科診療所、薬局

医療救護所へ医療救護班としての派遣等を行うとともに、被災を免れた医療機関等は、早期に災害支援診療所、災害支援歯科診療所、災害支援薬局として、災害医療に対応します。

6 緊急医療救護所

区は、超急性期には災害医療機能を維持するため、災害拠点病院、災害拠点連携病院（敷地内または近接地）等に「緊急医療救護所」を設置します。

7 医療救護所

区は、実情に応じて被災者の救護のため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を設置します。

第3 緊急医療救護所、医療救護所、災害支援診療所等

1 区役所

- (1) 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置します。
- (2) 区民避難所（地域防災拠点）等に医療救護所等を設置します。
- (3) 既存の診療所・歯科診療所・薬局を災害支援診療所等に指定・登録します。

2 緊急医療救護所

(1) 開設

区は、発災直後から超急性期までは、区内の災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機能が維持できるように、病院前トリアージで軽症と判定された傷病者の応急処置・治療を中心として活動するための「緊急医療救護所」を開設します。

緊急医療救護所での医療活動は、災対みなど保健所長が一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部に医療救護班等の出動を要請するか、または地震等災害の規模及び夜間休日等被災時間帯に応じて、一般社団法人東京都港区医師会等の判断により、指定の場所で行います。

区は、緊急医療救護所の開設状況及び医療救護班等の派遣状況を都福祉保健局長に報告します。

(2) 設置場所

緊急医療救護所は、原則として次の場所に設置します。

- ①災害拠点病院の敷地内または近接地
- ②災害拠点連携病院等の敷地内または近接地
- ③災害医療の効果的な実施のため、災対みなど保健所長が必要と認める場所

3 医療救護所

(1) 開設

区は、急性期・亜急性期に、区民避難所（地域防災拠点）等の被災者が医療救護等を必要とするときは、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応するため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を開設します。必要に応じて慢性期から中長期まで延長する場合があります。

医療救護所での医療活動等は、災対みなど保健所長が一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東

医療救護所での医療活動等は、災対みなと保健所長が一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部に医療救護班等の出動を要請し、原則として巡回診療で行い、被災者の状況によっては定点診療を行います。

区は、医療救護所の開設状況及び医療救護班等の派遣状況を都福祉保健局長に報告します。

(2) 設置場所

医療救護所は、原則として次の場所に設置します。

①おおむね 500 人以上収容の区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所

②台場地区

台場地区については、区域内に医療施設が乏しいため、発災直後から公共施設に「医療救護所」を開設します。また、交通が途絶し孤立することを考慮し、東京都や隣接区と密接に連携できるよう、事前に調整します。

③その他災対みなと保健所長が必要と認める場所

4 災害支援診療所、災害支援歯科診療所、災害支援薬局の指定・登録

緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応するため、既存の診療所・歯科診療所・薬局を災害支援診療所、災害支援歯科診療所、災害支援薬局として指定・登録し、発災時に被災を免れた場合は、早期に再開し、軽症治療等を実施します。

第4 医療救護活動拠点

1 区役割

医療救護活動拠点をみなと保健所に設置します。

2 活動内容

超急性期経過前後に、港区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行います。

第5 医療救護班等

1 区役割

(1) 一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請します。

(2) 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請します。

2 医療救護班等の編成・派遣

災対みなと保健所長は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、協定に基づき一般社団法人東京都港区医師会等に医療救護班等の編成及び医療救護所等への派遣を要請します。なお、地震等災害の規模及び夜間休日等被災時間帯に応じて、一般社団法人東京都港区医師会等の判断により、編成及び派遣を実施します。

3 医療救護班等の活動内容

(1) 緊急医療救護所での活動

発災直後から超急性期にかけて、病院前トリアージで軽症と判定された傷病者の応急処置・治療を中心として活動し、次に掲げる業務全般を行います。

京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部に医療救護班等の出動を要請し、原則として巡回診療で行い、被災者の状況によっては定点診療を行います。

区は、医療救護所の開設状況及び医療救護班等の派遣状況を都福祉保健局長に報告します。

(2) 設置場所

医療救護所は、原則として次の場所に設置します。

①おおむね 500 人以上収容の区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所

②台場地区

台場地区については、区域内に医療施設が乏しいため、発災直後から公共施設に「医療救護所」を開設します。また、交通が途絶し孤立することを考慮し、東京都や隣接区と密接に連携できるよう、事前に調整します。

③その他災対みなと保健所長が必要と認める場所

4 災害支援診療所、災害支援歯科診療所、災害支援薬局の指定・登録

緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応するため、既存の診療所・歯科診療所・薬局を災害支援診療所、災害支援歯科診療所、災害支援薬局として指定・登録し、発災時に被災を免れた場合は、早期に再開し、軽症治療等を実施します。

第4 医療救護活動拠点

1 区役割

医療救護活動拠点をみなと保健所に設置します。

2 活動内容

超急性期経過前後に、港区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行います。

第5 医療救護班等

1 区役割

(1) 一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請します。

(2) 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請します。

2 医療救護班等の編成・派遣

災対みなと保健所長は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、協定に基づき一般社団法人東京都港区医師会等に医療救護班等の編成及び医療救護所等への派遣を要請します。なお、地震等災害の規模及び夜間休日等被災時間帯に応じて、一般社団法人東京都港区医師会等の判断により、編成及び派遣を実施します。

3 医療救護班等の活動内容

(1) 緊急医療救護所での活動

発災直後から超急性期にかけて、病院前トリアージで軽症と判定された傷病者の応急処置・治療を中心として活動し、次に掲げる業務全般を行います。

また状況によって、病院の実施するトリアージへの支援を行います。

また状況によって、病院の実施するトリアージへの支援を行います。

- ①傷病者に対する応急処置・治療（歯科を含む）
- ②病院への移送の要否及び移送順位の決定
- ③移送困難な患者に対する医療
- ④死亡の確認
- ⑤その他

（2）医療救護所での活動

急性期・亜急性期（台場地区では、超急性期から）に、避難所等の保健室や集会室等を利用した医療救護所において、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応します。必要に応じて慢性期から中長期まで延長する場合があります。

原則として巡回診療で、被災者の状況によっては定点診療で、次に掲げる業務全般を行います。

- ①傷病者に対する応急処置・治療（歯科を含む）
- ②病院への移送の要否の決定
- ③移送困難な患者に対する医療
- ④死亡の確認
- ⑤その他

（3）東京 DMAT チームとの連携

発災直後からの救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT チームと連携して行います。

4 都に対する応援要請

港区災害医療コーディネーターは、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の医療救護班等の活動だけでは十分でないとき、東京都地域災害医療コーディネーターを通じて応援要請を行うほか、災対みなど保健所長に、都福祉保健局長及びその他防災関係機関に協力を要請するよう助言し、調整します。

第6 医薬品、医療資器材の調達

1 区役割

（1）災害薬事センターを設置します。

（2）医療救護班等が医療救護所で使用する医薬品、医療資器材は、区が備蓄している物資、一般社団法人東京都港区医師会及び公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会の医療救護班等が携行する医薬品等、並びに必要なに応じ協定に基づき、一般社団法人東京都港区薬剤師会等により供給される医薬品等を使用します。

（3）災対みなど保健所長は、区の備蓄医薬品等で不足が生じた際は、都福祉保健局に都の備蓄の供給を要請するとともに、協定に基づき医薬品等の卸売販売業者から調達します。

また、被害が極めて甚大で区の行政機能が喪失され、自ら医薬品等を調達できない事態が発生した場合は、都に支援を要請し、都が区に代わって調達を行い、医薬品等を供給します。

2 災害薬事センター

（1）設置

医療救護所等への医薬品の供給拠点となる災害薬事センターをみなど保健所に設置します。

（2）災害薬事コーディネーター

- ①傷病者に対する応急処置・治療（歯科を含む）
- ②病院への移送の要否及び移送順位の決定
- ③移送困難な患者に対する医療
- ④死亡の確認
- ⑤その他

（2）医療救護所での活動

急性期・亜急性期（台場地区では、超急性期から）に、避難所等の保健室や集会室等を利用した医療救護所において、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応します。必要に応じて慢性期から中長期まで延長する場合があります。

原則として巡回診療で、被災者の状況によっては定点診療で、次に掲げる業務全般を行います。

- ①傷病者に対する応急処置・治療（歯科を含む）
- ②病院への移送の要否の決定
- ③移送困難な患者に対する医療
- ④死亡の確認
- ⑤その他

（3）東京 DMAT チームとの連携

発災直後からの救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT チームと連携して行います。

4 都に対する応援要請

港区災害医療コーディネーターは、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の医療救護班等の活動だけでは十分でないとき、東京都地域災害医療コーディネーターを通じて応援要請を行うほか、災対みなど保健所長に、都福祉保健局長及びその他防災関係機関に協力を要請するよう助言し、調整します。

第6 医薬品、医療資器材の調達

1 区役割

（1）災害薬事センターを設置します。

（2）医療救護班等が医療救護所で使用する医薬品、医療資器材は、区が備蓄している物資、一般社団法人東京都港区医師会及び公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会の医療救護班等が携行する医薬品等、並びに必要なに応じ協定に基づき、一般社団法人東京都港区薬剤師会等により供給される医薬品等を使用します。

（3）災対みなど保健所長は、区の備蓄医薬品等で不足が生じた際は、都福祉保健局に都の備蓄の供給を要請するとともに、協定に基づき医薬品等の卸売販売業者から調達します。

また、被害が極めて甚大で区の行政機能が喪失され、自ら医薬品等を調達できない事態が発生した場合は、都に支援を要請し、都が区に代わって調達を行い、医薬品等を供給します。

2 災害薬事センター

（1）設置

医療救護所等への医薬品の供給拠点となる災害薬事センターをみなど保健所に設置します。

（2）災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターには、一般社団法人東京都港区薬剤師会が推薦する者を選任します。

災害薬事コーディネーターには、一般社団法人東京都港区薬剤師会が推薦する者を選任します。

災害薬事コーディネーターは、港区災害医療コーディネーターに協力して、医療救護所等で必要な医薬品等の調達・供給を行います。

第7 医療救護班等の移動及び医薬品・医療資器材の搬送

1 区役割

各災害地区本部、災害総務部が災害みなど保健所と協力して行います。

2 活動内容

医療救護班等は、原則として徒歩、自転車等により、自力で医療救護所等へ移動します。医療救護班等が自力で移動することが困難な場合は、区が移送します。

医薬品・医療資器材の搬送については、庁有車、雇上げ車両、リヤカー・台車等で搬送します。

また、医薬品等を卸売販売業者から購入する場合、医療救護所、区民避難所（地域防災拠点）等で必要となる医薬品等は、災害薬事センターが取りまとめて、卸売販売業者へ発注します。

卸売販売業者は医療救護所へは直接納品します。区民避難所（地域防災拠点）等で使用する医薬品等は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師班が区民避難所（地域防災拠点）等の住民へ服薬指導をしたうえで、配布します。

第8 災害拠点病院等への搬送

1 災害拠点病院等

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は、災害拠点病院、災害拠点連携病院等の病院に搬送し治療を行います。

2 搬送体制

(1) 医療救護班等は、災害拠点病院等に収容する必要がある者を搬送するよう、災害みなど保健所長に要請します。災害みなど保健所長は、港区災害医療コーディネーターと調整のうえ、港区災害対策本部長に搬送を要請します。

(2) 港区災害対策本部長は、搬送の要請を受けた場合、次により対応します。

①消防署に、救急車の出動による搬送を要請します。

②庁有車、雇上げ車両等により、災害総務部と各災害地区本部が協力して搬送します。

③都福祉保健局にヘリコプター・船舶等による搬送を要請します。

④株式会社フジエクスプレスとの「災害時におけるバス供給協力に関する協定」により、港区コミュニティバス「ちいばす」が傷病者等を搬送します。

第9 一般社団法人東京都港区医師会の活動

1 医療救護活動

一般社団法人東京都港区医師会は、みなど保健所に医師会救護団本部を置き、医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の医療救護活動を行います。

2 災害支援診療所の開設

一般社団法人東京都港区医師会は、区内の医療資源（医療設備、医師・看護師等の人材）の有効活用を図り、緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応する「災害支援診療所」を開設するため、当該診療所の指定・登録に協力します。

3 協定の締結

医療救護活動を円滑に実施するため、区と協定を締結しました。

4 災害救助法の適用関係

災害薬事コーディネーターは、港区災害医療コーディネーターに協力して、医療救護所等で必要な医薬品等の調達・供給を行います。

第7 医療救護班等の移動及び医薬品・医療資器材の搬送

1 区役割

各災害地区本部、災害総務部が災害みなど保健所と協力して行います。

2 活動内容

医療救護班等は、原則として徒歩、自転車等により、自力で医療救護所等へ移動します。医療救護班等が自力で移動することが困難な場合は、区が移送します。

医薬品・医療資器材の搬送については、庁有車、雇上げ車両、リヤカー・台車等で搬送します。

また、医薬品等を卸売販売業者から購入する場合、医療救護所、区民避難所（地域防災拠点）等で必要となる医薬品等は、災害薬事センターが取りまとめて、卸売販売業者へ発注します。

卸売販売業者は医療救護所へは直接納品します。区民避難所（地域防災拠点）等で使用する医薬品等は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師班が区民避難所（地域防災拠点）等の住民へ服薬指導をしたうえで、配布します。

第8 災害拠点病院等への搬送

1 災害拠点病院等

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は、災害拠点病院、災害拠点連携病院等の病院に搬送し治療を行います。

2 搬送体制

(1) 医療救護班等は、災害拠点病院等に収容する必要がある者を搬送するよう、災害みなど保健所長に要請します。災害みなど保健所長は、港区災害医療コーディネーターと調整のうえ、港区災害対策本部長に搬送を要請します。

(2) 港区災害対策本部長は、搬送の要請を受けた場合、次により対応します。

①消防署に、救急車の出動による搬送を要請します。

②庁有車、雇上げ車両等により、災害総務部と各災害地区本部が協力して搬送します。

③都福祉保健局にヘリコプター・船舶等による搬送を要請します。

④株式会社フジエクスプレスとの「災害時におけるバス供給協力に関する協定」により、港区コミュニティバス「ちいばす」が傷病者等を搬送します。

第9 一般社団法人東京都港区医師会の活動

1 医療救護活動

一般社団法人東京都港区医師会は、みなど保健所に医師会救護団本部を置き、医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の医療救護活動を行います。

2 災害支援診療所の開設

一般社団法人東京都港区医師会は、区内の医療資源（医療設備、医師・看護師等の人材）の有効活用を図り、緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応する「災害支援診療所」を開設するため、当該診療所の指定・登録に協力します。

3 協定の締結

医療救護活動を円滑に実施するため、区と協定を締結しました。

4 災害救助法の適用関係

一般社団法人東京都港区医師会は、災害救助法の適用の前後にかかわらず、災害が発生し、災害みなど

一般社団法人東京都港区医師会は、災害救助法の適用の前後にかかわらず、災害が発生し、災対みなと保健所長を通じ、港区災害対策本部長からの要請があったとき、または地震等災害の規模及び夜間休日等被災時間帯に応じて、医療救護班を編成し、医療救護活動を行います。

第10 公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会の活動

1 歯科医療救護活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、歯科医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の歯科医療救護活動（歯科に関する応急処置・治療等）を行います。

2 口腔衛生活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、必要に応じ区民避難所（地域防災拠点）等における口腔衛生活動を行います。

3 災害支援歯科診療所の開設

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、区内の医療資源（歯科医療設備、歯科医師・歯科衛生士等の人材）の有効活用を図り、緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応する「災害支援歯科診療所」を開設するため、当該診療所の指定・登録に協力します。

4 その他

その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第11 一般社団法人東京都港区薬剤師会の活動

1 調剤及び服薬指導等

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、薬剤師班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により必要となった緊急医療救護所、医療救護所、災害支援診療所、区民避難所（地域防災拠点）等において応急の調剤薬事指導、医薬品等の供給を行うとともに、一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援を行います。

2 災害薬事センターの運営

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、みなと保健所に設置する災害薬事センターの運営を災対みなと保健所と協力して行います。

3 災害支援薬局の開設

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、災害支援診療所等の医療機能を維持する「災害支援薬局」を開設するため、当該薬局の指定・登録に協力します。

4 その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第12 公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の活動

1 応急救護活動

公益社団法人東京都柔道整復師会港支部は、傷病者に対し柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲内で応急救護を行います。

第13 活動の報告

1 医療救護班等は、災害救助法が適用された場合は、法の定めるところにより、医療救護活動について、災対みなと保健所長を通じて、港区災害対策本部長に報告します。

災害救助法適用前であっても、法の定めるところに準拠して、災対みなと保健所長を通じて、港区災害対策本部長に報告します。

保健所長を通じ、港区災害対策本部長からの要請があったとき、または地震等災害の規模及び夜間休日等被災時間帯に応じて、医療救護班を編成し、医療救護活動を行います。

第10 公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会の活動

1 歯科医療救護活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、歯科医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の歯科医療救護活動（歯科に関する応急処置・治療等）を行います。

2 口腔衛生活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、必要に応じ区民避難所（地域防災拠点）等における口腔衛生活動を行います。

3 災害支援歯科診療所の開設

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、区内の医療資源（歯科医療設備、歯科医師・歯科衛生士等の人材）の有効活用を図り、緊急医療救護所等で応急処置・治療を受けた傷病者の再診等に迅速に対応する「災害支援歯科診療所」を開設するため、当該診療所の指定・登録に協力します。

4 その他

その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第11 一般社団法人東京都港区薬剤師会の活動

1 調剤及び服薬指導等

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、薬剤師班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により必要となった緊急医療救護所、医療救護所、災害支援診療所、区民避難所（地域防災拠点）等において応急の調剤薬事指導、医薬品等の供給を行うとともに、一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援を行います。

2 災害薬事センターの運営

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、みなと保健所に設置する災害薬事センターの運営を災対みなと保健所と協力して行います。

3 災害支援薬局の開設

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、災害支援診療所等の医療機能を維持する「災害支援薬局」を開設するため、当該薬局の指定・登録に協力します。

4 その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第12 公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の活動

1 応急救護活動

公益社団法人東京都柔道整復師会港支部は、傷病者に対し柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲内で応急救護を行います。

第13 活動の報告

1 医療救護班等は、災害救助法が適用された場合は、法の定めるところにより、医療救護活動について、災対みなと保健所長を通じて、港区災害対策本部長に報告します。

災害救助法適用前であっても、法の定めるところに準拠して、災対みなと保健所長を通じて、港区災害対策本部長に報告します。

2 港区災害対策本部長は都福祉保健局長に報告します。

2 港区災害対策本部長は都福祉保健局長に報告します。

第14 費用の負担区分

- 1 緊急医療救護所、医療救護所、災害支援診療所等における医療費は、無料とします。
- 2 一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班は、原則として医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材は区の備蓄物資を使用しますが、必要に応じて自ら携行したものを使用することが出来るものとします。
- 3 一般社団法人東京都港区薬剤師会は、医療救護活動において不足する医薬品等を供給します。
- 4 災害時の使用医薬品・消耗医療資器材の費用については、区が負担します。

第14 費用の負担区分

- 1 緊急医療救護所、医療救護所、災害支援診療所等における医療費は、無料とします。
- 2 一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班は、原則として医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材は区の備蓄物資を使用しますが、必要に応じて自ら携行したものを使用することが出来るものとします。
- 3 一般社団法人東京都港区薬剤師会は、医療救護活動において不足する医薬品等を供給します。
- 4 災害時の使用医薬品・消耗医療資器材の費用については、区が負担します。

該当部分	震災編第3部第14章第2節 ごみ処理計画
機関名	港区（みなとりサイクル清掃事務所）

修正案	現 行
<p>第2節 ごみ処理計画</p> <p>第1 各主体の役割</p> <p>1 区の役割</p> <p>(1) 避難所の開設状況や区内の道路の被災状況、区が所有するごみ収集車の被災状況等について情報を把握します。</p> <p>(2) 災害時のごみ量の発生量を推計し、ごみ処理実施計画を策定します。</p> <p>(3) 発災後、東京区政会館内に設置を予定している特別区災害廃棄物処理初動本部へ職員を派遣します。</p> <p>(4) ごみに関する窓口を設けるとともに、区民及び区内事業者に対し、優先して収集するごみの種別や臨時的な分別方法、臨時の集積所、排出できる時間帯、廃棄物処理手数料の有無等、必要な情報を提供します。</p> <p>(5) 発災から72時間以後、速やかにごみの収集を開始します。</p> <p>(6) 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場等の廃棄物関連施設については、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備え、また耐震性能の強化等を図るよう要請します。</p> <p>2 特別区災害廃棄物処理初動本部(※)の役割(以下この節においては「特別区初動本部」といいます。)</p> <p>(1) 管路収集施設を含め清掃工場等、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設や東京都が管理する最終処分場(中央防波堤埋立処分場)の被災状況を把握し、各区のごみ担当課に連絡します。</p> <p>(2) 清掃工場等の所在区から施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。</p> <p>なお、この特別区初動本部は、次の特別区災害廃棄物処理対策本部の設置により業務を引き継いだ後、解散します。</p> <p>(※) 特別区内の1か所以上で震度6弱以上が観測され、特別区災害廃棄物処理初動本部長等が招集された場合に東京区政会館内に設置されます。</p> <p>3 特別区災害廃棄物処理対策本部(※)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)</p> <p>特別区初動本部から業務を引き継ぐとともに、災害時のごみに関する以下の業務を継続して行います。</p> <p>(1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。</p> <p>(2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。</p> <p>(3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。</p> <p>(4) 特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。</p> <p>(※) 特別区災害廃棄物処理対策本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てます(令和2年2月14日特別区区長会総会)。</p>	<p>第2節 ごみ処理計画</p> <p>第1 各主体の役割</p> <p>1 区の役割</p> <p>(1) 避難所の開設状況や区内の道路の被災状況、区が所有するごみ収集車の被災状況等について情報を把握します。</p> <p>(2) 災害時のごみ量の発生量を推計し、ごみ処理実施計画を策定します。</p> <p>(3) 発災後、東京区政会館内に設置を予定している(仮称)特別区災害廃棄物処理初動対策本部へ職員を派遣します。</p> <p>(4) ごみに関する窓口を設けるとともに、区民及び区内事業者に対し、優先して収集するごみの種別や臨時的な分別方法、臨時の集積所、排出できる時間帯、廃棄物処理手数料の有無等、必要な情報を提供します。</p> <p>(5) 発災から72時間以後、速やかにごみの収集を開始します。</p> <p>(6) 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場等の廃棄物関連施設については、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備え、また耐震性能の強化等を図るよう要請します。</p> <p>2 (仮称)特別区災害廃棄物処理初動対策本部(※)の役割(以下この節においては「特別区初動本部」といいます。)</p> <p>(1) 管路収集施設を含め清掃工場等、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設や東京都が管理する最終処分場(中央防波堤埋立処分場)の被災状況を把握し、各区のごみ担当課に連絡します。</p> <p>(2) 清掃工場等の所在区から施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。</p> <p>なお、この特別区初動本部は、次の(仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部の設置により業務を引き継いだ後、解散します。</p> <p>(※) 特別区内の1か所以上で震度6強以上が観測された場合、または、特別区災害廃棄物処理初動対策本部長が召集した場合に東京区政会館内に設置されます。</p> <p>3 (仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部(※)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)</p> <p>特別区初動本部から業務を引き継ぐとともに、災害時のごみに関する以下の業務を継続して行います。</p> <p>(1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。</p> <p>(2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。</p> <p>(3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。</p> <p>(4) 特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。</p> <p>(※) 特別区災害廃棄物処理対策本部長は、「特別区相互支援協定」における支援対策本部長が兼務、</p>

4 東京二十三区清掃協議会の役割

特別区がごみの収集を委託している雇上業者の被災状況を把握するとともに、「災害時における雇上車両の配車マニュアル」に従って、配車調整を行い収集前日までに各区へ報告します。

5 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

前日に各区から報告のあった災害ごみの搬入量を集計して、清掃工場への搬入調整を行います。各清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮し、各区の搬入先工場、搬入量を決定します。

6 東京都の役割

特別区が確保できた車両だけでは、災害ごみの収集運搬が困難なときは、東京都は特別区の求めに応じて、他の道府県等に対し、ごみ収集車両の配車等、広域支援を要請します。

第2 ごみ処理体制

区はガイドラインを基準として、特別区対策本部や東京都等の主体と連携しながら、発災後、速やかにごみの収集運搬作業を開始し、被害の大きな地域も含めて区内全域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

(震災資料編 震3-14-4 ごみの収集処理体制 参照)

第3 ごみ処理方法

発災後は、プラスチックを可燃ごみとして収集する等の臨時的な分別区分の変更や、腐敗性のあるごみ等を優先して収集していきます。

また、ごみの排出場所についても当面の間は避難所の敷地内等、収集作業時の安全が確保できる場所を臨時のごみ集積所に指定して処理します。

ガイドラインを基準として、発災から概ね 72 時間後には、収集を開始できるよう各主体と連携しながら体制を確保します。

第4 災害時の廃棄物処理手数料

次の各号に該当する場合は、手数料を免除します。

- 1 「災害救助法」の適用を受けた地域に居住する者
- 2 前号以外のもので、河川、公共溝渠、または用水路のはん濫等のため被害をうけた者
- 3 その他、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第 44 条に該当する者

第5 機材等の現況

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-14-1 みなとリサイクル清掃事務所の機材等の現況 参照)

支援対策本部未設置時その決定方法を準用する（平成 28 年 2 月 12 日特別区清掃主管部長会）。

4 東京二十三区清掃協議会の役割

特別区がごみの収集を委託している雇上業者の被災状況を把握するとともに、「災害時における雇上車両の配車マニュアル」に従って、配車調整を行い収集前日までに各区へ報告します。

5 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

前日に各区から報告のあった災害ごみの搬入量を集計して、清掃工場への搬入調整を行います。各清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮し、各区の搬入先工場、搬入量を決定します。

6 東京都の役割

特別区が確保できた車両だけでは、災害ごみの収集運搬が困難なときは、東京都は特別区の求めに応じて、他の道府県等に対し、ごみ収集車両の配車等、広域支援を要請します。

第2 ごみ処理体制

区はガイドラインを基準として、特別区対策本部や東京都等の主体と連携しながら、発災後、速やかにごみの収集運搬作業を開始し、被害の大きな地域も含めて区内全域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

(震災資料編 震3-14-4 ごみの収集処理体制 参照)

第3 ごみ処理方法

発災後は、プラスチックを可燃ごみとして収集する等の臨時的な分別区分の変更や、腐敗性のあるごみ等を優先して収集していきます。

また、ごみの排出場所についても当面の間は避難所の敷地内等、収集作業時の安全が確保できる場所を臨時のごみ集積所に指定して処理します。

ガイドラインを基準として、発災から概ね 72 時間後には、収集を開始できるよう各主体と連携しながら体制を確保します。

第4 災害時の廃棄物処理手数料

次の各号に該当する場合は、手数料を免除します。

- 1 「災害救助法」の適用を受けた地域に居住する者
- 2 前号以外のもので、河川、公共溝渠、または用水路のはん濫等のため被害をうけた者
- 3 その他、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第 44 条に該当する者

第5 機材等の現況

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-14-1 みなとリサイクル清掃事務所の機材等の現況 参照)

該当部分	震災編第3部第14章第3節 し尿処理計画
機関名	港区（みなとリサイクル清掃事務所）

修正案	現 行
<p>第3節 し尿処理計画</p> <p>第1 各主体の役割</p> <p>1 区の役割</p> <p>(1) 避難所の開設状況や道路の被災状況、し尿の収集やトイレ用水の運搬等に関し区が協定を締結している民間事業者の被災状況等を把握します。</p> <p>(2) ガイドラインで定めた方法によりし尿発生量全体を推計のうえ、そのうちバキューム車での収集が必要となる量と携帯トレイ等の収集量を推計してし尿処理実施計画を策定します。</p> <p>(3) 発災後、東京区政会館内に設置を予定している 特別区災害廃棄物処理初動本部へ職員を派遣します。</p> <p>(4) 携帯トイレの備蓄を区民や事業者に呼びかけるとともに、発災後は使用済みの携帯トイレの収集方法や収集場所等について周知します。なお、使用済みの携帯トイレは清掃工場で焼却しますが、他のごみとは分けて収集します。</p> <p>(5) 協定締結先等と連携して発災から72時間以後、速やかにし尿の収集やトイレ用水の運搬を開始します。</p> <p>2 特別区災害廃棄物処理初動本部(※)の役割(以下この節においては「特別区初動本部」といいます。)</p> <p>(1) 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設や東京都内の民間し尿処理施設の被災状況を把握し、各区のし尿処理担当課に報告します。</p> <p>(2) 清掃工場等の所在区より施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。</p> <p>(3) 前日に各区から報告のあった携帯トイレ等の搬入量を集計して、清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮して各区の搬入工場、搬入量を決定し、各区のし尿処理担当課へ連絡します。</p> <p>(4) 特別区より東京都に要請した広域応援体制等によるバキューム車が配車される場合は、各区への配車台数を調整して、各区のし尿処理担当課へ連絡します。</p> <p>なお、この特別区初動本部は、次の特別区災害廃棄物処理対策本部の設置により業務を引き継いだ後、解散します。</p> <p>(※) 特別区内の1か所以上で震度6弱以上が観測され、特別区初動本部長等が招集した場合に東京区政会館内に設置されます。</p> <p>3 特別区災害廃棄物処理対策本部(※)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)</p> <p>特別区初動本部より業務を引き継ぐとともに、災害時のし尿に関する以下の業務を継続して行います。</p> <p>(1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。</p> <p>(2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。</p>	<p>第3節 し尿処理計画</p> <p>第1 各主体の役割</p> <p>1 区の役割</p> <p>(1) 避難所の開設状況や道路の被災状況、し尿の収集やトイレ用水の運搬等に関し区が協定を締結している民間事業者の被災状況等を把握します。</p> <p>(2) ガイドラインで定めた方法によりし尿発生量全体を推計のうえ、そのうちバキューム車での収集が必要となる量と携帯トレイ等の収集量を推計してし尿処理実施計画を策定します。</p> <p>(3) 発災後、東京区政会館内に設置を予定している(仮称)特別区災害廃棄物処理初動対策本部へ職員を派遣します。</p> <p>(4) 携帯トイレの備蓄を区民や事業者に呼びかけるとともに、発災後は使用済みの携帯トイレの収集方法や収集場所等について周知します。なお、使用済みの携帯トイレは清掃工場で焼却しますが、他のごみとは分けて収集します。</p> <p>(5) 協定締結先等と連携して発災から72時間以後、速やかにし尿の収集やトイレ用水の運搬を開始します。</p> <p>2 (仮称)特別区災害廃棄物処理初動対策本部(※)の役割(以下この節においては「特別区初動本部」といいます。)</p> <p>(1) 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設や東京都内の民間し尿処理施設の被災状況を把握し、各区のし尿処理担当課に報告します。</p> <p>(2) 清掃工場等の所在区より施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。</p> <p>(3) 前日に各区から報告のあった携帯トイレ等の搬入量を集計して、清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮して各区の搬入工場、搬入量を決定し、各区のし尿処理担当課へ連絡します。</p> <p>(4) 特別区より東京都に要請した広域応援体制等によるバキューム車が配車される場合は、各区への配車台数を調整して、各区のし尿処理担当課へ連絡します。</p> <p>なお、この特別区初動本部は、次の(仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部の設置により業務を引き継いだ後、解散します。</p> <p>(※) 特別区内の1か所以上で震度6強以上が観測された場合、または、特別区初動対策本部長が召集した場合に東京区政会館内に設置されます。</p> <p>3 (仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部(※)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)</p> <p>特別区初動本部より業務を引き継ぐとともに、災害時のし尿に関する以下の業務を継続して行います。</p> <p>(1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。</p>

- (3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。
- (4) 特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。
- (※) 特別区災害対策本部長は、**特別区清掃主管部長会会長をもって充てます**（令和2年2月14日特別区区長会総会）。

4 東京都の役割

特別区よりバキューム車の配車について支援の要請があったときは、

ア 23区内の一般廃棄物収集運搬事業者団体(二十三区ビルピット汚泥適正処理推進協議会、東京廃棄物事業協同組合、東京環境保全協会)

イ 多摩地区市町村

ウ 他県(埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、栃木県)

に対し、バキューム車の広域応援を要請し、特別区に供給が可能な台数を取りまとめて、**特別区初動本部**（または特別区対策本部）へ報告します。

第2 し尿処理体制

1 活動方針

区はガイドラインを基準として、特別区対策本部や東京都等、他の主体と連携しながら、発災後、速やかにし尿の収集運搬作業を開始し、被害の大きな地域も含めて区内全域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

2 災害時のし尿処理の原則

- (1) し尿処理は特別区内の処理を原則として、23区が連携して処理を行います。
- (2) し尿処理はマンホールトイレ等、下水処理を優先した施設整備や資機材の調達を行い、バキューム車の利用の抑制に努めます。
- (3) マンホールトイレの不足等により、便槽型仮設トイレを設置したことでバキューム車を使用する場合は、下水道施設（水再生センター及び主要管きよの指定マンホール）への投入により処理します。
- (4) 携帯トイレ、簡易便器によって排出されるし尿は清掃工場焼却処理を行います。
- (5) 住民や事業者に対する処理方法等の事前周知に積極的に取り組みます。

第3 し尿処理方法

1 避難所等における対応

(1) 避難場所（広域避難場所）

避難場所の水洗トイレが上水道の断水により使用できないときは、防災用井戸、雨水貯留槽等によって水を確保します。また、下水道の破損により水洗機能が使用できないときは、携帯トイレを配布し、衛生環境を確保します。

(2) 避難所

避難所の仮設トイレについては、付近の下水道マンホールの上に仮設トイレを設置し、下水道機能の活用を図り、避難所の衛生環境を確保します。被災後、断水した場合には、学校のプール防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能を活用します。それでもなお水洗トイレが不足する場合は、下水管直結型マンホールトイレを整備します。

(3) 地域

ライフラインの供給停止により、住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、防災用井戸、河川水等によって水を確保して下水道機

- (2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。
- (3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。
- (4) 特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。
- (※) 特別区災害対策本部長は、「特別区相互支援協定」における支援対策本部長が兼務、支援対策本部未設置時その決定方法を準用する（平成28年2月12日特別区清掃主管部長会）。

4 東京都の役割

特別区よりバキューム車の配車について支援の要請があったときは、

ア 23区内の一般廃棄物収集運搬事業者団体(二十三区ビルピット汚泥適正処理推進協議会、東京廃棄物事業協同組合、東京環境保全協会)

イ 多摩地区市町村

ウ 他県(埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、栃木県)

に対し、バキューム車の広域応援を要請し、特別区に供給が可能な台数を取りまとめて、特別区初動対策本部（または特別区対策本部）へ報告します。

第2 し尿処理体制

1 活動方針

区はガイドラインを基準として、特別区対策本部や東京都等、他の主体と連携しながら、発災後、速やかにし尿の収集運搬作業を開始し、被害の大きな地域も含めて区内全域における生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

2 災害時のし尿処理の原則

- (1) し尿処理は特別区内の処理を原則として、23区が連携して処理を行います。
- (2) し尿処理はマンホールトイレ等、下水処理を優先した施設整備や資機材の調達を行い、バキューム車の利用の抑制に努めます。
- (3) マンホールトイレの不足等により、便槽型仮設トイレを設置したことでバキューム車を使用する場合は、下水道施設（水再生センター及び主要管きよの指定マンホール）への投入により処理します。
- (4) 携帯トイレ、簡易便器によって排出されるし尿は清掃工場焼却処理を行います。
- (5) 住民や事業者に対する処理方法等の事前周知に積極的に取り組みます。

第3 し尿処理方法

1 避難所等における対応

(1) 避難場所（広域避難場所）

避難場所の水洗トイレが上水道の断水により使用できないときは、防災用井戸、雨水貯留槽等によって水を確保します。また、下水道の破損により水洗機能が使用できないときは、携帯トイレを配布し、衛生環境を確保します。

(2) 避難所

避難所の仮設トイレについては、付近の下水道マンホールの上に仮設トイレを設置し、下水道機能の活用を図り、避難所の衛生環境を確保します。被災後、断水した場合には、学校のプール防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能を活用します。それでもなお水洗トイレが不足する場合は、下水管直結型マンホールトイレを整備します。

(3) 地域

ライフラインの供給停止により、住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、防災用井戸、河川水等によって水を確保して下水道機

能を活用します。また、区があらかじめ指定した下水道マンホールの上に組立トイレを設置し、震災時用仮設マンホールトイレとして確保します。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活水の確保に努めることや、下水道の損傷による水洗機能の不具合に備え、携帯トイレの備蓄や集積場所への出し方についても啓発します。

2 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

防災関係機関は、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮します。

①設置体制等

貯留型マンホールトイレの整備を進めるとともに、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備します。

②高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮した機種を考慮し、選定します。

③便槽型仮設トイレの設置における留意事項

便槽型仮設トイレの設置を行う際は、協定事業者等の協力によりバキューム車による収集を開始する日から逆算して、タンク容量を超えないよう計画的に行います。

また、設置計画を策定する際は、バキューム車が進入、転回、収集するスペースをあらかじめ確保します。

(2) し尿収集・処理計画

①仮設トイレ等の設置状況の把握

便槽付仮設トイレ状況を把握し、収集体制を整備します。

②携帯トイレの収集車両の確保

区は、清掃工場で焼却する携帯トイレの収集について、周囲への飛散の恐れがあることから、プレス車両が使用できないため、資源回収車や粗大ごみ収集車の活用に向けて、委託事業者との連携を進めます。

③し尿の収集処理体制

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-14-2 便槽型仮設トイレのし尿収集処理体制 参照)

能を活用します。また、区があらかじめ指定した下水道マンホールの上に組立トイレを設置し、震災時用仮設マンホールトイレとして確保します。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活水の確保に努めることや、下水道の損傷による水洗機能の不具合に備え、携帯トイレの備蓄や集積場所への出し方についても啓発します。

2 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

防災関係機関は、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮します。

①設置体制等

貯留型マンホールトイレの整備を進めるとともに、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備します。

②高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮した機種を考慮し、選定します。

③便槽型仮設トイレの設置における留意事項

便槽型仮設トイレの設置を行う際は、協定事業者等の協力によりバキューム車による収集を開始する日から逆算して、タンク容量を超えないよう計画的に行います。

また、設置計画を策定する際は、バキューム車が進入、転回、収集するスペースをあらかじめ確保します。

(2) し尿収集・処理計画

①仮設トイレ等の設置状況の把握

便槽付仮設トイレ状況を把握し、収集体制を整備します。

②携帯トイレの収集車両の確保

区は、清掃工場で焼却する携帯トイレの収集について、周囲への飛散の恐れがあることから、プレス車両が使用できないため、資源回収車や粗大ごみ収集車の活用に向けて、委託事業者との連携を進めます。

③し尿の収集処理体制

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-14-2 便槽型仮設トイレのし尿収集処理体制 参照)

該当部分	震災編第3部第14章第4節 がれき処理計画
機関名	港区（みなとりサイクル清掃事務所）

修正案	現 行
<p>第4節 がれき処理計画</p> <p>第1 各主体の役割</p> <p>1 区の役割</p> <p>(1) 区内の道路の被害状況や障害物等についての情報を把握します。</p> <p>(2) 災害がれき(以下「がれき」といいます。)の一次仮置場を確保します。</p> <p>(3) 東京区政会館内に設置を予定している 特別区災害廃棄物処理初動本部へ職員を派遣します。</p> <p>(4) ガイドラインで定めた方法によりがれきの発生量を推計して、処理方針を策定の上、「災害がれき処理実施計画」を作成します。</p> <p>(5) 発災から72時間後以降、速やかにがれき(道路啓開がれきを含む)の収集と処理を開始します。</p> <p>(6) がれきの処分方法や一次仮置場等への直接搬入の禁止等について、区民や事業者に周知を行います。</p> <p>2 特別区災害廃棄物処理初動本部(※)の役割(以下この節において「特別区初動本部」といいます。)</p> <p>(1) 東京二十三区清掃一部事務組合の管理する施設、東京都の最終処分場、民間の廃棄物処理施設の被災状況を把握して、各区のがれき担当課に連絡します。</p> <p>(2) 清掃工場等の所在区から施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。</p> <p>(3) 前日に各区から報告のあったがれきの搬入量を集計して、清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮して各区の搬入工場、搬入量を決定し、各区のがれき担当課へ連絡します。</p> <p>(4) 特別区から東京都に要請した広域応援体制等による収集車が配車される場合は、各区への配車台数を調整して、各区のがれき担当課へ連絡します。</p> <p>なお、この特別区初動本部は、次の特別区災害廃棄物処理対策本部の設置により業務を引き継いだ後、解散します。</p> <p>(※) 特別区内の1か所以上で震度6弱以上が観測され、特別区災害廃棄物処理初動本部長等が招集した場合に東京区政会館内に設置されます。</p> <p>3 特別区災害廃棄物処理対策本部(※)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)</p> <p>(1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。</p> <p>(2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。</p> <p>(3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。</p> <p>(4) 二次仮置場、処理施設へのがれきの搬入調整を行います。</p> <p>(5) 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所の設置・運営を行います。</p> <p>(6) その他特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図りま</p>	<p>第4節 がれき処理計画</p> <p>第1 各主体の役割</p> <p>1 区の役割</p> <p>(1) 区内の道路の被害状況や障害物等についての情報を把握します。</p> <p>(2) 災害がれき(以下「がれき」といいます。)の一次仮置場を確保します。</p> <p>(3) 東京区政会館内に設置を予定している(仮称)特別区災害廃棄物処理初動対策本部へ職員を派遣します。</p> <p>(4) ガイドラインで定めた方法によりがれきの発生量を推計して、処理方針を策定の上、「災害がれき処理実施計画」を作成します。</p> <p>(5) 発災から72時間後以降、速やかにがれき(道路啓開がれきを含む)の収集と処理を開始します。</p> <p>(6) がれきの処分方法や一次仮置場等への直接搬入の禁止等について、区民や事業者に周知を行います。</p> <p>2 (仮称)特別区災害廃棄物処理初動対策本部(※)の役割(以下この節において「特別区初動対策本部」といいます。)</p> <p>(1) 東京二十三区清掃一部事務組合の管理する施設、東京都の最終処分場、民間の廃棄物処理施設の被災状況を把握して、各区のがれき担当課に連絡します。</p> <p>(2) 清掃工場等の所在区から施設周辺の道路の被災状況等について報告を受け、23区間の情報の共有化と一元化を図ります。</p> <p>(3) 前日に各区から報告のあったがれきの搬入量を集計して、清掃工場の稼働状況、交通状況、地理的条件を考慮して各区の搬入工場、搬入量を決定し、各区のがれき担当課へ連絡します。</p> <p>(4) 特別区から東京都に要請した広域応援体制等による収集車が配車される場合は、各区への配車台数を調整して、各区のがれき担当課へ連絡します。</p> <p>なお、この特別区初動対策本部は、次の(仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部の設置により業務を引き継いだ後、解散します。</p> <p>(※) 特別区内の1か所以上で震度6強以上が観測された場合、または、特別区災害廃棄物処理初動対策本部長が召集した場合に東京区政会館内に設置されます。</p> <p>3 (仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部(※)の役割(以下この節においては「特別区対策本部」といいます。)</p> <p>(1) 特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、関係団体(以下「関係者」という。)の情報連絡体制の確保と情報収集を行います。</p> <p>(2) 関係者からの情報の一元化と整理を行います。</p> <p>(3) 関係者への情報発信と共有化を図ります。</p> <p>(4) 二次仮置場、処理施設へのがれきの搬入調整を行います。</p> <p>(5) 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所の設置・運営を行います。</p>

す。

(※) 特別区災害廃棄物処理対策本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てます(令和2年2月14日特別区区長会総会)。

4 東京都の役割

- (1) 東京都産業廃棄物協会加盟事業者等から、事業者施設における災害がれきの受入可能量について情報収集を行うとともに、搬入可能な施設について特別区対策本部(または特別区初動対策本部)に連絡します。
- (2) 区のみでは一次仮置場に必要土地の確保が困難な場合は、所有地の貸与について検討します。
- (3) 各区が締結している協定先等だけではがれきの運搬車両等を確保できない場合は、し尿処理におけるバキューム車に準じ、多摩地区及び他県への支援要請を行い、その結果を特別区対策本部(または特別区初動本部)に連絡します。

第2 がれき処理体制

1 活動方針

区はガイドラインを基準として、他区や東京都等の主体と連携しながら、発災後、速やかにがれきの処理を開始し、速やかな都市機能の回復を目指します。

また、がれきについては可能な限り再利用、再生利用が図られるよう適正に処理します。

2 災害時のがれき処理の原則

(1) 区による処理

災害がれきは一般廃棄物であり、区が一義的に責任を持って処理します。

(2) 共同処理

特別区は互いに連携し、一体となつてがれき処理を行います。

(3) 関係者間の連携

がれき処理にあたっては、特別区・東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、協定事業者等が緊密な連携を図りながら処理を行います。

(4) 速やかな処理

①速やかな復興を図るため可能な限り短期間での処理を目指します。

②短期間での処理を実現するため、がれき処理にあたっては特別区内にある既存の処理施設の活用を原則としつつも、必要に応じて広域処理、仮設処理施設の整備も検討します。

第3 港区におけるがれき発生量の推計

ガイドラインによる東京湾北部地震(M7.3、冬の夕方18時)が発生した場合の港区におけるがれきの推計量は次のとおりです。

建 物 種 類	被害 区分	棟数 (棟)	がれき 発生量 (t)	がれきの組成				
				コンクリ ートがら	木くず	金属くず	その他 可燃	その他 不燃
木 造	全壊	1,538	90,896	43,132	18,619	1,232	3,483	24,429
	半壊	2,685	79,342	37,649	16,252	1,076	3,041	21,324
	焼失	276	6,265	3,691	319	105	60	2,090
非木造	全壊	596	371,368	316,032	1,893	26,116	3,410	23,916
	半壊	1,703	530,570	451,512	2,705	37,312	4,872	34,169

(6) その他特別区全体の災害廃棄物処理について、東京都とも連携して広域処理も含めた調整を図ります。

(※) 特別区災害廃棄物処理対策本部長は、「特別区相互支援協定」における支援対策本部長が兼務、支援対策本部未設置時その決定方法を準用する(平成28年2月12日特別区清掃主管部長会)。

4 東京都の役割

- (1) 東京都産業廃棄物協会加盟事業者等から、事業者施設における災害がれきの受入可能量について情報収集を行うとともに、搬入可能な施設について特別区対策本部(または特別区初動対策本部)に連絡します。
- (2) 区のみでは一次仮置場に必要土地の確保が困難な場合は、所有地の貸与について検討します。
- (3) 各区が締結している協定先等だけではがれきの運搬車両等を確保できない場合は、し尿処理におけるバキューム車に準じ、多摩地区及び他県への支援要請を行い、その結果を特別区対策本部(または特別区初動本部)に連絡します。

第2 がれき処理体制

1 活動方針

区はガイドラインを基準として、他区や東京都等の主体と連携しながら、発災後、速やかにがれきの処理を開始し、速やかな都市機能の回復を目指します。

また、がれきについては可能な限り再利用、再生利用が図られるよう適正に処理します。

2 災害時のがれき処理の原則

(1) 区による処理

災害がれきは一般廃棄物であり、区が一義的に責任を持って処理します。

(2) 共同処理

特別区は互いに連携し、一体となつてがれき処理を行います。

(3) 関係者間の連携

がれき処理にあたっては、特別区・東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、協定事業者等が緊密な連携を図りながら処理を行います。

(4) 速やかな処理

①速やかな復興を図るため可能な限り短期間での処理を目指します。

②短期間での処理を実現するため、がれき処理にあたっては特別区内にある既存の処理施設の活用を原則としつつも、必要に応じて広域処理、仮設処理施設の整備も検討します。

第3 港区におけるがれき発生量の推計

ガイドラインによる東京湾北部地震(M7.3、冬の夕方18時)が発生した場合の港区におけるがれきの推計量は次のとおりです。

建 物 種 類	被害 区分	棟数 (棟)	がれき 発生量 (t)	がれきの組成				
				コンクリ ートがら	木くず	金属くず	その他 可燃	その他 不燃
木 造	全壊	1,538	90,896	43,132	18,619	1,232	3,483	24,429
	半壊	2,685	79,342	37,649	16,252	1,076	3,041	21,324
	焼失	276	6,265	3,691	319	105	60	2,090
非木造	全壊	596	371,368	316,032	1,893	26,116	3,410	23,916
	半壊	1,703	530,570	451,512	2,705	37,312	4,872	34,169

合 計	6,798	1,078,440	852,016	39,788	65,842	14,866	105,928
-----	-------	-----------	---------	--------	--------	--------	---------

※推計計算の過程での端数調整の影響により、個々の内訳の計と合計は一致しない場合があります。

第4 処理計画

1 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの処理

他のがれきに先駆けて、救援活動等を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集した
がれきを一次仮置場に搬入して、ガイドラインに従って、可燃物、木くず、コンクリートくず等に分別
し、特別区対策本部(特別区初動対策本部)が設置する二次仮置場に搬出します。

(震災資料編 震3-14-3 がれき処理の基本的な流れ 参照)

2 建物から発生するがれき発生量の推計とがれき処理実施計画の策定

発災後、実際の建物の被害状況(全壊及び半壊建物数)を確認した上で、ガイドラインに従って「がれ
き」発生量を推計し、災害がれき処理実施計画を作成します。

$$\text{がれき発生量} = \Sigma \left[\text{がれきの組成毎に(全壊棟数+半壊棟数/2+焼失棟数)} \right. \\ \left. \times 1 \text{棟あたりのがれき発生量} \right] \times (\text{がれき種類組成})$$

【1棟あたりのがれき発生量】(単位:トン/棟)

区 分	廃棄物量
木 造	59.1
非木造	623.1
焼 失	22.7

【解体工事実施率】(単位:%)

区 分	割 合
全 壊	100
半 壊	50
焼 失	100

【1棟あたりのがれき種類組成】(単位:%)

区 分	コンクリートがら	木くず	金属くず	その他(可燃)	その他(不燃)
木 造	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼 失	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

3 損壊した家屋等の解体・撤去

災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策
課 平成26年6月)によると、「被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるもの
であり、国庫補助の対象外である。ただし、阪神・淡路大震災及び東日本大震災においては、極めて甚大
な被害が生じたことに鑑み、家屋の解体費を特例として補助対象としたところである」(質疑応答問42)
とされています。その後に発生した「平成28年熊本地震」でも同様の特例措置が講じられていることか
ら、災害により損壊した家屋等(中小企業者の建物が対象に含まれることがあるため「家屋等」としてい
ます。)の解体・撤去について国庫補助の対象となる場合には、区がその解体、撤去を建物所有者の申請
に基づき行います。(建物所有者が自ら解体・撤去した場合でも国庫補助の対象に含まれることがありま
す。)

この場合は、「がれき処理対策班(仮称、以下「対策班」といいます。)」を設置して、次の業務を迅
速に行い、早期の復興を目指します。

合 計	6,798	1,078,440	852,016	39,788	65,842	14,866	105,928
-----	-------	-----------	---------	--------	--------	--------	---------

※推計計算の過程での端数調整の影響により、個々の内訳の計と合計は一致しない場合があります。

第4 処理計画

1 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの処理

他のがれきに先駆けて、救援活動等を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集した
がれきを一次仮置場に搬入して、ガイドラインに従って、可燃物、木くず、コンクリートくず等に分別
し、特別区対策本部(特別区初動対策本部)が設置する二次仮置場に搬出します。

(震災資料編 震3-14-3 がれき処理の基本的な流れ 参照)

2 建物から発生するがれき発生量の推計とがれき処理実施計画の策定

発災後、実際の建物の被害状況(全壊及び半壊建物数)を確認した上で、ガイドラインに従って「がれ
き」発生量を推計し、災害がれき処理実施計画を作成します。

$$\text{がれき発生量} = \Sigma \left[\text{がれきの組成毎に(全壊棟数+半壊棟数/2+焼失棟数)} \right. \\ \left. \times 1 \text{棟あたりのがれき発生量} \right] \times (\text{がれき種類組成})$$

【1棟あたりのがれき発生量】(単位:トン/棟)

区 分	廃棄物量
木 造	59.1
非木造	623.1
焼 失	22.7

【解体工事実施率】(単位:%)

区 分	割 合
全 壊	100
半 壊	50
焼 失	100

【1棟あたりのがれき種類組成】(単位:%)

区 分	コンクリートがら	木くず	金属くず	その他(可燃)	その他(不燃)
木 造	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼 失	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

3 損壊した家屋等の解体・撤去

災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用 環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策
課 平成26年6月)によると、「被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるもの
であり、国庫補助の対象外である。ただし、阪神・淡路大震災及び東日本大震災においては、極めて甚大
な被害が生じたことに鑑み、家屋の解体費を特例として補助対象としたところである」(質疑応答問42)
とされています。その後に発生した「平成28年熊本地震」でも同様の特例措置が講じられていることか
ら、災害により損壊した家屋等(中小企業者の建物が対象に含まれることがあるため「家屋等」としてい
ます。)の解体・撤去について国庫補助の対象となる場合には、区がその解体、撤去を建物所有者の申請
に基づき行います。(建物所有者が自ら解体・撤去した場合でも国庫補助の対象に含まれることがありま
す。)

この場合は、「がれき処理対策班(仮称、以下「対策班」といいます。)」を設置して、次の業務を迅
速に行い、早期の復興を目指します。

(1) 受付事務

国の特例措置が講じられることが決定次第、対策班は、建物所有者からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置します。申請を受け付けた後、その家屋等の危険度の判定区分や所有権等の権利関係等を確認し、区が解体・撤去を実施する決定を行います。

(2) 民間事業者との契約事務

区が解体・撤去すると決定した家屋等について、対策班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間事業者と解体・撤去作業の委託契約を締結します。

(3) 適正処理の指導事務

区が解体・撤去を行った家屋等については、区が指定した分別区分に分けて一次仮置場に搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底します。

4 がれきの仮置場の設置

がれきについては、特別区が連携し、一体となって処理する観点から、仮置場についてはガイドラインにより次のように設置します。

(1) 一次仮置場

区内から発生したがれきは区が一次仮置場を設置して、下記の区分に分別して、特別区初動本部(また特別区対策本部)が設置する二次仮置場へ搬出します。なお、緊急道路障害物除去作業により収集したがれきから処理を行い、その後に家屋等の解体等により発生したがれきの積替えに使用します。区内では一次仮置場について、まとまった敷地面積を確保することが困難と考えられることから、ガイドラインを基準に以下の分別区分に分けて、二次仮置場に直接搬入します。

- ①可燃物(量は自然発火する可能性あるため他の可燃物とは分けて適正に管理する)
- ②木くず
- ③不燃物
- ④金属くず
- ⑤コンクリートくず
- ⑥アスファルトくず
- ⑦家電、自転車
- ⑧危険物、有害廃棄物(種類ごとに分別)
- ⑨上記①～⑧に分別困難な混合物

(1) 受付事務

国の特例措置が講じられることが決定次第、対策班は、建物所有者からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置します。申請を受け付けた後、その家屋等の危険度の判定区分や所有権等の権利関係等を確認し、区が解体・撤去を実施する決定を行います。

(2) 民間事業者との契約事務

区が解体・撤去すると決定した家屋等について、対策班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間事業者と解体・撤去作業の委託契約を締結します。

(3) 適正処理の指導事務

区が解体・撤去を行った家屋等については、区が指定した分別区分に分けて一次仮置場に搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底します。

4 がれきの仮置場の設置

がれきについては、特別区が連携し、一体となって処理する観点から、仮置場についてはガイドラインにより次のように設置します。

(1) 一次仮置場

区内から発生したがれきは区が一次仮置場を設置して、下記の区分に分別して、特別区初動本部(また特別区対策本部)が設置する二次仮置場へ搬出します。なお、緊急道路障害物除去作業により収集したがれきから処理を行い、その後に家屋等の解体等により発生したがれきの積替えに使用します。区内では一次仮置場について、まとまった敷地面積を確保することが困難と考えられることから、ガイドラインを基準に以下の分別区分に分けて、二次仮置場に直接搬入します。

- ①可燃物(量は自然発火する可能性あるため他の可燃物とは分けて適正に管理する)
- ②木くず
- ③不燃物
- ④金属くず
- ⑤コンクリートくず
- ⑥アスファルトくず
- ⑦家電、自転車
- ⑧危険物、有害廃棄物(種類ごとに分別)
- ⑨上記①～⑧に分別困難な混合物

(2) 二次仮置場

二次仮置場は各区が分別したがいれきを民間の再資源化施設や最終処分場(または広域処理)へ効率的に搬出するため、23区内に複数か所、特別区対策本部(または特別区初動対策本部)が設置します

表3-14-4 仮置場の区分

	候補地	目的	搬入対象物
一次仮置場	港南緑水公園のほか、発災後に利用が可能な区内のオープンスペース	二次仮置場に搬出するための積み替え場所	緊急道路障害物除去がれき及び倒壊建物の解体・撤去がれき
二次仮置場	未定(特別区内に対策本部が複数設置する)	各区が分別したがいれきを再資源化施設等へ搬出するための積み替え場所	各区が一次仮置場で分別したがいれき

第5 処理に必要な協力体制について

がれきの処理に当たっては、民間業者に次の業務について資機材の提供等を含めた協力を要請し、効率的に実施します。

- 1 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱(または発生した災害の特別措置法等)に基づき区が実施する倒壊建物の解体・がれきの撤去
- 2 一次仮置場の設置支援業務
 - (1) 鉄板や仮囲いの設置等、一次仮置場の開設準備業務
 - (2) 仮置場の維持管理業務
- (3) 一次仮置場でのがれきの分別と二次仮置場への搬出業

(2) 二次仮置場

二次仮置場は各区が分別したがいれきを民間の再資源化施設や最終処分場(または広域処理)へ効率的に搬出するため、23区内に複数か所、特別区対策本部(または特別区初動対策本部)が設置します。

表3-14-4 仮置場の区分

	候補地	目的	搬入対象物
一次仮置場	港南緑水公園のほか、発災後に利用が可能な区内のオープンスペース	二次仮置場に搬出するための積み替え場所	緊急道路障害物除去がれき及び倒壊建物の解体・撤去がれき
二次仮置場	未定(特別区内に対策本部が複数設置する)	各区が分別したがいれきを再資源化施設等へ搬出するための積み替え場所	各区が一次仮置場で分別したがいれき

第5 処理に必要な協力体制について

がれきの処理に当たっては、民間業者に次の業務について資機材の提供等を含めた協力を要請し、効率的に実施します。

- 1 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱(または発生した災害の特別措置法等)に基づき区が実施する倒壊建物の解体・がれきの撤去
- 2 一次仮置場の設置支援業務
 - (1) 鉄板や仮囲いの設置等、一次仮置場の開設準備業務
 - (2) 仮置場の維持管理業務
- (3) 一次仮置場でのがれきの分別と二次仮置場への搬出業

該当部分	震災編第3部第18章第1節 応急教育の実施方法
機 関 名	港区（教育人事企画課）

修 正 案	現 行
<p>第1節 応急教育の実施方法</p> <p>第1 区の役割 被災した児童及び生徒の応急教育に関することを行います。</p> <p>第2 時系列の対応</p> <p>1 事前対応</p> <p>(1) 園長・校長は、災害時における教育活動を早期に再開するため、応急教育の実施計画を作成します。</p> <p>(2) 園長・校長は、幼児・児童・生徒の安全確保及び災害対応力の強化を図るため、次の事項等について災害対応マニュアル等を整備し、防災教育・防災訓練を充実させます。</p> <p>①日頃から安全教育・避難訓練等の充実に努め、幼児・児童・生徒が「危険を予測し、自らの力で危険を回避することができる態度や能力」の育成に関すること</p> <p>②災害時における園・学校と保護者との連絡方法に関すること（携帯電話・固定電話・電子メール・ホームページ・災害伝言ダイヤル等、多様な連絡方法の確保）</p> <p>③園・学校と災対教育委員会事務局、警察署及び消防署等の防災関係機関との連携体制に関すること</p> <p>④災害発生時の教職員の参集方法に関すること</p> <p>⑤「全国避難者情報システム」（総務省）の活用に関すること</p> <p>2 災害発生時の対応</p> <p>(1) 園長・校長は、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全を確保し、災害の状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えるとともに教職員はあらかじめ定められた災害対応マニュアル等に基づき適切に行動します。</p> <p>(2) 園長・校長は、災害の規模、幼児・児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、園舎・校舎の管理に必要な職員を確保し、態勢を確立します。</p> <p>(3) 園長・校長は、幼児・児童・生徒が在校中や休日等の部活動など、園・学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、気象・地震警報等発令時の区立幼稚園、小中学校の対応方針に沿って、安全に幼児・児童・生徒を園・学校内に保護します。安全に帰宅若しくは保護者への引渡しができるまでは、園・学校が保護するとともに保護者への連絡、安否確認等、適切な措置を講じます。</p> <p>(4) 園長・校長は、学校施設・設備の被災状況、教職員及び幼児・児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、必要に応じて休業、分散登校、他校の利用等、応急教育計画の見直しを図ります。</p> <p>(5) 園長・校長は、応急教育の実施計画を作成したときは、災対教育委員会事務局に報告するとともに速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図ります。</p> <p>(6) 園長・校長は、園・学校が区民避難所（地域防災拠点）として開設された場合、「区民避難所（地</p>	<p>第1節 応急教育の実施方法</p> <p>第1 区の役割 被災した児童及び生徒の応急教育に関することを行います。</p> <p>第2 時系列の対応</p> <p>1 事前対応</p> <p>(1) 園長・学校長は、災害時における教育活動を早期に再開するため、応急教育の実施計画を作成します。</p> <p>(2) 園長・学校長は、幼児・児童・生徒の安全確保及び災害対応力の強化を図るため、次の事項等について災害対応マニュアル等を整備し、防災教育・防災訓練を充実させます。</p> <p>①日頃から安全教育・避難訓練等の充実に努め、幼児・児童・生徒が「危険を予測し、自らの力で危険を回避することができる態度や能力」の育成に関すること</p> <p>②災害時における園・学校と保護者との連絡方法に関すること（携帯電話・固定電話・電子メール・ホームページ・災害伝言ダイヤル等、多様な連絡方法の確保）</p> <p>③園・学校と災対教育委員会事務局、警察署及び消防署等の防災関係機関との連携体制に関すること</p> <p>④災害発生時の教職員の参集方法に関すること</p> <p>⑤「全国避難者情報システム」（総務省）の活用に関すること</p> <p>2 災害発生時の対応</p> <p>(1) 園長・学校長は、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全を確保し、災害の状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えるとともに教職員はあらかじめ定められた災害対応マニュアル等に基づき適切に行動します。</p> <p>(2) 園長・学校長は、災害の規模、幼児・児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、園舎・校舎の管理に必要な職員を確保し、態勢を確立します。</p> <p>(3) 園長・学校長は、幼児・児童・生徒が在校中や休日等の部活動など、園・学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全に幼児・児童・生徒を園・学校内に保護します。安全に帰宅若しくは保護者への引渡しができるまでは、園・学校が保護するとともに保護者への連絡、安否確認等、適切な措置を講じます。</p> <p>(4) 園長・学校長は、学校施設・設備の被災状況、教職員及び幼児・児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、必要に応じて休校、二部授業、他校の利用等、応急教育計画の見直しを図ります。</p> <p>(5) 園長・学校長は、応急教育の実施計画を作成したときは、災対教育委員会事務局に報告するとともに速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図ります。</p> <p>(6) 園長・学校長は、園・学校が区民避難所（地域防災拠点）として開設された場合、「区民避難所（地</p>

防災拠点)としての役割」と本来の「教育施設としての役割」の両機能を調整し、避難所部分と園・学校機能部分を明確に分離するなどの必要な措置を行います。特に避難が中・長期化する場合には、各災対地区本部や避難者代表者等と協議し、子どもたちの教育活動に支障がないように対応します。

第3 応急教育場所の選定・確保

- 1 災対教育委員会事務局は、園舎・校舎等の被害状況を把握し、応急教育場所を選定・確保します。
- 2 園舎・校舎の被害が大きい等、当該の園・学校の外に応急教育場所を定めなければならない場合は、隣接園・学校、区内園・学校、区有施設、区内民間施設、区外園・学校及び区外民間施設等に応急教育場所を選定・確保します。

第4 災害復旧時の対応

- 1 園長・校長は、災対教育委員会事務局と連携し、教職員を掌握して幼児・児童・生徒の被災状況を調査し、園舎・校舎の環境を整備するとともに、教育活動の早期再開に向け教科書及び教材の確保に努めます。
- 2 応急教育を早期に実施するため、災対教育委員会事務局は、被災園・学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- 3 園長・校長は、応急教育を実施するため、災対教育委員会事務局からの指示事項を徹底させます。
- 4 応急教育計画に基づき、教育活動を再開した場合には、幼児・児童・生徒の登下校の安全の確保には万全を期します。応急教育の実施に際しては、健康及び安全教育、生活指導に特に留意します。
- 5 災害発生後、災害への恐怖や家族等の死傷に伴う悲しみ、将来への不安など、大人も子どもも心身が疲弊している状態にあります。そのため、園・学校は、災対教育委員会事務局と連携しながら、幼児・児童・生徒に対して、教職員による心のケアに努めるとともに、スクールカウンセラー、臨床心理士等の専門家の派遣などにより、心のケアの充実に努めます。
- 6 園・学校は、避難した幼児・児童・生徒の把握に努め、避難先の幼児・児童・生徒への応急教育計画に基づき行うよう努めます。
- 7 園長・校長は、災害の推移を把握し、港区震災復興本部組織及び災対教育委員会事務局と密接な連携のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に伝えます。

域防災拠点)としての役割」と本来の「教育施設としての役割」の両機能を調整し、避難所部分と園・学校機能部分を明確に分離するなどの必要な措置を行います。特に避難が中・長期化する場合には、各災対地区本部や避難者代表者等と協議し、子どもたちの教育活動に支障がないように対応します。

第3 応急教育場所の選定・確保

- 1 災対教育委員会事務局は、園舎・校舎等の被害状況を把握し、応急教育場所を選定・確保します。
- 2 園舎・校舎の被害が大きい等、当該の園・学校の外に応急教育場所を定めなければならない場合は、隣接園・学校、区内園・学校、区有施設、区内民間施設、区外園・学校及び区外民間施設等に応急教育場所を選定・確保します。

第4 災害復旧時の対応

- 1 園長・学校長は、災対教育委員会事務局と連携し、教職員を掌握して幼児・児童・生徒の被災状況を調査し、園舎・校舎の環境を整備するとともに、教育活動の早期再開に向け教科書及び教材の確保に努めます。
- 2 応急教育を早期に実施するため、災対教育委員会事務局は、被災園・学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- 3 園長・学校長は、応急教育を実施するため、災対教育委員会事務局からの指示事項を徹底させます。
- 4 応急教育計画に基づき、教育活動を再開した場合には、幼児・児童・生徒の登下校の安全の確保には万全を期します。応急教育の実施に際しては、健康及び安全教育、生活指導に特に留意します。
- 5 災害発生後、災害への恐怖や家族等の死傷に伴う悲しみ、将来への不安など、大人も子どもも心身が疲弊している状態にあります。そのため、園・学校は、災対教育委員会事務局と連携しながら、幼児・児童・生徒に対して、教職員による心のケアに努めるとともに、スクールカウンセラー、臨床心理士等の専門家の派遣などにより、心のケアの充実に努めます。
- 6 園・学校は、避難した幼児・児童・生徒の把握に努め、避難先の幼児・児童・生徒への応急教育計画に基づき行うよう努めます。
- 7 園長・学校長は、災害の推移を把握し、港区震災復興本部組織及び災対教育委員会事務局と密接な連携のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に伝えます。

該当部分	震災編第3部第22章 外国人支援政策
機関名	港区（地域振興課）

修正案	現行
<p>第22章 外国人支援対策</p> <p>港区に居住する外国人はおよそ1万9千人と港区の人口の1割弱を占めています。加えて、区内には80を超える大使館等やインターナショナルスクール、外国系企業も多く立地しています。外国人の多くは日本人より地震の体験や知識が少ないため、区に居住及び来訪する外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及・啓発を図るとともに、外国人支援のための体制等の整備を行います。</p>	<p>第22章 外国人支援対策</p> <p>港区に居住する外国人はおよそ1万9千人と港区の人口の1割弱を占めています。加えて、区内には80の大使館やインターナショナルスクール等、多くの外国系企業も立地しています。外国人の多くは日本人より地震の体験や知識が少ないため、区に居住及び来訪する外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及・啓発を図るとともに、外国人支援のための体制等の整備を行います。</p>

該当部分	震災編第3部第23章第1節 港区の活動計画
機関名	港区（環境課）

修正案	現 行
<p>第1節 港区の活動計画</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射線量や放射性物質の測定・検査と、結果を公表します。 健康相談に関する窓口を設置します。 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行います。 <p>第2 活動計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 体制の整備 放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合に、円滑かつ的確に対応できるよう、体制を整備し、区や都、国等による情報と連携し、区内の放射線量の測定結果及び放射性物質の検査結果等を基に、必要な対策を講じます。 区内の放射線量測定及び砂場の砂等の放射性物質検査 放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合は、区内の保育園や幼稚園、小・中学校、公園・児童遊園などの放射線量を測定するとともに、その結果について、速やかに区民等に情報提供します。 区内流通食品の放射性物質検査 区内で流通する食品の放射性物質を検査し、その結果について、速やかに区民等に情報提供します。 区民等への情報提供 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における区民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、区民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行います。 なお、情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めます。 また、原子力規制委員会や放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の発信する情報の収集に努め、東京都等の協力を得て、区内医療機関等に対して、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供します。 	<p>第1節 港区の活動計画</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射線量や放射性物質の測定・検査と、結果を公表します。 健康相談に関する窓口を設置します。 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行います。 <p>第2 活動計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 体制の整備 放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合に、円滑かつ的確に対応できるよう、体制を整備し、区や都、国等による情報と連携し、区内の放射線量の測定結果及び放射性物質の検査結果等を基に、必要な対策を講じます。 区内の放射線量測定及び砂場の砂等の放射性物質検査 放射性物質の放出等による影響が区内で発生した場合は、区独自に設置した区内2か所（港区役所及びお台場学園港陽小・中学校）の放射線モニタリングポストでの測定結果のほか、区内の保育園や幼稚園、小・中学校、公園・児童遊園などの放射線量を測定するとともに、その結果について、速やかに区民等に情報提供します。 区内流通食品の放射性物質検査 区内で流通する食品の放射性物質を検査し、その結果について、速やかに区民等に情報提供します。 区民等への情報提供 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における区民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、区民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行います。 なお、情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めます。 また、原子力規制委員会や放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の発信する情報の収集に努め、東京都等の協力を得て、区内医療機関等に対して、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供します。

該当部分	震災編第3部第25章（新設） 複合災害対策
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第25章 複合災害対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>複合災害対策について、区として実施すべき措置事項を示します。</p> </div> <p>第1節 複合災害発生時の対応</p> <p>東日本大震災では巨大地震、大津波、原子力発電所事故が重なる、複合的な災害が発生しました。このように、さまざまな災害が同時または短時間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されます。</p> <p>このため、区及び防災関係機関は、地震及び風水害等による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、区民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害の軽減を目指します。</p> <p>複合災害発生時は、「地域災害防災計画(風水害編)」とともに、災害対応を行っていくこととします。</p>	<p>(記載なし)</p>

該当部分	震災編第4部第1章第1節 震災復興の体制
機 関 名	港区（都市計画課）

修 正 案	現 行
<p>第1節 復興の定義</p> <p>大規模な震災被害が発生した場合には、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業など被災者の生活に関連した数多くの問題が発生します。また、被災者の中には、心身や財産に大きなダメージを受けるなどして、通常の生活に戻れないケースが生じることがあります。</p> <p>このため、区では、復興について「震災によって大きな変容を迫られた社会の中で、被災者が生活の変化にうまく対応するための営み」と定義します。</p> <p>第2節 復興の全体像</p> <p>復興を円滑に進めるためには、区民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要です。合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方について男女共同参画の視点で協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがいない場合には新たな組織づくりが必要になります。</p> <p>復興のプロセスは、その担い手により「地域力を活かした地域協働復興」「行政主導による復興」及び「被災者個人による独自復興」という3つのパターンが考えられます。</p> <p>「地域力を生かした地域協働復興」は、必要に応じ、復興を総合的に推進するための計画や地域協働復興により実施する環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する取決めを定めるなど、被災状況と地域特性に応じた様々な地域復興活動を行うことが可能です。</p> <p>地域協働復興は、効果的で総合的な復興へとつながるという視点において、理想的な取組であるといえます。</p> <p>第3節 復興の基本目標</p> <p>港区に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があります。</p> <p>復興に際しては、災害に強い安全・安心な港区の街づくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。</p> <p>第1 生活復興</p> <p>第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることです。</p> <p>心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにします。</p> <p>個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本です。区は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行います。</p> <p>自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興</p>	<p>第1節 復興の定義</p> <p>大規模な震災被害が発生した場合には、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業など被災者の生活に関連した数多くの問題が発生します。また、被災者の中には、心身や財産に大きなダメージを受けるなどして、通常の生活に戻れないケースが生じることがあります。</p> <p>このため、区では、復興について「震災によって大きな変容を迫られた社会の中で、被災者が生活の変化にうまく対応するための営み」と定義します。</p> <p>第2節 復興の全体像</p> <p>復興を円滑に進めるためには、区民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要です。合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方について男女共同参画の視点で協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり組織がある場合はそれが母体となり、それがいない場合には新たな組織づくりが必要になります。</p> <p>復興のプロセスは、その担い手により「地域力を活かした地域協働復興」「行政主導による復興」及び「被災者個人による独自復興」という3つのパターンが考えられます。</p> <p>「地域力を生かした地域協働復興」は、必要に応じ、復興を総合的に推進するための計画や地域協働復興により実施する環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する取決めを定めるなど、被災状況と地域特性に応じた様々な地域復興活動を行うことが可能です。</p> <p>地域協働復興は、効果的で総合的な復興へとつながるという視点において、理想的な取組であるといえます。</p> <p>第3節 復興の基本目標</p> <p>港区に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があります。</p> <p>復興に際しては、災害に強い安全・安心な港区の街づくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。</p> <p>第1 生活復興</p> <p>第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることです。</p> <p>心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにします。</p> <p>個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本です。区は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行います。</p> <p>自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興</p>

のための直接支援を行います。

第2 都市復興

人びとが暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた港区をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組みます。

- 1 特に大きな被害を受けた地域の復興を中心に、都市全体の防災性の向上をめざし、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行います。
- 2 復興の整備水準は、旧状の回復に留まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現をめざします。このため、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とします。
- 3 区民、事業者、区、都、国など、多様な主体がそれぞれの責務と役割を果たし、災害に強い街づくりを協働して行います。

第4節 港区震災復興マニュアル

区民等が1日も早く震災前の暮らしに戻るためには、震災後の復興の進め方について、基本的な考え方を予め定めておくことが必要です。

都では、平成30年3月に、都民向けに復興の全体像を提示した「東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編」と、各分野の具体的な施策を取りまとめた「東京都震災復興マニュアル 復興施策編」のそれぞれを修正しました。

区においても、速やかな復興対策を行うため、震災発生後に都市の復興及び生活の復興を図るうえで必要な区職員の行動手順と計画策定の指針を明らかにするとともに、復興を進めるための港区震災復興本部の設置など組織体制、財政運営方針などの事項を示した「港区震災復興マニュアル」を平成30年3月に改定しました。

第5節 港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金

震災発生時には、震災直後の応急対策活動はもとより、復旧復興活動を円滑かつ迅速に推進し、被災者の早期生活再建に寄与することが非常に重要です。

過去の大震災においては、被災者に対する生活再建支援に非常に多くの時間を費やしたことや被災自治体の需要と国等からの支援内容に齟齬が生じたことなどが、復旧復興対策を円滑に推進するための課題として挙げられております。

区においても、首都直下地震等の大震災が発生した場合には、多数の人的被害や建物被害が予想されることや国の機関や東京都も同時に被災することから、区民等に対する復旧復興の取組みが滞ることが想定されます。

また、震災は局地的豪雨や台風などの風水害、竜巻等その他災害に比べ、発生の頻度が低く予測することが困難であることや被害が広域的に生じることから、震災発生後の復旧復興活動には、巨額の財源と長期的な支援が必要となります。

このことから、区は、震災発生直後の応急対策活動から、住宅、医療、福祉などの区民の生活再建、被災した中小企業の事業再開をはじめとする活発な経済活動の支援や道路、橋りょう、学校等の公共施設などのインフラ整備など、復旧復興に必要な支援を国及び東京都に先駆け、速やかに実現し、震災以前の姿をいち早く取り戻すとともに、同じ被災を受けない「まち」の質の向上を図るため、震災の復旧復興活動に特化した財源である「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（略称：震災復興基金）」を設置します。

のための直接支援を行います。

第2 都市復興

人びとが暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた港区をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組みます。

- 1 特に大きな被害を受けた地域の復興を中心に、都市全体の防災性の向上をめざし、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行います。
- 2 復興の整備水準は、旧状の回復に留まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現をめざします。このため、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とします。
- 3 区民、事業者、区、都、国など、多様な主体がそれぞれの責務と役割を果たし、災害に強い街づくりを協働して行います。

第4節 港区震災復興マニュアル

区民等が1日も早く震災前の暮らしに戻るためには、震災後の復興の進め方について、基本的な考え方を予め定めておくことが必要です。

都では、平成28年3月に、都民向けに復興の全体像を提示した「東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編」と、各分野の具体的な施策を取りまとめた「東京都震災復興マニュアル 復興施策編」のそれぞれを修正しました。

区においても、速やかな復興対策を行うため、震災発生後に都市の復興及び生活の復興を図るうえで必要な区職員の行動手順と計画策定の指針を明らかにするとともに、復興を進めるための港区震災復興本部の設置など組織体制、財政運営方針などの事項を示した「港区震災復興マニュアル」を平成25年7月に改定しました。

第5節 港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金

震災発生時には、震災直後の応急対策活動はもとより、復旧復興活動を円滑かつ迅速に推進し、被災者の早期生活再建に寄与することが非常に重要です。

過去の大震災においては、被災者に対する生活再建支援に非常に多くの時間を費やしたことや被災自治体の需要と国等からの支援内容に齟齬が生じたことなどが、復旧復興対策を円滑に推進するための課題として挙げられております。

区においても、首都直下地震等の大震災が発生した場合には、多数の人的被害や建物被害が予想されることや国の機関や東京都も同時に被災することから、区民等に対する復旧復興の取組みが滞ることが想定されます。

また、震災は局地的豪雨や台風などの風水害、竜巻等その他災害に比べ、発生の頻度が低く予測することが困難であることや被害が広域的に生じることから、震災発生後の復旧復興活動には、巨額の財源と長期的な支援が必要となります。

このことから、区は、震災発生直後の応急対策活動から、住宅、医療、福祉などの区民の生活再建、被災した中小企業の事業再開をはじめとする活発な経済活動の支援や道路、橋りょう、学校等の公共施設などのインフラ整備など、復旧復興に必要な支援を国及び東京都に先駆け、速やかに実現し、震災以前の姿をいち早く取り戻すとともに、同じ被災を受けない「まち」の質の向上を図るため、震災の復旧復興活動に特化した財源である「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（略称：震災復興基金）」を設置します。

該当部分	震災編第4部第1章第5節 港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第5節 港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活および産業の安定のための基金</p> <p>1 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金の設置</p> <p>平成23年の東日本大震災では、これまでに例のない甚大な被害が発生、平成28年の熊本地震でも大きな被害が発生し、迅速な復旧復興のための支援など、従来の震災対策における課題が提起されました。</p> <p>区においても、首都直下地震等の震災が発生した場合には、多数の人的被害や建物被害が予想され、復旧復興には長い期間と大きな財政負担が必要となることから、平成29年4月、区は、震災の被害から区民の生命・財産を守り、速やかな復旧復興を実現するための財源確保を目的とした「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（以下この節においては「震災復興基金」といいます。）」を設置しました。</p> <p>その後、令和2年12月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める新型インフルエンザ等が発生し、区民生活や区内中小企業の事業活動に甚大な影響が及んだ場合に、感染拡大の防止、区民生活及び産業の安定のために活用できるよう震災復興基金の活用対象を見直し、名称を「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金（以下この節においては「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金」といいます。）」に改めました。</p> <p>2 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用した復旧復興事業の基本的考え方</p> <p>(1) 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金は、復旧復興までに長い期間と、大規模な財政負担を要する災害として、災害救助法が適用される地震災害及びこれに準ずる被害規模の地震災害における復旧復興事業に活用します。</p> <p>(2) 区は、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用し、国及び東京都の財政上の措置・支援を待たず、また、財政上の措置・支援の有無に関わらず、震災後の速やかな復旧復興を図るために必要な復旧復興事業を実施します。</p> <p>(3) 災害応急対策、区民生活の再建、産業の復旧復興、まちの復旧復興の4本の柱を軸に、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用し、区が行う復旧復興事業を定めます。</p> <p>① 災害応急対策では、災害救助法に定められた区民の生命、財産を守るための対策を実施します。</p> <p>② 区民生活の再建では、損壊した住宅の解体・撤去や、住宅の応急修理費用の助成、弔慰金・障害見舞金の支給、住宅の被害程度に応じた生活再建特別支援金の支給などの支援を実施します。</p> <p>③ 産業の復旧復興では、被災した中小企業が事業継続できるよう、損壊した店舗・事務所等の解体・撤去や、低利での融資あっせん、仮設商店街の設置などの支援を実施します。</p> <p>④ まちの復旧復興では、がれき処理、区が管理する土木施設や区有施設の復旧、社会福祉施設の復旧の支援のほか、街区全体が大きな被害を受けた地域の面的な市街地整備等を支援します。</p>	<p>第5節 港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金</p> <p>震災発生時には、震災直後の応急対策活動はもとより、復旧復興活動を円滑かつ迅速に推進し、被災者の早期生活再建に寄与することが非常に重要です。</p> <p>過去の大震災においては、被災者に対する生活再建支援に非常に多くの時間を費やしたことや被災自治体の需要と国等からの支援内容に齟齬が生じたことなどが、復旧復興対策を円滑に推進するための課題として挙げられております。</p> <p>区においても、首都直下地震等の大震災が発生した場合には、多数の人的被害や建物被害が予想されることや国の機関や東京都も同時に被災することから、区民等に対する復旧復興の取組みが滞ることが想定されます。</p> <p>また、震災は局地的豪雨や台風などの風水害、竜巻等その他災害に比べ、発生頻度が低く予測することが困難であることや被害が広域的に生じることから、震災発生後の復旧復興活動には、巨額の財源と長期的な支援が必要となります。</p> <p>このことから、区は、震災発生直後の応急対策活動から、住宅、医療、福祉などの区民の生活再建、被災した中小企業の事業再開をはじめとする活発な経済活動の支援や道路、橋りょう、学校等の公共施設などのインフラ整備など、復旧復興に必要な支援を国及び東京都に先駆け、速やかに実現し、震災以前の姿をいち早く取り戻すとともに、同じ被災を受けない「まち」の質の向上を図るため、震災の復旧復興活動に特化した財源である「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（略称：震災復興基金）」を設置します。</p>

該当部分	震災編第4部第2章第1節 震災復興の体制
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第1節 震災復興の体制</p> <p>第1 港区震災復興本部の設置</p> <p>震災が発生した際は、「港区災害対策本部条例」の定めるところにより設置する港区災害対策本部を中心に応急対策を実施します。</p> <p>震災により区内に重大な被害を受けた場合において、区民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため、区長が必要があると認めるときは、「港区防災対策基本条例」及び「港区震災復興本部条例」に基づき、港区震災復興本部を設置します。港区震災復興本部は、港区災害対策本部が策定する港区震災応急対策計画との連続性を確保しながら、復興対策へ迅速に移行するための組織となります。</p> <p>第2 港区震災復興本部の組織</p> <p>港区震災復興本部は、区長を本部長とし、副本部長を副区長及び教育長、本部員を本部長が指名する者（総合支所の長、部の長、担当部長、防災危機管理室長、みなと保健所長、会計管理者、教育委員会事務局教育推進部長、教育委員会事務局学校教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長、都市計画課長、企画課長、区長室長、防災課長）とします。</p>	<p>第1節 震災復興の体制</p> <p>第1 港区震災復興本部の設置</p> <p>震災が発生した際は、「港区災害対策本部条例」の定めるところにより設置する港区災害対策本部を中心に応急対策を実施します。</p> <p>震災により区内に重大な被害を受けた場合において、区民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため、区長が必要があると認めるときは、「港区防災対策基本条例」及び「港区震災復興本部条例」に基づき、港区震災復興本部を設置します。港区震災復興本部は、港区災害対策本部が策定する港区震災応急対策計画との連続性を確保しながら、復興対策へ迅速に移行するための組織となります。</p> <p>第2 港区震災復興本部の組織</p> <p>港区震災復興本部は、区長を本部長とし、副本部長を副区長及び教育長、本部員を本部長が指名する者（総合支所の長、部の長、担当部長、防災危機管理室長、みなと保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、区議会事務局長、都市計画課長、企画課長、区長室長、防災課長）とします。</p>

該当部分	震災編第4部第3章第2節 義援金配布計画
機 関 名	港区（保健福祉課）

修 正 案	現 行								
<p>第2節 義援金配付計画</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定します。 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にします。 <p>第2 活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援金募集の検討 都、区、日本赤十字社等は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定します。 東京都義援金配分委員会 (1) 東京都福祉保健局は、義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置します。 (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定します。 ①被災者への義援金の配分計画の策定 ②義援金の受付・配分に係る広報活動 ③その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成します。 ①都 ②区市町村 ③日本赤十字社 ④その他関係機関 (4) 区に直接、義援された義援金は別途対応するとともに、その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定めます。 義援金の受付・募集 義援金の受付、募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応します。 区の受付場所は、各災対地区本部とします。ただし、災害状況によっては、臨時に他の場所でも受け付けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	計 画 内 容	区	<ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委 	<p>第2節 義援金配付計画</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定します。 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にします。 <p>第2 活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援金募集の検討 都、区、日本赤十字社等は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定します。 東京都義援金配分委員会 (1) 東京都福祉保健局は、義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置します。 (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定します。 ①被災者への義援金の配分計画の策定 ②義援金の受付・配分に係る広報活動 ③その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成します。 ①都 ②区市町村 ③日本赤十字社 ④その他関係機関 (4) 区に直接、義援された義援金は別途対応するとともに、その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定めます。 義援金の受付・募集 義援金の受付、募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応します。 区の受付場所は、各災対地区本部とします。ただし、災害状況によっては、臨時に他の場所でも受け付けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	計 画 内 容	区	<ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委
機 関 名	計 画 内 容								
区	<ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委 								
機 関 名	計 画 内 容								
区	<ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委 								

	員会に送金します。
都福祉保健局 都総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都福祉保健局（指導監査部指導調整課）において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に都福祉保健局が普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 2 都福祉保健局が受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 3 都福祉保健局は、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。 4 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況についてホームページに掲載するなどにより、広く周知を図ります。
日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社東京都支部事務局（振興部振興課）及び都内日本赤十字社施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付けます。 また、災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。 2 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 3 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金します。

4 義援金の保管及び配分

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、区に送金します。

機関別の対応は、次のとおりです。

機 関 名	計 画 内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。 2 区は委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分します。 3 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告します。
都福祉保健局 都総務局	受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。
日本赤十字社 東京都支部	受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管します。

	員会に送金します。
都福祉保健局 都総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都福祉保健局（保健政策部国民健康保健課）において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に都福祉保健局が普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 2 都福祉保健局が受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 3 都福祉保健局は、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。 4 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況についてホームページに掲載するなどにより、広く周知を図ります。
日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社東京都支部事務局（振興部振興課）及び都内日本赤十字社施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付けます。 また、災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。 2 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 3 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金します。

4 義援金の保管及び配分

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、区に送金します。

機関別の対応は、次のとおりです。

機 関 名	計 画 内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。 2 区は委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分します。 3 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告します。
都福祉保健局 都総務局	受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。
日本赤十字社 東京都支部	受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管します。

該当部分	震災編第4部第3章第4節 租税等の徴収猶予及び減免
機関名	港区（国保年金課、介護保険課）

修正案	現 行
<p>第4節 租税等の徴収猶予及び減免</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定します。</p> <p>第2 区の租税等緩和措置</p> <p>被災した納税義務者、または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、「地方税法」または区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じます。</p> <p>1 特別区税の納税緩和措置</p> <p>（1）期限の延長</p> <p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと当該期限を延長します。</p> <p>①災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定します。</p> <p>②その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長します。</p> <p>（2）徴収猶予</p> <p>災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。</p> <p>なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。</p> <p>（3）滞納処分の執行の停止等</p> <p>災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じます。</p> <p>（4）減免</p> <p>被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行います。</p> <p>①特別区民税（都民税個人分を含む。）</p> <p>被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。</p> <p>②軽自動車税</p> <p>被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。</p> <p>2 国民健康保険事業</p> <p>（1）国民健康保険料の減免等</p> <p>① 減免</p> <p>災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、被災の状況に応じて保険料を減免します。</p> <p>② 徴収猶予</p>	<p>第4節 租税等の徴収猶予及び減免</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定します。</p> <p>第2 区の租税等緩和措置</p> <p>被災した納税義務者、または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、「地方税法」または区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じます。</p> <p>1 特別区税の納税緩和措置</p> <p>（1）期限の延長</p> <p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと当該期限を延長します。</p> <p>①災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定します。</p> <p>②その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長します。</p> <p>（2）徴収猶予</p> <p>災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。</p> <p>なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。</p> <p>（3）滞納処分の執行の停止等</p> <p>災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じます。</p> <p>（4）減免</p> <p>被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行います。</p> <p>①特別区民税（都民税個人分を含む。）</p> <p>被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。</p> <p>②軽自動車税</p> <p>被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。</p> <p>2 国民健康保険料の減免等</p> <p>（1）減免</p> <p>災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、被災の状況に応じて保険料を減免します。</p> <p>（2）徴収猶予</p>

災害により、資産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予します。

③ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等適切な措置を講じます。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財またはその財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と区長が認めたときは、認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

3 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（以下「被保険者」という。）、世帯主、配偶者または被保険者、世帯主もしくは配偶者の属する世帯の他の世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、被保険者の申請に基づき、日本年金機構が内容審査のうえ免除の承認をします。

4 保育所措置費徴収金基準額の減額

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額します。

5 介護保険料等の減免

(1) 介護保険料の減免

①減免

第一号被保険者等が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、生活困難な状態が著しいと認められたときは、申請に基づき保険料を減免します。

②徴収猶予

第一号被保険者等が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、一時的に生活が困難となった場合は、その申請により保険料の徴収を猶予します。

(2) 介護サービス利用者負担額の減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、利用者負担額を減免します。

6 後期高齢者医療制度

(1) 保険料の減免等

①減免

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の減免基準に基づき広域連合が審査・判定して、保険料を減免します。

②徴収猶予

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の徴収猶予の基準に基づき広域連合が判定して、保険料の徴収を猶予します。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

災害により、資産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予します。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等適切な措置を講じます。

3 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）またはその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、区への申請に基づき、年金事務所長は内容審査のうえ免除の承認をします。

4 保育所措置費徴収金基準額の減額

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額します。

5 介護保険料等の減免

(1) 介護保険料の減免

①減免

第一号被保険者等が震災、風水害、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、生活困難な状態が著しいと認められたときは、申請に基づき保険料を減免します。

②徴収猶予

第一号被保険者等が震災、風水害、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、一時的に生活が困難となった場合は、その申請により保険料の徴収を猶予します。

(2) 介護サービス利用者負担額の減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、利用者負担額を減免します。

6 後期高齢者医療制度

(1) 保険料の減免等

①減免

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の減免基準に基づき広域連合が審査・判定して、保険料を減免します。

②徴収猶予

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の徴収猶予の基準に基づき広域連合が判定して、保険料の徴収を猶予します。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財またはその財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と広域連合が認めたときは、広域連合の認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

第3 日本郵便株式会社の救急援護の特例

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社社長または郵便局長は、被災の実情に応じて次のとおり災害特別事務取扱いを実施します。

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 4 被災者救護のための寄付金送金用郵便振替の料金免除
- 5 為替貯金業務の非常取扱い
- 6 簡易保険業務の非常取扱い
- 7 その他

被災者あて郵便物の配達に当たっては、港区災害対策本部と連携を図りながら区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所への配達等可能な配慮を行います。

第4 国及び都の租税等緩和措置

税法等に基づき、それぞれの実態に応じ、租税等の緩和措置を講じます。

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財またはその財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と広域連合が認めたときは、広域連合の認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

第3 日本郵便株式会社の救急援護の特例

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社社長または郵便局長は、被災の実情に応じて次のとおり災害特別事務取扱いを実施します。

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 4 被災者救護のための寄付金送金用郵便振替の料金免除
- 5 為替貯金業務の非常取扱い
- 6 簡易保険業務の非常取扱い
- 7 その他

被災者あて郵便物の配達に当たっては、港区災害対策本部と連携を図りながら区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所への配達等可能な配慮を行います。

第4 国及び都の租税等緩和措置

税法等に基づき、それぞれの実態に応じ、租税等の緩和措置を講じます。

該当部分	震災編第4部第3章第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
機関名	港区（保健福祉課）

修正案		現行			
第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付 第1 災害弔慰金等の支給（災対保健福祉課） 1 区役割 (1) 災害弔慰金等の支給 (2) 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進 (3) 被災者生活再建支援金の支給 2 災害弔慰金等の支給 「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「同法施行規則」に基づき制定した「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」により、自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、精神または身体に著しい障害を受けた区民に対して、災害障害見舞金を次のとおり支給します。		第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付 第1 災害弔慰金等の支給（災対保健福祉課） 1 区役割 (1) 災害弔慰金等の支給 (2) 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進 (3) 被災者生活再建支援金の支給 2 災害弔慰金等の支給 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき制定した「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」により、災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神または身体に著しい障害を受けた区民に対して、災害障害見舞金を次のとおり支給します。			
種別	対象となる災害（自然災害）	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 区市町村内において住居が5世帯以上滅失した災害（該当区市町村内） 2 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害（該当区市町村がある都道府県内） 3 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害（該当区市町村がある都道府県内） 4 災害救助法	1 根拠法令「災害弔慰金の支給等に関する法律」 2 実施主体区（「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」による） 3 経費負担国1/2 都1/4 区1/4	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者と同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹	死亡者が生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不適当と認めた場合
災害障害見舞金			法別表に掲げる程度の障害がある者		法別表に掲げる程度の障害がある者
種別	対象となる災害（自然災害）	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 区において5世帯以上の住居が滅失した災害 2 1に定める程度以上の災害に準ずる程度以上の災害として内閣総理大臣が定めるもの	1 根拠法令「災害弔慰金の支給等に関する法律」 2 実施主体区（「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」による） 3 経費負担国1/2 都1/4 区1/4	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不適当と認めた場合
災害障害見舞金			法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者につき1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	法別表に掲げる程度の障害がある者

が適用された 区市町村をそ の区域内に含 む都道府県が 2以上ある場 合の災害（全 都道府県）					
---	--	--	--	--	--

3 港区災害見舞金の支給（各災対地区本部災対協働推進課）

「災害救助法」が適用されない小規模の災害により被害を受けた区民等に対して、次のとおり、港区災害見舞金を支給します。

被害区分	金額（円）		
	単身	二人以上世帯	事業所
住宅または事業所等若しくは家財の全壊、全焼または流失	50,000	70,000	50,000
住宅または事業所等若しくは家財の半壊または半焼	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷害（1人につき）	40,000		
死亡（1人につき）	120,000		

4 被災者生活再建支援金の支給（災対保健福祉課）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が**相互扶助の観点から**拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、**その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めます。**

(1) 根拠法令 「被災者生活再建支援法」

(2) 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行います。）

(3) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮¹、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、対象となる被害の程度は次のとおりです。

- ①「災害救助法施行令」第1条第1項1号または2号に該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ②10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ③100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

¹ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

(4) 対象となる被災世帯

- ①住宅が全壊した世帯

3 港区災害見舞金の支給（各災対地区本部災対協働推進課）

「災害救助法」が適用されない小規模の災害により被害を受けた区民等に対して、次のとおり、港区災害見舞金を支給します。

被害区分	金額（円）		
	単身	二人以上世帯	事業所
住宅または事業所等若しくは家財の全壊、全焼または流失	50,000	70,000	50,000
住宅または事業所等若しくは家財の半壊または半焼	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷害（1人につき）	40,000		
死亡（1人につき）	120,000		

4 被災者生活再建支援金の支給（災対保健福祉課）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援します。

(1) 根拠法令 「被災者生活再建支援法」

(2) 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行います。）

(3) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮¹、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、対象となる被害の程度は次のとおりです。

- ①「災害救助法施行令」第1条第1項1号または2号に該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ②10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ③100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

¹ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

(4) 適用対象世帯

- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(5) 支援金の支給額

被災世帯区分	支給額（単身世帯は3/4の額）			
	基礎支援金 （被害程度）	加算支援金 （再建方法）	合計	
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(5) 支援金額及び対象となる経費

支援金の対象となる経費は、「生活関係経費」と「居住関係経費」に区分され、下表に示す限度額の範囲内で①・②の経費に対して支給します。

区分	支給限度額		
	合計	内 生活関係経費 ①ア～カ	内 居住関係経費 ②ア～エ
複数世帯	300万円	100万円	200万円
単数（単身）世帯	225万円	75万円	150万円

①生活関係経費

- ア 通常生活に必要な物品の購入費または修理費（例、炊飯器、冷蔵庫、掃除機、洗濯機等）
- イ 住居の移転費（引越費用）
- ウ 特別な事情により生活に必要な物品の購入費または修理費（例、エアコン、学習机等）
- エ 自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費
- オ 住居の移転のための交通費
- カ 住宅を賃借する場合の礼金

②居住関係経費

- ア 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
- イ 住宅の解体（除去）・撤去・整地費
- ウ 住宅の建設、購入または補修のための借入金等利息
- エ ローンの保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

※ 大規模半壊世帯の場合、上記表の居住関係経費支給限度額の1/2のみが対象となり、生活関係経費は対象となりません。

(6) 支給に係るその他要件

世帯の収入の合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単数（単身）世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問いません。	300万円	225万円
500万円を超えて 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円を超えて 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯		

※ 要援護世帯は、重度の知的障害者世帯、1級の精神障害者世帯、1・2級の身体障害者世帯、母子・父子世帯、

第2 区の貸付等融資制度

1 区の役割

(1) 災害援護資金の貸付

2 災害援護資金の貸付（災対保健福祉課）

「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」（国の制度）、「東京都災害援護資金貸付事業実施要綱」に基づき制定した「港区災害援護資金貸付要綱」（都の制度）により、次のとおり災害援護資金を貸し付けます。

種別	災害援護資金の貸付	
貸付対象	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限ります。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額 ※その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円。	
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 区 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 都内で「災害救助法」が適用された区市町村が1以上ある災害	
貸付金額	貸付区分及び貸付限度額 【国の制度による貸付】 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失または流失 350万円 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の重複 250万円 (2) 2の(3)の重複 350万円 (3) 3の(2)の重複 350万円 【都の制度による貸付】 一律150万円 ※国の制度の限度額で不足する場合に、さらに貸付を受けることができます。	

生活保護世帯など。

第2 区の貸付等融資制度

1 区の役割

(1) 災害援護資金の貸付

2 災害援護資金の貸付（災対保健福祉課）

「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」により、次のとおり災害援護資金を貸し付けます。

種別	災害援護資金の貸付	
貸付対象	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限ります。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額 ※その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円。	
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 区（「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」による） 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 都において「災害救助法」による救助が行われた災害	
貸付金額	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失または流失 350万円 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の重複 250万円 (2) 2の(3)の重複 350万円 (3) 3の(2)の重複 350万円	

貸付条件	1	据置期間 3年（特別の場合5年）
	2	償還期間 据置期間経過後7年
	3	償還方法 年賦、半年賦もしくは月賦
	4	貸付利率 年1%（据置期間及び保証人を立てる場合は無利子）元利均等償還
	5	延滞利息 年5%
	6	保証人 無しでも可（ただし有利子） ※東日本大震災は特例有

3 港区緊急支援融資（災対産業振興課）

被災中小企業者に対しては、運転資金・設備資金の融資あっ旋を行います。

資格	1 区内に事業所（法人は本店登記）を有しかつ区内において同一事業を同一場所で引き続き1年以上営み、区民税（法人は事業税及び都民税法人分）を納付している者。個人事業者で港区に住所がある場合、同一事業を都内の同一場所で1年以上営み、特別区民税を納付している者（小規模企業者に限る）。
資格	2 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者。 3 災害で「中小企業信用保険法」の認定を受けた者または、区長が特別に救済を必要と認める者。
限度額	1 融資額 2,000万円
貸付条件	1 貸付期間 据置期間1年を含み運転資金7年以内、設備資金8年以内 2 利子 本人負担0.1% 3 連帯保証人 法人 代表者個人 個人 原則として不要 *利子については変動する場合があります。

4 緊急援護資金（港区社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害等により被害を受け、緊急に資金を必要とする低所得者で資金を他から借り受けることが困難な者	10万円以内	1 償還期間 貸付月の翌月から20月以内 2 利子 無利子 3 連帯保証人 1人 4 返還方法 月割均等返還

（根拠）

「社会福祉法人港区社会福祉協議会 緊急援護資金貸付規程」及び「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」

第3 都の貸付融資制度

1 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
------	------	------

貸付条件	1	据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）
	2	償還期間 据置期間経過後7年 （特別の事情がある場合5年）
	3	償還方法 半年賦
	4	貸付利率 年3%（据置期間中は無利子）元利均等償還
	5	延滞利息 年10.75%
	6	保証人 1人以上

3 港区緊急支援融資（災対産業振興課）

被災中小企業者に対しては、運転資金・設備資金の融資あっ旋を行います。

資格	1 区内に事業所（法人は本店登記）を有しかつ区内において同一事業を同一場所で引き続き1年以上営み、区民税（法人は事業税及び都民税法人分）を納付している者。個人事業者で港区に住所がある場合、同一事業を都内の同一場所で1年以上営み、特別区民税を納付している者（小規模企業者に限る）。
資格	2 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者。 3 災害で「中小企業信用保険法」の認定を受けた者または、区長が特別に救済を必要と認める者。
限度額	1 融資額 2,000万円
貸付条件	1 貸付期間 据置期間1年を含み運転資金7年以内、設備資金8年以内 2 利子 本人負担0.1% 3 連帯保証人 法人 代表者個人 個人 原則として不要 *利子については変動する場合があります。

4 緊急援護資金（港区社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害等により被害を受け、緊急に資金を必要とする低所得者で資金を他から借り受けることが困難な者	10万円以内	1 償還期間 貸付月の翌月から20月以内 2 利子 無利子 3 連帯保証人 1人 4 返還方法 月割均等返還

（根拠）

「社会福祉法人港区社会福祉協議会 緊急援護資金貸付規程」及び「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」

第3 都の貸付融資制度

1 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
------	------	------

低所得世帯のうち他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立することができる世帯	1 災害援護資金 1世帯150万円以内	1 据置期間 6か月～1年以内
	2 住宅資金 1世帯150万円以内(母子・女性世帯は、母子福祉資金または女性福祉資金が優先となります。)	2 償還期間 据置期間経過後5年～7年以内
	3 その他 生業費、福祉資金等	3 利率 年3%
		4 連帯保証人 1人
		5 償還方法 元金利子均等の月賦償還
		6 相談窓口 民生委員または港区社会福祉協議会

(根拠)

「生活福祉資金貸付制度要綱(平成5年6月16日 5福福地第189号)」及び「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」によります。

2 中小企業関係融資(都産業労働局金融部金融課)

災害復旧資金融資(災)

融資対象	都内に事業所(住居)を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの (1) 「災害救助法」の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
限度額	融資額 一災害につき 8,000万円
融資条件	1 使 途 災害復旧に必要な運転資金、及び設備資金 2 貸付期間 10年以内(据置期間1年を含む) ただし、特に必要があると認められる場合には、都において災害ごとに融資期間を拡大することができる。 3 利 率 年1.7%【固定金利】(平成28年4月1日現在) 責任共有制度の対象外となる場合 1.5% なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部(責任共有制度対象外との金利差相当分)を補助する。 4 保証人及び担保 (1) 保証人 連帯保証人を要す。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事、個人は原則として無し (2) 担 保 この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合には原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、原則として担保を要する。 (3) 融資形式 証書貸付とする。なお1年以内の場合は手形貸付とすることができる。 (4) 信用保証料 保証協会の定めるところによる。(都の補助あり) (5) 返済方法 分割返済(元金据置期間は1年以内)

第4 その他の融資関係

- 1 災害の内容により、日本政策金融公庫による災害復旧支援があります。

低所得世帯のうち他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立することができる世帯	1 災害援護資金 1世帯150万円以内	1 据置期間 6か月～1年以内
	2 住宅資金 1世帯150万円以内(母子・女性世帯は、母子福祉資金または女性福祉資金が優先となります。)	2 償還期間 据置期間経過後5年～7年以内
	3 その他 生業費、福祉資金等	3 利率 年3%
		4 連帯保証人 1人
		5 償還方法 元金利子均等の月賦償還
		6 相談窓口 民生委員または港区社会福祉協議会

(根拠)

「生活福祉資金貸付制度要綱(平成5年6月16日 5福福地第189号)」及び「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」によります。

2 中小企業関係融資(都産業労働局金融部金融課)

災害復旧資金融資(災)

融資対象	都内に事業所(住居)を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの (1) 「災害救助法」の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
限度額	融資額 一災害につき 8,000万円
融資条件	1 使 途 災害復旧に必要な運転資金、及び設備資金 2 貸付期間 10年以内(据置期間1年を含む) ただし、特に必要があると認められる場合には、都において災害ごとに融資期間を拡大することができる。 3 利 率 年1.7%【固定金利】(平成28年4月1日現在) 責任共有制度の対象外となる場合 1.5% なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部(責任共有制度対象外との金利差相当分)を補助する。 4 保証人及び担保 (1) 保証人 連帯保証人を要す。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事、個人は原則として無し (2) 担 保 この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合には原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、原則として担保を要する。 (3) 融資形式 証書貸付とする。なお1年以内の場合は手形貸付とすることができる。 (4) 信用保証料 保証協会の定めるところによる。(都の補助あり) (5) 返済方法 分割返済(元金据置期間は1年以内)

第4 その他の融資関係

- 1 災害の内容により、日本政策金融公庫による災害復旧支援があります。

該当部分	震災付編 第2章 防災関係機関の業務
機関名	東京ガス株式会社

修正案		現行	
第2章 防災関係機関の業務 区及び区の地域における防災関係機関等が実施する事務または業務は、次のとおりです。 1 区		第2章 防災関係機関の業務 区及び区の地域における防災関係機関等が実施する事務または業務は、次のとおりです。 1 区	
機関の名称	事務または業務	機関の名称	事務または業務
区	1 港区防災会議、港区災害対策本部に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること 4 地震予知情報等の収集伝達に関すること 5 区民等に対する防災対策の指導に関すること	区	1 港区防災会議、港区災害対策本部に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること 4 地震予知情報等の収集伝達に関すること 5 区民等に対する防災対策の指導に関すること
都 警視庁 愛宕警察署 三田警察署 高輪警察署 麻布警察署 赤坂警察署 東京湾岸警察署	1 各種情報等の収集及び伝達に関すること 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 3 交通の混乱等の防止に関すること	都 警視庁 愛宕警察署 三田警察署 高輪警察署 麻布警察署 赤坂警察署 東京湾岸警察署	1 各種情報等の収集及び伝達に関すること 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 3 交通の混乱等の防止に関すること
東京消防庁 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	1 各種情報の収集連絡に関すること 2 災害の予防・警戒に関すること 3 区民の指導に関すること 4 消防計画（危険物施設の予防規程を含む）に関すること	東京消防庁 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	1 各種情報の収集連絡に関すること 2 災害の予防・警戒に関すること 3 区民の指導に関すること 4 消防計画（危険物施設の予防規程を含む）に関すること
建設局 第一建設事務所 東部公園緑地事務所	1 道路及び橋りょうの保全に関すること 2 河川施設の保全に関すること	建設局 第一建設事務所 東部公園緑地事務所	1 道路及び橋りょうの保全に関すること 2 河川施設の保全に関すること
港湾局 東京港管理事務所 東京港建設事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の保全並びに復旧に関すること	港湾局 東京港管理事務所 東京港建設事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の保全並びに復旧に関すること
交通局 五反田駅務区 馬喰駅務区 日比谷駅務区 大門駅務区	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること	交通局 五反田駅務区 馬喰駅務区 日比谷駅務区 大門駅務区	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること

	都	水道局 中央支所 港営業所	1 水道施設の保全に関する事 2 応急給水準備に関する事		都	水道局 中央支所 港営業所	1 水道施設の保全に関する事 2 応急給水準備に関する事
		下水道局 中部下水道事務所 芝浦水再生センター 港出張所	1 下水道施設の保全に関する事 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関する事。			下水道局 中部下水道事務所 芝浦水再生センター 港出張所	1 下水道施設の保全に関する事 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関する事。
	指定地方行政機関	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	1 警戒宣言、地震予知情報等の伝達に関する事 2 情報の収集に関する事 3 海上交通安全の確保(危険物の保安措置、海上工事等の中止、航路障害物の発生防止、船舶交通の整理指導)に関する事 4 海上における治安の維持に関する事 5 航路標識等の施設の保全に関する事		指定地方行政機関	第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	1 警戒宣言、地震予知情報等の伝達に関する事 2 情報の収集に関する事 3 海上交通安全の確保(危険物の保安措置、海上工事等の中止、航路障害物の発生防止、船舶交通の整理指導)に関する事 4 海上における治安の維持に関する事 5 航路標識等の施設の保全に関する事
		東京国道事務所 品川出張所 代々木出張所	1 管轄道路の保全に関する事			東京国道事務所 品川出張所 代々木出張所	1 管轄道路の保全に関する事
	指定公共機関	日本郵便株式会社 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局	1 警戒宣言が発せられた場合は、原則としてその時点から業務の取扱いを停止する。ただし、警戒宣言が為替貯金等窓口取扱時間内に発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるための郵便貯金の払戻金払渡しを行う 2 警戒宣言が発せられた旨の周知を行う 3 発災に備え、防災措置及び非常飲料水等の保存を開始する		指定公共機関	日本郵便株式会社 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局	1 警戒宣言が発せられた場合は、原則としてその時点から業務の取扱いを停止する。ただし、警戒宣言が為替貯金等窓口取扱時間内に発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるための郵便貯金の払戻金払渡しを行う 2 警戒宣言が発せられた旨の周知を行う 3 発災に備え、防災措置及び非常飲料水等の保存を開始する
		東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社	1 電力需給に関する事 2 電力施設等の建設及び安全保安に関する事			東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社	1 電力需給に関する事 2 電力施設等の建設及び安全保安に関する事
		東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	1 鉄道輸送に関する事 2 鉄道施設の保全に関する事		東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	1 鉄道輸送に関する事 2 鉄道施設の保全に関する事	
		東京ガス株式会社 東京中支店	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設の保全に関する事		東京ガス株式会社 東京中支店	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設の保全に関する事	
		東日本電信電話株式会社 東京事業部	1 電報、電話等の通信の確保に関する事		東日本電信電話株式会社 東京事業部	1 電報、電話等の通信の確保に関する事	
		首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関する事 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事		首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関する事 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事	

指定地方公共機関	日本赤十字社 東京都支部港区地区	1 救護班の編成及び医療、助産救護に関すること 2 日本赤十字社医療施設の保全に関すること	指定地方公共機関	日本赤十字社 東京都支部港区地区	1 救護班の編成及び医療、助産救護に関すること 2 日本赤十字社医療施設の保全に関すること		
	東京地下鉄株式会社	1 鉄道輸送の確保に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること		東京地下鉄株式会社	1 鉄道輸送の確保に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること		
	東京モノレール株式会社	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること		東京モノレール株式会社	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること		
	京浜急行電鉄株式会社	1 旅客の安全確保及び鉄道等の安全確保に関すること 2 鉄道車両による避難者の輸送に関すること		京浜急行電鉄株式会社	1 旅客の安全確保及び鉄道等の安全確保に関すること 2 鉄道車両による避難者の輸送に関すること		
	株式会社ゆりかもめ	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること		株式会社ゆりかもめ	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること		
	公共的機関	一般社団法人 東京都港区医師会		1 医療救護及び助産救護活動に関すること 2 防疫活動の協力に関すること	公共的機関	一般社団法人 東京都港区医師会	1 医療救護及び助産救護活動に関すること 2 防疫活動の協力に関すること
		公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師会		1 歯科医療救護活動に関すること		公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師会	1 歯科医療救護活動に関すること
		公益社団法人 東京都港区麻布赤坂 歯科医師会				公益社団法人 東京都港区麻布赤坂 歯科医師会	
		一般社団法人 東京都港区薬剤師会		1 調剤・薬事指導に関すること 2 医薬品の仕分け等に関すること		一般社団法人 東京都港区薬剤師会	1 調剤・薬事指導に関すること 2 医薬品の仕分け等に関すること

風水害編

該当部分	風水害第1部第1章第7節 「港区地域防災計画（令和3年度第1回修正）」のポイント
機 関 名	港区（防災課）

修 正 案	現 行
<p>第7節 「港区地域防災計画（令和3年度第1回修正）」のポイント</p> <p>第1 令和3年度第1回修正の基本的考え方 令和3年度第1回修正に当たっては、特に直近で港区が主要課題としてきた取組に関わる①「令和元年台風19号等を踏まえた避難所機能の強化に関わる事項」②「がけ・擁壁対策に関わる事項」③「感染症対策に関わる事項」及び、④「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金に関わる事項」に加え、⑤「その他各防災関係機関において早急に修正が必要な事項」について修正します。</p> <p>第2 「港区地域防災計画（令和3年度第1回修正）」のポイント</p> <p>1 「令和元年台風19号等をふまえた避難所機能の強化」に関わる事項</p> <p>(1) 避難所の環境改善のための物品の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暑さ対策用物品の配備 避難所における暑さ対策として、令和元年度に冷風機及び大型扇風機を配備しました。 ・停電対策用物品の配備 避難所における停電対策の一環として令和元年度に、避難者のスマートフォン充電用蓄電池を配備しました。 ・プライバシー確保用物品の配備 避難所におけるプライバシー確保のため、令和2年度にパーテーションを配備しました。 <p>(2) 避難所に関する情報の発信体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港区避難所開設状況システム」の導入 避難所の開設状況や混雑具合等を区民へ発信するために、令和2年度に「港区避難所開設状況システム」を導入しました。 <p>(3) 災害時協定による物品輸送体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品輸送体制の強化 災害時における避難者用の物品の輸送体制を強化するため、令和2年度に区内の運送事業者と協定を締結しました。 <p>2 「がけ・擁壁対策」に関わる事項</p> <p>(1) 区内の土砂災害（特別）警戒区域の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップの作成及び配布 土砂災害防止法に基づき、平成29年度及び令和元年度に東京都が指定した土砂災害（特別）警戒区域について、ハザードマップを作成し、配布して区民に周知しています。 <p>(2) がけ・擁壁の注意喚起の強化</p>	<p>第7節 「港区地域防災計画（平成28年修正）」のポイント</p> <p>第1 平成28年修正の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発生が危惧されている首都直下地震や東海・東南海・南海地震に加え、近年多発している風水害に対しても万全の体制がとれるよう、各防災関係機関等との連携・協力の強化 2 平成24年修正以降に実施した災害対策の取組・検討状況を整理し、施策ごとに課題抽出や到達目標を設定 3 災害対策基本法及び水防法の法整備の内容と整合を図るとともに、国及び東京都の各種計画を反映 4 平成28年に発生した熊本地震や今後自然災害が発生した場合の新たな課題・教訓を柔軟に取り入れるなど、今日的な実災害対策への対応 <p>第2 施策の取組状況等</p> <p>平成24年修正以降に実施した施策の取組状況等は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強い街づくりを推進する <p>(1) 災害に強い街づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> ①区有施設の耐震化 区立の公共施設は、「新耐震設計法（昭和56年）」適用以前の小・中学校、いきいきプラザ等について耐震診断を実施し、必要に応じ順次、補強対策を実施し、耐震化率100%としました。 また、平成28年3月の東京都耐震改修促進計画の改定に伴い、港区耐震改修促進計画を改定します。 ②古川洪水対策（風水害編） 平成27年度末から、古川地下調節池の取排水が可能になりました。 <p>(2) 津波・液状化のシミュレーションを踏まえた対策の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被害が想定されるエリアの海拔標示板等の設置 津波による浸水被害が想定されるエリアに加え、他の地域の区有施設についても海拔標示板199枚と海拔標示シート57枚を設置しました。 ②津波避難ビルの指定 区内の浸水想定区域内の区有施設21か所を「津波避難ビル」として指定し、津波避難ビル標示板を設置しました。民間施設の津波避難ビルの指定については、引き続き、協議を進めていきます。 ③各種ハザードマップ（津波・浸水・液状化・揺れやすさ）の作成・更新 津波・液状化シミュレーションの結果を踏まえ、各種ハザードマップの作成・更新をしました。各種ハザードマップは、全戸配布を行い、区民への事前の周知を促進しました。 <p>(3) 放射能・放射線対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ①放射性モニタリングポストの設置、区民等への情報提供 区独自に設置した区内2か所（港区役所及びお台場学園港陽小・中学校）の放射線モニタリングポストでの測定結果のほか、区内の保育園や幼稚園、小・中学校、公園・児童遊園などの放射線量を測定するとともに、その結果について、速やかに区民等に情報提供します。

- ・「港区がけ・擁壁安全ハンドブック」の作成・配布

令和2年度に「港区がけ・擁壁安全ハンドブック」を作成・配布し、がけ・擁壁の維持管理を啓発しています。

(3) がけ・擁壁対策に係る支援の拡充

- ・がけ・擁壁改修工事等支援事業の拡大

区内で高さ2mを超えるがけ又は擁壁の所有者に対するアドバイザー派遣と、擁壁の新築工事や築造替え工事における工事費用の助成を行っています。

- ・港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業

ブロック塀等の除却工事及び除却に伴い新たに塀を設置する場合は、工事費用の一部助成を行っています。

3 「感染症対策」に関わる事項

(1) 感染症対策物品の配備

- ・体温計及び衛生用品の配備

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和2年度に非接触型体温計及びマスク、消毒液等の衛生用品を配備しました。

- ・テント等の配備

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和3年度にテント及びベッドを配備します。

(2) 避難所運営における感染症対策の強化

- ・1人当たりの避難スペースの拡大

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和2年度から1人当たりの避難スペースを暫定的に6㎡へ拡大しています。

- ・「避難所における感染症対策マニュアル」の整備

避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、令和2年度に、避難者受入の際の検温の実施や発熱者の対応等を定めた「避難所における感染症対策マニュアル」を整備しました。

(3) 協定締結による避難所の確保

- ・都立施設・ホテル等との協定締結

1人当たりの避難スペースの拡大に伴い、避難所の不足が見込まれるため、令和2年度から、都立施設・ホテル等と協定を締結し、避難所の確保を進めています。

4 「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金」に関わる事項

(1) 基金の活用に関する基本的な考え方

震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用し、災害救助法が適用される地震災害及びこれに準ずる被害規模の地震災害において、国及び東京都の財政上の措置又は支援の有無に関わらず、震災後の速やかな復旧復興を図るために必要な復旧復興事業を実施します。

また、災害応急対策、区民生活の再建、産業の復旧復興及びまちの復旧復興の4本の柱を軸に、震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金を活用します。

②港区放射性物質除染実施ガイドラインの策定

「港区放射性物質除染実施ガイドライン」等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じます。

2 人のつながりにより地域防災力を向上させる

東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の人のつながりを強化し地域防災力を向上させる取組を推進します。

(1) 各防災関係機関の態勢の検証と再構築

①災害対策本部の態勢の見直し

災害対策本部の事務分掌の平常時に近い内容に見直しを行い、迅速かつ円滑な災害対策本部態勢を確保しています。

また、災対台場地区対策室の設置により、台場地区の防災体制の強化を図りました。

②指定管理者の役割分担の明確化

避難所となる区有施設の指定管理者と災害時協定を締結し、円滑な避難所運営に向けた役割分担を明確化しました。

(2) 地域防災力の向上のための支援

①防災アドバイザー派遣等

区民や事業者からの依頼に応じて、職員による防災出張講座や防災アドバイザーの派遣を行い、防災知識の普及を推進しています。

②防災士資格取得支援及び防災学校の開催

防災士の資格取得支援や防災学校を通じて、地域の防災リーダーの育成を推進しています。

(3) 避難所の機能強化

①女性や要配慮者に配慮した備蓄物資の充実・強化

避難所生活における、女性や要配慮者等に配慮し、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等を購入し備蓄しています。

また、要配慮者等へ配慮した備蓄物資として、おかゆ、大人用おむつ及び簡易ベッド等も備蓄しています。

今後も避難者の生活ニーズに合わせた物資の備蓄を進めます。

②情報収集及び伝達機器の整備

非常用電源、防災行政無線移動系や災害時優先携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、インターネット環境等被災者による情報の収集及び伝達機器の整備を図ります。

また、特設災害時公衆電話を全ての避難所に整備することで、区民等の安否確認や連絡手段を確立します。

③避難所での飼養動物（ペット）対策

飼養動物（ペット）を、区民避難所（地域防災拠点）において適切に飼育・保護するために、一定の配慮のもと、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物（ペット）保護策等に取り組めます。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「（仮）区民避難所（地域防災拠点）におけるペット対応マニュアル」を策定し、避難所運営マニュアルへ反映します。

④要配慮者と連動した福祉避難所の運営

福祉避難所では、介護サービスを行うスペースも考慮する必要があることなどから、訓練を通じ、適

5 その他各防災関係機関において早急に修正が必要な事項

(1) 災害対策基本法の一部改正に伴う修正

- ・新たな避難情報に基づく避難情報の発令基準の改定

災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、令和3年度に避難勧告・指示が一本化され避難情報が見直されたことを受け、区の避難情報の発令基準を改定します。

(2) 土砂災害（特別）警戒区域の指定に伴う修正

- ・土砂災害（特別）警戒区域の指定

東京都が、土砂災害防止法に基づき、平成29年度及び令和元年度に土砂災害（特別）警戒区域を指定しました。

(3) 浸水被害想定の変更に伴う修正

- ・浸水被害想定の変更

東京都による浸水被害想定の変更に伴い各種ハザードマップを変更・作成しました。

(4) 複合災害に対する考え方の整理

- ・複合災害に対する考え方の整理

章を新設し、複合災害による被害の軽減を目指すことを明記します。

- ・洪水・高潮による浸水対策の実施

大型台風や集中豪雨等による浸水被害に備え、浸水想定区域にある区有施設について、城南地区河川流域(古川)・荒川・隅田川及び新河岸川流域の浸水想定と、高潮による浸水想定をもとに、浸水規模を踏まえた対策を実施します。

(5) 防災力向上支援の拡大

- ・共同住宅の防災力向上のための支援の実施

令和2年度に、区内の住宅に対する防災力向上支援の対象を、それまでの6階以上かつ50戸以上の高層住宅から、すべての共同住宅へと拡大し、防災組織の結成や結成後の活動の活性化に向けた支援等を実施しています。

(6) 港区BCPの改定

- ・「港区業務継続計画（震災編）」の改定

平成31年1月に、緊急時優先業務や必要な職員体制を見直すとともに、東京都が作成した計画と整合を図りながら災害時における受援について整理し、より実効性の高いものへ改定しました。

(7) 事業者BCP策定支援の実施

- ・「港区中小企業向けBCP（事業継続計画）作成マニュアル」の策定

令和2年3月に、「港区中小企業向けBCP（事業継続計画）作成マニュアル」を策定しました。

(8) 緊急医療救護所開設体制の強化

- ・「災害時における緊急医療救護所に関する協定」の締結

令和元年度に、区内12病院との間に「災害時における緊急医療救護所に関する協定」を締結しました。

(9) 災害時における性的マイノリティへの配慮

- ・避難所運営における性的マイノリティへの配慮

避難所運営の際には、プライバシー確保のためのパーテーションを活用し、避難者の状況に応じて生活空間を分けるなど、性的マイノリティの方に配慮します。

(10) 電線類地中化の推進

- ・電線類地中化の推進

電柱の倒壊や電線類の被災を軽減することにより、避難路や緊急輸送道路などの避難、救助、救援又は

宜受入人数の見直し及び新規指定先の検討等、機能の拡充を図ります。

また、災害時には、区と連絡等を行う必要があるため、防災行政無線の配備を行うほか、避難行動要支援者の対応に必要な備蓄物資や機材を追加配備していきます。

福祉避難所の施設職員は、災害時に施設入居者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

(4) 実効性ある要配慮者対策の構築

①関係者との支援協力

要配慮者のうち、避難行動要支援者は介護等を要するなど支援方法が異なるため、支援関係者による避難支援体制を構築します。

また、避難所や在宅者への対応についての相談体制を、高齢者相談センターとの連携を密にし、体制の構築を推進していきます。

②災害時避難行動要支援者名簿の整備

平成27年10月に「港区災害時避難行動要支援者登録事業」を開始しました。

区では、要配慮者のうち、災害時の避難行動に特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」と定義し、災害時避難行動要支援者登録名簿を整備します。

(5) 帰宅困難者対策

①国、都及び各防災関係機関、事業者との役割分担の明確化

平成23年10月に防災対策の基本理念や区・区民・事業者が取り組むべき基本的事項を定めた「港区防災対策基本条例」を制定し、この中で、帰宅困難者対策の実施に関する考え方や、従業員の一斉帰宅の抑制、来所者等の抱え込みを事業者の責務として明文化しました。

②帰宅困難者の一時滞在施設の確保

現在、確保している一時滞在施設に加え、新たな一時滞在施設の確保、量的拡大に向けて、都及び都関連施設を指定するとともに、国、区市町村、事業者団体等に対して確保を要請します。

③事業者との協定の拡大

「港区防災対策基本条例」に基づき、区内事業者等と一時滞在施設や物資等の提供に関する災害時の協力協定を締結。（平成28年4月1日現在、62社と締結）

④駅周辺滞留者対策推進協議会の設置・支援

区、警察、消防、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅周辺滞留者対策推進協議会を平成20年度に品川、平成23年度に田町、平成24年度に浜松町、新橋、平成25年度に白金高輪、平成26年度に赤坂青山、台場、平成27年度は六本木に設立し、帰宅困難者対策を推進する事業者団体への支援を実施しています。

(6) 医療救護体制の強化

①災害医療コーディネーターの設置

災害時は、区の医療救護活動等を統括・調整するため、一般社団法人東京都港区医師会等と協力した医学的助言等を行う港区災害医療コーディネーターを設置します。

また、平時から訓練等を通じ、医療救護体制の運用について検討します。

②医療救護活動拠点の整備

区の医療救護活動拠点をみなと保健所に設置し、災害情報の収集・伝達に必要な防災行政無線及びFWA（ホットライン回線）等の整備を行いました。

(7) ボランティアへの支援体制の構築

復旧活動を支える道路空間が確保されるとともに、電話や電気などのライフラインが安定的に供給されるよう、電線類の地中化を推進します。

(11) その他事実関係の変更に伴う軽微な修正

①ボランティアの種別による体系化

医療ボランティア、語学・通訳ボランティア、技術者ボランティア、一般ボランティアに区分し支援体制の役割を明確化しました。

②災害時ボランティアセンターの設置

社会福祉法人港区社会福祉協議会との連携を密にし、災害時ボランティアセンターの設置を要請するとともに、「港区災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、活動拠点を確保します。

(8) 高層住宅の震災対策

①高層住宅の防災力向上のための支援

高層住宅での防災計画策定についての手順をまとめた「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」及び高層住宅での震災対策等についてのDVDを配布し、高層住宅の防災力の向上を支援してきました。

熊本地震で検討が必要になった課題等について、今後は「～港区、高層住宅の震災対策～マンション防災ハンドブック」等の改訂を行い、高層住宅での防災組織の結成並びに防災計画の策定の支援を行うことにより、高層住宅のさらなる防災力向上を図ります。

②町会・自治会等地域との共助体制づくりの推進

高層住宅の居住者、管理組合及び管理事業者に対し、防災アドバイザーの派遣や防災出張講座を行い、防災組織の結成や結成後の活動に向けた支援をするほか、各フロアや近隣階ごとを基本単位とする安否確認訓練や災害時の物資の運搬役等について定めた防災計画の策定に向けた取り組みを支援することで、居住者同士で協力し合う共助体制の強化を図ります。

③高層住宅防災組織に対する防災資器材の助成

高層住宅居住者で結成された高層住宅防災組織に対して、防災資器材を助成します。エレベーター閉じ込め対策の器具に加え、高層住宅内の上下階への備蓄物資運搬資器材等、高層住宅特有の対策に必要な器具の助成を検討します。

(9) 災害時における各防災関係機関との情報連絡体制や区民等への情報伝達手段の充実

①新たな情報伝達手段の確保

区民等への情報伝達手段は、これまでの港区防災行政無線、防災情報メール、港区公式ホームページに加え、新たに、ツイッター、フェイスブック、港区防災アプリ、デジタルサイネージ、緊急エリアメール等を整備しました。

今後も、地域や受信者の立場に応じて、ケーブルテレビ回線を使用した専用端末や室内に届きやすい周波数帯である280MHz帯を活用した情報伝達手段を導入するなど、区民等に対する情報伝達体制の拡充を図ります。

②多言語化による情報伝達

多様化する情報伝達手段や受信者への対応として、既存の情報伝達手段の多言語化を推進します。

3 被災者の生活を早期に回復させる

災害復興における被災者の生活再建を早期に図るための体制やシステムを構築します。

(1) り災証明発行業務の基準の明確化及び事務の迅速化

①被災者生活再建支援システムの導入・運用

平成25年12月に被災者生活再建支援システムを導入し、調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施しています。

②港区のガイドラインの策定

内閣府指針及び都が策定した「災害に係る住家被害認定、り災証明発行等に関するガイドライン」を

判断基準とし、区の具体的な手順を定めた「(仮)港区り災証明発行ガイドライン」の策定を引き続き検討します。

第3 法律改正への対応

平成24年修正以降に行われた法律改正への対応は以下のとおりです。

(1) 災害対策基本法(平成25年6月及び11月改正)

① 指定緊急避難場所の指定(第49条の4)

災害の種類ごとに緊急的な避難をする場所(施設)の指定及び公示が定められました。

区は、地震、洪水、津波の指定緊急避難場所を指定しており、今後は、土砂災害等の指定緊急避難場所の指定及び公示を行います。

② 災害時における車両の移動等(第76条の6)

道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することが定められました。

区道においても、道路管理者である区が、同権限を有し、対応する内容を記載しました。

③ り災証明書の交付(第90条の2)

これまで法律による規定が無かった、り災証明書の発行について、災害発生時における住家等の被害調査及びこれに基づくり災証明書の交付を市町村長に義務付けたものです。

(2) 水防法(平成25年及び平成27年改正)

① 浸水想定区域内の地下街等における浸水防止計画の作成義務が定められました。(第15条の2)

② 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画作成の努力義務が定められました。(第15条の3)

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)(平成27年1月改正法施行)

① 法改正の内容、土砂災害警戒区域が指定された場合の対応を定めました。

第4 計画修正に当たっての重点検討事項への対応

平成28年5月に策定した「港区地域防災計画修正の基本的考え方」に掲げた6の重点検討項目について、現状と課題を整理し、対策を計画に反映しました。

(1) 各種災害時における避難勧告等の発令基準の周知及び伝達体制の整備

① 避難勧告等の発令基準の周知

② 地域特性を踏まえた情報伝達

(2) 実効的な避難所運営についての課題整理、機能強化

① 効率的な備蓄物資の配給方法、新たな備蓄物資の購入

② 災害時におけるペット対策

③ 区民避難所(地域防災拠点)及び福祉避難所の施設機能や避難所運営方法

(3) 要配慮者支援策の構築

① 避難行動要支援者の支援策

② 外国人・乳幼児等への支援策

(4) 帰宅困難者対策及び高層住宅の震災対策

① 事業者等の一斉帰宅抑制の徹底及び一時滞在施設確保の充実

② 高層住宅居住者の共助体制構築の支援と資器材助成の見直し

(5) 区の特性を踏まえた風水害対策

① 急傾斜地等の土砂災害対策

②地下街等の地下空間の浸水対策

(6) 区と各防災機関との協力体制の充実

①区と防災関係機関との具体的な協力体制の構築

②自治体間の連携を踏まえた災害対応

該当部分	風水害編第1部第2章第1節 港区の概況
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第1節 港区の概況</p> <p>第1 地勢の概況</p> <p>1 位置</p> <p>港区は、東京都のほぼ東南部に位置し、東は東京湾に面し、その北端でわずかに中央区に接し、北は千代田区と新宿区、西は渋谷区、南は品川区、東は江東区にそれぞれ隣接しています。</p> <p>港区の東端は、台場二丁目（東経 139 度 47 分）、西端は北青山三丁目（東経 139 度 42 分）で南端は高輪四丁目（北緯 35 度 37 分）、北端は元赤坂二丁目（北緯 35 度 41 分）です。</p> <p>南北の距離は約 6.5km、東西の距離は約 6.6km です。</p> <p>2 地勢</p> <p>(1) 地形</p> <p>区内の地形は、北西一帯の高台地と東南の東京湾に面した低地及び芝浦海浜の埋め立て地からなっています。</p> <p>麻布、赤坂、高輪地区の高台地は秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、これらの台地は小さな突起状の丘陵となっているため、東京 23 区の中で最も起伏に富んだ地形を形成しています。また、台地の縁辺部は急斜面や崖で形成され、麻布、高輪地区には低地と結ばれる急な坂道が多く点在しており、急傾斜地崩壊危険箇所¹があります。</p> <p>一方、芝、芝浦港南地区は東京湾に面した低地・埋立地からなっています。区の中央部には、西から東に流れる古川（金杉川）流域に平地部が横たわっています。</p> <p>最高地は赤坂台地の北青山三丁目3番の海拔²34m、最低地は JR 浜松町駅前ガード付近で海拔 0.08m です。</p> <p>(2) 地質地盤</p> <p>港区の地盤は、第三紀層を基盤として洪積層及び沖積層（第四紀層）から成り、洪積層は山の手台地、下町低地にまたがって分布する地層群（江戸川層、東京礫層、東京層）と、山の手台地のみ分布する地層群（武蔵野礫層、ローム層粘土、武蔵野ローム、立川ローム）及び下町低地に分布する地層群（埋没段丘礫層、埋没ローム層）に大別され、沖積層は、下町低地及び山の手の河谷低地に主として分布しています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震1-2-1 地形分類図 参照） （震災資料編 震1-2-2 地層断面図 参照）</p> <p>¹ 急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれのある箇所。地形図確認と現地調査により設定しています。</p> <p>² 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。</p>	<p>第1節 港区の概況</p> <p>第1 地勢の概況</p> <p>1 位置</p> <p>港区は、東京都のほぼ東南部に位置し、東は東京湾に面し、その北端でわずかに中央区に接し、北は千代田区と新宿区、西は渋谷区、南は品川区、東は江東区にそれぞれ隣接しています。</p> <p>港区の東端は、台場二丁目（東経 139 度 47 分）、西端は北青山三丁目（東経 139 度 42 分）で南端は高輪四丁目（北緯 35 度 37 分）、北端は元赤坂二丁目（北緯 35 度 41 分）です。</p> <p>南北の距離は約 6.5km、東西の距離は約 6.6km です。</p> <p>2 地勢</p> <p>(1) 地形</p> <p>区内の地形は、北西一帯の高台地と東南の東京湾に面した低地及び芝浦海浜の埋め立て地からなっています。</p> <p>麻布、赤坂、高輪地区の高台地は秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、これらの台地は小さな突起状の丘陵となっているため、東京 23 区の中で最も起伏に富んだ地形を形成しています。また、台地の縁辺部は急斜面や崖で形成され、麻布、高輪地区には低地と結ばれる急な坂道が多く点在しており、急傾斜地崩壊危険箇所¹があります。</p> <p>一方、芝、芝浦港南地区は東京湾に面した低地・埋立地からなっています。区の中央部には、西から東に流れる古川（金杉川）流域に平地部が横たわっています。</p> <p>最高地は赤坂台地の北青山三丁目3番の海拔²34m、最低地は JR 浜松町駅前ガード付近で海拔 0.08m です。</p> <p>(2) 地質地盤</p> <p>港区の地盤は、第三紀層を基盤として洪積層及び沖積層（第四紀層）から成り、洪積層は山の手台地、下町低地にまたがって分布する地層群（江戸川層、東京礫層、東京層）と、山の手台地のみ分布する地層群（武蔵野礫層、ローム層粘土、武蔵野ローム、立川ローム）及び下町低地に分布する地層群（埋没段丘礫層、埋没ローム層）に大別され、沖積層は、下町低地及び山の手の河谷低地に主として分布しています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震1-2-1 地形分類図 参照） （震災資料編 震1-2-2 地層断面図 参照）</p> <p>¹ 急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれのある箇所。地形図確認と現地調査により設定しています。</p> <p>² 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。</p>

第2 面積・人口

1 面積

(1) 総面積

港区の総面積は20.37 km²です。

(2) 地区別面積

地区	面積
芝地区	4.45 km ²
麻布地区	3.79 km ²
赤坂地区	4.01 km ²
高輪地区	3.48 km ²
芝浦港南地区	4.64 km ²



2 人口

(1) 人口・世帯

令和3年4月1日現在、港区全体の人口¹は、258,821人で、人口密度は、12,706.0人/km²、世帯数は146,833世帯です。その内、日本人の人口は、男112,373人、女128,157人、計240,530人となっています。外国人の人口は、男9,558人、女8,733人、計18,291人となっています。

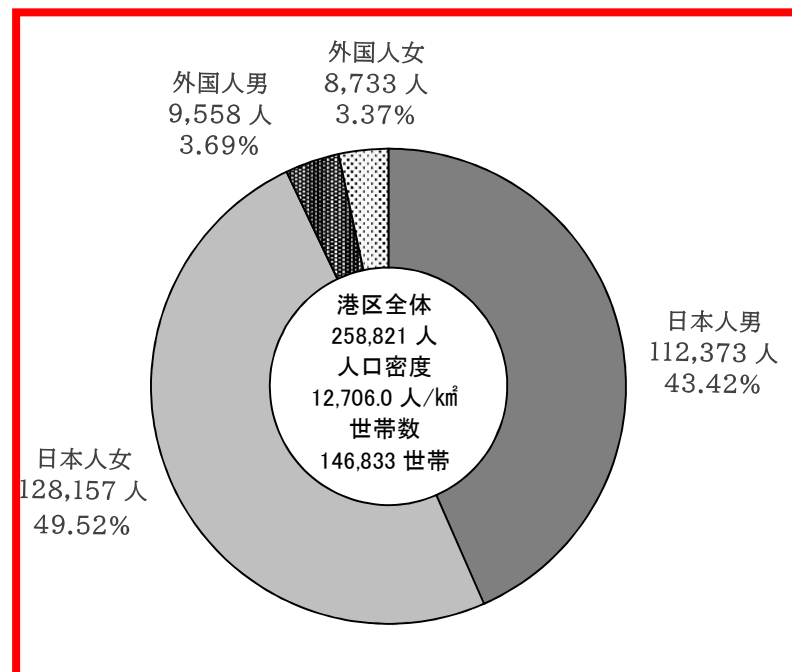


図1-2-1 港区の総人口及び世帯数

¹ 人口：住民基本台帳（令和3年4月1日）によります。

第2 面積・人口

1 面積

(1) 総面積

港区の総面積は20.37 km²です。

(2) 地区別面積

地区	面積
芝地区	4.43 km ²
麻布地区	3.79 km ²
赤坂地区	4.01 km ²
高輪地区	3.37 km ²
芝浦港南地区	4.77 km ²



2 人口

(1) 人口・人口密度・世帯数

平成28年4月1日現在、港区全体の人口¹は、246,664人で、人口密度は、12,109.2人/km²、世帯数は140,755世帯です。その内、日本人の人口は、男106,217人、女121,498人、計227,715人となっています。外国人の人口は、男10,079人、女8,870人、計18,949人となっています。

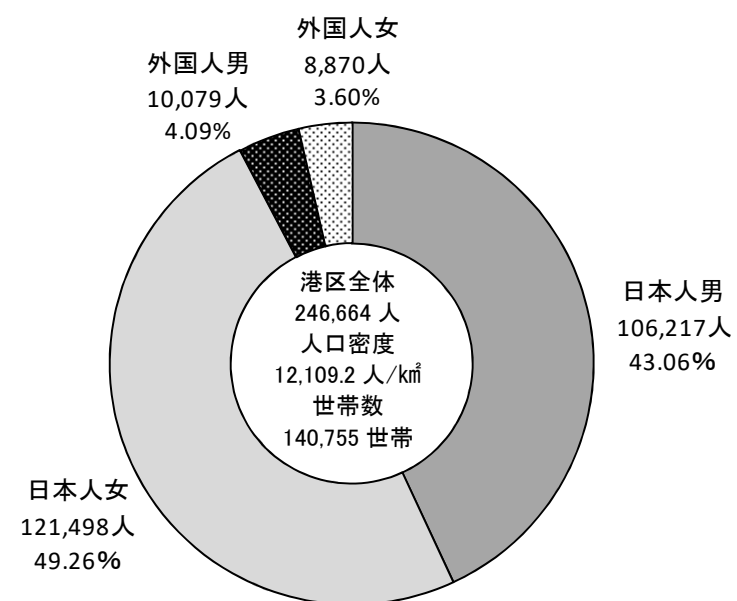


図1-2-1 港区の総人口及び世帯数

¹ 人口：住民基本台帳（平成28年4月1日）によります。

(2) 年齢別人口

令和3年4月1日現在、港区全体の年齢別の人口¹は、年少（0～14歳）35,662人、生産年齢（15～64歳）178,969人、老年（65歳～）44,190人となり、65歳以上の人口が全体の17.07%を占めます。

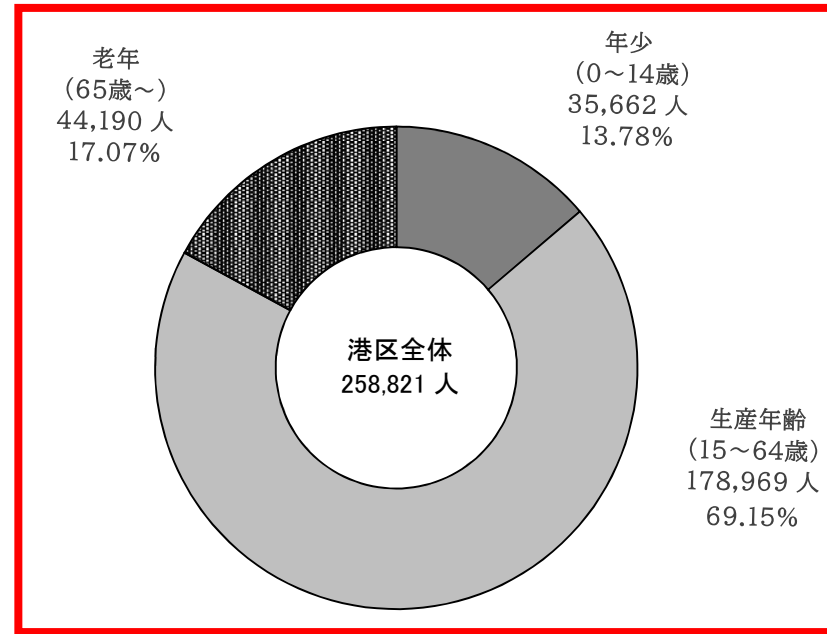


図1-2-2 港区の年齢別人口

¹ 人口：住民基本台帳（令和3年4月1日）によります。

(3) 外国人

令和3年4月1日現在、港区全体の区内在住外国人は、18,291人となり、日本人は、240,530人となり、港区に在住する外国人は、全体の7.07%を占めます。

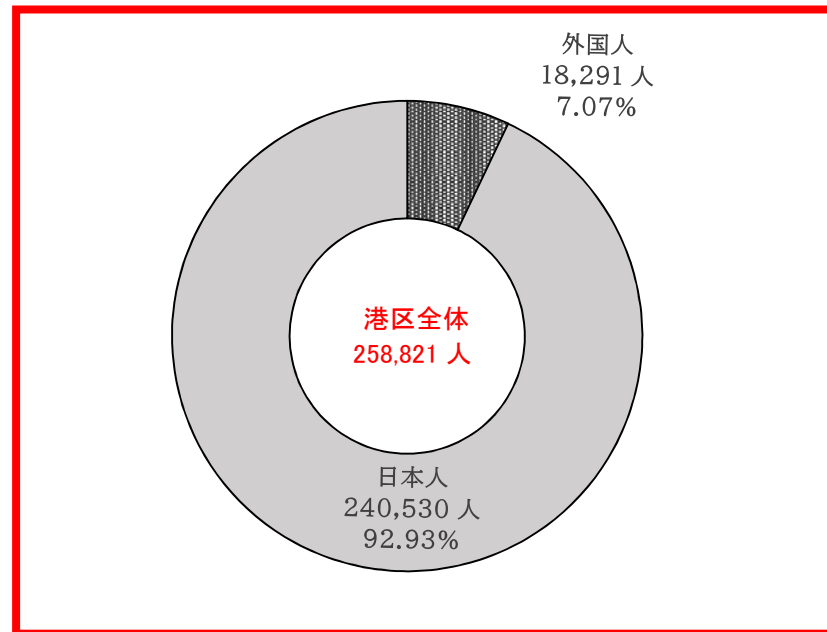


図1-2-3 港区の外国人の数

(2) 年齢別人口

平成28年4月1日現在、港区全体の年齢別の人口¹は、年少（0～14歳）31,334人、生産年齢（15～64歳）172,646人、老年（65歳～）42,684人となり、65歳以上の人口が全体の17.30%を占めます。

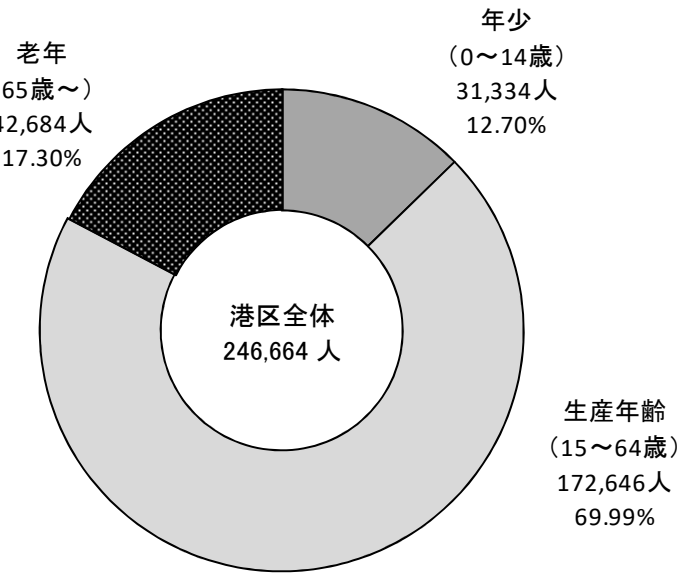


図1-2-2 港区の年齢別人口

¹ 人口：住民基本台帳（平成28年4月1日）によります。

(3) 外国人

平成28年4月1日現在、港区全体の区内在住外国人は、18,949人となり、日本人は、227,715人となり、港区に在住する外国人は、全体の7.68%を占めます。

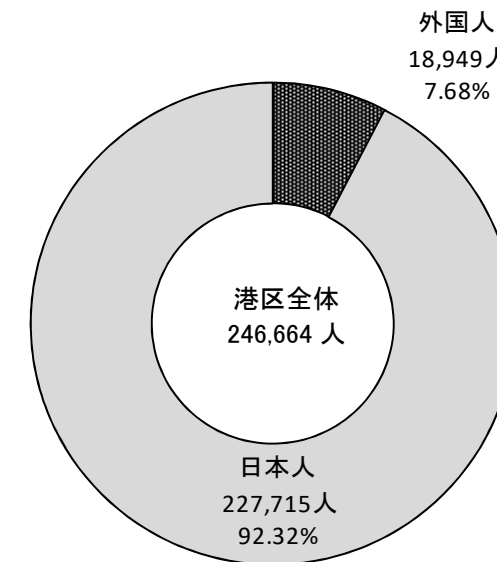


図1-2-3 港区の外国人の数

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 27 年国勢調査¹による港区の昼間人口は 940,785 人で、平成 27 年国勢調査の夜間人口 243,283 人と比較すると 3.87 倍もの人口になっています。

¹ 国勢調査：国勢調査は、日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに行われる調査です。基準日は、毎年10月1日現在です。

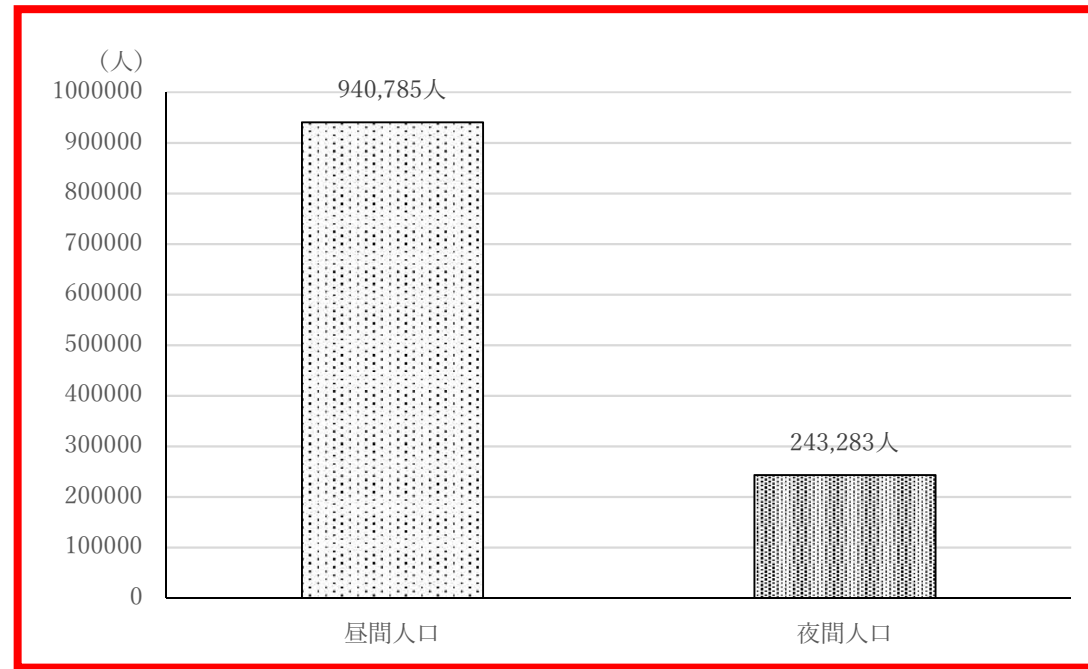


図 1-2-4 港区の昼間人口・夜間人口

3 地区別の人口

(1) 人口

地区別の人口は、高輪地区が最も多く、61,492 人です。次いで、麻布地区で 61,003 人です。地区別の人口密度では、高輪地区が最も多く、17,670.1 人/km²、次いで麻布地区で 16,102.9 人/km²となっています。

表 1-2-1 地区別の人口及び人口密度

地区	合計 (人)	日本人 (人)			外国人 (人)			人口密度 (人/km ²)
		計	男	女	計	男	女	
芝	41,631	38,998	18,456	20,542	2,633	1,433	1,200	9,355.3
麻布	61,003	54,156	25,239	28,917	6,847	3,632	3,215	16,102.9
赤坂	37,491	34,706	16,155	18,551	2,785	1,448	1,337	9,349.4
高輪	61,492	58,877	26,270	32,607	2,615	1,307	1,308	17,670.1
芝浦港南	57,204	53,793	26,253	27,540	3,411	1,738	1,673	12,328.4
合計	258,821	240,530	112,373	128,157	18,291	9,558	8,733	12,706.0

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 22 年国勢調査¹による港区の昼間人口は 886,173 人で、平成 22 年国勢調査の夜間人口 205,131 人と比較すると 4.32 倍もの人口になっています。

¹ 国勢調査：国勢調査は、日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに行われる調査です。基準日は、毎年10月1日現在です。

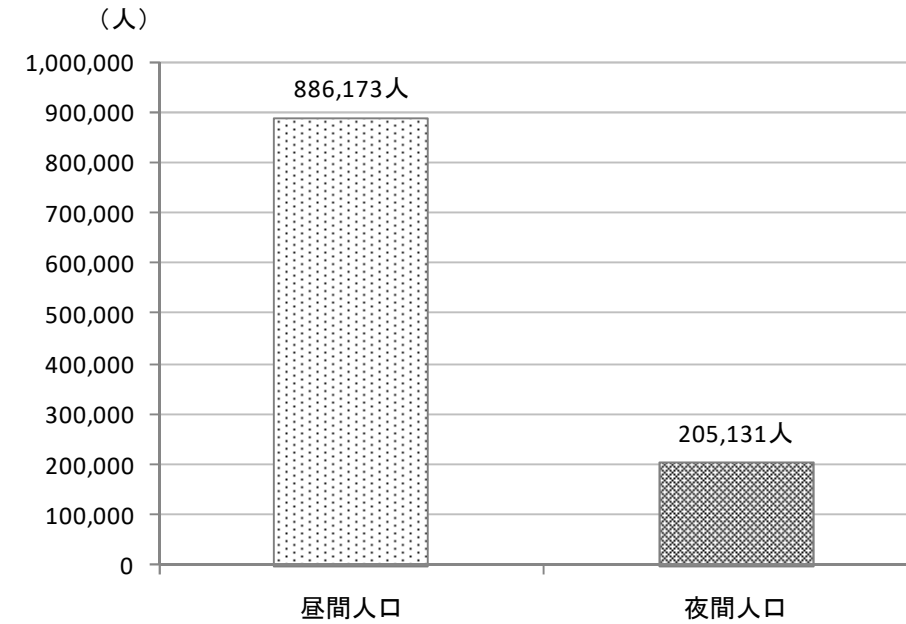


図 1-2-4 港区の昼間人口・夜間人口

3 地区別の人口

(1) 人口

地区別の人口は、高輪地区が最も多く、59,367 人です。次いで、麻布地区で 58,296 人です。地区別の人口密度では、高輪地区が最も多く、17,616.3 人/km²、次いで麻布地区で 15,381.5 人/km²となっています。

表 1-2-1 地区別の人口及び人口密度

地区	合計 (人)	日本人 (人)			外国人 (人)			人口密度 (人/km ²)
		計	男	女	計	男	女	
芝	39,588	36,742	17,356	19,386	2,846	1,592	1,254	8,936.3
麻布	58,296	51,079	23,661	27,418	7,217	3,811	3,406	15,381.5
赤坂	35,850	32,875	15,056	17,819	2,975	1,600	1,375	8,940.1
高輪	59,367	56,689	25,398	31,291	2,678	1,385	1,293	17,616.3
芝浦港南	53,563	50,330	24,746	25,584	3,233	1,691	1,542	11,229.1
合計	246,664	227,715	106,217	121,498	18,949	10,079	8,870	12,109.2

(2) 年齢別人口

地区別の年齢別の人口は、年少（0～14歳）では、芝浦港南地区が最も多く、9,611人です。次いで、麻布地区で8,439人となっています。生産年齢（15～64歳）では、麻布地区が最も多く、43,041人です。次いで、高輪地区で40,962人となっています。老年（65歳～）では、高輪地区が最も多く、12,182人です。次いで、麻布地区で9,523人となっています。

表1-2-2 地区別の年齢別人口

地区	年少 0～14歳 (人)	生産 年齢 15～64歳 (人)	老年 65歳～ (人)	計 (人)	地区の人口にお ける老年（65歳～ ）の割合 (%)
芝	4,526	29,805	7,300	41,631	17.54
麻布	8,439	43,041	9,523	61,003	15.61
赤坂	4,738	25,067	7,686	37,491	20.30
高輪	8,348	40,962	12,182	61,492	20.50
芝浦港南	9,611	40,094	7,499	57,355	13.07
合計	35,662	178,969	44,190	258,821	17.07

(3) 外国人

地区別の外国人の人口は、麻布地区が最も多く、6,847人です。次いで、芝浦港南地区で3,411人となっています。地区の人口における外国人の割合では、麻布地区が最も多く、11.22%、次いで赤坂地区で7.43%となっています。

表1-2-3 地区別の外国人人口の割合

地区	外国人 (人)	日本人 (人)	計 (人)	地区の人口における 外国人の割合 (%)
芝	2,633	38,998	41,631	6.32
麻布	6,847	54,156	61,003	11.22
赤坂	2,785	34,706	37,491	7.43
高輪	2,615	58,877	61,492	4.25
芝浦港南	3,411	53,793	57,204	5.96
合計	18,291	240,530	258,821	7.07

(2) 年齢別人口

地区別の年齢別の人口は、年少（0～14歳）では、芝浦港南地区が最も多く、8,732人です。次いで、麻布地区で7,464人となっています。生産年齢（15～64歳）では、麻布地区が最も多く、41,687人です。次いで、高輪地区で40,331人となっています。老年（65歳～）では、高輪地区が最も多く、11,805人です。次いで、麻布地区で9,145人となっています。

表1-2-2 地区別の年齢別人口

地区	年少 0～14歳 (人)	生産年齢 15～64歳 (人)	老年 65歳～ (人)	計 (人)
芝	3,771	28,394	7,423	39,588
麻布	7,464	41,687	9,145	58,296
赤坂	4,136	24,080	7,634	35,850
高輪	7,231	40,331	11,805	59,367
芝浦港南	8,732	38,154	6,677	53,563
合計	31,334	172,646	42,684	246,664

(3) 外国人

地区別の外国人の人口は、麻布地区が最も多く、7,217人です。次いで、芝浦港南地区で3,233人となっています。地区の人口における外国人の割合では、麻布地区が最も多く、12.38%、次いで赤坂地区で8.30%となっています。

表1-2-3 地区別の外国人人口の割合

地区	外国人 (人)	日本人 (人)	計 (人)	地区の人口における 外国人の割合 (%)
芝	2,846	36,742	39,588	7.19
麻布	7,217	51,079	58,296	12.38
赤坂	2,975	32,875	35,850	8.30
高輪	2,678	56,689	59,367	4.51
芝浦港南	3,233	50,330	53,563	6.04
合計	18,949	227,715	246,664	7.68

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 27 年国勢調査による地区別の昼間人口は芝地区が最も多く、370,891 人です。次いで、赤坂地区で 190,730 人となっています。地区別の夜間人口では、高輪地区が最も多く 59,416 人、次いで麻布地区で 56,294 人となっています。昼間人口に対する夜間人口の割合では、芝地区が最も多く 9.35 倍、次いで赤坂地区で 5.34 倍となっています。

表 1-2-4 地区別の昼間人口及び夜間人口

地区	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間/夜間 (倍)
芝	370,891	39,655	9.35
麻布	111,998	56,294	1.99
赤坂	190,730	35,697	5.34
高輪	86,738	59,416	1.46
芝浦港南	180,414	52,221	3.45
合計	940,771	243,283	3.87

4 高齢者の状況

(1) 高齢者数 (65 歳以上) 住民基本台帳 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65~69歳	4,553	5,224	9,777
70~74歳	5,268	6,549	11,817
75~79歳	3,399	4,793	8,192
80~84歳	2,477	4,029	6,506
85~89歳	1,563	3,150	4,713
90~94歳	624	1,647	2,271
95~99歳	141	649	790
100歳以上	21	103	124
合計	18,046	26,144	44,190

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	3,049	4,251	7,300
麻布	3,906	5,617	9,523
赤坂	3,045	4,641	7,686
高輪	4,893	7,289	12,182
芝浦港南	3,153	4,346	7,499
合計	18,046	26,144	44,190

(4) 昼間人口・夜間人口

平成 22 年国勢調査による地区別の昼間人口は芝地区が最も多く、388,819 人です。次いで、赤坂地区で 167,636 人となっています。地区別の夜間人口では、高輪地区が最も多く 50,893 人、次いで麻布地区で 46,647 人となっています。昼間人口に対する夜間人口の割合では、芝地区が最も多く 12.01、次いで赤坂地区で 5.52 となっています。

表 1-2-4 地区別の昼間人口及び夜間人口

地区	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼間/夜間
芝	388,819	32,369	12.01
麻布	92,938	44,843	2.07
赤坂	167,636	30,379	5.52
高輪	71,317	50,893	1.40
芝浦港南	165,466	46,647	3.55
合計	886,173	205,131	4.32

※詳細な結果は、平成 30 年に公表予定のため、平成 22 年数値を記載しています。

4 高齢者の状況

(1) 高齢者数 (65 歳以上) 住民基本台帳 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65~69歳	5,971	7,026	12,997
70~74歳	4,008	5,188	9,196
75~79歳	3,117	4,542	7,659
80~84歳	2,365	3,944	6,309
85~89歳	1,240	2,650	3,890
90~94歳	466	1,483	1,949
95~99歳	100	473	573
100歳以上	15	96	111
合計	17,282	25,402	42,684

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	3,090	4,333	7,423
麻布	3,684	5,461	9,145
赤坂	2,962	4,672	7,634
高輪	4,761	7,044	11,805
芝浦港南	2,785	3,892	6,677
合計	17,282	25,402	42,684

(2) ひとり暮らし高齢者数 ひとり暮らし実態調査 (令和2年1月1日現在)

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65～69歳	357	558	915
70～74歳	532	1,047	1,579
75～79歳	423	1,239	1,662
80～84歳	269	1,210	1,479
85～89歳	170	907	1,077
90歳以上	81	504	585
合計	1,832	5,465	7,297

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	327	923	1,250
麻布	317	987	1,304
赤坂	304	1,008	1,312
高輪	434	1,467	1,901
芝浦港南	450	1,080	1,530
合計	1,832	5,465	7,297

(3) 要介護認定数 (令和2年3月31日現在)

区分	人数 (人)
要支援1	1,624
要支援2	1,009
要介護1	1,725
要介護2	1,574
要介護3	1,265
要介護4	1,107
要介護5	960
合計	9,264

5 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数 (令和2年3月31日現在)

種類	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)
視覚障害	84	122	22	20	70	18	336
聴覚障害等	0	113	49	110	3	114	389
言語障害等	0	0	43	20	0	0	63
肢体不自由	258	523	671	664	227	113	2,456
内部障害	1,166	72	216	412	0	0	1,866
合計	1,508	830	1,001	1,226	300	245	5,110

(2) 愛の手帳所持者(知的障害者)数 (令和2年3月31日現在)

1度 (最重度) (人)	2度 (重度) (人)	3度 (中度) (人)	4度 (軽度) (人)	計 (人)
41	271	218	341	871

(2) ひとり暮らし高齢者数 ひとり暮らし実態調査 (平成28年1月1日現在)

①年齢別

年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)
65～69歳	486	777	1,263
70～74歳	443	991	1,434
75～79歳	322	1,121	1,443
80～84歳	256	1,172	1,428
85～89歳	133	764	897
90歳以上	57	382	439
合計	1,697	5,207	6,904

②地区別

地区	男 (人)	女 (人)	計 (人)
芝	334	892	1,226
麻布	291	938	1,229
赤坂	280	1,071	1,351
高輪	419	1,389	1,808
芝浦港南	373	917	1,290
合計	1,697	5,207	6,904

(3) 要介護認定数 (平成28年3月31日現在)

区分	人数 (人)
要支援1	1,349
要支援2	1,054
要介護1	1,572
要介護2	1,456
要介護3	1,182
要介護4	1,056
要介護5	1,005
合計	8,674

5 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数 (平成28年3月31日現在)

種類	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)
視覚障害	101	103	27	25	62	22	340
聴覚障害等	18	110	51	89	2	109	379
言語障害等	6	1	36	21	0	0	64
肢体不自由	560	502	570	706	196	109	2,643
内部障害	1,110	57	203	319	0	1	1,690
合計	1,795	773	887	1,160	260	241	5,116

(2) 愛の手帳所持者(知的障害者)数 (平成28年3月31日現在)

1度 (最重度) (人)	2度 (重度) (人)	3度 (中度) (人)	4度 (軽度) (人)	計 (人)
43	228	214	289	774

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (令和2年3月31日現在)

1級(人)	2級(人)	3級(人)	計(人)
104	811	756	1671

6 妊産婦の状況

(1) 母子健康手帳発行件数 (令和2年3月31日現在)

3,193人

7 町会・自治会の状況 (令和2年4月1日現在)

地区	団体数(団体)	会員数(人)
芝	74	13,177
麻布	42	11,894
赤坂	35	7,029
高輪	47	16,398
芝浦港南	30	16,625
合計	228	65,123

(注)休会中の団体は除く

第3 土地利用

1 現況

港区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたまちづくりの進展などにより、土地利用が大きく変化しています。今後はこのような現状や、人口の急激な増加や広域交通ネットワークの強化とともに、自然災害の激甚化や新しい生活様式などの社会状況の変化に対応し、地域特性に応じた土地利用の適正化を図り、環境と都市機能のバランスのとれた持続可能なまちづくりを推進します。

(震災資料編 震1-2-3 港区用途地域地区等図 参照)

2 土地利用に関する主な取り組みの方向性

平成29年3月に改定した「港区まちづくりマスタープラン」では、次の考え方を示しています。

(1) 地域特性に応じた土地利用の誘導

①地域特性の維持・保全・更新

②土地利用転換の適切な誘導

【土地利用の誘導方針】

ア まとまった良好な住宅市街地

イ 住宅と商業・業務などが共存する市街地

ウ 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地

エ 集合住宅と商業・業務をはじめとした多様な機能が共存する市街地

オ 港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地

(2) 市街地整備の展開

①街区再編や土地利用の転換など、土地の有効利用による計画的なまちづくりの推進

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (平成28年3月31日現在)

1級(人)	2級(人)	3級(人)	計(人)
79	553	661	1,293

6 妊産婦の状況

(1) 母子健康手帳発行件数 (平成28年3月31日現在)

3,496人

7 町会・自治会の状況 (平成28年4月1日現在)

地区	団体数(団体)	会員数(人)
芝	77	13,791
麻布	43	12,313
赤坂	35	7,005
高輪	48	17,607
芝浦港南	30	14,551
合計	233	65,267

(注)休会中の団体は除く

第3 土地利用

1 現況

区は、大規模開発などにより土地利用の変化が著しいまちです。また、商業・業務機能、居住機能、臨海部の港湾機能など様々な機能が存在しています。今後は、このような現状や、景観への意識の高まりなど時代の要請を踏まえつつ、地域特性に応じた土地利用の適正化を図り、居住と都市活動の均衡がとれたまちをめざしていきます。

(震災資料編 震1-2-3 港区用途地域地区等図 参照)

2 土地利用に関する主な取り組みの方向性

平成19年3月に改定した「港区まちづくりマスタープラン」では、次の考え方を示しています。

(1) 地域特性に応じた市街地形成の誘導

①まとまった良好な住宅市街地の形成

②住宅と商業・業務・工場等が共存する市街地の形成

③商業・業務・文化交流施設を中心とした市街地の形成

④臨海複合市街地の形成

(2) 地域からのまちづくりの推進

①計画的なまちづくりの推進

区民等の発意による地区計画など様々なまちづくり手法により、地域特性を踏まえた計画的なまちづくりを進めていくとともに、区民、企業等、区が協働でまちづくりを進めます。

②港区のまちづくりの目標に合わせた大規模開発等の誘導

(3) 市街地整備の展開

- ②ものづくり産業と居住機能が調和したまちづくりの推進
- ③道路と沿道が調和する計画的なまちづくりの推進
- ④水辺に開かれたまちづくりの推進
- ⑤公有地の有効活用

(3) 開発事業等の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上開

- ①開発事業等の計画的な誘導
- ②開発事業等と地域連携による魅力・価値の向上

- ①街区の再編や街区単位での土地の有効利用によるまちづくり
- ②大規模開発等に伴う計画的なまちづくり
- ③土地利用の転換などによる計画的なまちづくり
- ④地域に密着した産業を支援する地域構造づくり
- ⑤道路と沿道が調和する計画的なまちづくり
- ⑥交通結節点等の利便性を活かした沿道でのまちづくり

該当部分	風水害編第1部第2章第4節 計画の前提とする被害想定
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
-----	-----

第4節 計画の前提とする被害想定
第1 対象とする風水害
 1 洪水による浸水（荒川）
 荒川流域で、想定される最大規模の雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）が降り、荒川の堤防が決壊した場合には、区内の一部地域に浸水が想定されています。

第4節 計画の前提とする被害想定
第1 対象とする風水害
 1 洪水による浸水（荒川）
 荒川流域で、想定される最大規模の雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）が降り、荒川の堤防が決壊した場合には、区内の一部地域に浸水が想定されています。

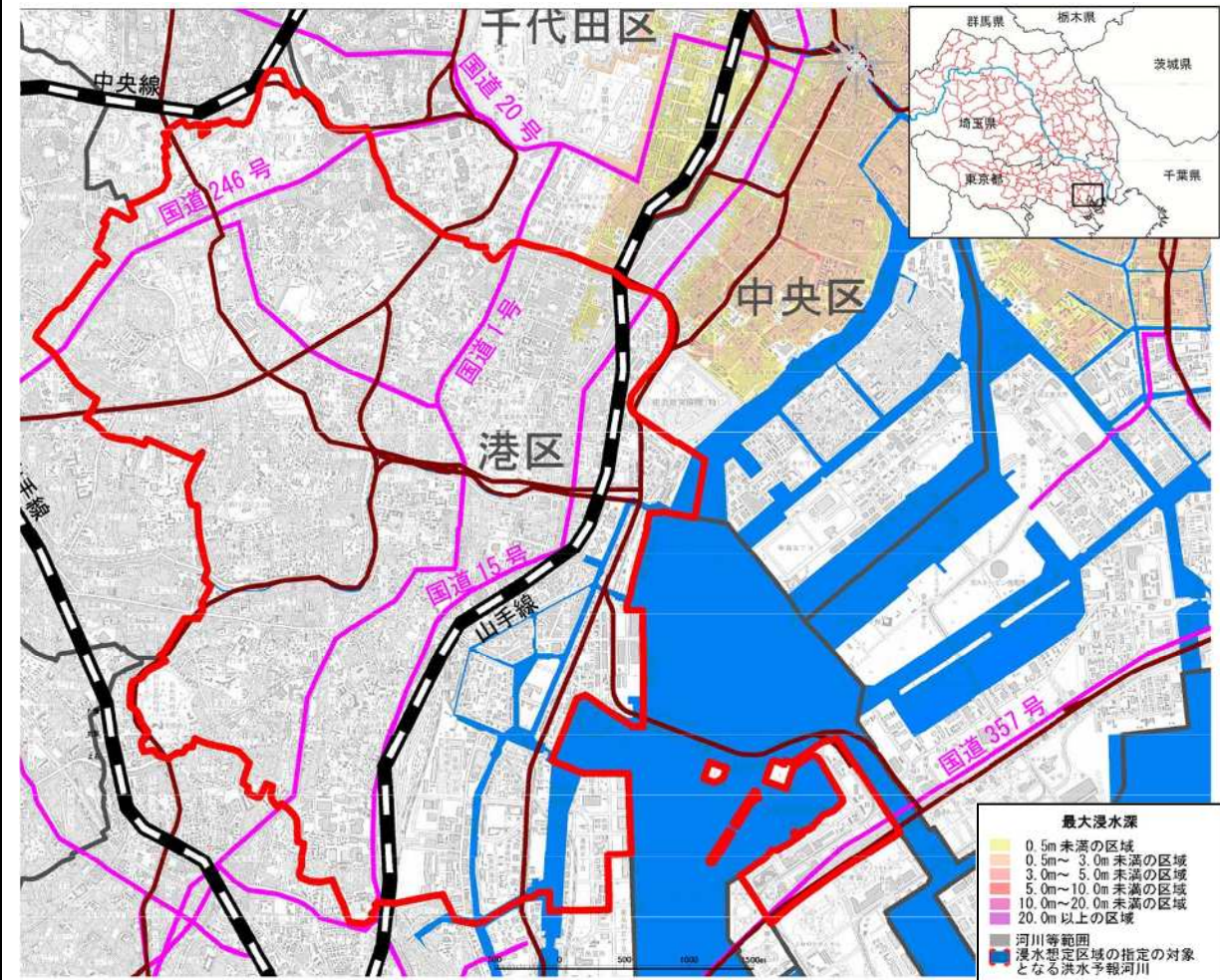
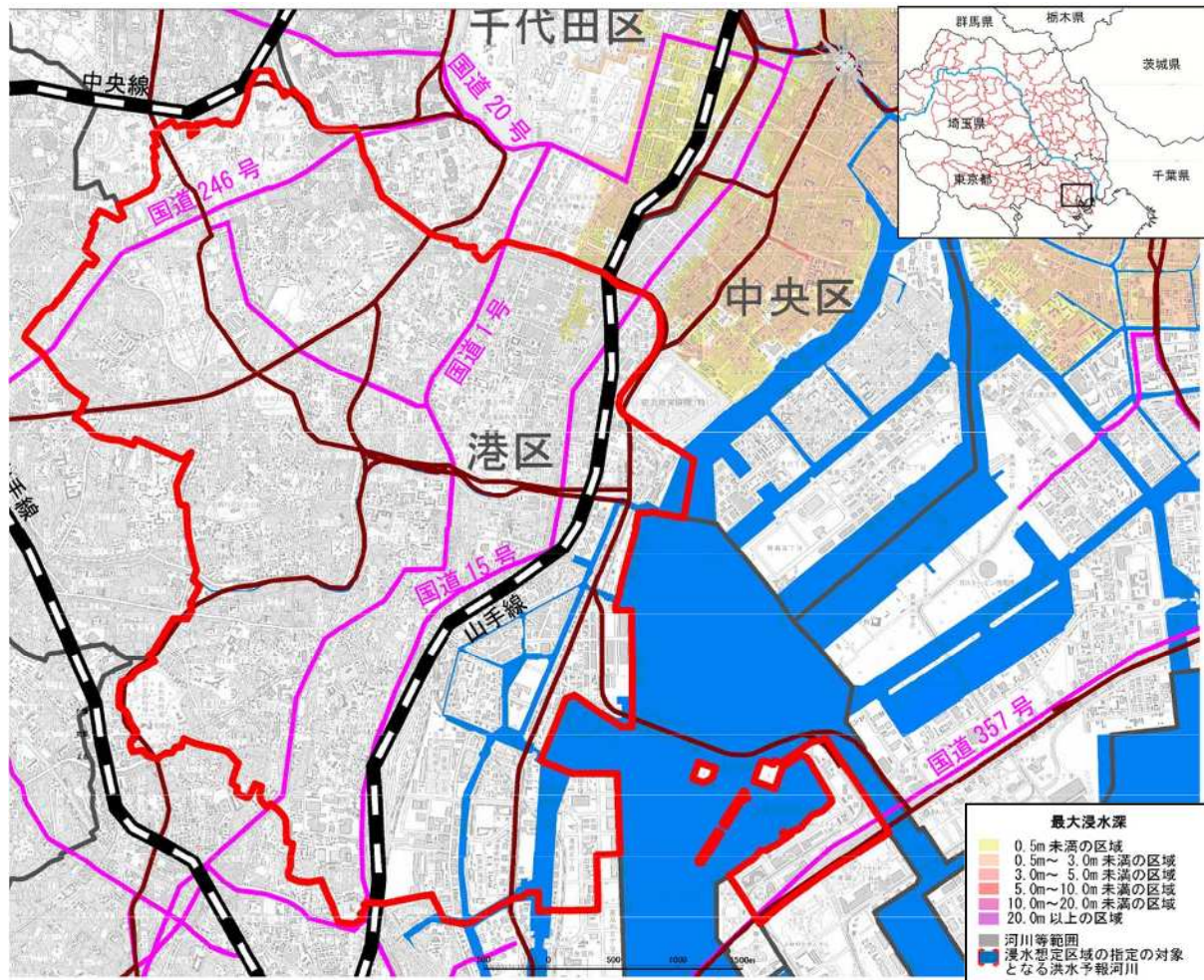
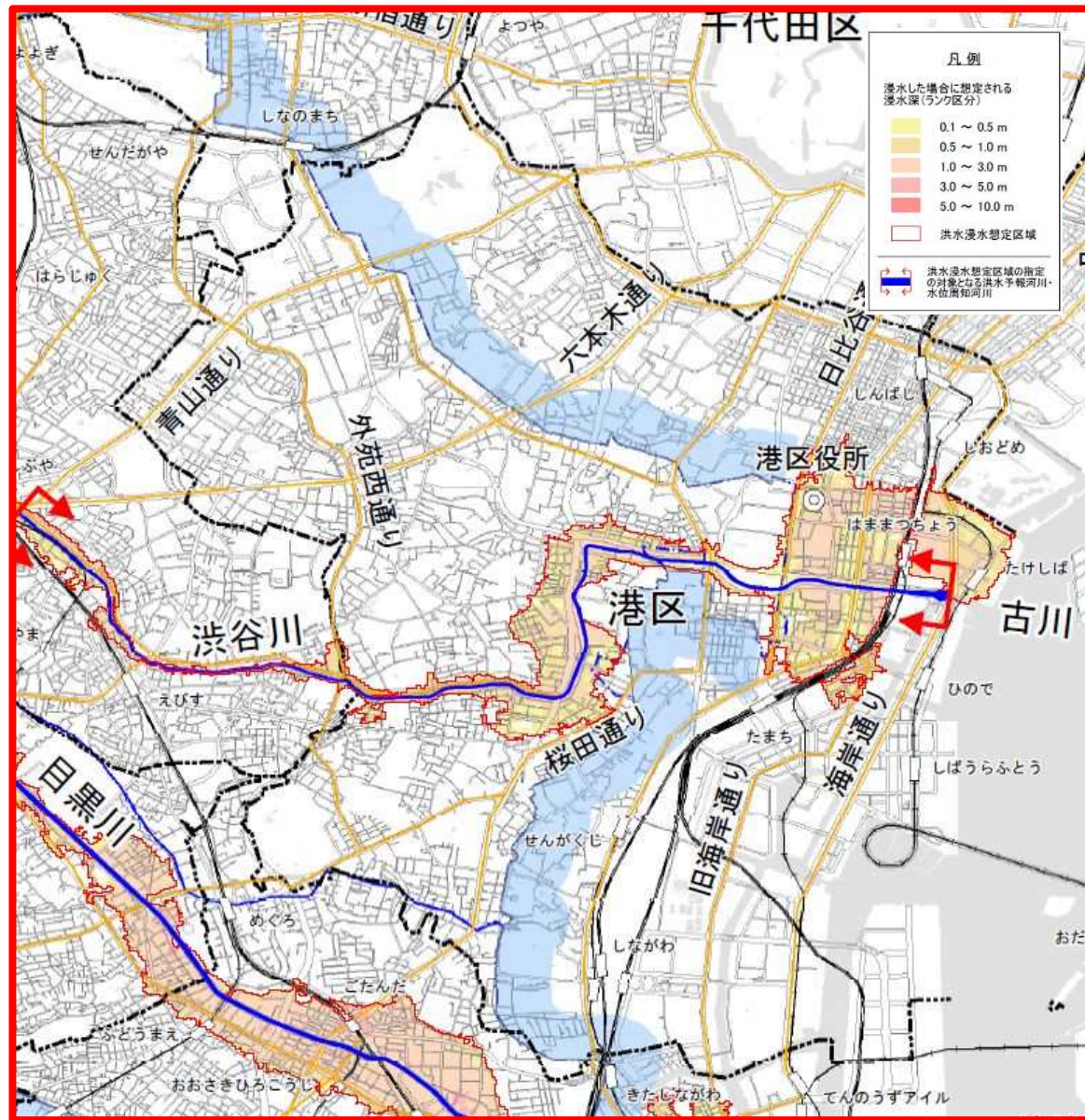


図1-2-7 荒川浸水想定図

図1-2-7 荒川浸水想定図

2 洪水による浸水（古川）

古川における想定最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）による浸水想定がされています。

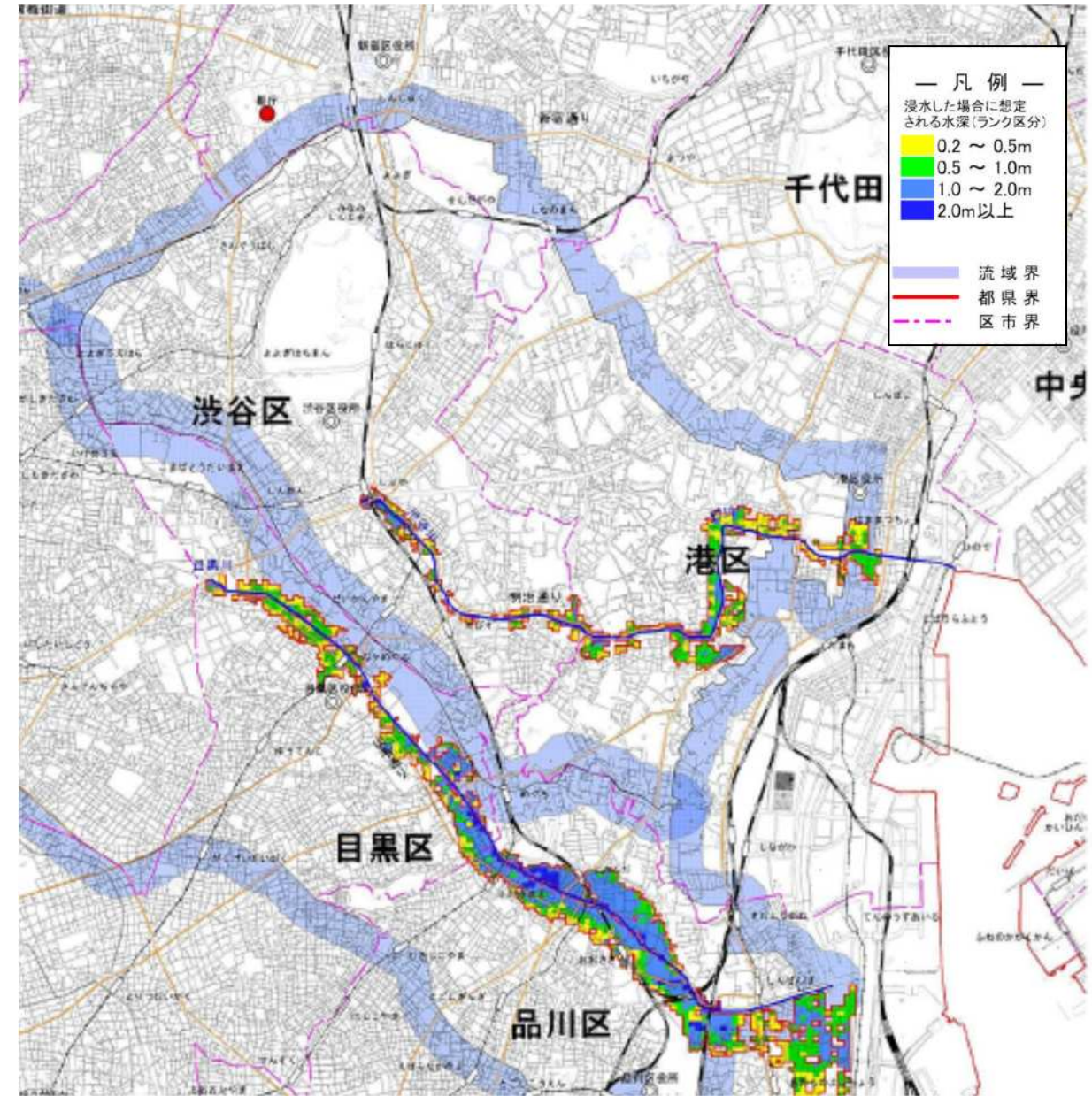


「古川水系渋谷川・古川、目黒川水系目黒川、呑川水系呑川」の一部（令和元年）

図1-2-8 古川浸水想定区域図

2 洪水による浸水（古川）

古川流域で、平成12年9月に発生した東海豪雨の大雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）が降った場合には、古川沿いに浸水深1m未満の区域が多く、ところにより浸水深1m以上の区域が想定されています。



「目黒川及び渋谷川・古川浸水想定区域図」の一部（平成24年）

図1-2-8 古川浸水想定区域図

3 大雨による浸水

想定しうる最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm と同じ条件の雨）による浸水想定がされています。



図1-2-9 港区内の浸水想定区域図

(風水害資料編 水1-2 港区浸水ハザードマップ 参照)

3 大雨による浸水

東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm と同じ条件の雨）が港区全域に降った場合には、区面積の 11.2%が、浸水深 50cm 以上（床上浸水のおそれ）となることが想定されています。

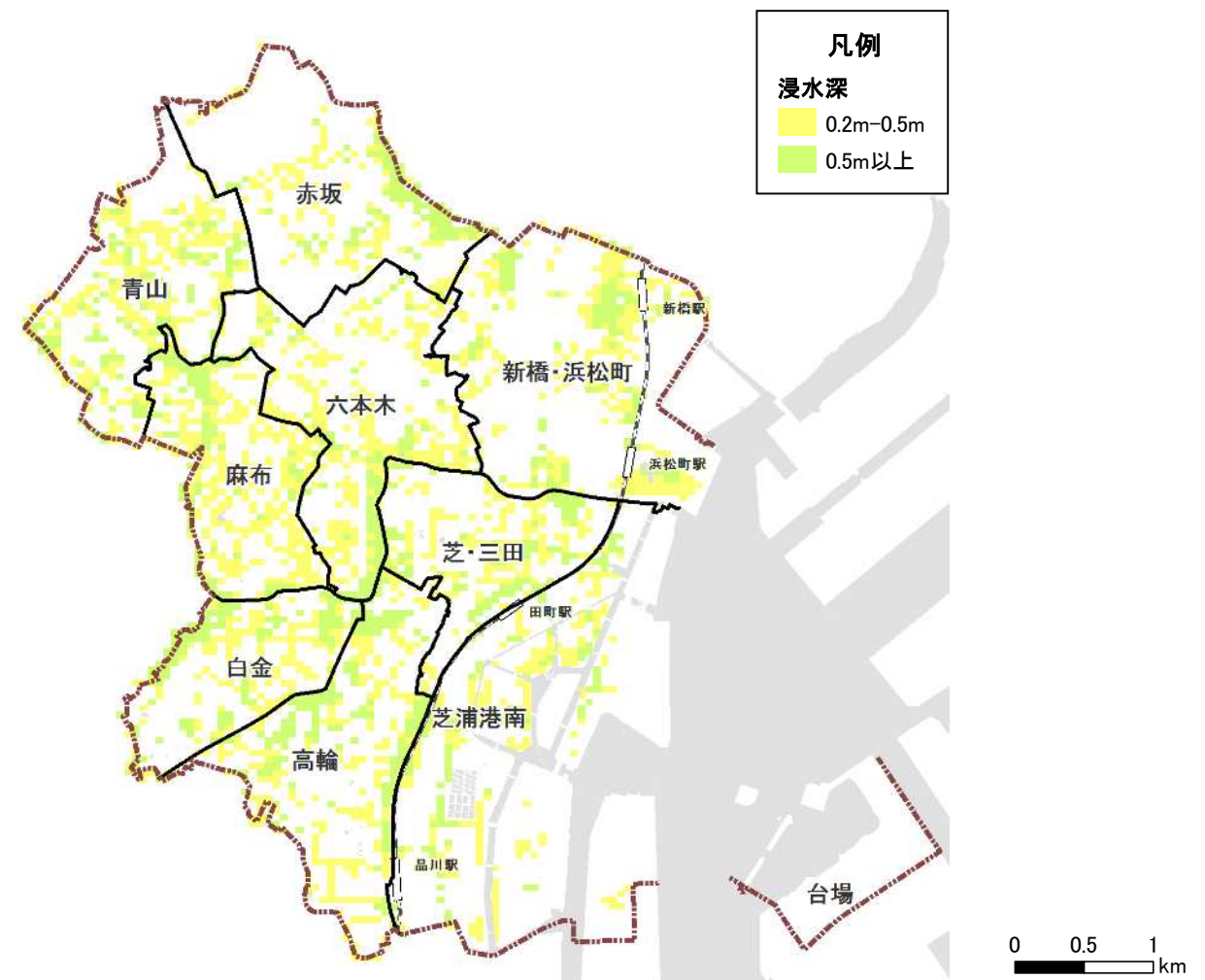


図1-2-9 港区内の浸水想定図

(風水害資料編 水1-2 港区浸水ハザードマップ 参照)

4 高潮による浸水

室戸台風級の台風による高潮¹を想定しています。東京湾沿いや古川沿いなどでは、高潮による浸水のおそれがあります。



「港区高潮浸水ハザードマップ」(令和2年)

図1-2-10 高潮浸水想定区域図

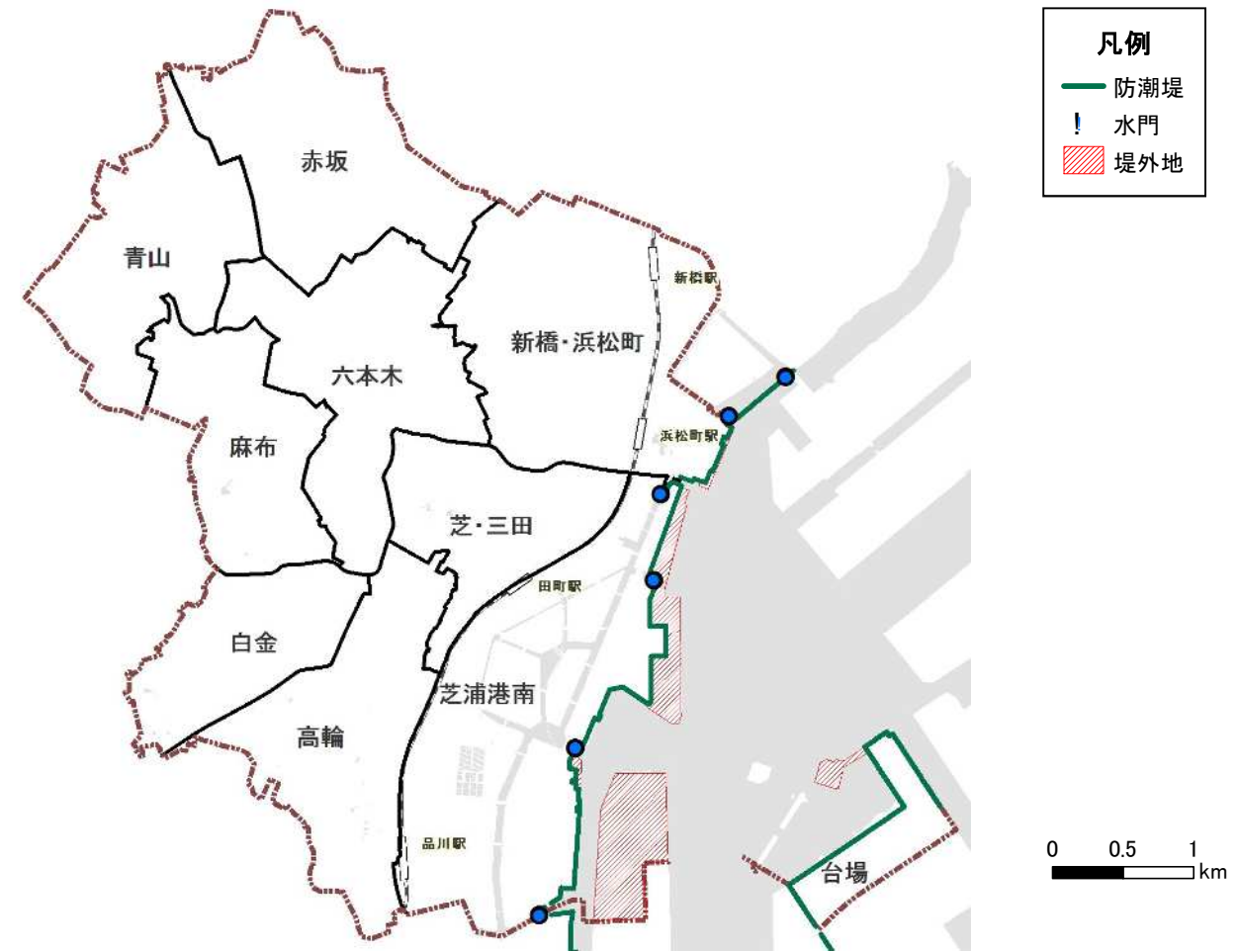
5 その他

風水害による洪水、大雨(内水氾濫)、土砂災害、高潮以外に竜巻による災害を想定しています。

¹ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

4 高潮による浸水

伊勢湾台風級の台風による高潮¹を想定しています。堤外地²では、高潮による浸水のおそれがあります。



「東京湾の大規模高潮浸水想定」を元に作成(平成24年)

図1-2-10 高潮浸水想定図

5 その他

風水害による洪水、大雨(内水氾濫)、土砂災害、高潮以外に竜巻による災害を想定しています。

¹ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

² 堤外地：防波堤よりも海側の地域をいいます。

該当部分	風水害編第1部第3章第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）
機関名	港区（防災課）

修正案	現行
<p>第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）</p> <p>第1 芝地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区のほとんどが低地であり、一部埋め立てにより作られた土地、海に面した土地があります。最低地はJR浜松町駅付近で海拔¹0.08mです。 2 麻布地区との境と地区の中央部分を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 3 新橋駅東口には大規模な地下街があります。 4 荒川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域として新橋駅周辺の一部が位置付けられています。平成16年9月に荒川は洪水予報指定河川に指定されています。 5 他区市町村からの流入が多く、昼間人口が夜間人口の約9倍になり、5地区の中で最も多くなっています。 <p>第2 芝地区内における地域別の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芝・三田周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 想定しうる最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、芝二、四、五丁目を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物やアンダーパス²等では浸水による被害が発生する可能性があります。 (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。 2 新橋・浜松町周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 想定しうる最大規模の降雨の場合や荒川が氾濫した場合に、床上浸水が想定される地域が、新橋一～五丁目を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物やアンダーパス等では浸水による被害が発生する可能性があります。 (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。 (3) 国道15号より東側の地域や、古川沿いの地域においては高潮により浸水する可能性があります。 <p>¹ 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。 ² アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道のことをいい、雨水等が集中し冠水しやすい構造となっています。</p>	<p>第1節 芝地区（芝・三田周辺地区、新橋・浜松町周辺地区）</p> <p>第1 芝地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区のほとんどが低地であり、一部埋め立てにより作られた土地、海に面した土地があります。最低地はJR浜松町駅付近で海拔¹0.08mです。 2 麻布地区との境と地区の中央部分を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 3 新橋駅東口には大規模な地下街があります。 4 荒川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域として新橋駅周辺の一部が位置付けられています。平成16年9月に荒川は洪水予報指定河川に指定されています。 5 他区市町村からの流入が多く、昼間人口が夜間人口の約12倍になり、5地区の中で最も多くなっています。 <p>第2 芝地区内における地域別の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芝・三田周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海豪雨と同様の大雨が降った場合に、床上浸水が想定される地域が、芝二、四、五丁目を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物やアンダーパス²等では浸水による被害が発生する可能性があります。 (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。 2 新橋・浜松町周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海豪雨と同様の大雨が降った場合や荒川が氾濫した場合に、床上浸水が想定される地域が、新橋一～五丁目を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物やアンダーパス等では浸水による被害が発生する可能性があります。 (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。 (3) 海岸一丁目の竹芝ふ頭には、堤外地³となっている地域があり、高潮により浸水する可能性があります。 <p>¹ 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。 ² アンダーパス：鉄道や道路などの下を通る地下道のことをいい、雨水等が集中し冠水しやすい構造となっています。 ³ 堤外地：防潮堤よりも海側の地域をいいます。</p>

該当部分	風水害編第1部第3章第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）</p> <p>第1 麻布地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在しています。 外国人の人口が5地区の中で最も多くなっています。 芝地区及び高輪地区の境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 <p>第2 麻布地区内における地域別の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 麻布周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、外苑西通り沿いの谷地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 古川の耐震護岸が一部未整備です。 六本木周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、古川沿いの低地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 古川の耐震護岸が一部未整備です。 	<p>第2節 麻布地区（麻布周辺地区、六本木周辺地区）</p> <p>第1 麻布地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在しています。 外国人の人口が5地区の中で最も多くなっています。 芝地区及び高輪地区の境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 <p>第2 麻布地区内における地域別の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 麻布周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> 東海豪雨と同様の大雨が降った場合に、床上浸水が想定される地域が、外苑西通り沿いの谷地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 古川の耐震護岸が一部未整備です。 六本木周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> 東海豪雨と同様の大雨が降った場合に、床上浸水が想定される地域が、古川沿いの低地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 古川の耐震護岸が一部未整備です。

該当部分	風水害編第1部第3章第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）</p> <p>第1 赤坂地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昼間人口が夜間人口の約5倍となり、芝地区に次いで多くなっています。 2 地区内の高齢者の割合が5地区の中で最も高くなっています。 <p>第2 赤坂地区内における地域別の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 赤坂周辺地区 想定し得る最大規模の降雨の場合、床上浸水が想定される地域が、外堀通り沿いの谷地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 2 青山周辺地区 想定し得る最大規模の降雨の場合、床上浸水が想定される地域が、地区内に点在しており、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 	<p>第3節 赤坂地区（赤坂周辺地区、青山周辺地区）</p> <p>第1 赤坂地区全体の現況</p> <p>昼間人口が夜間人口の約5倍となり、芝地区に次いで多くなっています。</p> <p>第2 赤坂地区内における地域別の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 赤坂周辺地区 東海豪雨と同様の大雨が降った場合に、床上浸水が想定される地域が、外堀通り沿いの谷地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 2 青山周辺地区 東海豪雨と同様の大雨が降った場合に、床上浸水が想定される地域が、地区内に点在しており、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。

該当部分	風水害編第1部第3章第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）</p> <p>第1 高輪地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在します。 2 夜間人口が5地区の中で最も多くなっています。 3 地区内の高齢者の割合が赤坂地区の次に高くなっています。 4 麻布地区との境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 <p>第2 高輪地区内における地域別の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 白金周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、白金一丁目や外苑西通り沿いの谷地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。 2 高輪周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、地区内に点在しており、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。 	<p>第4節 高輪地区（白金周辺地区、高輪周辺地区）</p> <p>第1 高輪地区全体の現況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起伏に富んだ地形で急斜面や崖が多く存在します。 2 夜間人口が5地区の中で最も多くなっています。 3 地区内の高齢者の割合が最も高くなっています。 4 麻布地区との境を古川が流れています。平成24年6月に古川は洪水予報河川に指定されています。 <p>第2 高輪地区内における地域別の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 白金周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海豪雨と同様の大雨が降った場合に、床上浸水が想定される地域が、白金一丁目や外苑西通り沿いの谷地を中心にあり、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。 2 高輪周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海豪雨と同様の大雨が降った場合に、床上浸水が想定される地域が、地区内に点在しており、地下鉄駅、地階を有する建築物では浸水による被害が発生する可能性があります。 (2) 古川の耐震護岸が一部未整備です。

該当部分	風水害編第1部第3章第5節 芝浦港南地区（芝浦港南周辺地区、台場地区）
機関名	港区（防災課）

修正案	現行
<p>第5節 芝浦港南地区（芝浦港南周辺地区、台場地区）</p> <p>第1 芝浦港南地区の現況</p> <p>【芝浦港南周辺地区】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区の大部分が低地であり、海に面した土地の殆どが埋め立てにより作られた土地です。 2 芝浦港南周辺地区は火災による延焼が起きにくい地区（地区内残留地区）です。 <p>【台場地区】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 埋立地であり、陸路では、レインボーブリッジのみにより芝浦・港南地区とつながっています。江東区と接する南側以外は海に接しています。 2 住宅の多くが高層マンションです。 3 台場地区は火災による延焼が起きにくい地区（地区内残留地区）です。 <p>第2 芝浦港南地区内における課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芝浦港南周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> （1）想定し得る最大規模の降雨の場合に、床上浸水が想定される地域が、港南二丁目を中心にあり、地階を有する建築物やアンダーパスでは、浸水の流入による被害が発生する可能性があります。 （2）国道15号より東側の地域においては、高潮により浸水被害が発生する可能性があります。 2 台場地区 <ol style="list-style-type: none"> （1）海岸線沿いや東京湾岸道沿いなどにおいては、高潮による浸水の可能性が高くなっています。 	<p>第5節 芝浦港南地区（芝浦港南周辺地区、台場地区）</p> <p>第1 芝浦港南地区の現況</p> <p>【芝浦港南周辺地区】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区の大部分が低地であり、海に面した土地の殆どが埋め立てにより作られた土地です。 2 芝浦港南周辺地区は火災による延焼が起きにくい地区（地区内残留地区）です。 <p>【台場地区】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 埋立地であり、陸路では、レインボーブリッジのみにより芝浦・港南地区とつながっています。江東区と接する南側以外は海に接しています。 2 住宅の多くが高層マンションです。 3 台場地区は火災による延焼が起きにくい地区（地区内残留地区）です。 <p>第2 芝浦港南地区内における課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芝浦港南周辺地区 <ol style="list-style-type: none"> （1）東海豪雨と同様の大雨が降った場合に、床上浸水が想定される地域が、港南二丁目を中心にあり、地階を有する建築物やアンダーパスでは、浸水の流入による被害が発生する可能性があります。 （2）港南五丁目の全域と海岸二、三丁目の一部が堤外地となっており、高潮により浸水被害が発生する可能性があります。 2 台場地区 <ol style="list-style-type: none"> （1）堤外地では、高潮による浸水の可能性が高くなっています。

該当部分	風水害編第1部第4章第2節 区及び防災関係機関等の役割
機関名	東京ガス株式会社、東京海上保安部

修正案		現行	
第2節 区及び防災関係機関等の役割		第2節 区及び防災関係機関等の役割	
第1 区の役割		第1 区の役割	
	事務または業務		事務または業務
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港区防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 水防に関する事。 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 8 外出者の支援に関する事。 9 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 10 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 11 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 12 公共施設の応急復旧に関する事。 13 災害復興に関する事。 14 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 15 防災住民組織の育成に関する事。 16 事業所防災に関する事。 17 防災教育及び防災訓練に関する事。 18 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。 	区	<ol style="list-style-type: none"> 1 港区防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 水防に関する事。 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 8 外出者の支援に関する事。 9 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 10 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 11 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 12 公共施設の応急復旧に関する事。 13 災害復興に関する事。 14 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 15 防災住民組織の育成に関する事。 16 事業所防災に関する事。 17 防災教育及び防災訓練に関する事。 18 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

第2 防災関係機関の役割

機関		事務または業務
東京都	警 視 庁 愛宕警察署 三田警察署 高輪警察署 麻布警察署 赤坂警察署 東京湾岸警察署	1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒に関する事 2 警報等の通報伝達に関する事 3 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事 5 交通規制に関する事 6 行方不明者の捜索及び調査に関する事 7 死体の見分及び検視に関する事 8 公共の安全と秩序の維持に関する事 9 危険物の保安に関する事 10 応急的な障害物除去や漂流物等の処理に関する事
	東 京 消 防 庁 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び消防活動に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事
	建 設 局 第一建設事務所 東部公園緑地事務所	1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 都立公園の保全及び震災時の利用に関する事（東部公園緑地事務所）
	港 湾 局 東京港管理事務所 東京港建設事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の保全並びに復旧に関する事 2 輸送経路を確保するための臨港道路の障害物除去に関する事 3 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する事
	水 道 局 中央支所 港営業所	1 水道施設の保全に関する事 2 応急給水に関する事
	下 水 道 局 中部下水道事務所 芝浦水再生センター 港出張所	1 下水道施設の保全に関する事 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関する事
	交 通 局 五反田駅務区 馬喰駅務区 日比谷駅務区 大門駅務区 門前仲町駅務区	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事

第2 防災関係機関の役割

機関		事務または業務
東京都	警 視 庁 愛宕警察署 三田警察署 高輪警察署 麻布警察署 赤坂警察署 東京湾岸警察署	1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒に関する事 2 警報等の通報伝達に関する事 3 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事 5 交通規制に関する事 6 行方不明者の捜索及び調査に関する事 7 死体の見分及び検視に関する事 8 公共の安全と秩序の維持に関する事 9 危険物の保安に関する事 10 応急的な障害物除去や漂流物等の処理に関する事
	東 京 消 防 庁 芝消防署 麻布消防署 赤坂消防署 高輪消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び消防活動に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事
	建 設 局 第一建設事務所 東部公園緑地事務所	1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 都立公園の保全及び震災時の利用に関する事（東部公園緑地事務所）
	港 湾 局 東京港管理事務所 東京港建設事務所	1 港湾施設、海岸保全施設の保全並びに復旧に関する事 2 輸送経路を確保するための臨港道路の障害物除去に関する事 3 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する事
	水 道 局 中央支所 港営業所	1 水道施設の保全に関する事 2 応急給水に関する事
	下 水 道 局 中部下水道事務所 芝浦水再生センター 港出張所	1 下水道施設の保全に関する事 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関する事
	交 通 局 五反田駅務区 馬喰駅務区 日比谷駅務区 大門駅務区 門前仲町駅務区	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事

3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当しています。

機関		事務または業務
指定地方行政機関	第三管区海上保安本部 （東京海上保安部）	1 地震、津波情報等の伝達に関する事 2 震災に関する情報の収集に関する事 3 海難救助等（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関する事 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指示等）に関する事 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関する事 6 海上における治安の維持に関する事 7 海上緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する事 8 その他、震災応急対策に必要なこと。
	東京国道事務所 品川出張所 代々木出張所	1 管轄区域内道路保全並びに工事の執行に関する事。

第4 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務があります。

平常時にあつては港区防災会議、発災時にあつては区災害対策本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定公共機関	日本郵便株式会社 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局	1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業並びにNTT東日本等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関する事 2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱に関する事 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 簡易保険業務の非常取扱い

3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当しています。

機関		事務または業務
指定地方行政機関	第三管区海上保安本部 （東京海上保安部）	1 警戒宣言、津波情報等の伝達に関する事 2 震災に関する情報の収集に関する事 3 海難救助等（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関する事 4 排出油等の防除（調査及び指導、防除措置の指示等）に関する事 5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関する事 6 海上における治安の維持に関する事 7 海上緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する事 8 その他、震災応急対策に必要なこと。
	東京国道事務所 品川出張所 代々木出張所	1 管轄区域内道路保全並びに工事の執行に関する事。

第4 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務があります。

平常時にあつては港区防災会議、発災時にあつては区災害対策本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定公共機関	日本郵便株式会社 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局	1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業並びにNTT東日本等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関する事 2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱に関する事 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 為替貯金業務の非常取扱い (6) 簡易保険業務の非常取扱い

東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。
東京ガス株式会社 東京中支店	1 ガス施設の安全確保に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	1 施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
東日本電信電話株式会社 東京事業部	1 通信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
日本赤十字社 東京都支部港区地区	1 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。

第5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関であり、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定地方公共機関	東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	東京モノレール株式会社	1 施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	京浜急行電鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による避難者及び救助物資の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	株式会社ゆりかもめ	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。

第6 公共的機関の役割

区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼しています。

東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。
東京ガス株式会社 中央支店	1 ガス施設の安全確保に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	1 施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
東日本電信電話株式会社 東京事業部	1 通信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
日本赤十字社 東京都支部港区地区	1 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。

第5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関であり、区においては、以下の機関を指定しています。

機関		事務または業務
指定地方公共機関	東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	東京モノレール株式会社	1 施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	京浜急行電鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による避難者及び救助物資の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。
	株式会社ゆりかもめ	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関すること。

第6 公共的機関の役割

区は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼しています。

機関		事務または業務
公共的機関	一般社団法人 東京都港区医師会	1 医療救護活動に関する事。 2 防疫活動への協力に関する事。
	公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師会	1 歯科医療救護活動に関する事。
	公益社団法人 東京都港区 麻布赤坂歯科医師会	
	一般社団法人 東京都港区薬剤師会	1 医薬品等の仕分け、保管・管理、供給に関する事。 2 調剤・服薬指導に関する事。 3 一般用医薬品の備蓄・交付に関する事。 4 薬事相談に関する事。

機関		事務または業務
公共的機関	一般社団法人 東京都港区医師会	1 医療救護活動に関する事。 2 防疫活動への協力に関する事。
	公益社団法人 東京都港区 芝歯科医師会	1 歯科医療救護活動に関する事。
	公益社団法人 東京都港区 麻布赤坂歯科医師会	
	一般社団法人 東京都港区薬剤師会	1 医薬品等の仕分け、保管・管理、供給に関する事。 2 調剤・服薬指導に関する事。 3 一般用医薬品の備蓄・交付に関する事。 4 薬事相談に関する事。

該当部分	風水害編第1部第5章第1節 港区防災会議の設置
機関名	港区（防災課）、東京ガス株式会社

修正案	現 行																																																																																																												
<p>第1節 港区防災会議の設置</p> <p>第1 設置の目的 災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べることを目的として、港区防災会議を設置しています。</p> <p>第2 委員の構成</p> <p>1 港区防災会議 区長を会長とし、防災関係機関、区職員、地域防災協議会の代表、学識経験者、福祉関係団体の代表、国際交流関係団体の代表等から構成しています。なお、委員の総数は69名以内としています。</p> <p>2 港区防災会議幹事会 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命または委嘱します。幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐します。なお、幹事の総数は、53人以内としています。</p> <p>3 部会 区長は、必要に応じて部会を設置することができます。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震1-6-1 港区防災会議条例 参照） （震災資料編 震1-6-2 港区防災会議運営規程 参照） 港区防災会議（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">NO</th> <th style="width: 15%;">役名</th> <th style="width: 80%;">勤務先職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>会長</td><td>港区長</td></tr> <tr><td>1</td><td>委員</td><td>港区議会議長</td></tr> <tr><td>2</td><td>委員</td><td>港区議会副議長</td></tr> <tr><td>3</td><td>委員</td><td>港区副区長</td></tr> <tr><td>4</td><td>委員</td><td>港区副区長</td></tr> <tr><td>5</td><td>委員</td><td>港区教育委員会教育長</td></tr> <tr><td>6</td><td>委員</td><td>港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>7</td><td>委員</td><td>港区麻布地区総合支所長（街づくり事業担当部長兼務）</td></tr> <tr><td>8</td><td>委員</td><td>港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>9</td><td>委員</td><td>港区高輪地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>10</td><td>委員</td><td>港区芝浦港南地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>11</td><td>委員</td><td>港区保健福祉支援部長（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長兼務）</td></tr> <tr><td>12</td><td>委員</td><td>港区みなと保健所長</td></tr> <tr><td>13</td><td>委員</td><td>港区企画経営部長</td></tr> <tr><td>14</td><td>委員</td><td>港区用地・施設活用担当部長</td></tr> <tr><td>15</td><td>委員</td><td>港区防災危機管理室長</td></tr> <tr><td>16</td><td>委員</td><td>港区総務部長</td></tr> <tr><td>17</td><td>委員</td><td>港区教育委員会事務局教育推進部長</td></tr> </tbody> </table>	NO	役名	勤務先職名		会長	港区長	1	委員	港区議会議長	2	委員	港区議会副議長	3	委員	港区副区長	4	委員	港区副区長	5	委員	港区教育委員会教育長	6	委員	港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）	7	委員	港区麻布地区総合支所長（街づくり事業担当部長兼務）	8	委員	港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）	9	委員	港区高輪地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）	10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）	11	委員	港区保健福祉支援部長（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長兼務）	12	委員	港区みなと保健所長	13	委員	港区企画経営部長	14	委員	港区用地・施設活用担当部長	15	委員	港区防災危機管理室長	16	委員	港区総務部長	17	委員	港区教育委員会事務局教育推進部長	<p>第1節 港区防災会議の設置</p> <p>第1 設置の目的 災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べることを目的として、港区防災会議を設置しています。</p> <p>第2 委員の構成</p> <p>1 港区防災会議 区長を会長とし、防災関係機関、区職員、地域防災協議会の代表、学識経験者、福祉関係団体の代表、国際交流関係団体の代表等から構成しています。なお、委員の総数は69名以内としています。</p> <p>2 港区防災会議幹事会 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命または委嘱します。幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐します。なお、幹事の総数は、53人以内としています。</p> <p>3 部会 区長は、必要に応じて部会を設置することができます。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震1-6-1 港区防災会議条例 参照） （震災資料編 震1-6-2 港区防災会議運営規程 参照） 港区防災会議（平成28年11月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">NO</th> <th style="width: 15%;">役名</th> <th style="width: 80%;">勤務先職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>会長</td><td>港区長</td></tr> <tr><td>1</td><td>委員</td><td>港区議会議長</td></tr> <tr><td>2</td><td>委員</td><td>港区議会副議長</td></tr> <tr><td>3</td><td>委員</td><td>港区副区長</td></tr> <tr><td>4</td><td>委員</td><td>港区副区長</td></tr> <tr><td>5</td><td>委員</td><td>港区教育委員会教育長</td></tr> <tr><td>6</td><td>委員</td><td>港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>7</td><td>委員</td><td>港区麻布地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>8</td><td>委員</td><td>港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>9</td><td>委員</td><td>港区高輪地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>10</td><td>委員</td><td>港区芝浦港南地区総合支所長（保健福祉支援部長兼務）</td></tr> <tr><td>11</td><td>委員</td><td>港区みなと保健所長</td></tr> <tr><td>12</td><td>委員</td><td>港区特定事業担当部長</td></tr> <tr><td>13</td><td>委員</td><td>港区企画経営部長</td></tr> <tr><td>14</td><td>委員</td><td>港区用地・施設活用担当部長</td></tr> <tr><td>15</td><td>委員</td><td>港区防災危機管理室長</td></tr> </tbody> </table>	NO	役名	勤務先職名		会長	港区長	1	委員	港区議会議長	2	委員	港区議会副議長	3	委員	港区副区長	4	委員	港区副区長	5	委員	港区教育委員会教育長	6	委員	港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）	7	委員	港区麻布地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）	8	委員	港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）	9	委員	港区高輪地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）	10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長（保健福祉支援部長兼務）	11	委員	港区みなと保健所長	12	委員	港区特定事業担当部長	13	委員	港区企画経営部長	14	委員	港区用地・施設活用担当部長	15	委員	港区防災危機管理室長
NO	役名	勤務先職名																																																																																																											
	会長	港区長																																																																																																											
1	委員	港区議会議長																																																																																																											
2	委員	港区議会副議長																																																																																																											
3	委員	港区副区長																																																																																																											
4	委員	港区副区長																																																																																																											
5	委員	港区教育委員会教育長																																																																																																											
6	委員	港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）																																																																																																											
7	委員	港区麻布地区総合支所長（街づくり事業担当部長兼務）																																																																																																											
8	委員	港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）																																																																																																											
9	委員	港区高輪地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）																																																																																																											
10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）																																																																																																											
11	委員	港区保健福祉支援部長（新型コロナウイルスワクチン接種担当部長兼務）																																																																																																											
12	委員	港区みなと保健所長																																																																																																											
13	委員	港区企画経営部長																																																																																																											
14	委員	港区用地・施設活用担当部長																																																																																																											
15	委員	港区防災危機管理室長																																																																																																											
16	委員	港区総務部長																																																																																																											
17	委員	港区教育委員会事務局教育推進部長																																																																																																											
NO	役名	勤務先職名																																																																																																											
	会長	港区長																																																																																																											
1	委員	港区議会議長																																																																																																											
2	委員	港区議会副議長																																																																																																											
3	委員	港区副区長																																																																																																											
4	委員	港区副区長																																																																																																											
5	委員	港区教育委員会教育長																																																																																																											
6	委員	港区芝地区総合支所長（街づくり支援部長兼務）																																																																																																											
7	委員	港区麻布地区総合支所長（産業・地域振興支援部長兼務）																																																																																																											
8	委員	港区赤坂地区総合支所長（子ども家庭支援部長兼務）																																																																																																											
9	委員	港区高輪地区総合支所長（環境リサイクル支援部長兼務）																																																																																																											
10	委員	港区芝浦港南地区総合支所長（保健福祉支援部長兼務）																																																																																																											
11	委員	港区みなと保健所長																																																																																																											
12	委員	港区特定事業担当部長																																																																																																											
13	委員	港区企画経営部長																																																																																																											
14	委員	港区用地・施設活用担当部長																																																																																																											
15	委員	港区防災危機管理室長																																																																																																											

18	委員	芝消防団長
19	委員	麻布消防団長
20	委員	赤坂消防団長
21	委員	高輪消防団長
22	委員	一般社団法人東京都港区医師会会長
23	委員	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会会長
24	委員	一般社団法人東京都港区薬剤師会会長
25	委員	東京都建設局第一建設事務所長
26	委員	東京都港湾局東京港管理事務所長
27	委員	東京都交通局電車部日比谷駅務管区長
28	委員	東京都水道局中央支所長
29	委員	東京都下水道局中部下水道事務所長
30	委員	警視庁第一方面本部長
31	委員	警視庁愛宕警察署長
32	委員	警視庁三田警察署長
33	委員	警視庁高輪警察署長
34	委員	警視庁麻布警察署長
35	委員	警視庁赤坂警察署長
36	委員	警視庁東京湾岸警察署長
37	委員	東京消防庁第一消防方面本部長
38	委員	東京消防庁芝消防署長
39	委員	東京消防庁麻布消防署長
40	委員	東京消防庁赤坂消防署長
41	委員	東京消防庁高輪消防署長
42	委員	東京海上保安部次長
43	委員	東京国道事務所長
44	委員	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅長
45	委員	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課長
46	委員	東日本電信電話株式会社東京事業部東京南支店長
47	委員	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社長
48	委員	首都高速道路株式会社東京西局総務・管理部長
49	委員	東京ガス株式会社東京中支店長
50	委員	日本郵便株式会社芝郵便局局長
51	委員	東京地下鉄株式会社表参道駅務管区永田町地域区長
52	委員	東京モノレール株式会社取締役総務部長
53	委員	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長
54	委員	株式会社ゆりかもめ総務部長
55	委員	港区赤十字奉仕団 委員長
56	委員	愛宕一之部防災会 会長
57	委員	麻布小地区防災協議会 会長
58	委員	青山地区防災協議会 会長
59	委員	御田小地区防災協議会 会長
60	委員	港南防災ネットワーク 副会長

16	委員	港区総務部長
17	委員	港区教育委員会事務局次長
18	委員	芝消防団長
19	委員	麻布消防団長
20	委員	赤坂消防団長
21	委員	高輪消防団長
22	委員	一般社団法人東京都港区医師会会長
23	委員	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会会長
24	委員	一般社団法人東京都港区薬剤師会会長
25	委員	東京都建設局第一建設事務所長
26	委員	東京都港湾局東京港管理事務所所長
27	委員	東京都交通局電車部日比谷駅務管区長
28	委員	東京都水道局中央支所長
29	委員	東京都下水道局中部下水道事務所長
30	委員	警視庁第一方面本部長
31	委員	警視庁愛宕警察署長
32	委員	警視庁三田警察署長
33	委員	警視庁高輪警察署長
34	委員	警視庁麻布警察署長
35	委員	警視庁赤坂警察署長
36	委員	警視庁東京湾岸警察署長
37	委員	東京消防庁第一消防方面本部長
38	委員	東京消防庁芝消防署長
39	委員	東京消防庁麻布消防署長
40	委員	東京消防庁赤坂消防署長
41	委員	東京消防庁高輪消防署長
42	委員	東京海上保安部次長
43	委員	東京国道事務所長
44	委員	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅長
45	委員	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課長
46	委員	株式会社 NTT 東日本東京事業部東京南支店長
47	委員	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社長
48	委員	首都高速道路株式会社東京西局総務・管理部長
49	委員	東京ガス株式会社中央支店長
50	委員	日本郵便株式会社芝郵便局局長
51	委員	東京地下鉄株式会社表参道駅務管区永田町地域区長
52	委員	東京モノレール株式会社取締役総務部長
53	委員	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長
54	委員	株式会社ゆりかもめ総務部長
55	委員	港区赤十字奉仕団 代表
56	委員	愛宕一之部防災会 会長
57	委員	麻布小地区防災協議会 会長
58	委員	青山地区防災協議会 会長

61	委員	お台場地区防災協議会 会長
62	委員	公益財団法人 市民防災研究所 理事
63	委員	減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
64	委員	東京海洋大学 名誉教授
65	委員	港区民生・児童委員協議会会長
66	委員	港区老人クラブ連合会 常任理事
67	委員	港区心身障害児・者団体連合会 副会長
68	委員	港区国際交流協会 常任理事・事務局長
69	委員	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊長

港区防災会議幹事会（令和3年4月1日現在）

NO	役名	勤務先職名
1	幹事	港区芝地区総合支所協働推進課長
2	幹事	港区麻布地区総合支所協働推進課長
3	幹事	港区赤坂地区総合支所協働推進課長
4	幹事	港区高輪地区総合支所協働推進課長
5	幹事	港区芝浦港南地区総合支所協働推進課長
6	幹事	港区産業・地域振興支援部地域振興課長
7	幹事	港区保健福祉支援部保健福祉課長
8	幹事	港区みなと保健所保健予防課長事務取扱
9	幹事	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
10	幹事	港区街づくり支援部都市計画課長
11	幹事	港区街づくり支援部土木課長
12	幹事	港区環境リサイクル支援部環境課長
13	幹事	港区企画経営部企画課長
14	幹事	港区企画経営部財政課長
15	幹事	港区防災危機管理室防災課長
16	幹事	港区総務部総務課長（港区総務部人権・男女平等参画担当課長兼務）
17	幹事	港区教育委員会事務局教育推進部教育室長
18	幹事	一般社団法人東京都港区医師会理事
19	幹事	公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会総務理事
20	幹事	一般社団法人東京都港区薬剤師会副会長
21	幹事	東京都建設局第一建設事務所副所長兼庶務課長
22	幹事	東京都港湾局東京港管理事務所港務課長
23	幹事	東京都交通局電車部日比谷駅務管区指導担当区長
24	幹事	東京都水道局港営業所長
25	幹事	東京都下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課長
26	幹事	警視庁第一方面本部警備担当管理官
27	幹事	警視庁愛宕警察署警備課長
28	幹事	警視庁三田警察署警備課長

59	委員	白金地区防災協議会 会長
60	委員	港南防災ネットワーク 副会長
61	委員	お台場地区防災協議会 会長
62	委員	公益財団法人 市民防災研究所 理事
63	委員	減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
64	委員	東京海洋大学 顧問・名誉教授
65	委員	港区民生・児童委員協議会会長職務代理
66	委員	港区老人クラブ連合会 総務部長
67	委員	港区心身障害児・者団体連合会 副会長
68	委員	港区国際交流協会理事長
69	委員	陸上自衛隊 第一普通科連隊第一中隊長

港区防災会議幹事会（平成28年11月1日現在）

NO	役名	勤務先職名
1	幹事	港区芝地区総合支所協働推進課長
2	幹事	港区麻布地区総合支所協働推進課長
3	幹事	港区赤坂地区総合支所協働推進課長
4	幹事	港区高輪地区総合支所協働推進課長
5	幹事	港区芝浦港南地区総合支所協働推進課長
6	幹事	港区産業・地域振興支援部地域振興課長
7	幹事	港区保健福祉支援部保健福祉課長
8	幹事	港区みなと保健所保健予防課長事務取扱
9	幹事	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
10	幹事	港区街づくり支援部都市計画課長
11	幹事	港区街づくり支援部土木計画担当課長
12	幹事	港区環境リサイクル支援部環境課長
13	幹事	港区企画経営部企画課長
14	幹事	港区企画経営部財政課長
15	幹事	港区防災危機管理室防災課長
16	幹事	港区総務部総務課長
17	幹事	港区総務部人権・男女平等参画担当課長
18	幹事	港区教育委員会事務局庶務課長
19	幹事	一般社団法人東京都港区医師会理事
20	幹事	公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会会長
21	幹事	一般社団法人東京都港区薬剤師会副会長
22	幹事	東京都建設局第一建設事務所副所長兼庶務課長
23	幹事	東京都港湾局東京港管理事務所港務課長
24	幹事	東京都交通局電車部日比谷駅務管区担当区長
25	幹事	東京都水道局港営業所長

29	幹事	警視庁高輪警察署警備課長
30	幹事	警視庁麻布警察署警備課長
31	幹事	警視庁赤坂警察署警備課長
32	幹事	警視庁東京湾岸警察署警備課長
33	幹事	東京消防庁第一消防方面本部指揮隊長
34	幹事	東京消防庁芝消防署警防課長
35	幹事	東京消防庁麻布消防署警防課長
36	幹事	東京消防庁赤坂消防署警防課長
37	幹事	東京消防庁高輪消防署警防課長
38	幹事	東京海上保安部警備救難課長
39	幹事	東京国道事務所防災情報課長
40	幹事	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅副駅長
41	幹事	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課担当課長代理
42	幹事	株式会社 NTT 東日本-南関東東京事業部東京南支店設備部長
43	幹事	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社地域渉外担当
44	幹事	首都高速道路株式会社東京西局総務・経理渉外担当課長
45	幹事	東京ガス株式会社東京中支店地域広報担当課長
46	幹事	日本郵便株式会社芝郵便局総務部長
47	幹事	東京地下鉄株式会社 表参道駅務管区永田町地域首席助役
48	幹事	東京モノレール株式会社総務部課長
49	幹事	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長補佐
50	幹事	株式会社ゆりかもめ 総務部総務課長
51	幹事	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊迫撃砲小隊長

26	幹事	東京都下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課長
27	幹事	警視庁第一方面本部警備担当管理官
28	幹事	警視庁愛宕警察署警備課長
29	幹事	警視庁三田警察署警備課長
30	幹事	警視庁高輪警察署警備課長
31	幹事	警視庁麻布警察署警備課長
32	幹事	警視庁赤坂警察署警備課長
33	幹事	警視庁東京湾岸警察署警備課長
34	幹事	東京消防庁第一消防方面本部 指揮隊長
35	幹事	東京消防庁芝消防署警防課長
36	幹事	東京消防庁麻布消防署警防課長
37	幹事	東京消防庁赤坂消防署警防課長
38	幹事	東京消防庁高輪消防署警防課長
39	幹事	東京海上保安部警備救難課長
40	幹事	東京国道事務所防災情報課長
41	幹事	東日本旅客鉄道株式会社新橋駅副駅長
42	幹事	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道本部管理部総務課担当課長
43	幹事	株式会社 NTT 東日本-南関東東京事業部東京南支店設備部長
44	幹事	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社支社長代理
45	幹事	首都高速道路株式会社東京西局総務・経理渉外担当課長
46	幹事	東京ガス株式会社中央支店地域広報担当課長
47	幹事	日本郵便株式会社芝郵便局総務部長
48	幹事	東京地下鉄株式会社 表参道駅務管区地域首席助役
49	幹事	東京モノレール株式会社総務部課長
50	幹事	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部安全推進部課長補佐
51	幹事	株式会社ゆりかもめ 総務部総務課長
52	幹事	陸上自衛隊第一普通科連隊第一中隊迫撃砲小隊長

該当部分	風水害編第2部第1章第4節 都市型水害対策
機関名	港区（土木課）、東京都下水道局

修正案	現行
<p>第4節 都市型水害対策</p> <p>急激な都市化の進展は、都市から雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させています。また、最近では、ヒートアイランド現象が原因と思われる局地的な集中豪雨が増加しています。</p> <p>その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになりました。</p> <p>対策としては、下水道施設の整備、雨水流出抑制施設の整備といったハード面の対策に加え、ソフト面の対策として、荒川洪水予報河川、渋谷川・古川洪水予報河川¹の指定による情報提供、雨量等の情報提供、浸水ハザードマップの作成・公表を行っています。</p> <p>¹渋谷川・古川洪水予報：基準点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。</p> <p>第1 ハード対策</p> <p>1 下水道施設の整備</p> <p>下水道は、都市型の浸水被害の実態等を踏まえ、地域を重点化し緊急的に取り組む雨水整備計画を策定して早急を実施することにより、災害から区民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っています。</p> <p>(1) 防止計画</p> <p>区内の下水道の排除方式は、大部分が汚水と雨水の合流式ですが、芝浦処理区の一部は分流式です。また、河川をはじめとする公共用水域への排除は、原則として自然流下です。</p> <p>しかし、自然流下による雨水排除が困難である地域のため、ポンプ吸揚により雨水を強制排除することを目的に、汐留第二ポンプ所を建設するとともに、幹線等の整備を行っています。</p>	<p>第4節 都市型水害対策</p> <p>急激な都市化の進展は、都市から雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させています。また、最近では、ヒートアイランド現象が原因と思われる局地的な集中豪雨が増加しています。</p> <p>その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになりました。</p> <p>対策としては、下水道施設の整備、雨水流出抑制施設の整備といったハード面の対策に加え、ソフト面の対策として、荒川洪水予報河川、渋谷川・古川洪水予報河川¹の指定による情報提供、雨量等の情報提供、浸水ハザードマップの作成・公表を行っています。</p> <p>¹渋谷川・古川洪水予報：基準点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。</p> <p>第1 ハード対策</p> <p>1 下水道施設の整備</p> <p>下水道は、都市型の浸水被害の実態等を踏まえ、地域を重点化し緊急的に取り組む雨水整備計画を策定して早急を実施することにより、災害から区民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っています。</p> <p>(1) 防止計画</p> <p>区内の下水道の排除方式は、大部分が汚水と雨水の合流式ですが、芝浦処理区の一部は分流式です。また、河川をはじめとする公共用水域への排除は、原則として自然流下です。</p> <p>しかし、自然流下による雨水排除が困難である地域のため、ポンプ吸揚により雨水を強制排除することを目的に、汐留第二ポンプ所を建設するとともに、幹線等の整備を行っています。</p>

表2-1-3 都下水道局のポンプ所及び水再生センターの揚水能力一覧表

施設名	計画排水量			現有排水能力	内訳		備考
	晴天時汚水 m ³ /日	雨天時汚水 m ³ /日	雨水量 m ³ /秒		汚水 ポンプ m ³ /分	雨水 ポンプ m ³ /分	
汐留第二 ポンプ所	14,500	314,200	31.57	2,280	—	2,280	GTG (10000KVA) 2 台
芝浦 ポンプ所	897,700	2,728,166	26.158	4,110	2,090	2,020	GTG (17000KVA) 2 台
芝浦水再生 センター	850,000	5,356,000		2,520	2,520		GTG (18000KVA) 2 台
台場その1 ポンプ所	11,840	11,840		1,080	1,080		DG (250KVA) 1台
台場その2 ポンプ所	21,950	21,950		1,080	1,080		DG (300KVA) 1台

DG：ディーゼル発電機 DP：ディーゼルポンプ GTG：ガスタービン発電機

2 雨水流出抑制施設の整備

区では、都市型水害の防止を図るとともに、快適な都市環境を確保するため、流域対策として**歩道**における透水性舗装や浸透雨水ますの設置等を実施しており、公園や学校等の区施設においても雨水流出抑制施設の設置を進めています。また、平成6年1月から、区内で住宅・業務ビル等の新築や増改築、駐車場の設置・拡張する事業者等に対し、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づく指導を行っています。

(1) 雨水流出抑制の方法及び種類

(方法)

貯留：地下貯留槽、広場貯留域等を設けて、雨水を一時的に貯留して、流出の抑制を図る施設

浸透：浸透トレンチ、ます及び透水性舗装など雨水を地中に浸透させることにより、流出の抑制を図る施設

(種類)

貯留：地下貯留槽、広場貯留、公園貯留、運動場貯留等

浸透：浸透トレンチ・浸透ます、浸透U型溝、透水性舗装、浸透池等

第2 ソフト対策

1 荒川

(1) 荒川洪水予報の伝達

国土交通省関東地方整備局では大雨等による荒川の氾濫に備え、気象庁との合同により、平成16年9月に荒川を洪水予報河川に指定しています。荒川洪水予報が発せられた場合は、浸水が想定される区域に情報を伝達します。

(2) 荒川浸水想定区域

平成13年7月に「水防法」の一部が改正され、国土交通大臣等により浸水想定区域の指定・公表等が義

表2-1-3 都下水道局のポンプ所及び水再生センターの揚水能力一覧表

施設名	計画排水量			現有排水能力	内訳		備考
	晴天時汚水 m ³ /日	雨天時汚水 m ³ /日	雨水量 m ³ /秒		汚水 ポンプ m ³ /分	雨水 ポンプ m ³ /分	
汐留第二 ポンプ所	19,180	450,230	31.57	2,280	—	2,280	GTG (10000KVA) 1 台
芝浦 ポンプ所	897,700	2,728,166	26.158	3,005	1,725	1,280	GTG (17000KVA) 1 台
芝浦水再生 センター	1,370,000	(70.139m ³ /s)		2,520	2,520		GTG (14000KVA) 1 台
台場その1 ポンプ所	11,840	11,840		1,080	1,080		DG (250KVA) 1台
台場その2 ポンプ所	21,950	21,950		1,080	1,080		DG (300KVA) 1台

DG：ディーゼル発電機 DP：ディーゼルポンプ GTG：ガスタービン発電機

2 雨水流出抑制施設の整備

区では、都市型水害の防止を図るとともに、快適な都市環境を確保するため、流域対策として**歩道**や**車道**における透水性舗装や浸透雨水ますの設置等を実施しており、公園や学校等の区施設においても雨水流出抑制施設の設置を進めています。また、平成6年1月から、区内で住宅・業務ビル等の新築や増改築、駐車場を設置・拡張する事業者等に対し、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づく指導を行っています。平成21年6月からは、敷地面積500m²未満の個人住宅等への雨水浸透施設設置に対し、助成を行っています。

(1) 雨水流出抑制の方法及び種類

(方法)

貯留：地下貯留槽、広場貯留域等を設けて、雨水を一時的に貯留して、流出の抑制を図る施設

浸透：浸透トレンチ、ます及び透水性舗装など雨水を地中に浸透させることにより、流出の抑制を図る施設

(種類)

貯留：地下貯留槽、広場貯留、公園貯留、運動場貯留等

浸透：浸透トレンチ・浸透ます、浸透U型溝、透水性舗装、浸透池等

第2 ソフト対策

1 荒川

(1) 荒川洪水予報の伝達

国土交通省関東地方整備局では大雨等による荒川の氾濫に備え、気象庁との合同により、平成16年9月に荒川を洪水予報河川に指定しています。荒川洪水予報が発せられた場合は、浸水が想定される区域に情報を伝達します。

(2) 荒川浸水想定区域

平成13年7月に「水防法」の一部が改正され、国土交通大臣等により浸水想定区域の指定・公表等が義

務づけられ、荒川においても浸水想定区域が指定・公表され、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」が公開されています。また、平成 27 年 5 月に水防法の一部が改正され、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を河川管理者より指定・公表することとなりました。

港区では、「港区浸水ハザードマップ」で、区内の荒川の浸水想定区域を示しています。

2 渋谷川・古川

(1) 渋谷川・古川洪水予報の伝達

東京都では大雨等による河川の溢水に備え、気象庁との合同により渋谷川・古川を洪水予報河川に指定しています。渋谷川・古川洪水予報が発せられた場合は、浸水が想定される区域に情報を伝達します。

(2) 渋谷川・古川浸水想定区域

東京都都市型水害対策検討会の中間報告で、「城南地区河川流域浸水予想区域図」「隅田川及び新河岸川流域」が公表されるとともに、関連区はこの予想区域図を踏まえて洪水ハザードマップを作成・公表することとされ、「渋谷川・古川流域浸水予想区域図」が公表されています。

港区では、「港区浸水ハザードマップ」で、区内の古川の浸水想定区域を示しています。

3 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

荒川、渋谷川・古川の浸水想定区域においては、洪水予報等や避難情報の伝達方法等について、区民等に対する周知徹底を推進するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、区は浸水想定区域内の地下街等及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設（本計画に施設の名称及び所在地を定めたものに限る。）へ洪水予報等を伝達します。

(1) 地下街等における洪水予報等の伝達体制と浸水防止・避難確保計画の作成

①地下街等の範囲

「水防法」第 15 条に基づき、浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）は下記のとおりです。

表 2-1-4 浸水想定区域内における地下街等の名称及び所在地（荒川）

種類	名称	住所	
地下施設	鉄道駅	都営三田線内幸町駅	港区西新橋 1-2
	地下駐車場	ニュー新橋ビル	港区新橋 2-16-1

表 2-1-5 浸水想定区域内における地下街等の名称及び所在地（古川）

種類	名称	住所	
地下施設	鉄道駅	都営三田線芝公園駅	港区芝公園 4-8-14
		都営大江戸線赤羽橋駅	港区東麻布 1-28-13
		都営大江戸線麻布十番駅	港区麻布十番 1-4-6
		東京地下鉄南北線麻布十番駅	港区麻布十番 4-4-9

務づけられ、荒川においても浸水想定区域が指定・公表され、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」が公開されています。

港区では、「港区浸水ハザードマップ」で、区内の荒川の浸水想定区域を示しています。

2 渋谷川・古川

(1) 渋谷川・古川洪水予報の伝達

東京都では大雨等による河川の溢水に備え、気象庁との合同により渋谷川・古川を洪水予報河川に指定しています。渋谷川・古川洪水予報が発せられた場合は、浸水が想定される区域に情報を伝達します。

(2) 渋谷川・古川浸水想定区域

東京都都市型水害対策検討会の中間報告で、「城南地区河川流域浸水予想区域図」「隅田川及び新河岸川流域」が公表されるとともに、関連区はこの予想区域図を踏まえて洪水ハザードマップを作成・公表することとされ、「渋谷川・古川流域浸水予想区域図」が公表されています。

港区では、「港区浸水ハザードマップ」で、区内の古川の浸水想定区域を示しています。

3 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

荒川、渋谷川・古川の浸水想定区域においては、洪水予報等や避難情報の伝達方法等について、区民等に対する周知徹底を推進するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、区は浸水想定区域内の地下街等及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設（本計画に施設の名称及び所在地を定めたものに限る。）へ洪水予報等を伝達します。

(1) 地下街等における洪水予報等の伝達体制と浸水防止・避難確保計画の作成

①地下街等の範囲

「水防法」第 15 条に基づき、浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）は下記のとおりです。

表 2-1-4 浸水想定区域内における地下街等の名称及び所在地（荒川）

種類	名称	住所	
地下施設	鉄道駅	都営三田線内幸町駅	港区西新橋 1-2
	地下駐車場	ニュー新橋ビル	港区新橋 2-16-1

表 2-1-5 浸水想定区域内における地下街等の名称及び所在地（古川）

種類	名称	住所	
地下施設	鉄道駅	都営三田線芝公園駅	港区芝公園 4-8-14
		都営大江戸線赤羽橋駅	港区東麻布 1-28-13
		都営大江戸線麻布十番駅	港区麻布十番 1-4-6
		東京地下鉄南北線麻布十番駅	港区麻布十番 4-4-9

②浸水防止・避難確保計画の作成

前記①に該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、「水防法」第15条の二に基づき、単独でまたは共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、区長に報告するとともに、自ら公表します。

③洪水予報等の伝達体制の整備

区は、前記①に該当し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等に対し、FAX、港区防災情報メール等により以下の情報を伝達します。区と地下街等は、毎年出水期前に伝達訓練を実施し、伝達体制の見直し、強化を図ります。

- ア 大雨警報 洪水警報
- イ 荒川洪水予報
- ウ 渋谷川・古川洪水予報
- エ 河川水位情報
- オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）
- カ その他、浸水対策上、有効な情報等

(2) 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

①要配慮者利用施設の範囲

「水防法」第15条に基づき、浸水想定区域内において、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に避難行動に配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設は下記のとおりです。

表2-1-6 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地（古川）

施設名称	所在地
芝公園保育園	芝公園 2-7-3
アスク芝公園保育園	芝 2-12-16
ゆらりん東麻布保育園	東麻布 1-26-2 SERAPHIO AZABU1・2F
飯倉保育園	東麻布 1-21-2
飯倉学童クラブ	東麻布 1-21-2
さわやか保育園・麻布十番	麻布十番 1-10-3 モンテプラザ 2階
まなびの森保育園麻布	南麻布 1-8-11 東町小学校内
あい保育園南麻布	南麻布 2-11-10 OJビル 3階
南麻布学童クラブ	南麻布 2-11-10 OJビル 4階
太陽の子三田五丁目保育園	三田 5-4-3 三田プラザビル 3階
志田町保育室	白金 1-11-16
アイ インターナショナルスクール	三田 5-4-4 3階
PEEK A B00	麻布十番 1-10-3 モンテプラザ 905
Tokyo International Kindercare 麻布校	東麻布 1-26-2 セラフ 10 3F
ベビー&キッズルーム パオ	東麻布 1-17-11TN ビル 3F
クランテテ三田	三田 1-3-31FORECAST 三田 3階

②浸水防止・避難確保計画の作成

前記①に該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、「水防法」第15条の二に基づき、単独でまたは共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、区長に報告するとともに、自ら公表します。

③洪水予報等の伝達体制の整備

区は、前記①に該当し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等に対し、FAX、港区防災情報メール等により以下の情報を伝達します。区と地下街等は、毎年出水期前に伝達訓練を実施し、伝達体制の見直し、強化を図ります。

- ア 大雨警報 洪水警報
- イ 荒川洪水予報
- ウ 渋谷川・古川洪水予報
- エ 河川水位情報
- オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）
- カ その他、浸水対策上、有効な情報等

(2) 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

①要配慮者利用施設の範囲

「水防法」第15条に基づき、浸水想定区域内において、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に避難行動に配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設は下記のとおりです。

表2-1-6 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地（古川）

施設名称	所在地
芝公園保育園	芝公園 2-7-3
アスク芝公園保育園	芝 2-12-16
ゆらりん東麻布保育園	東麻布 1-26-2 SERAPHIO AZABU1・2F
飯倉保育園	東麻布 1-21-2
飯倉学童クラブ	東麻布 1-21-2
さわやか保育園・麻布十番	麻布十番 1-10-3 モンテプラザ 2階
まなびの森保育園麻布	南麻布 1-8-11 東町小学校内
あい保育園南麻布	南麻布 2-11-10 OJビル 3階
南麻布学童クラブ	南麻布 2-11-10 OJビル 4階
太陽の子三田五丁目保育園	三田 5-4-3 三田プラザビル 3階
志田町保育室	白金 1-11-16
アイ インターナショナルスクール	三田 5-4-4 3階
PEEK A B00	麻布十番 1-10-3 モンテプラザ 905
Tokyo International Kindercare 麻布校	東麻布 1-26-2 セラフ 10 3F
ベビー&キッズルーム パオ	東麻布 1-17-11TN ビル 3F
クランテテ三田	三田 1-3-31FORECAST 三田 3階

Star Kids インターナショナルプレスクール	芝公園 2-8-2 小貝ビル 2F
放課 G0→クラブひがしまち	南麻布 1-8-11 東町小学校内
西原病院	白金 1-3-2
北里大学北里研究所病院	白金 5-9-1

※平成 28 年 7 月現在、荒川の浸水想定区域内に要配慮者利用施設は立地していません。

②避難確保計画の作成

前記①に該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、「水防法」第 15 条の三に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成に努めなければなりません。

③洪水予報等の伝達体制の整備

区は、前記①に該当し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対し、FAX、港区防災情報メール等により以下の情報を伝達します。区と要配慮者利用施設は、毎年出水期前に伝達訓練を実施し、伝達体制の見直し、強化を図ります。

- ア 大雨警報 洪水警報
- イ 荒川洪水予報
- ウ 渋谷川・古川洪水予報
- エ 河川水位情報
- オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）
- カ その他、浸水対策上、有効な情報等

4 浸水想定区域内の区民等への情報伝達

区では、港区役所等の区内 9 か所で降水量を、新広尾公園と白金公園の 2 か所で古川の水位を 3 分ごとに計測しています。区は、古川の水位や渋谷川・古川洪水予報、荒川洪水予報、気象情報等を、防災行政無線、港区防災情報メール等により区民等に情報伝達します。

5 緊急避難場所の指定及び避難訓練の実施

区は、河川の浸水から逃れるための緊急避難場所を指定し、「港区浸水ハザードマップ」等でこれを区民に周知するとともに、避難のための訓練を実施します。

6 地下街等浸水対策協議会への支援

新橋駅東口では、地下街や地下鉄事業者、接続ビル管理者等が連携した地下街等浸水対策協議会²が設置されています。区は、地下施設の浸水防止対策及び避難誘導が迅速に行われるよう、浸水対策協議会への気象情報等の伝達体制を構築するとともに、浸水防止のためのハード対策への支援を進めます。

浸水対策協議会は、各施設管理者が連携して浸水防止・避難確保計画を作成し、訓練を実施します。

²地下街等浸水対策協議会：大規模地下街等の管理者が連携して行う豪雨時の浸水対策を促進するため、各施設管理者と行政が協働して計画等を作成するため、平成 27 年 10 月に設置されました。

Star Kids インターナショナルプレスクール	芝公園 2-8-2 小貝ビル 2F
放課 G0→クラブひがしまち	南麻布 1-8-11 東町小学校内
西原病院	白金 1-3-2
北里大学北里研究所病院	白金 5-9-1

※平成 28 年 7 月現在、荒川の浸水想定区域内に要配慮者利用施設は立地していません。

②避難確保計画の作成

前記①に該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、「水防法」第 15 条の三に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成に努めなければなりません。

③洪水予報等の伝達体制の整備

区は、前記①に該当し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対し、FAX、港区防災情報メール等により以下の情報を伝達します。区と要配慮者利用施設は、毎年出水期前に伝達訓練を実施し、伝達体制の見直し、強化を図ります。

- ア 大雨警報 洪水警報
- イ 荒川洪水予報
- ウ 渋谷川・古川洪水予報
- エ 河川水位情報
- オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）
- カ その他、浸水対策上、有効な情報等

4 浸水想定区域内の区民等への情報伝達

区では、港区役所等の区内 9 か所で降水量を、新広尾公園と白金公園の 2 か所で古川の水位を 3 分ごとに計測しています。区は、古川の水位や渋谷川・古川洪水予報、荒川洪水予報、気象情報等を、防災行政無線、港区防災情報メール等により区民等に情報伝達します。

5 緊急避難場所の指定及び避難訓練の実施

区は、河川の浸水から逃れるための緊急避難場所を指定し、「港区浸水ハザードマップ」等でこれを区民に周知するとともに、避難のための訓練を実施します。

6 地下街等浸水対策協議会への支援

新橋駅東口では、地下街や地下鉄事業者、接続ビル管理者等が連携した地下街等浸水対策協議会²が設置されています。区は、地下施設の浸水防止対策及び避難誘導が迅速に行われるよう、浸水対策協議会への気象情報等の伝達体制を構築するとともに、浸水防止のためのハード対策への支援を進めます。

浸水対策協議会は、各施設管理者が連携して浸水防止・避難確保計画を作成し、訓練を実施します。

²地下街等浸水対策協議会：大規模地下街等の管理者が連携して行う豪雨時の浸水対策を促進するため、各施設管理者と行政が協働して計画等を作成するため、平成 27 年 10 月に設置されました。

該当部分	風水害編第2部第1章第6節 土砂災害対策
機 関 名	港区（建築課、防災課）

修 正 案	現 行
<p>第6節 土砂災害対策</p> <p>第1 土砂災害防止法</p> <p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものです。</p> <p>改正土砂災害防止法（平成27年1月28日施行）では、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒区域等の指定があった場合の区市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置が講じられました。</p> <p>第2 土砂災害の恐れがある箇所の周知</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険箇所等の周知</p> <p>平成13年度の東京都の調査により抽出された急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）をホームページ等で周知し、そのうち平成23年度に区が実施した目視調査によって安定度が低いとされた箇所については、降雨により土砂災害の危険が迫った場合に、その周辺地域に区が避難勧告等を発令する箇所として区民に周知します。</p> <p>2 土砂災害警戒区域等の周知</p> <p>東京都が土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、ハザードマップを作成・配布して区民に周知しています。</p> <p>第3 情報伝達体制の構築</p> <p>1 気象注意報・警報等の伝達</p> <p>気象庁から発表される気象注意報・警報等を港区防災情報メールや港区防災アプリにより区民に伝達します。</p>	<p>第6節 土砂災害対策</p> <p>第1 土砂災害防止法</p> <p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものです。</p> <p>改正土砂災害防止法（平成27年1月28日施行）では、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒区域等の指定があった場合の区市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置が講じられました。</p> <p>第2 土砂災害の恐れがある箇所の周知</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険箇所等の周知</p> <p>平成13年度の東京都の調査により抽出された急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）をホームページ等で周知し、そのうち平成23年度に区が実施した目視調査によって安定度が低いとされた箇所については、降雨により土砂災害の危険が迫った場合に、その周辺地域に区が避難勧告等を発令する箇所として区民に周知します。</p> <p>2 土砂災害警戒区域等の周知</p> <p>東京都が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果によって、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定があった場合には、ハザードマップを作成・配布して区民に周知します。</p> <p>第3 情報伝達体制の構築</p> <p>1 気象注意報・警報等の伝達</p> <p>気象庁から発表される気象注意報・警報等を港区防災情報メールや港区防災アプリにより区民に伝達します。</p>

2 土砂災害に関する避難指示等の発令基準

警戒 レベル 5	緊急安全確保	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 (災害発生を確認) 土砂災害の発生が確認された場合
警戒 レベル 4	避難指示	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ・土砂災害の前兆現象(斜面の亀裂、斜面からの湧き水、地鳴り等)が発見された場合
警戒 レベル 3	高齢者等避難	<p>下記のいずれかの場合に、発令する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合(夕刻時点で発令))

3 土砂災害に関する避難指示等の発令対象地域

区内にある急傾斜地崩壊危険箇所のうち、区の目視調査で安定度が低いとされているがけ地に隣接する地域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(「土砂災害防止法」)第7条の

2 避難情報の確実な伝達

区が策定した避難勧告等の発令基準(第3部第9章第2節参照)に基づき、区は、気象庁から「大雨警報(土砂災害)」が発表された場合に、土砂災害に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、気象庁及び東京都から「土砂災害警戒情報」が発表された場合には「避難勧告」を発令します。さらに、「土砂災害警戒情報」が発表されている状況で、気象庁から「記録的短時間大雨情報」が発表された場合には、「避難指示(緊急)」を発令します。土砂災害に関する避難情報は、対象となる地域の区民等に確実に伝達できるよう、消防署や警察署、地域の町会・自治会と連携し、伝達体制を構築することとします。

規定により指定される土砂災害警戒区域を含む地域、及び同法第9条の規定により指定される土砂災害特別警戒区域を含む地域（ただし、同法第4条の規定により、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等の指定予定とされた区域は、指定区域と同様に取り扱うこととする。）とします。

浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等を用い、災害時の避難場所・避難所の確認や対象地域の区民等へ避難方法や避難の時期を周知するための訓練を推進します。

第4 訓練等の実施

浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等を用い、災害時の避難場所・避難所の確認や対象地域の区民等へ避難方法や避難の時期を周知するための訓練を推進します。

第5 かけ・擁壁の注意喚起・改修工事への支援

区は、崩れそうな斜面や亀裂の入った擁壁などの注意喚起を行うとともに、「かけ・擁壁改修工事等支援事業」により、高さ2mを超えるかけ又は擁壁の所有者に対して、アドバイザーを派遣する制度があります。また、擁壁の新築工事又は築造替え工事をする場合、工事費用の一部を助成し、土砂災害に対するハード対策を進めます。

第4 訓練等の実施

浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等を用い、災害時の避難場所・避難所の確認や対象地域の区民等へ避難方法や避難の時期を周知するための訓練を推進します。

第5 かけ・擁壁の改善指導・支援

区は、崩れそうな斜面や亀裂の入った擁壁などの改善指導を行うとともに、改修工事を所有者が実施する場合に、「かけ・擁壁改修工事支援事業」により、区がその費用の一部を助成し、土砂災害に対するハード対策を進めます。

該当部分	風水害編 第2部 第2章 第1節 ライフライン施設の安全化
機 関 名	東京都下水道局、東京電力パワーグリッド株式会社

修 正 案	現 行																																										
<p>第1節 ライフライン施設の安全化</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害用トイレを確保します。 2 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保します。 3 避難所ごとの避難者数に応じた生活用水を確保します。 4 都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制を確保します。 <p>第2 水道施設（都水道局）</p> <p>風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視点検を行います。 なお、水道施設築造は、関係する法令や施設基準等により設計しています。 （震災資料編 震2-2-2 区内配水管管理延長現況 参照）</p> <p>第3 下水道施設（都下水道局）</p> <p>1 施設の現況</p> <p>（1）水再生センターとポンプ所</p> <p>区内の下水道施設は、下水を処理する芝浦水再生センター（処理能力、830千m³/日）と芝浦水再生センターへ送水する汐留第二ポンプ所及び芝浦ポンプ所、有明水再生センター（江東区）へ送水する台場その1ポンプ所及び台場その2ポンプ所の4か所があります。</p> <p>①汐留第二ポンプ所 [港区海岸1-19-66]</p> <p>ポンプの大きさと台数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1,650mm (380m³/分)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">6台</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機 (10,000KVA)</td> <td style="text-align: right;">2基</td> </tr> </table> <p>②芝浦ポンプ所 [港区芝浦4-20-48]</p> <p>ポンプの大きさと台数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1,350mm (260m³/分)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">2台</td> </tr> <tr> <td>800mm (80m³/分)</td> <td style="text-align: right;">1台</td> </tr> <tr> <td>1,650mm (330m³/分)</td> <td style="text-align: right;">1台</td> </tr> <tr> <td>1,500mm (325m³/分)</td> <td style="text-align: right;">2台</td> </tr> <tr> <td>1,650mm (365m³/分)</td> <td style="text-align: right;">1台</td> </tr> <tr> <td>1,650mm (370m³/分)</td> <td style="text-align: right;">2台</td> </tr> <tr> <td>1,650mm (320m³/分)</td> <td style="text-align: right;">4台</td> </tr> <tr> <td>600mm (39m³/分)</td> <td style="text-align: right;">3台</td> </tr> <tr> <td>300mm (14m³/分)</td> <td style="text-align: right;">2台</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機 (17,000KVA)</td> <td style="text-align: right;">2基</td> </tr> </table> <p>③芝浦水再生センター [港区港南1-2-28]</p>	1,650mm (380m ³ /分)	6台	ガスタービン発電機 (10,000KVA)	2基	1,350mm (260m ³ /分)	2台	800mm (80m ³ /分)	1台	1,650mm (330m ³ /分)	1台	1,500mm (325m ³ /分)	2台	1,650mm (365m ³ /分)	1台	1,650mm (370m ³ /分)	2台	1,650mm (320m ³ /分)	4台	600mm (39m ³ /分)	3台	300mm (14m ³ /分)	2台	ガスタービン発電機 (17,000KVA)	2基	<p>第1節 ライフライン施設の安全化</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害用トイレを確保します。 2 し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保します。 3 避難所ごとの避難者数に応じた生活用水を確保します。 4 都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制を確保します。 <p>第2 水道施設（都水道局）</p> <p>風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視点検を行います。 なお、水道施設築造は、関係する法令や施設基準等により設計しています。 （震災資料編 震2-2-2 区内配水管管理延長現況 参照）</p> <p>第3 下水道施設（都下水道局）</p> <p>1 施設の現況</p> <p>（1）水再生センターとポンプ所</p> <p>区内の下水道施設は、下水を処理する芝浦水再生センター（処理能力、830千m³/日）と芝浦水再生センターへ送水する汐留第二ポンプ所及び芝浦ポンプ所、有明水再生センター（江東区）へ送水する台場その1ポンプ所及び台場その2ポンプ所の4か所があります。</p> <p>①汐留第二ポンプ所 [港区海岸1-19-66]</p> <p>ポンプの大きさと台数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1,650mm (380m³/分)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">6台</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機 (10,000KVA)</td> <td style="text-align: right;">1基</td> </tr> </table> <p>②芝浦ポンプ所 [港区芝浦4-20-48]</p> <p>ポンプの大きさと台数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1,350mm (260m³/分)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">2台</td> </tr> <tr> <td>800mm (80m³/分)</td> <td style="text-align: right;">1台</td> </tr> <tr> <td>1,650mm (330m³/分)</td> <td style="text-align: right;">1台</td> </tr> <tr> <td>1,500mm (325m³/分)</td> <td style="text-align: right;">2台</td> </tr> <tr> <td>1,650mm (320m³/分)</td> <td style="text-align: right;">4台</td> </tr> <tr> <td>600mm (39m³/分)</td> <td style="text-align: right;">3台</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機 (17,000KVA)</td> <td style="text-align: right;">1基</td> </tr> </table> <p>③芝浦水再生センター [港区港南1-2-28]</p>	1,650mm (380m ³ /分)	6台	ガスタービン発電機 (10,000KVA)	1基	1,350mm (260m ³ /分)	2台	800mm (80m ³ /分)	1台	1,650mm (330m ³ /分)	1台	1,500mm (325m ³ /分)	2台	1,650mm (320m ³ /分)	4台	600mm (39m ³ /分)	3台	ガスタービン発電機 (17,000KVA)	1基
1,650mm (380m ³ /分)	6台																																										
ガスタービン発電機 (10,000KVA)	2基																																										
1,350mm (260m ³ /分)	2台																																										
800mm (80m ³ /分)	1台																																										
1,650mm (330m ³ /分)	1台																																										
1,500mm (325m ³ /分)	2台																																										
1,650mm (365m ³ /分)	1台																																										
1,650mm (370m ³ /分)	2台																																										
1,650mm (320m ³ /分)	4台																																										
600mm (39m ³ /分)	3台																																										
300mm (14m ³ /分)	2台																																										
ガスタービン発電機 (17,000KVA)	2基																																										
1,650mm (380m ³ /分)	6台																																										
ガスタービン発電機 (10,000KVA)	1基																																										
1,350mm (260m ³ /分)	2台																																										
800mm (80m ³ /分)	1台																																										
1,650mm (330m ³ /分)	1台																																										
1,500mm (325m ³ /分)	2台																																										
1,650mm (320m ³ /分)	4台																																										
600mm (39m ³ /分)	3台																																										
ガスタービン発電機 (17,000KVA)	1基																																										

処理能力 830千m³/日

④台場その1ポンプ所〔港区台場1-8-2〕

ポンプの大きさと台数

250mm (6 m³/分) 3台

ディーゼルエンジン発電機 (250KVA) 1基

⑤台場その2ポンプ所〔港区台場2-3-5〕

ポンプの大きさと台数

250mm (6 m³/分) 3台

ディーゼルエンジン発電機 (300KVA) 1基

(注) 停電の場合、汐留第二ポンプ所、芝浦水再生センター、台場その1ポンプ所及び台場その2ポンプ所は、非常用発電機で排水及び下水処理の機能を保持しています。

(2) 管渠

区内の下水道管渠は、四ッ谷・赤坂・溜池・高段幹線他 27 の幹線があり、令和元年度末の管理延長として 56,733m あります。

また、枝線は 409,591m であり、合計 466,324m の維持管理をしています。

2 安全化対策

(1) 水再生センターとポンプ所の施設の対策

経年化等により安全性の低下した構造物及び機械電気設備については、機能向上と耐震化のための整備補強を進めています。震災対策については阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震性向上を図り、安全性の確保に努めます。

(2) 管渠の対策

管渠のうち経年化等により安全性の低下した管渠については更新を行っています。今後もテレビカメラ等による機能調査に基づき、老朽化の著しい管渠から計画的に更新をすすめるとともに、次のような震災時における下水道施設の機能の確保を図ります。

①機能調査、精密点検調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行います。

②現行の耐震基準に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設の整備を推進します。なお、国等の耐震基準に関する検討結果に基づき適切な処置を行います。

③各施設間耐震性向上のために、ループ化や多重化等機能をバックアップする施設の整備を図ります。

第4 電気施設 (東京電力パワーグリッド株式会社)

1 計画の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策がありますが、この計画では当面、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設を災害予防の範囲としました。

処理能力 830千m³/日

④台場その1ポンプ所〔港区台場1-8-2〕

ポンプの大きさと台数

250mm (6 m³/分) 3台

ディーゼルエンジン発電機 (250KVA) 1基

⑤台場その2ポンプ所〔港区台場2-3-5〕

ポンプの大きさと台数

250mm (6 m³/分) 3台

ディーゼルエンジン発電機 (300KVA) 1基

(注) 停電の場合、汐留第二ポンプ所、芝浦水再生センター、台場その1ポンプ所及び台場その2ポンプ所は、非常用発電機で排水及び下水処理の機能を保持しています。

(2) 管渠

区内の下水道管渠は、四ッ谷・赤坂・溜池・高段幹線他 19 の幹線があり、平成 23 年度末の管理延長として 54,450m あります。

また、枝線は 403,964m であり、合計 458,414m の維持管理をしています。

2 安全化対策

(1) 水再生センターとポンプ所の施設の対策

経年化等により安全性の低下した構造物及び機械電気設備については、機能向上と耐震化のための整備補強を進めています。震災対策については阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震性向上を図り、安全性の確保に努めます。

(2) 管渠の対策

管渠のうち経年化等により安全性の低下した管渠については更新を行っています。今後もテレビカメラ等による機能調査に基づき、老朽化の著しい管渠から計画的に更新をすすめるとともに、次のような震災時における下水道施設の機能の確保を図ります。

①機能調査、精密点検調査、耐震診断に基づき補強・改良及び更新工事を行います。

②現行の耐震基準に基づき液状化の程度や施設の重要度に応じた施設の整備を推進します。なお、国等の耐震基準に関する検討結果に基づき適切な処置を行います。

③各施設間耐震性向上のために、ループ化や多重化等機能をバックアップする施設の整備を図ります。

第4 電気施設 (東京電力パワーグリッド株式会社)

1 計画の範囲

電力施設の災害予防については、防災業務計画に定める高潮、洪水、地震等各種対策がありますが、この計画では当面、高潮、洪水、地震及び強風対策について、かつ区地域関係施設を災害予防の範囲としました。

2 施設の防災対策
次表のとおりです。

表2-2-1 施設の防災対策

災害種別	施設名	施設の現況
洪水高潮対策	送電設備 (地中電線路)	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施しています。
	変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行いますが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施しています。
	配電設備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施しています。
風害対策	変電設備	各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処しています。
	配電設備	
地震対策	送電設備 (地中電線路)	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行います。洞道は、「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づき設計を行います。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計としています。
	変電設備	機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行っています。
	配電設備	(架空電線路) 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っています。 (地中電線路) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としています。

第5 ガス施設(東京ガス株式会社)

1 施設の現況

(1) 製造施設

ガスの製造施設は、根岸 LNG 基地、袖ヶ浦 LNG 基地、扇島 LNG 基地、日立 LNG 基地の4か所にあり、各 LNG 基地とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保しています。

また、「ガス事業法」等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防波堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っています。

2 施設の防災対策
次表のとおりです。

表2-2-1 施設の防災対策

災害種別	施設名	防災対策
高潮対策	送電施設 (地中線)	最高潮位 A.P. 4.70m の高潮においても被害を受けないようケーブルヘッド位置の適正化、変電所入口における防水装置の設置を実施しています。
	変電設備	最高潮位 A.P. 4.70m を目途として変電所建物入口のかさ上げ、防潮板等の諸対策を実施しています。
	配電設備	地上高は、電気設備の技術基準により 4.0m 以上に設備設置しています。
洪水対策 洪水対策	送電設備 (地中線)	ケーブルヘッドの位置の適正化等により防水対策を実施しています。
	変電設備	既往の浸水実績を考慮して浸水に対する対策を行っています。
	配電設備	高潮対策に準じます。
地震対策	送電設備 (地中線)	油槽台等の付帯設備については、「建築基準法」による耐震設計並びに変電機器の耐震性に準じ設計をしています。
	変電設備	機器は動的設計(0.3G 共振正弦3波突印)屋外鉄構は水平震度 0.3~0.5G、機器と屋外の基礎は水平加速度 0.2~0.5G としています。
	配電設備	地震による振動・衝撃荷重の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいのでこれにより設計しています。
強風対策	変電設備	最近の標準設計では屋外鉄構の強度は、風速 40m/s の風圧に耐えうるものになっています。
	配電設備	電気設備の技術基準により風速 40m/s の風圧に耐えうるものになっています。

第5 ガス施設(東京ガス株式会社)

1 施設の現況

(1) 製造施設

ガスの製造施設は、根岸 LNG 基地、袖ヶ浦 LNG 基地、扇島 LNG 基地、日立 LNG 基地の4か所にあり、各 LNG 基地とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保しています。

また、「ガス事業法」等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防波堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っています。

(2) 供給施設

表2-2-2 施設の現況

施設名	施設の現況
ガスホルダー	「ガス事業法」に基づき、安全装置・遮断装置・離陸距離等を考慮して設計しています。
整圧器	地下整圧器に対しては防水を完全に行い、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えています。
ガス導管	1 ガス導管は、「ガス事業法」、「道路法」等の諸法規に準拠して設計、施工しています。 2 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管はPE管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用しています。 なお、地盤沈下等の著しい特殊な箇所の埋設導管については、鋼管及びPE管としています。 3 鋼管のうち本管の継手はアーク溶接とし、支管等の小口径導管は、機械的接合としています。 4 ガス導管には、緊急遮断ができるように遮断弁を設置しています。設置箇所は、LNG基地及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等となっています。 5 橋りょうに添架する導管は、全て鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮しています。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっています。 6 ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等防災関係機関への連絡体制を整えています。
ガス導管	
需要家施設	1 需要家施設の損傷に対するガスの漏えいを緊急に遮断するため、一般需要家にはマイコンメーターを、その他の需要家には大型メーターのマイコン化を進めています。 2 洪水対策としては、出水のおそれのある地域においては、メーター一部分の位置を嵩上げとし、床上浸水程度では被害のないようにしています。

2 ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、「ガス事業法」の規定に基づいた定期検査を実施しますが、特に、導管の維持管理については、次によります。

- (1) 道路に埋設されている導管は、最高使用圧力が高圧のものにあっては埋設の日以後 **1年に1回以上**、その他のものにあっては埋設の日以後 **4年に1回以上**、告示で定める方法により検査を行います。
- (2) 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、設置の日以後の **4年に1回以上**、告示で定める方法により検査を行います。
ただし、その導管、ガスメーターコック、ガスメーターまたはガス栓が設置されている場所に立ち入るにつき、その所有者または占有者の承諾を得ることができない場合は、その限りではありません。

(2) 供給施設

表2-2-2 施設の現況

施設名	施設の現況
ガスホルダー	「ガス事業法」に基づき、安全装置・遮断装置・離陸距離等を考慮して設計しています。
整圧器	地下整圧器に対しては防水を完全に行い、地上整圧器で地盤の低いゼロメートル地帯のものについては、地上からの高さを考慮した場所に設置し、災害に備えています。
ガス導管	1 ガス導管は、「ガス事業法」、「道路法」等の諸法規に準拠して設計、施工しています。 2 導管材料は、高・中圧導管については鋼管とし、低圧本支管はPE管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管を採用しています。 なお、地盤沈下等の著しい特殊な箇所の埋設導管については、鋼管及びPE管としています。 3 鋼管のうち本管の継手はアーク溶接とし、支管等の小口径導管は、機械的接合としています。 4 ガス導管には、緊急遮断ができるように遮断弁を設置しています。設置箇所は、LNG基地及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等となっています。 5 橋りょうに添架する導管は、全て鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮しています。また、主要導管の橋りょう前後の埋設部については、鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっています。 6 ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等防災関係機関への連絡体制を整えています。
ガス導管	
需要家施設	1 需要家施設の損傷に対するガスの漏えいを緊急に遮断するため、一般需要家にはマイコンメーターを、その他の需要家には大型メーターのマイコン化を進めています。 2 洪水対策としては、出水のおそれのある地域においては、メーター一部分の位置を嵩上げとし、床上浸水程度では被害のないようにしています。

2 ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、「ガス事業法」の規定に基づいた定期検査を実施しますが、特に、導管の維持管理については、次によります。

- (1) 道路に埋設されている導管は、最高使用圧力が高圧のものにあっては埋設の日以後 14 か月に 1 回以上、その他のものにあっては埋設の日以後 40 か月に 1 回以上、告示で定める方法により検査を行います。
- (2) 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓は、設置の日以後の 40 か月に 1 回以上、告示で定める方法により検査を行います。
ただし、その導管、ガスメーターコック、ガスメーターまたはガス栓が設置されている場所に立ち入るにつき、その所有者または占有者の承諾を得ることができない場合は、その限りではありません。

1 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施します。

- (1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行います。
- (2) 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行います。
- (3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行います。

2 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行います。

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とします。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置します。
- (3) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築します。
- (4) 通信ケーブルの地中化を推進します。
- (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置します。
- (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進します。

3 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じます。

4 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図ります。

5 重要通信の確保

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備します。
- (2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用します。
- (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保します。

6 災害対策用機器及び車両等の配備

(1) 災害発生時において通信を確保し、または災害から迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備します。

- ①非常用衛星通信装置
- ②非常用無線装置
- ③非常用交換装置
- ④非常用伝送装置
- ⑤非常用電源装置
- ⑥応急ケーブル
- ⑦その他の応急復旧用諸装置

7 災害対策用資機材等の確保と整備

第6 通信施設（東日本電信電話株式会社）

1 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施します。

- (1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行います。
- (2) 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行います。
- (3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行います。

2 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行います。

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とします。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置します。
- (3) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築します。
- (4) 通信ケーブルの地中化を推進します。
- (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置します。
- (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進します。

3 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じます。

4 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図ります。

5 重要通信の確保

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備します。
- (2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用します。
- (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保します。

6 災害対策用機器及び車両等の配備

(1) 災害発生時において通信を確保し、または災害から迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備します。

- ①非常用衛星通信装置
- ②非常用無線装置
- ③非常用交換装置
- ④非常用伝送装置
- ⑤非常用電源装置
- ⑥応急ケーブル
- ⑦その他の応急復旧用諸装置

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努めます。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努めます。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備えます。

7 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努めます。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努めます。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備えます。

該当部分	風水害編第2部第2章第2節 道路及び交通施設の安全化
機 関 名	株式会社ゆりかもめ、東京地下鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社

修 正 案	現 行
<p>第2節 道路及び交通施設の安全化</p> <p>道路及び橋りょうは、都市を支える施設であるとともに、災害時には、避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っています。</p> <p style="text-align: center;">(震災資料編 震2-2-4 道路・橋りょうの現況 参照)</p> <p>第1 道路施設</p> <p>1 区道の整備</p> <p>透水性舗装の実施、雨水枿の整備等により路上に雨水等が滞留することを極力防止し、道路交通確保に努めています。</p> <p>橋りょうについては、常に良好な状態で通行を確保できるよう、さらには災害時において落橋や流橋を防止するため、5年サイクルで定期点検を実施し、その結果を踏まえ、架け替えや補強、そして補修工事及び日常の維持管理を実施しています。</p> <p>2 都道の整備（第一建設事務所）</p> <p>全橋りょうについて5年サイクルで定期点検を実施し、その点検結果を活用して、補修事業及び日常の維持管理を実施しています。</p> <p>また、併せて、橋りょうの整備について、新設や架替えを実施しています。</p> <p>3 国道の整備（東京国道事務所）</p> <p>区内の国道は整備済です。</p> <p>4 首都高速道路（首都高速道路株式会社）の整備</p> <p>(1) 防災施設等</p> <p>首都高速道路は、高架構造が大部分を占めているので、風水害時、平面街路が利用不可能な場合でも、高架構造の部分は救援物資の輸送、避難等に利用できます。</p> <p style="text-align: center;">(震災資料編 震2-2-5 首都高速道路の現況 参照)</p> <p>(2) 予防対策</p> <p>①供用中の高速道路及び付属施設</p> <p>排水ポンプ、電気設備、通信設備等の諸設備について、定期的に点検を行い安全を確保します。</p> <p>②供用中の自動車駐車場</p> <p>お客様及び自動車の安全を確保するため、防火、電気等の諸設備について、定期的に点検を行います。</p> <p>③工事中の道路及び付属施設</p> <p>常に現場の整理を行い、不時の災害に対する各種資材等の需給計画を策定し、安全を確保します。</p>	<p>第2節 道路及び交通施設の安全化</p> <p>道路及び橋りょうは、都市を支える施設であるとともに、災害時には、避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っています。</p> <p style="text-align: center;">(震災資料編 震2-2-4 道路・橋りょうの現況 参照)</p> <p>第1 道路施設</p> <p>1 区道の整備</p> <p>透水性舗装の実施、雨水枿の整備等により路上に雨水等が滞留することを極力防止し、道路交通確保に努めています。</p> <p>橋りょうについては、常に良好な状態で通行を確保できるよう、さらには災害時において落橋や流橋を防止するため、5年サイクルで定期点検を実施し、その結果を踏まえ、架け替えや補強、そして補修工事及び日常の維持管理を実施しています。</p> <p>2 都道の整備（第一建設事務所）</p> <p>全橋りょうについて5年サイクルで定期点検を実施し、その点検結果を活用して、補修事業及び日常の維持管理を実施しています。</p> <p>また、併せて、橋りょうの整備について、新設や架替えを実施しています。</p> <p>3 国道の整備（東京国道事務所）</p> <p>区内の国道は整備済です。</p> <p>4 首都高速道路（首都高速道路株式会社）の整備</p> <p>(1) 防災施設等</p> <p>首都高速道路は、高架構造が大部分を占めているので、風水害時、平面街路が利用不可能な場合でも、高架構造の部分は救援物資の輸送、避難等に利用できます。</p> <p style="text-align: center;">(震災資料編 震2-2-5 首都高速道路の現況 参照)</p> <p>(2) 予防対策</p> <p>①供用中の高速道路及び付属施設</p> <p>排水ポンプ、電気設備、通信設備等の諸設備について、定期的に点検を行い安全を確保します。</p> <p>②供用中の自動車駐車場</p> <p>お客様及び自動車の安全を確保するため、防火、電気等の諸設備について、定期的に点検を行います。</p> <p>③工事中の道路及び付属施設</p> <p>常に現場の整理を行い、不時の災害に対する各種資材等の需給計画を策定し、安全を確保します。</p>

第2 交通施設の安全化

1 都交通局（都営地下鉄）

(1) 防災設備等

都市型の集中豪雨による駅構内への浸水を防ぐため、ハザードマップ上で浸水予想地域にある22か所全ての駅出入口及びエレベーター出入口には、止水板を設けています。

なお、換気口を路面に設けている場合は、浸水防止機、防水用鉄ぶた等を取り付けて、浸水防止に万全を期しています。

(2) 停電対策

都営地下鉄線内は、多系統から電力の供給を受けられるよう設備されているので全系統の供給が停止するという事態以外は、駅及び道内が長時間停電することはありません。また、駅構内にはバッテリーを電源とする非常灯と避難誘導灯が設備されているほか、列車内にもバッテリーにより点灯する予備灯があります。

2 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

(1) 施設の現況

営業路線の施設現況

営業キロ数全線 195.1 km 乗客数1日平均 約707万人 平成27年度

表2-2-3 施設の現況

路線名	港区内の駅名(17駅)
銀座線	表参道・外苑前・青山一丁目・赤坂見附・虎ノ門・新橋・溜池山王
丸ノ内線	赤坂見附
日比谷線	虎ノ門ヒルズ・神谷町・六本木・広尾
千代田線	赤坂・乃木坂・表参道
半蔵門線	表参道・青山一丁目
南北線	白金台・白金高輪・麻布十番・六本木一丁目・溜池山王
下線は複数経路線駅	

(2) 防災設備等

① 駅出入口の浸水防止設備

駅出入口の浸水対策は、駅出入口の嵩上げ、止水板及び防潮扉を整備しています。さらに必要な駅には、土のうを配備しています。

② 換気口の浸水防止設備

換気口天端の標高が海拔¹3.1m以下の換気口及び豪雨、洪水等の異常出水で路面冠水による浸水のおそれのある換気口は、駅からの遠隔操作で自動的に閉鎖できる浸水感知器付浸水防止機を設置して浸水を防止しています。ただし、地上2～5m立ちあがっている浸水のおそれのない場所（換気塔）には設備していません。

¹ 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。

第2 交通施設の安全化

1 都交通局（都営地下鉄）

(1) 防災設備等

都市型の集中豪雨による駅構内への浸水を防ぐため、ハザードマップ上で浸水予想地域にある22か所全ての駅出入口及びエレベーター出入口には、止水板を設けています。

なお、換気口を路面に設けている場合は、浸水防止機、防水用鉄ぶた等を取り付けて、浸水防止に万全を期しています。

(2) 停電対策

都営地下鉄線内は、多系統から電力の供給を受けられるよう設備されているので全系統の供給が停止するという事態以外は、駅及び道内が長時間停電することはありません。また、駅構内にはバッテリーを電源とする非常灯と避難誘導灯が設備されているほか、列車内にもバッテリーにより点灯する予備灯があります。

2 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）

(1) 施設の現況

営業路線の施設現況

営業キロ数全線 195.1 km 乗客数1日平均 約707万人 平成27年度

表2-2-3 施設の現況

路線名	港区内の駅名(16駅)
銀座線	表参道・外苑前・青山一丁目・赤坂見附・虎ノ門・新橋・溜池山王
丸ノ内線	赤坂見附
日比谷線	神谷町・六本木・広尾
千代田線	赤坂・乃木坂・表参道
半蔵門線	表参道・青山一丁目
南北線	白金台・白金高輪・麻布十番・六本木一丁目・溜池山王
下線は複数経路線駅	

(2) 防災設備等

① 駅出入口の浸水防止設備

駅出入口の浸水対策は、駅出入口の嵩上げ、止水板及び防潮扉を整備しています。さらに必要な駅には、土のうを配備しています。

② 換気口の浸水防止設備

換気口天端の標高が海拔¹3.1m以下の換気口及び豪雨、洪水等の異常出水で路面冠水による浸水のおそれのある換気口は、駅からの遠隔操作で自動的に閉鎖できる浸水感知器付浸水防止機を設置して浸水を防止しています。ただし、地上2～5m立ちあがっている浸水のおそれのない場所（換気塔）には設備していません。

¹ 海拔：海水面から測った陸地の高さ。干潮時と満潮時の年間平均を基準とします。

③トンネル坑口の浸水防止

トンネル坑口は、高潮及び地形を考慮し高い壁を立ち上げて浸水を防止しています。特に防潮堤外である有楽町線の辰巳坑口は、防潮堤よりも高い海拔 5.3m としています。さらに、万一それを超える高潮や津波による浸水に備えた防水ゲートを設けています。

④トンネル内浸水拡大防止設備

河川の氾濫、洪水、高潮及び津波等によるトンネル内浸水による被害の拡大に備え、トンネルの全断面を閉鎖できる防水ゲートを東西線荒川、有楽町線新富町、半蔵門線大手町に設置して、都心への被害が拡大するのを防止しています。今後は大河川の氾濫等も考慮し、全路線について浸水拡大防止を検討します。

⑤トンネル内排水設備

トンネルの勾配の低い箇所にポンプ室を設け、それぞれ毎分 1 立方メートルの排水量のポンプを 3 台設置して、トンネル内の排水を行っています。

(3) 予防対策

新路線建設時には、豪雨、洪水、高潮及び津波等を考慮してトンネル構造物及び設備を設計しています。また、既設線路においては、浸水防止機、防水ゲート、防潮扉、排水ポンプ等を設置しており、定期点検整備により機能を維持します。これらの設備改善は、計画的に実施します。

3 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）

(1) 施設の概況

区内の JR 各社線は、東海道新幹線、東海道本線、横須賀線、京浜東北線、山手線及び東海道貨物線です。区内の地域において、横須賀線、東海道貨物支線を除く他の各線は、新橋、浜松町間において高架橋上を運行しています。

横須賀線の地下部分は、新橋～品川間のうち約 4.4km です。全線が上り線、下り線専用の眼鏡型トンネルとなっています。その区間に換気、排煙施設をかねて旅客の避難用として汐留、芝浦換気所及び田町排煙所が設けられています。

新橋駅は、在来線との関係から地上 3 階、地下 5 階の構造になっており、地下線のホームは、地下 5 階、29m の深層部に設けられています。

(2) 予防対策

風水害による事故防止のため、線路環境に応じた重点的な防災強化工事を実施しているとともに、全社的な防災管理システムによって災害予測、検知、情報連絡が可能になっています。

4 東京モノレール株式会社（東京モノレール）

(1) 施設の現況

①港区内における施設の現況は、次のとおりです。

表 2-2-4 施設の現況

施設名	構造	規模
浜松町駅	鉄骨、鉄筋コンクリート造	地上 5 階、地下 2 階
浜松町変電所	鉄骨造	1 階建
線路	軌道桁	鋼製、PSコンクリート製 営業キロ 3 k800m
	支柱	鋼製、鉄筋コンクリート造 鉄支柱 39 基、コンクリート支柱 98 基
	ポイント	鋼製関節式 (41号) 1 基
電路	給電軌条 剛体複線式 (アルミステンレス製)	10kg/m

③トンネル坑口の浸水防止

トンネル坑口は、高潮及び地形を考慮し高い壁を立ち上げて浸水を防止しています。特に防潮堤外である有楽町線の辰巳坑口は、防潮堤よりも高い海拔 5.3m としています。さらに、万一それを超える高潮や津波による浸水に備えた防水ゲートを設けています。

④トンネル内浸水拡大防止設備

河川の氾濫、洪水、高潮及び津波等によるトンネル内浸水による被害の拡大に備え、トンネルの全断面を閉鎖できる防水ゲートを東西線荒川、有楽町線新富町、半蔵門線大手町に設置して、都心への被害が拡大するのを防止しています。今後は大河川の氾濫等も考慮し、全路線について浸水拡大防止を検討します。

⑤トンネル内排水設備

トンネルの勾配の低い箇所にポンプ室を設け、それぞれ毎分 1 立方メートルの排水量のポンプを 3 台設置して、トンネル内の排水を行っています。

(3) 予防対策

新路線建設時には、豪雨、洪水、高潮及び津波等を考慮してトンネル構造物及び設備を設計しています。また、既設線路においては、浸水防止機、防水ゲート、防潮扉、排水ポンプ等を設置しており、定期点検整備により機能を維持します。これらの設備改善は、計画的に実施します。

3 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）

(1) 施設の概況

区内の JR 各社線は、東海道新幹線、東海道本線、横須賀線、京浜東北線、山手線及び東海道貨物線です。区内の地域において、横須賀線、東海道貨物支線を除く他の各線は、新橋、浜松町間において高架橋上を運行しています。

横須賀線の地下部分は、新橋～品川間のうち約 4.4km です。全線が上り線、下り線専用の眼鏡型トンネルとなっています。その区間に換気、排煙施設をかねて旅客の避難用として汐留、芝浦換気所及び田町排煙所が設けられています。

新橋駅は、在来線との関係から地上 3 階、地下 5 階の構造になっており、地下線のホームは、地下 5 階、29m の深層部に設けられています。

(2) 予防対策

風水害による事故防止のため、線路環境に応じた重点的な防災強化工事を実施しているとともに、全社的な防災管理システムによって災害予測、検知、情報連絡が可能になっています。

4 東京モノレール株式会社（東京モノレール）

(1) 施設の現況

①港区内における施設の現況は、次のとおりです。

表 2-2-4 施設の現況

施設名	構造	規模
浜松町駅	鉄骨、鉄筋コンクリート造	地上 5 階、地下 2 階
浜松町変電所	鉄骨造	1 階建
線路	軌道桁	鋼製、PSコンクリート製 営業キロ 3 k800m
	支柱	鋼製、鉄筋コンクリート造 鉄支柱 39 基、コンクリート支柱 98 基
	ポイント	鋼製関節式 (41号) 1 基
電路	給電軌条 剛体複線式 (アルミステンレス製)	10kg/m

(2) 災害予防計画

①風害対策

当社では強風に備え、運転司令室に風速計を設置しています。また線路設備及びその他の構造物については経年による老朽化のおそれのあるものについては、常に点検し補修を細密に行います。

②水害対策

浸水防止のため、地下駅には、土のう、防潮板を備えています。また、トンネル内の防水対策として排水用ポンプを設置しており、定期的に点検等を実施しています。

③電気設備

電力、変電、信号、通信の各電気施設については当社「電気施設整備規定」による各検査基準に基づき点検、整備を行います。

④消火設備等

「消防法施行規則」第31条の6による点検の他、車両内に設備された消火器については、転倒防止のため常にフックにて緊締状態にしておきます。

⑤避難設備及び放送設備

ア 駅における誘導灯について規定の照度を確保するための定期点検を行います。

イ 浜松町駅ビルの非常通報装置については、定期的に作動試験等の点検を行います。

ウ 浜松町駅については、非常放送設備の定期点検を行います。

エ 浜松町駅ビルの自家発電装置については、定期的に試験等を行います。

⑥車両の非常停止、運転規制

運行車両は列車無線電話装置を全て設置しており、異常事態が発生し列車運行に支障があると判断した場合は、運転指令者が列車無線電話で一斉に列車停止を指示し、運転規制を行います。

なお、列車無線電話が故障し列車防護のため停止手配を必要とするときは、運転指令者は電車線を停電させることにより速やかに列車を停止させます。

⑦事故発生時の運転取扱

事故発生時の運転取扱については、当社「運転取扱心得」及び「異常時の取扱手続」によって行います。

主な取扱項目は次のとおりです。

ア 運転指令者の取扱

イ 巡回中の施設係員または電気係員の取扱

ウ 駅長の取扱

エ 運転士の取扱

オ 運転規制

カ 施設の点検

キ 運転規制の解除

5 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

(1) 路線の概要

(1) 路線の概要

当社の鉄道線は、本線（泉岳寺～浦賀）及び支線の空港線（京急蒲田～羽田空港第1・第2ターミナル）、大師線（京急川崎～小島新田）、逗子線（金沢八景～逗子・葉山）、久里浜線（堀ノ内～三崎口）からなっており、その営業キロ程は87.0kmであるが、港区内については約1,560m（トンネル部分約800m）です。

(2) 災害予防計画

①風害対策

当社では強風に備え、運転司令室に風速計を設置しています。また線路設備及びその他の構造物については経年による老朽化のおそれのあるものについては、常に点検し補修を細密に行います。

②水害対策

浸水防止のため、地下駅には、土のう、防潮板を備えています。また、トンネル内の防水対策として排水用ポンプを設置しており、定期的に点検等を実施しています。

③電気設備

電力、変電、信号、通信の各電気施設については当社「電気施設整備規定」による各検査基準に基づき点検、整備を行います。

④消火設備等

「消防法施行規則」第31条の6による点検の他、車両内に設備された消火器については、転倒防止のため常にフックにて緊締状態にしておきます。

⑤避難設備及び放送設備

ア 駅における誘導灯について規定の照度を確保するための定期点検を行います。

イ 浜松町駅ビルの非常通報装置については、定期的に作動試験等の点検を行います。

ウ 浜松町駅については、非常放送設備の定期点検を行います。

エ 浜松町駅ビルの自家発電装置については、定期的に試験等を行います。

⑥車両の非常停止、運転規制

運行車両は列車無線電話装置を全て設置しており、異常事態が発生し列車運行に支障があると判断した場合は、運転指令者が列車無線電話で一斉に列車停止を指示し、運転規制を行います。

なお、列車無線電話が故障し列車防護のため停止手配を必要とするときは、運転指令者は電車線を停電させることにより速やかに列車を停止させます。

⑦事故発生時の運転取扱

事故発生時の運転取扱については、当社「運転取扱心得」及び「異常時の取扱手続」によって行います。

主な取扱項目は次のとおりです。

ア 運転指令者の取扱

イ 巡回中の施設係員または電気係員の取扱

ウ 駅長の取扱

エ 運転士の取扱

オ 運転規制

カ 施設の点検

キ 運転規制の解除

5 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）

(1) 路線の概要

当社の鉄道線は、本線（泉岳寺～浦賀）及び支線の空港線（京急蒲田～羽田空港国内線ターミナル）、大師線（京急川崎～小島新田）、逗子線（金沢八景～新逗子）、久里浜線（堀ノ内～三崎口）からなっており、その営業キロ程は87.0kmであるが、港区内については約1,560m（トンネル部分約800m）です。

(2) 予防計画

台風、異常気象等に備え、風速計を全線16か所（都内は品川駅構内、京急蒲田駅構内、六郷川橋りよ

(2) 予防計画

台風、異常気象等に備え、風速計を全線 16 か所（都内は品川駅構内、京急蒲田駅構内、六郷川橋りょう）、雨量計を全線 10 か所（都内は品川駅構内）に設置しています。

(3) 各施設の点検整備

①避難設備及び放送設備の点検整備

高架部分の地上誘導及び放送設備の点検整備を図ります。

②通信施設の整備計画

通信施設に関しては、有線電話不能時を想定し、本社、総合司令所及び主要駅区に設置してある無線装置を使用し情報連絡を確保しています。

③浸水防止設備及び排水設備の点検整備

浸水防止設備及び排水設備の点検整備を図ります。

④乗客避難・安全設備の点検整備

ア 車両に乗客が操作できるドア・コックの備付けと、ドア開放方を明示します。

イ 乗客が乗務員に異常の発生を知らせることができる非常ブザーの備付け、非常ブザーの操作方法を明示します。また、新造車両及び更新車両については、非常ブザーのほか乗務員と通話ができる非常通報器を設けてあります。

6 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

(1) 施設の現況

ゆりかもめの営業キロは現在 14.7km で、そのうちの約 54.4%にあたる 8.0km が港区内を走行しています。駅数は 7 駅（新橋、汐留、竹芝、日の出、芝浦ふ頭、お台場海浜公園、台場）で、**全線高架構造になっています。**

(2) 災害予防計画

台風、異常気象に備え、風速計を港区内に 1 か所設置し、常時監視しています。また、レインボーブリッジ区間については、飛散物による列車支障を防止するため、延長約 2,430m のフェンス（屋根付き 2,168m）を設置しています。

う）、雨量計を全線 10 か所（都内は品川駅構内）に設置しています。

(3) 各施設の点検整備

①避難設備及び放送設備の点検整備

高架部分の地上誘導及び放送設備の点検整備を図ります。

②通信施設の整備計画

通信施設に関しては、有線電話不能時を想定し、本社、総合司令所及び主要駅区に設置してある無線装置を使用し情報連絡を確保しています。

③浸水防止設備及び排水設備の点検整備

浸水防止設備及び排水設備の点検整備を図ります。

④乗客避難・安全設備の点検整備

ア 車両に乗客が操作できるドア・コックの備付けと、ドア開放方を明示します。

イ 乗客が乗務員に異常の発生を知らせることができる非常ブザーの備付け、非常ブザーの操作方法を明示します。また、新造車両及び更新車両については、非常ブザーのほか乗務員と通話ができる非常通報器を設けてあります。

6 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）

(1) 施設の現況

ゆりかもめの営業キロは現在 14.7km で、そのうちの約 54.4%にあたる 8.0km が港区内を走行しています。駅数は 7 駅（新橋、汐留、竹芝、日の出、芝浦ふ頭、お台場海浜公園、台場）で、1 日平均約 6 万 5 千人（平成 27 年度）の乗降客が利用しています。

(2) 災害予防計画

台風、異常気象に備え、風速計を港区内に 1 か所設置し、常時監視しています。また、レインボーブリッジ区間については、飛散物による列車支障を防止するため、延長約 2,430m のフェンス（屋根付き 2,168m）を設置しています。

該当部分	風水害編第2部第2章第3節（新設） 区有施設の安全化
機 関 名	港区（防災課）

修 正 案	現 行
<p>第3節 区有施設の安全化</p> <p>第1 区有施設の浸水対策の実施</p> <p>1 洪水・高潮による浸水対策の実施</p> <p>大型台風や集中豪雨等による浸水被害に備え、浸水想定区域にある区有施設について、城南地区河川流域(古川)・荒川・隅田川及び新河岸川流域の浸水想定と、高潮による浸水想定をもとに、浸水規模を踏まえた対策を実施します。</p>	(記載なし)

該当部分	風水害編第2部第5章 要配慮者の安全確保
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第5章 要配慮者の安全確保</p> <p>在宅の高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時に配慮を要する人を「要配慮者」と呼んでいます。</p> <p>特に災害時には、要配慮者は被災する可能性が高く、災害の発生から避難、避難生活の一連の流れにおいて、地域全体で支援していく必要があります。</p> <p>本章では、要配慮者の把握から支援に至るまでの基本的な内容について示します。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の作成（令和3年3月末で3,406人の登録） 2 同意を得た避難行動要支援者に対する個別支援計画の作成 3 緊急通報システム、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け等の推進 4 介護事業者等との災害時協力協定の締結 5 福祉避難所における避難行動要支援者のための備蓄物資の整備 6 外国語表記の防災パンフレット、港区防災地図等の作成・配布 7 妊産婦・乳幼児のための備蓄物資の整備 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異動者の反映等避難行動要支援者名簿の正確性の確保 2 避難行動要支援者の支援体制の強化 3 同意のない避難行動要支援者への対応 4 福祉避難所機能の拡充 5 外国人に対する防災知識の普及・啓発等 6 妊産婦・乳幼児の受入場所の拡充 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の定期的な更新 2 避難行動要支援者システムの導入（平成28年度整備） 3 支援関係者との平常時における協力体制の構築 4 避難行動要支援者への個別支援計画の作成 5 避難行動要支援者への定期的な同意書提出の勧奨 6 新たな福祉避難所の検討 7 支援関係者による安否確認訓練の実施 8 防災住民組織、支援関係者による要配慮者に配慮した防災訓練の充実 9 要配慮者への周知及び啓発 10 外国人への防災対策支援（防災知識の普及、防災訓練参加の呼びかけ及び標識等の外国語、やさしい日本語又は絵文字を活用した標記等の取組） 11 新たな妊産婦・乳幼児の受入場所の検討 	<p>第5章 要配慮者の安全確保</p> <p>在宅の高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時に配慮を要する人を「要配慮者」と呼んでいます。</p> <p>特に災害時には、要配慮者は被災する可能性が高く、災害の発生から避難、避難生活の一連の流れにおいて、地域全体で支援していく必要があります。</p> <p>本章では、要配慮者の把握から支援に至るまでの基本的な内容について示します。</p> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の作成（平成28年3月末で3,192人の登録） 2 同意を得た避難行動要支援者に対する個別支援計画の作成 3 緊急通報システム、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け等の推進 4 介護事業者等との災害時協力協定の締結 5 福祉避難所における避難行動要支援者のための備蓄物資の整備 6 外国語表記の防災パンフレット、港区防災地図等の作成・配布 7 妊産婦・乳幼児のための備蓄物資の整備 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異動者の反映等避難行動要支援者名簿の正確性の確保 2 避難行動要支援者の支援体制の強化 3 同意のない避難行動要支援者への対応 4 福祉避難所機能の拡充 5 外国人に対する防災知識の普及・啓発等 6 妊産婦・乳幼児の受入場所の拡充 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の定期的な更新 2 避難行動要支援者システムの導入（平成28年度整備） 3 支援関係者との平常時における協力体制の構築 4 避難行動要支援者への個別支援計画の作成 5 避難行動要支援者への定期的な同意書提出の勧奨 6 新たな福祉避難所の検討 7 支援関係者による安否確認訓練の実施 8 防災住民組織、支援関係者による要配慮者に配慮した防災訓練の充実 9 要配慮者への周知及び啓発 10 外国人への防災対策支援（防災知識の普及、防災訓練参加の呼びかけ及び標識等の外国語、やさしい日本語又は絵文字を活用した標記等の取組）

11 新たな妊産婦・乳幼児の受入場所の検討

該当箇所	風水害編第2部第5章第2節 避難行動要支援者名簿の活用
機関名	港区（保健福祉課）

修正案	現 行
<p>第2節 避難行動要支援者名簿の活用</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者を把握します。 2 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制を整備します。 3 避難行動要支援者のうち避難支援に必要な情報の外部提供に同意していない人や、災害時協力協定を締結していない介護事業者への対応について、関係部署と協議します。 <p>第2 支援関係者への名簿の提供</p> <p>本人の意思を問わず属性により区が抽出する、避難行動要支援者については、平常時から区が把握し、災害発生時には同意の有無に関わらず支援関係者等にその情報を提供できるものとします。</p> <p>避難行動要支援者名簿（名簿情報を外部提供することに同意を得られたもの）については、平常時から所管の警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、町会・自治会等の支援関係者に提供し情報を共有することで、平常時からの防災情報の提供など、顔の見える関係づくりに努めるとともに、災害時の円滑な避難支援体制を構築します。</p> <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時協力協定の締結 <p>災害時に安否確認等の支援を行うため、区内の介護事業者等との間に、災害時協力協定を締結しています（令和3年3月1日現在、87法人168事業者）。協定締結事業者数の拡大や平常時からの連携を強化します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 避難行動要支援者名簿の外部提供の同意確認 <p>平常時から支援関係者の協力体制が構築できるよう、避難行動要支援者名簿の外部提供について、本人同意を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 個別支援計画の作成 <p>区は、支援関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別支援計画の作成を推進します。</p> <p>個別支援計画の作成に当たっては、福祉専門職の研修会などに積極的に参加し、個別支援計画の調査マニュアルの説明を行うことで、福祉専門職による計画の作成を促進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 個別支援計画の更新 <p>個別支援計画を作成した人の計画内容の確認及び更新を行います。</p>	<p>第2節 避難行動要支援者名簿の活用</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者を把握します。 2 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制を整備します。 <p>第2 支援関係者への名簿の提供</p> <p>本人の意思を問わず属性により区が抽出する、避難行動要支援者については、平常時から区が把握し、災害発生時には同意の有無に関わらず支援関係者等にその情報を提供できるものとします。</p> <p>避難行動要支援者名簿（名簿情報を外部提供することに同意を得られたもの）については、平常時から所管の警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、町会・自治会等の支援関係者に提供し情報を共有することで、平常時からの防災情報の提供など、顔の見える関係づくりに努めるとともに、災害時の円滑な避難支援体制を構築します。</p> <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時協力協定の締結 <p>災害時に安否確認等の支援を行うため、区内の介護事業者等との間に、災害時協力協定を締結しています（平成28年4月1日現在、205事業者）。協定締結事業者数の拡大や平常時からの連携を強化します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 避難行動要支援者名簿の外部提供の同意確認 <p>平常時から支援関係者の協力体制が構築できるよう、避難行動要支援者名簿の外部提供について、本人同意を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 個別支援計画の作成 <p>区は、支援関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別支援計画の作成を推進します。</p>

5 要配慮者対策訓練の実施

関係機関と連携し、防災住民組織を中心とした要配慮者に関する震災対策訓練や安否確認のための通信訓練等を実施し、防災行動力を高めます。

また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施や、災害対応マニュアルの整備及び訓練の充実を図ります。

6 支援関係者への研修会等の実施

町会・自治会や民生委員・児童委員、障害者相談支援事業者等支援関係者に対して、避難の際の支援の必要性を説明するとともに、避難行動要支援者名簿の活用方法、協力体制等に関する研修会を実施するなどにより、地域の協力体制の構築を推進します。

7 備蓄物資の確保

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所において、要配慮者に配慮した備蓄物資を確保します。

8 支援体制の整備

発災直後の職員の確保が困難なことを踏まえ、日頃からサービスを提供している高齢者相談センターや介護事業者等の福祉関係事業者等との協力体制を構築し、発災時を想定した実効性のある支援体制を構築します。また、ボランティア等の活用を推進します。

在宅の高齢者や障害者の支援のため、**救急通報システム**・徘徊探索支援システムの普及に努めます。

9 情報伝達手段の整備

災害時における区、支援関係者及び避難行動要支援者相互の連絡又は情報伝達、収集が円滑に行われるよう、防災情報メール配信システム、防災行政無線（移動系）等多様な通信手段を確保します。

4 要配慮者対策訓練の実施

関係機関と連携し、防災住民組織を中心とした要配慮者に関する震災対策訓練や安否確認のための通信訓練等を実施し、防災行動力を高めます。

また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施や、災害対応マニュアルの整備及び訓練の充実を図ります。

5 支援関係者への研修会等の実施

町会・自治会や民生委員・児童委員、障害者相談支援事業者等支援関係者に対して、避難の際の支援の必要性を説明するとともに、避難行動要支援者名簿の活用方法、協力体制等に関する研修会を実施するなどにより、地域の協力体制の構築を推進します。

6 備蓄物資の確保

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所において、要配慮者に配慮した備蓄物資を確保します。

7 支援体制の整備

発災直後の職員の確保が困難なことを踏まえ、日頃からサービスを提供している高齢者相談センターや介護事業者等の福祉関係事業者等との協力体制を構築し、発災時を想定した実効性のある支援体制を構築します。また、ボランティア等の活用を推進します。

在宅の高齢者や障害者の支援のため、**緊急通報システム**・徘徊探索支援システムの普及に努めます。

8 情報伝達手段の整備

災害時における区、支援関係者及び避難行動要支援者相互の連絡又は情報伝達、収集が円滑に行われるよう、防災情報メール配信システム、防災行政無線（移動系）等多様な通信手段を確保します。

該当部分	風水害編第2部第5章第4節 外国人支援対策
機 関 名	港区（地域振興課）

修 正 案	現 行
<p>第4節 外国人支援対策</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在住外国人への防災知識の普及を推進します。 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援を実施します。 3 外国人にわかりやすい道路標識等の整備を推進します。 4 港区国際防災ボランティアを育成し、災害時の外国人の安全・安心を確保します。 <p>第2 事業計画</p> <p>区は、以下の方法により、在住外国人等への防災知識の普及・啓発等を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災パンフレットの作成及び配布 防災知識の普及を図るため、英語版の港区防災地図や英語、中国語、ハングル版の防災パンフレットを作成し、配布しています。また、やさしい日本語による作成についても、順次整備に努めます。 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援、安否確認方法の普及 地域の防災訓練への参加を促進するため、英語とやさしい日本語による防災関連の講座やワークショップなどを実施し、日本人と共に地域の防災訓練に参加できるよう支援します。地域の防災訓練は、英語版とやさしい日本語版での案内配布を行い、訓練時には英語対応の通訳を配置します。安否確認方法の一つとして、NTT 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法を外国人に対しても広く周知します。 3 道路標識等の整備 区は、ローマ字・英文併記以外にも、その他の言語や、やさしい日本語あるいは絵文字などを活用した、外国人にわかりやすい道路標識等の整備に努めます。 4 港区国際防災ボランティアの育成・確保 災害時、外国人に正確な情報を提供するとともに、意思疎通がスムーズに行えるよう、多言語で通訳や翻訳を行う国際防災ボランティアを育成しています。 	<p>第4節 外国人支援対策</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在住外国人への防災知識の普及を推進します。 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援を実施します。 3 外国人にわかりやすい道路標識等の整備を推進します。 4 港区国際防災ボランティアを育成し、災害時の外国人の安全・安心を確保します。 <p>第2 事業計画</p> <p>区は、以下の方法により、在住外国人等への防災知識の普及・啓発等を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災パンフレットの作成及び配布 防災知識の普及を図るため、英語版の港区防災地図や英語、中国語、ハングル版の防災パンフレットを作成し、配布しています。また、やさしい日本語による作成についても、順次整備に努めます。 2 地域の防災訓練に参加する外国人への支援、安否確認方法の普及 地域の防災訓練への参加を促進するため、英語による防災関連の講座やワークショップなどを実施し、日本人と共に地域の防災訓練に参加できるよう、支援します。地域の防災訓練は、英語版での案内配布を行い、訓練時には英語対応の通訳を配置します。安否確認方法の一つとして、NTT 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法を外国人に対しても広く周知します。 3 道路標識等の整備 区は、ローマ字・英文併記以外にも、その他の言語や、やさしい日本語あるいは絵文字などを活用した、外国人にわかりやすい道路標識等の整備に努めます。 4 港区国際防災ボランティアの確保・育成 災害時、外国人に正確な情報を提供するとともに、意思疎通がスムーズに行えるよう、多言語で通訳や翻訳を行う国際防災ボランティアを確保・育成しています。（平成28年8月現在80人以上が登録）。

該当部分	風水害編 第2部 第7章 情報連絡体制の整備
機関名	港区（防災課、情報政策課）

修正案	現行
<p>第7章 情報連絡体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red;">災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握し、共有する体制が必要です。</p> <p style="color: red;">また、区民等に迅速に災害情報を伝達できるよう、多様な情報伝達手段を整備する必要があります。</p> <p style="color: red;">本章では、災害時の情報収集及び伝達等の連絡体制に関し必要な事項を定めます。</p> </div> <p>【現況】</p> <p>1 防災関係機関との情報連絡及び情報収集手段</p> <p>区は、以下の手段を活用し、防災関係機関との情報連絡及び情報収集を行っています。</p> <p>(1) 港区防災行政無線</p> <p>(2) 港区地域災害情報システム</p> <p>(3) 東京都防災行政無線システム</p> <p>(4) 東京都地域災害情報システム (DIS)</p> <p>(5) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話</p> <p>(6) 災害対策用内線電話</p> <p style="color: red;">(7) 衛星電話</p> <p style="color: red;">(8) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)</p> <p style="color: red;">(9) 緊急情報ネットワーク (Em-Net)</p> <p>2 区民等への情報伝達手段の整備</p> <p>区は、以下の手段を活用し、区民等への情報伝達を行います。</p> <p>(1) 港区防災行政無線 (同報系)</p> <p>(2) 防災行政無線放送確認電話の整備</p> <p>(3) 防災情報メール、みんなと安全・安心メール、緊急エリアメール</p> <p style="color: red;">(4) 港区ホームページ、「広報みなと」かわら版、ケーブルテレビ</p> <p>(5) ミナトヴォイス(外国語 FM ラジオ放送)</p> <p>(6) 青色防犯パトロール車両</p> <p style="color: red;">(7) LINE、ツイッター、フェイスブック</p> <p>(8) Lアラート (災害情報共有システム)</p> <p>(9) CATV 回線を使用した防災行政無線放送</p> <p>(10) 港区防災アプリ</p> <p>(11) 避難所への公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備</p> <p style="color: red;">(12) 港区防災ラジオ</p>	<p>第7章 情報連絡体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要です。</p> <p>本章では、災害時の情報収集及び伝達等の連絡態勢に関し必要な事項を定めます。</p> </div> <p>【現況】</p> <p>1 防災関係機関との情報連絡及び情報収集手段</p> <p>区は、以下の手段を活用し、防災関係機関との情報連絡及び情報収集を行っています。</p> <p>(1) 港区防災行政無線</p> <p>(2) 港区地域災害情報システム</p> <p>(3) 東京都防災行政無線システム</p> <p>(4) 東京都地域災害情報システム (DIS)</p> <p>(5) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話</p> <p>(6) 災害対策用内線電話</p> <p>(7) PHS 回線利用電話</p> <p>(8) 衛星電話</p> <p>(9) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)</p> <p>(10) 緊急情報ネットワーク (Em-Net)</p> <p>2 区民等への情報伝達手段の整備</p> <p>区は、以下の手段を活用し、区民等への情報伝達を行います。</p> <p>(1) 港区防災行政無線 (同報系)</p> <p>(2) 防災行政無線放送確認電話の整備</p> <p>(3) 防災情報メール、みんなと安全・安心メール、緊急エリアメール</p> <p>(4) 港区公式ホームページ、広報みなとかわら版、ケーブルテレビ</p> <p>(5) ミナトヴォイス(外国語 FM ラジオ放送)</p> <p>(6) 青色防犯パトロール車両</p> <p>(7) ツイッター、フェイスブック</p> <p>(8) Lアラート (災害情報共有システム)</p> <p>(9) CATV 回線を使用した防災行政無線放送</p> <p>(10) 港区防災アプリ</p> <p>(11) 避難所への公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備</p> <p>(12) 280MHz 帯防災ラジオ</p>

(13) デジタルサイネージ

(14) 港区避難所開設状況システム

【課題】

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴
- 2 多様化する情報伝達手段や受信者への対応
- 3 区が整備している情報伝達手段の周知不足

【対策の方向性・到達目標】

- 1 防災行政無線（同報系）の難聴対策
- 2 防災行政無線（移動系）の設備更新及び機能強化
- 3 防災行政無線の運用面の改善
- 4 民間事業者及び区が設置しているデジタルサイネージの活用の拡大
- 5 地域特性などを踏まえた新たな情報伝達手段の導入
- 6 既存の情報伝達手段の多言語化
- 7 区が整備する情報伝達手段の効果的な周知

(13) デジタルサイネージ

【課題】

- 1 防災行政無線の難聴
- 2 多様化する情報伝達手段や受信者への対応
- 3 区が整備している情報伝達手段の周知不足

【対策の方向性・到達目標】

- 1 防災行政無線の難聴地域の解消の検討
- 2 防災行政無線の運用面の改善
- 3 民間事業者及び区が設置しているデジタルサイネージの活用の拡大
- 4 地域特性などを踏まえた新たな情報伝達手段の導入
- 5 駅周辺等への公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備
- 6 既存の情報伝達手段の多言語化
- 7 区が整備する情報伝達手段の効果的な周知

該当部分	風水害編 第2部 第7章 第1節 情報収集・伝達体制の整備
機関名	港区（区長室）

修正案	現行
<p>第1節 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>第1 区と防災関係機関との情報収集・伝達体制の整備</p> <p>1 現況</p> <p>災害時における区を中心とする防災関係機関相互の通信連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者及び指定電話を定めて有線電話による窓口を統一しています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照）</p> <p>有線途絶時における通信連絡体制については、東京都・特別区間における多重無線、港区防災行政無線（移動系）をはじめ、衛星電話やPHS電話など、多様な手段を用いて通信連絡します。</p> <p>区は、防災行政無線等定期通信訓練を通じ、これらの機器の運用の習熟に努めています。</p> <p>また、都と連携した地震計ネットワーク及び東京都地域災害情報システム（DIS）による情報共有体制が整備されています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-9-2 基地局遠隔制御器配置表 参照）</p> <p>2 区の役割</p> <p>（1）都の災害対策本部との情報連絡体制を構築します。</p> <p>（2）新聞社及び放送機関との連携体制を整備します。</p> <p>（3）区民への情報伝達手段の多様化を図ります。</p> <p>（4）区民相互間の安否確認手段を周知します。</p> <p>3 計画目標</p> <p>（1）防災関係機関</p> <p>災害時における情報の収集・伝達業務については、区・防災関係機関・防災組織等が連携し、有線・無線それぞれについて、災害状況に応じ的確に対応できるよう、情報連絡体系の確立及び運用等について整備充実を図ります。</p> <p>また、時系列に沿った収集すべき情報の内容を明確にし、的確に収集できるようマニュアルを作成し、災害時に迅速に対応できるよう習熟に努めます。</p> <p>（2）区民等に対する情報伝達体制の整備</p> <p>荒川洪水予報、渋谷川・古川洪水予報が発せられた場合は、浸水が想定される区域の区民等への伝達方法は、港区防災行政無線、防災ラジオ、「広報みなど」かわら版、インターFMラジオ放送、報道機関、防災情報メール配信、港区ホームページ、L I N E、ツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージ、緊急エリアメール、ケーブルテレビ、広報みなど、青色防犯パトロール車両の順により行います。</p> <p>時系列に沿った伝達すべき情報の内容を明らかにし、区民・事業所等から収集した情報を災害伝票等を用いて的確かつ迅速に精査するために、複写式の用紙を使用した災害伝票（仮称）等を作成・使用するなどの方法を確立し、情報伝達のマニュアルを作成し、災害時に対応できるよう習熟に努めます。</p>	<p>第1節 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>第1 区と防災関係機関との情報収集・伝達体制の整備</p> <p>1 現況</p> <p>災害時における区を中心とする防災関係機関相互の通信連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者及び指定電話を定めて有線電話による窓口を統一しています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照）</p> <p>有線途絶時における通信連絡体制については、東京都・特別区間における多重無線、港区防災行政無線（移動系）をはじめ、衛星電話やPHS電話など、多様な手段を用いて通信連絡します。</p> <p>区は、防災行政無線等定期通信訓練を通じ、これらの機器の運用の習熟に努めています。</p> <p>また、都と連携した地震計ネットワーク及び東京都地域災害情報システム（DIS）による情報共有体制が整備されています。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-9-2 基地局遠隔制御器配置表 参照）</p> <p>2 区の役割</p> <p>（1）都の災害対策本部との情報連絡体制を構築します。</p> <p>（2）新聞社及び放送機関との連携体制を整備します。</p> <p>（3）区民への情報伝達手段の多様化を図ります。</p> <p>（4）区民相互間の安否確認手段を周知します。</p> <p>3 計画目標</p> <p>（1）防災関係機関</p> <p>災害時における情報の収集・伝達業務については、区・防災関係機関・防災組織等が連携し、有線・無線それぞれについて、災害状況に応じ的確に対応できるよう、情報連絡体系の確立及び運用等について整備充実を図ります。</p> <p>また、時系列に沿った収集すべき情報の内容を明確にし、的確に収集できるようマニュアルを作成し、災害時に迅速に対応できるよう習熟に努めます。</p> <p>（2）区民等に対する情報伝達体制の整備</p> <p>荒川洪水予報、渋谷川・古川洪水予報が発せられた場合は、浸水が想定される区域の区民等への伝達方法は、港区防災行政無線、防災ラジオ、広報かわら版、インターFMラジオ放送、報道機関、防災情報メール配信、港区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージ、緊急エリアメール、ケーブルテレビ、広報みなど、青色防犯パトロール車両の順により行います。</p> <p>時系列に沿った伝達すべき情報の内容を明らかにし、区民・事業所等から収集した情報を災害伝票等を用いて的確かつ迅速に精査するために、複写式の用紙を使用した災害伝票（仮称）等を作成・使用するなどの方法を確立し、情報伝達のマニュアルを作成し、災害時に対応できるよう習熟に努めます。</p>

また、今後、浸水被害が起きやすい地域における地下街等や高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要するものが利用する施設についても、収集した情報の伝達体制を定めていきます。

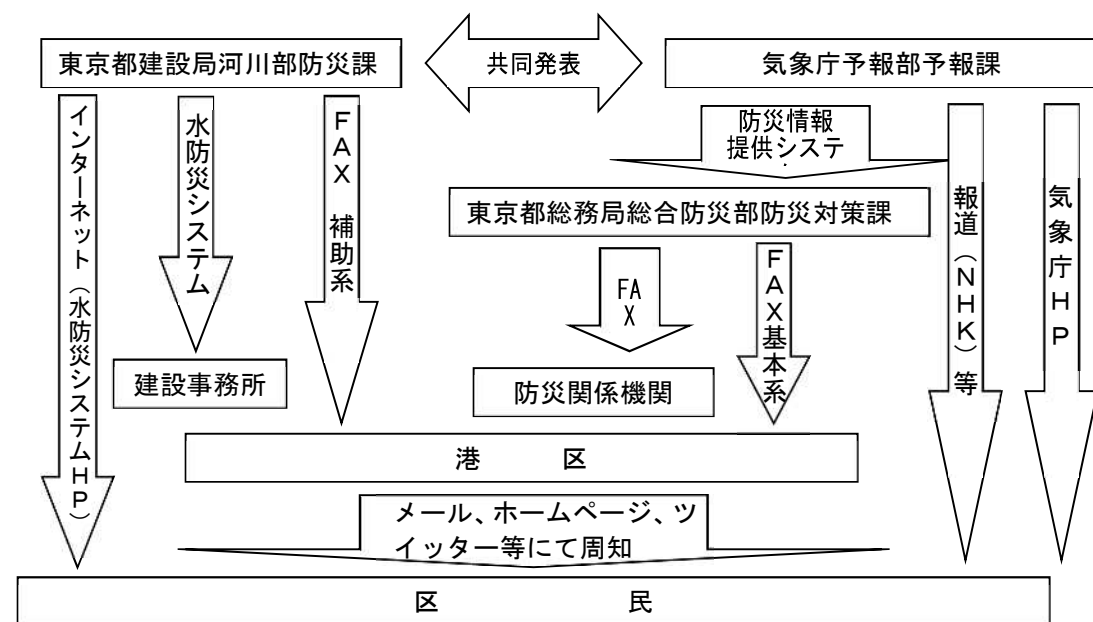


図2-7-1 古川洪水警報が発表された場合の情報伝達の流れ

また、今後、浸水被害が起きやすい地域における地下街等や高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要するものが利用する施設についても、収集した情報の伝達体制を定めていきます。

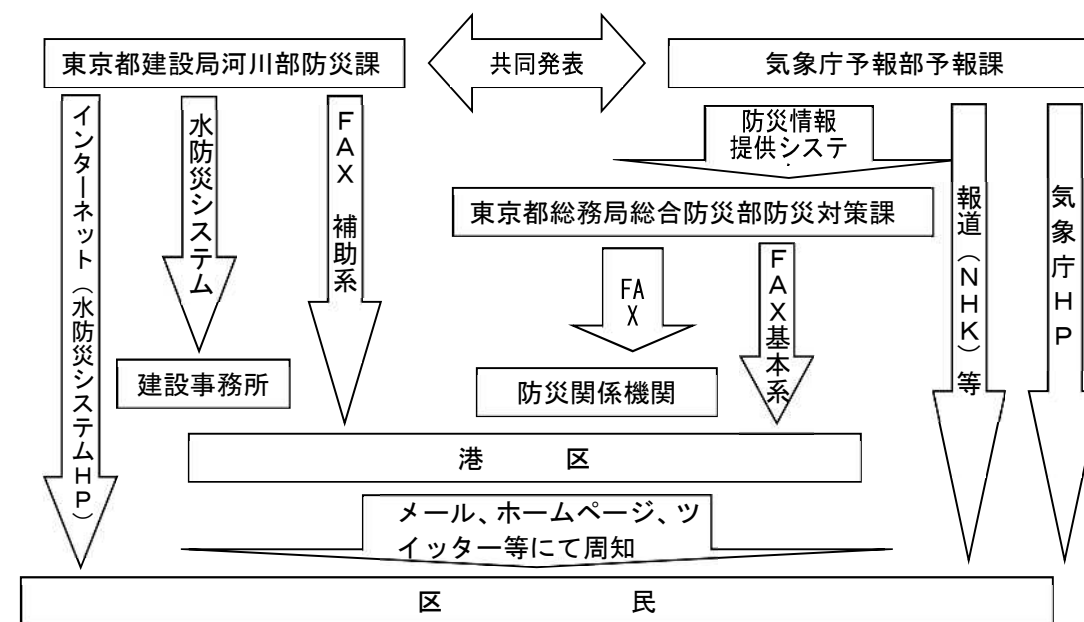


図2-7-1 古川洪水警報が発表された場合の情報伝達の流れ

(3) 古川の水位を基準とした警報

港区では区内9か所で降水量を、新広尾公園と白金公園の2か所で古川の水位を3分ごとに計測しています。区内の降水量や古川の水位状況に応じて、防災無線塔から危険を知らせるアナウンスや警報が流れます。

表2-7-1 古川の水位を基準とした警報

警報段階	新広尾公園における古川の水位状況	白金公園における古川の水位状況	放送内容
1	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から2.58mまで上昇したとき	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から2.86mまで上昇したとき	放送なし
2 (注意)	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から2.0mまで上昇したとき		「古川の水位が上昇しています。今後の気象情報に注意してください。」
3 (警戒)	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から1.0mまで上昇したとき		「古川の水位が警戒値に達しました。建物や地下室の浸水に注意してください」
4	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から0.2mまで上昇したとき		サイレン (10秒) 「古川があふれる危険があります。避難の準備をしてください。」

表2-7-2 港区内の降水量を基準とした警報

(3) 古川の水位を基準とした警報

港区では区内9か所で降水量を、新広尾公園と白金公園の2か所で古川の水位を3分ごとに計測しています。区内の降水量や古川の水位状況に応じて、防災無線塔から危険を知らせるアナウンスや警報が流れます。

表2-7-1 古川の水位を基準とした警報

警報段階	新広尾公園における古川の水位状況	白金公園における古川の水位状況	放送内容
1	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から2.58mまで上昇したとき	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から2.86mまで上昇したとき	放送なし
2 (注意)	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から2.0mまで上昇したとき		「古川の水位が上昇しています。今後の気象情報に注意してください。」
3 (警戒)	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から1.0mまで上昇したとき		「古川の水位が警戒値に達しました。建物や地下室の浸水に注意してください」
4	古川の水位計の観測値が護岸の最上部から0.2mまで上昇したとき		サイレン (10秒) 「古川があふれる危険があります。避難の準備をしてください。」

表2-7-2 港区内の降水量を基準とした警報

警報段階	1 時間降水量	放送内容
1	25 ミリメートル	(放送なし)
2 (注意)	30 ミリメートル	(放送なし)
3 (警報)	50 ミリメートル	「激しい雨が降っています。建物や地下室の浸水に嚴重に注意してください」

警報段階	1 時間降水量	放送内容
1	25 ミリメートル	(放送なし)
2 (注意)	30 ミリメートル	(放送なし)
3 (警報)	50 ミリメートル	「激しい雨が降っています。建物や地下室の浸水に嚴重に注意してください」

該当部分	風水害編第2部第8章 避難者対策
機関名	港区（防災課、人権・男女平等参画担当）

修正案	現行
<p>第8章 避難者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red;">災害の発生状況に応じた適切な避難行動や災害の種別に応じた安全な場所への避難により、人的被害を最小限に抑える必要があります。</p> <p style="color: red;">本章では、避難者対策として、避難所等の指定、要配慮者への配慮や感染症対策を踏まえた避難所運営など、避難体制の整備に係る取組を定めます。</p> </div> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域集合場所、区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所の指定 2 区民避難所 56 か所、福祉避難所 23 か所の指定（令和3年3月現在） <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新たな避難所の指定 2 女性や性的マイノリティ、要配慮者に配慮した避難所運営 3 感染症対策を踏まえた避難所運営 4 避難所の環境改善 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都立施設やホテル等の民間施設の活用による新たな避難所の確保 2 女性や性的マイノリティ、要配慮者等の視点に立った避難所運営体制の確立 3 感染症対策を踏まえた避難所運営体制の確立 4 避難者がストレスを感じることなく過ごすための避難所の機能強化 	<p>第8章 避難者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>災害時において人的被害の絶無を目的とし、平素から災害の種別に応じた緊急避難場所を確保、指定し、その緊急避難場所のさらなる安全化を図ります。</p> <p>避難が長期化する場合の区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所についても指定を進めます。</p> </div> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所の指定 2 「港区浸水ハザードマップ」に浸水時の避難場所を記載 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の種別に応じた緊急避難場所の確保 2 避難所運営マニュアルの改訂 3 実効性の高い避難訓練の実施 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の災害リスクを踏まえた緊急避難場所の指定を実施 2 防災住民組織や地域防災協議会等の協力を得ながら、情報の把握や避難誘導方法の整備の推進 3 男女共同参画の視点に立った避難所運営体制整備の推進 4 要配慮者に配慮した施設の確保及び備蓄の促進 5 災害時の避難について、町会・自治会等単位の集団避難を基本とし、地域の人のつながりによる避難体制の確保

該当部分	風水害編第2部第8章第1節 避難体制の整備
機関名	港区（防災課）

修 正 案	現 行
<p>1節 避難体制の整備</p> <p>第1 目的 災害時に区民等が冷静に災害から身を守るため、地域の実状に沿った避難方法を確立することを目的とします。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時に備えた地域の実状を把握します。 2 災害の発生状況に応じた避難行動や災害の種別に応じた緊急避難場所を周知します。 3 区民避難所（地域防災拠点）等を周知します。 4 「避難勧告等の発令基準」に基づき、避難勧告等を適時適切に発令します。 <p>第3 計画目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ハザードマップ等により災害の発生状況に応じた避難行動や災害の種別に応じた避難先（指定緊急避難場所）などを周知します。 2 避難行動要支援者の避難について、防災住民組織や地域防災協議会等の協力を得ながら、情報の把握や避難誘導方法の整備を進めます。 3 迅速な避難や円滑な避難所運営（感染症対策を含む）に向け、実効性の高い訓練を行います。 	<p>第1節 避難体制の整備</p> <p>第1 目的 災害時に区民等が冷静に災害から身を守るため、地域の実状に沿った避難方法を確立することを目的とします。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時に備えた地域の実状を把握します。 2 予測困難な気象現象によって避難勧告等を行う時間的余裕がない場合の対応を検討します。 3 災害の種別に応じた緊急避難場所をハザードマップ等により周知します。 4 区民避難所（地域防災拠点）等を周知します。 5 避難勧告等発令基準を適切に運用します。 <p>第3 計画目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の避難については、地域の人つながりによる避難ができるようにします。 2 避難経路の検討をします。 3 避難行動要支援者への支援体制を整備します。 4 男女共同参画や要配慮者の視点に立った避難所運営が行われるよう避難所運営マニュアルの改訂や実効性の高い訓練を行います。

該当部分	風水害編第2部第8章第2節 避難施設の整備
機関名	港区（障害者福祉課、防災課、人権・男女平等参画担当）

修正案	現行
<p>第2節 避難施設の整備</p> <p>第1 計画方針 災害時において人的被害を最小限に抑えるため、日ごろから避難施設の確保、指定等を行い、その施設の安全化を図ります。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域集合場所を選定します。 2 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の指定・確保及び区民への周知をします。 3 避難所の安全性を確保します。 4 「避難所運営マニュアル」を整備します。 5 男女共同参画や性的マイノリティ等の視点に立った避難所運営を推進します。 6 避難所における感染症の感染拡大防止策を徹底します。 7 区民避難所（地域防災拠点）となる施設に食料備蓄や必要な資器材、台帳等を整備します。 8 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の衛生管理対策を促進します。 9 災害用トイレを確保します。 10 仮設トイレ等の配備資器材使用方法についてのマニュアルを整備します。 <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所（地域防災拠点） 災害の種別に応じ、災害の危険から避難するための指定緊急避難場所として、また、避難者が一定期間滞在する指定避難所として、区民避難所（地域防災拠点）を指定します。 （震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照） <p>（1）区民避難所（地域防災拠点）の指定 区民避難所（地域防災拠点）として、区立の小・中学校だけでなく、いきいきプラザや区民センター、子ども中高生プラザなど、56か所の区有施設を指定しています。 なお、区民避難所（地域防災拠点）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、暫定的に、1人当たりの避難スペースを6㎡に拡大したことに伴い、都立施設やホテル等の民間施設の活用による新たな避難所の確保に取り組みます。</p> <p>（2）設置基準 区民避難所（地域防災拠点）は、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所として指定しています。 【指定緊急避難場所の基準（災害対策基本法施行令第20条の3）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。 	<p>第2節 避難施設の整備</p> <p>第1 計画方針 災害時においては、人的被害の絶無を目的とし、日ごろから避難施設の確保、指定等を行い、その施設の安全化を図ります。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域集合場所を選定します。 2 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の指定・確保及び区民への周知をします。 3 避難所の安全性確保を実施します。 4 「避難所運営マニュアル」の作成を支援します。 5 区立小・中学校等を区民避難所（地域防災拠点）として指定した場合の、食料備蓄や必要な資器材、台帳等を整備します。 6 区民避難所（地域防災拠点）や福祉避難所の衛生管理対策を促進します。 7 災害用トイレを確保します。 8 仮設トイレ等の配備資器材使用方法についてのマニュアルを整備します。 <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所 （1）現況 都は、「東京都震災対策条例」に基づき大震災時に万一、延焼火災が発生した場合における区民の生命、身体の安全を確保するため、広域避難場所を指定しています。 また、火災の延焼拡大の可能性が低い地区を、地区内残留地区としています。 （震災資料編 震2-10-1 広域避難場所計画表 参照） （2）都における指定方針 ①周辺市街地大火によるふく射熱（2,050Kcal/㎡h）から安全な有効面積を確保します。 ②広域避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこととします。 ③有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間とし、1人当たり1㎡を確保することを原則とします。 ④広域避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町会、自治会区域を考慮します。 （3）広域避難場所の開設 広域避難場所に指定されている区域のうち、公園等のオープンスペースになっていない場所については、必要に応じて、災害時に開設できるよう、協定を含む取り扱いを講ずるものとしします。

2 異常な現象(洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、津波、大規模な火事、その他内閣府令で定める異常な現象の種類)が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの(以下このロにおいて「洪水等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分(以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。)が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

3 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物が無いこと。

【指定避難所の基準(災害対策基本法施行令第20条の6)】

1 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者(以下「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(3) 区民避難所(地域防災拠点)の運営

①区民避難所(地域防災拠点)の運営体制

区民避難所(地域防災拠点)は、地域防災協議会を中心とした区民(避難者と在宅避難者)による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。

なお、比較的小規模の台風の接近等に際し、自主避難施設としていた施設のみを区民避難所(地域防災拠点)に移行するなど、開設する区民避難所(地域防災拠点)が小規模かつ少数で、開設期間も短期間である場合については、区職員のみで運営に当たるなど、実情に応じて柔軟に対応します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から1人当たりの避難スペースを拡大したことに伴い、新たな避難所を確保していく中では、地域防災協議会を中心となつての対応が困難な場合が想定されることから、そうした避難所の運営体制の構築について検討します。

②避難所運営マニュアル等の整備

区民避難所(地域防災拠点)の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所運営マニュアル」を整備しています。各地域防災協議会と連携した避難所運営訓練等を実施する中で検証を行ない、より

隣接する区とともに利用する広域避難場所は、隣接する区と運用についての協議が整っており、災害時においては迅速に開設します。

(4) 広域避難場所の周知

広域避難場所を港区防災地図等により区民等に周知し、避難等が円滑に行えるよう、公衆の見やすい箇所に標識を平成28年4月1日現在47基設置しています。

2 地域集合場所

地域集合場所は、災害発生時に地域の人々の安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所で、町会・自治会等が定めています。地域集合場所では、安否確認後に避難が必要な際、避難所や広域避難場所に避難します。ただし、自宅が安全な場合は、自宅に帰宅することになります。

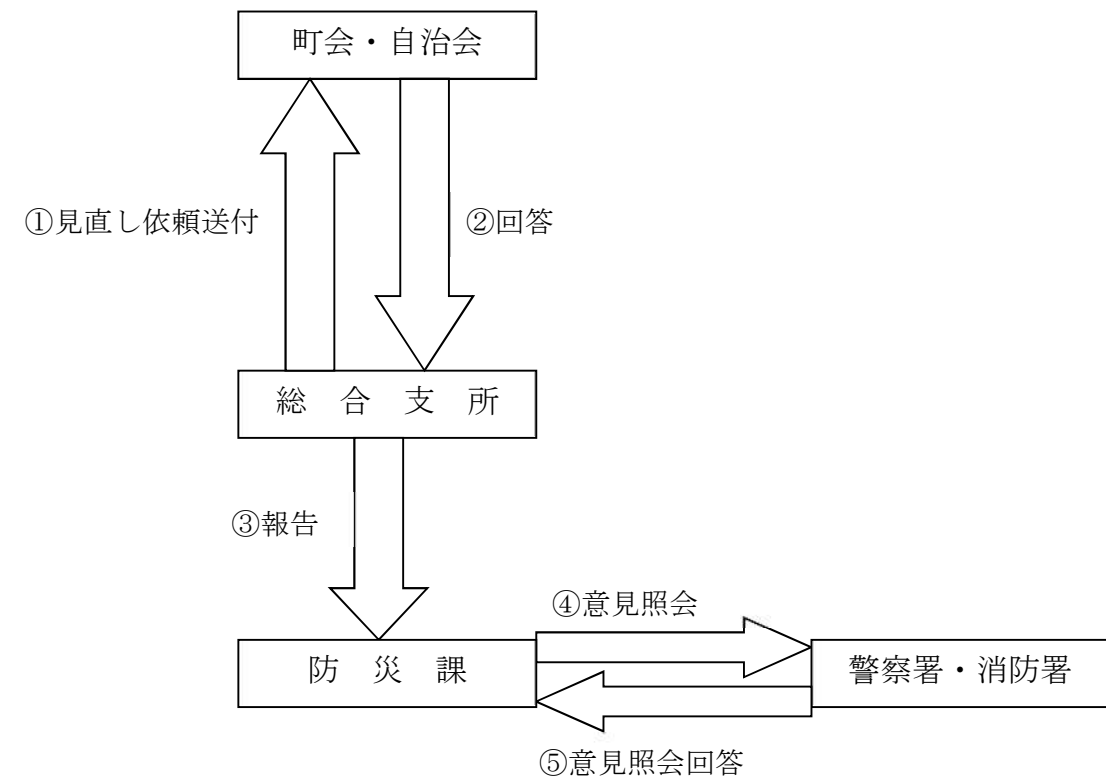
地域集合場所は、これまで一時集合場所という名称でしたが名称の読み方やそこで果たす機能が分かりにくいということから、港区では平成25年から「地域集合場所」という名称に変更しました。

(1) 地域集合場所の選定

地域集合場所の選定については、昭和52年に区民が避難する場合の一時的に集合する場所として「地域集合場所」を避難誘導の任にあたる区内各警察署が中心となつて、昭和52年度に区民等との協議の上選定したものです。地域のその後の状況等の変化により、変更を必要とする場所が見うけられたことから、昭和60年度と平成15年度、さらに東日本大震災の発生を受け平成24年度に、区民及び警察署の意見を参考にしながら、見直しを行いました。

なお、今後も選定場所については、周辺の状況変化等、地域の実状に沿つた場所を選定していきます。

地域集合場所選定の流れ



(震災資料編 震2-10-2 地域集合場所一覧表 参照)

(2) 選定基準

地域集合場所は、次の要件を基本方針として、町会・自治会等を集合単位として選定しています。

①地域の人の生活圏と結びつた場所(公園、児童遊園、神社・仏閣の境内、緑地、団地の広場等)

実践的な内容としていきます。また、区民避難所（地域防災拠点）における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、避難者受入の際の検温の実施や発熱者の対応等を定めた「避難所における感染症対策マニュアル」を整備しています。

③区民避難所（地域防災拠点）の機能強化

ア 区民避難所（地域防災拠点）の環境整備

- ・暑さ対策のための冷風機及び大型扇風機、プライバシー確保のための衝立の配備をはじめ、避難所の環境改善を推進します。
- ・高齢者、障害者（視覚障害者等）、乳幼児、妊産婦等に配慮し、簡易ベッドやマット、液体ミルクなど、備蓄物資の充実を図ります。
- ・災害時には事業者との協定に基づき、段ボールベッドを速やかに調達することとしています。
- ・急病人の発生等に備え、AED（自動体外式除細動器）を配備しています。

イ トイレの確保

必要十分な数のトイレを確保するため、仮設トイレ（女性専用集合トイレ等）を配備しています。マンホールトイレは、令和3年4月1日現在、区民避難所（地域防災拠点）や公園等に463基を設置しており、令和5年度末までに514基を目標として設置を推進します。

ウ 情報収集及び伝達機器の整備

防災行政無線移動系や災害時優先携帯電話等の通信機器及び非常用電源を整備しています。また、テレビ、インターネット環境、スマートフォン充電用蓄電池等、被災者による情報の収集及び伝達機器の整備を図ります。特設公衆電話¹を全ての避難所に整備し、区民等の安否確認や連絡手段を確立します。

¹ 特設公衆電話：地震等の大規模災害が発生した際に、区民避難所等に臨時で設置する公衆電話のことです。港区では、災害発生時の迅速な設置・運用開始を行うため、NTT東日本の協力の下、事前設置を進めています。

エ 感染症対策物品の配備

区民避難所（地域防災拠点）における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、体温計やマスク、感染者を隔離するためのテントなど、感染症対策物品の配備を進めます。

④女性や性的マイノリティ等の視点を反映した避難所運営

ア 女性の視点からの避難所運営

避難所運営において、男女双方の管理責任者を配置するとともに、女性特有の物資の受け渡し等をしやすくするため、女性専用のスペースを設けます。また、トイレ、着替え室、物干し場所を男女別にし、多目的トイレを設置し、男女のニーズの違いによる男女共同参画の視点に立った運営を行います。

イ 小中学生等も参画しやすい避難所運営体制の構築

平常時から、避難所運営訓練等の実施を通じて、避難所運営は大人、小中学生等が協働で行うことの意識を共有します。避難所運営に際し、問題が発生した場合には、全て内部で解決しようとせず、外部の専門家等の積極的な活用を図ります。

ウ 性的マイノリティへの配慮などによるプライバシーの確保

避難所運営の際には、プライバシー確保のためのパーテーションを配備するなど、生活空間を性的マイノリティに配慮した運営を行います。

エ 妊産婦や育児中の母親等への配慮

- ②火災、倒壊、落下物等による危険が少なく、集合した人の安全が確保される場所
- ③安否確認等が行える場所
- ④広域避難場所へ避難する際の経路が安全と考えられる場所（広域避難場所が指定されている地域）

3 区民避難所（地域防災拠点）

災害時に、建物の倒壊・焼失等により住居に制約を受けた区民等の一時的な生活場所として、区民避難所（地域防災拠点）を指定します。

区民避難所（地域防災拠点）は、これまで一次避難所という名称でしたが名称の読み方やそこで果たす機能が分かりにくいということから、港区では平成25年から「区民避難所（地域防災拠点）」という名称に変更しました。

（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）

（1）区民避難所（地域防災拠点）の指定

区民避難所（地域防災拠点）として、区立の小・中学校だけでなく、いきいきプラザや区民センター、子ども中高生プラザなど、57か所の区有施設を指定しています。

（2）設置基準

区民避難所（地域防災拠点）の設置基準は、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日 社援保第122号厚生省社会・援護局保護課長通知）」を基に次の各点を基本方針とします。

- ①原則として、町会・自治会または学区を単位とします。
- ②耐火、耐震、鉄筋構造の建物とします。
- ③区立学校及びその他の区有施設とします。
- ④状況により私立学校及び民間施設の利用を図ります。
- ⑤区民避難所（地域防災拠点）は、災害による家屋倒壊等の被害を受けた区民を受け入れることとします。
- ⑥区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合には、一時的に避難者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設します。

（3）区民避難所（地域防災拠点）の機能の充実

区民避難所（地域防災拠点）の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所運営マニュアル」を作成しています。

また、区民避難所（地域防災拠点）には次のような資機材や備蓄物資等を配備し機能の充実を高めます。

①区民避難所（地域防災拠点）の設備の充実・強化

ア 区民避難所（地域防災拠点）の設備

仮設トイレ（女性専用集合トイレ等）やマットなど高齢者、障害者（視覚障害者等）、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めます。

AED（自動体外式除細動器）は、平成28年4月現在68施設の区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に配備しています。

マンホールトイレは、平成28年4月1日現在384基設置しています。今後、平成32年度末までに区民避難所（地域防災拠点）や公園等へ428基を目標に設置します。

イ 情報収集及び伝達機器の整備

妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、区民避難所（地域防災拠点）内での専用スペースの確保、保健師等による巡回相談、区民避難所（地域防災拠点）内に授乳室、液体ミルク・おもちゃ等の配備、子どもが遊べる場等を確保するよう努めます。

受動喫煙防止や火災予防の観点から、区民避難所（地域防災拠点）内は禁煙とします。

オ 相談窓口の設置

DV、児童虐待、介護疲れ等に対応するところのケアができる体制を整備し、区民避難所（地域防災拠点）に相談窓口を設置します。

相談内容によっては、男性に相談しづらい内容等も想定されることから、女性相談員やカウンセラーの配置と専門家を派遣し、相談窓口は個室、カーテンで仕切る等のプライバシーに配慮します。

⑤配慮が必要な人への支援体制の整備

ア 視覚障害者、聴覚障害者等への意思伝達支援

視覚障害者への声かけの支援や聴覚障害者に対して手話通訳等を利用するなどのコミュニケーション支援を充実させます。

イ 自閉症など音や光に過敏な人への配慮

自閉症などの人に対しては音・光の遮断が必要な場合もあり、空いている教室などを使用して対応するなど合理的配慮を行います。

⑥区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の対応

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす区民が増えており、区においても、約1万頭の登録犬、また同数程度の猫や小鳥など様々な小動物が、ペットとして飼育されています。

これらの飼養動物（ペット）を、区民避難所（地域防災拠点）において適切に飼育・保護するためには、一定の配慮の元、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物（ペット）保護策等に取り組みます。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「避難所におけるペット対策マニュアル」を避難所運営マニュアルへ反映します。

ア 区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とする飼養動物（ペット）

区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とするペットは、原則として犬や猫などの小動物とします。大型動物や危険動物、特別な飼育管理が必要な動物（トラ、ワニ、マムシ等）の受入れは行わないものとします。ただし、補助犬は受入れます。

※補助犬について

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定められています。

イ 飼養動物（ペット）との避難方法

飼養動物（ペット）を飼育している区民が、家屋等の倒壊により、自宅での生活が困難であり、区民避難所（地域防災拠点）へ避難する場合には、原則として飼育しているペットと同行避難することとします。

ウ 飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）

区民避難所（地域防災拠点）のうち、飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）

非常用電源、防災行政無線移動系や災害時優先携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、インターネット環境等被災者による情報の収集及び伝達機器の整備を図ります。

また、特設公衆電話¹を全ての避難所に整備することで、区民等の安否確認や連絡手段を確立します。

¹特設公衆電話：地震等の大規模災害が発生した際に、区民避難所等に臨時で設置する公衆電話のことです。港区では、災害発生時の迅速な設置・運用開始を行うため、NTT東日本の協力の下、事前設置を進めています。

②女性の視点を反映した避難所運営体制の構築

ア 男女共同参画からの避難所運営

避難所運営において、男女双方の管理責任者を配置するとともに、男女のニーズの違いによる男女共同参画の視点に立った運営を行います。

イ 女性、小中学生等も参画しやすい避難所運営体制の構築

平常時から、防災リーダー養成講座、避難所運営訓練等の実施を通じて、避難所運営は男女、小中学生等が協働で行うことの意識を共有します。避難所運営に際し、問題が発生した場合には、全て内部で解決しようとせず、外部の専門家等の積極的な活用を図ります。

ウ 男女別への配慮などによるプライバシーの確保

避難所運営の際には、生活空間を男女別や要配慮者、単身者別にすることなど、状況に応じた配慮をするとともに、女性特有の物資の受け渡し等をしやすくするため、女性専用のスペースを設けます。また、トイレ、着替え室、物干し場所を男女別にし、多目的トイレを設置します。

エ 妊産婦や育児中の母親等への配慮

妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、区民避難所（地域防災拠点）内での専用スペースの確保、保健師等による巡回相談、区民避難所（地域防災拠点）内に授乳室、子どもが遊べる場等を確保するよう努めます。

受動喫煙防止や火災予防の観点から、区民避難所（地域防災拠点）内は禁煙とします。

オ 相談窓口の設置

DV、児童虐待、介護疲れ等に対応するところのケアができる体制を整備し、区民避難所（地域防災拠点）に相談窓口を設置します。

相談内容によっては、男性に相談しづらい内容等も想定されることから、女性相談員やカウンセラーの配置と専門家を派遣し、相談窓口は個室、カーテンで仕切る等のプライバシーに配慮します。

カ 避難所における防犯対策

平常時から、防災訓練や防災講座、広報紙等で災害時の防犯について啓発します。

キ 火災予防の啓発

「避難所運営マニュアル」の作成時に、火災予防のための消火訓練、消防計画を位置付けます。

ケ ボランティアの受入れ

ボランティアの役割分担に際しては、性別を固定せず、適材適所に配置することを明確にします。また、適切な支援となるよう港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

③避難所内の責任者

避難所運営組織の中に、防火管理担当や衛生管理担当、防犯対策担当などの責任者を配置するなど安全・安心のための対策を推進します。

④相談やこころのケアができる体制の整備

は、原則として区内小・中学校等の敷地内に飼養動物（ペット）の飼育場所が十分に確保できる施設を対象とします。

エ 飼育場所及び飼育方法

区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼育場所は、避難者の居住場所と完全分離し、原則屋外に設置することとします。

飼養動物（ペット）は、ケージ内及び繋ぎとめにより飼育します。

⑦区民避難所（地域防災拠点）における安全・安心の確保

ア 防火、防犯の推進体制

避難所運営組織の中に、防火管理担当や衛生管理担当、防犯対策担当などの責任者を配置するなど安全・安心のための対策を推進します。

イ 防犯の啓発

平常時から、防災訓練や防災講座、広報紙等で災害時の防犯について啓発します。

ウ 火災予防の啓発

「避難所運営マニュアル」の作成時に、火災予防のための消火訓練、消防計画を位置付けます。

（４）相談やこころのケアができる体制の整備

区民避難所（地域防災拠点）となっている港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を設置します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

（５）ボランティアの受入れ

適切な支援となるよう港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

2 福祉避難所

福祉避難所は、区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難で介護や援助を必要とする高齢者、障害者等のための避難所で、東日本大震災の教訓を踏まえ、より福祉機能を充実するため、平成24年度からは介護職員等の専門スタッフの配置がある特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、障害者施設等を指定しています。さらに令和3年度には特別支援学校を指定する予定です。

区民避難所（地域防災拠点）となっている港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を設置します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

（４）区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の対応

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす区民が増えており、区においても、約1万頭の登録犬、また同数程度の猫や小鳥など様々な小動物が、ペットとして飼育されています。

これらの飼養動物（ペット）を、区民避難所（地域防災拠点）において適切に飼育・保護するためには、一定の配慮の元、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物（ペット）保護策等に取り組みます。

また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「（仮）区民避難所（地域防災拠点）におけるペット対応マニュアル」を策定し、避難所運営マニュアルへ反映します。

①区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とする飼養動物（ペット）

区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とするペットは、原則として犬や猫などの小動物とします。大型動物や危険動物、特別な飼育管理が必要な動物（トラ、ワニ、マムシ等）の受入れは行わないものとします。ただし、補助犬は受入れます。

※補助犬について

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定められています。

②飼養動物（ペット）との避難方法

飼養動物（ペット）を飼育している区民が、家屋等の倒壊により、自宅での生活が困難であり、区民避難所（地域防災拠点）へ避難する場合には、原則として飼育しているペットと同行避難することとします。

③飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）

区民避難所（地域防災拠点）のうち、飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）は、原則として区内小・中学校等の敷地内に飼養動物（ペット）の飼育場所が十分に確保できる施設を対象とします。

④飼育場所及び飼育方法

区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼育場所は、避難者の居住場所と完全分離し、屋外に設置することとします。

飼養動物（ペット）は、ケージ内及び繋ぎとめにより飼育します。

4 福祉避難所

福祉避難所は、区民避難所（地域防災拠点）での生活が困難で介護や援助を必要とする高齢者、障害者等のための避難所で、東日本大震災の教訓を踏まえ、より福祉機能を充実するため、平成24年度からは介護職員等の専門スタッフの配置がある特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、障害者施設等を指定しています。

引き続き、避難対象となる人に周知します。

(震災資料編 震2-10-3 区民避難所(地域防災拠点)、福祉避難所一覧表 参照)

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者対策と連動し、避難行動要支援者や区民避難所(地域防災拠点)での生活が困難な人のために、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、障害者施設等を指定しています。

(2) 設置基準

福祉避難所は、災害対策基本法に基づく指定避難所として指定しています。

【指定避難所の基準(災害対策基本法施行令第20条の6)】

- 1 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者(以下「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(3) 福祉避難所の運営

福祉避難所は、当該施設の職員が主体となって運営することを基本とします。福祉避難所の運営が円滑に行われるよう「福祉避難所運営マニュアル」を整備します。

(4) 福祉避難所の機能の充実

主に避難行動要支援者を受け入れる施設であり、介護サービスを行うスペースを考慮する必要があることなどから、防災訓練等を通じ、適宜受入人数の見直し及び新規指定先の検討等、機能の拡充を図ります。

災害時には、港区と連絡等を行う必要があるため、防災行政無線の配備を行うほか、避難行動要支援者の対応に必要な備蓄物資や機材を追加配備していきます。また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐため、体温計やマスク、感染者を隔離するためのテントなど、感染症対策物品の配備を進めます。

福祉避難所の施設職員は、災害時に施設利用者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

(5) 相談やこころのケアができる体制の整備

福祉避難所に保健師等が、巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

(6) ボランティアの受入

適切な支援となるよう、港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

引き続き、避難対象となる人に周知します。

(震災資料編 震2-10-3 区民避難所(地域防災拠点)、福祉避難所一覧表 参照)

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者対策と連動し、避難行動要支援者や区民避難所(地域防災拠点)での生活が困難な人のために、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、障害者施設等を指定しています。

(2) 設置基準

福祉避難所の設置基準は、「大規模災害における応急救助の指針について(平成9年6月30日社援保第122号厚生省社会・援護局保護課長通知)」を基に次の各点を基本方針とします。

- ①耐火、耐震、鉄筋構造の建物とします。
- ②避難行動要支援者が安心して生活ができる体制を整備している施設とします。
- ③自宅や避難所で生活している高齢者・障害者等に介護、援助などの必要なサービスを提供できる施設とします。

(3) 福祉避難所の機能の充実

主に避難行動要支援者を受け入れる施設であり、介護サービスを行うスペースも考慮する必要があることなどから、訓練を通じ、適宜受入人数の見直し及び新規指定先の検討等、機能の拡充を図ります。

災害時には、港区と連絡等を行う必要があるため、防災行政無線の配備を行うほか、避難行動要支援者の対応に必要な備蓄物資や機材を追加配備していきます。

福祉避難所の施設職員は、災害時に施設入居者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

(4) 相談やこころのケアができる体制の整備

福祉避難所に保健師等が、巡回で避難者のこころのケアを行う体制を整備します。

(5) ボランティアの受入

適切な支援となるよう、港区災害ボランティアセンターとの連携体制を構築します。

--	--

該当部分	風水害編第2部第9章 救援・医療救護体制の整備
機関名	港区（保健予防課）

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第9章 救援・医療救護体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被害が発生した場合に、被災者に対して迅速かつ的確な救援救護活動を実施するためには、事前措置を講じておく必要があります。</p> <p>本章では、救援救護活動の中でも人命尊重の見地から特に重要な、飲料水・食料等の確保、医療救護体制の整備について計画します。</p> </div> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給水体制の整備（応急給水槽、給水所の整備等） 2 食料・日用品・応急資器材 <ol style="list-style-type: none"> （1）3日間分の食料・保存水の備蓄 （2）女性の視点や要配慮者に配慮した、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等の備蓄 3 医療救護体制 <ol style="list-style-type: none"> （1）区内病院のうち東京都の災害拠点病院に4か所、災害拠点連携病院に2か所が指定 （2）災害時の緊急医療救護所に関する協定を区内12病院と締結 （3）医療救護所での医療救護活動に関する協定を一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会、公益社団法人東京都柔道整復師会港支部と締結 （4）区の医療救護活動等を統括・調整するため医学的助言等を行う港区災害医療コーディネーターを設置 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浸水が想定される区域にある既存の備蓄倉庫については浸水対策 2 生命維持に必要な、最低限必要量の備蓄及び給水体制の確保 3 最新の被害想定に基づいた医療救護体制の整備 4 防疫体制の整備に向けた課題 <ol style="list-style-type: none"> （1）防疫用資器材の備蓄 5 遺体収容場所の拡充 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浸水想定区域内に存在する備蓄倉庫内へのパレットの配備及び止水板の設置の検討 2 生命維持に必要な最低必要量を確保可能な給水体制の整備 3 医療救護体制の整備の方向性 <ol style="list-style-type: none"> （1）全ての医療資源（病院、診療所、歯科診療所、薬局）が災害医療を担う体制整備 （2）災害時の医療救護活動の拠点となる施設の充実・強化 4 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定 5 遺体収容所の管理全般、行方不明者の搜索、遺体搬送、検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱い、遺 	<p style="text-align: center;">第9章 救援・医療救護体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被害が発生した場合に、被災者に対して迅速かつ的確な救援救護活動を実施するためには、事前措置を講じておく必要があります。</p> <p>本章では、救援救護活動の中でも人命尊重の見地から特に重要な、飲料水・食料等の確保、医療救護体制の整備について計画します。</p> </div> <p>【現況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給水体制の整備（応急給水槽、給水所の整備等） 2 食料・日用品・応急資器材 <ol style="list-style-type: none"> （1）3日間分の食料・保存水の備蓄 （2）女性の視点や要配慮者に配慮した、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等の備蓄 3 医療救護体制 <ol style="list-style-type: none"> （1）区内病院のうち東京都の災害拠点病院に3か所、災害拠点連携病院に3か所が指定 （2）医療救護所での医療救護活動に関する協定を一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会、公益社団法人東京都柔道整復師会港支部と締結 （3）区の医療救護活動等を統括・調整するため医学的助言等を行う港区災害医療コーディネーターを設置 <p>【課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浸水が想定される区域にある既存の備蓄倉庫については浸水対策 2 生命維持に必要な、最低限必要量の備蓄及び給水体制の確保 3 最新の被害想定に基づいた医療救護体制の整備 4 防疫体制の整備に向けた課題 <ol style="list-style-type: none"> （1）防疫用資器材の備蓄 5 遺体収容場所の拡充 <p>【対策の方向性・到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浸水想定区域内に存在する備蓄倉庫内へのパレットの配備及び止水板の設置の検討 2 生命維持に必要な最低必要量を確保可能な給水体制の整備 3 医療救護体制の整備の方向性 <ol style="list-style-type: none"> （1）全ての医療資源（病院、診療所、歯科診療所、薬局）が災害医療を担う体制整備 （2）災害時の医療救護活動の拠点となる施設の充実・強化 4 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定 5 遺体収容所の管理全般、行方不明者の搜索、遺体搬送、検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱い、遺

体収容所設置等に係る防災関係機関との事前協議

体収容所設置等に係る防災関係機関との事前協議

該当部分	風水害編 第2部 第9章 第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備
機関名	港区（防災課）

修正案	現行
<p>第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 区では、食料、飲料水、生活必需品等災害時に生活を維持するために欠かせない物資等について、区民の自助として3日分の備蓄をすることとしています。また、事業者等においても、従業員等を留め置く際に必要となる物資を3日分備蓄します。</p> <p>2 区では、災害の発生により、自宅の倒壊等により避難所生活を送る区民のため、最低限必要な食料、水、生活必需品等の備蓄を行います。</p> <p>3 区は、近年、各地で発生した豪雨や地震災害を教訓として、避難者がストレスを感じることなく、安心して避難所で生活できるよう、夏期の暑さ対策や避難者のプライバシー確保、停電時のスマートフォン充電対策など、避難所の環境改善に努め、備蓄物資の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所に感染症対策物品を配備します。</p> <p>4 災害発生初期の混乱やライフライン等の寸断による影響下においても円滑に避難所へ物資が搬送できるよう、運搬事業者等との災害時協定を締結し、災害時の輸送体制を強化します。また、在宅避難者に対しても避難所を拠点とし物資を配布する体制等の構築をします。</p> <p>5 区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、最低限必要な物資については、3日分の備蓄を目標とします。</p> <p>第2 区の役割</p> <p>1 調達先及び調達予定数を明確にしておくなどにより、調達体制を整えます。</p> <p>2 区の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理します。</p> <p>3 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定めます。</p> <p>第3 事業計画</p> <p>1 食料・飲料水の確保</p> <p>（1）乾パン・ビスケット・アルファ化米等主食の備蓄</p> <p>区では発災から3日分を備蓄します。</p> <p>また、食物アレルギーを持つ人や、外国人、高齢者、障害者等、多様な食生活に配慮した食料の供給を図るため、特定28品目アレルギー物質を使用せず、ハラール認証を取得しているアルファ化米を備蓄します。</p> <p>（2）乳児用ミルクの確保</p> <p>都区役割分担に基づき、区は避難者の3日分を備蓄します。</p> <p>区では、避難者の中で1歳未満の乳児に対し1日6回分の粉ミルクを備蓄します。</p> <p>また、従来の粉ミルクに加え、液体ミルクを備蓄します。</p>	<p>第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 区では、食料、飲料水、生活必需品等災害時に生活を維持するために欠かせない物資等について、区民の自助として3日分の備蓄をすることとしています。また、事業者等においても、従業員等を留め置く際に必要となる物資を3日分備蓄します。</p> <p>2 区では、災害の発生により、自宅の倒壊等により避難所生活を送る区民のため、最低限必要な食料、水、生活必需品等の備蓄を行います。</p> <p>3 区は、マスクや消毒剤などの衛生用品の需要が発災後の早期から高まること、ペットの同行避難に必要なケージやペットフードの備蓄、被災地に派遣される職員の装備（安全靴、照明器具、レインウェア）の重要性など、熊本地震の教訓を踏まえた備蓄物資の充実を図ります。</p> <p>4 災害発生初期の混乱やライフライン等の寸断による影響下においても円滑に避難所へ物資が搬送できる体制を構築します。また、在宅避難者に対しても避難所を拠点とし物資を配布する体制等の構築をします。</p> <p>5 区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、最低限必要な物資については、3日分の備蓄を目標とします。</p> <p>第2 区の役割</p> <p>1 調達先及び調達予定数を明確にしておくなどにより、調達体制を整えます。</p> <p>2 区の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理します。</p> <p>3 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定めます。</p> <p>第3 事業計画</p> <p>1 食料・飲料水の確保</p> <p>（1）乾パン・ビスケット・アルファ化米等主食の備蓄</p> <p>区では発災から3日分を備蓄します。</p> <p>また、食物アレルギーを持つ人や、外国人、高齢者、障害者等、多様な食生活に配慮した食料の供給を図るため、特定27品目アレルギー物質を使用せず、ハラール認証を取得しているアルファ化米を備蓄します。さらに、これまで進めてきたアルファ化米やおかゆに加え、ビスケット、野菜ジュース等を備蓄します。</p> <p>（2）調整粉乳の確保</p> <p>都区役割分担に基づき、区は避難者の3日分を備蓄します。</p> <p>区では、避難者の中で1歳未満の乳児に対し1日6回分の調整粉乳を備蓄します。</p>

(3) 飲料水の確保

飲料水の確保については都の役割となっています。しかし、区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、区独自に避難者1人1日3リットル3日分の保存水を備蓄していきます。

2 生活必需品の確保

都区役割分担では、生活必需品の確保は主として都の役割とされていますが、輸送の遅延等に備えて区においても最低限必要となる物資として毛布やカーペット、寝具としてのマット等を備蓄しています。毛布は避難者1人に対し3枚、カーペット、マットは1人1枚を備蓄していきます。

また、事業者との協定に基づき、災害発生時には速やかに段ボールベッドを調達します。

3 応急資機材の確保

区及び防災関係機関は、平時から災害応急対策活動及び災害復旧に必要な発動発電機、ろ水機等の資機材等を備蓄し、整備します。

また、備蓄資機材については、常に整備、点検を行い、資機材を最良な状況で保持し、より効果的に避難所を運営できるものを備蓄します。

4 在宅避難者の備蓄物資の確保

在宅避難者にも支援物資は必要ですが、避難所にいる避難者と違い、在宅避難者の数の把握は困難なことが想定されるので、避難所に物資を取りにきてもらうなどのルールづくりを行っていきます。

障害等で避難所での生活が困難であると想定される場合には、平常時からお互いに助け合う仲間や地域で支えあう関係性をつくり、いざという時に避難できる環境にしていきます。

5 女性や要配慮者等に配慮した物資の備蓄

区では、女性や要配慮者等に配慮し、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等を備蓄しています。また、要配慮者等へ配慮した備蓄物資として、おかゆ、大人用おむつ及び簡易ベッド等を備蓄しています。

今後も画一的な物資の備蓄ではなく、ニーズに合わせた物資の備蓄を行います。

6 避難所の環境改善のための物品の配備

避難所におけるプライバシー確保用としてパーテーションを配備します。

また、ライフラインが途絶した場合に備え、避難者がストレスを少なく過ごせるよう、夏期の暑さ対策として冷風機及び大型扇風機を配備するほか、避難者のスマートフォン充電用の蓄電池を配備します。

7 感染症対策物品の配備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、非接触型体温計、マスクや消毒液等の衛生用品を配備します。また、発熱者を隔離するためのテント及びベッドを配備します。

8 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等を備蓄しておくための備蓄倉庫は、避難所として使用される施設を始めとして、他の区有施設、民間ビル及び開発事業者等の協力も得て、効率的な備蓄及び搬送体制がとれるよう整備していきます。災害時に効率的な避難所運営を行えるよう、備蓄倉庫は常に整理された状態を保ちます。

(震災資料編 震2-11-3 防災備蓄倉庫一覧表 参照)

9 備蓄物資の有効活用

期限の近づいた備蓄物資（アルファ化米、粉ミルク、飲料水など）を町会・自治会の地域訓練や小・中学校、幼稚園、保育園の授業や給食に使用し、経費の節減を図るとともに、防災意識の啓発に役立て、備蓄物資を有効活用しています。

(3) 飲料水の確保

飲料水の確保については都の役割となっています。しかし、区では、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、区独自に避難者1人1日3リットル3日分の保存水を備蓄していきます。

2 生活必需品の確保

都区役割分担では、生活必需品の確保は主として都の役割とされていますが、輸送の遅延等に備えて区においても最低限必要となる物資として毛布やカーペット、寝具としてのマット等を備蓄しています。毛布は避難者1人に対し3枚、カーペット、マットは1人1枚を備蓄していきます。

3 応急資機材の確保

区及び防災関係機関は、平常時から災害応急対策活動及び災害復旧に必要な発動発電機、ろ水機等の資機材等を備蓄し、整備します。

また、備蓄資機材については、常に整備、点検を行い、資機材を最良な状況で保持し、より効果的に避難所を運営できるものを備蓄します。

4 在宅避難者の備蓄物資の確保

在宅避難者にも支援物資は必要ですが、避難所にいる避難者と違い、在宅避難者の数の把握は困難なことが想定されるので、避難所に物資を取りにきてもらうなどのルールづくりを行っていきます。

障害等で避難所での生活が困難であると想定される場合には、平常時からお互いに助け合う仲間や地域で支えあう関係性をつくり、いざという時に避難できる環境にしていきます。

5 女性や要配慮者等に配慮した物資の備蓄

区では、女性や要配慮者等に配慮し、女性専用集合トイレ、ウェットタオル、生理用品及び多目的ハウス等を備蓄しています。また、要配慮者等へ配慮した備蓄物資として、おかゆ、大人用おむつ及び簡易ベッド等を備蓄しています。

今後も画一的な物資の備蓄ではなく、ニーズに合わせた物資の備蓄を行います。

6 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等を備蓄しておくための備蓄倉庫は、避難所として使用される施設を始めとして、他の区有施設、民間ビル及び開発事業者等の協力も得て、効率的な備蓄及び搬送体制がとれるよう整備していきます。災害時に効率的な避難所運営を行えるよう、備蓄倉庫は常に整理された状態を保ちます。

(震災資料編 震2-11-3 防災備蓄倉庫一覧表 参照)

7 備蓄物資の有効活用

期限の近づいた備蓄物資（アルファ化米、ミルクなど）を町会・自治会の地域訓練や小・中学校、幼稚園、保育園の授業や給食に使用し、経費の節減を図るとともに、防災意識の啓発に役立て、備蓄物資を有効活用しています。

10 国・都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資の受入体制

国・都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資については、基本的には区内の地域内輸送拠点（みなとパーク芝浦）において一括して集積するとともに仕分けを行い、そこから避難所等へ円滑に供給できる体制を構築します。一括して集積した物資の荷捌き作業については、民間事業者との協定の締結についても進めます。

11 輸送車両等の確保

区は、区有車及び社団法人東京都トラック協会港支部や**運送事業者との災害時協定**に基づき輸送車両等を調達します。

8 国・都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資の受入体制

国・都・他区市町村または民間事業者等からの応援・調達物資については、基本的には区内の地域内輸送拠点（みなとパーク芝浦）において一括して集積するとともに仕分けを行い、そこから避難所等へ円滑に供給できる体制を構築します。一括して集積した物資の荷捌き作業については、民間事業所等との協定の締結についても進めます。

9 輸送車両等の確保

区は、区有車及び社団法人東京都トラック協会港支部との「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づき輸送車両等を調達します。

該当部分	風水害編第2部第9章第3節 医療救護体制の整備
機関名	港区（保健予防課）

修正案	現 行
<p>第3節 医療救護体制の整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時には、家屋の流失、がけの崩壊・浸水・パニック等による負傷者が発生することが予測されます。</p> <p>災害時の医療救護活動を円滑に進めるために、平常時から区と警察署、消防署、区内病院、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部等、区内関係機関との連携を強化するとともに、二次保健医療圏を基本とした医療救護体制を整備します。</p> <p>なお、被災者や医療の状況に応じ、限られた医療資源の能力と特性を最大限有効に活用して、効果的な医療救護を展開します。</p> <p>区内の災害時医療情報を収集・発信するとともに、医療救護班の派遣先調整や在宅療養者への医療支援に係る調整を行うなど、災害時の医療救護活動拠点としてみなと保健所を強化し、被災者を中長期的に支援します。</p> <p>あわせて、医療救護活動に要する医薬品・医療資器材等の備蓄及び供給拠点を整備します。</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立します。 2 区災害医療コーディネーターを設置します。 3 区中央部保健医療圏医療対策拠点及び区内の情報連絡体制を構築します。 4 区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等を確保します。 5 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保します。 6 医療救護所における傷病者の搬送体制を構築します。 7 医薬品・医療資器材等を備蓄します。 8 超急性期経過前後から医療救護活動拠点を設置します。 9 災害薬事センターを設置します。 <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区災害医療コーディネーターの設置 <p>東京都は、被災地域の状況を踏まえた確かな医療体制を確保するため、東京都災害対策本部に「東京都災害医療コーディネーター」、二次保健医療圏の地域医療対策拠点に「東京都地域災害医療コーディネーター」を設置し、限られた医療資源（病院、医薬品や医師、看護師等）を発災直後から最大限活用できるように、情報連絡体制を構築します。</p> <p>区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するための医学的な助言等を行う「港区災害医療コーディネーター」を設置し、区内の被災状況、医療機関の活動状況等を把握し、効果的かつ効率的な医療救護を展</p>	<p>第3節 医療救護体制の整備</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時には、家屋の流失、がけの崩壊・浸水・パニック等による負傷者が発生することが予測されます。</p> <p>災害時の医療救護活動を円滑に進めるために、平常時から区と警察署、消防署、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部等、区内関係機関と連携し、医療救護体制を整備します。</p> <p>なお、被災者や医療の状況に応じ、限られた医療資源の能力と特性を最大限有効に活用して、効果的な医療救護を展開します。</p> <p>区内の災害時医療情報を収集・発信するとともに、医療救護班の派遣先調整や在宅療養者への医療支援に係る調整を行うなど、災害時の医療救護活動拠点としてみなと保健所を強化し、被災者を中長期的に支援します。</p> <p>あわせて、医療救護活動に要する医薬品・医療資器材等の備蓄及び供給拠点として整備します。</p> <p style="text-align: right;">（震災資料編 震2-11-4 主な備蓄物資一覧 参照）</p> <p>第2 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立します。 2 区災害医療コーディネーターを設置します。 3 区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等を確保します。 4 医療救護所の設置場所を確保します。 5 医療救護所における傷病者の搬送体制を構築します。 6 医薬品・医療資器材等を備蓄します。 7 医療救護活動拠点を設置します。 8 災害薬事センターを設置します。 <p>第3 事業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区災害医療コーディネーターの設置 <p>区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するため医学的な助言を行う「港区災害医療コーディネーター」を設置し、区内の被災状況、医療機関の活動状況等を把握し、効果的かつ効率的な、必要に応じて広域的な医療救護を展開できるよう、医療に関する情報連絡体制の一元化を図ります。</p>

開できるよう、区中央部保健医療圏の地域災害医療コーディネーター等との情報連絡体制の一元化を図ります。

2 区と区内病院、一般社団法人東京都港区医師会等との連携

区は、昭和52年に、一般社団法人東京都港区医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、平成9年2月には、阪神・淡路大震災の教訓をふまえて内容を見直し、新たな協定を締結しましたが、災害に関わる社会情勢の変化及び東日本大震災の教訓を踏まえ、平成26年1月に新たに協定を締結しました。

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会とも災害時における活動について平成9年2月に協定を締結していますが東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成26年1月に新たに協定を締結しました。

平成28年7月には公益社団法人東京都柔道整復師会港支部とも災害時における活動について協定を締結したほか、令和元年には区内12病院と「災害時における緊急医療救護所に関する協定」を締結しました。

3 医薬品・医療資器材の調達

区は、協定に基づき発災から3日間に必要となる医薬品・医療資器材等を区内の各病院に備蓄しています。

また、区は、医薬品等を円滑に調達できるよう、事前に、一般社団法人東京都港区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と平成26年4月に新たに協定を締結しました。

(震災資料編 震2-11-4 主な備蓄物資一覧 参照)

4 災害時医療救護活動マニュアル等の整備

災害時において、多数の傷病者を適切かつ迅速に救護するために、医薬品、医療資器材の搬送・取扱方法やトリアージ等医療救護活動及び長期的な避難所生活等における要配慮者に対する医療支援活動に対応できるよう、港区災害時医療救護活動マニュアル等必要なマニュアルを改定し、定期及び随時、最新の情報による見直しを行っていきます。

2 区と一般社団法人東京都港区医師会等との連携

区は、昭和52年に、一般社団法人東京都港区医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、平成9年2月には、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ内容を見直し、東日本大震災を教訓に、平成26年1月、新たに協定を締結しました。

また、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会とも災害時における活動について、平成9年2月に協定を締結していますが、東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成26年1月、新たに協定を締結しました。

更には、公益社団法人東京都柔道整復師会港支部とも災害時における活動について、平成28年7月に協定を締結しました。

3 医薬品・医療資器材の調達

区は、一般社団法人東京都港区医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会等と協議のうえ、医療救護所及び区民避難所（地域防災拠点）等で発災から3日間に必要となる医薬品・医療資器材等の区内分散備蓄を行っています。

また、区は、医薬品等を円滑に調達できるよう、事前に、一般社団法人東京都港区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と平成26年4月、新たに協定を締結しました。

4 災害時医療救護活動マニュアル等の整備

災害時において、多数の傷病者を適切かつ迅速に救護するために、医薬品、医療資器材の搬送・取扱方法やトリアージ等医療救護活動及び長期的な避難所生活等における要配慮者に対する医療支援活動に対応できるよう、港区災害時医療救護活動マニュアル等必要なマニュアルを改定し、定期及び随時、最新の情報による見直しを行っていきます。

該当部分	風水害編第3部第1章第2節 港区災害対策本部
機 関 名	港区（防災課）

修 正 案	現 行
<p>第2節 港区災害対策本部</p> <p>第1 組織</p> <p>本部の組織は、「港区災害対策本部条例」、「港区災害対策本部規則」及び「港区災害対策本部運営要綱」で定められています。</p> <p style="text-align: center;">（震災資料編 震3-1-1 港区災害対策本部組織図 参照） （震災資料編 震3-1-2 港区災害対策本部の編成及び事務分掌 参照）</p>	<p>第2節 港区災害対策本部</p> <p>第1 組織</p> <p>本部の組織は、「港区災害対策本部条例」、「港区災害対策本部規則」及び「港区災害対策本部運営要綱」で定められています。</p> <p style="text-align: center;">（風水害資料編 水3-1 港区災害対策本部組織図 参照） （風水害資料編 水3-2 港区災害対策本部の編成及び事務分掌 参照）</p>

本部設置基準

本部長が必要と認めるとき

局地的災害が発生したとき等

震度5強の地震が発生したとき等

震度6弱以上の地震が発生したとき等

非常配備態勢の指令

第1非常配備態勢

第2非常配備態勢

第3非常配備態勢

第4非常配備態勢

職員の動員

職員の定数に20/100を乗じて得た人数

職員の定数に40/100を乗じて得た人数

職員の定数に70/100を乗じて得た人数

全員

災害対策本部

本部長室

災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員

本部設置基準

東海地震の判定会が召集されたとき等

東海地震の警戒宣言が発せられたとき等

震度5強の地震が発生したとき等

震度6弱以上の地震が発生したとき等

非常配備態勢の指令

第1非常配備態勢

第2非常配備態勢

第3非常配備態勢

第4非常配備態勢

職員の動員

職員の定数に20/100を乗じて得た人数

職員の定数に40/100を乗じて得た人数

職員の定数に70/100を乗じて得た人数

全員

災害対策本部

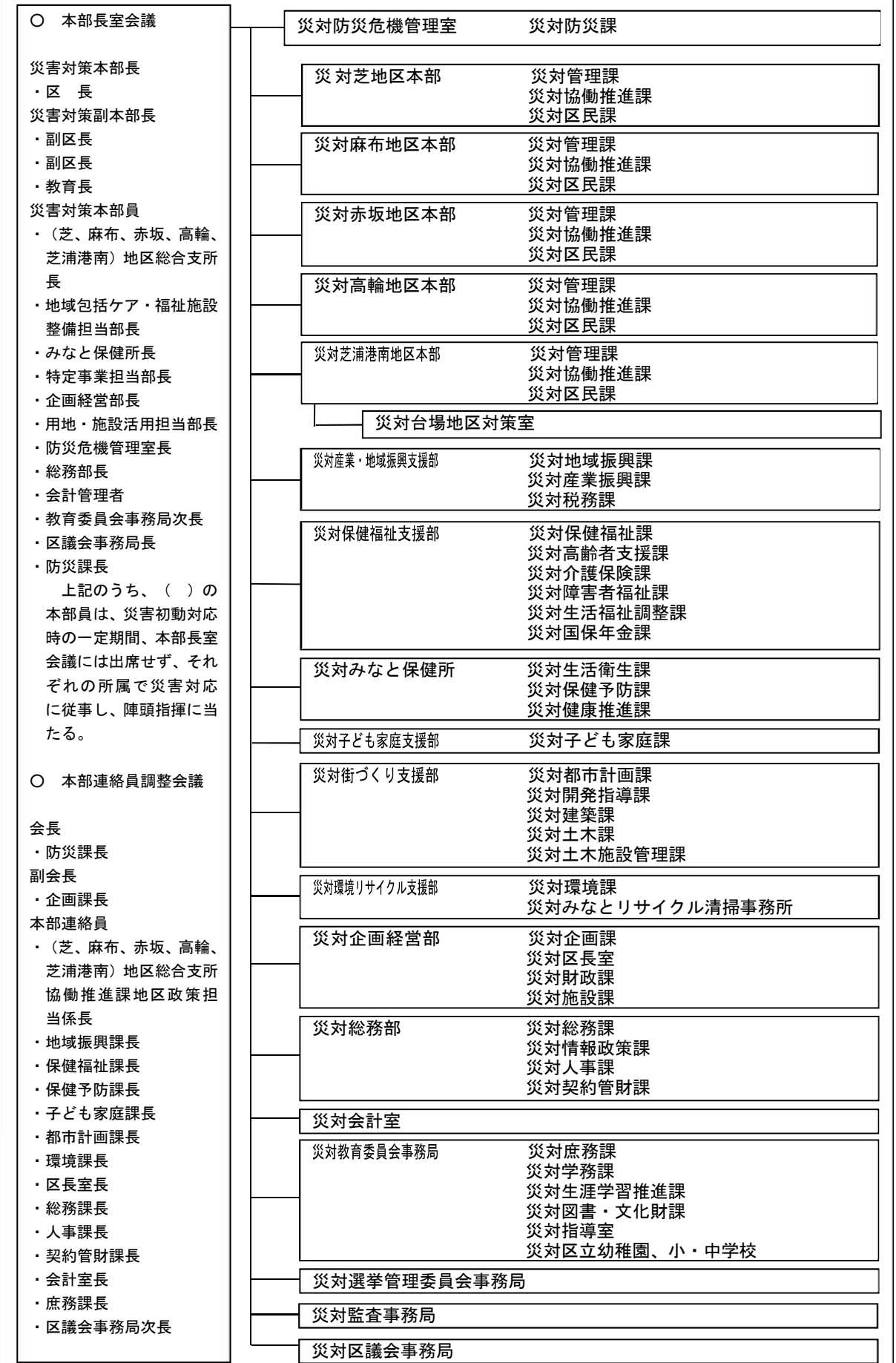
本部長室

災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員

災害対策本部態勢図（令和2年4月1日現在）



災害対策本部態勢図



第2 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

- (1) 区長は、港区の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、第3に規定する非常配備態勢の指令を発する必要があると認めるときは、本部を設置します。
- (2) 災害対策本部の部長の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、災対防災危機管理室長に本部の設置を要請することができます。
- (3) 災対防災危機管理室長は、上記(2)の要請があった場合またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければなりません。
- (4) 各災害対策地区本部及び災対みなと保健所は、発災当初は現地で各災害対策地区本部長及び災対みなと保健所長が指揮を執ります。

また、災対台場地区対策室には、災対芝浦港南地区本部から応援職員を派遣します。

なお、台場地区は災害時に交通機関が途絶することも想定されることから、複数の経路による職員の派遣を検討します。

- (5) 災害対策本部は区役所本庁舎に設置することとしていますが、区役所本庁舎が被災等により使用できない場合、みなとパーク芝浦内の代替拠点に災害対策本部を設置します。

2 災害対策本部の設置の連絡等

- (1) 災対防災危機管理室長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者にその旨を連絡します。

①副本部長及び部長

②防災関係機関の長のうち必要と認める者

- (2) 部長は上記(1)の通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底します。

3 災害対策本部の標示の掲出

災害対策本部が設置されたときは、区役所に「港区災害対策本部」の標示を掲出します。

4 災害対策本部の廃止

- (1) 災害対策本部長は、港区の地域について災害が発生するおそれがないと認めるときまたは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止します。
- (2) 災害対策本部の廃止の通知等は、上記2に準じて処理します。

5 災害対策本部連絡員調整会議

災害対策本部長室会議の審議に付する事案の検討を行います。

第3 災害対策本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢の指令

- (1) 災害対策本部長は、災害の発生時の状況に応じ、次の表に定めるところにより、非常配備態勢の指令を発するものとします。

第2 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

- (1) 区長は、港区の地域において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、第3に規定する非常配備態勢の指令を発する必要があると認めるときは、本部を設置します。
- (2) 災害対策本部の部長の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、災対防災危機管理室長に本部の設置を要請することができます。
- (3) 災対防災危機管理室長は、上記(2)の要請があった場合またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければなりません。
- (4) 各災害対策地区本部及び災対みなと保健所は、発災当初は現地で各災害対策地区本部長及び災対みなと保健所長が指揮を執ります。

また、災対台場地区対策室には、災対芝浦港南地区本部から応援職員を派遣します。

なお、台場地区は災害時に交通機関が途絶することも想定されることから複数の経路による職員の派遣を検討します。

- (5) 災害対策本部は区役所本庁舎に設置することとしていますが、区役所本庁舎が被災等により使用できない場合、みなとパーク芝浦内の代替拠点に災害対策本部を設置します。

2 災害対策本部の設置の連絡等

- (1) 災対防災危機管理室長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者にその旨を連絡します。

①副本部長及び部長

②防災関係機関の長のうち必要と認める者

- (2) 部長は上記(1)の通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底します。

3 災害対策本部の標示の掲出

災害対策本部が設置されたときは、区役所に「港区災害対策本部」の標示を掲出します。

4 災害対策本部の廃止

- (1) 災害対策本部長は、港区の地域について災害が発生するおそれがないと認めるときまたは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止します。
- (2) 災害対策本部の廃止の通知等は、上記2に準じて処理します。

5 災害対策本部連絡員調整会議

災害対策本部長室会議の審議に付する事案の検討を行います。

第3 災害対策本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢の指令

- (1) 災害対策本部長は、災害の発生時の状況に応じ、次の表に定めるところにより、非常配備態勢の指令を発するものとします。

種 別	指 令 時 期	態 勢
第1非常 配備態勢	1 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第2非常 配備態勢	1 局地的災害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常 配備態勢	1 港区内で震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	区の地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第4非常 配備態勢	1 第3非常配備態勢では対処できないとき。 2 港区内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

(2) 本部長は、災害その他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、または種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができます。

2 自動的な非常配備態勢の指令

1 に定める他、次に掲げる場合は、自動的に本部が設置され、動員指令が発せられたものとします。

- (1) 震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき……第3非常配備態勢
- (2) 震度6弱以上の地震が発生したとき…第4非常配備態勢

3 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 部長は、あらかじめ部が各非常配備態勢に応じてとるべき措置の要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。
- (2) 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき所属職員に対し必要な指示をします。

第4 夜間、休日等勤務時間外の態勢

1 態勢

夜間、休日等勤務時間外に災害が発生した場合、初動時の港区災害対策本部の運営は、指定された次の職員をもって編成します。なお、この災害対策本部態勢が整うまでの間、災害に対処する態勢を特別非常配備態勢といいます。

- (1) 「港区職員の非常災害に対する勤務規程(昭和55年4月1日施行)」に基づき、指定された職員(以下「警戒待機者」という。)
- (2) 災害対策用職務住宅入居職員及びそれ以外の区内在住職員
- (3) 災害発生時、区内で勤務している職員
- (4) その他の参集職員

警戒待機者は、本部長、副本部長及び本部員のいずれかの者が登庁するまで、本部長に代わって指揮をとります。また、特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、災害対策本部組織に移行します。

2 動員指令

種 別	指 令 時 期	態 勢
第1非常 配備態勢	1 東海地震の判定会が召集されたとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第2非常 配備態勢	1 東海地震の警戒宣言が発せられたときまたは局地的災害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常 配備態勢	1 震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	区の地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第4非常 配備態勢	1 第3非常配備態勢では対処できないとき。 2 震度6弱以上の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき。 3 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

(2) 本部長は、災害その他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、または種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができます。

2 自動的な非常配備態勢の指令

1 に定める他、次に掲げる場合は、自動的に本部が設置され、動員指令が発せられたものとします。

- (1) 震度5強の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき……第3非常配備態勢
- (2) 震度6弱以上の地震が発生し、区の地域に災害が起きたとき…第4非常配備態勢

3 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 部長は、あらかじめ部が各非常配備態勢に応じてとるべき措置の要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。
- (2) 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき所属職員に対し必要な指示をします。

第4 夜間、休日等勤務時間外の態勢

1 態勢

夜間、休日等勤務時間外に災害が発生した場合、初動時の港区災害対策本部の運営は、指定された次の職員をもって編成します。なお、この災害対策本部態勢が整うまでの間、災害に対処する態勢を特別非常配備態勢といいます。

- (1) 「港区職員の非常災害に対する勤務規程(昭和55年4月1日施行)」に基づき、指定された職員(以下「警戒待機者」という。)
- (2) 災害対策住宅居住職員及びそれ以外の区内在住職員
- (3) 災害発生時、区内で勤務している職員
- (4) その他の参集職員

警戒待機者は、本部長、副本部長及び本部員のいずれかの者が登庁するまで、本部長に代わって指揮をとります。また、特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、災害対策本部組織に移行します。

夜間、休日等勤務時間外に、震度5強の地震が発生した場合、自動的に第3非常配備態勢職員に、震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に第4非常配備態勢職員に、動員指令が発せられたこととします。

第5 職員の動員及び服務

1 職員の動員

- (1) 部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配置すべき職員を本部の職員として任命しておかなければなりません。
- (2) 部長は、上記(1)により任命した職員について非常配備態勢別動員表を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。
- (3) 各非常配備態勢における職員の動員数は、おおむね次のとおりです。
 - ①第1非常配備態勢 職員の定数に20/100を乗じて得た数
 - ②第2非常配備態勢 職員の定数に40/100を乗じて得た数
 - ③第3非常配備態勢 職員の定数に70/100を乗じて得た数
 - ④第4非常配備態勢 全職員
- (4) 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底しておきます。
- (5) 部長は、非常配備態勢の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じた次の措置をとります。

- ①動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること
- ②職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること
- ③その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること

2 職員の服務

- (1) 全ての本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を守らなければなりません。
 - ①常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること
 - ②不急の行事、会議、出張等を中止すること
 - ③正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと
 - ④勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること
 - ⑤非常配備態勢の指令を受けたときは、動員表に従って参集すること
- (2) 全て本部の職員は、自らの言動によって区民に不安を与え、区民等の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意しなければなりません。

第6 指定管理者の役割

1 指定管理者の役割

- (1) 指定管理施設の安全確認や利用者の安全確保
- (2) 区民避難所(地域防災拠点)に指定されている指定管理者は、災対地区本部の職員からの指揮命令系統のもと区民とともに、避難所運営の支援を行うことを基本とします。
- (3) 福祉避難所に指定されている施設は、専門性が高い業務が多いことから災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課の職員からの指揮命令系統のもと、指定管理者が主に業務にあたることとします。
- (4) 区立公園等の指定管理者については、敷地内に存在する防災施設(マンホールトイレやかまどベンチ等)の設置に協力することとします。
- (5) 休日夜間等の開館時間以外に震災が発生した場合は、指定管理者は管理施設への参集義務を負うものとしてします。

2 災害時における指定管理者との協定締結

災害時の対応に係る協定を指定管理者ごとに締結し、役割を明確にします。

2 動員指令

夜間、休日等勤務時間外に、震度5強の地震が発生した場合、自動的に第3非常配備態勢職員に、震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に第4非常配備態勢職員に、動員指令が発せられたこととします。

第5 職員の動員及び服務

1 職員の動員

- (1) 部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配置すべき職員を本部の職員として任命しておかなければなりません。
- (2) 部長は、上記(1)により任命した職員について非常配備態勢別動員表を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければなりません。
- (3) 各非常配備態勢における職員の動員数は、おおむね次のとおりです。
 - ①第1非常配備態勢 職員の定数に20/100を乗じて得た数
 - ②第2非常配備態勢 職員の定数に40/100を乗じて得た数
 - ③第3非常配備態勢 職員の定数に70/100を乗じて得た数
 - ④第4非常配備態勢 全職員
- (4) 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底しておきます。
- (5) 部長は、非常配備態勢の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じた次の措置をとります。

- ①動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること
- ②職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること
- ③その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること

2 職員の服務

- (1) 全ての本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を守らなければなりません。
 - ①常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること
 - ②不急の行事、会議、出張等を中止すること
 - ③正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと
 - ④勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること
 - ⑤非常配備態勢の指令を受けたときは、動員表に従って参集すること
- (2) 全て本部の職員は、自らの言動によって区民に不安を与え、区民等の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意しなければなりません。

第6 指定管理者の役割

1 指定管理者の役割

- (1) 指定管理施設の安全確認や利用者の安全確保
- (2) 区民避難所(地域防災拠点)に指定されている指定管理者は、災対地区本部の職員からの指揮命令系統のもと区民とともに、避難所運営の支援を行うことを基本とします。
- (3) 福祉避難所に指定されている施設は、専門性が高い業務が多いことから災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課の職員からの指揮命令系統のもと、指定管理者が主に業務にあたることとします。
- (4) 区立公園等の指定管理者については、敷地内に存在する防災施設(マンホールトイレやかまどベンチ等)の設置に協力することとします。
- (5) 休日夜間等の開館時間以外に災害が発生した場合は、指定管理者は施設への施設の管理上参集義務を負うものとしてします。

2 災害時における指定管理者との協定締結

第7 教職員の役割

- 1 災害発生時の園児・児童・生徒の安全の確保
- 2 区民避難所（地域防災拠点）の運営に関する支援
- 3 平常時における避難訓練等への参加

第8 非常勤職員の役割

災害発生時、災害対応が必要とされる職場を指定するとともに、当該の非常勤職員を災害対策要員として位置付けます。

また、非常勤職員への指示・命令は、各所属長が責任を持って行います。

災害時の対応に係る協定を指定管理者ごとに締結し、役割を明確にします。

第7 教職員の役割

- 1 災害発生時の園児・児童・生徒の安全の確保
- 2 区民避難所（地域防災拠点）の運営に関する支援
- 3 平常時における避難訓練等への参加

第8 非常勤職員の役割

災害発生時、災害対応が必要とされる職場を指定するとともに、当該の非常勤職員を災害対策要員として位置付けます。

また、非常勤職員への指示・命令は、各所属長が責任を持って行います。

該当部分	風水害編第3部第1章第3節 港区の水防態勢
機関名	港区（土木課、防災課）

修正案	現 行
<p>第3節 港区の水防態勢</p> <p>第1 目的</p> <p>区は、「水防法」の規定により「水防管理団体」として、洪水または高潮¹等に際し、管内各河川等の水害を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減する（「水防法」第1～第3条）とともに、大雨による道路等の冠水等に対する警戒及び応急措置を講じ、もって区民の安全を保持しなければなりません。</p> <p>この目的のために、管内各河川、道路等に対する活動が十分に行われるように、その態勢と活動を定めます。</p> <p style="text-align: center;">（風水害資料編 水1-1 水防法 参照）</p> <p>¹ 高潮：台風等の襲来により海水面が著しく高くなる現象をいいます。</p> <p>第2 水害応急対策会議の設置及び廃止</p> <p>水害応急対策会議の設置及び廃止の時期は、次のとおりとします。</p> <p>1 防災危機管理室長（水防本部長）は、次の場合水害応急対策会議の設置を区長に要請します。</p> <p>（1）水害が発生し、又は発生が予測され、港区水防本部のみでは対応できないと認められる場合</p> <p>（2）水害発生後に避難所開設等の対応措置が必要と認められる場合</p> <p>2 議長は、次の場合水防本部を廃止します。</p> <p>（1）区の地域において、災害が発生するおそれなくなったと認められたとき又は応急対策の措置が完了したと認められたとき。</p> <p>（2）港区災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>第3 水害応急対策会議及び業務分担</p> <p>1 水害応急対策会議の組織</p> <p>（1）防災危機管理室（防災課）は、区民からの通報や要請等の収集受付、消防署や警察署等関係防災機関と連絡した情報の収集、収集・集約した被害情報等を的確、迅速に関係部所への伝達をする。</p> <p>（2）街づくり支援部は、区民からの通報や要請等の収集受付し、情報等を受けた場合は、直ちに防災危機管理室長(防災課)に報告する。また、応急復旧対策のため必要と認める場合は、応急対策会議の決定に従い民間の協力機関に応援を依頼し、協力機関に応援を依頼した場合は、防災危機管理室長(防災課)に報告する。</p> <p>がけ崩れ等により、区民の生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき、応急対策会議の決定により、区民に対し避難の誘導をするものとし、その結果を速やかに防災危機管理室長(防災課)と総合支所長(管理課)及び保健福祉支援部長(保健福祉課)に報告する。</p> <p>土木施設等の被害状況や民有地等のがけ崩れの被害状況を調査する。</p> <p>（3）各地区総合支所管理課は、区民からの通報や要請等の収集受付し、情報等を受けた場合は、直ちに防災危機管理室長(防災課)に報告する。避難所の開設を決定した場合は、速やかに街づくり支援部長及び</p>	<p>第3節 港区の水防態勢</p> <p>第1 目的</p> <p>区は、「水防法」の規定により「水防管理団体」として、洪水または高潮¹等に際し、管内各河川等の水害を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減する（「水防法」第1～第3条）とともに、大雨による道路等の冠水等に対する警戒及び応急措置を講じ、もって区民の安全を保持しなければなりません。</p> <p>この目的のために、管内各河川、道路等に対する活動が十分に行われるように、その態勢と活動を定めます。</p> <p style="text-align: center;">（風水害資料編 水1-1 水防法 参照）</p> <p>¹ 高潮：台風等の襲来により海水面が著しく高くなる現象をいいます。</p>

防災危機管理室長(防災課)に報告する。また、浸水等の被害を受けた区民等から消毒の要望を受け、消毒の必要を認めるときは、応急対策会議の決定により、みなと保健所長(生活衛生課)に消毒の実施を依頼する。

- (4) 各地区総合支所協働推進課総合支所長(協働推進課)は、街づくり支援部長から避難所開設の要請があった場合、応急対策会議の決定により、避難所を決定し、開設し、運営する。被災家屋等の被害状況を調査する。港区災害見舞金支給要綱(昭和46年4月1日決裁)に基づく各種見舞金を支給し、その結果を防災危機管理室長(防災課)に報告する
- (5) 保健福祉支援部長(高齢者支援課、障害者福祉課)は、街づくり支援部長から避難所開設の要請があった場合、応急対策会議の決定により、避難所を決定し、開設し、運営する。
- (6) みなと保健所長(生活衛生課)は、総合支所長(管理課)からの依頼に基づき消毒を実施し、その結果を防災危機管理室長(防災課)に報告する。
- (7) 各部長は、所管施設の被害状況を調査し、調査の結果を防災危機管理室長(防災課)に報告する。

第4 態勢の発令基準

種類	発令基準
連絡態勢	気象情報により「大雨又は洪水注意報」等が発令され、かつ、港区の地域に被害の発生が予測される場合
準備態勢	地域的に床上、床下浸水やがけ崩れ等の災害が発生し、又は、発生が予想され、水防本部では対応できないと予測される場合
出動態勢	水防本部では、対応できないと認められる場合

第5 水防本部の設置及び廃止

水防本部の設置及び廃止の時期は、次のとおりとします。

- 1 防災危機管理室長(水防本部長)は、次の場合水防本部を設置します。
 - (1) 水防警報(国土交通大臣若しくは東京都知事が「水防法」第16条第1項の規定に基づき、予め指定した河川・海岸等に洪水または高潮によって災害が起こるおそれがある時、水防管理団体及び水防関係機関に対して水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。)が発せられたとき。
 - (2) 大雨・洪水・高潮及び津波のいずれかの警報が発せられたとき。ただし、気象状況等により、その必要がないと認められるときは、この限りではありません。
 - (3) 台風の接近又は上陸が予想される場合、区民が自主的に避難するための「自主避難施設」を開設する必要があると認められたとき。
 - (4) 渋谷川・古川洪水予報が発せられたとき。
 - (5) 荒川洪水予報が発せられたとき。
 - (6) その他、水防本部長が出水または道路冠水等が発生するおそれがあると認められたとき。
- 2 水防本部長は、次の場合水防本部を廃止します。
 - (1) 洪水または高潮等のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認められるとき。
 - (2) 港区災害対策本部が設置されたとき。

第6 水防組織及び業務分担

- 1 水防本部の組織
 - (1) 防災危機管理室(防災課)は、区民の避難に関する情報の収集や提供を行います。

第2 水防本部の設置及び廃止

水防本部の設置及び廃止の時期は、次のとおりとします。

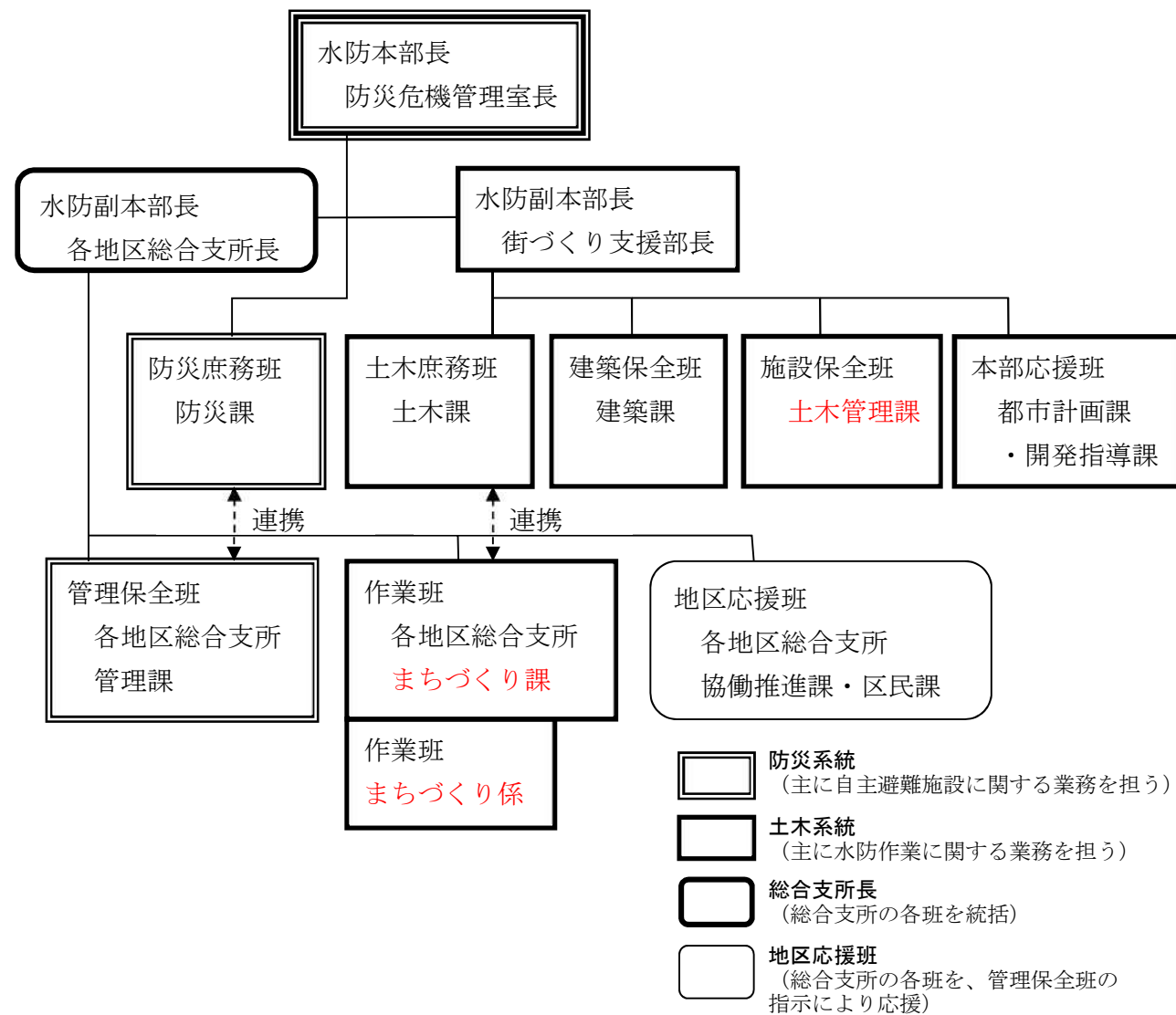
- 1 防災危機管理室長(水防本部長)は、次の場合水防本部を設置します。
 - (1) 水防警報(国土交通大臣若しくは東京都知事が「水防法」第16条第1項の規定に基づき、予め指定した河川・海岸等に洪水または高潮によって災害が起こるおそれがある時、水防管理団体及び水防関係機関に対して水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。)が発せられたとき。
 - (2) 大雨・洪水・高潮及び津波のいずれかの警報が発せられたとき。ただし、気象状況等により、その必要がないと認められるときは、この限りではありません。
 - (3) 台風の接近又は上陸が予想される場合、区民が自主的に避難するための「自主避難施設」を開設する必要があると認められたとき。
 - (4) 渋谷川・古川洪水予報が発せられたとき。
 - (5) 荒川洪水予報が発せられたとき。
 - (6) その他、水防本部長が出水または道路冠水等が発生するおそれがあると認められたとき。
- 2 水防本部長は、次の場合水防本部を廃止します。
 - (1) 洪水または高潮等のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認められるとき。
 - (2) 港区災害対策本部が設置されたとき。

第3 水防組織及び業務分担

- 1 水防本部の組織

- (2) 街づくり支援部及び各地区総合支所まちづくり担当（土木係）は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報の収集を行います。
- (3) 各地区総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設や運営、また、各地区総合支所内の態勢の取りまとめを行います。
- (4) 各地区総合支所協働推進課及び区民課は、状況により管理課及びまちづくり担当（土木係）の応援を行います。

水防本部組織図



※注1：副本部長（各地区総合支所長）は、本部長を補佐し、各総合支所において直接指揮を執ります。
 ※注2：水防本部長（防災危機管理室長）が不在のときは水防副本部長（街づくり支援部長）が、2名とも不在のときは防災庶務班長（防災課長）が指揮を執り、各地区の水防副本部長（各地区総合支所長）が不在のときは管理保全班長（管理課長）が指揮を執ります。

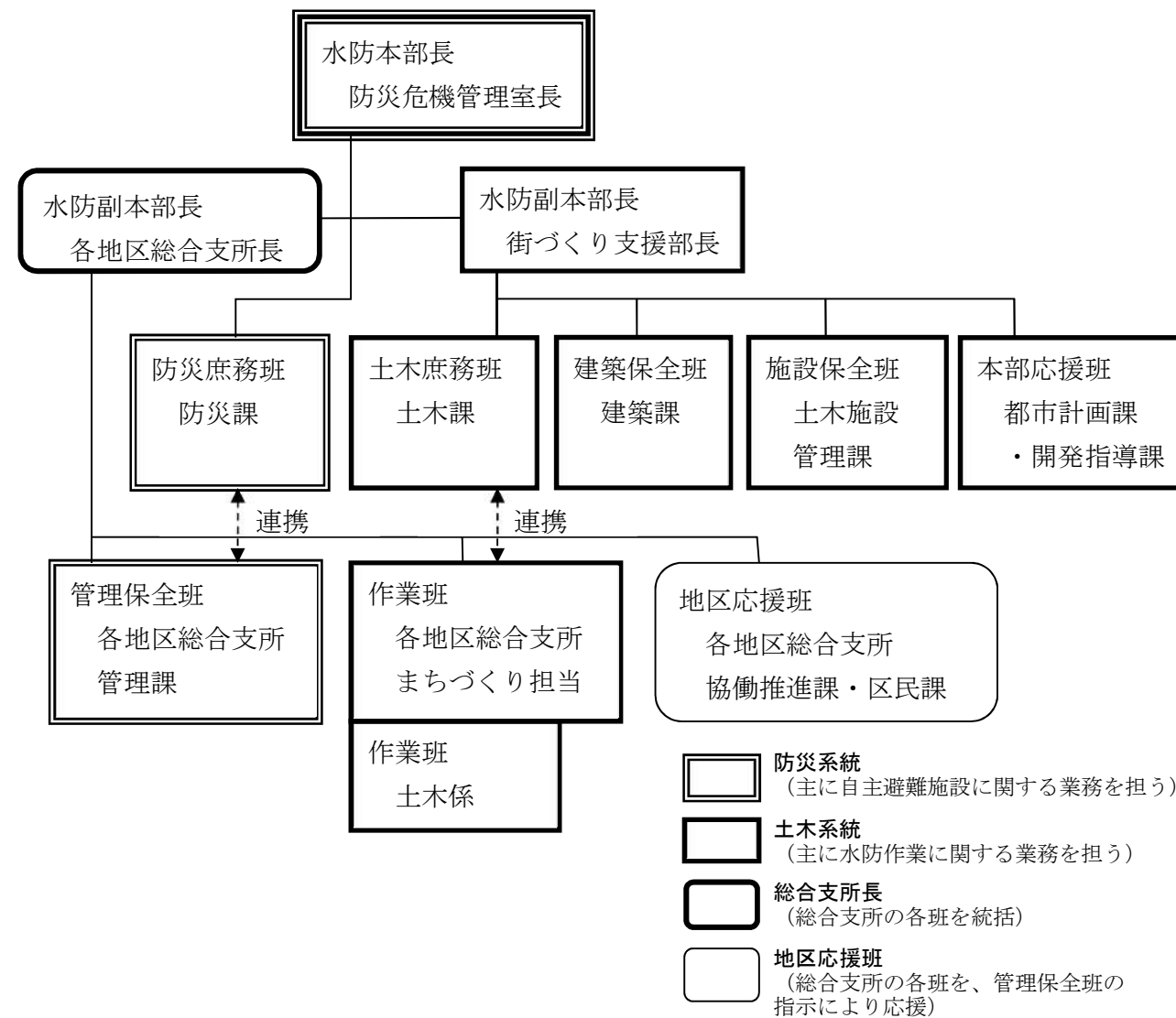
図3-1-1 水防本部組織図

2 各班の業務

(1) 防災庶務班（防災課）

- (1) 防災危機管理室（防災課）は、区民の避難に関する情報の収集や提供を行います。
- (2) 街づくり支援部及び各地区総合支所まちづくり担当（土木係）は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報の収集を行います。
- (3) 各地区総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設や運営、また、各地区総合支所内の態勢の取りまとめを行います。
- (4) 各地区総合支所協働推進課及び区民課は、状況により管理課及びまちづくり担当（土木係）の応援を行います。

水防本部組織図



※注1：副本部長（各地区総合支所長）は、本部長を補佐し、各総合支所において直接指揮を執ります。
 ※注2：水防本部長（防災危機管理室長）が不在のときは水防副本部長（街づくり支援部長）が、2名とも不在のときは防災庶務班長（防災課長）が指揮を執り、各地区の水防副本部長（各地区総合支所長）が不在のときは管理保全班長（管理課長）が指揮を執ります。

図3-1-1 水防本部組織図

2 各班の業務

(1) 防災庶務班（防災課）

<ul style="list-style-type: none"> ①気象、雨量、水位及び被害状況等の情報の収集、各班への連絡並びに周知 ②区民等への警報情報等の提供 ③配置人員及び車両の掌握及び調整、指示 ④関係機関（警察署、消防署、報道機関等）との情報連絡及び調整 ⑤無線及び有線電話対応に関すること ⑥賃金、水防費用の予算及び決算 ⑦水防記録の整理 ⑧民間水防協力団体との連絡及び調整 ⑨水防法に関する業務 ⑩その他、他班に属さないこと 	
(2) 土木庶務班（土木課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①各地区総合支所への人員の連絡 ②関係機関（国道・都道・河川及び下水道管理者等）との情報連絡及び調整 ③街づくり支援部内の態勢の調整指示 ④所管工事現場の警戒巡視及び指示 	
(3) 建築保全班（建築課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①がけ等の警戒巡視 	
(4) 施設保全班（土木管理課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①占使用の工事に対する情報連絡及び指示 	
(5) 本部応援班（都市計画課、開発指導課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①土木庶務班からの指示により、状況に応じて土木庶務班、建築保全班及び施設保全班を応援。 	
(6) 管理保全班（各地区総合支所・管理課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①総合支所内の調整 ②自主避難施設の開設及び運営 	
(7) 作業班（各地区総合支所・まちづくり課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①水防資器材（土のう、スコップ等）の点検、購入及び輸送 ②水防資器材の貸出し ③危険箇所及び管内の警戒巡視 ④所管排水機場の巡回、点検及び操作 ⑤古川支流水門操作の指示 ⑥河川及び海岸の監視 ⑦道路の通行禁止及び制限（「道路法」第46条関係） ⑧被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置 ⑨所管工事現場の警戒巡視及び指示 ⑩避難誘導に関すること ⑪その他陳情対応 ⑫上記項目について、所管内における関係機関との情報連絡及び対応 ⑬上記各項目についての情報の収集並びに記録及び庶務班への報告 	
(8) 地区応援班（各地区総合支所・協働推進課、区民課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①管理保全班からの指示により、状況に応じて作業班及び管理保全班を応援 	

<ul style="list-style-type: none"> ①気象、雨量、水位及び被害状況等の情報の収集、各班への連絡並びに周知 ②区民等への警報情報等の提供 ③配置人員及び車両の掌握及び調整、指示 ④関係機関（警察署、消防署、報道機関等）との情報連絡及び調整 ⑤無線及び有線電話対応に関すること ⑥賃金、水防費用の予算及び決算 ⑦水防記録の整理 ⑧民間水防協力団体との連絡及び調整 ⑨水防法に関する業務 ⑩その他、他班に属さないこと 	
(2) 土木庶務班（土木課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①各地区総合支所への人員の連絡 ②関係機関（国道・都道・河川及び下水道管理者等）との情報連絡及び調整 ③街づくり支援部内の態勢の調整指示 ④所管工事現場の警戒巡視及び指示 	
(3) 建築保全班（建築課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①がけ等の警戒巡視 	
(4) 施設保全班（土木施設管理課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①占使用の工事に対する情報連絡及び指示 	
(5) 本部応援班（都市計画課、開発指導課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①土木庶務班からの指示により、状況に応じて土木庶務班、建築保全班及び施設保全班を応援。 	
(6) 管理保全班（各地区総合支所・管理課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①総合支所内の調整 ②自主避難施設の開設及び運営 	
(7) 作業班（各地区総合支所・まちづくり担当）	
<ul style="list-style-type: none"> ①水防資器材（土のう、スコップ等）の点検、購入及び輸送 ②水防資器材の貸出し ③危険箇所及び管内の警戒巡視 ④所管排水機場の巡回、点検及び操作 ⑤古川支流水門操作の指示 ⑥河川及び海岸の監視 ⑦道路の通行禁止及び制限（「道路法」第46条関係） ⑧被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置 ⑨所管工事現場の警戒巡視及び指示 ⑩避難誘導に関すること ⑪その他陳情対応 ⑫上記項目について、所管内における関係機関との情報連絡及び対応 ⑬上記各項目についての情報の収集並びに記録及び庶務班への報告 	
(8) 地区応援班（各地区総合支所・協働推進課、区民課）	
<ul style="list-style-type: none"> ①管理保全班からの指示により、状況に応じて作業班及び管理保全班を応援 	

第4 区職員の初動態勢

気象情報や関係機関及び予報業務許可事業者等の助言により、区職員（水防要員）は状況に応じた態勢をとることとします。

表3-1-2 水防態勢の基準及び内容

種 類		基 準 及 び 内 容
情 報 確 認 態 勢		各水防要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への移行の準備をする態勢。
情 報 連 絡 態 勢		気象情報の注意報が発せられ、態勢の必要性を認めたとき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢。
警 戒 配 備 態 勢		気象情報の注意報又は警報が発令中であっても、水防活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒等を行える態勢。
水防本部	第1次非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生する恐れがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第2次非常配備態勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第3次非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。全員で対応できる態勢。

第4 区職員の初動態勢

気象情報や関係機関及び予報業務許可事業者等の助言により、区職員（水防要員）は状況に応じた態勢をとることとします。

表3-1-2 水防態勢の基準及び内容

種 類		基 準 及 び 内 容
情 報 確 認 態 勢		各水防要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への移行の準備をする態勢。
情 報 連 絡 態 勢		気象情報の注意報が発せられ、態勢の必要性を認めたとき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢。
警 戒 配 備 態 勢		気象情報の注意報又は警報が発令中であっても、水防活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒等を行える態勢。
水防本部	第1次非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生する恐れがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第2次非常配備態勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第3次非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき。全員で対応できる態勢。

該当部分	風水害編第3部第1章第6節 防災関係機関の活動態勢
機関名	東京電力パワーグリッド株式会社

修正案	現 行
<p>第6節 防災関係機関の活動態勢</p> <p>第1 警察署の活動態勢 風水害時は、第3部第8章第1節に定める警備態勢に基づき活動します。</p> <p>第2 消防署の活動態勢 風水害時は、第3部第7章第1節に定める態勢に基づき活動します。</p> <p>第3 東京都第一建設事務所の活動態勢</p> <p>1 所の水防組織</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図3-1-3 水防組織態勢 (震災資料編 震3-1-3 都建設局の業務分担表 参照)</p> <p>2 所の活動区域 港区、千代田区、中央区です。</p> <p>3 業務班と業務内容</p> <p>(1) 所長 総括指揮</p> <p>(2) 庶務班</p> <p>①各班の連絡調整に関すること</p> <p>②水防資器材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること</p> <p>③各班に属さないこと</p> <p>(3) 情報連絡班</p> <p>①水防管理団体及び防災関係機関との情報連絡に関すること</p> <p>②雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料の収集、整理に関すること</p> <p>③土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること</p> <p>④気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること</p> <p>(4) 技術班</p> <p>①水防作業の技術援助及び指導に関すること</p> <p>②水防実施状況の調査及び報告に関すること</p> <p>③所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること</p>	<p>第6節 防災関係機関の活動態勢</p> <p>第1 警察署の活動態勢 風水害時は、第3部第8章第1節に定める警備態勢に基づき活動します。</p> <p>第2 消防署の活動態勢 風水害時は、第3部第7章第1節に定める態勢に基づき活動します。</p> <p>第3 東京都第一建設事務所の活動態勢</p> <p>1 所の水防組織</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図3-1-3 水防組織態勢 (震災資料編 震3-1-3 都建設局の業務分担表 参照)</p> <p>2 所の活動区域 港区、千代田区、中央区です。</p> <p>3 業務班と業務内容</p> <p>(1) 所長 総括指揮</p> <p>(2) 庶務班</p> <p>①各班の連絡調整に関すること</p> <p>②水防資器材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること</p> <p>③各班に属さないこと</p> <p>(3) 情報連絡班</p> <p>①水防管理団体及び防災関係機関との情報連絡に関すること</p> <p>②雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料の収集、整理に関すること</p> <p>③土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること</p> <p>④気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること</p> <p>(4) 技術班</p> <p>①水防作業の技術援助及び指導に関すること</p> <p>②水防実施状況の調査及び報告に関すること</p> <p>③所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること</p>

- ④公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事
- ⑤がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関する事
- ⑥危険箇所の警戒巡視に関する事
- ⑦雨量、水位、潮位等の観測に関する事
- ⑧工区班応援に関する事
- ⑨占有企業者への指示、連絡に関する事
- ⑩排水ポンプ車の操作応援に関する事

(5) 工務班

- ①水防資器材の受払の調整に関する事
- ②水防資器材の配分、輸送計画に関する事

(6) 工区班

- ①雨量、水位、潮位等の観測に関する事
- ②所管工事現場等の警戒巡視に関する事
- ③水防作業の技術援助及び指導に関する事
- ④公共土木施設の被害状況調査に関する事
- ⑤がけ崩れの被害状況調査に関する事
- ⑥危険箇所の警戒巡視に関する事

- ④公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事
- ⑤がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関する事
- ⑥危険箇所の警戒巡視に関する事
- ⑦雨量、水位、潮位等の観測に関する事
- ⑧工区班応援に関する事
- ⑨占有企業者への指示、連絡に関する事
- ⑩排水ポンプ車の操作応援に関する事

(5) 工務班

- ①水防資器材の受払の調整に関する事
- ②水防資器材の配分、輸送計画に関する事

(6) 工区班

- ①雨量、水位、潮位等の観測に関する事
- ②所管工事現場等の警戒巡視に関する事
- ③水防作業の技術援助及び指導に関する事
- ④公共土木施設の被害状況調査に関する事
- ⑤がけ崩れの被害状況調査に関する事
- ⑥危険箇所の警戒巡視に関する事

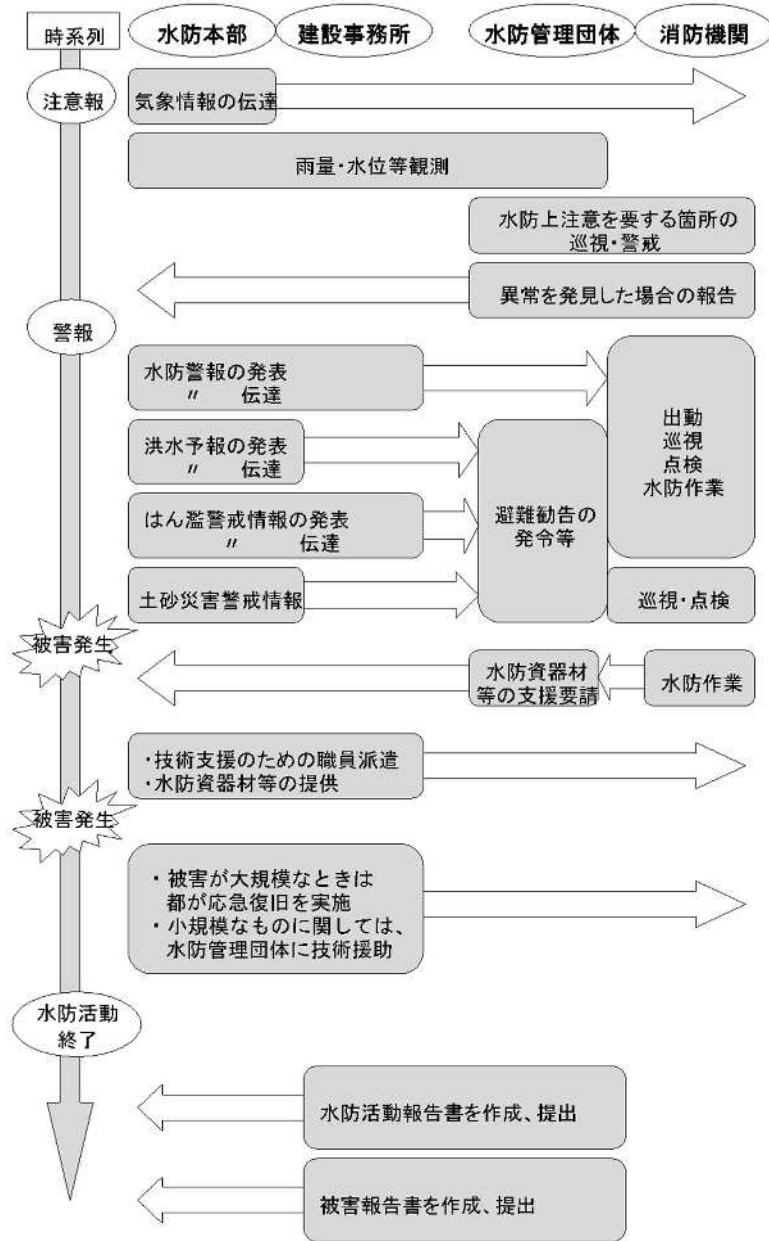


図3-1-4 第一建設事務所の水防活動

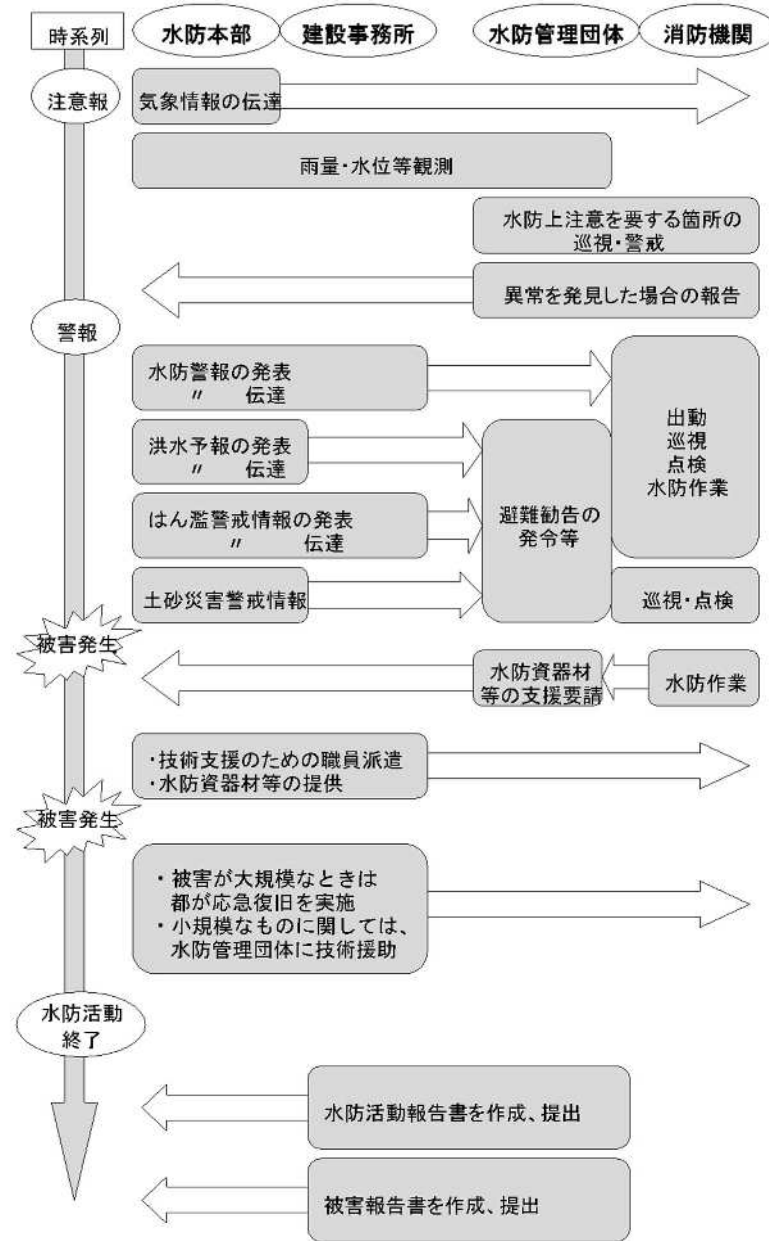


図3-1-4 第一建設事務所の水防活動

第4 都港湾局の活動態勢

- 1 都港湾局は、次の態勢により水防活動を行います。
- 2 東京港建設事務所の警戒態勢と施設の操作について（「東京港海岸保全施設操作規程」から抜粋）

第二章 警戒態勢等

第三条 所長は次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

- 一 気象庁が津波または高潮のいずれかの警報を発したとき
- 二 気象庁が波浪または高潮のいずれかの注意報を発したときで所長が必要と認めるとき
- 三 国土交通大臣または知事が水防警報を発したとき（洪水のみのときを除く）
- 四 東京都水防本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く）
- 五 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く）
- 六 東海地震に係る注意情報が発表されたとき

第4 都港湾局の活動態勢

- 1 都港湾局は、次の態勢により水防活動を行います。
- 2 東京港建設事務所の警戒態勢と施設の操作について（「東京港海岸保全施設操作規程」から抜粋）

第二章 警戒態勢等

第三条 所長は次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

- 一 気象庁が津波または高潮のいずれかの警報を発したとき
- 二 気象庁が波浪または高潮のいずれかの注意報を発したときで所長が必要と認めるとき
- 三 国土交通大臣または知事が水防警報を発したとき（洪水のみのときを除く）
- 四 東京都水防本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く）
- 五 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く）
- 六 東海地震に係る注意情報が発表されたとき

七 前各号のほか、所長が特に必要と認めるとき

第三章 施設の操作等

第七条 所長は警戒態勢時（第三条第六号に掲げる場合を除く。以下同じ。）及び準警戒態勢時にあっては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

第5 都水道局の活動態勢

1 活動方針

都水道局中央支所は、水道施設等の復旧活動を行います。また、港区災害対策本部長より要請を受け、必要があると認められた場合、港営業所は都水道局給水対策本部の指示に基づき応急給水活動を行います。

2 活動態勢

風水害資料編のとおりです。

（風水害資料編 水3-3 都水道局の活動態勢 参照）

第6 都下水道局の活動態勢

下水道局中部下水道事務所・港出張所は、下水道施設の被害状況を把握するとともに、復旧活動を行います。

下水道局芝浦水再生センターは、施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、施設の巡視点検の強化及び整備を行います。

1 活動態勢

災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合、東京都災害対策本部の指示に基づき、風水害資料編に掲げる態勢をとります。

（風水害資料編 水3-4 都下水道局の活動態勢 参照）

第7 都交通局の活動態勢（東京都交通局、五反田・新橋・日比谷駅務区）

港区内各駅は、駅ごとに非常配備態勢をとり災害救助隊を編成し、防災、消火、連絡、避難誘導が確実に実施できる係員を配備します。

（風水害資料編 水3-5 都交通局の活動態勢 参照）

第8 日本郵便株式会社の活動態勢

災害発生時の活動組織は、「日本郵便株式会社防災業務計画」の定めるところにより対策本部を設置する等、被災の状況に応じて必要な措置を講じます。

第9 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の活動態勢

1 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）

（1）本社及び支社、その他の出先機関に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努めます。

（2）災害現場に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告応援の要請等の対応に当たります。

2 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）

線路及び電気設備等に被害が予想される場合は、その規模に応じた社員の警備体制を発動するとともに、被害が発生した場合は、被害の程度により事故現場に事故復旧本部を、新幹線鉄道事業本部内に事故

七 前各号のほか、所長が特に必要と認めるとき

第三章 施設の操作等

第七条 所長は警戒態勢時（第三条第六号に掲げる場合を除く。以下同じ。）及び準警戒態勢時にあっては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

第5 都水道局の活動態勢

1 活動方針

都水道局中央支所は、水道施設等の復旧活動を行います。また、港区災害対策本部長より要請を受け、必要があると認められた場合、港営業所は都水道局給水対策本部の指示に基づき応急給水活動を行います。

2 活動態勢

風水害資料編のとおりです。

（風水害資料編 水3-3 都水道局の活動態勢 参照）

第6 都下水道局の活動態勢

下水道局中部下水道事務所・港出張所は、下水道施設の被害状況を把握するとともに、復旧活動を行います。

下水道局芝浦水再生センターは、施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、施設の巡視点検の強化及び整備を行います。

1 活動態勢

災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合、東京都災害対策本部の指示に基づき、風水害資料編に掲げる態勢をとります。

（風水害資料編 水3-4 都下水道局の活動態勢 参照）

第7 都交通局の活動態勢（東京都交通局、五反田・新橋・日比谷駅務区）

港区内各駅は、駅ごとに非常配備態勢をとり災害救助隊を編成し、防災、消火、連絡、避難誘導が確実に実施できる係員を配備します。

（風水害資料編 水3-5 都交通局の活動態勢 参照）

第8 日本郵便株式会社の活動態勢

災害発生時の活動組織は、「日本郵便株式会社防災業務計画」の定めるところにより対策本部を設置する等、被災の状況に応じて必要な措置を講じます。

第9 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の活動態勢

1 東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）

（1）本社及び支社、その他の出先機関に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努めます。

（2）災害現場に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告応援の要請等の対応に当たります。

2 東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）

線路及び電気設備等に被害が予想される場合は、その規模に応じた社員の警備体制を発動するとともに、被害が発生した場合は、被害の程度により事故現場に事故復旧本部を、新幹線鉄道事業本部内に事故

対策本部を設置します。

第10 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）の活動態勢

1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、状況に応じて次の非常態勢を組織します。

表3-1-4 非常態勢区分

区分	情勢
第1非常態勢に準ずる体制 (準第1非常態勢)	○災害の発生確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合
第1非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合 ○電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合
第2非常態勢	○大規模な災害が発生した場合 ○大規模な災害の発生が予想される場合 ○電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
第3非常態勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照)

第11 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の活動態勢

1 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部またはこれに準ずる機関を設置する。災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行います。

2 社員の動員計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定めます。

- (1) 社員の非常配置
- (2) 社員の非常招集方法
- (3) 初動時の駆けつけ要員の確保
- (4) グループ各社間相互の応援要請方法

3 情報連絡

災害の発生または発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたります。

第12 東京ガス株式会社（東京ガス）

対策本部を設置します。

第10 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）の活動態勢

1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、状況に応じて次の非常態勢を組織します。

表3-1-4 非常態勢区分

区分	情勢
第1非常態勢に準ずる体制 (準第1非常態勢)	○災害の発生確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合
第1非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合
第2非常態勢	○大規模な災害の発生が予想される場合 ○大規模な災害が発生した場合（電気事故による広範囲停電を含む） ○洞道内火災が発生した場合
第3非常態勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○警戒宣言が発せられた場合

(震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照)

第11 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の活動態勢

1 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部またはこれに準ずる機関を設置する。災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行います。

2 社員の動員計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定めます。

- (1) 社員の非常配置
- (2) 社員の非常招集方法
- (3) 初動時の駆けつけ要員の確保
- (4) グループ各社間相互の応援要請方法

3 情報連絡

災害の発生または発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたります。

第12 東京ガス株式会社（東京ガス）

供給区域内で風水害の発生により、供給制限を伴う場合、中低圧の大規模な面的供給支障が発生した場合、事業運営に大きな影響を及ぼす事態が発生または予想される場合は、対策本部及び各支部を設置します。

(震災資料編 震3-1-9 東京ガス株式会社の活動体制 参照)

第13 首都高速道路株式会社(首都高速道路)東京西局の活動態勢

災害または交通障害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制または非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役員及び社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講じます。

(震災資料編 震3-1-10 首都高速道路株式会社 現地対策本部の組織及び所掌事務分掌 参照)

第14 東京地下鉄株式会社(東京メトロ)の活動態勢

災害の発生またはそのおそれのある場合、事故・災害等対策規定に基づき非常体制を発令し、本社社屋内に対策本部を設置します。第1種非常体制または第2種非常体制に該当する災害が発生した場合は、災害の発生場所に、直ちに現地対策本部を設置します。

第15 東京モノレール株式会社(東京モノレール)の活動態勢

暴風時、大雨、大雪等により、列車運転の支障及び鉄道施設、車両の被害発生が予想されるときは、被害発生の防止及び早期復旧を図るため、鉄道防災心得に基づき防災体制をとります。

第16 京浜急行電鉄株式会社(京急電鉄)の活動態勢

被害が広範囲にわたり、またはその他異常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、総合司令所内、若しくは状況に応じて本社内に、対策本部または警戒本部を設置します。また、情勢に応じて、現地指揮所を設置します。

第17 東京国道事務所の活動態勢

風水害資料編のとおりです。

(風水害資料編 水3-6 東京国道事務所の活動態勢 参照)

第18 株式会社ゆりかもめ(ゆりかもめ)の活動態勢

災害が発生した場合は、事故復旧本部を設置し、災害が継続または拡大するおそれがあり輸送に著しい影響を及ぼすと認められる場合は、事故・災害対策本部を設置します。

1 非常事態対策本部の設置

風水害等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。

2 災害時の体制

表3-1-5 災害時の体制

体制	内容
第一次非常事態対策体制	供給停止するまたは予想される期間が24時間以内の場合
第二次非常事態対策体制	供給停止するまたは予想される期間が24時間以上の場合

(震災資料編 震3-1-9 東京ガス株式会社の活動体制 参照)

第13 首都高速道路株式会社(首都高速道路)東京西局の活動態勢

災害または交通障害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制または非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役員及び社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講じます。

(震災資料編 震3-1-10 首都高速道路株式会社 現地対策本部の組織及び所掌事務分掌 参照)

第14 東京地下鉄株式会社(東京メトロ)の活動態勢

災害の発生またはそのおそれのある場合、事故・災害等対策規定に基づき非常体制を発令し、本社社屋内に対策本部を設置します。第1種非常体制または第2種非常体制に該当する災害が発生した場合は、災害の発生場所に、直ちに現地対策本部を設置します。

第15 東京モノレール株式会社(東京モノレール)の活動態勢

暴風時、大雨、大雪等により、列車運転の支障及び鉄道施設、車両の被害発生が予想されるときは、被害発生の防止及び早期復旧を図るため、鉄道防災心得に基づき防災体制をとります。

第16 京浜急行電鉄株式会社(京急電鉄)の活動態勢

被害が広範囲にわたり、またはその他異常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、総合司令所内、若しくは状況に応じて本社内に、対策本部または警戒本部を設置します。また、情勢に応じて、現地指揮所を設置します。

第17 東京国道事務所の活動態勢

風水害資料編のとおりです。

(風水害資料編 水3-6 東京国道事務所の活動態勢 参照)

第18 株式会社ゆりかもめ(ゆりかもめ)の活動態勢

災害が発生した場合は、事故復旧本部を設置し、災害が継続または拡大するおそれがあり輸送に著しい影響を及ぼすと認められる場合は、事故・災害対策本部を設置します。

該当部分	風水害編第3部第4章 相互協力・派遣要請
機関名	港区（防災課）

修正案

第4章 相互協力・派遣要請

災害が発生した場合、防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または業務に従って応急対策を実施しますが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期します。

特に被害が大規模な場合には、区内の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、都や被災していない他区市町村及び民間事業者等の協力を得る必要があります。

本章では、これら防災関係機関等の行う相互協力及び自衛隊災害派遣計画について必要な事項を定めます。

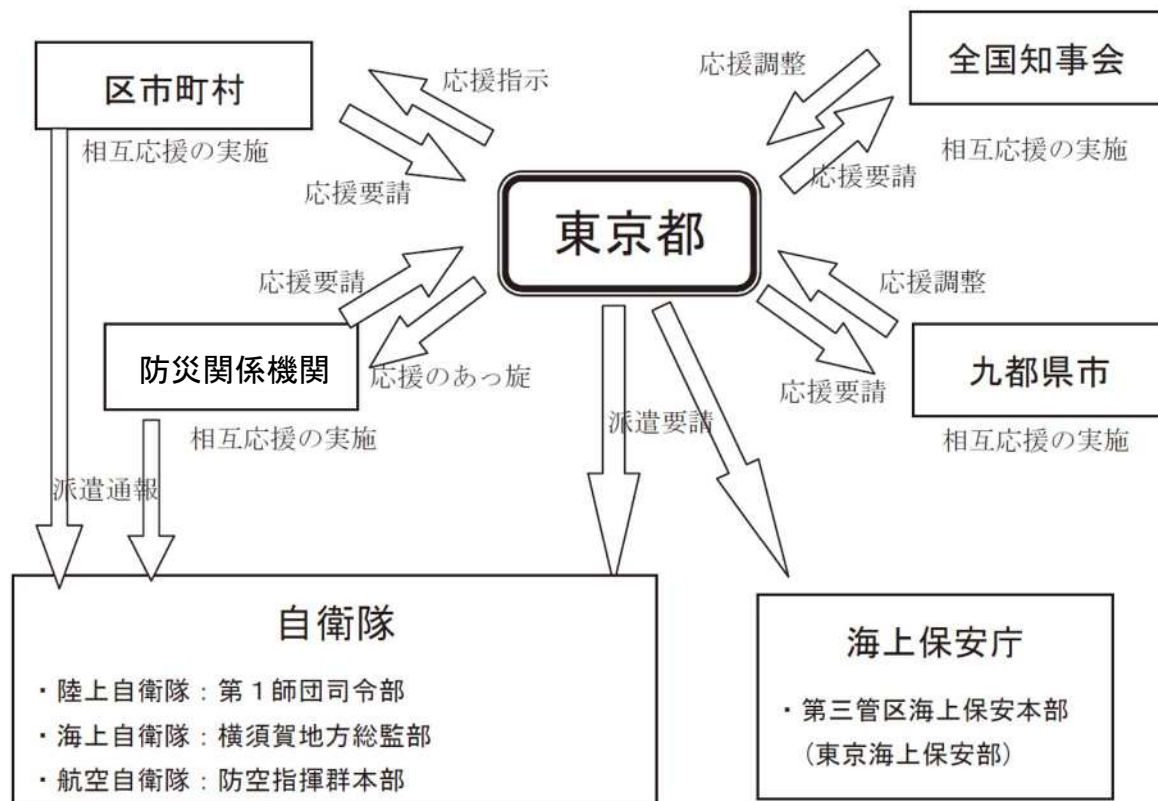


図3-4-1 応援協力・派遣要請のフロー

現行

第4章 相互協力・派遣要請

地震により災害が発生した場合、防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または業務に従って応急対策を実施しますが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策の円滑な実施を期します。

特に被害が大規模な場合には、区内の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、都や被災していない他区市町村及び民間事業者等の協力を得る必要があります。

本章では、これら防災関係機関等の行う相互協力及び自衛隊災害派遣計画について必要な事項を定めます。

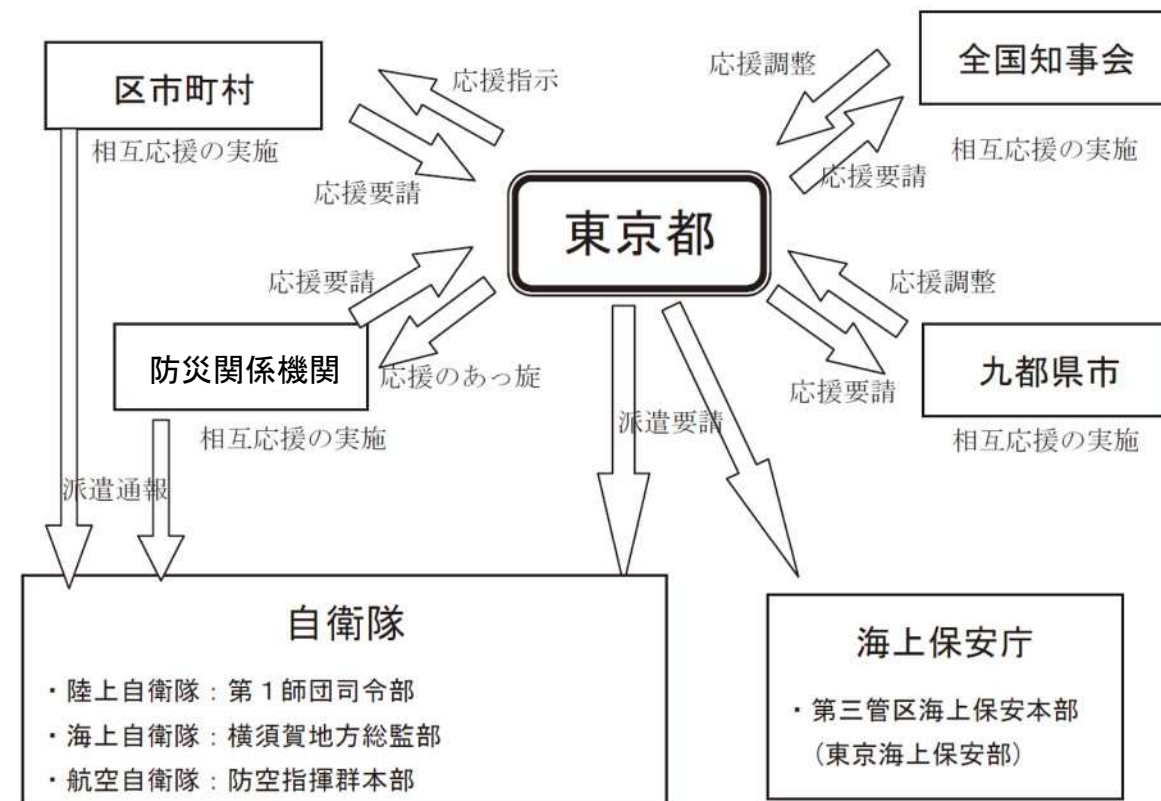


図3-4-1 応援協力・派遣要請のフロー

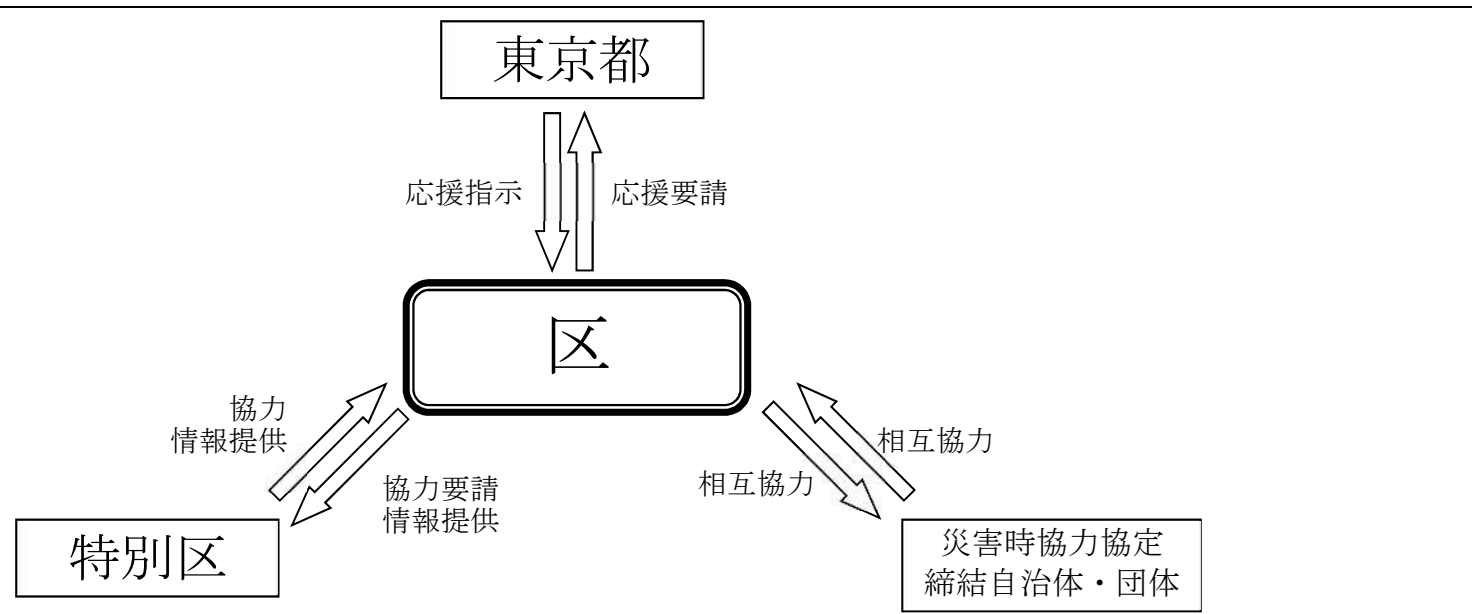


図3-4-2 区の応援協力・派遣要請のフロー

(震災資料編 震一参-10 防災関係機関との協定内容一覧表 参照)

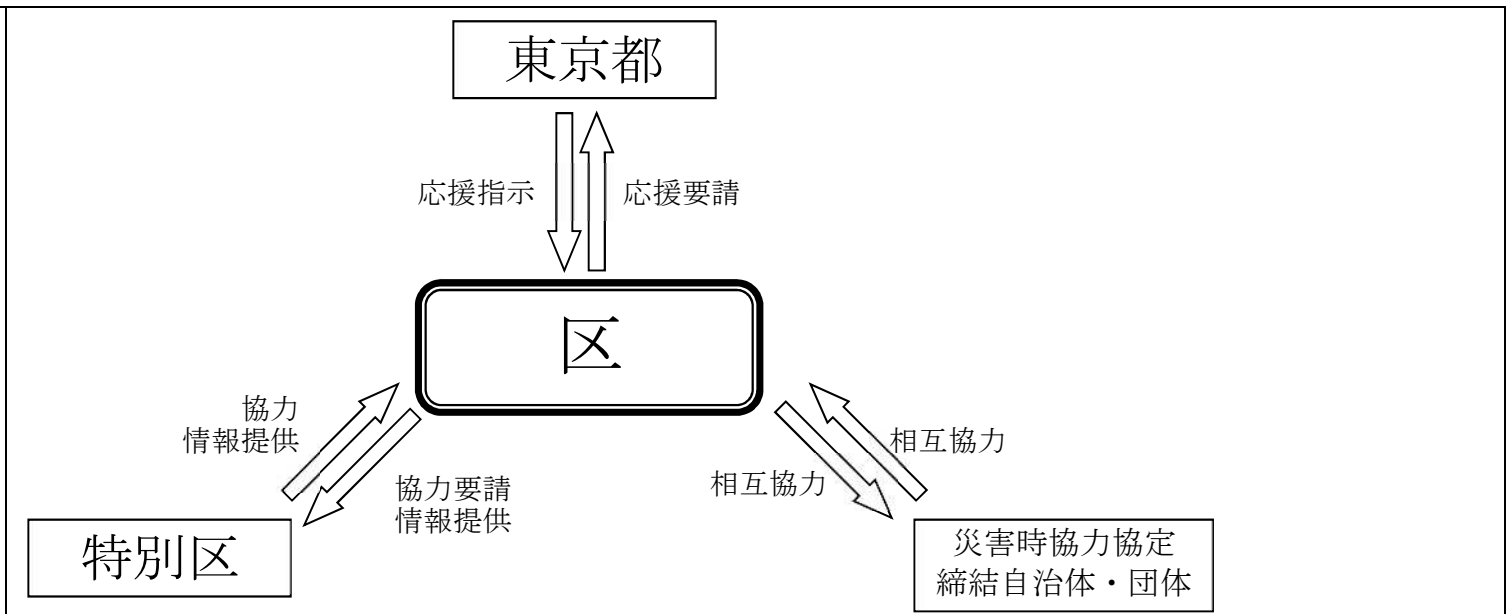


図3-4-2 区の応援協力・派遣要請のフロー

表3-4-1 災害時協定一覧

No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
1	災害時における麺類・米飯等提供に関する協定	昭和55年5月27日	東京都麺類協同組合	麺類・米飯等の供給	防災課
2	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	昭和56年4月15日	東京都石油商業組合港新宿渋谷支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	防災課
3	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	昭和59年9月28日	(社)東京都トラック協会港支部	貨物自動車の優先供給	防災課
4	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区建設業防災協議会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
5	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区管工会	大規模井戸等の修繕、区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
6	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区造園協力会	街路樹等の応急復旧、公園及び児童遊園等の応急復旧	防災課
7	災害時における消毒車の提供及び消毒作業の実施に関する協定	平成8年7月18日	(社)東京都ペストコントロール協会	消毒車の提供及び消毒作業の実施	生活衛生課
8	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年7月29日	港区電設防災協力会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
9	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)港区医師会	医療救護班による医療救護活動	保健予防課

10	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)港区芝歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
11	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)港区麻布赤坂歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
12	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)東京都薬剤師会港支部	薬剤師班による医療救護活動	保健予防課
13	災害時における応急対策業務に関する協定	平成10年3月11日	港区産業団体連合会	人員及び資機材等の提供	防災課
14	災害救助犬の出動に関する協定	平成10年4月9日	日本災害救助犬協会	災害救助犬による人命検索活動	防災課
15	災害時における港区、郵便局の協力に関する覚書	平成10年4月9日	芝郵便局、麻布郵便局赤坂郵便局、高輪郵便局	緊急連絡用車両の提供、避難場所・物資集積場所の提供、被災区民の避難先及び被災状況の情報提供	防災課
16	震災時における消火用水の使用の覚書	平成10年12月14日	永楽実業(株)	消火用水の提供(100t)	防災課
17	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年1月12日	ホテルクラ東京 高輪グランドプリンスホテル高輪 東京プリンスホテル 高輪東武ホテル第一ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
18	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	平成11年1月21日	社会福祉法人 港区社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣等の体制整備	保健福祉課
19	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年7月26日	メルパルク TOKYO	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
20	災害時における応急協力に関する覚書	平成12年7月1日	ホテルJALシティ田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
21	災害時特別法律相談事業に関する協定書	平成13年4月25日	港法曹会	災害時特別法律相談に係る弁護士の派遣	総務課
22	災害時における医薬品等の提供についての協定書	平成13年6月15日	(社)東京都薬剤師会港区支部港区社会福祉協議会	災害時に提供する医薬品の確保	保健予防課
23	災害時における災害応急・復旧活動及び通訳ボランティアの派遣等に関する協定	平成14年8月2日	港区国際交流協会	災害時における通訳ボランティアの派遣等	地域振興課
24	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定	平成15年12月1日	東京都米穀小売商業組合港支部	応急用精米の優先供給	防災課
25	災害時における食糧・資機材の提供に関する協定書	平成16年5月31日	ワールドシティタワーズ管理組合	備蓄食糧・資機材の提供 (備蓄場所：港南4丁目ワールドシティタワーズ)	防災課
26	災害時における資機材の提供に関する協定書	平成16年6月24日	品川タワーフェイス	備蓄資機材の提供 (備蓄場所：港南2丁目品川タワーフェイス)	防災課

27	災害時における応急協力に関する覚書	平成17年10月20日	ザ・プリンスパークタワー東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
28	災害時における応急対策業務に関する協定	平成18年8月28日	港土木防災協力会	落下物、倒壊建物等の除去、道路等の応急補修	防災課
29	災害時等における船舶による輸送に関する協定書	平成18年11月1日	(株)ミナモ	被災者及び救援物資等の輸送、被災状況把握の人員輸送、防災訓練の人員及び物資輸送	防災課
30	災害時における愛宕ビル防犯協力会と愛宕警察署及び芝消防署並びに港区との協力に関する協定書	平成18年11月22日	愛宕ビル防犯協力会 愛宕警察署、芝消防署	災害時のボランティア活動に関する連携協力	防災課
31	災害時における食料等提供に関する協定書	平成19年1月19日	DHC中央物流センター	備蓄食料の提供 (備蓄場所：芝浦2丁目DHC中央物流センター)	防災課
32	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月3日	ホテルモントレ赤坂	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
33	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月5日	アルビオン白金教育センター	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
34	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルサンルート新橋	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
35	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルコンソレイユ 芝・東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
36	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	芝漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
37	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	港漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
38	災害時におけるし尿収集運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、(株)ゾート 日建総業(株)、第一整備工業(株)	避難場所等のし尿収集及び指定場所への運搬・搬入	防災課
39	災害時におけるトイレ用水運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、日本ロード・メンテナンス(株) (株)ケイミックス、東京サニティオン(株) スバル興業(株)、日本ハイウェイ・サービス(株)	トイレ用水の給水、汲み上げ及び避難所等へのトイレ用水運搬	防災課
40	災害時における応急協力に関する覚書	平成20年9月19日	ホテルグレイスリー田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
41	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	平成20年11月19日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部	応急救援物資等の輸送	防災課

	42	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年11月28日	シェラトン都ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
	43	災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定	平成20年12月25日	(社)東京都自動車整備振興会中央支部	車両等障害物除去、道路啓開	防災課
	44	災害時における応急協力に関する覚書	平成21年3月4日	(学)芝浦工業大学	災害時要配慮者用の避難所確保	防災課
	45	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成21年3月10日	三田会館	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
	46	災害時における備蓄倉庫の使用に関する覚書	平成22年5月31日	芝公園フロントタワー	備蓄物資の提供	防災課
	47	災害時における浮棧橋の使用及び貨物自動車の供給に関する協定	平成22年7月30日	芝浦商店会 芝浦海岸町会・商店会 連絡協議会	渚橋浮棧橋の使用及び貨物自動車の供給	産業振興課
	48	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成22年11月19日	六本木一丁目南地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
	49	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成22年12月9日	六本木三丁目地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
	50	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	平成8年1月12日	アークヒルズ	飲料水、生活用水、消火用水の確保	防災課
			平成8年1月12日	城山ヒルズ		
			平成9年11月12日	虎ノ門37森ビル		
			平成11年12月1日	虎ノ門2丁目タワー		
		平成13年4月11日	赤坂溜池タワー			
		平成13年4月11日	アークフォレストテラス			
平成14年11月18日		愛宕グリーンヒルズ敷地内	飲料水、生活用水、消火用水の確保	防災課		
平成15年2月14日		元麻布ヒルズ敷地内				
平成15年5月23日	長谷工本社ビル					
平成16年4月1日	六本木ヒルズ森タワー					

		平成16年4月1日	六本木ヒルズレジデンス		
		平成17年2月1日	オランダヒルズ 森タワー		
		平成17年6月6日	東京汐留ビルディング		
		平成18年8月1日	赤坂ミッドタウン		
51	災害用水槽に関する協定書	平成18年4月7日	赤坂ミッドタウン	生活用水・消火用水の提供	防災課
52	避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書	平成24年1月20日	東京都理容生活衛生同業組合みなと支部	避難所における理容サービスの提供	防災課
53	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成24年6月1日	(株) 伊藤園	飲料水の提供	防災課
54	災害時における応急協力に関する覚書	平成24年7月1日	(福) 洛和福祉会 (福) 新生寿会	マンホールトイレの設置及び運営	防災課
55	災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定書	平成24年7月25日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	帰宅困難者への一時滞在施設及び物資の提供 帰宅困難者の誘導等に係る人員等の提供	防災課
56	災害時における井戸の使用に関する協定	平成24年7月25日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	生活用水、消火用水の確保	防災課
57	災害時等における一時係船施設等の提供に関する協定書	平成24年8月28日	ワールドシティタワーズ管理組合	一時係船施設の使用	防災課
58	災害時における動物救護活動に関する協定書	平成24年9月14日	(社)東京都獣医師会中央支部	救護所等における負傷動物の応急手当、被災動物の保護・管理等	生活衛生課
59	大震災時における飲料水使用協定書		区内事業所	建物受水槽の水の提供	防災課
60	災害発生時における帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定		区内事業所	帰宅困難者対策への協力	防災課
61	災害時における港区と区内警察署及び区内消防署との協力連携に関する協定	平成19年2月9日	港区内所轄6警察署 港区内所轄4消防署	災害時における協力連携	防災課
62	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	平成18年4月1日	関係25自治体	応急対策活動(人員、物資、見舞金等)	防災課
63	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	平成8年2月16日	東京23特別区	応急対策及び復旧対策等に関する相互協力及び相互支援	防災課
64	マンホールトイレ用仮設トイレの設置に関する覚書	平成18年3月31日	東京都下水道局 (中部管理事務所)	下水道マンホールへの仮設トイレの設置	防災課

	65	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成19年3月30日	東京都下水道局 (中部管理事務所)	下水道施設への避難所等のし尿への搬入及び受入れ	防災課
	66	都営住宅と港区施設との合築建物の耐震診断及び耐震改修に関する基本協定	平成20年11月13日	東京都都市整備局 (都営住宅経営部住宅整備課)	耐震診断及び耐震改修に関する費用負担等	防災課
	67	港区と福島県いわき市との災害時相互協力協定	平成25年4月23日	福島県いわき市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
	68	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成25年5月1日	サントリービバレッジサービス(株)	容器入り飲料の提供及び運搬	防災課
	69	港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定	平成26年2月6日	岐阜県郡上市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
	70	災害時における一時係船施設の提供に関する協定	平成26年3月11日	東京都港湾局	災害時における一時係船施設の提供	防災課
	71	災害時医薬品等の調達業務に関する協定	平成26年4月25日	(一社)港区薬剤師会、東邦薬品港・中央営業所、(株)スズケン中央支店、アルフレッサ(株)港支店、(株)メディセオ港支店	災害時における医薬品等の調達協力	保健予防課
	72	災害時における母子救護所の提供に関する協定	平成26年4月25日	(福)恩賜財団母子愛育会	災害時における母子救護所の提供	保健予防課
	73	災害時における応急対策業務に関する協定	平成27年11月18日	東京土建一般労働組合港支部 全建総連 東京都連 港地区協議会	災害時における応急危険度判定、住家被害認定調査の協力	防災課
	74	災害時におけるバス供給協力に関する協定	平成27年12月25日	(株)フジエクスプレス	災害時における傷病者、人員のは	保健予防課
	75	自動販売機を活用した災害時の情報発信力強化に関する協定	平成28年1月1日	コカ・コーライーストジャパン(株)	災害時における情報発信力強化のためのサインージ付き自動販売機の提供	区長室
	76	大規模災害時等における電力復旧等に関する覚書	平成28年3月15日	東京電力(株)銀座支社	災害時における停電情報の提供及び二次災害に関する注意喚起の協力	防災課
	77	災害時における応急救護活動に関する協定	平成28年7月27日	東京都柔道整復師会港支部	災害時における柔道整復師会の応急救護活動の協力	保健予防課

該当部分	風水害編第3部第5章第5節 情報連絡体制
機関名	港区（区長室、防災課）東京海上保安本部

修正案	現 行
-----	-----

第5節 情報連絡体制
第1 区の通信情報計画
1 区の役割
(1) 区民等へ災害が発生するおそれのある異常な現象について通報します。
(2) 区民等へ災害原因に関する重要な情報についての周知をします。
(3) 区民等へ避難指示等の避難に関する情報について伝達します。
2 災害時の情報連絡系統
(1) 情報連絡系統
港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統は、次のとおりです。
また、災害時の通信情報窓口は、防災関係機関の連絡責任者に統一します。
(震災資料編 震2-9-1 連絡責任者名簿 参照)

※凡 例

- ↔ 有線
- ⇔ 都多重無線（ファクシミリを含む）
- ⋯ 機関無線
- ⇄ 港区防災ラジオ
- ⇄ 防災無線放送塔を通じての放送（区固定系無線）
- ⇄ 区移動系無線
- ⇄ 防災情報メール発信

図3-5-9 港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統図

水防関係機関の所在地並びに電話番号一覧表は風水害資料編に掲げるとおりです。

第5節 情報連絡体制
第1 災害時の情報連絡系統

※凡 例

- ↔ 有線
- ⇔ 都多重無線（ファクシミリを含む）
- ⋯ 機関無線
- ⇄ 区防災ラジオ（区固定系無線）
- ⇄ 防災無線放送塔を通じての放送（区固定系無線）
- ⇄ 区移動系無線
- ⇄ 防災情報メール発信

図3-5-9 港区災害対策本部を中心とする情報連絡系統図

水防関係機関の所在地並びに電話番号一覧表は風水害資料編に掲げるとおりです。

(2) 区通信設備

区における防災行政無線設備及び配置状況は、次に掲げるとおりです。

表3-5-1 防災行政無線設備及び配置状況

所属	種別	呼出名称	設置場所
港区	港区防災行政無線「移動系」	基地局 「ぼうさいみなど」 「ぼうさいみなどだいに」 「ぼうさいもりたわー」 陸上移動局 「みなど100~921」	港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 六本木ヒルズ 1局 総合支所・保健所外 164局
	港区防災行政無線「固定系」	ぼうさいみなど ぼうさいみなどだいに	親局 港区本庁舎 1局 代替拠点 1局 無線放送塔 区内126局 戸別受信局 区内164局
東京都	東京都防災行政無線	ぼうさいみなど	港区本庁舎

3 区の情報連絡態勢

(1) 情報連絡担当部署等

区各部及び防災関係機関との個別具体的な情報連絡の担当は、次のとおりです。

- ①水防態勢時及び除雪態勢時は、街づくり支援部が、区内の情報収集を担当し、災対防災危機管理室防災課が都総務局との通信窓口となります。

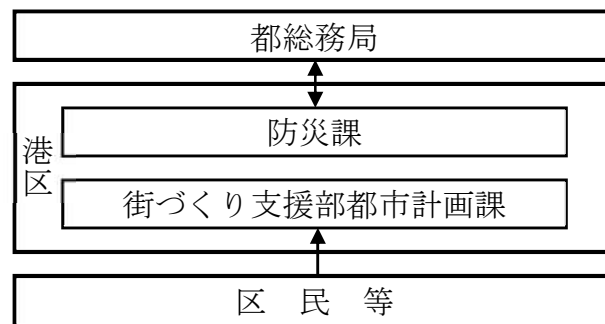


図3-5-10 情報伝達の流れ

第2 区の情報連絡態勢

1 区役割

- (1) 区民等へ災害が発生するおそれのある異常な現象について通報します。
- (2) 区民等へ災害原因に関する重要な情報についての周知をします。

2 情報連絡担当部署等

区各部及び防災関係機関との個別具体的な情報連絡の担当は、次のとおりです。

- (1) 水防態勢時及び除雪態勢時は、街づくり支援部が、区内の情報収集を担当し、災対防災危機管理室防災課が都総務局との通信窓口となります。

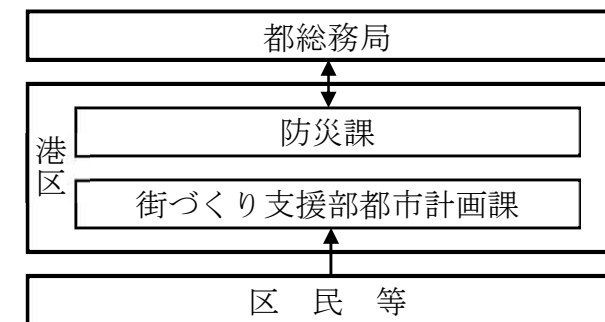


図3-5-10 情報伝達の流れ

②水害等応急対策態勢要綱による態勢及び港区災害対策本部が設置されたときは、防災課が担当します。

③夜間休日等の勤務時間外にあっては、防災警戒待機者を窓口とし、態勢が整い次第、上記（１）または（２）に移行します。

（２）情報連絡手段

①区と防災関係機関との情報連絡

区は、次により、都及び防災関係機関との情報連絡を行います。

ア 都とは、原則として、都防災行政無線を活用して、直接情報連絡を行います。

イ 防災関係機関の間では、有線電話（優先電話や内線を含む）による通信を原則としますが、輻輳や断線により通信が出来ない場合は、災害時優先携帯電話等の使用可能な情報伝達手段を使用し、通信します。

ウ 「イ」による通信が出来ない場合、区防災行政無線を設置してある防災関係機関の間では、これを使用して情報連絡を行います。

エ 都は、災害情報提供システムにより、都民に対して被害情報や鉄道運行状況、道路情報の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援します。

②区民等に対する情報連絡

区民等への伝達は、港区防災行政無線、防災情報メール、港区防災ラジオ、港区ホームページ、LINE、ツイッター、フェイスブック、港区防災アプリ、港区避難所開設状況システム、デジタルサイネージ、緊急エリアメール、Lアラート、ケーブルテレビ、みんなと安全・安心メール、青色防犯パトロール車両、「広報みなと」かわら版、ミナトヴォイス(FM ラジオ放送)を使用します。

（３）災害情報の収集・伝達

①情報の収集

防災関係機関、各災対地区本部・災対各部及び区民・事業所等は、場合に応じ、収集した情報を速やかに（１）の①～③情報連絡担当部署等に通報します。

②情報の伝達

ア 区から防災関係機関に対する情報伝達は、次の場合にその旨を通報します。

- ・港区災害対策本部を設置または廃止したとき
- ・区が職員の配備態勢を発令または解除したとき
- ・災害に関する重要な情報を得たとき

イ 区から区民等に対する情報伝達

- ・荒川洪水予報が発せられた場合
- ・渋谷川・古川洪水予報が発せられた場合
- ・洪水警報等災害に関する重要な予報及び警報が出された場合
- ・避難勧告等区民等に対する重要な災害情報

（４）災害情報の記録

①水防態勢、除雪態勢にあっては街づくり支援部都市計画課が、「港区災害応急対策態勢要綱」による態勢及び災害対策本部態勢にあっては、防災課が災害状況等収集伝達した情報を記録整理しておきます。

（震災資料編 震3-5-1 災害情報記録様式 参照）

（２）水害等応急対策態勢要綱による態勢及び港区災害対策本部が設置されたときは、防災課が担当します。

（３）夜間休日等の勤務時間外にあっては、防災警戒待機者を窓口とし、態勢が整い次第、上記（１）または（２）に移行します。

３ 情報連絡手段

（１）区と防災関係機関との情報連絡

区は、次により、都及び各防災関係機関との情報連絡を行います。

①都とは、原則として、都防災行政無線を活用して、直接情報連絡を行います。

②区防災行政無線を設置してある防災関係機関の間では、原則として、これを利用して、直接情報連絡を行います。

③その他の防災関係機関等に対する緊急を要する通話は、原則として、NTTの「災害時優先電話」を利用します。

（２）区民等に対する情報連絡

区民等への伝達の方法は、時系列に沿って、港区防災行政無線、防災ラジオ、広報かわら版、ミナトヴォイス（インターFM）、ラジオ放送、報道機関、防災情報メール配信、港区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、緊急エリアメール、ケーブルテレビ、広報みなと、青色パトロール、L字放送等を活用して行います。

４ 災害情報の収集・伝達

（１）情報の収集

防災関係機関、各災対地区本部・災対各部及び区民・事業所等は、場合に応じ、収集した情報を速やかに第2の2の（１）～（３）情報連絡担当部署等に通報します。

（２）情報の伝達

①区から防災関係機関に対する情報伝達は、次の場合にその旨を通報します。

- ア 港区災害対策本部を設置または廃止したとき
- イ 区が職員の配備態勢を発令または解除したとき
- ウ 災害に関する重要な情報を得たとき

② 区から区民等に対する情報伝達

- ア 荒川洪水予報が発せられた場合
- イ 渋谷川・古川洪水予報が発せられた場合
- ウ 洪水警報等災害に関する重要な予報及び警報が出された場合
- エ 避難勧告等区民等に対する重要な災害情報

５ 災害情報の記録

（１）水防態勢、除雪態勢にあっては街づくり支援部都市計画課が、「港区災害応急対策態勢要綱」による態勢及び災害対策本部態勢にあっては、防災課が災害状況等収集伝達した情報を記録整理しておきます。

（震災資料編 震3-5-1 災害情報記録様式 参照）

第2 警察署の通報情報計画

1 災害時における情報の収集

(1) 情報収集態勢

昼間は警備課長（または警備課長代理、警備係長）、夜間は宿直責任者が、防災関係機関との連絡通報にあたります。

各交番員は、管内の状況を把握、報告にあたるほか、必要な情報の伝達を行います。

警察署は港区災害対策本部と緊密な連絡体制を保持し、災害情報活動にあたります。

(2) 情報収集の内容

警察が収集する情報の内容は、おおむね次のとおりです。

- ①災害の種別に関する事
- ②災害の発生日時、場所（地域）に関する事
- ③被害に関する事
- ④避難に関する事
- ⑤治安に関する事
- ⑥復旧に関する事

第3 消防署の情報活動計画

1 基本方針

混乱した状況下において、災害活動を効果的に行うため消防・救急無線、消防電話、防災行政無線、消防団 MCA 無線機等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災関係機関等と情報連絡を行います。

2 応急対策

(1) 情報収集手段

- ①各消防署監視警戒隊からの情報収集
- ②参集職員及び消防団員からの情報収集
- ③参集した災害時支援ボランティアからの情報収集
- ④区民・通行人からの情報収集
- ⑤出場部隊からの情報収集
- ⑥防災関係機関からの情報収集

(2) 情報収集項目

- ①家屋等被害状況及び要救助者情報
- ②道路及び橋梁等の被害状況
- ③避難地、避難道路等の状況把握
- ④その他の災害活動上必要な事項

(3) 連絡員の派遣

- ①港区災害対策本部へ署員を派遣し積極的な情報収集活動を実施します。
- ②必要により警察署等の防災関係機関へも署員を派遣し、情報収集活動を実施します。

第4 都建設局通信情報計画（第一建設事務所）

1 観測情報の伝達

都建設局は、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関に河川水位・雨量等水防に関する情報を、迅速・的確に提供することを目的として、水防災総合情報システムを稼動しています。

このシステムにより収集される雨量・水位等のリアルタイムの情報は、NTT の専用回線を使用した共有情

第3 警察署の通報情報計画

1 災害時における情報の収集

(1) 情報収集態勢

昼間は警備課長（または警備課長代理、警備係長）、夜間は宿直責任者が、防災関係機関との連絡通報にあたります。

各交番員は、管内の状況を把握、報告にあたるほか、必要な情報の伝達を行います。

警察署は港区災害対策本部と緊密な連絡体制を保持し、災害情報活動にあたります。

(2) 情報収集の内容

警察が収集する情報の内容は、おおむね次のとおりです。

- ①災害の種別に関する事
- ②災害の発生日時、場所（地域）に関する事
- ③被害に関する事
- ④避難に関する事
- ⑤治安に関する事
- ⑥復旧に関する事

第4 消防署の情報活動計画

1 基本方針

混乱した状況下において、災害活動を効果的に行うため消防・救急無線、消防電話、防災行政無線、消防団 MCA 無線機等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災関係機関等と情報連絡を行います。

2 応急対策

(1) 情報収集手段

- ①各消防署監視警戒隊からの情報収集
- ②参集職員及び消防団員からの情報収集
- ③参集した災害時支援ボランティアからの情報収集
- ④区民・通行人からの情報収集
- ⑤出場部隊からの情報収集
- ⑥防災関係機関からの情報収集

(2) 情報収集項目

- ①家屋等被害状況及び要救助者情報
- ②道路及び橋梁等の被害状況
- ③避難地、避難道路等の状況把握
- ④その他の災害活動上必要な事項

(3) 連絡員の派遣

- ①港区災害対策本部へ署員を派遣し積極的な情報収集活動を実施します。
- ②必要により警察署等の防災関係機関へも署員を派遣し、情報収集活動を実施します。

第5 都建設局通信情報計画（第一建設事務所）

1 観測情報の伝達

都建設局は、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関に河川水位・雨量等水防に関する情報を、迅速・的確に提供することを目的として、水防災総合情報システムを稼動しています。

このシステムにより収集される雨量・水位等のリアルタイムの情報は、NTT の専用回線を使用した共有情

報であり、第一建設事務所でも同様の情報を得られます。

これらの情報は、都庁 LAN を経由して総務局の「東京都災害情報システム」に送られ、このシステム端末を所有する各区市町村（水防管理団体）や防災関係機関でもリアルタイムの情報を得られます。

(震災資料編 震 3-5-2 都建設局第一建設事務所通信情報計画 参照)

2 第一建設事務所管内観測所

表 3-5-7 観測所の所在地

観測所名		所在地	管理者
雨量	中 央	中央区明石町 2-4 (一建)	一建
	高 浜	港区港南 3-9-63 (高浜水門)	
水位	四ノ橋 (古川)	港区南麻布 3-21	一建

第 5 都水道局通信情報計画

1 基本方針

復旧活動や応急給水活動等を円滑に行うため、正確な情報を迅速に収集伝達することを目的とします。

なお、通信手段としては、一般回線、専用回線電話の他、防災行政無線や業務用移動無線及び専用端末を用いた震災情報システムを活用します。

また、都災害対策本部（都本部）に提供する水道施設に関する情報は、給水対策本部の了承を得た後に報告します。

2 態勢

情報連絡活動を行う情報調査部は、情報班で構成します。各班は、お互いを補完しながら災害時における的確な状況把握に努めます。

情報調査部は、常時各種通信機器等が設置されている情報室（第二本庁舎 15 階）を活動拠点とし、情報連絡活動を行います。

情報室の設営等の初期活動は、基本的には情報班が行うが、夜間・休日等勤務時間外に災害が発生した場合は、初動態勢の構成員が情報班の初期活動業務を代行します。

3 情報の種類

(1) 基本情報

基本情報とは、災害状況、水道施設被害状況、施設稼働状況、実施態勢等の災害時に必要とする情報をいいます。

(2) 個別情報

各部署が事業所から受ける、より詳細な個別的な情報をいいます。

(3) 都災害対策本部情報

都本部を通じて得られる道路災害情報、火災発生等の被災状況及び都本部各機関の活動状況等の情報をいいます。

報であり、第一建設事務所でも同様の情報を得られます。

これらの情報は、都庁 LAN を経由して総務局の「東京都災害情報システム」に送られ、このシステム端末を所有する各区市町村（水防管理団体）や防災関係機関でもリアルタイムの情報を得られます。

(震災資料編 震 3-5-2 都建設局第一建設事務所通信情報計画 参照)

2 第一建設事務所管内観測所

表 3-5-7 観測所の所在地

観測所名		所在地	管理者
雨量	中 央	中央区明石町 2-4 (一建)	一建
	高 浜	港区港南 3-9-63 (高浜水門)	
水位	四ノ橋 (古川)	港区南麻布 3-21	一建

第 6 都水道局通信情報計画

1 基本方針

復旧活動や応急給水活動等を円滑に行うため、正確な情報を迅速に収集伝達することを目的とします。

なお、通信手段としては、一般回線、専用回線電話の他、防災行政無線や業務用移動無線及び専用端末を用いた震災情報システムを活用します。

また、都災害対策本部（都本部）に提供する水道施設に関する情報は、給水対策本部の了承を得た後に報告します。

2 態勢

情報連絡活動を行う情報調査部は、情報班で構成します。各班は、お互いを補完しながら災害時における的確な状況把握に努めます。

情報調査部は、常時各種通信機器等が設置されている情報室（第二本庁舎 15 階）を活動拠点とし、情報連絡活動を行います。

情報室の設営等の初期活動は、基本的には情報班が行うが、夜間・休日等勤務時間外に災害が発生した場合は、初動態勢の構成員が情報班の初期活動業務を代行します。

3 情報の種類

(1) 基本情報

基本情報とは、災害状況、水道施設被害状況、施設稼働状況、実施態勢等の災害時に必要とする情報をいいます。

(2) 個別情報

各部署が事業所から受ける、より詳細な個別的な情報をいいます。

(3) 都災害対策本部情報

都本部を通じて得られる道路災害情報、火災発生等の被災状況及び都本部各機関の活動状況等の情報をいいます。

4 連絡系統

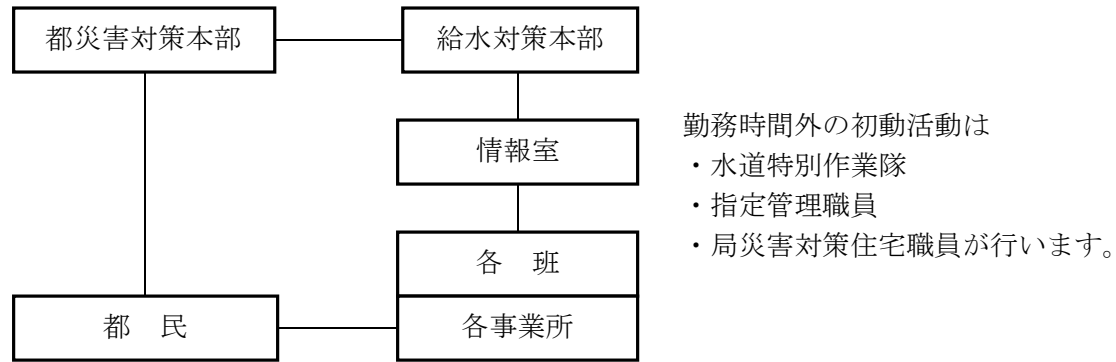


図3-5-11 連絡系統

勤務時間外の初動活動は
・水道特別作業隊
・指定管理職員
・局災害対策住宅職員が行います。

第6 都下水道局通信情報計画 震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-3 都下水道局震災時組織体制 参照)

第7 都交通局通信情報計画 震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-4 災害発生時の指令連絡体制(都交通局) 参照)

第8 東京海上保安部

1 警戒情報等の伝達

(1) 東京海上保安部は、気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通信を受けた時は、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により直ちに伝達するとともに、必要に応じ関係事業者等に周知します。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行います。

①港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知します。

②東京湾海上交通センター(神奈川県横浜市所在)において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF(16ch)156.8MHzにより放送周知します。

③第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通報により周知します。

(2) 東京海上保安部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときまたは船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、必要に応じ関係事業者等に周知し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じます。

(3) 東京海上保安部は、大量の油等の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通報を行うとともに、関係事業者等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じます。

4 連絡系統

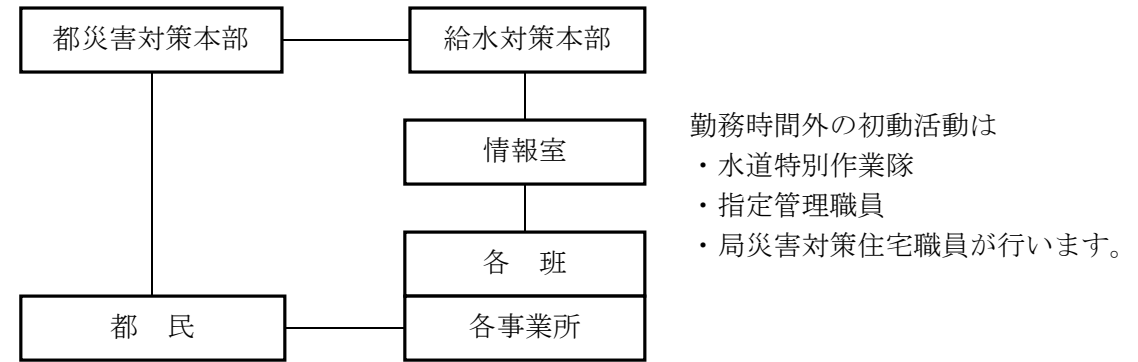


図3-5-11 連絡系統

勤務時間外の初動活動は
・水道特別作業隊
・指定管理職員
・局災害対策住宅職員が行います。

第7 都下水道局通信情報計画 震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-3 都下水道局震災時組織体制 参照)

第8 都交通局通信情報計画 震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-4 災害発生時の指令連絡体制(都交通局) 参照)

第9 東京海上保安部

1 警戒情報等の伝達

(1) 東京海上保安部は、気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通信を受けた時は、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により直ちに伝達するとともに、必要に応じ関係事業者等に周知します。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行います。

①港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知します。

②東京海上保安部港内交通管制室において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF(16ch)156.8MHzにより放送周知します。

③第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通報により周知します。

(2) 東京海上保安部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときまたは船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、必要に応じ関係事業者等に周知し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じます。

(3) 東京海上保安部は、大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通報を行うとともに、関係事業者等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じます。

第9 日本郵便株式会社郵便局情報連絡体制

1 情報収集連絡系統図

風水害資料編のとおりです。

(風水害資料編 水3-10 日本郵便株式会社情報収集連絡系統図 参照)

2 情報収集内容

- (1) 災害種別、被害・応急状況
- (2) 災害活動上の対策
- (3) 郵便業務取扱い状況

第10 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-6 東海旅客鉄道株式会社の事故発生の連絡経路 参照)

第11 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）通信情報計画

1 通信情報計画

(1) 通信施設及び通信系統

本店～重要事業所間・給電指令所～超高圧変電所間等には、マイクロ波無線または電力保安用通信ケーブルによって2ルート以上の通信回線を構成し、災害時においても連絡を確保できます。その他の事業所については、UHF 移動系無線機を災害時に各所に配置し、最寄りの総括事業所と連絡がとれるよう、考慮しています。

なお、通信系統は「指令及び情報連絡の伝達経路図」のとおりであり、移動無線については、「非常災害時における運用方法」が定められています。

(注) UHF とは 400MHz の超短波をいいます。

(2) 災害予警報の伝達、災害情報収集伝達要領

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照)

(3) 通信途絶に対する措置

当社通信途絶の場合には、他社、他機関の通信施設利用の計画を樹立します。

2 情報収集内容

(1) 一般的被害情報等

- ① 気象等に関する情報
- ② 一般的被害情報
- ③ 停電による主な影響状況
- ④ 社外対応状況（国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関及びお客様への対応状況）
- ⑤ その他、災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報等

- ① 当社被害情報
- ② 復旧資機材及び応援隊並びに食料等の要望事項
- ③ 人身災害及びその他の災害発生情報

第10 日本郵便株式会社郵便局情報連絡体制

1 情報収集連絡系統図

風水害資料編のとおりです。

(風水害資料編 水3-10 日本郵便株式会社情報収集連絡系統図 参照)

2 情報収集内容

- (1) 災害種別、被害・応急状況
- (2) 災害活動上の対策
- (3) 郵便業務取扱い状況

第11 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社（JR 各社）の通信情報計画

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-5-6 東海旅客鉄道株式会社の事故発生の連絡経路 参照)

第12 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）通信情報計画

1 通信情報計画

(1) 通信施設及び通信系統

本店～重要事業所間・給電指令所～超高圧変電所間等には、マイクロ波無線または電力保安用通信ケーブルによって2ルート以上の通信回線を構成し、災害時においても連絡を確保できます。その他の事業所については、UHF 移動系無線機を災害時に各所に配置し、最寄りの総括事業所と連絡がとれるよう、考慮しています。

なお、通信系統は「指令及び情報連絡の伝達経路図」のとおりであり、移動無線については、「非常災害時における運用方法」が定められています。

(注) UHF とは 400MHz の超短波をいいます。

(2) 災害予警報の伝達、災害情報収集伝達要領

震災資料編のとおりです。

(震災資料編 震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図 参照)

(3) 通信途絶に対する措置

当社通信途絶の場合には、他社、他機関の通信施設利用の計画を樹立します。

2 情報収集内容

(1) 一般的被害情報等

- ① 気象等に関する情報
- ② 一般的被害情報
- ③ 停電による主な影響状況
- ④ 社外対応状況（国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関及びお客様への対応状況）
- ⑤ その他、災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報等

- ① 当社被害情報
- ② 復旧資機材及び応援隊並びに食料等の要望事項
- ③ 人身災害及びその他の災害発生情報

④その他災害に関する情報

第12 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）通信情報計画

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、被災した公衆電気通信設備等を迅速に復旧するため次の情報収集、連絡を行います。

- (1) 気象状況
- (2) 通信回線等の故障状況
- (3) 通信設備等の被害状況
- (4) 通信設備等の復旧状況

2 情報連絡員の派遣

港区災害対策本部が設置された時には、情報連絡員を派遣します。

第13 東京ガス株式会社（東京ガス）情報連絡計画

風水害資料編のとおりです。

（風水害資料編 水3-11 東京ガス株式会社通信情報連絡系統図 参照）

第14 首都高速道路株式会社（首都高速道路）通信情報計画

1 情報連絡系統図

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-8 首都高速道路株式会社情報連絡系統図 参照）

第15 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）通信情報計画

1 情報収集態勢

災害発生後は、各通信機器を活用し、災害の発生、推移等の情報を把握します。

2 情報収集内容

- (1) 災害種別
- (2) 列車及び駅における旅客の被害状況
- (3) 東京メトロ施設の被害状況
- (4) その他災害活動上の必要事項

3 通信連絡系統

「事故・災害等対策規程」の定めるところによります。

第16 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図 参照）

第17 東京国道事務所通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-10 東京国道事務所通信連絡系統図 参照）

第18 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）通信情報計画

1 都、気象情報配信会社その他防災関係機関との連絡を密にとり、情報の収集と伝達を行います。

2 通信連絡は、指令電話、列車無線装置、NTT 加入電話等を活用します。

④その他災害に関する情報

第13 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）通信情報計画

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、被災した公衆電気通信設備等を迅速に復旧するため次の情報収集、連絡を行います。

- (1) 気象状況
- (2) 通信回線等の故障状況
- (3) 通信設備等の被害状況
- (4) 通信設備等の復旧状況

2 情報連絡員の派遣

港区災害対策本部が設置された時には、情報連絡員を派遣します。

第14 東京ガス株式会社（東京ガス）情報連絡計画

風水害資料編のとおりです。

（風水害資料編 水3-11 東京ガス株式会社通信情報連絡系統図 参照）

第15 首都高速道路株式会社（首都高速道路）通信情報計画

1 情報連絡系統図

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-8 首都高速道路株式会社情報連絡系統図 参照）

第16 東京地下鉄株式会社（東京メトロ）通信情報計画

1 情報収集態勢

災害発生後は、各通信機器を活用し、災害の発生、推移等の情報を把握します。

2 情報収集内容

- (1) 災害種別
- (2) 列車及び駅における旅客の被害状況
- (3) 東京メトロ施設の被害状況
- (4) その他災害活動上の必要事項

3 通信連絡系統

「事故・災害等対策規程」の定めるところによります。

第17 京浜急行電鉄株式会社（京急電鉄）通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図 参照）

第18 東京国道事務所通信情報計画

震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-5-10 東京国道事務所通信連絡系統図 参照）

第19 株式会社ゆりかもめ（ゆりかもめ）通信情報計画

1 都、気象情報配信会社その他防災関係機関との連絡を密にとり、情報の収集と伝達を行います。

2 通信連絡は、指令電話、列車無線装置、NTT 加入電話等を活用します。

該当部分	風水害編第3部第5章第7節 広報及び広聴
機関名	港区（区長室、防災課）、東京消防庁

修正案	現 行
<p>第7節 広報及び広聴</p> <p>第1 区災害広報計画</p> <p>1 区役割</p> <p>(1) 警察署、消防署等と連携した広報活動を行います。</p> <p>(2) 被災者のための相談所を開設します。</p> <p>2 活動計画</p> <p>(1) 災害情報の収集</p> <p>災対区長室は、本部設置とともに、災対防災危機管理室に連絡員を置いて、常時、状況を把握・検討し、報道機関への発表、区民への広報に備えます。</p> <p>この場合、災対区長室は防災関係機関とも緊密な連絡を保ち、発表資料の作成に備え、迅速で正確な状況把握に努めます。</p> <p>(2) 区民等への広報</p> <p>災害発生のおそれがある場合、または、災害が発生した場合は、本部と密接な連絡をとりながら、緊急情報管理システムを活用して緊急情報を港区ホームページ上に表示し、その情報をLINEやツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージにも連動して、迅速で正確な情報をより広く区民等に発信します。</p> <p>流言飛語を防ぎ、区民等の不安をいち早く解消するために、状況に応じ、必要な情報を必要な時期に提供できるような体制が確保できるよう平常時から準備しておきます。広報手段としては、港区ホームページや「広報みなど」かわら版をはじめ、より多くの広報媒体を活用します。</p> <p>①「広報みなど」かわら版</p> <p>発災後、区設掲示板に掲出する緊急情報用として、港区災害対策本部等が決定した情報の編集を行い迅速に発行できるよう、掲出委託事業者への出動待機要請、印刷用紙等、発行に必要な物品を常備します。また、緊急情報の掲示に備え、日頃より掲出委託事業者との連絡体制の相互確認に努めます。</p> <p>②防災情報配信システム</p> <p>予めメールアドレスを登録した区民などに対し水位・雨量等の観測値が基準値以上を達した場合、観測値や予・警報等の避難情報等をメールにて配信します。また、その情報を港区ホームページにも表示し、LINEやツイッター、フェイスブック、デジタルサイネージ、防災アプリにも発信します。</p> <p>③多様なメディアの活用</p> <p>港区ホームページ、港区避難所開設状況システム、ケーブルテレビ、ミナトヴォイス(FM ラジオ放送)等により情報を提供します。</p> <p>(3) 報道機関への発表</p> <p>災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は、災対防災危機管理室長が事項の軽重、緊急性等を検討した上で、区長室における記者会見または各報道機関へのファックス及びメール送信の方式を適宜選択し発表します。</p>	<p>第7節 広報及び広聴</p> <p>第1 区災害広報計画</p> <p>1 区役割</p> <p>(1) 警察署、消防署等と連携した広報活動を行います。</p> <p>(2) 被災者のための相談所を開設します。</p> <p>2 活動計画</p> <p>(1) 災害情報の収集</p> <p>災対区長室は、本部設置とともに、災対防災危機管理室に連絡員を置いて、常時、状況を把握・検討し、報道機関への発表、区民への広報に備えます。</p> <p>この場合、災対区長室は防災関係機関とも緊密な連絡を保ち、発表資料の作成に備え、迅速で正確な状況把握に努めます。</p> <p>(2) 区民等への広報</p> <p>災害発生のおそれがある場合、または、災害が発生した場合は、本部と密接な連絡をとりながら、緊急情報管理システムを活用して緊急情報を港区公式ホームページ上に表示し、その情報をツイッターやフェイスブック、デジタルサイネージにも連動して、迅速で正確な情報をより広く区民等に発信します。</p> <p>流言飛語を防ぎ、区民等の不安をいち早く解消するために、状況に応じ、必要な情報を必要な時期に提供できるような体制が確保できるよう平常時から準備しておきます。広報手段としては、港区公式ホームページや広報みなどをはじめ、より多くの広報媒体を活用します。</p> <p>①「広報みなど」かわら版</p> <p>発災後、区設掲示板に掲出する緊急情報用として、港区災害対策本部等が決定した情報の編集を行い迅速に発行できるよう、掲出委託事業者への出動待機要請、印刷用紙等、発行に必要な物品を常備します。また、緊急情報の掲示に備え、日頃より掲出委託事業者との連絡体制の相互確認に努めます。</p> <p>②防災情報配信システム</p> <p>予めメールアドレスを登録した区民などに対し水位・雨量等の観測値が基準値以上を達した場合、観測値や予・警報等の避難情報等をメールにて配信します。また、その情報を港区公式ホームページにも表示し、ツイッターやフェイスブック、デジタルサイネージ、防災アプリにも発信します。</p> <p>③多様なメディアの活用</p> <p>港区公式ホームページ、ケーブルテレビ、ミナトヴォイス(FM ラジオ放送)等により情報を提供します。</p> <p>(3) 報道機関への発表</p> <p>災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は、災対防災危機管理室長が事項の軽重、緊急性等を検討した上で、区長室における記者会見または各報道機関へのファックス及びメール送信の方式を適宜選択し発表します。</p>

なお、災対区長室には報道機関からの電話照会等の対応のため、**報道担当の職員**が最低1名待機します。

(4) 広聴活動

各災対地区本部は、被災地及び区民避難所（地域防災拠点）等に、被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに災対各関係部に連絡して、早期解決に努力します。

また、初動期の混乱が収まった時期や生活再建時期において、ライフライン事業者とともに、災対管理課は、区民総合相談窓口を開設し対応します。

さらに、要配慮者への広聴は、災対保健福祉支援部が要配慮者対策班を設置し行います。

(5) 記録の作成

災害発生時における被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料等として活用します。

3 消防機関広報計画

(1) 広報活動

災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点をおいた広報活動を実施します。

- ① 気象、水位の状況
- ② 水災及び土砂災害に関する情報
- ③ 被災者の安否情報
- ④ 水防活動状況

(2) 広報手段

- ① 消防車両及び消防艇等の拡声装置等による広報
- ② 消防署・消防団及び町会の掲示板等への掲示等及び口頭による広報
- ③ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- ④ 消防団員・東京消防庁災害時支援ボランティア・自主防災組織を介しての情報提供
- ⑤ インターネット（東京消防庁ホームページ）、ツイッター、**東京消防庁公式アプリ**等による情報提供

(3) 広聴活動

災害の規模に応じて、復旧期以降に消防署、出張所など必要な場所に消防相談所を設置し、消防関係の相談や区民からの電子メールによる問い合わせに対応します。

4 都交通局広報計画

(1) お客様に対する災害時の広報計画

災害発生時には、まずお客様の人命を守るため他に優先して避難誘導を実施しなければなりません。避難誘導が適切に行えるよう駅係員及び、列車乗務員がそれぞれ放送装置等を活用して、お客様の不安感、動揺、混乱の防止に努めます。

5 首都高速道路株式会社（首都高速道路）広報計画

お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供します。

6 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）広報計画

(1) 電話対応の強化

電話受付要員を増員し、利用者からの問合せに対応します。

(2) 地域広報

停電による社会不安の除去、また公衆感電事故や漏電による出火等を防止するため、速やかに区民に対

なお、災対区長室には報道機関からの電話照会等の対応のため、報道担当係員が最低1名待機します。

(4) 広聴活動

各災対地区本部は、被災地及び区民避難所（地域防災拠点）等に、被災者相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに災対各関係部に連絡して、早期解決に努力します。

また、初動期の混乱が収まった時期や生活再建時期において、ライフライン事業者とともに、災対管理課は、区民総合相談窓口を開設し対応します。

さらに、要配慮者への広聴は、災対保健福祉支援部が要配慮者対策班を設置し行います。

(5) 記録の作成

災害発生時における被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料等として活用します。

3 消防機関広報計画

(1) 広報活動

災害時において各方面本部、消防署から災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点をおいた広報活動を実施します。

- ① 気象、水位の状況
- ② 水災及び土砂災害に関する情報
- ③ 被災者の安否情報
- ④ 水防活動状況

(2) 広報手段

- ① 消防車両及び消防艇等の拡声装置等による広報
- ② 消防署・消防団及び町会の掲示板等への掲示等及び口頭による広報
- ③ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- ④ 消防団員・東京消防庁災害時支援ボランティア・自主防災組織を介しての情報提供
- ⑤ インターネット（東京消防庁ホームページ）、ツイッター等による情報提供

(3) 広聴活動

災害の規模に応じて、復旧期以降に消防署、出張所など必要な場所に消防相談所を設置し、消防関係の相談や区民からの電子メールによる問い合わせに対応します。

4 都交通局広報計画

(1) お客様に対する災害時の広報計画

災害発生時には、まずお客様の人命を守るため他に優先して避難誘導を実施しなければなりません。避難誘導が適切に行えるよう駅係員及び、列車乗務員がそれぞれ放送装置等を活用して、お客様の不安感、動揺、混乱の防止に努めます。

5 首都高速道路株式会社（首都高速道路）広報計画

お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供します。

6 東京電力パワーグリッド株式会社（東京電力）広報計画

(1) 電話対応の強化

電話受付要員を増員し、利用者からの問合せに対応します。

(2) 地域広報

停電による社会不安の除去、また公衆感電事故や漏電による出火等を防止するため、速やかに区民に対

する広報活動を行います。

広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報、さらに防災行政無線の活用を要請するなどの方法で行います。

7 東京ガス株式会社（東京ガス）広報計画

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく被害の程度に応じて供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、区民の不安除去のため、広報活動のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報します。

(1) 供給を停止した場合

- ①ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターコックを閉じ東京ガスから連絡があるまで待つこと
- ②ガスの供給が再開される時には、必ず、東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認することで、それまでガスを使用しないこと

(2) 供給再開時の広報

- ①あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日の在宅に関すること
- ②点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと
- ③内管検査・点火試験等の当日、不在の場合の連絡方法に関すること
- ④ガスの使用再開後に異常を発見した場合の措置と連絡方法に関すること

する広報活動を行います。

広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報、さらに防災行政無線の活用を要請するなどの方法で行います。

7 東京ガス株式会社（東京ガス）広報計画

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく被害の程度に応じて供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、区民の不安除去のため、広報活動のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報します。

(1) 供給を停止した場合

- ①ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターコックを閉じ東京ガスから連絡があるまで待つこと
- ②ガスの供給が再開される時には、必ず、東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認することで、それまでガスを使用しないこと

(2) 供給再開時の広報

- ①あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日の在宅に関すること
- ②点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと
- ③内管検査・点火試験等の当日、不在の場合の連絡方法に関すること
- ④ガスの使用再開後に異常を発見した場合の措置と連絡方法に関すること

該当部分	風水害編 第3部 第8章 第1節 風水害時警備・警戒計画
機関名	警視庁

修正案	現 行
<p>第1節 風水害時警備・警戒計画</p> <p>第1 警備計画</p> <p>1 警備方針</p> <p>防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら総合的な防災活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合には、早期に警備態勢を確立し、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、防災関係機関の活動に協力します。</p> <p>2 災害発生時における警備活動</p> <p>(1) 警察署</p> <p>①河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒</p> <p>②災害地における災害関係の情報収集</p> <p>③警戒区域の設定</p> <p>④被災者の救出、救護</p> <p>⑤避難者の誘導</p> <p>⑥危険物の保安</p> <p>⑦交通秩序の確保</p> <p>⑧犯罪の予防及び取締り</p> <p>⑨行方不明者の調査</p> <p>⑩死体の見分（検視）</p> <p>(2) 東京海上保安部</p> <p>①沿岸水域の警戒</p> <p>②気象状況の把握と通報（警報及び注意報の通報について、最寄りの气象台、または測候所と連絡協議を行います。）</p> <p>③港内及び沿岸停泊船舶への警報伝達と動静の把握</p> <p>④管区本部及び隣接部署との連絡</p> <p>⑤船舶に対する避難の勧告または指示</p> <p>⑥水路の安全</p> <p>⑦被災者の救助、救出</p> <p>⑧危険物の保安</p> <p>⑨海上交通の秩序の維持</p> <p>⑩海上における犯罪の予防及び取締り</p> <p>第2 警備態勢</p> <p>風水害に際し、各警察署は、気象庁が発表する内容に応じた警備態勢をとります。</p>	<p>第1節 風水害時警備・警戒計画</p> <p>第1 警備計画</p> <p>1 警備方針</p> <p>防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら総合的な防災活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合には、早期に警備態勢を確立し、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、防災関係機関の活動に協力します。</p> <p>2 災害発生時における警備活動</p> <p>(1) 警察署</p> <p>①河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒</p> <p>②災害地における災害関係の情報収集</p> <p>③警戒区域の設定</p> <p>④被災者の救出、救護</p> <p>⑤避難者の誘導</p> <p>⑥危険物の保安</p> <p>⑦交通秩序の確保</p> <p>⑧犯罪の予防及び取締り</p> <p>⑨行方不明者の調査</p> <p>⑩死体の見分（検視）</p> <p>(2) 東京海上保安部</p> <p>①沿岸水域の警戒</p> <p>②気象状況の把握と通報（警報及び注意報の通報について、最寄りの气象台、または測候所と連絡協議を行います。）</p> <p>③港内及び沿岸停泊船舶への警報伝達と動静の把握</p> <p>④管区本部及び隣接部署との連絡</p> <p>⑤船舶に対する避難の勧告または指示</p> <p>⑥水路の安全</p> <p>⑦被災者の救助、救出</p> <p>⑧危険物の保安</p> <p>⑨海上交通の秩序の維持</p> <p>⑩海上における犯罪の予防及び取締り</p> <p>第2 警備態勢</p> <p>風水害に際し、各警察署は、段階に応じて発令される警備態勢をとります。ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認めるときは、各段階の態勢をとることができます。</p> <p>なお、風水害警備態勢は、気象状況、被災状況等に応じて準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4</p>

段階とします。

該当部分	風水害編第3部第9章第2節 避難指示等の発令
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行																								
<p>第2節 避難指示等の発令</p> <p>第1 区の役割</p> <p>区は、災害が発生するおそれがある場合に、高齢者等避難、避難指示を発令します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">警戒レベル</th> <th style="width: 20%;">避難情報</th> <th style="width: 70%;">区民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #000000; color: white; text-align: center;">警戒レベル5</td> <td style="text-align: center; color: red;">緊急安全確保</td> <td> 命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #800080; color: white; text-align: center;">警戒レベル4</td> <td style="text-align: center; color: red;">避難指示</td> <td> 危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ff0000; color: white; text-align: center;">警戒レベル3</td> <td style="text-align: center; color: red;">高齢者等避難</td> <td> 危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者と障害のある人（その人の避難を支援する人を含む。）（以下「高齢者等」という。）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 避難指示等の発令権限及び水防法に基づく避難のための立退きの指示</p> <p>1 「災害対策基本法」第60条の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、区長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができます。また、避難が必要になると見込まれる場合には、区長は予め高齢者等避難を発令し、高齢者等に対し</p>	警戒レベル	避難情報	区民等に求める行動	警戒レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 	警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 	警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者と障害のある人（その人の避難を支援する人を含む。）（以下「高齢者等」という。）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	<p>第2節 避難勧告等の発令</p> <p>第1 区の役割</p> <p>区は、災害が発生するおそれがある場合に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">緊急性</th> <th style="width: 20%;">避難情報</th> <th style="width: 70%;">区民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">低 ↓ 高</td> <td style="text-align: center;">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> 区民等は自らの判断により、下記の行動をとる。 <ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 要配慮者は、立退き避難ないし屋内での2階以上への垂直避難、などによる安全確保行動を開始する（避難行動の支援者は、支援行動を開始する。） </div> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 立退き避難ないし屋内での2階以上への垂直避難、などにより、安全を確保する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">避難指示（緊急）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 急を要する場合、未だ安全を確保していない区民等は、ただちに立退き避難ないし屋内での2階以上への垂直避難、などの、安全確保行動をとる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 避難勧告等の発令権限及び水防法に基づく避難のための立退きの指示</p> <p>1 「災害対策基本法」第60条の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、区長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができます。また、避難</p>	緊急性	避難情報	区民等に求める行動	低 ↓ 高	避難準備・高齢者等避難開始	区民等は自らの判断により、下記の行動をとる。 <ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 要配慮者は、立退き避難ないし屋内での2階以上への垂直避難、などによる安全確保行動を開始する（避難行動の支援者は、支援行動を開始する。） </div>		避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難ないし屋内での2階以上への垂直避難、などにより、安全を確保する。 		避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 急を要する場合、未だ安全を確保していない区民等は、ただちに立退き避難ないし屋内での2階以上への垂直避難、などの、安全確保行動をとる。
警戒レベル	避難情報	区民等に求める行動																							
警戒レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 																							
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 																							
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者と障害のある人（その人の避難を支援する人を含む。）（以下「高齢者等」という。）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 																							
緊急性	避難情報	区民等に求める行動																							
低 ↓ 高	避難準備・高齢者等避難開始	区民等は自らの判断により、下記の行動をとる。 <ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 要配慮者は、立退き避難ないし屋内での2階以上への垂直避難、などによる安全確保行動を開始する（避難行動の支援者は、支援行動を開始する。） </div>																							
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難ないし屋内での2階以上への垂直避難、などにより、安全を確保する。 																							
	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 急を要する場合、未だ安全を確保していない区民等は、ただちに立退き避難ないし屋内での2階以上への垂直避難、などの、安全確保行動をとる。 																							

ては避難行動を開始するよう呼びかけます。

- 2 区長が上記の立退きを指示することができないとき、または区長から要求があったときは、同法第 61 条の規定に基づき、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きまたは緊急安全確保措置を指示することができます。
- 3 区長は、水防管理者として、「水防法」第 29 条の規定に基づき、洪水、雨水出水、津波または高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができます。

第3 土砂災害に関する避難指示等の発令基準及び対象地域

1 土砂災害に関する避難指示等の発令基準

警戒 レベル 5	緊急安全確保	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 <p>(災害発生を確認) 土砂災害の発生が確認された場合</p>
警戒 レベル 4	避難指示	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 ・ 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ・ 土砂災害の前兆現象(斜面の亀裂、斜面からの湧き水、地鳴り等)が発見された場合
警戒 レベル 3	高齢者等避難	<p>下記のいずれかの場合に、発令する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ・ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合(夕刻時点で発令))

が必要になると見込まれる場合には、区長は予め避難準備・高齢者等避難開始を発令し、居住者等に避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対しては避難行動を開始するよう呼びかけます。

- 2 区長が上記の立退きを指示することができないとき、または区長から要求があったときは、同法第 61 条の規定に基づき、警察官または海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができます。
- 3 区長は、水防管理者として、「水防法」第 29 条の規定に基づき、洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができます。

第3 土砂災害に関する避難勧告等の発令基準及び対象地域

1 土砂災害に関する避難勧告等の発令基準

緊急性 低	避難準備・高齢者 等避難開始	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報(土砂災害)が発表された場合 ・ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合に、日没までに発令する。 ・ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
↓	避難勧告	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・ 土砂災害の前兆現象が発見された場合
	避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
高		

2 土砂災害に関する避難指示等の発令対象地域

区内にある急傾斜地崩壊危険箇所のうち、区の目視調査で安定度が低いとされているがけ地に隣接する地域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（「土砂災害防止法」）第7条の規定により指定される土砂災害警戒区域を含む地域、及び同法第9条の規定により指定される土砂災害特別警戒区域を含む地域（ただし、同法第4条の規定により、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等の指定予定とされた区域は、指定区域と同様に取り扱うこととする。）とします。

第4 水害（古川）に関する避難指示等の発令基準及び対象地域

1 水害（古川）に関する避難指示等の発令基準

警戒 レベル 5	緊急安全確保	下記のいずれかの場合に、発令する。 (災害発生を確認) 越水・溢水が発生した場合、水防団からの報告等により把握できた場合
警戒 レベル 4	避難指示	下記のいずれかの場合に、発令する。 ・ 指定河川洪水予報により、古川の四ノ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒 レベル 3	高齢者等避難	下記のいずれかの場合に、発令する。 ・ 指定河川洪水予報により、古川の四ノ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

2 水害（古川）に関する避難指示等の発令対象地域


城南地区河川流域浸水予想図（東京都作成）において、古川の氾濫によって浸水が想定される区域（浸水ハザードマップで示す区域）を含む町丁目とします。

2 土砂災害に関する避難勧告等の発令対象地域

区内にある急傾斜地崩壊危険箇所のうち、区の目視調査で安定度が低いとされているがけ地に隣接する地域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（「土砂災害防止法」）第7条の規定により指定される土砂災害警戒区域を含む地域、及び同法第9条の規定により指定される土砂災害特別警戒区域を含む地域（ただし、同法第4条の規定により、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等の指定予定とされた区域は、指定区域と同様に取り扱うこととする。）とします。

第4 水害（古川）に関する避難勧告等の発令基準及び対象地域

1 水害（古川）に関する避難勧告等の発令基準

緊急性 低  高	避難準備・高齢者等避難開始	下記のいずれかの場合に、発令する。 ・ 区が新広尾公園に設置している水位計で、護岸からの水位が0.2mになった場合 ・ 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・ 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
	避難勧告	・ 古川氾濫危険情報が発表（都と気象庁が共同で発表）された場合
	避難指示（緊急）	・ 古川の河川溢水が東京都から通知された場合

2 水害（古川）に関する避難勧告等の発令対象地域

城南地区河川流域浸水予想図（東京都作成）において、古川の氾濫によって浸水が想定される区域（浸水ハザードマップで示す区域）を含む町丁目とします。

第5 水害（荒川）に関する避難指示等の発令基準及び対象地域

1 水害（荒川）に関する避難指示等の発令基準

警戒 レベル 5	緊急安全 確保	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。 （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である A.P.10.11m に到達した場合 ・ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）
警戒 レベル 4	避難指示	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定河川洪水予報により、荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である A.P.7.7m に到達したと発表された場合 ・ 荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である A.P.7.7m に到達していないものの、荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である A.P.10.11m に到達することが予想される場合 ・ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒 レベル 3	高齢者等 避難	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定河川洪水予報により、荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である A.P.6.5m に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ・ 指定河川洪水予報により、荒川の岩淵水門(上)水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

第5 水害（荒川）に関する避難勧告等の発令基準及び対象地域

1 水害（荒川）に関する避難勧告等の発令基準

緊急性 低 高	避難準備・高齢者 等避難開始	<p>下記のいずれかの場合に、発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川氾濫危険情報（国土交通省と気象庁が共同で発表）が発表された場合 ・ 荒川氾濫警戒情報（国土交通省と気象庁が共同で発表）が発表され、深夜・早朝に荒川氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川氾濫発生情報（国土交通省と気象庁が共同で発表）が発表された場合
	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水の状況により、必要に応じて発令する。

第7 避難指示等の発令時の区と防災関係機関の連携

- 1 区長は、避難指示等を発令する際には、原則として、事前に警察署長及び消防署長に通知します。
- 2 火災の発生、津波の来襲、土砂災害等の危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認められるとき、または区長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行います。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知します。
- 3 消防署は、区長の要請により、消防署員及び消防団員が居住者等の避難誘導を行います。

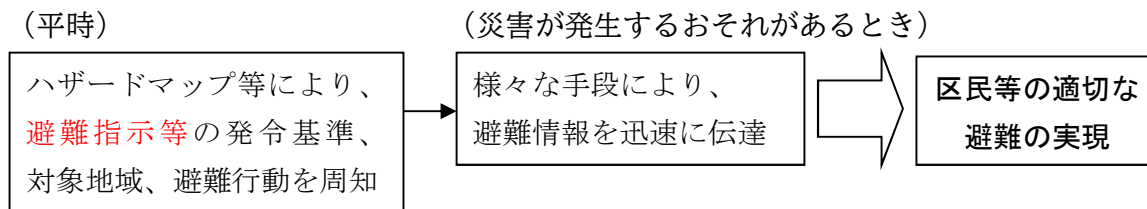
第8 避難指示等の発令基準や対象地域、避難行動の周知

区は避難指示等の発令基準や避難行動について、あらかじめ、その対象となる地域の区民等に周知します。周知にあたっては、ハザードマップ等を活用します。

第9 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、第2部第7章情報連絡体制に定める伝達方法に準じ、防災行政無線の活用及び警察署、消防署、消防団、防災住民組織、または町会・自治会等の協力を得て、当該地域の区民等に迅速に伝達します。

【区民等の適切な避難につなげるための区の取組】



第7 避難勧告等の発令時の区と防災関係機関の連携

- 1 区長は、避難勧告等を発令する際には、原則として、事前に警察署長及び消防署長に通知します。
- 2 火災の発生、津波の来襲、土砂災害等の危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認められるとき、または区長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行います。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知します。
- 3 消防署は、区長の要請により、消防署員及び消防団員が居住者等の避難誘導を行います。

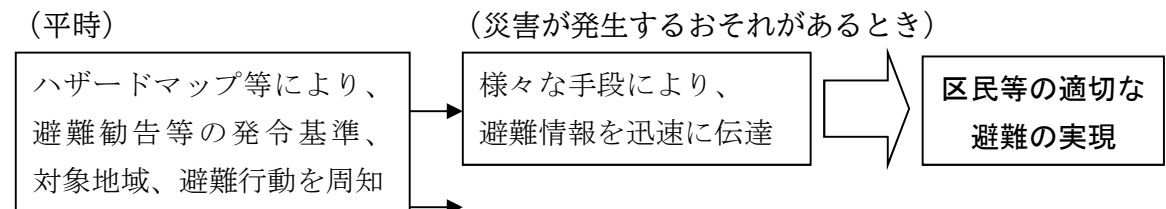
第8 避難勧告等の発令基準や対象地域、避難行動の周知

区は避難勧告等の発令基準や避難行動について、あらかじめ、その対象となる地域の区民等に周知します。周知にあたっては、ハザードマップ等を活用します。

第9 避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、第2部第7章情報連絡体制に定める伝達方法に準じ、防災行政無線の活用及び警察署、消防署、消防団、防災住民組織、または町会・自治会等の協力を得て、当該地域の区民等に迅速に伝達します。

【区民等の適切な避難につなげるための区の取組】



該当部分	風水害編第3部第9章第3節 避難・誘導
機関名	港区（防災課）

修正案	現行
<p>第3節 避難・誘導</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 避難誘導</p> <p>2 避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認</p> <p>3 区民避難場所（地域防災拠点）におけるトイレ機能の確保</p> <p>4 避難指示等の発令</p> <p>第2 避難・誘導計画</p> <p>1 事前避難</p> <p>（1）区</p> <p>ハザードマップ等を通じて、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底するとともに、災害時には、積極的に自主避難するよう指導します。</p> <p>（2）警察署</p> <p>情勢を判断し、早期に避難の指示を行います。この場合、高齢者・幼児・病人等は、自主的にあらかじめ指定された施設に避難するよう指導し、避難誘導の経路及び方法等を事前に調査し、災害時において的確に誘導できるようにしておきます。</p> <p>2 発災時の避難・誘導</p> <p>（1）区</p> <p>風水害時に、浸水等の危険を避けるため、区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、区は、状況に応じて職員による誘導あるいは防災行政無線放送及び港区避難所開設状況システムの活用等により、避難場所へ要避難者を誘導します。</p> <p>（2）警察署</p> <p>現地において、著しく危険が切迫しており、区長が避難の指示を発する暇がないと認めるとき、または区長から要請があった場合は、警察官が直接区民に避難を指示します。この場合警察官は直ちに区長に通知します。</p> <p>（3）消防署</p> <p>①津波の危険が予想される区域の消防署の活動態勢は、震災消防活動態勢を準用します。</p> <p>②避難場所・避難道路周辺の浸水が拡大した場合、避難者の安全を確保するために、水防工法等により浸水防止を図ります。</p> <p>③避難の勧告または指示が出された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区・関係機関に通報します。</p> <p>④避難の勧告または指示が出された場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は避難指示（緊急）を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全に速やかな避難ができるよう、必要な措置を取ります。</p> <p>⑤区民の避難が開始された場合は、消防団と協力して避難誘導を行います。</p>	<p>第3節 避難・誘導</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 避難誘導</p> <p>2 避難行動要支援者に対する避難支援、安否確認</p> <p>3 区民避難場所（地域防災拠点）におけるトイレ機能の確保</p> <p>第2 避難・誘導計画</p> <p>1 事前避難</p> <p>（1）区</p> <p>ハザードマップ等を通じて、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知徹底するとともに、災害時には、積極的に自主避難するよう指導します。</p> <p>（2）警察署</p> <p>情勢を判断し、早期に避難の指示を行います。この場合、高齢者・幼児・病人等は、自主的にあらかじめ指定された施設に避難するよう指導し、避難誘導の経路及び方法等を事前に調査し、災害時において的確に誘導できるようにしておきます。</p> <p>2 発災時の避難・誘導</p> <p>（1）区</p> <p>風水害時に、浸水等の危険を避けるため、区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、区は、状況に応じて職員による誘導あるいは防災行政無線放送の活用等により、避難場所へ要避難者を誘導します。</p> <p>（2）警察署</p> <p>現地において、著しく危険が切迫しており、区長が避難の指示を発する暇がないと認めるとき、または区長から要請があった場合は、警察官が直接区民に避難を指示します。この場合警察官は直ちに区長に通知します。</p> <p>（3）消防署</p> <p>①津波の危険が予想される区域の消防署の活動態勢は、震災消防活動態勢を準用します。</p> <p>②避難場所・避難道路周辺の浸水が拡大した場合、避難者の安全を確保するために、水防工法等により浸水防止を図ります。</p> <p>③避難の勧告または指示が出された場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区・関係機関に通報します。</p> <p>④避難の勧告または指示が出された場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は避難指示（緊急）を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全に速やかな避難ができるよう、必要な措置を取ります。</p> <p>⑤区民の避難が開始された場合は、消防団と協力して避難誘導を行います。</p>

3 区民避難所（地域防災拠点）の及び福祉避難所の通信確保

区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、NTT 東日本は、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に避難した区民等の通信を確保するため、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に特設公衆電話（事前設置）の設置を推進しています。

避難所ごとの設置台数は、震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-8-1 特設公衆電話（事前設置）場所 参照）

3 区民避難所（地域防災拠点）の及び福祉避難所の通信確保

区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、NTT 東日本は、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に避難した区民等の通信を確保するため、区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所に特設公衆電話（事前設置）の設置を推進しています。

避難所ごとの設置台数は、震災資料編のとおりです。

（震災資料編 震3-8-1 特設公衆電話（事前設置）場所 参照）

該当部分	風水害編第3部第9章第4節 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所
機 関 名	港区（高齢者支援課、防災課、人権・男女平等参画担当）

修 正 案	現 行
<p>第4節 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所（地域防災拠点）を開設します。 2 福祉避難所を開設します。 3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所の運営等対策を実施します。 4 区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合、野外等に受入施設を開設します。 5 食料・生活必需品等を供給します。 6 区民に対する健康相談を実施します。 7 飲料水の安全確保を実施します。 8 食品の安全確保を実施します。 9 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導を実施します。 10 区民避難所（地域防災拠点）におけるトイレ機能を確保します。 11 公衆浴場の確保及び区民への情報提供を行います。 12 感染症予防についての避難者への周知、患者発生時の感染拡大防止対策を実施します。 13 区民避難所（地域防災拠点）における防火安全性を確保します。 14 区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼養場所の確保及び適正飼養の指導等を行います。 15 区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行います。 <p>第2 区民避難所（地域防災拠点）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所（地域防災拠点）の開設 災害発生後、港区災害対策本部は開設する区民避難所（地域防災拠点）を指定し、各災対地区本部に対し、開設を要請します。 <p>（1）港区災害対策本部長は、区民避難所（地域防災拠点）を開設した場合は直ちに都災害対策本部長に報告するとともに、防災関係機関に連絡します。また、都福祉保健局への報告は原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行います。</p> <p>（2）各災対地区本部長は、港区災害対策本部長から区民避難所（地域防災拠点）への職員派遣の指令を受けた場合、直ちに職員を派遣します。</p> <p>（3）区民避難所（地域防災拠点）は、耐震、耐火造の施設とし、原則として震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」の中から、応急危険度判定を実施した上で、倒壊等危険のおそれがないことを確認し、開設します。</p> <p style="text-align: center;">（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）</p> <p>なお、区民避難所（地域防災拠点）の開設、縮小、閉鎖に当たっては、学校教育の確保について配慮</p>	<p>第4節 区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所（地域防災拠点）を開設します。 2 福祉避難所を開設します。 3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所の運営等対策を実施します。 4 区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合、野外に受入施設を開設します。 5 食料・生活必需品等を供給します。 6 区民に対する健康相談を実施します。 7 飲料水の安全確保を実施します。 8 食品の安全確保を実施します。 9 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導を実施します。 10 区民避難所（地域防災拠点）におけるトイレ機能を確保します。 11 公衆浴場の確保及び区民への情報提供を行います。 12 感染症予防についての避難者への周知、患者発生時の感染拡大防止対策を実施します。 13 区民避難所（地域防災拠点）における防火安全性を確保します。 14 区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼養場所の確保及び適正飼養の指導等を行います。 15 区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行います。 <p>第2 区民避難所（地域防災拠点）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民避難所（地域防災拠点）の開設 災害発生後、港区災害対策本部は開設する区民避難所（地域防災拠点）を指定し、各災対地区本部に対し、開設を要請します。 <p>（1）港区災害対策本部長は、区民避難所（地域防災拠点）を開設した場合は直ちに都災害対策本部長に報告するとともに、防災関係機関に連絡します。また、都福祉保健局への報告は原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行います。</p> <p>（2）各災対地区本部長は、港区災害対策本部長から区民避難所（地域防災拠点）への職員派遣の指令を受けた場合、直ちに職員を派遣します。</p> <p>（3）区民避難所（地域防災拠点）は、耐震、耐火造の施設とし、原則として震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」の中から、応急危険度判定を実施した上で、倒壊等危険のおそれがないことを確認し、開設します。</p> <p style="text-align: center;">（震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照）</p> <p>なお、区民避難所（地域防災拠点）の開設、縮小、閉鎖に当たっては、学校教育の確保について配慮</p>

します。

(4) 何らかの事情により区民避難所（地域防災拠点）が開設されない場合または区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合には、必要に応じて上記以外の施設を指定し、区民避難所（地域防災拠点）とします。また、状況により、一時的に被災者を収容するため、野外に収容施設を設置します。

(5) 区民避難所（地域防災拠点）の開設状況は、港区ホームページや港区避難所開設状況システムにより区民に周知します。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区民避難所（地域防災拠点）が密な状態とならないよう、港区避難所開設状況システムにおいて収容人数と実際の避難者数を適時発信します。

(6) 区民避難所（地域防災拠点）の収容人数が超過した場合または超過する恐れがある場合は、避難者を他の区民避難所（地域防災拠点）へ誘導します。

2 収容基準

(1) 区民避難所（地域防災拠点）の収容基準は、原則、避難スペース1人当たり1.65㎡ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、概ね1人当たり居室6㎡へ拡大しています。

(2) 港区の区民避難所（地域防災拠点）の収容可能人員は、震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」のとおりです。

(震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照)

3 区民避難所（地域防災拠点）に収容する被災者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

住家が被害を受け居住の場所を失った者

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

①避難指示等の対象区域に居住する者

②避難指示等は発せられないが緊急に避難することが必要である者

4 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

(1) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

区民避難所（地域防災拠点）に配置する職員は、各災対地区本部の所属職員の中から充当します。該当職員には区民避難所（地域防災拠点）及び出勤方法、任務等について説明し、周知徹底します。

(2) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員数

区民避難所（地域防災拠点）配置人員は、区民避難所（地域防災拠点）の規模に応じて1か所あたり2～5人程度とし、新型コロナウイルス感染症対策が必要であることを踏まえ、できる限り余裕を持った配置とします。配置に際し、各災対地区本部の区民避難所（地域防災拠点）担当課の職員のみでは充当が困難なときには、災対各部の応援職員をもって充当します。

5 区民避難所（地域防災拠点）の運営

区民避難所（地域防災拠点）は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅避難者）による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。なお、比較的小規模の台風の接近等に際し、自主避難施設としていた施設のみを区民避難所（地域防災拠点）に移行するなど、開設する区民避難所（地域防災拠点）が小規模かつ少数で、開設期間も短期間である場合については、区職員のみで運営に当たるなど、実情に応じて柔軟に対応します。

(1) 区民避難所（地域防災拠点）は、区職員と地域防災協議会を中心とした区民からなる運営会議によって運営します。

します。

(4) 何らかの事情により区民避難所（地域防災拠点）が開設されない場合または区民避難所（地域防災拠点）が不足する場合には、必要に応じて上記以外の施設を指定し、区民避難所（地域防災拠点）とします。また、状況により、一時的に被災者を収容するため、野外に収容施設を設置します。

(5) 区民避難所（地域防災拠点）は、災害による家屋倒壊等の被害を受けた区民を受け入れることとします。

2 収容基準

(1) 区民避難所（地域防災拠点）の収容基準はおおむね居室3.3㎡当り2人（都基準）とします。

(2) 港区の区民避難所（地域防災拠点）の収容可能人員は、震災資料編に掲げる「区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表」のとおりです。

(震災資料編 震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表 参照)

3 区民避難所（地域防災拠点）に収容する被災者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

住家が被害を受け居住の場所を失った者

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

①避難勧告及び避難指示（緊急）等の対象区域に居住する者

②避難勧告及び避難指示（緊急）等は発せられないが緊急に避難することが必要である者

4 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

(1) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員

区民避難所（地域防災拠点）に配置する職員は、各災対地区本部の所属職員の中から充当します。該当職員には区民避難所（地域防災拠点）及び出勤方法、任務等について説明し、周知徹底します。

(2) 区民避難所（地域防災拠点）配置職員数

区民避難所（地域防災拠点）配置人員は、1区民避難所（地域防災拠点）あたり2～5人程度とします。配置に際し、各災対地区本部の区民避難所（地域防災拠点）担当課の職員のみでは充当が困難なときには、災対各部の応援職員をもって充当します。

5 区民避難所（地域防災拠点）の運営

運営は、地域防災協議会を中心とした区民（避難者と在宅被災者）による避難所運営組織が主体的に運営することを基本とします。なお、運営方法は、「港区避難所運営マニュアル」を基本に、女性や要配慮者に対する視点も取り入れながら進めます。

(1) 避難所運営訓練などを予め行い、妊産婦や乳幼児等の要配慮者にも配慮した避難所の運営を行います。

(2) 区民避難所（地域防災拠点）は区職員と避難民からなる運営会議によって運営します。

(3) 区民避難所（地域防災拠点）への指示命令は、各災対地区本部が行います。

- (2) 区民避難所（地域防災拠点）への指示命令は、各災対地区本部が行います。
- (3) 区民避難所（地域防災拠点）の運営に当たっては、「港区避難所運営マニュアル」を基本とし、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者に十分に配慮するとともに、女性や性的マイノリティの視点を反映した運営とします。
- (4) 区民避難所（地域防災拠点）の運営に当たっては、「避難所における感染症対策マニュアル」に基づき、感染症対策を徹底します。

6 区民避難所（地域防災拠点）における任務

- (1) 区民避難所（地域防災拠点）の開設及び閉鎖
- (2) 収容者の受付
- (3) 収容者の班編成

適当な人員（約 30 名程度）ごとに班を編成し、班長を定めます。班長は連絡その他、区職員の業務に協力します。

(4) 収容

(3) によって編成された班を適当数まとめ、体育館等一定の場所に収容します。また、高齢者を含む男女別への配慮などによるプライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親等への配慮を行い、被災者の性別等も踏まえ更衣室や授乳室の確保に努めます。

(5) 物資の受払

区民避難所（地域防災拠点）に配布された食料品等物資の受払

(6) 記録

①記録事項は次のとおりです。

- ア 避難所収容台帳 (様式 1)
- イ 避難所応急名簿 (様式 2)
- ウ 避難者名（世帯用） (様式 3)
- エ 収容者名簿 (様式 4)
- オ 物品受払簿 (様式 5)
- カ 収容状況調書 (様式 6)
- キ 救助物資等支給状況調書 (様式 7)
- ク 避難所日誌 (様式 8)
- ケ その他

(震災資料編 震 3 - 8 - 2 避難所運営 (様式) 参照)

②①のエ・オは、8 時、12 時、18 時の状況を記録します。

(7) 報告

区民避難所（地域防災拠点）配置職員は、設置されている地区の災対地区本部長に、次の事項を報告します。

- ①区民避難所（地域防災拠点）の開設（閉鎖）報告
- ②区民避難所（地域防災拠点）状況報告 8 時、12 時、18 時
- ③給食
 - 見込人員 朝食 昼食 夕食
 - 済人員 // // //
- ④その他随時状況により報告をします。

6 区民避難所（地域防災拠点）における任務

- (1) 区民避難所（地域防災拠点）の開設及び閉鎖
- (2) 収容者の受付
- (3) 収容者の班編成

適当な人員（約 30 名程度）ごとに班を編成し、班長を定めます。班長は連絡その他、区職員の業務に協力します。

(4) 収容

(3) によって編成された班を適当数まとめ、体育館等一定の場所に収容します。また、高齢者を含む男女別への配慮などによるプライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親等への配慮を行い、被災者の性別も踏まえ更衣室や授乳室の確保に努めます。

(5) 物資の受払

区民避難所（地域防災拠点）に配布された食料品等物資の受払

(6) 記録

①記録事項は次のとおりです。

- ア 避難所収容台帳 (様式 1)
- イ 避難所応急名簿 (様式 2)
- ウ 避難者名（世帯用） (様式 3)
- エ 収容者名簿 (様式 4)
- オ 物品受払簿 (様式 5)
- カ 収容状況調書 (様式 6)
- キ 救助物資等支給状況調書 (様式 7)
- ク 避難所日誌 (様式 8)
- ケ その他

(震災資料編 震 3 - 8 - 2 避難所運営 (様式) 参照)

②①のエ・オは、8 時、12 時、18 時の状況を記録します。

(7) 報告

区民避難所（地域防災拠点）配置職員は、設置されている地区の災対地区本部長に、次の事項を報告します。

- ①区民避難所（地域防災拠点）の開設（閉鎖）報告
- ②区民避難所（地域防災拠点）状況報告 8 時、12 時、18 時
- ③給食
 - 見込人員 朝食 昼食 夕食
 - 済人員 // // //
- ④その他随時状況により報告をします。

7 区民避難所（地域防災拠点）における動物の適正な飼養

災害時には、負傷または逸走する動物が多数生じると同時に、多くの飼養動物（ペット）が飼い主とともに区民避難所（地域防災拠点）に同行避難してくることが予想されます。「区民避難所におけるペット対応マニュアル」に基づき、区民避難所（地域防災拠点）における飼養場所を確保します。

また、公益社団法人東京都獣医師会中央支部の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持にも努めます。

8 相談やこころのケアができる体制

港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を開設します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回し、避難者のこころのケアを行います。

9 その他

（1）避難所における物資の配給方法

食料等物資の配給は、班長を通じて各班ごとに行います。

（2）給食内容及び方法

原則として、乾パン・ビスケット（1・2食目） → アルファ化米（3～9食目） → 米飯（それ以降）の順に行います。

以後、漸次可能な限り米飯の炊き出しによる給食を行うものとします。

また、おかゆ等については、高齢者等に対して優先的に給食します。

（3）情報提供

区民避難所（地域防災拠点）に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

（4）支援物資の提供

区民避難所（地域防災拠点）を地域の防災拠点とし、避難者の他、区民避難所（地域防災拠点）に避難していない在宅避難者等の被災者についても支援物資の提供を行います。

（5）避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

区民避難所（地域防災拠点）での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第3 福祉避難所

1 福祉避難所の開設

避難行動要支援者のほか、区民避難所（地域防災拠点）で生活することが事実上困難な人（介護等のケアが必要な高齢者や障害者等）について、安否確認ののち、介護サービスの維持と必要な生活物資の配送等の支援を行うため、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が行い、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害保健福祉センター等の福祉避難所を施設職員が開設し、介護等（医療行為を除く）の必要なサービスを提供します。

避難方法について、個別支援計画に基づき、関係機関(医師、看護師、高齢者相談センター管理者、介護事業者等)と情報交換します。

2 福祉避難所への指示命令

福祉避難所への指示命令は、災対高齢者支援課、災対障害者福祉課が行うことし、優先度の高い高齢者や障害者等のデータを活用して、必要な支援を行います。

3 福祉避難所の運営

7 区民避難所（地域防災拠点）における動物の適正な飼養

災害時には、負傷または逸走する動物が多数生じると同時に、多くの飼養動物（ペット）が飼い主とともに区民避難所（地域防災拠点）に同行避難してくることが予想されます。「区民避難所におけるペット対応マニュアル」に基づき、区民避難所（地域防災拠点）における飼養場所を確保します。

また、公益社団法人東京都獣医師会中央支部の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持にも努めます。

8 相談やこころのケアができる体制

港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を開設します。

また、区民避難所（地域防災拠点）に保健師等が巡回し、避難者のこころのケアを行います。

9 その他

（1）避難所における物資の配給方法

食料等物資の配給は、班長を通じて各班ごとに行います。

（2）給食内容及び方法

原則として、乾パン・ビスケット（1・2食目） → アルファ化米（3～9食目） → 米飯（それ以降）の順に行います。

以後、漸次可能な限り米飯の炊き出しによる給食を行うものとします。

また、おかゆ等については、高齢者等に対して優先的に給食します。

（3）情報提供

区民避難所（地域防災拠点）に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

（4）支援物資の提供

区民避難所（地域防災拠点）を地域の防災拠点とし、避難者の他、区民避難所（地域防災拠点）に避難していない在宅避難者等の被災者についても支援物資の提供を行います。

（5）避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

区民避難所（地域防災拠点）での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第3 福祉避難所

1 福祉避難所の開設

避難行動要支援者のほか、区民避難所（地域防災拠点）で生活することが事実上困難な人（介護等のケアが必要な高齢者や障害者等）について、安否確認ののち、介護サービスの維持と必要な生活物資の配送等の支援を行うため、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が行い、特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害保健福祉センター等の福祉避難所を施設職員が開設し、介護等（医療行為を除く）の必要なサービスを提供します。

2 福祉避難所への指示命令

福祉避難所への指示命令は、災対高齢者支援課、災対障害者福祉課が行うことし、優先度の高い高齢者や障害者等のデータを活用して、必要な支援を行います。

3 福祉避難所の運営

福祉避難所は、当該施設の職員が主体となって運営することを基本とします。なお、福祉避難所の施設職員は、災害時に施設入居者の安全確保等の役割も担うことから、全ての避難者への対応が困難なことが想定されます。区は、協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における介護サービスの実施など、避難者への支援を行います。

福祉避難所の運営が円滑に行われるよう「福祉避難所運営マニュアル」を整備します。

4 福祉避難所における任務

- (1) 福祉避難所の開設及び閉鎖
- (2) 収容者の受付
- (3) 収容

施設入所者とは別に、避難者を収容します。また、高齢者や障害者等への配慮などによるプライバシーの確保に努めます。

(4) 物資の受払

福祉避難所に配布された食料品等物資の受払

(5) 記録

①記録事項は次のとおりです。

- | | |
|---------------|-------|
| ア 避難所収容台帳 | (様式1) |
| イ 避難所応急名簿 | (様式2) |
| ウ 避難者名(世帯用) | (様式3) |
| エ 収容者名簿 | (様式4) |
| オ 物品受払簿 | (様式5) |
| カ 収容状況調書 | (様式6) |
| キ 救助物資等支給状況調書 | (様式7) |
| ク 避難所日誌 | (様式8) |
| ケ その他 | |

(震災資料編 震3-8-2 避難所運営(様式) 参照)

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

(6) 報告

福祉避難所の責任者は、高齢者施設は災対高齢者支援課長に、障害者施設は災対障害者福祉課長に、次の事項を報告します。

報告事項は次のとおりです。

①福祉避難所の開設(閉鎖)報告

②福祉避難所の状況報告 8時、12時、18時

③給食

見込人員	朝食	昼食	夕食
済人員	〃	〃	〃

④その他随時状況により報告をします。

5 相談やこころのケアができる体制

福祉避難所に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行います。

6 避難者への介護サービスの実施体制

運営は、福祉避難所に指定されている施設職員が主体的に運営することを基本とします。なお、運営方法は、「港区避難所運営マニュアル」を基本に進めます。

今後、「福祉避難所運営マニュアル」を策定し、効果的な運営方法等の検証を進めます。

4 福祉避難所における任務

- (1) 福祉避難所の開設及び閉鎖
- (2) 収容者の受付
- (3) 収容

施設入所者とは別に、避難者を収容します。また、高齢者や障害者等への配慮などによるプライバシーの確保に努めます。

(4) 物資の受払

福祉避難所に配布された食料品等物資の受払

(5) 記録

①記録事項は次のとおりです。

- | | |
|---------------|-------|
| ア 避難所収容台帳 | (様式1) |
| イ 避難所応急名簿 | (様式2) |
| ウ 避難者名(世帯用) | (様式3) |
| エ 収容者名簿 | (様式4) |
| オ 物品受払簿 | (様式5) |
| カ 収容状況調書 | (様式6) |
| キ 救助物資等支給状況調書 | (様式7) |
| ク 避難所日誌 | (様式8) |
| ケ その他 | |

(震災資料編 震3-8-2 避難所運営(様式) 参照)

②①のエ・オは、8時、12時、18時の状況を記録します。

(6) 報告

福祉避難所の責任者は、高齢者施設は災対高齢者支援課長に、障害者施設は災対障害者福祉課長に、次の事項を報告します。

報告事項は次のとおりです。

①福祉避難所の開設(閉鎖)報告

②福祉避難所の状況報告 8時、12時、18時

③給食

見込人員	朝食	昼食	夕食
済人員	〃	〃	〃

④その他随時状況により報告をします。

5 相談やこころのケアができる体制

福祉避難所に保健師等が巡回で避難者のこころのケアを行います。

6 避難者への介護サービスの実施体制

福祉避難所施設職員のほか、災害時協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における入浴介護やリハビリテーションなどの介護サービスを実施することで、避難者への支援を強化します。

7 その他

(1) 物資等の配給等

食料等物資の配給は、避難者の状況を勘案しながら施設長を通じて、施設職員や専門知識をもつ職員が行います。

(2) 情報提供

福祉避難所に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

(3) 感染症対策

福祉避難所の運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を徹底します。

(4) 避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

福祉避難所での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第4 開設期間

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の開設期間は原則として7日以内とします。

ただし、7日以内に区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の閉鎖が困難な時は、事前に厚生労働大臣と協議し、開設期間を延長します。

福祉避難所施設職員のほか、災害時協定を締結した区内介護事業者等と連携し、避難所における入浴介護やリハビリテーションなどの介護サービスを実施することで、避難者への支援を強化します。

7 その他

(1) 物資等の配給等

食料等物資の配給は、避難者の状況を勘案しながら施設長を通じて、施設職員や専門知識をもつ職員が行います。

(2) 情報提供

福祉避難所に避難した被災者の他、避難していない被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、広報みなとかわら版などをはじめとする広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ、Wi-Fi等の整備を行います。

(3) 避難所における防犯・防火安全性の確保や衛生管理

福祉避難所での性暴力や窃盗などの防犯や防火管理、衛生管理について、責任者の管理のもと適切に行います。

第4 開設期間

区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の開設期間は原則として7日以内とします。

ただし、7日以内に区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所の閉鎖が困難な時は、事前に厚生労働大臣と協議し、開設期間を延長します。

該当部分	風水害編第3部第10章第1節 災害時の対応
機関名	港区（高齢者支援課、障害者福祉課）

修正案	現 行
<p>第1節 災害時の対応</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 要配慮者や支援関係者等に対し避難指示等を伝達します。 避難誘導を実施します。 要配慮者に関する情報収集、安否確認を行います。 <p>第2 時間経過別の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難指示等発令後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 情報の提供 <p>事前に整備している情報伝達手段を活用し、高齢者等避難、避難指示を伝達します。</p> 支援体制の確認 <p>各所管において、予め構築している支援体制の確認を行うとともに各支援関係者に対し支援準備態勢をとるよう連絡を行います。</p> 発災直後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者対策室の設置 <p>港区災害対策本部設置後、避難行動要支援者の対策については、災対保健福祉課が対策室の指揮をとり、災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対みなと保健所と連携して対応します。</p> 避難行動要支援者の安否確認 <p>発災直後、避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者に対し予め定められた支援者が安否確認等に向かいます。</p> <p>また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者に対しては、発災直後だけでなく、継続的に安否確認を行います。</p> 福祉施設からの情報収集や福祉避難所の開設 <p>高齢・障害者施設や保育園等の福祉施設について、災害発生直後から情報収集・連絡を行い、迅速に支援します。</p> <p>また、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対保健福祉課へ行き、災害対策本部と協議の上、福祉避難所の開設及び運営の指示命令を行います。</p> 発災数日後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 区民避難所（地域防災拠点）から福祉避難所、医療機関等への搬送 <p>避難所生活では、十分な医療的対応や介護サービス等が受けられないため、避難所生活が困難な要配慮者については、福祉避難所や医療機関への搬送を行います。</p> <p>その際には、避難所運営に当たっている地域防災協議会や災害ボランティア、災対地区本部、災対みなと保健所等が連携し搬送にあたります。</p> 福祉避難所生活の支援 <p>福祉避難所生活を送る要配慮者一人ひとりのニーズを把握し、寒暖対策、高齢・障害者の食事、衛生の</p> 	<p>第1節 災害時の対応</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 要配慮者や支援関係者等に対し避難勧告・避難指示（緊急）を伝達します。 避難誘導を実施します。 要配慮者に関する情報収集、安否確認を行います。 <p>第2 時間経過別の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難勧告等発令後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 情報の提供 <p>事前に整備している情報伝達手段を活用し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を伝達します。</p> 支援体制の確認 <p>各所管において、予め構築している支援体制の確認を行うとともに各支援関係者に対し支援準備態勢をとるよう連絡を行います。</p> 発災直後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者対策室の設置 <p>港区災害対策本部設置後、避難行動要支援者の対策については、災対保健福祉課が対策室の指揮をとり、災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対みなと保健所と連携して対応します。</p> 避難行動要支援者の安否確認 <p>発災直後、避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者に対し予め定められた支援者が安否確認等に向かいます。</p> <p>また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者に対しては、発災直後だけでなく、継続的に安否確認を行います。</p> 福祉施設からの情報収集や福祉避難所の開設 <p>高齢・障害者施設や保育園等の福祉施設について、災害発生直後から情報収集・連絡を行い、迅速に支援します。</p> <p>また、福祉避難所の開設要請を災対高齢者支援課及び災対障害者福祉課が災対保健福祉課へ行き、災害対策本部と協議の上、福祉避難所の開設及び運営の指示命令を行います。</p> 発災数日後の対応 <ol style="list-style-type: none"> 区民避難所（地域防災拠点）から福祉避難所、医療機関等への搬送 <p>避難所生活では、十分な医療的対応や介護サービス等が受けられないため、避難所生活が困難な要配慮者については、福祉避難所や医療機関への搬送を行います。</p> <p>その際には、避難所運営に当たっている地域防災協議会や災害ボランティア、災対地区本部、災対みなと保健所等が連携し搬送にあたります。</p> 福祉避難所生活の支援

確保等に配慮します。

(3) 在宅生活の支援

災対保健福祉支援部が中心となり、福祉関係事業者等に協力の要請をし、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者を定期的に訪問して安否の確認及び情報提供等を行います。

(4) 相談窓口の設置

福祉避難所等に要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者のニーズを把握します。また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者のために、災対保健福祉支援部内に**相談窓口**を設置します。

4 支援関係者の安全確保

災害時の対応に当たっては、支援関係者は本人や家族等の安全確保を第一とし、二次災害等に遭わないように自身の安全確保に努めながら要配慮者を支援するよう周知します。

福祉避難所生活を送る要配慮者一人ひとりのニーズを把握し、寒暖対策、高齢者用の食事、衛生の確保等に配慮します。

(3) 在宅生活の支援

災対保健福祉支援部が中心となり、福祉関係事業者等に協力の要請をし、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者を定期的に訪問して安否の確認及び情報提供等を行います。

(4) 相談窓口の設置

福祉避難所等に要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者のニーズを把握します。また、避難所への避難を必要としない自宅残留の避難行動要支援者のために、災対保健福祉支援部内に電話相談窓口を設置します。

4 支援関係者の安全確保

災害時の対応に当たっては、支援関係者は本人や家族等の安全確保を第一とし、二次災害等に遭わないように自身の安全確保に努めながら要配慮者を支援するよう周知します。

該当部分	風水害編第3部第12章第1節 医療救護等活動計画
機関名	港区（保健予防課）

修正案	現行
-----	----

第1節 医療救護等活動計画

災害時において医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときにおける、医療救護、保健相談、防疫、生活衛生の迅速、的確な行動を明らかにし、被災者救護の万全を図ります。

災害時における医療救護の流れは、次のとおりです。

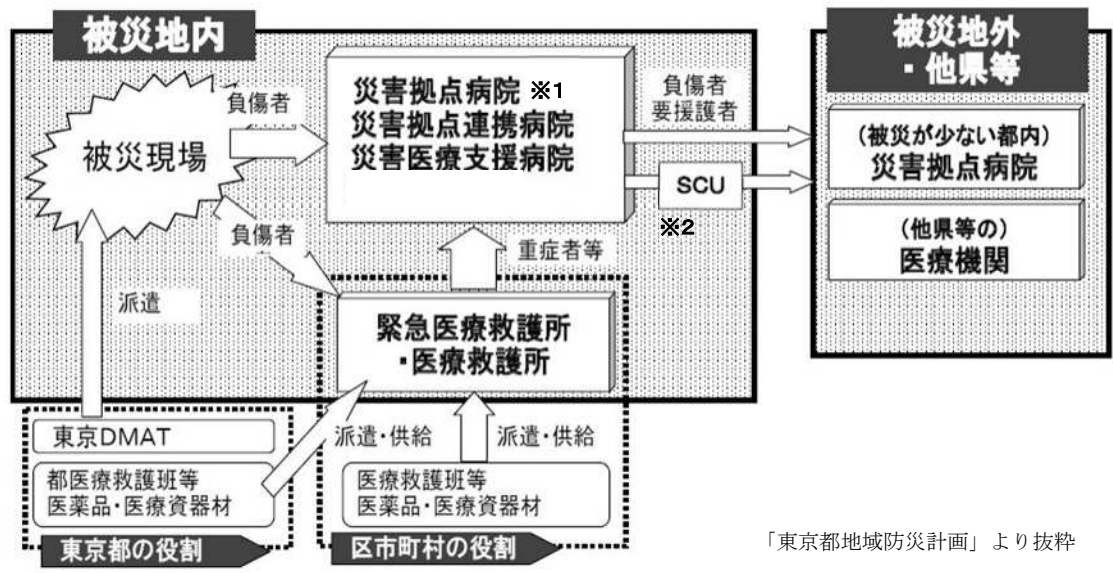


図3-12-1 災害時医療救護の流れ

- ※1 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れます。災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患対応、その他医療救護活動を行います。
- ※2 SCUとは、域内で対応できない傷病者を広域に搬送するに当たり、長時間搬送に必要な処置等を行うため、広域搬送拠点に設けられる臨時医療施設をいいます。

第1節 医療救護等活動計画

災害時において医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときにおける、医療救護、保健相談、防疫、生活衛生の迅速、的確な行動を明らかにし、被災者救護の万全を図ります。

災害時における医療救護の流れは、次のとおりです。

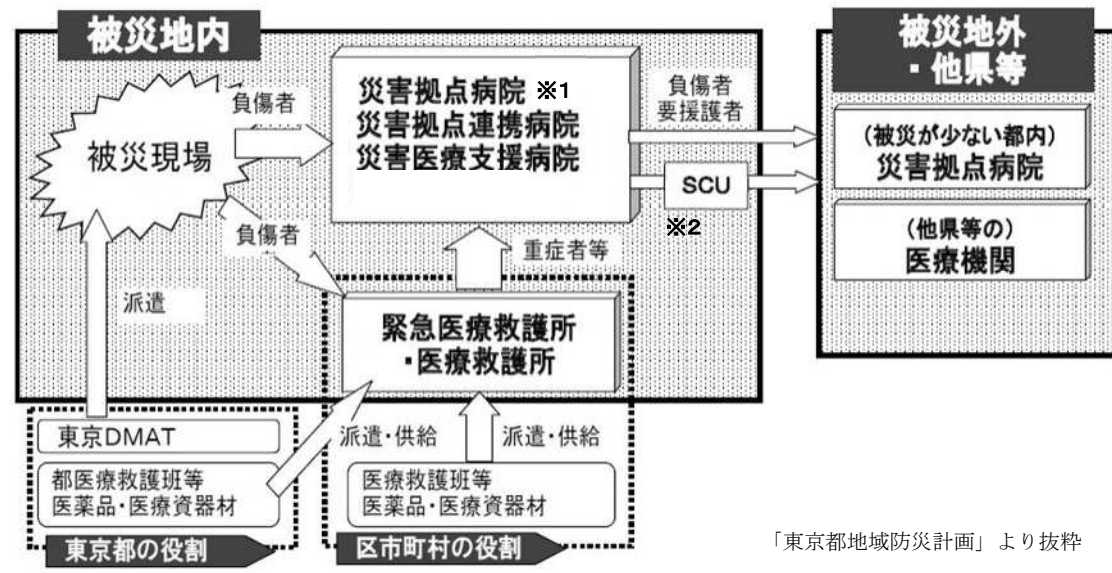


図3-12-1 災害時医療救護の流れ

- ※1 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れます。災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患対応、その他医療救護活動を行います。
- ※2 SCUとは、域内で対応できない傷病者を広域に搬送するに当たり、長時間搬送に必要な処置等を行うため、広域搬送拠点に設けられる臨時医療施設をいいます。

港区の災害時における医療救護の連携体制は、次のとおりです。

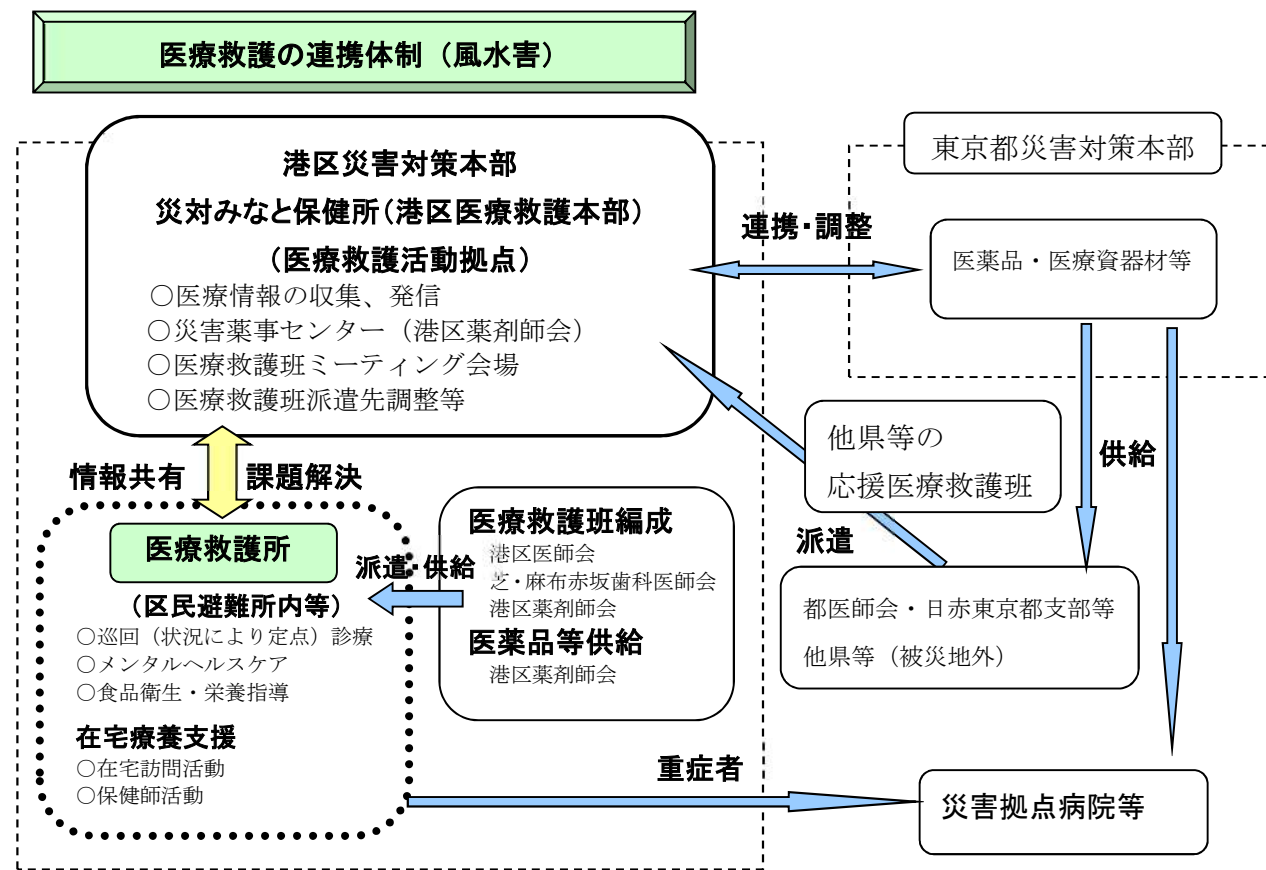


図 3-12-2 医療救護の連携体制

第1 情報連絡体制

1 区の役割

- (1) 災害状況に対応した連絡網を構築し、保健所・都・区内病院・一般社団法人東京都港区医師会等及び医療救護班との一元的な連絡体制を確立します。
- (2) 災対みなと保健所が一般社団法人東京都港区医師会等から収集した医療機関の被害情報や医療情報等は、港区公式ホームページ等で区民に周知するとともに、保健所、災対地区本部、区民避難所（地域防災拠点）等に掲示します。

2 港区災害医療コーディネーター

災対みなと保健所長の指揮の下、港区災害医療コーディネーターは、区内の医療情報を集約・一元化し、一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班や他県等から派遣される医療救護班等の巡回先などの医療救護活動等の統括及び調整並びに災害医療に関する助言を行います。

また、区内の医療資源が不足する場合には、東京 DMAT や医療救護班等の派遣受け入れを調整します。

第2 災害時医療救護体制

1 区の役割

- (1) 災対みなと保健所に港区医療救護本部を設置します。
- (2) 災害時における医療救護を一次的に実施します。
- (3) 限られた医療資源を活用するため、区内の医療救護活動を統括・調整します。

2 病院

港区の災害時における医療救護の連携体制は、次のとおりです。

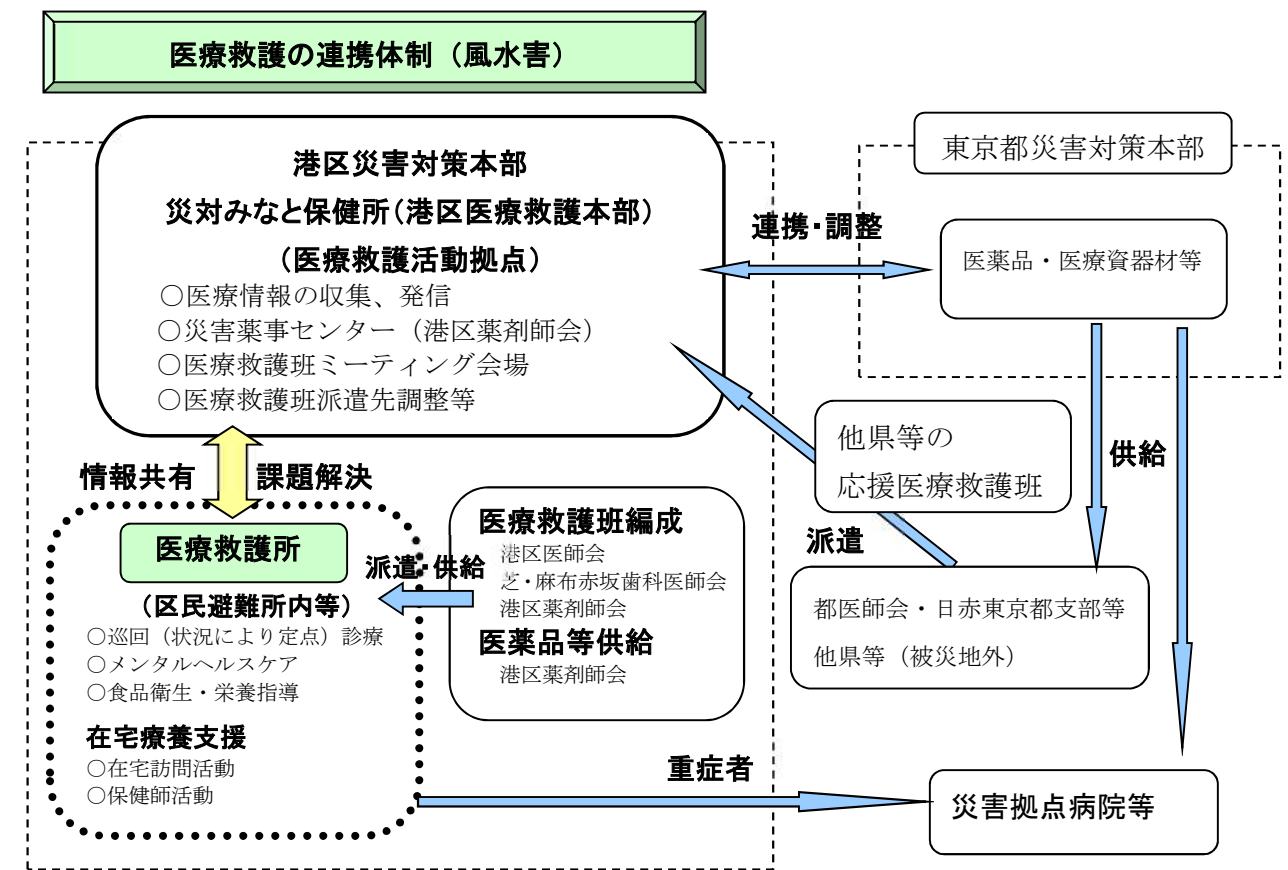


図 3-12-2 医療救護の連携体制

第1 情報連絡体制

1 区の役割

- (1) 災害状況に対応した連絡網を構築し、保健所・都・一般社団法人東京都港区医師会等及び医療救護班との一元的な連絡体制を確立します。
- (2) 災対みなと保健所が一般社団法人東京都港区医師会等から収集した医療機関の被害情報や医療情報等は、港区公式ホームページ等で区民に周知するとともに、保健所、災対地区本部、区民避難所（地域防災拠点）等に掲示します。

2 港区災害医療コーディネーター

災対みなと保健所長の指揮の下、港区災害医療コーディネーターは、区内の医療情報を集約・一元化し、一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班や他県等から派遣される医療救護班等の巡回先などの医療救護活動等の統括及び調整並びに災害医療に関する助言を行います。

また、区内の医療資源が不足する場合には、東京 DMAT や医療救護班等の派遣受け入れを調整します。

第2 災害時医療救護体制

1 区の役割

- (1) 災対みなと保健所に港区医療救護本部を設置します。
- (2) 災害時における医療救護を一次的に実施します。
- (3) 限られた医療資源を活用するため、区内の医療救護活動を統括・調整します。

2 病院

発災直後から超急性期までは、全ての病院は原則として災害医療対応を行います。病院をその能力と特性により次のとおり分類します。

表3-12-1 病院の分類

区分	内容
①災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う。 ※基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院
②災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 ※救急告示を受けた病院等で都が指定する病院
③災害医療支援病院	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う。 ※上記①及び②を除いた全ての病院

(震災資料編 震3-11-1 災害時医療施設 参照)

3 専門的医療（透析、産科、有床等）を行う診療所

診療を継続するとともに、災害医療対応（患者の受入れ等）を行います。

4 助産救護施設

災害時において妊産婦の保護及び新生児の安全を確保するため、助産救護を行う医療機関をあらかじめ指定します。

5 一般診療所、歯科診療所、薬局

医療救護所へ医療救護班としての派遣等を行います。

6 医療救護所

区は、実情に応じて被災者の救護のため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を設置します。

第3 医療救護所

1 区の役割

(1) 区民避難所（地域防災拠点）等に医療救護所を設置します。

2 医療救護所

(1) 開設

区は、区民避難所（地域防災拠点）等の被災者が医療救護等を必要とするときは、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応するため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を開設します。

医療救護所での医療活動等は、災対みなと保健所長が一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会に医療救護班等の出動を要請し、原則として巡回診療で行い、被災者の状況によっては定点診療で行います。

区は、医療救護所の開設状況及び医療救護班等の派遣状況を都福祉保健局長に報告します。

(2) 設置場所

医療救護所は、原則として次の場所に設置します。

- ①おおむね500人以上収容の区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所
- ②その他災対みなと保健所長が必要と認める場所

発災直後から超急性期までは、全ての病院は原則として災害医療対応を行います。病院をその能力と特性により次のとおり分類します。

表3-12-1 病院の分類

区分	内容
①災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う。 ※基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院
②災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 ※救急告示を受けた病院等で都が指定する病院
③災害医療支援病院	専門的医療（透析、産科、小児科、精神科）を継続し、その他軽症治療・慢性疾患対応等の医療救護活動を行う。 ※上記①及び②を除いた全ての病院

(震災資料編 震3-11-1 災害時医療施設 参照)

3 専門的医療（透析、産科、有床等）を行う診療所

診療を継続するとともに、災害医療対応（患者の受入れ等）を行います。

4 助産救護施設

災害時において妊産婦の保護及び新生児の安全を確保するため、助産救護を行う医療機関をあらかじめ指定します。

5 一般診療所、歯科診療所、薬局

医療救護所へ医療救護班としての派遣等を行います。

6 医療救護所

区は、実情に応じて被災者の救護のため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を設置します。

第3 医療救護所

1 区の役割

(1) 区民避難所（地域防災拠点）等に医療救護所を設置します。

2 医療救護所

(1) 開設

区は、区民避難所（地域防災拠点）等の被災者が医療救護等を必要とするときは、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応するため、区民避難所（地域防災拠点）等に「医療救護所」を開設します。

医療救護所での医療活動等は、災対みなと保健所長が一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会に医療救護班等の出動を要請し、原則として巡回診療で行い、被災者の状況によっては定点診療で行います。

区は、医療救護所の開設状況及び医療救護班等の派遣状況を都福祉保健局長に報告します。

(2) 設置場所

医療救護所は、原則として次の場所に設置します。

- ①おおむね500人以上収容の区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所
- ②その他災対みなと保健所長が必要と認める場所

第4 医療救護活動拠点

1 区の役割

医療救護活動拠点をみなと保健所に設置します。

2 活動内容

港区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行います。

第5 医療救護班等

1 区の役割

(1) 一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請します。

(2) 医療救護体制が不足する場合には、都に対し応援を要請します。

2 医療救護班等の編成・派遣

災対みなと保健所長は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、協定に基づき一般社団法人東京都港区医師会等に医療救護班等の編成及び医療救護所への派遣を要請します。

3 医療救護班等の活動内容

(1) 医療救護所での活動

区民避難所（地域防災拠点）等の保健室や集会室等を利用した医療救護所において、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応します。

原則として巡回診療で、被災者の状況によっては定点診療で、次に掲げる業務全般を行います。

①傷病者に対する応急処置・治療（歯科を含む）

②病院への移送の可否の決定

③移送困難な患者に対する医療

④死亡の確認

⑤その他

(2) 東京 DMAT チームとの連携

発災直後からの救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT チームと連携して行います。

4 都に対する応援要請

港区災害医療コーディネーターは、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の医療救護班等の活動だけでは十分でないとき、都へ応援要請を行うほか、災対みなと保健所長に、都福祉保健局長及びその他関係機関に協力を要請するよう助言し、調整します。

第6 医薬品、医療資器材の調達

1 区の役割

(1) 災害薬事センターを設置します。

(2) 医療救護班等が医療救護所で使用する医薬品、医療資器材は、区が備蓄している物資、一般社団法人東京都港区医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会の医療救護班等が携行する医薬品等、並びに必要なに応じ協定に基づき、一般社団法人東京都港区薬剤師会等により供給される医薬品等を使用します。

(3) 災対みなと保健所長は、区の備蓄医薬品等で不足が生じた際は、都福祉保健局に都の備蓄の供給を要

第4 医療救護活動拠点

1 区の役割

医療救護活動拠点をみなと保健所に設置します。

2 活動内容

港区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行います。

第5 医療救護班等

1 区の役割

(1) 一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請します。

(2) 医療救護体制が不足する場合には、都に対し応援を要請します。

2 医療救護班等の編成・派遣

災対みなと保健所長は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、協定に基づき一般社団法人東京都港区医師会等に医療救護班等の編成及び医療救護所への派遣を要請します。

3 医療救護班等の活動内容

(1) 医療救護所での活動

区民避難所（地域防災拠点）等の保健室や集会室等を利用した医療救護所において、被災者の外傷のみならず、慢性疾患やメンタルヘルスに対応します。

原則として巡回診療で、被災者の状況によっては定点診療で、次に掲げる業務全般を行います。

①傷病者に対する応急処置・治療（歯科を含む）

②病院への移送の可否の決定

③移送困難な患者に対する医療

④死亡の確認

⑤その他

(2) 東京 DMAT チームとの連携

発災直後からの救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT チームと連携して行います。

4 都に対する応援要請

港区災害医療コーディネーターは、一般社団法人東京都港区医師会、公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会、一般社団法人東京都港区薬剤師会及び公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の医療救護班等の活動だけでは十分でないとき、都へ応援要請を行うほか、災対みなと保健所長に、都福祉保健局長及びその他関係機関に協力を要請するよう助言し、調整します。

第6 医薬品、医療資器材の調達

1 区の役割

(1) 災害薬事センターを設置します。

(2) 医療救護班等が医療救護所で使用する医薬品、医療資器材は、区が備蓄している物資、一般社団法人東京都港区医師会及び一般社団法人東京都港区薬剤師会の医療救護班等が携行する医薬品等、並びに必要なに応じ協定に基づき、一般社団法人東京都港区薬剤師会等により供給される医薬品等を使用します。

(3) 災対みなと保健所長は、区の備蓄医薬品等で不足が生じた際は、都福祉保健局に都の備蓄の供給を要

請するとともに、協定に基づき医薬品等の卸売販売業者から調達します。

また、被害が極めて甚大で区の行政機能が喪失され、自ら医薬品等を調達できない事態が発生した場合は、都に支援を要請し、都が区に代わって調達を行い、医薬品等を供給します。

2 災害薬事センター

(1) 設置

医療救護所等への医薬品の供給拠点となる災害薬事センターを必要に応じて、みなと保健所に設置します。

(2) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターには、一般社団法人東京都港区薬剤師会が推薦する者を選任します。

災害薬事コーディネーターは、港区災害医療コーディネーターに協力して、医療救護所等で必要な医薬品等の調達・供給を行います。

第7 医療救護班等の移動及び医薬品・医療資器材の搬送

1 区の役割

(1) 各災対地区本部、災対総務部が災対みなと保健所と協力して行います。

2 活動内容

医療救護班等は、原則として徒歩、自転車等により、自力で医療救護所へ移動します。医療救護班等が自力で移動することが困難な場合は、区が移送します。

医薬品・医療資器材の搬送については、庁有車、雇上げ車両、リヤカー・台車等で搬送します。

また、医薬品等を卸売販売業者から購入する場合、医療救護所、区民避難所（地域防災拠点）等で必要となる医薬品等は、災害薬事センターが取りまとめて、卸売販売業者へ発注します。

卸売販売業者は医療救護所へは直接納品します。区民避難所（地域防災拠点）等で使用する医薬品等は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師班が区民避難所（地域防災拠点）等の住民へ服薬指導をしたうえで、配布します。

第8 災害拠点病院等への搬送

1 災害拠点病院等

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は、災害拠点病院、災害拠点連携病院等の病院に搬送し治療を行います。

2 搬送体制

(1) 医療救護班等は、災害拠点病院等に収容する必要がある者を搬送するよう、災対みなと保健所長に要請します。災対みなと保健所長は、港区災害医療コーディネーターと調整のうえ、区災害対策本部長に搬送を要請します。

(2) 区災害対策本部長は、搬送の要請を受けた場合、次により対応します。

①消防署に、救急車の出動による搬送を要請します。

②庁有車、雇上げ車両等により、災対総務部と各災対地区本部が協力して搬送します。

③都福祉保健局にヘリコプター・船舶等による搬送を要請します。

④株式会社フジエクスプレスとの「災害時におけるバス供給協力に関する協定」により、港区コミュニティバス「ちいばす」が傷病者等を搬送します。

第9 一般社団法人東京都港区医師会の活動

1 医療救護活動

一般社団法人東京都港区医師会は、みなと保健所に医師会救護団本部を置き、医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の医療救護活動を行います。

請するとともに、協定に基づき医薬品等の卸売販売業者から調達します。

また、被害が極めて甚大で区の行政機能が喪失され、自ら医薬品等を調達できない事態が発生した場合は、都に支援を要請し、都が区に代わって調達を行い、医薬品等を供給します。

2 災害薬事センター

(1) 設置

医療救護所等への医薬品の供給拠点となる災害薬事センターを必要に応じて、みなと保健所に設置します。

(2) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターには、一般社団法人東京都港区薬剤師会が推薦する者を選任します。

災害薬事コーディネーターは、港区災害医療コーディネーターに協力して、医療救護所等で必要な医薬品等の調達・供給を行います。

第7 医療救護班等の移動及び医薬品・医療資器材の搬送

1 区の役割

(1) 各災対地区本部、災対総務部が災対みなと保健所と協力して行います。

2 活動内容

医療救護班等は、原則として徒歩、自転車等により、自力で医療救護所へ移動します。医療救護班等が自力で移動することが困難な場合は、区が移送します。

医薬品・医療資器材の搬送については、庁有車、雇上げ車両、リヤカー・台車等で搬送します。

また、医薬品等を卸売販売業者から購入する場合、医療救護所、区民避難所（地域防災拠点）等で必要となる医薬品等は、災害薬事センターが取りまとめて、卸売販売業者へ発注します。

卸売販売業者は医療救護所へは直接納品します。区民避難所（地域防災拠点）等で使用する医薬品等は、災害薬事センターへ納品し、薬剤師班が区民避難所（地域防災拠点）等の住民へ服薬指導をしたうえで、配布します。

第8 災害拠点病院等への搬送

1 災害拠点病院等

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者は、災害拠点病院、災害拠点連携病院等の病院に搬送し治療を行います。

2 搬送体制

(1) 医療救護班等は、災害拠点病院等に収容する必要がある者を搬送するよう、災対みなと保健所長に要請します。災対みなと保健所長は、港区災害医療コーディネーターと調整のうえ、区災害対策本部長に搬送を要請します。

(2) 区災害対策本部長は、搬送の要請を受けた場合、次により対応します。

①消防署に、救急車の出動による搬送を要請します。

②庁有車、雇上げ車両等により、災対総務部と各災対地区本部が協力して搬送します。

③都福祉保健局にヘリコプター・船舶等による搬送を要請します。

④株式会社フジエクスプレスとの「災害時におけるバス供給協力に関する協定」により、港区コミュニティバス「ちいばす」が傷病者等を搬送します。

第9 一般社団法人東京都港区医師会の活動

1 医療救護活動

一般社団法人東京都港区医師会は、みなと保健所に医師会救護団本部を置き、医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の医療救護活動を行います。

2 協定の締結

医療救護活動を円滑に実施するため、区と協定を締結します。

3 災害救助法の適用関係

一般社団法人東京都港区医師会は、災害救助法の適用の前後に関わらず、災害が発生し、災対みなど保健所長を通じ、区災害対策本部長からの要請があったときは、医療救護班を編成し、医療救護活動を行います。

第 10 公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会の活動

1 歯科医療救護活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、歯科医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の歯科医療救護活動（歯科に関する応急処置・治療等）を行います。

2 口腔衛生活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、必要に応じ区民避難所（地域防災拠点）等における口腔衛生活動を行います。

3 その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第 11 一般社団法人東京都港区薬剤師会の活動

1 調剤及び服薬指導等

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、薬剤師班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により必要となった医療救護所、区民避難所（地域防災拠点）等において応急の調剤薬事指導、医薬品等の供給を行うとともに、一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援を行います。

2 災害薬事センターの運営

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、みなど保健所に必要に応じて設置する災害薬事センターの運営を災対みなど保健所と協力して行います。

3 その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第 12 公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の活動

1 応急救護活動

公益社団法人東京都柔道整復師会港支部は、傷病者に対し柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲内で応急救護を行います。

第 13 活動の報告

1 医療救護班等は、災害救助法が適用された場合は、法の定めるところにより、医療救護活動について、災対みなど保健所長を通じて、区災害対策本部長に報告します。

災害救助法適用前にあっても、法の定めるところに準拠して、災対みなど保健所長を通じて、区災害対策本部長に報告します。

2 区災害対策本部長は都福祉保健局長に報告します。

第 14 費用の負担区分

1 医療救護所における医療費は、無料とします。

2 一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班は、原則として医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材は区の備蓄物資を使用しますが、必要に応じて自ら携行したものを使用することが出来るものとします。

3 一般社団法人東京都港区薬剤師会は、医療救護活動において不足する医薬品等を供給します。

4 災害時の使用医薬品・消耗医療資器材の費用については、区が負担します。

2 協定の締結

医療救護活動を円滑に実施するため、区と協定を締結します。

3 災害救助法の適用関係

一般社団法人東京都港区医師会は、災害救助法の適用の前後に関わらず、災害が発生し、災対みなど保健所長を通じ、区災害対策本部長からの要請があったときは、医療救護班を編成し、医療救護活動を行います。

第 10 公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会の活動

1 歯科医療救護活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、歯科医療救護班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により生じた傷病者の歯科医療救護活動（歯科に関する応急処置・治療等）を行います。

2 口腔衛生活動

公益社団法人東京都港区芝歯科医師会、公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会は、必要に応じ区民避難所（地域防災拠点）等における口腔衛生活動を行います。

3 その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第 11 一般社団法人東京都港区薬剤師会の活動

1 調剤及び服薬指導等

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、薬剤師班を編成・派遣するなど、港区に発生した災害により必要となった医療救護所、区民避難所（地域防災拠点）等において応急の調剤薬事指導、医薬品等の供給を行うとともに、一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援を行います。

2 災害薬事センターの運営

一般社団法人東京都港区薬剤師会は、みなど保健所に必要に応じて設置する災害薬事センターの運営を災対みなど保健所と協力して行います。

3 その他については一般社団法人東京都港区医師会の項に準じます。

第 12 公益社団法人東京都柔道整復師会港支部の活動

1 応急救護活動

公益社団法人東京都柔道整復師会港支部は、傷病者に対し柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲内で応急救護を行います。

第 13 活動の報告

1 医療救護班等は、災害救助法が適用された場合は、法の定めるところにより、医療救護活動について、災対みなど保健所長を通じて、区災害対策本部長に報告します。

災害救助法適用前にあっても、法の定めるところに準拠して、災対みなど保健所長を通じて、区災害対策本部長に報告します。

2 区災害対策本部長は都福祉保健局長に報告します。

第 14 費用の負担区分

1 医療救護所における医療費は、無料とします。

2 一般社団法人東京都港区医師会等の医療救護班は、原則として医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材は区の備蓄物資を使用しますが、必要に応じて自ら携行したものを使用することが出来るものとします。

3 一般社団法人東京都港区薬剤師会は、医療救護活動において不足する医薬品等を供給します。

4 災害時の使用医薬品・消耗医療資器材の費用については、区が負担します。

該当部分	風水害編第3部第19章第1節 応急教育の実施方法
機 関 名	港区（教育人事企画課）

修 正 案	現 行
<p>第1節 応急教育の実施方法</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 被災した児童及び生徒の応急教育に関することを行います。</p> <p>第2 時系列の対応</p> <p>1 事前対応</p> <p>(1) 園長・校長は、災害時における教育活動を早期に再開するため、応急教育の実施計画を作成します。</p> <p>(2) 園長・校長は、幼児・児童・生徒の安全確保及び災害対応力の強化を図るため、次の事項等について災害対応マニュアル等を整備し、防災教育・防災訓練を充実させます。</p> <p>①日頃から安全教育・避難訓練等の充実に努め、幼児・児童・生徒が「危険を予測し、自らの力で危険を回避することができる態度や能力」の育成に関すること</p> <p>②災害時における園・学校と保護者との連絡方法に関すること（携帯電話・固定電話・電子メール・ホームページ・災害伝言ダイヤル等、多様な連絡方法の確保）</p> <p>③園・学校と災対教育委員会事務局、警察署及び消防署等の防災関係機関との連携体制に関すること</p> <p>④災害発生時の教職員の参集方法に関すること</p> <p>⑤総務省で新たに構築された「全国避難者情報システム」の活用に関すること</p> <p>2 災害発生時の対応</p> <p>(1) 園長・校長は、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全を確保し、災害の状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えるとともに教職員はあらかじめ定められた災害対応マニュアル等に基づき適切に行動します。</p> <p>(2) 園長・校長は、災害の規模、幼児・児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、園舎・校舎の管理に必要な職員を確保し、態勢を確立します。</p> <p>(3) 園長・校長は、幼児・児童・生徒が在校中や休日等の部活動など、園・学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、気象・地震警報等発令時の区立幼稚園、小中学校の対応方針に沿って、安全に幼児・児童・生徒を園・学校内に保護します。安全に帰宅若しくは保護者への引渡しができるまでは、園・学校が保護するとともに保護者への連絡、安否確認等、適切な措置を講じます。</p> <p>(4) 園長・校長は、学校施設・設備の被災状況、教職員及び幼児・児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、必要に応じて休業、分散登校、他校の利用等、応急教育計画の見直しを図ります。</p> <p>(5) 園長・校長は、応急教育の実施計画を作成したときは、災対教育委員会事務局に報告するとともに速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図ります。</p> <p>(6) 園長・校長は、園・学校が区民避難所（地域防災拠点）として開設された場合、「区民避難所（地域防災拠点）としての役割」と本来の「教育施設としての役割」の両機能を調整し、避難所部分と園・学校機能部分を明確に分離するなどの必要な措置を行います。特に避難が中・長期化する場合には、各</p>	<p>第1節 応急教育の実施方法</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 被災した児童及び生徒の応急教育に関することを行います。</p> <p>第2 時系列の対応</p> <p>1 事前対応</p> <p>(1) 園長・学校長は、災害時における教育活動を早期に再開するため、応急教育の実施計画を作成します。</p> <p>(2) 園長・学校長は、幼児・児童・生徒の安全確保及び災害対応力の強化を図るため、次の事項等について災害対応マニュアル等を整備し、防災教育・防災訓練を充実させます。</p> <p>①日頃から安全教育・避難訓練等の充実に努め、幼児・児童・生徒が「危険を予測し、自らの力で危険を回避することができる態度や能力」の育成に関すること</p> <p>②災害時における園・学校と保護者との連絡方法に関すること（携帯電話・固定電話・電子メール・ホームページ・災害伝言ダイヤル等、多様な連絡方法の確保）</p> <p>③園・学校と災対教育委員会事務局、警察署及び消防署等の防災関係機関との連携体制に関すること</p> <p>④災害発生時の教職員の参集方法に関すること</p> <p>⑤総務省で新たに構築された「全国避難者情報システム」の活用に関すること</p> <p>2 災害発生時の対応</p> <p>(1) 園長・学校長は、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全を確保し、災害の状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えるとともに教職員はあらかじめ定められた災害対応マニュアル等に基づき適切に行動します。</p> <p>(2) 園長・学校長は、災害の規模、幼児・児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、園舎・校舎の管理に必要な職員を確保し、態勢を確立します。</p> <p>(3) 園長・学校長は、幼児・児童・生徒が在校中や休日等の部活動など、園・学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全に幼児・児童・生徒を園・学校内に保護します。安全に帰宅若しくは保護者への引渡しができるまでは、園・学校が保護するとともに保護者への連絡、安否確認等、適切な措置を講じます。</p> <p>(4) 園長・学校長は、学校施設・設備の被災状況、教職員及び幼児・児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、必要に応じて休校、二部授業、他校の利用等、応急教育計画の見直しを図ります。</p> <p>(5) 園長・学校長は、応急教育の実施計画を作成したときは、災対教育委員会事務局に報告するとともに速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図ります。</p> <p>(6) 園長・学校長は、園・学校が区民避難所（地域防災拠点）として開設された場合、「区民避難所（地域防災拠点）としての役割」と本来の「教育施設としての役割」の両機能を調整し、避難所部分と園・学校機能部分を明確に分離するなどの必要な措置を行います。特に避難が中・長期化する場合には、各</p>

対地区本部や避難者代表者等と協議し、子どもたちの教育活動に支障がないように対応します。

第3 応急教育場所の選定・確保

- 1 災対教育委員会事務局は、園舎・校舎等の被害状況を把握し、応急教育場所を選定・確保します。
- 2 園舎・校舎の被害が大きい等、当該の園・学校の外に応急教育場所を定めなければならない場合は、隣接園・学校、区内園・学校、区有施設、区内民間施設、区外園・学校及び区外民間施設等に応急教育場所を選定・確保します。

第4 災害復旧時の対応

- 1 園長・校長は、災対教育委員会事務局と連携し、教職員を掌握して幼児・児童・生徒の被災状況を調査し、園舎・校舎の環境を整備するとともに、教育活動の早期再開に向け教科書及び教材の確保に努めます。
- 2 応急教育を早期に実施するため、災対教育委員会事務局は、被災園・学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- 3 園長・校長は、応急教育を実施するため、災対教育委員会事務局からの指示事項を徹底させます。
- 4 応急教育計画に基づき、教育活動を再開した場合には、幼児・児童・生徒の登下校の安全の確保には万全を期します。応急教育の実施に際しては、健康及び安全教育、生活指導に特に留意します。
- 5 災害発生後、災害への恐怖や家族等の死傷に伴う悲しみ、将来への不安など、大人も子どもも心身が疲弊している状態にあります。そのため、園・学校は、災対教育委員会事務局と連携しながら、幼児・児童・生徒に対して、教職員による心のケアに努めるとともに、スクールカウンセラー、臨床心理士等の専門家の派遣などにより、心のケアの充実に努めます。
- 6 園・学校は、避難した幼児・児童・生徒の把握に努め、避難先の幼児・児童・生徒への応急教育計画に基づき行うよう努めます。
- 7 園長・校長は、災害の推移を把握し、港区震災復興本部組織及び災対教育委員会事務局と密接な連携のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に伝えます。

災対地区本部や避難者代表者等と協議し、子どもたちの教育活動に支障がないように対応します。

第3 応急教育場所の選定・確保

- 1 災対教育委員会事務局は、園舎・校舎等の被害状況を把握し、応急教育場所を選定・確保します。
- 2 園舎・校舎の被害が大きい等、当該の園・学校の外に応急教育場所を定めなければならない場合は、隣接園・学校、区内園・学校、区有施設、区内民間施設、区外園・学校及び区外民間施設等に応急教育場所を選定・確保します。

第4 災害復旧時の対応

- 1 園長・学校長は、災対教育委員会事務局と連携し、教職員を掌握して幼児・児童・生徒の被災状況を調査し、園舎・校舎の環境を整備するとともに、教育活動の早期再開に向け教科書及び教材の確保に努めます。
- 2 応急教育を早期に実施するため、災対教育委員会事務局は、被災園・学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期します。
- 3 園長・学校長は、応急教育を実施するため、災対教育委員会事務局からの指示事項を徹底させます。
- 4 応急教育計画に基づき、教育活動を再開した場合には、幼児・児童・生徒の登下校の安全の確保には万全を期します。応急教育の実施に際しては、健康及び安全教育、生活指導に特に留意します。
- 5 災害発生後、災害への恐怖や家族等の死傷に伴う悲しみ、将来への不安など、大人も子どもも心身が疲弊している状態にあります。そのため、園・学校は、災対教育委員会事務局と連携しながら、幼児・児童・生徒に対して、教職員による心のケアに努めるとともに、スクールカウンセラー、臨床心理士等の専門家の派遣などにより、心のケアの充実に努めます。
- 6 園・学校は、避難した幼児・児童・生徒の把握に努め、避難先の幼児・児童・生徒への応急教育計画に基づき行うよう努めます。
- 7 園長・学校長は、災害の推移を把握し、港区震災復興本部組織及び災対教育委員会事務局と密接な連携のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に伝えます。

該当部分	風水害編第3部第23章 外国人支援対策
機関名	港区（地域振興課）

修正案	現 行
<p>第23章 外国人支援対策</p> <p>港区に居住する外国人はおよそ1万9千人と港区の人口の1割弱を占めています。加えて、区内には80を超える大使館等やインターナショナルスクール、外国系企業も多く立地しています。外国人の多くは日本人より地震の体験や知識が少ないため、区に居住及び来訪する外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及・啓発を図るとともに、外国人支援のための体制等の整備を行います。</p>	<p>第23章 外国人支援対策</p> <p>港区に居住する外国人はおよそ1万9千人と港区の人口の1割弱を占めています。加えて、区内には80の大使館やインターナショナルスクール等、多くの外国系企業も立地しています。外国人の多くは日本人より地震の体験や知識が少ないため、区に居住及び来訪する外国人が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及・啓発を図るとともに、外国人支援のための体制等の整備を行います。</p>

該当部分	風水害編第3部第24章（新設） 複合災害対策
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>第24章 複合災害対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>複合災害対策について、区として実施すべき措置事項を示します。</p> </div> <p>第1節 複合災害発生時の対応</p> <p>東日本大震災では巨大地震、大津波、原子力発電所事故が重なる、複合的な災害が発生しました。このように、さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されます。</p> <p>このため、区及び防災関係機関は、地震及び風水害等による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、区民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害の軽減を目指します。</p> <p>複合災害発生時は、「地域災害防災計画(震災編)」とともに、災害対応を行っていくこととします。</p>	<p>(記載なし)</p>

該当部分	風水害編第4部第1章第2節 義援金配布計画
機関名	港区（保健福祉課）

修正案	現 行								
<p>第2節 義援金配付計画</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定します。 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にします。 <p>第2 活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援金募集の検討 都、区、日本赤十字社等は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定します。 東京都義援金配分委員会 (1) 東京都福祉保健局は、義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置します。 (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定します。 ①被災者への義援金の配分計画の策定 ②義援金の受付・配分に係る広報活動 ③その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成します。 ①都 ②区市町村 ③日本赤十字社 ④その他関係機関 (4) 区に直接、義援された義援金は別途対応するとともに、その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定めます。 義援金の受付・募集 義援金の受付、募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応します。 区の受付場所は、各災対地区本部とします。ただし、災害状況によっては、臨時に他の場所でも受け付けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	計 画 内 容	区	<ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。 	<p>第2節 義援金配付計画</p> <p>第1 区の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定します。 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有します。 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にします。 <p>第2 活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援金募集の検討 都、区、日本赤十字社等は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定します。 東京都義援金募集配分委員会 (1) 東京都福祉保健局は、義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金募集配分委員会（以下本節において「委員会」という。）を設置します。 (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定します。 ①被災者への義援金の配分計画の策定 ②義援金の受付・配分に係る広報活動 ③その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成します。 ①都 ②区市町村 ③日本赤十字社 ④その他関係機関 (4) 区に直接、義援された義援金は別途対応するとともに、その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定めます。 義援金の受付・募集 義援金の受付、募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応します。 区の受付場所は、各災対地区本部とします。ただし、災害状況によっては、臨時に他の場所でも受け付けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	計 画 内 容	区	<ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。
機 関 名	計 画 内 容								
区	<ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。 								
機 関 名	計 画 内 容								
区	<ol style="list-style-type: none"> 義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。 								

都福祉保健局 都総務局	<p>1 都福祉保健局（指導監査部指導調整課）において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に都福祉保健局が普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。</p> <p>2 都福祉保健局が受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。</p> <p>3 都福祉保健局は、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。</p> <p>4 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況についてホームページに掲載するなどにより、広く周知を図ります。</p>
日本赤十字社 東京都支部	<p>1 日本赤十字社東京都支部事務局（振興部振興課）及び都内日本赤十字社施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付けます。</p> <p>また、災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。</p> <p>2 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。</p> <p>3 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金します。</p>

4 義援金の保管及び配分

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、区に送金します。

機関別の対応は、次のとおりです。

機 関 名	計 画 内 容
区	<p>1 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。</p> <p>2 区は委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分します。</p> <p>3 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告します。</p>
都福祉保健局 都総務局	受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。
日本赤十字社 東京都支部	受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管します。

都福祉保健局 都総務局	<p>1 都福祉保健局（保健政策部国民健康保健課）において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に都福祉保健局が普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付けます。</p> <p>2 都福祉保健局が受領した義援金については寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。</p> <p>3 都福祉保健局は、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金します。</p> <p>4 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況についてホームページに掲載するなどにより、広く周知を図ります。</p>
日本赤十字社 東京都支部	<p>1 日本赤十字社東京都支部事務局（振興部振興課）及び都内日本赤十字社施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付けます。</p> <p>また、災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。</p> <p>2 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行します。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。</p> <p>3 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金します。</p>

4 義援金の保管及び配分

委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、区に送金します。

機関別の対応は、次のとおりです。

機 関 名	計 画 内 容
区	<p>1 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。</p> <p>2 区は委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分します。</p> <p>3 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告します。</p>
都福祉保健局 都知事本局	受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管します。
日本赤十字社 東京都支部	受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管します。

該当部分	風水害編第4部第1章第4節 租税等の徴収猶予及び減免
機関名	港区（国保年金課、介護保険課）

修正案	現 行
<p>第4節 租税等の徴収猶予及び減免</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定します。</p> <p>第2 区の租税等緩和措置</p> <p>被災した納税義務者、または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、「地方税法」または区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じます。</p> <p>1 特別区税の納税緩和措置</p> <p>(1) 期限の延長</p> <p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと当該期限を延長します。</p> <p>①災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定します。</p> <p>②その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長します。</p> <p>(2) 徴収猶予</p> <p>災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。</p> <p>なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。</p> <p>(3) 滞納処分の執行の停止等</p> <p>災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じます。</p> <p>(4) 減免</p> <p>被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行います。</p> <p>①特別区民税（都民税個人分を含む。）</p> <p>被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。</p> <p>②軽自動車税</p> <p>被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。</p> <p>2 国民健康保険事業</p> <p>(1) 国民健康保険料の減免等</p> <p>① 減免</p> <p>災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、被災の状況に応じて保険料を減免します。</p> <p>② 徴収猶予</p> <p>災害により、資産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められると</p>	<p>第4節 租税等の徴収猶予及び減免</p> <p>第1 区の役割</p> <p>1 区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定します。</p> <p>第2 区の租税等緩和措置</p> <p>被災した納税義務者、または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法または区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じます。</p> <p>1 特別区税の納税緩和措置</p> <p>(1) 期限の延長</p> <p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと当該期限を延長します。</p> <p>①災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定します。</p> <p>②その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長します。</p> <p>(2) 徴収猶予</p> <p>災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予します。</p> <p>なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行います。</p> <p>(3) 滞納処分の執行の停止等</p> <p>災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じます。</p> <p>(4) 減免</p> <p>被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行います。</p> <p>①特別区民税（都民税個人分を含む。）</p> <p>被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。</p> <p>②軽自動車税</p> <p>被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行います。</p> <p>2 国民健康保険料の減免等</p> <p>(1) 減免</p> <p>災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、被災の状況に応じて保険料を減免します。</p> <p>(2) 徴収猶予</p> <p>災害により、資産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められると</p>

きは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予します。

③ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等適切な措置を講じます。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財またはその財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と区長が認めたときは、認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

3 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（以下「被保険者」という。）、世帯主、配偶者または被保険者、世帯主もしくは配偶者の属する世帯の他の世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、被保険者の申請に基づき、日本年金機構が内容審査のうえ免除の承認をします。

4 保育所措置費徴収金基準額の減額

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額します。

5 介護保険料等の減免

(1) 介護保険料の減免

①減免

第一号被保険者等が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、生活困難な状態が著しいと認められたときは、申請に基づき保険料を減免します。

②徴収猶予

第一号被保険者等が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、一時的に生活が困難となった場合は、その申請により保険料の徴収を猶予します。

(2) 介護サービス利用者負担額の減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、利用者負担額を減免します。

6 後期高齢者医療制度

(1) 保険料の減免等

①減免

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の減免基準に基づき広域連合が審査・判定して、保険料を減免します。

②徴収猶予

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の徴収猶予の基準に基づき広域連合が判定して、保険料の徴収を猶予します。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財またはその財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に

きは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予します。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等適切な措置を講じます。

3 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）またはその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、区への申請に基づき、年金事務所長は内容審査のうえ免除の承認をします。

4 保育所措置費徴収金基準額の減額

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額します。

5 介護保険料等の減免

(1) 介護保険料の減免

①減免

第一号被保険者等が震災、風水害、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、生活困難な状態が著しいと認められたときは、申請に基づき保険料を減免します。

②徴収猶予

第一号被保険者等が震災、風水害、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、一時的に生活が困難となった場合は、その申請により保険料の徴収を猶予します。

(2) 介護サービス利用者負担額の減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、申請に基づき、利用者負担額を減免します。

6 後期高齢者医療制度

(1) 保険料の減免等

①減免

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の減免基準に基づき広域連合が審査・判定して、保険料を減免します。

②徴収猶予

被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときなど、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず保険料を納められなくなった場合に、保険料の徴収猶予の基準に基づき広域連合が判定して、保険料の徴収を猶予します。

(2) 一部負担金の減免及び徴収猶予

被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財またはその財産について著しい損害を受けた場合などにおいて、利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に

著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と広域連合が認めたときは、広域連合の認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

第3 日本郵便株式会社の救急援護の特例

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社社長または郵便局長は、被災の実情に応じて次のとおり災害特別事務取扱いを実施します。

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 4 被災者救護のための寄付金送金用郵便振替の料金免除
- 5 為替貯金業務の非常取扱い
- 6 簡易保険業務の非常取扱い
- 7 その他

被災者あて郵便物の配達に当たっては、港区災害対策本部と連携を図りながら区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所への配達等可能な配慮を行います。

第4 国及び都の租税等緩和措置

税法等に基づき、それぞれの実態に応じ、租税等の緩和措置を講じます。

著しく生活が困難となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と広域連合が認めたときは、広域連合の認定日から6か月以内で、一部負担金を減額、免除または徴収猶予します。

第3 日本郵便株式会社の救急援護の特例

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社社長または郵便局長は、被災の実情に応じて次のとおり災害特別事務取扱いを実施します。

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 4 被災者救護のための寄付金送金用郵便振替の料金免除
- 5 為替貯金業務の非常取扱い
- 6 簡易保険業務の非常取扱い
- 7 その他

被災者あて郵便物の配達に当たっては、港区災害対策本部と連携を図りながら区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所への配達等可能な配慮を行います。

第4 国及び都の租税等緩和措置

税法等に基づき、それぞれの実態に応じ、租税等の緩和措置を講じます。

該当部分	風水害編第4部第1章第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付
機関名	港区（保健福祉課）

修正案		現行			
第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付 第1 災害弔慰金等の支給（災対保健福祉課） 1 区の役割 (1) 災害弔慰金等の支給 (2) 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進 (3) 被災者生活再建支援金の支給 2 災害弔慰金等の支給 「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「同法施行規則」に基づき制定した「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」により、自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、精神または身体に著しい障害を受けた区民に対して、災害障害見舞金を次のとおり支給します。		第5節 弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付 第1 災害弔慰金等の支給（災対保健福祉課） 1 区の役割 (1) 災害弔慰金等の支給 (2) 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進 (3) 被災者生活再建支援金の支給 2 災害弔慰金等の支給 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき制定した「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」により、災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神または身体に著しい障害を受けた区民に対して、災害障害見舞金を次のとおり支給します。			
種別	対象となる災害（自然災害）	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 区市町村内において住居が5世帯以上滅失した災害（該当区市町村内） 2 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害（該当区市町村がある都道府県内）	1 根拠法令「災害弔慰金の支給等に関する法律」 2 実施主体区（「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」による） 3 経費負担国1/2都1/4区1/4	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者と同居、または生計を同じくしていた兄弟姉妹	死亡者が生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不相当と認めた場合
災害障害見舞金	3 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害（該当区市町村がある都道府県内） 4 災害救助法		法別表に掲げる程度の障害がある者	生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	
種別	対象となる災害（自然災害）	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 区において5世帯以上の住居が滅失した災害 2 1に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるもの	1 根拠法令「災害弔慰金の支給等に関する法律」 2 実施主体区（「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」による） 3 経費負担国1/2都1/4区1/4	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不相当と認めた場合
災害障害見舞金			法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者につき1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

が適用された 区市町村をその 区域内に含む 都道府県が 2以上ある場 合の災害（全 都道府県）					
---	--	--	--	--	--

3 港区災害見舞金の支給（各災対地区本部災対協働推進課）

「災害救助法」が適用されない小規模の災害により被害を受けた区民等に対して、次のとおり、港区災害見舞金を支給します。

被害区分	金額（円）		
	単身	二人以上世帯	事業所
住宅または事業所等若しくは家財の全壊、全焼または流失	50,000	70,000	50,000
住宅または事業所等若しくは家財の半壊または半焼	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷害（1人につき）	40,000		
死亡（1人につき）	120,000		

4 被災者生活再建支援金の支給（災対保健福祉課）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めます。

(1) 根拠法令 「被災者生活再建支援法」

(2) 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行います。）

(3) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮¹、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、対象となる被害の程度は次のとおりです。

- ①「災害救助法施行令」第1条第1項1号または2号に該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ②10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ③100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

¹ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

3 港区災害見舞金の支給（各災対地区本部災対協働推進課）

「災害救助法」が適用されない小規模の災害により被害を受けた区民等に対して、次のとおり、港区災害見舞金を支給します。

被害区分	金額（円）		
	単身	二人以上世帯	事業所
住宅または事業所等若しくは家財の全壊、全焼または流失	50,000	70,000	50,000
住宅または事業所等若しくは家財の半壊または半焼	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅または事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷害（1人につき）	40,000		
死亡（1人につき）	120,000		

4 被災者生活再建支援金の支給（災対保健福祉課）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援します。

(1) 根拠法令 「被災者生活再建支援法」

(2) 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行います。）

(3) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮¹、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、対象となる被害の程度は次のとおりです。

- ①「災害救助法施行令」第1条第1項1号または2号に該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ②10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ③100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

¹ 高潮：台風等の来襲により海水面が平常より著しく高くなる現象をいいます。

(4) 対象となる被災世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(5) 支援金の支給額

被災世帯区分	支給額（単身世帯は3/4の額）			
	基礎支援金 （被害程度）	加算支援金 （再建方法）	合計	
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

(4) 適用対象世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(5) 支援金額及び対象となる経費

支援金の対象となる経費は、「生活関係経費」と「居住関係経費」に区分され、下表に示す限度額の範囲内で①・②の経費に対して支給します。

区分	支給限度額		
	合計	内 生活関係経費 ①ア～カ	内 居住関係経費 ②ア～エ
複数世帯	300万円	100万円	200万円
単数（単身）世帯	225万円	75万円	150万円

①生活関係経費

- ア 通常生活に必要な物品の購入費または修理費（例、炊飯器、冷蔵庫、掃除機、洗濯機等）
- イ 住居の移転費（引越費用）
- ウ 特別な事情により生活に必要な物品の購入費または修理費（例、エアコン、学習机等）
- エ 自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費
- オ 住居の移転のための交通費
- カ 住宅を賃借する場合の礼金

②居住関係経費

- ア 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
- イ 住宅の解体（除去）・撤去・整地費
- ウ 住宅の建設、購入または補修のための借入金等利息
- エ ローンの保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

※ 大規模半壊世帯の場合、上記表の居住関係経費支給限度額の1/2のみが対象となり、生活関係経費は対象となりません。

(6) 支給に係るその他要件

世帯の収入の合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単数（単身）世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問いません。	300万円	225万円
500万円を超えて 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円を超えて 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯		

第2 区の貸付等融資制度

1 区の役割

(1) 災害援護資金の貸付

2 災害援護資金の貸付（災対保健福祉課）

「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」（国の制度）、「東京都災害援護資金貸付事業実施要綱」に基づき制定した「港区災害援護資金貸付要綱」（都の制度）により、次のとおり災害援護資金を貸し付けます。

種別	災害援護資金の貸付										
貸付対象	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限ります。 <table border="1"> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額</td></tr> </table> ※その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円。	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額
1人	220万円										
2人	430万円										
3人	620万円										
4人	730万円										
5人以上	730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額										
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 区 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 都内で「災害救助法」が適用された区市町村が1以上ある災害										

※ 要援護世帯は、重度の知的障害者世帯、1級の精神障害者世帯、1・2級の身体障害者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯など。

第2 区の貸付等融資制度

1 区の役割

(1) 災害援護資金の貸付

2 災害援護資金の貸付（災対保健福祉課）

「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「同条例施行規則」により、次のとおり災害援護資金を貸し付けます。

種別	災害援護資金の貸付										
貸付対象	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限ります。 <table border="1"> <tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額</td></tr> </table> ※その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円。	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額
1人	220万円										
2人	430万円										
3人	620万円										
4人	730万円										
5人以上	730万円にその世帯に属する者のうち、5人目から1人につき30万円を加算した額										
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 区（「港区災害弔慰金の支給等に関する条例」による） 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 都において「災害救助法」による救助が行われた災害										
貸付金額	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失または流失 350万円 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の重複 250万円 (2) 2の(3)の重複 350万円 (3) 3の(2)の重複 350万円										

貸付金額	貸付区分及び貸付限度額 【国の制度による貸付】
	1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失または流失 350万円 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1)の重複 250万円 (2) 1と2の(2)の重複 270万円 (3) 1と2の(3)の重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 (1) 2の(2)の重複 250万円 (2) 2の(3)の重複 350万円 (3) 3の(2)の重複 350万円 【都の制度による貸付】 一律150万円 ※国の制度の限度額で不足する場合に、さらに貸付を受けることができます。
貸付条件	1 据置期間 3年(特別の場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 3 償還方法 年賦、半年賦もしくは月賦 4 貸付利率 年1%(据置期間及び保証人を立てる場合は無利子)元利均等償還 5 延滞利息 年5% 6 保証人 無しでも可(ただし有利子) ※東日本大震災は特例有

3 港区緊急支援融資(災対産業振興課)

被災中小企業者に対しては、運転資金・設備資金の融資あっ旋を行います。

資格	1 区内に事業所(法人は本店登記)を有しかつ区内において同一事業を同一場所で引き続き1年以上営み、区民税(法人は事業税及び都民税法人分)を納付している者。個人事業者で港区に住所がある場合、同一事業を都内の同一場所で1年以上営み、特別区民税を納付している者(小規模企業者に限る)。
資格	2 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者。 3 災害で「中小企業信用保険法」の認定を受けた者または、区長が特別に救済を必要と認める者。
限度額	1 融資額 2,000万円
貸付条件	1 貸付期間 据置期間1年を含み運転資金7年以内、設備資金8年以内 2 利子 本人負担0.1% 3 連帯保証人 法人 代表者個人 個人 原則として不要 *利子については変動する場合があります。

貸付条件	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)
	2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)
	3 償還方法 半年賦
	4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)元利均等償還
	5 延滞利息 年10.75%
	6 保証人 1人以上

3 港区緊急支援融資(災対産業振興課)

被災中小企業者に対しては、運転資金・設備資金の融資あっ旋を行います。

資格	1 区内に事業所(法人は本店登記)を有しかつ区内において同一事業を同一場所で引き続き1年以上営み、区民税(法人は事業税及び都民税法人分)を納付している者。個人事業者で港区に住所がある場合、同一事業を都内の同一場所で1年以上営み、特別区民税を納付している者(小規模企業者に限る)。
資格	2 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者。 3 災害で「中小企業信用保険法」の認定を受けた者または、区長が特別に救済を必要と認める者。
限度額	1 融資額 2,000万円
貸付条件	1 貸付期間 据置期間1年を含み運転資金7年以内、設備資金8年以内 2 利子 本人負担0.1% 3 連帯保証人 法人 代表者個人 個人 原則として不要 *利子については変動する場合があります。

4 緊急援護資金（港区社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害等により被害を受け、緊急に資金を必要とする低所得者で資金を他から借り受けることが困難な者	10万円以内	1 償還期間 貸付月の翌月から20月以内 2 利子 無利子 3 連帯保証人 1人 4 返還方法 月割均等返還

（根拠）

「社会福祉法人港区社会福祉協議会 緊急援護資金貸付規程」及び「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」

第3 都の貸付融資制度

1 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
低所得世帯のうち他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立することができる世帯	1 災害援護資金 1世帯150万円以内 2 住宅資金 1世帯150万円以内（母子・女性世帯は、母子福祉資金または女性福祉資金が優先となります。） 3 その他 生業費、福祉資金等	1 据置期間 6か月～1年以内 2 償還期間 据置期間経過後5年～7年以内 3 利率 年3% 4 連帯保証人 1人 5 償還方法 元金利子均等の月賦償還 6 相談窓口 民生委員または港区社会福祉協議会

（根拠）

「生活福祉資金貸付制度要綱（平成5年6月16日 5福福地第189号）」及び「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」によります。

2 中小企業関係融資（都産業労働局金融部金融課）

災害復旧資金融資（災）

融資対象	都内に事業所（住居）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの （1）「災害救助法」の適用があった災害 （2）（1）のほか特に知事が必要と認めたもの
限度額	融資額 一災害につき 8,000万円

4 緊急援護資金（港区社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害等により被害を受け、緊急に資金を必要とする低所得者で資金を他から借り受けることが困難な者	10万円以内	1 償還期間 貸付月の翌月から20月以内 2 利子 無利子 3 連帯保証人 1人 4 返還方法 月割均等返還

（根拠）

「社会福祉法人港区社会福祉協議会 緊急援護資金貸付規程」及び「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」

第3 都の貸付融資制度

1 生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

貸付対象	貸付金額	貸付条件
低所得世帯のうち他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立することができる世帯	1 災害援護資金 1世帯150万円以内 2 住宅資金 1世帯150万円以内（母子・女性世帯は、母子福祉資金または女性福祉資金が優先となります。） 3 その他 生業費、福祉資金等	1 据置期間 6か月～1年以内 2 償還期間 据置期間経過後5年～7年以内 3 利率 年3% 4 連帯保証人 1人 5 償還方法 元金利子均等の月賦償還 6 相談窓口 民生委員または港区社会福祉協議会

（根拠）

「生活福祉資金貸付制度要綱（平成5年6月16日 5福福地第189号）」及び「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」によります。

2 中小企業関係融資（都産業労働局金融部金融課）

災害復旧資金融資（災）

融資対象	都内に事業所（住居）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの （1）「災害救助法」の適用があった災害 （2）（1）のほか特に知事が必要と認めたもの
限度額	融資額 一災害につき 8,000万円

融資条件	1 使 途 災害復旧に必要な運転資金、及び設備資金
	2 貸付期間 10年以内（据置期間1年を含む） ただし、特に必要があると認められる場合には、都において災害ごとに融資期間を拡大することができる。
	3 利 率 年1.7% 【固定金利】（平成28年4月1日現在） 責任共有制度の対象外となる場合 1.5% なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度対象外との金利差相当分）を補助する。
	4 保証人及び担保
	(1) 保 証 人 連帯保証人を要す。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事、個人は原則として無し (2) 担 保 この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合には原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、原則として担保を要する。 (3) 融 資 形 式 証書貸付とする。なお1年以内の場合は手形貸付とすることができる。 (4) 信用保証料 保証協会の定めるところによる。（都の補助あり） (5) 返 済 方 法 分割返済（元金据置期間は1年以内）

第4 その他の融資関係

- 1 災害の内容により、日本政策金融公庫による災害復旧支援があります。

融資条件	1 使 途 災害復旧に必要な運転資金、及び設備資金
	2 貸付期間 10年以内（据置期間1年を含む） ただし、特に必要があると認められる場合には、都において災害ごとに融資期間を拡大することができる。
	3 利 率 年1.7% 【固定金利】（平成28年4月1日現在） 責任共有制度の対象外となる場合 1.5% なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度対象外との金利差相当分）を補助する。
	4 保証人及び担保
	(1) 保 証 人 連帯保証人を要す。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事、個人は原則として無し (2) 担 保 この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合には原則として無担保とし、信用保証合計残高が8,000万円を超える場合は、原則として担保を要する。 (3) 融 資 形 式 証書貸付とする。なお1年以内の場合は手形貸付とすることができる。 (4) 信用保証料 保証協会の定めるところによる。（都の補助あり） (5) 返 済 方 法 分割返済（元金据置期間は1年以内）

第4 その他の融資関係

- 1 災害の内容により、日本政策金融公庫による災害復旧支援があります。

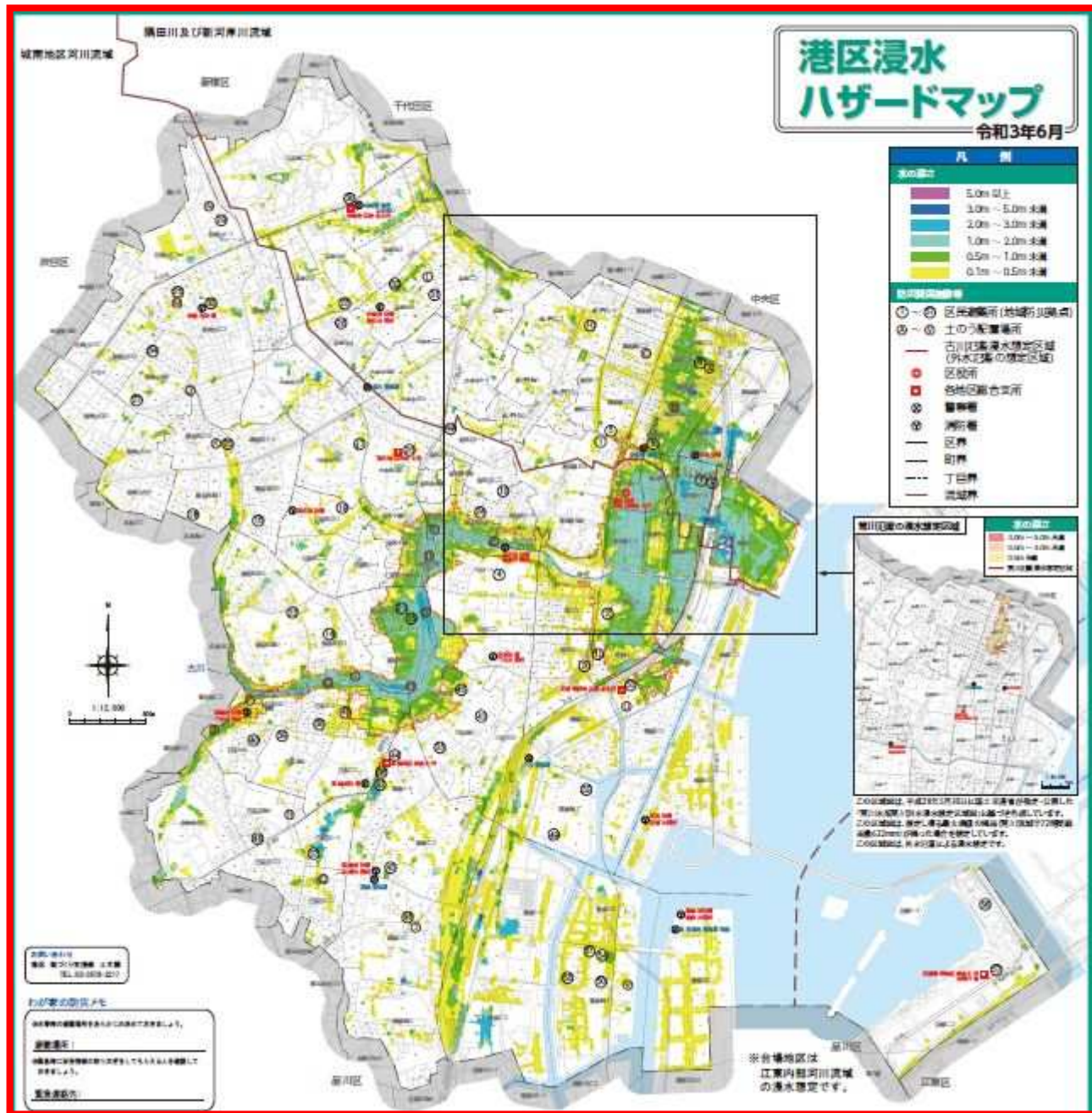
該当部分	風水害編 第4部 第3章 第3節 特別財政援助額の申請手続
機 関 名	港区（財政課）

修 正 案	現 行
<p>第3節 特別財政援助額の申請手続</p> <p>第1 区 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都に提出します。</p> <p>第2 活動計画 区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに事業の種別ごとに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び算定の基礎となる法令に基づき関係調書等を作成し、都に提出します。</p>	<p>第3節 特別財政援助額の申請手続</p> <p>第1 区 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都に提出します。</p> <p>第2 活動計画 区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに事業の種別ごとに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び算定の基礎となる法令に基づき関係調書等を作成し、都に提出します。</p> <p>区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、激甚災害の指定による特別の財政助成措置を待たずに、区自ら率先して1日も早く区民生活を取り戻し、地域に即した復旧・復興を行える体制の構築が不可欠となります。そのような突発的な財政需要を見据え、</p> <p>震災対策基金を見直し、（仮称）自然災害対策基金として1,000億円程度の基金残高を確保します。基金残高確保にあたっては、既存の基金の見直しによる財源を活用して初年度に目標額の5割程度を確保し、その後も計画的に積み立てます。</p>

該当部分	風水害編資料編水1-2 港区浸水ハザードマップ
機 関 名	港区（土木課）

修正案

水1-2 港区浸水ハザードマップ



現 行

水1-2 港区浸水ハザードマップ



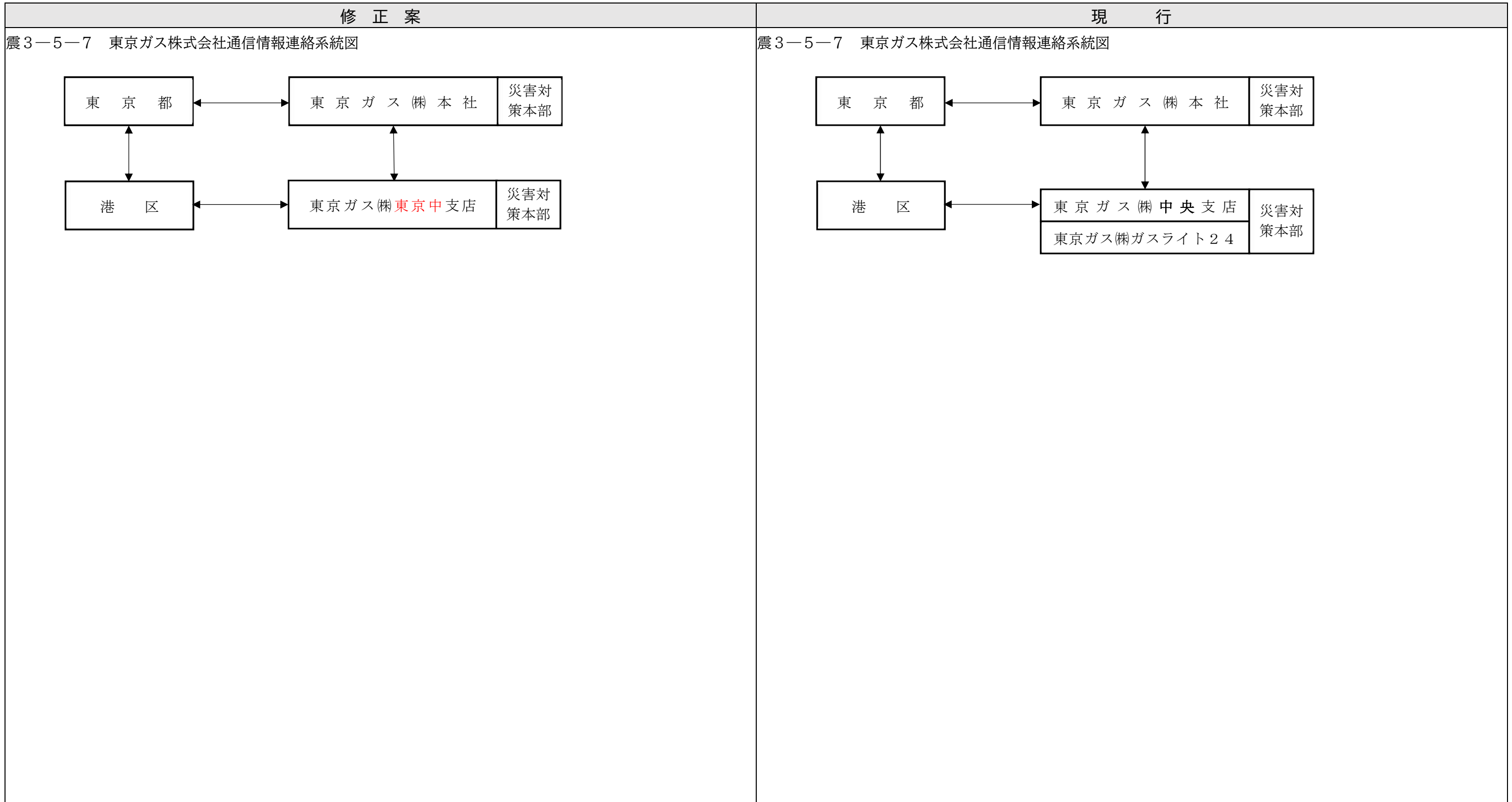
該当部分	風水害資料編水3-4 都下水道局の活動体制
機関名	東京都下水道局

修正案	現 行																																																								
<p>水3-4 都下水道局の活動態勢</p> <pre> graph TD A[東京都災害対策本部] --> B[非常配備態勢] A --> C[特別非常配備態勢] B --> D["第一配備態勢 第二配備態勢 特例配備態勢"] C --> E["夜間・休日における 自発的な参集"] </pre> <p>2 中部下水道事務所非常配備態勢動員表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第一配備態勢</th> <th>第二配備態勢</th> <th>特例配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員、特に定める職員及び管理職</td> <td>居住地から勤務先までの距離が10 km超20 km以内の職員</td> <td>居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員</td> </tr> <tr> <td>管 理 職</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>お客さまサービス課</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>芝浦水再生センター</td> <td>31</td> <td>15</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>庶務課・ポンプ施設課・再構築推進課・建設課</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>81</td> <td>63</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特例配備職員は、あらかじめ指定された当局施設に参集する ※ 委託事業所である港事業所、芝浦保全事業所は、当局の指示で職員配置を行う</p>		第一配備態勢	第二配備態勢	特例配備態勢		居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員、特に定める職員及び管理職	居住地から勤務先までの距離が10 km超20 km以内の職員	居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員	管 理 職	7	—	—	お客さまサービス課	6	8	19	芝浦水再生センター	31	15	13	庶務課・ポンプ施設課・再構築推進課・建設課	37	40	26	小 計	81	63	58	<p>水3-4 都下水道局の活動態勢</p> <pre> graph TD A[東京都災害対策本部] --> B[非常配備態勢] A --> C[特別非常配備態勢] B --> D["第一配備態勢 第二配備態勢 特例配備態勢"] C --> E["夜間・休日における 自発的な参集"] </pre> <p>2 中部下水道事務所非常配備態勢動員表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第一配備態勢</th> <th>第二配備態勢</th> <th>特例配備態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員及び管理職</td> <td>居住地から勤務先までの距離が10 km超20 km以内の職員</td> <td>居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員</td> </tr> <tr> <td>管 理 職</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>管 路 施 設 課</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>芝浦水再生センター（汐留第二ポンプ所含む）</td> <td>22</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>庶務課・ポンプ施設課・建設課・業務課</td> <td>45</td> <td>27</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>77</td> <td>42</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特例配備職員は、あらかじめ指定された当局施設に参集する ※ 委託事業所である港事業所、芝浦保全事業所は、当局の指示で職員配置を行う</p>		第一配備態勢	第二配備態勢	特例配備態勢		居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員及び管理職	居住地から勤務先までの距離が10 km超20 km以内の職員	居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員	管 理 職	7	—	—	管 路 施 設 課	3	7	—	芝浦水再生センター（汐留第二ポンプ所含む）	22	8	2	庶務課・ポンプ施設課・建設課・業務課	45	27	—	小 計	77	42	2
	第一配備態勢	第二配備態勢	特例配備態勢																																																						
	居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員、特に定める職員及び管理職	居住地から勤務先までの距離が10 km超20 km以内の職員	居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員																																																						
管 理 職	7	—	—																																																						
お客さまサービス課	6	8	19																																																						
芝浦水再生センター	31	15	13																																																						
庶務課・ポンプ施設課・再構築推進課・建設課	37	40	26																																																						
小 計	81	63	58																																																						
	第一配備態勢	第二配備態勢	特例配備態勢																																																						
	居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員及び管理職	居住地から勤務先までの距離が10 km超20 km以内の職員	居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員																																																						
管 理 職	7	—	—																																																						
管 路 施 設 課	3	7	—																																																						
芝浦水再生センター（汐留第二ポンプ所含む）	22	8	2																																																						
庶務課・ポンプ施設課・建設課・業務課	45	27	—																																																						
小 計	77	42	2																																																						

該当部分	風水害編資料編水3-6
機関名	東京国道事務所

修正案		現行	
水3-6 東京国道事務所の活動態勢 (1) 災害対策支部の設置及び体制表		水3-6 東京国道事務所の活動態勢 (1) 災害対策支部の設置及び体制表	
項目 区分	体制基準	項目 区分	体制基準
震災対策支部	注意体制 ① 事務所管内で震度4の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合 ③ 事務所管内で気象庁の発表震度にかかわらず被害が発生する恐れがある場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	震災対策支部	注意体制 ① 事務所管内で震度4の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合 ③ 事務所管内で気象庁の発表震度にかかわらず被害が発生する恐れがある場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合
	警戒体制 ① 事務所管内で震度5弱の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波警報を発表した場合 ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合		警戒体制 ① 事務所管内で震度5弱の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波警報を発表した場合 ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合
	非常体制 ① 事務所管内で震度5強以上の地震が発生した場合又は地震による重大な被害が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で大津波警報(5m)を発表した場合又は津波による重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合(10、10m以上:品川管内避難指示) ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合		非常体制 ① 事務所管内で震度5強以上の地震が発生した場合又は地震による重大な被害が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で大津波警報(5m)を発表した場合又は津波による重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合(10、10m以上:品川管内避難指示) ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合
風水害対策支部	絡待機(連)体制 ① 台風の接近において、道路予想が強風域(平均風速が15m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ③ 事務所長が必要と認めた場合	風水害対策支部	絡待機(連)体制 ① 台風の接近において、進路予想が強風域(平均風速が15m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ③ 事務所長が必要と認めた場合
	注意体制 ① 台風の接近において、進路予想が暴風域(平均風速が25m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、災害の発生が予想される場合 ③ 大雨・洪水警報(50mm/h以上の降雨予想)等が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ④ 暴風に対する特別警報が発表された場合 ⑥ 記録的短時間大雨情報及び土砂災害警戒情報等の発表により避難指示等が発生する恐れがある場合 ⑦ 事務所長が必要と認めた場合		注意体制 ① 台風の接近において、進路予想が暴風域(平均風速が25m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、災害の発生が予想される場合 ③ 大雨・洪水警報(50mm/h以上の降雨予想)等が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ④ 暴風に対する特別警報が発表された場合 ⑤ 局地的になる場合 ⑥ 事務所長が必要と認めた場合
	警戒体制 ① 台風等により災害(被害)が発生した場合 ② 大雨警報、洪水警報等(50mm/h以上の降雨予想)が発表され、災害(被害)の発生が予想される ③ 大雨に対する特別警報が発表された場合 ④ 事務所長が必要と認めた場合		警戒体制 ① 台風等により災害(被害)が発生した場合 ② 大雨警報、洪水警報等(50mm/h以上の降雨予想)が発表され、災害(被害)の発生が予想される ③ 大雨に対する特別警報が発表された場合 ④ 事務所長が必要と認めた場合
	非常体制 ① 台風、大雨、洪水等により広範囲にわたり道路に重大な災害が発生した場合 ② 事務所長が必要と認めた場合		非常体制 ① 台風、大雨、洪水等により広範囲にわたり道路に重大な災害が発生した場合 ② 事務所長が必要と認めた場合

該当部分	風水害編資料編水3-11
機関名	東京ガス株式会社



震災資料編

該当部分	震災資料編震2-2-4 道路・橋りょうの現況
機関名	港区（土木管理課）

修正案	現行																																																																																																																												
<p>震2-2-4 道路・橋りょうの現況 (1) 道路の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区道</th> <th>都道 (一般国道指定 区間外含む)</th> <th>国道 (指定区間のみ)</th> <th>自動車専用道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長(m)</td> <td style="text-align: right;">219,396</td> <td style="text-align: right;">48,760</td> <td style="text-align: right;">14,956</td> <td style="text-align: right;">20,207</td> <td style="text-align: right;">303,319</td> </tr> <tr> <td>面積(m²)</td> <td style="text-align: right;">1,843,689</td> <td style="text-align: right;">1,570,441</td> <td style="text-align: right;">528,460</td> <td style="text-align: right;">485,791</td> <td style="text-align: right;">4,428,381</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「東京都道路現況調書」令和2年版による</p> <p>(2) 橋りょうの現況 本区内に架設してある橋りょうは57橋で、各機関の橋りょう整備計画は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理団体</th> <th rowspan="2">管理 橋りょう数</th> <th colspan="4">整備計画</th> </tr> <tr> <th>事業名 (路線名)</th> <th>施工場所</th> <th>工事内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">港区 (街づくり支援部)</td> <td rowspan="5">31 [4]</td> <td>五之橋</td> <td>南麻布3-22先 ～白金5-3先</td> <td>架替</td> <td>令和3年度 着手予定</td> </tr> <tr> <td>香取橋</td> <td>芝浦1-16先 ～芝浦2-17先</td> <td>架替</td> <td>令和4年度 着手予定</td> </tr> <tr> <td>芝浦橋</td> <td>芝浦4-7先 ～港南1-1先</td> <td>耐震補強</td> <td>令和4年度 着手予定</td> </tr> <tr> <td>新浜橋</td> <td>海岸1-5先 ～芝浦1-1先</td> <td>耐震補強</td> <td>令和3年度 着手予定</td> </tr> <tr> <td>新芝浦橋</td> <td>芝浦1-1先 ～海岸2-1先</td> <td>架替</td> <td>令和3年度 着手予定</td> </tr> <tr> <td>東京都 (建設局)</td> <td>23 [23]</td> <td>高浜橋(主316 号旧海岸通り)</td> <td>芝浦4丁目～港南1丁目</td> <td>架替</td> <td>工事中 令和3年度 完了予定</td> </tr> <tr> <td>国 (東京国道事務所)</td> <td>3 [19]</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>57 [46]</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ JRの横断橋、歩道橋、ペDESTリアンデッキ等を外数として〔 〕に記入</p>	区分	区道	都道 (一般国道指定 区間外含む)	国道 (指定区間のみ)	自動車専用道	合計	延長(m)	219,396	48,760	14,956	20,207	303,319	面積(m ²)	1,843,689	1,570,441	528,460	485,791	4,428,381	管理団体	管理 橋りょう数	整備計画				事業名 (路線名)	施工場所	工事内容	備考	港区 (街づくり支援部)	31 [4]	五之橋	南麻布3-22先 ～白金5-3先	架替	令和3年度 着手予定	香取橋	芝浦1-16先 ～芝浦2-17先	架替	令和4年度 着手予定	芝浦橋	芝浦4-7先 ～港南1-1先	耐震補強	令和4年度 着手予定	新浜橋	海岸1-5先 ～芝浦1-1先	耐震補強	令和3年度 着手予定	新芝浦橋	芝浦1-1先 ～海岸2-1先	架替	令和3年度 着手予定	東京都 (建設局)	23 [23]	高浜橋(主316 号旧海岸通り)	芝浦4丁目～港南1丁目	架替	工事中 令和3年度 完了予定	国 (東京国道事務所)	3 [19]	—	—	—	—	計	57 [46]					<p>震2-2-4 道路・橋りょうの現況 (1) 道路の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区道</th> <th>都道 (一般国道指定 区間外含む)</th> <th>国道 (指定区間のみ)</th> <th>自動車専用道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長(m)</td> <td style="text-align: right;">223,281</td> <td style="text-align: right;">47,753</td> <td style="text-align: right;">13,946</td> <td style="text-align: right;">20,207</td> <td style="text-align: right;">305,187</td> </tr> <tr> <td>面積(m²)</td> <td style="text-align: right;">1,862,928</td> <td style="text-align: right;">1,532,889</td> <td style="text-align: right;">515,914</td> <td style="text-align: right;">478,019</td> <td style="text-align: right;">4,389,750</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「東京都道路現況調書」平成27年版による</p> <p>(2) 橋りょうの現況 本区内に架設してある橋りょうは61橋で、各機関の橋りょう整備計画は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理団体</th> <th rowspan="2">管理 橋りょう数</th> <th colspan="4">整備計画</th> </tr> <tr> <th>事業名 (路線名)</th> <th>施工場所</th> <th>工事内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港区 (街づくり支援部)</td> <td rowspan="2">31 [13]</td> <td>西之橋</td> <td>南麻布3-22先 ～白金5-3先</td> <td>架替</td> <td>平成29年度 着手予定</td> </tr> <tr> <td>香取橋</td> <td>芝浦1-16先 ～芝浦2-17先</td> <td>架替</td> <td>平成29年度 着手予定</td> </tr> <tr> <td>東京都 (建設局)</td> <td>27 [20]</td> <td>高浜橋(主316 号旧海岸通り)</td> <td>芝浦4丁目～港南1丁目</td> <td>架替</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>国 (東京国道事務所)</td> <td>3 [18]</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>61 [51]</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ JRの横断橋、歩道橋、ペDESTリアンデッキ等を外数として〔 〕に記入</p>	区分	区道	都道 (一般国道指定 区間外含む)	国道 (指定区間のみ)	自動車専用道	合計	延長(m)	223,281	47,753	13,946	20,207	305,187	面積(m ²)	1,862,928	1,532,889	515,914	478,019	4,389,750	管理団体	管理 橋りょう数	整備計画				事業名 (路線名)	施工場所	工事内容	備考	港区 (街づくり支援部)	31 [13]	西之橋	南麻布3-22先 ～白金5-3先	架替	平成29年度 着手予定	香取橋	芝浦1-16先 ～芝浦2-17先	架替	平成29年度 着手予定	東京都 (建設局)	27 [20]	高浜橋(主316 号旧海岸通り)	芝浦4丁目～港南1丁目	架替	—	国 (東京国道事務所)	3 [18]	—	—	—	—	計	61 [51]				
区分	区道	都道 (一般国道指定 区間外含む)	国道 (指定区間のみ)	自動車専用道	合計																																																																																																																								
延長(m)	219,396	48,760	14,956	20,207	303,319																																																																																																																								
面積(m ²)	1,843,689	1,570,441	528,460	485,791	4,428,381																																																																																																																								
管理団体	管理 橋りょう数	整備計画																																																																																																																											
		事業名 (路線名)	施工場所	工事内容	備考																																																																																																																								
港区 (街づくり支援部)	31 [4]	五之橋	南麻布3-22先 ～白金5-3先	架替	令和3年度 着手予定																																																																																																																								
		香取橋	芝浦1-16先 ～芝浦2-17先	架替	令和4年度 着手予定																																																																																																																								
		芝浦橋	芝浦4-7先 ～港南1-1先	耐震補強	令和4年度 着手予定																																																																																																																								
		新浜橋	海岸1-5先 ～芝浦1-1先	耐震補強	令和3年度 着手予定																																																																																																																								
		新芝浦橋	芝浦1-1先 ～海岸2-1先	架替	令和3年度 着手予定																																																																																																																								
東京都 (建設局)	23 [23]	高浜橋(主316 号旧海岸通り)	芝浦4丁目～港南1丁目	架替	工事中 令和3年度 完了予定																																																																																																																								
国 (東京国道事務所)	3 [19]	—	—	—	—																																																																																																																								
計	57 [46]																																																																																																																												
区分	区道	都道 (一般国道指定 区間外含む)	国道 (指定区間のみ)	自動車専用道	合計																																																																																																																								
延長(m)	223,281	47,753	13,946	20,207	305,187																																																																																																																								
面積(m ²)	1,862,928	1,532,889	515,914	478,019	4,389,750																																																																																																																								
管理団体	管理 橋りょう数	整備計画																																																																																																																											
		事業名 (路線名)	施工場所	工事内容	備考																																																																																																																								
港区 (街づくり支援部)	31 [13]	西之橋	南麻布3-22先 ～白金5-3先	架替	平成29年度 着手予定																																																																																																																								
		香取橋	芝浦1-16先 ～芝浦2-17先	架替	平成29年度 着手予定																																																																																																																								
東京都 (建設局)	27 [20]	高浜橋(主316 号旧海岸通り)	芝浦4丁目～港南1丁目	架替	—																																																																																																																								
国 (東京国道事務所)	3 [18]	—	—	—	—																																																																																																																								
計	61 [51]																																																																																																																												

該当部分	震災資料編震2-7-1 港区共同住宅等の震災対策の促進に関する要綱
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>震2-7-1 港区共同住宅等の震災対策の促進に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月31日 21港防第1792号</p> <p>○港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、区内に存する共同住宅において結成された防災住民組織、共同住宅防災組織、共同住宅防災会、開発事業者及び管理組合による共同住宅の居住者の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図るとともに、共同住宅以外の町会等を始めとする地域との連携及び協働を促進するため、区が必要な助言、支援等を行い、もって震災に強いまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 高層住宅 区内の共同住宅（共同住宅以外の用途を併用するものを含む。以下同じ。）のうち、地階を除く階数が6階以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が20戸以上のものをいう。</p> <p>（2） 中層住宅 区内の共同住宅のうち、地階を除く階数が3階から5階までで、住宅の用途に供する部分の戸数が10戸以上のものをいう。</p> <p>（3） 防災住民組織 防災住民組織の育成に関する要綱（昭和51年6月9日51港環防第49号）に定めるものをいう。</p> <p>（4） 開発事業者 区内に共同住宅を建設する事業を営む者をいう。</p> <p>（5） 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。</p> <p>（共同住宅防災組織）</p> <p>第3条 共同住宅の棟において、当該棟の居住者が防災のために自主的に結成し、次項の規定による届出をした組織を共同住宅防災組織とする。ただし、共同住宅において結成された防災住民組織に該当するものを除く。</p> <p>2 共同住宅防災組織を結成しようとするときは、当該共同住宅防災組織の代表者は、共同住宅防災組織結成届出書（第1号様式）に組織規約及び防災計画書を添えて、区長に届け出るものとする。この場合において、結成することができる共同住宅防災組織の数は、前項に規定するものにあつては1棟につき1組織とし、前項に規定するものにあつては該当する共同住宅合わせて1組織とする。</p> <p>3 共同住宅防災組織の結成後において、当該共同住宅防災組織の代表者、規約又は防災計画に変更が生じたときは、当該共同住宅防災組織の代表者は、速やかに共同住宅防災組織役員等変更届出書（第3号様式）に変更</p>	<p>震2-7-1 港区高層住宅等の震災対策の促進に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">平成22年3月31日 21港防第1792号</p> <p>○港区高層住宅の震災対策の促進に関する要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、区内に存する高層住宅の防災住民組織、高層住宅防災組織、高層住宅防災会、開発事業者及び管理組合による高層住宅の居住者の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図るとともに、高層住宅以外の町会等を始めとする地域との連携及び協働を促進するため、区が必要な助言、支援等を行い、もって震災に強いまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 高層住宅 区内の共同住宅の用途に供する建築物（共同住宅以外の用途を併用するものを含む。次条第1項において同じ。）のうち、地階を除く階数が6以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が100戸以上のものをいう。</p> <p>（2） 高層住宅の防災住民組織 防災住民組織の育成に関する要綱（昭和51年6月9日51港環防第49号）に定める防災住民組織のうち、高層住宅に該当するものをいう。</p> <p>（3） 開発事業者 区内に高層住宅を建設する事業を営む者をいう。</p> <p>（4） 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。</p> <p>（高層住宅防災組織）</p> <p>第3条 区内の共同住宅の用途に供する建築物のうち、地階を除く階数が6以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が50戸以上である共同住宅の棟において、当該棟の居住者が自主的に結成した防災のための組織を高層住宅防災組織とする。ただし、高層住宅の防災住民組織に該当するものを除く。</p> <p>2 地階を除く階数が6以上の同一名称（棟番号が異なる場合等を含む。）の共同住宅が同一敷地内に複数棟存在し、住宅の用途に供する部分の戸数が合わせて50戸以上である場合は、自主的な防災のための組織として各棟の居住者がそれぞれ加入し、共同住宅居住者自らが結成した組織を高層住宅防災組織とみなす。ただし、高層住宅の防災住民組織に該当するものを除く。</p> <p>3 前2項の規定により高層住宅防災組織を結成したときは、当該高層住宅防災組織の代表者は、高層住宅防災組織結成届出書（第1号様式）に組織規約及び防災計画書を添えて、区長に届け出るものとする。この場合に</p>

事由が確認できる書類を添えて、区長に届け出るものとする。

(共同住宅防災会)

第4条 共同住宅ごとに居住者が自主的に結成した防災のための組織のうち、次に掲げる要件の全てを満たし、次項の規定による届出をしたものは、共同住宅防災会と称し、防災住民組織とみなす。

(1) 当該共同住宅の存する地域に既存の町会・自治会がないこと。

(2) 当該共同住宅の入居世帯の四分の三以上が加入していること。

2 共同住宅防災会を結成しようとするときは、当該共同住宅防災会の代表者は、共同住宅防災会結成届出書(第2号様式)に組織規約及び防災計画書を添えて、区長に届け出るものとする。

3 共同住宅防災会の結成後において、当該共同住宅防災会の代表者、規約又は防災計画に変更が生じたときは、当該共同住宅防災会の代表者は、速やかに共同住宅防災会役員等変更届出書(第4号様式)に変更事由が確認できる書類を添えて、区長に届け出るものとする。

(共同住宅防災組織等の責務)

第5条 共同住宅において結成された防災住民組織、共同住宅防災組織及び共同住宅防災会(以下「共同住宅防災組織等」という。)は、次に掲げる震災対策を講ずるよう努めなければならない。

(1) 飲料水、食料品、携帯トイレ等の備蓄について、各世帯における自助としての備蓄が困難な場合は、共同住宅防災組織等が中心となり、当該共同住宅防災組織等全体として共同し、備蓄を進めること。

(2) 各世帯での家具類の転倒防止対策の実施を徹底すること。この場合において、港区家具転倒防止対策等促進事業実施要綱(平成18年4月1日17港危防第506号)による助成制度の活用を各世帯に対し推奨すること。

(3) 当該共同住宅防災組織等における防災訓練を実施すること。

(4) 当該共同住宅の居住者に対し、当該共同住宅防災組織等に、積極的に加入するよう奨励すること。

(5) 地域防災協議会の支援に関する要綱(平成9年6月13日9港総防第127号)に基づき結成された地域防災協議会が主催する防災訓練等に、共同住宅防災組織等として積極的に参加すること。

(共同住宅への支援)

第6条 区長は、共同住宅に対して、共助意識及び防災力の向上に向けた支援を行うものとする。

2 前項に規定する支援の内容については、区長が別に定める。

(計画建物の事前協議)

第7条 開発事業者は、区内に高層住宅又は中層住宅を新たに建設しようとするときは、当該住宅における震災対策について、あらかじめ区と協議しなければならない。

(推進方策)

第8条 区長は、前条に定める事前協議に基づき、開発事業者が高層住宅又は中層住宅の震災対策上優良な対策を講じたことが確認できたときは、開発事業者の同意を得た上で、高層住宅又は中層住宅ごとの対策について区のホームページに掲載する等の方法により、区民等に周知することができる。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、防災危機管理室長が別に定める。

において、結成することができる高層住宅防災組織の数は、第1項に規定するものにあつては1棟につき1組織とし、前項に規定するものにあつては該当する共同住宅合わせて1組織とする。

4 高層住宅防災組織の結成後において、当該高層住宅防災組織の代表者、規約又は防災計画に変更が生じたときは、当該高層住宅防災組織の代表者は、速やかに高層住宅防災組織役員等変更届出書(第3号様式)に変更事由が確認できる書類を添えて、区長に届け出るものとする。

(高層住宅防災会)

第4条 高層住宅ごとに居住者が自主的に結成した防災のための組織のうち、次に掲げる要件の全てを満たす場合は高層住宅防災会と称し、防災住民組織とみなす。

(1) 当該高層住宅の存する地域に既存の町会・自治会がないこと。

(2) 当該高層住宅の入居世帯の四分の三以上が加入していること。

2 高層住宅防災会を結成したときは、当該高層住宅防災会の代表者は、高層住宅防災会結成届出書(第2号様式)に組織規約及び防災計画書を添えて、区長に届け出るものとする。

3 高層住宅防災会の結成後において、当該高層住宅防災会の代表者、規約又は防災計画に変更が生じたときは、当該高層住宅防災会の代表者は、速やかに高層住宅防災会役員等変更届出書(第4号様式)に変更事由が確認できる書類を添えて、区長に届け出るものとする。

(高層住宅防災組織等の責務)

第5条 高層住宅の防災住民組織、高層住宅防災組織及び高層住宅防災会(以下「高層住宅防災組織等」という。)は、次に掲げる震災対策を講ずるよう努めなければならない。

(1) 飲料水、食料品、簡易トイレ等の備蓄について、各世帯における自助としての備蓄が困難な場合は、高層住宅防災組織等が中心となり、当該高層住宅等全体として共同し、備蓄を進めること。

(2) 各世帯での家具類の転倒防止対策の実施を徹底すること。この場合において、港区家具転倒防止対策等促進事業実施要綱(平成18年4月1日17港危防第506号)による助成制度の活用を各世帯に対し推奨すること。

(3) 当該高層住宅等における防災訓練を実施すること。

(4) 当該高層住宅の居住者に対し、当該高層住宅防災組織等に、積極的に加入するよう奨励すること。

(5) 地域防災協議会の支援に関する要綱(平成9年6月13日9港総防第127号)に基づき結成された地域防災協議会が主催する防災訓練等に、高層住宅防災組織等として積極的に参加すること。

(計画建物の事前協議)

第6条 開発事業者は、区内に高層住宅を新たに建設しようとするときは、当該高層住宅における震災対策について、あらかじめ区と協議しなければならない。

(推進方策)

第7条 区長は、前条に定める事前協議に基づき、開発事業者が高層住宅の震災対策上優良な対策を講じたことが確認できたときは、開発事業者の同意を得た上で、高層住宅ごとの対策について区のホームページに掲載する等の方法により、区民等に周知することができる。

(委任)

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条から第6条まで及び第7条第1項の規定は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、防災危機管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、第3条から第6条まで及び第7条第1項の規定は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

該当部分	震災資料編震2-7-2 港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領
機関名	港区（防災課）

修正案	現 行
<p>震2-7-2 港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成22年9月27日 22港防第884号</p> <p>○港区共同住宅の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、港区共同住宅の震災対策の促進に関する要綱（平成22年3月31日21港防第1792号。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく事前協議について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第3条 この要領に基づく事前協議は、開発事業者が区内に高層住宅又は中層住宅を新たに建設しようとするときに実施するものとする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるものについては、この要領の規定を適用しないことができる。</p> <p>（事前協議）</p> <p>第4条 開発事業者は、新たに建設しようとする建築物が前条の適用範囲に該当するときは、区長に事前協議の申出を行い、次条から第7条までに規定する事項について区長と協議しなければならない。</p> <p>2 開発事業者は、開発事業の計画を変更したときは、区長と再度協議を行うものとする。</p> <p>（家具類の転倒防止対策）</p> <p>第5条 開発事業者は、家具類の転倒防止対策を効果的に行うために、居室の壁の下地補強及びアンカー設備の設置を行うほか、家具、食器棚等の造り付けに努めなければならない。</p> <p>（防災備蓄倉庫の設置）</p> <p>第6条 開発事業者は、当該高層住宅又は中層住宅に将来組織される防災住民組織が、防災対策用品の備蓄場所として活用できるよう、あらかじめ、最長歩行距離5層以内ごとに、1住戸につき0.1立方メートル以上の規模の防災備蓄倉庫を設置するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の防災備蓄倉庫には、防災備蓄倉庫であることを表示するものとする。</p> <p>（エレベーターの閉じ込め事故対策）</p> <p>第7条 開発事業者は、エレベーターの閉じ込め事故が発生した場合に備えて、当該高層住宅又は中層住宅の居</p>	<p>震2-7-2 港区高層住宅等の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成22年9月27日 22港防第884号</p> <p>港区高層住宅等の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、港区高層住宅等の震災対策の促進に関する要綱（平成22年3月31日21港防第1792号。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく事前協議について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第3条 この要領に基づく事前協議は、開発事業者が区内に延べ面積が3,000平方メートル以上の高層住宅等を新たに建設しようとするときに実施するものとする。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるものについては、この要領の規定を適用しないことができる。</p> <p>（事前協議）</p> <p>第4条 開発事業者は、新たに建設しようとする建築物が前条の適用範囲に該当するときは、区長に事前協議の申出を行い、次条から第7条までに規定する事項について区長と協議しなければならない。</p> <p>2 開発事業者は、開発事業の計画を変更したときは、区長と再度協議を行うものとする。</p> <p>（家具類の転倒防止対策）</p> <p>第5条 開発事業者は、家具類の転倒防止対策を効果的に行うために、居室の壁の下地補強及びアンカー設備の設置を行うほか、家具、食器棚等の造り付けに努めなければならない。</p> <p>（防災備蓄倉庫の設置）</p> <p>第6条 開発事業者は、当該高層住宅等に将来組織される防災住民組織が、防災対策用品の備蓄場所として活用できるよう、あらかじめ、最長歩行距離5層以内ごとに、1住戸につき0.1立方メートル以上の規模の防災備蓄倉庫を設置するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の防災備蓄倉庫には、防災備蓄倉庫であることを表示するものとする。</p> <p>（エレベーターの閉じ込め事故対策）</p> <p>第7条 開発事業者は、エレベーターの閉じ込め事故が発生した場合に備えて、当該高層住宅等の居住者のすべての乗用エレベーターについて、エレベーターのかご内に、閉じ込め対策用品を設置するよう努めなければなら</p>

住者のすべての乗用エレベーターについて、エレベーターのかご内に、閉じ込め対策用品を設置するよう努めなければならない。

(調査及び報告)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、この要領の目的を達成するために現地調査を行い、又は開発事業者等に報告若しくは必要な図面の提出を求めることができる。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

い。

(調査及び報告)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、この要領の目的を達成するために現地調査を行い、又は開発事業者等に報告若しくは必要な図面の提出を求めることができる。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

該当部分	震災資料編震2-9-1 連絡責任者名簿
機関名	東京ガス株式会社

修正案				現行			
震2-9-1 連絡責任者名簿				震2-9-1 連絡責任者名簿			
機 関 名	連絡責任者職名	勤務先電話	夜間連絡先	機 関 名	連絡責任者職名	勤務先電話	夜間連絡先
港区防災危機管理室	防 災 課 長	3578-2111	防災警戒待機者 3578-2546	港区防災危機管理室	防 災 課 長	3578-2111	防災警戒待機者 3578-2546
芝地区総合支所	管 理 課 長	3578-3190		芝地区総合支所	管 理 課 長	3578-3190	
麻布地区総合支所	管 理 課 長	5114-8810		麻布地区総合支所	管 理 課 長	5114-8810	
赤坂地区総合支所	管 理 課 長	5413-2710		赤坂地区総合支所	管 理 課 長	5413-2710	
高輪地区総合支所	管 理 課 長	5421-7122		高輪地区総合支所	管 理 課 長	5421-7122	
芝浦港南地区総合支所	管 理 課 長	6400-0012		芝浦港南地区総合支所	管 理 課 長	6400-0012	
みなと保健所	生活衛生課長	3455-4424		みなと保健所	生活衛生課長	3455-4424	
警視庁第一方面本部	管 理 官	3581-4321		3581-4321	警視庁第一方面本部	管 理 官	
愛宕警察署	警 備 課 長	3437-0110	3437-0110	愛宕警察署	警 備 課 長	3437-0110	3437-0110
三田警察署	警 備 課 長	3454-0110	3454-0110	三田警察署	警 備 課 長	3454-0110	3454-0110
高輪警察署	警 備 課 長	3440-0110	3440-0110	高輪警察署	警 備 課 長	3440-0110	3440-0110
麻布警察署	警 備 課 長	3479-0110	3479-0110	麻布警察署	警 備 課 長	3479-0110	3479-0110
赤坂警察署	警 備 課 長	3475-0110	3475-0110	赤坂警察署	警 備 課 長	3475-0110	3475-0110
東京湾岸警察署	警 備 課 長	3458-0110	3458-0110	東京湾岸警察署	警 備 課 長	3458-0110	3458-0110
消防庁第一消防方面本部	指 揮 隊 長	3222-0119	3222-0119	消防庁第一消防方面本部	指 揮 隊 長	3222-0119	3222-0119

芝 消 防 署	警 防 課 長	3431 - 0119	3431 - 0119	芝 消 防 署	警 防 課 長	3431 - 0119	3431 - 0119
麻 布 消 防 署	警 防 課 長	3470-0119	3470-0119	麻 布 消 防 署	警 防 課 長	3470-0119	3470-0119
赤 坂 消 防 署	警 防 課 長	3478-0119	3478-0119	赤 坂 消 防 署	警 防 課 長	3478-0119	3478-0119
機 関 名	連 絡 責 任 者 職 名	勤 務 先 電 話	夜 間 連 絡 先	機 関 名	連 絡 責 任 者 職 名	勤 務 先 電 話	夜 間 連 絡 先
高 輪 消 防 署	警 防 課 長	3446-0119	3446-0119	高 輪 消 防 署	警 防 課 長	3446-0119	3446-0119
水 道 局	港 営 業 所 長	3452-7150	中央支所給水待機 3256-6171	水 道 局	港 営 業 所 長	3452-7150	中央支所給水待機 3256-6171
下水道局中部下水道事務所	港 出 張 所 長	3798-5243	3798-5243	下水道局中部下水道事務所	港 出 張 所 長	3798-5243	3798-5243
東 京 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課 長	5564-2021	5564-2021	東 京 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課 長	5564-2021	5564-2021
東 京 港 管 理 事 務 所	港 務 課 長	5463-0212	3451-1156	東 京 港 管 理 事 務 所	港 務 課 長	5463-0212	3451-1156
東京電力パワーグリッド 銀 座 支 社	地 域 渉 外 担 当	6374-3914	6374-3914	東京電力パワーグリッド 銀 座 支 社	地 域 渉 外 担 当	6374-3914	6374-3914
J R 東 日 本 東 京 支 社	総 務 部 安 全 対 策 室 長	5692-6054	総合指令室 5692-6201	J R 東 日 本 東 京 支 社	総 務 部 安 全 対 策 室 長	5692-6054	総合指令室 5692-6201
J R 東 海 新 幹 線 鉄 道 事 業 本 部	管 理 部 総 務 課 長	3286-5152	総合指令室 3240-5551	J R 東 海 新 幹 線 鉄 道 事 業 本 部	管 理 部 総 務 課 長	3286-5152	総合指令室 3240-5551
東京ガス東京中支店	地 域 広 報 担 当 課 長	5722-2602	お客さまセンター 3344-9100	東京ガス中央支店	地 域 広 報 担 当 課 長	5722-2602	お客さまセンター 3344-9100
第 一 建 設 事 務 所	庶 務 課 長	3542-0681	3343-4061	第 一 建 設 事 務 所	庶 務 課 長	3542-0681	3343-4061
東 京 都 交 通 局	日 比 谷 駅 務 管 区 指 導 担 当 区 長	3211-1901	3211-1901	東 京 都 交 通 局	日 比 谷 駅 務 管 区 指 導 担 当 区 長	3211-1901	3211-1901
東 京 国 道 事 務 所	防 災 情 報 課 長	3512-9064	東京国道道路情報管理室 3512-9065	東 京 国 道 事 務 所	防 災 情 報 課 長	3512-9064	東京国道道路情報管理室 3512-9065
N T T 東 日 本 東 京 事 業 部 東 京 南 支 店	運 営 ア ク セ ス 課 長	3444-7936	故障係 局番なし113	N T T 東 日 本 東 京 事 業 部 東 京 南 支 店	運 営 ア ク セ ス 課 長	3444-7936	故障係 局番なし113
首 都 高 速 道 路 東 京 西 局	担 当 部 長	3264-8201	交通管制室 3264-8205~6	首 都 高 速 道 路 東 京 西 局	担 当 部 長	3264-8201	交通管制室 3264-8205~6
東 京 メ ト ロ	表 参 道 駅 務 管 区 首 席 助 役	3581-7788	3581-7788	東 京 メ ト ロ	表 参 道 駅 務 管 区 首 席 助 役	3581-7788	3581-7788
東 京 モ ノ レ ー ル	総 務 課 長	5470-3862	運転指令室 3765-6215	東 京 モ ノ レ ー ル	総 務 課 長	5470-3862	運転指令室 3765-6215

	京 急 電 鉄 鉄 道 本 部	安全推進部課長	3280-9019	総合司令所 045-701-9720			京 急 電 鉄 鉄 道 本 部	安全推進部課長	3280-9019	総合司令所 045-701-9720	
	ゆ り か も め	総務部総務課長	3529-7777	3529-7778			ゆ り か も め	総務部総務課長	3529-7777	3529-7778	

該当部分	震災資料編震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表
機関名	港区（障害者福祉課、防災課）

修正案								現行							
震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表								震2-10-3 区民避難所（地域防災拠点）、福祉避難所一覧表							
令和3年4月1日現在								平成27年1月28日現在							
（1）区民避難所（地域防災拠点） （旧一次避難所）（主に避難スペースは、体育館のような利用者と区画できるスペースを使用します） 構造：「SRC」鉄骨鉄筋コンクリート造 「RC」鉄筋コンクリート造 「S」鉄骨造								（1）区民避難所（地域防災拠点） （旧一次避難所）（主に避難スペースは、体育館のような利用者と区画できるスペースを使用します） 構造：「SRC」鉄骨鉄筋コンクリート造 「RC」鉄筋コンクリート造 「S」鉄骨造							
番号	地区	施設名	住所	電話番号	構造	受入人員可能数		番号	地区	施設名	住所	電話番号	構造	受入人員可能数	
						一時	長期							一時	長期
1	芝	御成門小学校	芝公園 3-2-4	(3431)2766	SRC	2,104	1,271	1	芝	御成門小学校	芝公園 3-2-4	(3431)2766	SRC	2,104	1,271
2		芝小学校	芝 2-21-3	(3456)3072	SRC	855	513	2		芝小学校	芝 2-21-3	(3456)3072	SRC	855	513
3		港勤労福祉会館	芝 5-18-2	(3455)6381	RC	651	391	3		港勤労福祉会館	芝 5-18-2	(3455)6381	RC	651	391
4		赤羽小学校	三田 1-4-52	(3451)1988	RC	1,597	964	4		赤羽小学校	三田 1-4-52	(3451)1988	RC	1,597	964
5		御成門中学校	西新橋 3-25-30	(3436)3568	SRC	2,536	1,528	5		御成門中学校	西新橋 3-25-30	(3436)3568	SRC	2,536	1,528
6		生涯学習センター	新橋 3-16-3	(3431)1606	S	838	504	6		生涯学習センター	新橋 3-16-3	(3431)1606	S	838	504
7		エコプラザ	浜松町 1-13-1	(5404) 7764	SRC	556	335	7		エコプラザ	浜松町 1-13-1	(5404) 7764	SRC	556	335
8		福祉プラザさくら川	新橋 6-19-2	(3433) 0180	SRC	144	86	8		福祉プラザさくら川	新橋 6-19-2	(3433) 0180	SRC	144	86
9		神明子ども中高生プラザ・神明いきいきプラザ	浜松町 1-6-7	(5733) 5199 (3436) 2500	SRC	852	511	9		神明子ども中高生プラザ・神明いきいきプラザ	浜松町 1-6-7	(5733) 5199 (3436) 2500	SRC	852	511
10		虎ノ門いきいきプラザ	虎ノ門 1-21-10	(3539) 2941	SRC	132	79	10		虎ノ門いきいきプラザ	虎ノ門 1-21-10	(3539) 2941	SRC	132	79
11		三田いきいきプラザ	芝 4-1-17	(3452) 9421	RC	332	199	11		三田いきいきプラザ	芝 4-1-17	(3452) 9421	RC	332	199
12	麻布	麻布小学校	麻布台 1-5-15	(3583)0014	RC	1,435	865	12	麻布	麻布小学校	麻布台 1-5-15	(3583)0014	RC	1,435	865
13		旧飯倉小学校	東麻布 2-1-1		RC	419	208	13		旧飯倉小学校	東麻布 2-1-1		RC	419	208
14		本村小学校	南麻布 3-9-33	(3473)1462	SRC	2,017	1,217	14		本村小学校	南麻布 3-9-33	(3473)1462	SRC	2,017	1,217
15		東町小学校	南麻布 1-8-11	(3451)7726	RC	1,073	647	15		東町小学校	南麻布 1-8-11	(3451)7726	RC	1,073	647
16		筈小学校	西麻布 3-11-16	(3404)1530	RC	1,412	853	16		筈小学校	西麻布 3-11-16	(3404)1530	RC	1,412	853
17		六本木中学校	六本木 6-8-16	(3404)8855	RC	1,534	926	17		六本木中学校	六本木 6-8-16	(3404)8855	RC	1,534	926
18		高陵中学校	西麻布 4-14-8	(3409)7687	SRC	1,130	565	18		高陵中学校	西麻布 4-14-8	(3409)7687	SRC	1,130	565
19		南山小学校	元麻布 3-8-15	(3403)5773	RC	1,173	702	19		南山小学校	元麻布 3-8-15	(3403)5773	RC	1,173	702
20		麻布区民センター	六本木 5-16-45	(3583)5487	SRC	326	195	20		麻布区民センター	六本木 5-16-45	(3583)5487	SRC	326	195
21		南麻布いきいきプラザ	南麻布 1-5-26	(5232) 9671	RC	224	135	21		南麻布いきいきプラザ	南麻布 1-5-26	(5232) 9671	RC	224	135

22	麻布	麻布こども中高生プラザ ・ありすいきいきプラザ	南麻布 4-6-7	(5447)0611	RC	1027	619	22	麻布	麻布こども中高生プラザ ・ありすいきいきプラザ	南麻布 4-6-7	(5447)0611	RC	1027	619
23		西麻布いきいきプラザ	西麻布 2-13-3	(3486)9166	SRC	297	180	23		西麻布いきいきプラザ	西麻布 2-13-3	(3486)9166	SRC	297	180
24		飯倉いきいきプラザ	東麻布 2-16-11	(3583) 6366	S	157	92	24		飯倉いきいきプラザ	東麻布 2-16-11	(3583) 6366	S	157	92
25	赤坂	赤坂小学校	赤坂 8-13-29	(3404)8602	RC	2,001	1,208	25	赤坂	赤坂小学校	赤坂 8-13-29	(3404)8602	RC	2,001	1,208
26		青山小学校	南青山 2-21-2	(3403)5588	RC	1,691	1,020	26		青山小学校	南青山 2-21-2	(3403)5588	RC	1,691	1,020
27		青南小学校	南青山 4-21-15	(3404)8608	RC	1,723	1,039	27		青南小学校	南青山 4-21-15	(3404)8608	RC	1,723	1,039
28		青山中学校	北青山 1-1-9	(3404)7522	SRC	2,621	1,581	28		赤坂中学校	赤坂 9-2-3	(3402)9306	RC	1,114	672
29		赤坂区民センター	赤坂 4-18-13	(5413)2711	SRC	475	285	29		青山中学校	北青山 1-1-9	(3404)7522	SRC	2,621	1,581
30		サン・サン赤坂 (赤坂子ども中高生プラザ)	赤坂 6-6-14	(5561)7833	RC	888	535	30		赤坂区民センター	赤坂 4-18-13	(5413)2711	SRC	475	285
31		赤坂いきいきプラザ	赤坂 6-4-8	(3583) 1207	RC	118	70	31		サン・サン赤坂 (赤坂子ども中高生プラザ)	赤坂 6-6-14	(5561)7833	RC	888	535
32		青山いきいきプラザ	南青山 2-16-5	(3403) 2011	SRC	585	350	32		赤坂いきいきプラザ	赤坂 6-4-8	(3583) 1207	RC	118	70
33		青南いきいきプラザ	南青山 4-10-1	(3423) 4920	RC	138	80	33		青山いきいきプラザ	南青山 2-16-5	(3403) 2011	SRC	585	350
34	高輪	御田小学校	三田 4-11-38	(3451)3997	RC	1,213	732	34		青南いきいきプラザ	南青山 4-10-1	(3423) 4920	RC	138	80
35		高輪区民センター	高輪 1-16-25	(5421)7616	SRC	393	235	35	高輪	御田小学校	三田 4-11-38	(3451)3997	RC	1,213	732
36		白金小学校	白金台 1-4-26	(3441)5407	RC	1,805	1,090	36		高輪区民センター	高輪 1-16-25	(5421)7616	SRC	393	235
37		旧三光小学校	白金 3-18-2	(3441)1001	RC	1,717	1,037	37		白金小学校	白金台 1-4-26	(3441)5407	RC	1,805	1,090
38		白金の丘学園白金の丘小・中学校	白金 4-1-12	(3441)5363 (3441)5631	RC	4,556	2,756	38		旧三光小学校	白金 3-18-2	(3441)1001	RC	1,717	1,037
39		旧神応小学校	白金 6-9-5	(3441)8391	RC	1,104	660	39		白金の丘学園白金の丘小・中学校	白金 4-1-12	(3441)5363 (3441)5631	RC	4,556	2,756
40		三田中学校	三田 4-13-13	(5441)7348	SRC	1,443	721	40		旧神応小学校	白金 6-9-5	(3441)8391	RC	1,104	660
41		高松中学校	高輪 1-16-25	(3441)6239	SRC	2,306	1,394	41		三田中学校	三田 4-13-13	(5441)7348	SRC	1,443	721
42		高輪台小学校	高輪 2-8-24	(5447)0616	RC	943	568	42		高松中学校	高輪 1-16-25	(3441)6239	SRC	2,306	1,394
43		高輪子ども中高生プラザ	高輪 1-4-35	(3443) 1555	SRC	1,005	670	43		高輪台小学校	高輪 2-8-24	(5447)0616	RC	943	568
44		豊岡いきいきプラザ	三田 5-7-7	(3453) 1591	RC	121	72	44		高輪子ども中高生プラザ	高輪 1-4-35	(3443) 1555	SRC	1,005	670
45		高輪いきいきプラザ	高輪 3-18-15	(3449) 1643	RC	138	81	45		豊岡いきいきプラザ	三田 5-7-7	(3453) 1591	RC	121	72
46		白金いきいきプラザ	白金 3-10-12	(3441) 3680	RC	129	76	46		高輪いきいきプラザ	高輪 3-18-15	(3449) 1643	RC	138	81
47		白金台いきいきプラザ	白金台 4-8-5	(3440) 4627	SRC	424	255	47		白金いきいきプラザ	白金 3-10-12	(3441) 3680	RC	129	76
48	芝浦	芝浦小学校	芝浦 4-8-18	(3451)4992	SRC	1,339	803	48	高輪	白金台いきいきプラザ	白金台 4-8-5	(3440) 4627	SRC	424	255
49	港南	港南小学校	港南 4-3-28	(3474)1501	RC	2,427	1,468	49	芝浦港南	芝浦小学校	芝浦 4-8-18	(3451)4992	SRC	1,339	803
50		港南中学校	港南 4-3-3	(3471) 0238	RC	2,236	1,351	50		港南小学校	港南 4-3-28	(3474)1501	RC	2,427	1,468
51		芝浦港南区民センター	芝浦 4-13-1	(3769) 8864	RC	433	259	51		港南中学校	港南 4-3-3	(3471) 0238	RC	2,236	1,351
52		みなとパーク芝浦 (港区スポーツセンター・男女平等参画センター)	芝浦 1-16-1	(6400)0036	S	7,442	4,502	52		芝浦港南区民センター	芝浦 4-13-1	(3769) 8864	RC	433	259
53		港南子ども中高生プラ	港南 4-3-7	(3450) 9576	SRC	1,218	730	53		みなとパーク芝浦 (港区スポーツセンター・男女平等参画センタ	芝浦 1-16-1	(6400)0036	S	7,442	4,502

		ザ					
54		港南いきいきプラザ	港南 4-2-1	(3450) 9915	RC	191	112
55	台場	お台場学園港陽小・中学校	台場 1-1-5	(5500)2575	RC	3,360	2,026
56		台場区民センター	台場 1-5-1	(5500) 2355	SRC	298	179
区民避難所（地域防災拠点）計						70,416	42,202

※改築中の施設については、除外しています。

(2) 福祉避難所一覧（旧二次避難所）

番号	施設名	住所	電話番号	構造	受入人員可能数		
1	障害者施設	障害保健福祉センター	芝 1-8-23	(5439) 2511	SRC	90	
2		新橋はつらつ太陽	新橋 6-19-2	(3433) 0180	SRC	60	
3		障害者支援ホーム南麻布	南麻布 4-6-13	(6455) 7797	RC	60	
4	南麻布シニアガーデンアリス	(6277) 3106					
5	特別養護老人ホーム	白金の森	白金台 5-20-5	(3449) 9611	RC	49	
6		港南の郷	港南 3-3-23	(3450) 5571	SRC	50	
7		サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14	(5561) 7833	RC	50	
8		麻布慶福苑	南麻布 5-1-20	(3446) 5501	RC	52	
9		ベル	西麻布 4-7-2	(3499) 2823	RC	28	
10		新橋さくらの園	新橋 6-19-2	(3433) 0183	SRC	120	
11		ありすの杜きのこ南麻布	南麻布 4-6-1	(5739) 0585	RC	110	
12		洛和ヴィラ南麻布	南麻布 4-6-1	(6408) 8677	RC	110	
13		老人保健施設	ルネサンス麻布	南麻布 2-10-21	(3453) 5015	RC	50
14			新橋ばらの園	新橋 6-19-2	(3433) 0182	RC	100
15	洛和ヴィラサラサ		南麻布 4-6-1	(6408) 8676	RC	50	
16	高齢者サービスセンター	白金の森	白金台 5-20-5	(3449) 9615	RC	60	
17		港南の郷	港南 3-3-23	(3450) 5571	SRC	153	
18		サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14	(5561) 7831	RC	83	
19		南麻布	南麻布 1-5-26	(5232) 9672	RC	56	
20		台場	台場 1-5-5	(5531) 0520	SRC	59	
21		北青山	北青山 1-6-1	(5410) 3410	RC	116	
22		芝	芝 3-24-5	(5232) 0848	S	53	
23		虎ノ門	虎ノ門 1-21-10	(3539) 3710	RC	45	
福祉避難所計						1,604	

※精神障害者支援センターについては、開設後に、福祉避難所として指定します。

		一)					
54		港南子ども中高生プラザ	港南 4-3-7	(3450) 9576	SRC	1,218	730
55		港南いきいきプラザ	港南 4-2-1	(3450) 9915	RC	191	112
56	台場	お台場学園港陽小・中学校	台場 1-1-5	(5500)2575	RC	3,360	2,026
57		台場区民センター	台場 1-5-1	(5500) 2355	SRC	298	179
区民避難所（地域防災拠点）計						70,416	42,202

※改築中の施設については、除外しています。

(2) 福祉避難所一覧（旧二次避難所）

番号	施設名	住所	電話番号	構造	受入人員可能数		
1	障害者施設	障害保健福祉センター	芝 1-8-23	(5439) 2511	SRC	90	
2		新橋はつらつ太陽	新橋 6-19-2	(3433) 0180	SRC	60	
3	特別養護老人ホーム	白金の森	白金台 5-20-5	(3449) 9611	RC	49	
4		港南の郷	港南 3-3-23	(3450) 5571	SRC	50	
5		サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14	(5561) 7833	RC	50	
6		麻布慶福苑	南麻布 5-1-20	(3446) 5501	RC	52	
7		ベル	西麻布 4-7-2	(3499) 2823	RC	28	
8		新橋さくらの園	新橋 6-19-2	(3433) 0183	SRC	120	
9		ありすの杜きのこ南麻布	南麻布 4-6-1	(5739) 0585	RC	110	
10		洛和ヴィラ南麻布	南麻布 4-6-1	(6408) 8677	RC	110	
11		老人保健施設	ルネサンス麻布	南麻布 2-10-21	(3453) 5015	RC	50
12			新橋ばらの園	新橋 6-19-2	(3433) 0182	RC	100
13	洛和ヴィラサラサ		南麻布 4-6-1	(6408) 8676	RC	50	
14	高齢者サービスセンター	白金の森	白金台 5-20-5	(3449) 9615	RC	60	
15		港南の郷	港南 3-3-23	(3450) 5571	SRC	153	
16		サン・サン赤坂	赤坂 6-6-14	(5561) 7831	RC	83	
17		南麻布	南麻布 1-5-26	(5232) 9672	RC	56	
18		台場	台場 1-5-5	(5531) 0520	SRC	59	
19		北青山	北青山 1-6-1	(5410) 3410	RC	116	
20		芝	芝 3-24-5	(5232) 0848	S	53	
21		虎ノ門	虎ノ門 1-21-10	(3539) 3710	RC	45	
福祉避難所計						1,544	

※（仮称）南麻布四丁目特別養護老人ホーム等については、開設後に、福祉避難所として指定します。

該当部分	震災資料編震2-11-4 主な備蓄物資一覧
機関名	港区（保健予防課）

修正案				現行			
震2-11-4 主な備蓄物資一覧				震2-11-4 主な備蓄物資一覧			
				平成29年2月1日現在			
No.	品名	No.	品名	No.	品名	No.	品名
食料		救助用資器材等		食料		救助用資器材等	
1	乾パン類	1	濾水機	1	乾パン	1	濾水機
2	アルファ米	2	組立水槽	2	アルファ米	2	組立水槽
3	乳児用ミルク	3	投光機	3	調製粉乳	3	投光機
4	ミネラルウォーター	4	コードリール	4	ミネラルウォーター	4	コードリール
5	おかゆ	5	発電機	5	おかゆ	5	発電機
生活必需品		6	炊飯器（バーナー）	生活必需品		6	炊飯器（バーナー）
1	哺乳瓶	7	テント	1	哺乳瓶	7	テント
2	毛布	8	簡易トイレ	2	毛布	8	簡易トイレ
3	カーペット	9	担架	3	カーペット	9	担架
4	ポリタンク	10	簡易ベッド	4	ポリタンク	10	簡易ベッド
5	紙コップ	11	組立式リヤカー	5	紙コップ	11	組立式リヤカー
6	紙おむつ（乳児用）	12	救出資器材セット	6	紙おむつ（乳児用）	12	救出資器材セット
7	紙おむつ（大人用）	13	間仕切りパネル・パーティション	7	紙おむつ（大人用）	13	間仕切りパネル
8	多機能ラジオ	14	多目的ハウス	8	多機能ラジオ	14	多目的ハウス
9	多人数用救急セット	15	冷風機	9	多人数用救急セット	医療防疫用資器材	
10	生理用品	16	大型扇風機	10	生理用品	1	災害医療資器材セット
11	肌着（男性用・女性用）	17	蓄電池セット	11	肌着（男性用・女性用）	燃料等	
12	ブルーシート	18	非接触型体温計	12	ブルーシート	1	ガソリン

13	ウェットタオル	燃料等	
14	衛生用品（消毒液・マスク等）	1	ガソリン
医療防疫用資器材		2	灯油
1	災害医療資器材セット		
2	災害医療医薬品セット		
3	一般用医薬品		

13	ウェットタオル	2	灯油
----	---------	---	----

該当部分	震災資料震3-1-1 港区災害対策本部組織図
機関名	港区(防災課)

修正案	現 行
<p>震3-1-1 港区災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;">港区災害対策本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">本部長室</p> <p>本部長室は以下に掲げる事項について、本部の基本方針を審議策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部の非常配備態勢及び廃止に関する事。 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 避難の勧告又は指示に関する事。 4 災害に関し、東京都知事に対する要請に関する事。 5 東京都及び他の地方公共団体との相互応援に関する事。 6 公用令書による公用負担に関する事。 7 部長に対する事務の委任に関する事。 8 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。 9 その他重要な災害対策に関する事。 </div>	<p>震3-1-1 港区災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;">港区災害対策本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">本部長室</p> <p>本部長室は以下に掲げる事項について、本部の基本方針を審議策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部の非常配備態勢及び廃止に関する事。 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 避難の勧告又は指示に関する事。 4 災害に関し、東京都知事に対する要請に関する事。 5 東京都及び他の地方公共団体との相互応援に関する事。 6 公用令書による公用負担に関する事。 7 部長に対する事務の委任に関する事。 8 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。 9 その他重要な災害対策に関する事。 </div>

該当部分	震災資料 震3-1-3 都建設局の業務分担表
機関名	東京都建設局第一建設事務所

修正案					現行				
震3-1-3 都建設局の業務分担表					震3-1-3 都建設局の業務分担表				
第一建設事務所 (代) 3542-0682 令和3年4月1日現在					第一建設事務所 (代) 3542-0682 平成28年4月1日現在				
組織	所在地	電話	分担区域	備考	組織	所在地	電話	分担区域	備考
所災害対策本部 本部長・副本部長 ・作戦班 ・応急対策班	中央区明石町 2-4	(直) (3542) 0681 (直) 庶務課 (3542) 0682 FAX (3542) 7129 F a x (無線) 75412	千代田区・中央区 港区全域	本部長 : 所長 副本部長 : 副所長 兼庶務課長 外全職員	所災害対策本部 本部長・副本部長 ・作戦班 ・応急対策班	中央区明石町 2-4	(直) (3542) 0681 (直) 庶務課 (3542) 0682 FAX (3542) 7129 F a x (無線) 75412	千代田区・中央区 港区全域	本部長 : 所長 副本部長 : 副所長 兼庶務課長 外全職員
勤務時間中に災害が発生した場合	港工区	港区三田 1-2-13	港区全域	工区長外	港工区	港区三田 1-2-13	(直) (3452) 1464 F a x (3452) 2414	港区全域	工区長外
	千代田工区	千代田区神田松 永町 119 番地	千代田区全域	工区長外	千代田工区	千代田区九段南 1-1-2	(直) (3261) 5367 F a x (3261) 7560	千代田区全域	工区長外
	中央工区	中央区明石町 5-21	中央区全域	工区長外	中央工区	中央区明石町 5-21	(直) (3544) 8831 F a x (3544) 8826	中央区全域	工区長外

該当部分	震災資料編震3-1-5 都下水道局の活動態勢
機関名	東京都下水道局

修正案						現行							
震3-1-5 都下水道局の活動態勢 (1) 活動態勢						震3-1-5 都下水道局の活動態勢 (1) 活動態勢							
非常配備態勢と特別非常配備態勢						非常配備態勢と特別非常配備態勢							
種類	発令の時期	区分	態勢	配備要員	参集場所	種類	発令の時期	区分	態勢	配備要員	参集場所		
非常配備態勢	震度5強以下 (都災对本部長又は局災对本部長が必要と認められたとき)	特別非常配備態勢を基本として被害その他の状況に応じて、都災对本部長又は局災对本部長がその都度定める					非常配備態勢	震度5強以下 (都災对本部長又は局災对本部長が必要と認められたとき)	特別非常配備態勢を基本として被害その他の状況に応じて、都災对本部長又は局災对本部長がその都度さだめる				
特別非常配備態勢	震度6弱以上 (自動発令)	第一配備態勢	全職員が非常時優先業務に従事する	居住地から勤務地までの距離が10km以内の職員	勤務地	特別非常配備態勢	震度6弱以上 (自動発令)	第一配備態勢	全職員が非常時優先業務に従事する	居住地から勤務地までの距離が10km以内の職員	勤務地		
		第二配備態勢	全職員が非常時優先業務に従事する	居住地から勤務地までの距離が10km超20km以内の職員	勤務地			第二配備態勢	全職員が非常時優先業務に従事する	居住地から勤務地までの距離が10km超20km以内の職員	勤務地		
		特例配備態勢	全職員が非常時優先業務に従事する	居住地から勤務地までの距離が20km超の職員	あらかじめ指定された当局施設			特例配備態勢	全職員が非常時優先業務に従事する	居住地から勤務地までの距離が20km超の職員	あらかじめ指定された当局施設		
例外措置・参集の免除	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副参事級以上の管理職員は特別の指示がない限り勤務地に参集し、所属部署で指揮をとる。 ○ ポンプ及び諸機械運転の業務に従事する三交替勤務の職員は、特別の指示がない限り勤務地(水再生センター又はポンプ所)に参集し、運転管理業務に従事する。 ○ 災害対策初動要員(「指揮要員」及び「業務要員」)は危機管理室に参集し、「東京都下水道局災害対策初動要員待機要綱」に定める業務に従事する。 ○ 東京都災害対策職員住宅居住者等で、「災害対策職員住宅入居職員要綱」に定める都の業務要員となっている職員は、総務局から参集指令があったときには、総務局が指定した場所に参集する。 ○ 公務上の傷病、通勤途上の傷病、慶弔休暇、介護休暇、退職、結核休養、病気休暇、妊娠出産休暇等の事由がある者及び妊婦は参集を免除する。 ○ 家族等の死亡に伴う葬儀等を行う必要があるとき、職員または家族が負傷し、治療または入院の必要があるとき、同居する家族に高齢者、乳幼児等で、職員の介護や監護等がなければ最低限の生活を維持できない場合は、自宅等で待機し、参集を妨げる事由が解消し、又は対処に目途が立ち次第参集する。 					例外措置・参集の免除	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副参事級以上の管理職員は特別の指示がない限り勤務地に参集し、所属部署で指揮をとる。 ○ ポンプ及び諸機械運転の業務に従事する三交替勤務の職員は、特別の指示がない限り勤務地(水再生センター又はポンプ所)に参集し、運転管理業務に従事する。 ○ 災害対策初動要員(「指揮要員」及び「業務要員」)は危機管理室に参集し、「東京都下水道局災害対策初動要員待機要綱」に定める業務に従事する。 ○ 東京都災害対策職員住宅居住者等で、「災害対策職員住宅入居職員要綱」に定める都の業務要員となっている職員は、総務局から参集指令があったときには、総務局が指定した場所に参集する。 ○ 公務上の傷病、通勤途上の傷病、慶弔休暇、介護休暇、退職、結核休養、病気休暇、妊娠出産休暇等の事由がある者及び妊婦は参集を免除する。 						
※勤務時間内に発災した場合は、在籍する職員がそれぞれ非常時優先業務に従事する。						※勤務時間内に発災した場合は、在籍する職員がそれぞれ非常時優先業務に従事する。							

(2) 中部下水道事務所非常配備態勢動員表

	第一配備態勢	第二配備態勢	特例配備態勢
	居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員、特に定める職員及び管理職	居住地から勤務先までの距離が10 km超20 km以内の職員	居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員
管 理 職	7	—	—
お客さまサービス課	6	8	19
芝浦水再生センター	31	15	13
庶務課・ポンプ施設課・再構築推進課・建設課	37	40	26
小 計	81	63	58

※ 特例配備職員は、あらかじめ指定された当局施設に参集する

※ 委託事業所である港事業所、芝浦保全事業所は、当局の指示で職員配置を行う

(2) 中部下水道事務所非常配備態勢動員表

	第一配備態勢	第二配備態勢	特例配備態勢
	居住地から勤務先までの距離が10 km以内の職員及び管理職	居住地から勤務先までの距離が10 km超20 km以内の職員	居住地から勤務先までの距離が20 km超の職員
管 理 職	7	—	—
管 路 施 設 課	3	7	—
芝浦水再生センター(汐留第二ポンプ所含む)	22	8	2
庶務課・ポンプ施設課・建設課・業務課	45	27	—
小 計	77	42	2

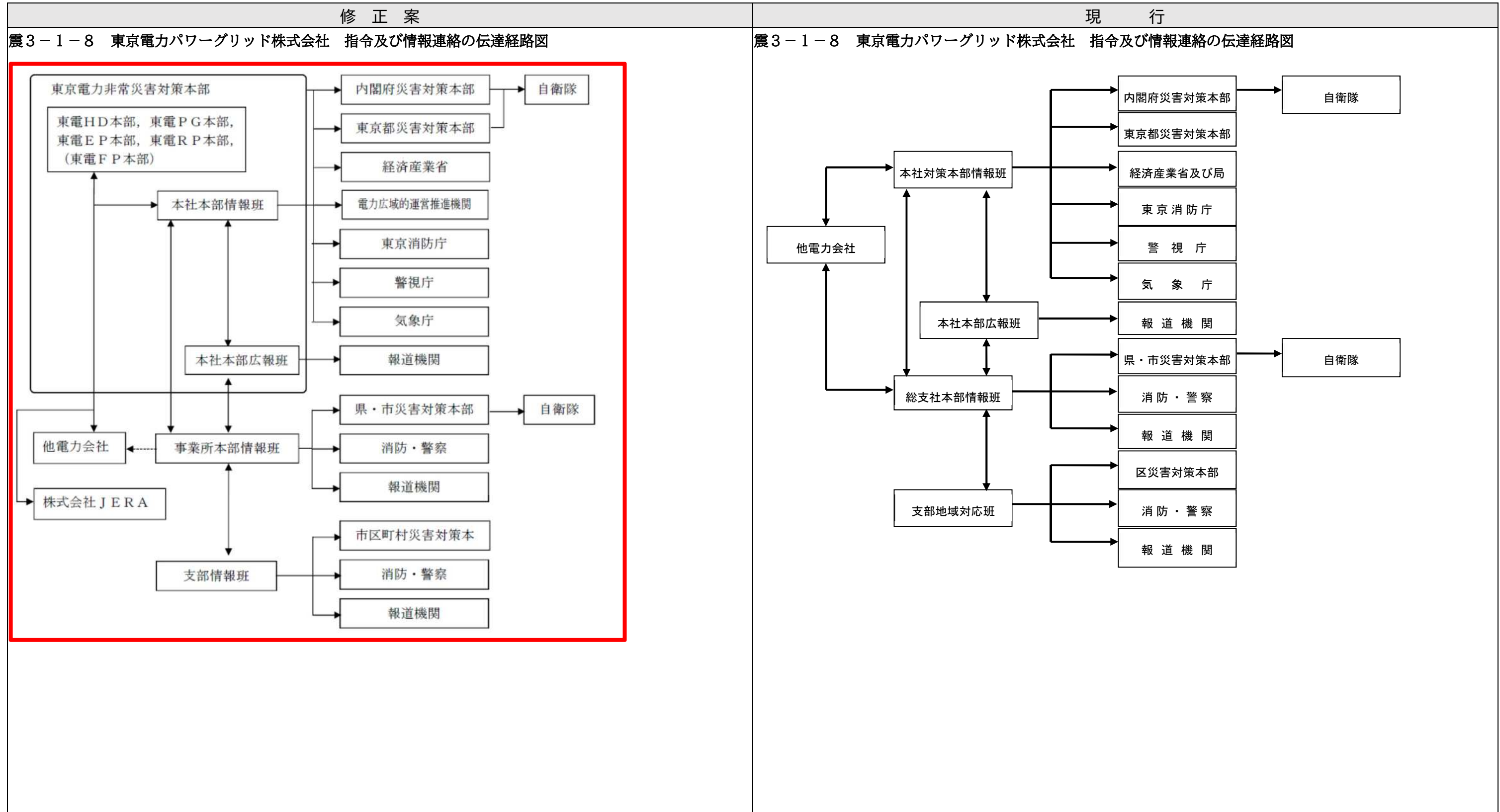
※ 特例配備職員は、あらかじめ指定された当局施設に参集する

※ 委託事業所である港事業所、芝浦保全事業所は、当局の指示で職員配置を行う

該当部分	震災資料編震3-1-7 東京電力パワーグリッド株式会社の活動態勢
機関名	東京電力パワーグリッド株式会社

修正案	現 行																				
<p>震3-1-7 東京電力パワーグリッド株式会社の活動態勢 (1) 非常態勢の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">情 勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常態勢に準ずる体制 (準第1非常態勢)</td> <td>○災害の発生確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>第1非常態勢</td> <td>○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合 ○電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</td> </tr> <tr> <td>第2非常態勢</td> <td>○大規模な災害が発生した場合 ○大規模な災害の発生が予想される場合 ○電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</td> </tr> <tr> <td>第3非常態勢</td> <td>○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	情 勢	第1非常態勢に準ずる体制 (準第1非常態勢)	○災害の発生確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合	第1非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合 ○電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合	第2非常態勢	○大規模な災害が発生した場合 ○大規模な災害の発生が予想される場合 ○電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	第3非常態勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	<p>震3-1-7 東京電力パワーグリッド株式会社の活動態勢 (1) 非常態勢の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">態勢区分</th> <th style="text-align: center;">情 勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常態勢に準ずる態勢 (準第1非常態勢)</td> <td>○災害の発生確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>第1非常態勢</td> <td>○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第2非常態勢</td> <td>○大規模な災害の発生が予想される場合 ○大規模な災害が発生した場合(電気事故による広範囲停電を含む) ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○洞道内火災が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第3非常態勢</td> <td>○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○東京都または隣接県で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	情 勢	第1非常態勢に準ずる態勢 (準第1非常態勢)	○災害の発生確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合	第1非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合	第2非常態勢	○大規模な災害の発生が予想される場合 ○大規模な災害が発生した場合(電気事故による広範囲停電を含む) ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○洞道内火災が発生した場合	第3非常態勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○東京都または隣接県で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合
区 分	情 勢																				
第1非常態勢に準ずる体制 (準第1非常態勢)	○災害の発生確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合																				
第1非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合 ○電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合																				
第2非常態勢	○大規模な災害が発生した場合 ○大規模な災害の発生が予想される場合 ○電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合																				
第3非常態勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合																				
態勢区分	情 勢																				
第1非常態勢に準ずる態勢 (準第1非常態勢)	○災害の発生確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合																				
第1非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合																				
第2非常態勢	○大規模な災害の発生が予想される場合 ○大規模な災害が発生した場合(電気事故による広範囲停電を含む) ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○洞道内火災が発生した場合																				
第3非常態勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○東京都または隣接県で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合																				

該当部分	震災資料編震3-1-8 東京電力パワーグリッド株式会社 指令及び情報連絡の伝達経路図
機関名	東京電力パワーグリッド株式会社



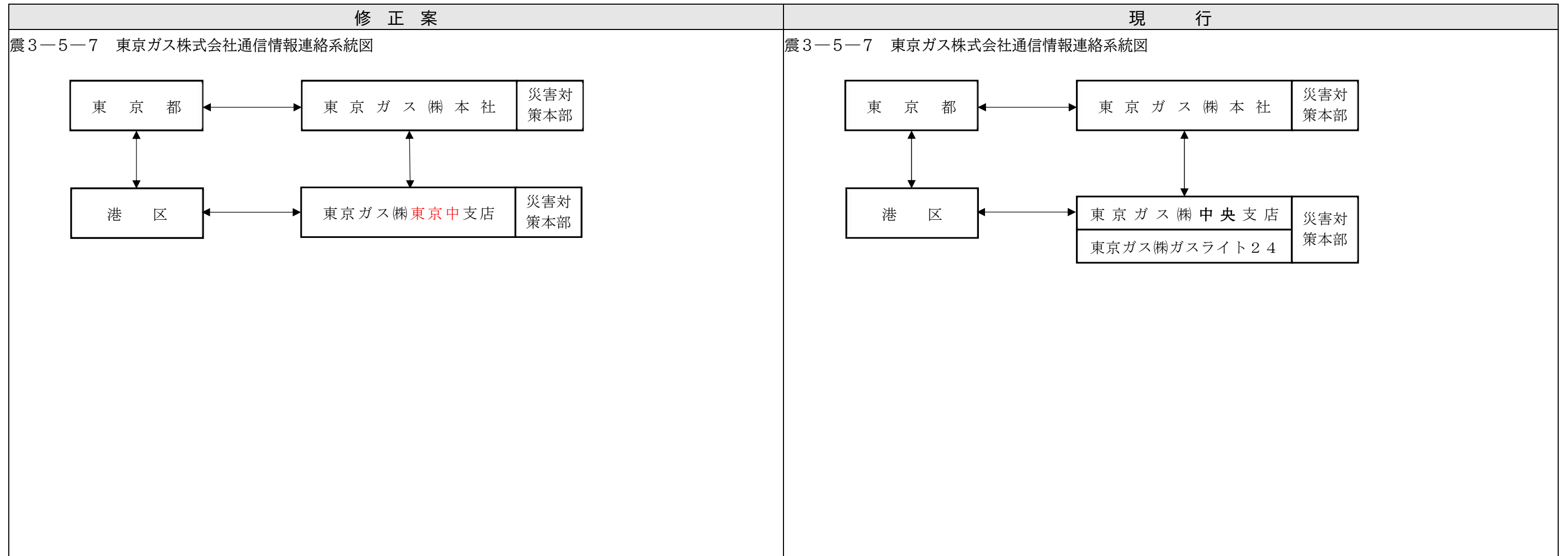
該当部分	震災資料編震3-1-9 東京ガス株式会社の活動体制
機関名	東京ガス株式会社

修正案	現 行																								
<p>震3-1-9 東京ガス株式会社の活動体制</p> <p>(1) 非常事態対策本部の設置 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。</p> <p>(2) 震災時の非常体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>災害の具体的な状況・被災の程度</th> <th>本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第0次非常体制</td> <td>1. 震度5弱の地震が発生した場合</td> <td>防災・供給部長</td> </tr> <tr> <td>第1次非常体制</td> <td>1. 震度5強の地震が発生した場合</td> <td>導管ネットワーク カンパニー長</td> </tr> <tr> <td>第2次非常体制</td> <td>1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合</td> <td>社 長</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長	第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合	防災・供給部長	第1次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク カンパニー長	第2次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	社 長	<p>震3-1-9 東京ガス株式会社の活動体制</p> <p>(1) 非常事態対策本部の設置 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。</p> <p>(2) 震災時の非常体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>災害の具体的な状況・被災の程度</th> <th>本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第0次非常体制</td> <td>2. 震度5弱の地震が発生した場合</td> <td>防災・供給部長</td> </tr> <tr> <td>第1次非常体制</td> <td>1. 震度5強の地震が発生した場合</td> <td>導管ネットワーク 本部長</td> </tr> <tr> <td>第2次非常体制</td> <td>1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合</td> <td>社 長</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長	第0次非常体制	2. 震度5弱の地震が発生した場合	防災・供給部長	第1次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク 本部長	第2次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	社 長
体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長																							
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合	防災・供給部長																							
第1次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク カンパニー長																							
第2次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	社 長																							
体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長																							
第0次非常体制	2. 震度5弱の地震が発生した場合	防災・供給部長																							
第1次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク 本部長																							
第2次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	社 長																							

該当部分	震災資料編震3-1-11 東京国道事務所の活動態勢
機関名	東京国道事務所

修正案		現行	
震3-1-11 東京国道事務所の活動態勢 (1) 災害対策支部の設置及び体制表		震3-1-11 東京国道事務所の活動態勢 (1) 災害対策支部の設置及び体制表	
項目 区分	体制基準	項目 区分	体制基準
震災対策支部	注意体制 ① 事務所管内で震度4の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合 ③ 事務所管内で気象庁の発表震度にかかわらず被害が発生する恐れがある場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	注意体制 ① 事務所管内で震度4の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合 ③ 事務所管内で気象庁の発表震度にかかわらず被害が発生する恐れがある場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	支部設置 (通常勤務)
	警戒体制 ① 事務所管内で震度5弱の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波警報を発表した場合 ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	警戒体制 ① 事務所管内で震度5弱の地震が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で津波警報を発表した場合 ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	支部設置
	非常体制 ① 事務所管内で震度5強以上の地震が発生した場合又は地震による重大な被害が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で大津波警報(5m)を発表した場合又は津波による重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合(10、10m以上:品川管内避難指示) ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	非常体制 ① 事務所管内で震度5強以上の地震が発生した場合又は地震による重大な被害が発生した場合 ② 気象庁が事務所管内の地域で大津波警報(5m)を発表した場合又は津波による重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合(10、10m以上:品川管内避難指示) ③ 関東地方整備局長が指令した場合 ④ 事務所長(支部長)が必要と認めた場合	支部設置
風水害対策支部	絡待機(連) ① 台風の接近において、進路予想が強風域(平均風速が15m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ③ 事務所長が必要と認めた場合	絡待機(連) ① 台風の接近において、進路予想が強風域(平均風速が15m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ③ 事務所長が必要と認めた場合	支部設置準備
	注意体制 ① 台風の接近において、進路予想が暴風域(平均風速が25m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、災害の発生が予想される場合 ③ 大雨・洪水警報(50mm/h以上の降雨予想)等が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ④ 暴風に対する特別警報が発表された場合 ⑥ 記録的短時間大雨情報及び土砂災害警戒情報等の発表により避難指示等が発生する恐れがある場合 ⑦ 事務所長が必要と認めた場合	注意体制 ① 台風の接近において、進路予想が暴風域(平均風速が25m/s以上)に入る場合 ② 大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予想)が発表され、災害の発生が予想される場合 ③ 大雨・洪水警報(50mm/h以上の降雨予想)等が発表され、事務所長が必要と認めた場合 ④ 暴風に対する特別警報が発表された場合 ⑤ 局地的になる場合 ⑥ 事務所長が必要と認めた場合	支部設置
	警戒体制 ① 台風等により災害(被害)が発生した場合 ② 大雨警報、洪水警報等(50mm/h以上の降雨予想)が発表され、災害(被害)の発生が予想される場合 ③ 大雨に対する特別警報が発表された場合 ④ 事務所長が必要と認めた場合	警戒体制 ① 台風等により災害(被害)が発生した場合 ② 大雨警報、洪水警報等(50mm/h以上の降雨予想)が発表され、災害(被害)の発生が予想される場合 ③ 大雨に対する特別警報が発表された場合 ④ 事務所長が必要と認めた場合	支部設置
	非常体制 ① 台風、大雨、洪水等により広範囲にわたり道路に重大な災害が発生した場合 ② 事務所長が必要と認めた場合	非常体制 ① 台風、大雨、洪水等により広範囲にわたり道路に重大な災害が発生した場合 ② 事務所長が必要と認めた場合	支部設置

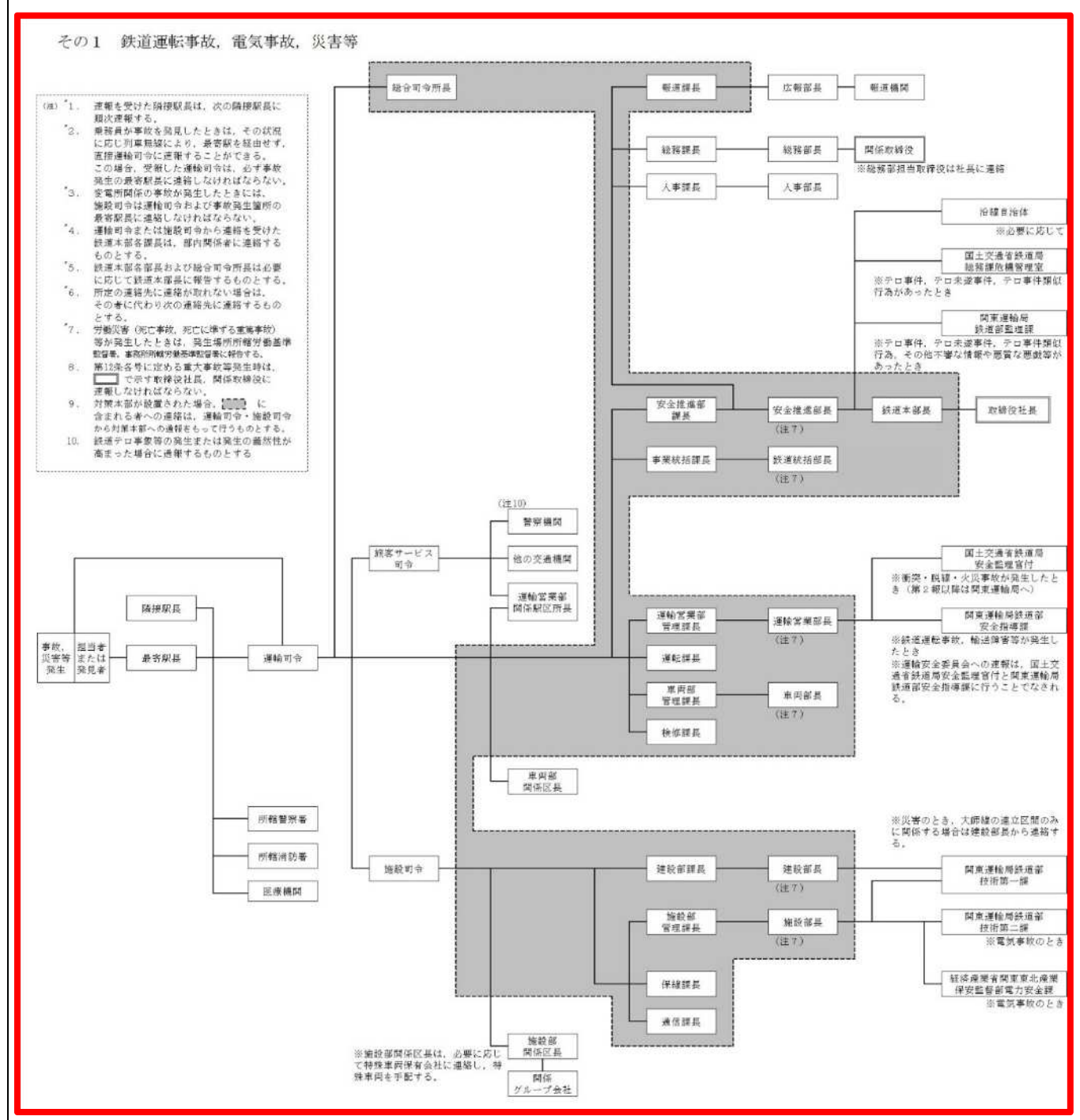
該当部分	震災資料編震3-5-7 東京ガス株式会社通信情報連絡系統図
機関名	東京ガス株式会社



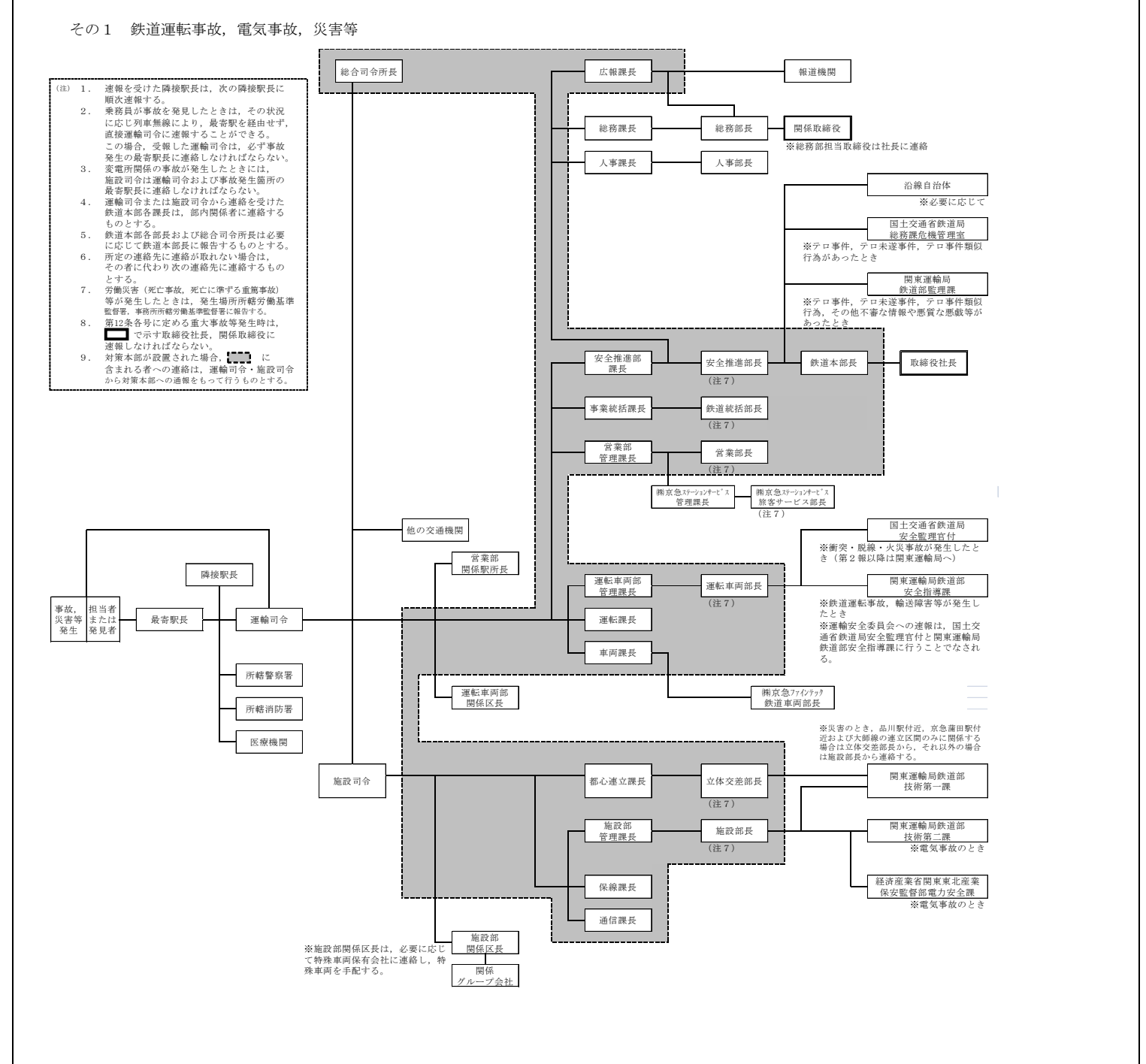
該当部分	震災資料編震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図
機関名	京浜急行電鉄株式会社

修正案 **現 行**

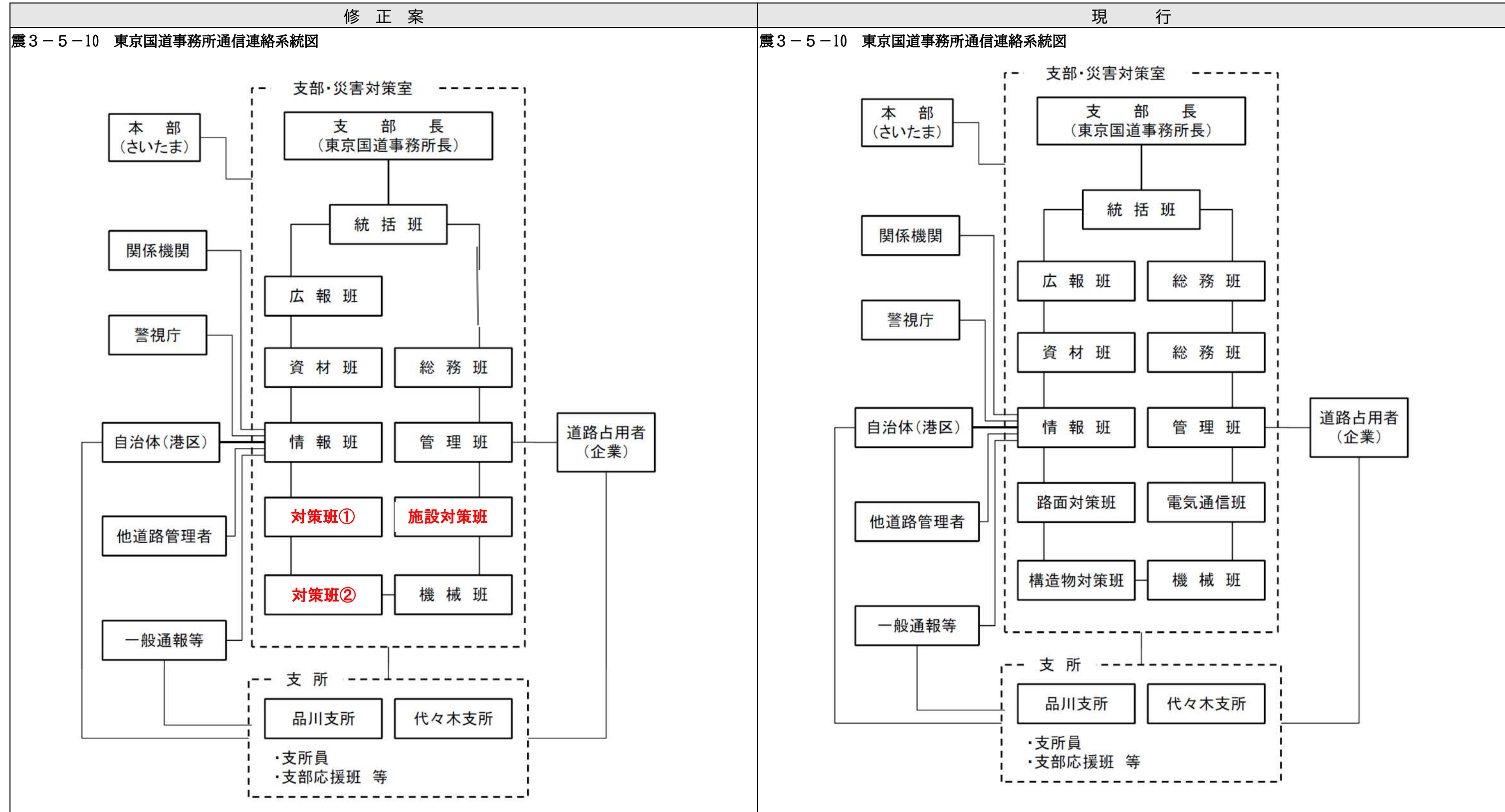
震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図



震3-5-9 京浜急行電鉄株式会社事故速報系統図



該当部分	震災資料編震3-5-10 東京国道事務所通信連絡系統図
機関名	東京国道事務所



該当部分	震災資料編震3-11-1 災害時医療施設
機関名	港区（保健予防課）

修正案	現 行																																																																																																																					
<p>震3-11-1 災害時医療施設 (1) 東京都災害拠点病院（区中央部保健医療圏）</p> <p style="text-align: right;">令和2年6月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本大学病院</td><td>千代田区神田駿河台1-6</td><td>320</td></tr> <tr><td>三井記念病院</td><td>千代田区神田和泉町1</td><td>482</td></tr> <tr><td>聖路加国際病院</td><td>中央区明石町9-1</td><td>520</td></tr> <tr><td>東京都済生会中央病院</td><td>港区三田1-4-17</td><td>535</td></tr> <tr><td>東京慈恵会医科大学附属病院</td><td>港区西新橋3-19-18</td><td>1,075</td></tr> <tr><td>北里大学北里研究所病院</td><td>港区白金5-9-1</td><td>329</td></tr> <tr><td>国家公務員共済組合連合会 虎の門病院</td><td>港区虎ノ門2-2-2</td><td>819</td></tr> <tr><td>日本医科大学付属病院</td><td>文京区千駄木1-1-5</td><td>877</td></tr> <tr><td>東京都立駒込病院</td><td>文京区本駒込3-18-22</td><td>815</td></tr> <tr><td>順天堂大学医学部附属順天堂医院</td><td>文京区本郷3-1-3</td><td>1,051</td></tr> <tr><td>東京医科歯科大学医学部附属病院</td><td>文京区湯島1-5-45</td><td>753</td></tr> <tr><td>東京大学医学部付属病院</td><td>文京区本郷7-3-1</td><td>1,226</td></tr> <tr><td>永寿総合病院</td><td>台東区東上野2-23-16</td><td>400</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 東京都災害拠点病院（隣接区：抜粋）</p> <p style="text-align: right;">令和2年6月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>N T T 東日本関東病院（区南部）</td><td>品川区東五反田5-9-22</td><td>594</td></tr> <tr><td>東京都立広尾病院（区西南部）</td><td>渋谷区恵比寿2-34-10</td><td>426</td></tr> <tr><td>日本赤十字社医療センター（区西南部）</td><td>渋谷区広尾4-1-22</td><td>701</td></tr> <tr><td>慶応義塾大学病院（区西部）</td><td>新宿区信濃町35</td><td>960</td></tr> <tr><td>がん研究会有明病院（区東部）</td><td>江東区有明3-8-31</td><td>686</td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	病床数	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	320	三井記念病院	千代田区神田和泉町1	482	聖路加国際病院	中央区明石町9-1	520	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	535	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	1,075	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	329	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2	819	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	877	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	815	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	1,051	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	753	東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	1,226	永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	400	名称	所在地	病床数	N T T 東日本関東病院（区南部）	品川区東五反田5-9-22	594	東京都立広尾病院（区西南部）	渋谷区恵比寿2-34-10	426	日本赤十字社医療センター（区西南部）	渋谷区広尾4-1-22	701	慶応義塾大学病院（区西部）	新宿区信濃町35	960	がん研究会有明病院（区東部）	江東区有明3-8-31	686	<p>震3-11-1 災害時医療施設 (1) 東京都災害拠点病院（区中央部保健医療圏）</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月4日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>日本大学病院</td><td>千代田区神田駿河台1-6</td><td>320</td></tr> <tr><td>三井記念病院</td><td>千代田区神田和泉町1</td><td>482</td></tr> <tr><td>聖路加国際病院</td><td>中央区明石町9-1</td><td>520</td></tr> <tr><td>東京都済生会中央病院</td><td>港区三田1-4-17</td><td>535</td></tr> <tr><td>東京慈恵会医科大学附属病院</td><td>港区西新橋3-19-18</td><td>1,075</td></tr> <tr><td>北里大学北里研究所病院</td><td>港区白金5-9-1</td><td>329</td></tr> <tr><td>日本医科大学付属病院</td><td>文京区千駄木1-1-5</td><td>1,002</td></tr> <tr><td>東京都立駒込病院</td><td>文京区本駒込3-18-22</td><td>833</td></tr> <tr><td>順天堂大学医学部附属順天堂医院</td><td>文京区本郷3-1-3</td><td>1,020</td></tr> <tr><td>東京医科歯科大学医学部附属病院</td><td>文京区湯島1-5-45</td><td>763</td></tr> <tr><td>東京大学医学部付属病院</td><td>文京区本郷7-3-1</td><td>1,217</td></tr> <tr><td>永寿総合病院</td><td>台東区東上野2-23-16</td><td>400</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 東京都災害拠点病院（隣接区：抜粋）</p> <p style="text-align: right;">平成28年11月4日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>N T T 東日本関東病院（区南部）</td><td>品川区東五反田5-9-22</td><td>665</td></tr> <tr><td>東京都立広尾病院（区西南部）</td><td>渋谷区恵比寿2-34-10</td><td>482</td></tr> <tr><td>日本赤十字社医療センター（区西南部）</td><td>渋谷区広尾4-1-22</td><td>708</td></tr> <tr><td>慶応義塾大学病院（区西部）</td><td>新宿区信濃町35</td><td>1,044</td></tr> <tr><td>がん研究会有明病院（区東部）</td><td>江東区有明3-8-31</td><td>700</td></tr> </tbody> </table>	名称	所在地	病床数	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	320	三井記念病院	千代田区神田和泉町1	482	聖路加国際病院	中央区明石町9-1	520	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	535	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	1,075	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	329	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	1,002	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	833	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	1,020	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	763	東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	1,217	永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	400	名称	所在地	病床数	N T T 東日本関東病院（区南部）	品川区東五反田5-9-22	665	東京都立広尾病院（区西南部）	渋谷区恵比寿2-34-10	482	日本赤十字社医療センター（区西南部）	渋谷区広尾4-1-22	708	慶応義塾大学病院（区西部）	新宿区信濃町35	1,044	がん研究会有明病院（区東部）	江東区有明3-8-31	700
名称	所在地	病床数																																																																																																																				
日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	320																																																																																																																				
三井記念病院	千代田区神田和泉町1	482																																																																																																																				
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	520																																																																																																																				
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	535																																																																																																																				
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	1,075																																																																																																																				
北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	329																																																																																																																				
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2	819																																																																																																																				
日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	877																																																																																																																				
東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	815																																																																																																																				
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	1,051																																																																																																																				
東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	753																																																																																																																				
東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	1,226																																																																																																																				
永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	400																																																																																																																				
名称	所在地	病床数																																																																																																																				
N T T 東日本関東病院（区南部）	品川区東五反田5-9-22	594																																																																																																																				
東京都立広尾病院（区西南部）	渋谷区恵比寿2-34-10	426																																																																																																																				
日本赤十字社医療センター（区西南部）	渋谷区広尾4-1-22	701																																																																																																																				
慶応義塾大学病院（区西部）	新宿区信濃町35	960																																																																																																																				
がん研究会有明病院（区東部）	江東区有明3-8-31	686																																																																																																																				
名称	所在地	病床数																																																																																																																				
日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	320																																																																																																																				
三井記念病院	千代田区神田和泉町1	482																																																																																																																				
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	520																																																																																																																				
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	535																																																																																																																				
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	1,075																																																																																																																				
北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	329																																																																																																																				
日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	1,002																																																																																																																				
東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	833																																																																																																																				
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	1,020																																																																																																																				
東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	763																																																																																																																				
東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	1,217																																																																																																																				
永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	400																																																																																																																				
名称	所在地	病床数																																																																																																																				
N T T 東日本関東病院（区南部）	品川区東五反田5-9-22	665																																																																																																																				
東京都立広尾病院（区西南部）	渋谷区恵比寿2-34-10	482																																																																																																																				
日本赤十字社医療センター（区西南部）	渋谷区広尾4-1-22	708																																																																																																																				
慶応義塾大学病院（区西部）	新宿区信濃町35	1,044																																																																																																																				
がん研究会有明病院（区東部）	江東区有明3-8-31	700																																																																																																																				

(3) 東京都指定二次救急医療機関（区内）

令和2年6月1日現在

名称	所在地	病床数
東京慈恵会医科大学附属病院	西新橋 3-19-18	1,075
国際医療福祉大学三田病院	三田 1-4-3	291
東京都済生会中央病院	三田 1-4-17	535
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	虎ノ門 2-2-2	819
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院	高輪 3-10-11	247
北里大学北里研究所病院	白金 5-9-1	329

(4) 一般病院（区内）

令和2年6月1日現在

名称	所在地	病床数
医療法人財団厚生会古川橋病院	南麻布 2-10-21	49
社会福祉法人恩賜団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院	芝浦 1-16-10	160
財団法人心臓血管研究所付属病院	西麻布 3-2-19	74
医療法人社団友仁会 赤坂見附前田病院	元赤坂 1-1-5	60
医療法人財団順和会山王病院	赤坂 8-10-16	78
東京大学医科学研究所附属病院	白金台 4-6-1	122

(3) 東京都指定二次救急医療機関（区内）

平成 28 年 10 月 1 日現在

名称	所在地	病床数
東京慈恵会医科大学附属病院	西新橋 3-19-18	1,075
国際医療福祉大学三田病院	三田 1-4-3	291
東京都済生会中央病院	三田 1-4-17	535
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	虎ノ門 2-2-2	890
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院	高輪 3-10-11	251
北里大学北里研究所病院	白金 5-9-1	294

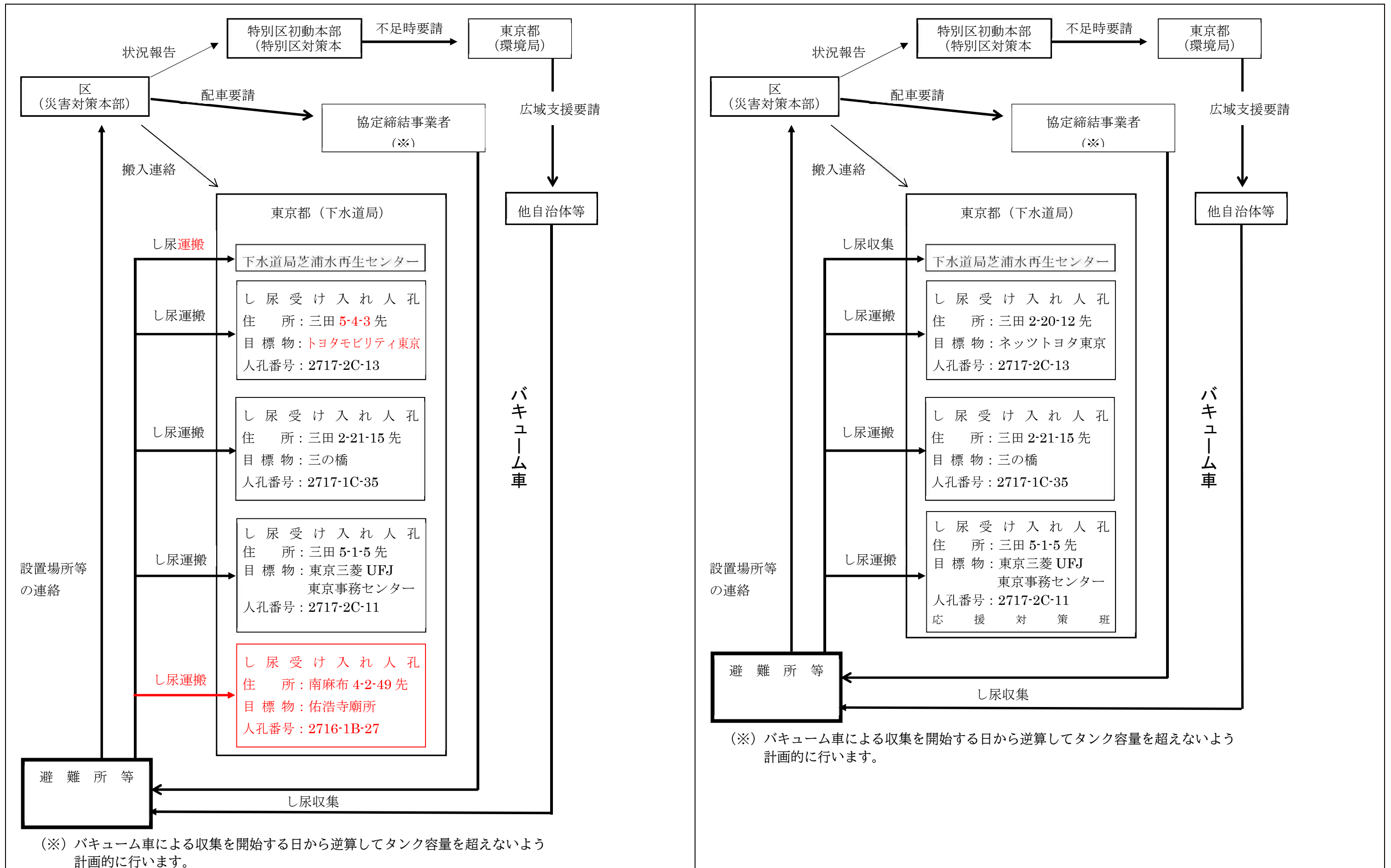
(4) 一般病院（区内）

平成 28 年 4 月 1 日現在

名称	所在地	病床数
医療法人財団厚生会古川橋病院	南麻布 2-10-21	49
社会福祉法人恩賜団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院	芝浦 1-16-10	160
財団法人心臓血管研究所付属病院	西麻布 3-2-19	74
医療法人社団友仁会 赤坂見附前田病院	元赤坂 1-1-5	61
医療法人財団順和会山王病院	赤坂 8-10-16	75
医療法人社団峰至会西原病院	白金 1-3-2	68
東京大学医科学研究所付属病院	白金台 4-6-1	135

該当部分	震災資料編震3-14-2 便槽型仮設トイレのし尿収集処理体制
機 関 名	東京都下水道局

修 正 案	現 行
震3-14-2 便槽型仮設トイレのし尿収集処理体制	震3-14-2 便槽型仮設トイレのし尿収集処理体制



該当部分	震災資料編震一参一4 港区災害対策本部運営要綱
機関名	港区（防災課）

修正案	現行
<p>震一参一4 港区災害対策本部運営要綱</p> <p>○港区災害対策本部運営要綱</p> <p style="text-align: right;">平成3年6月1日 3港総防第119号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、港区災害対策本部条例施行規則（昭和38年港区規則第5号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、港区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。</p> <p>（本部の設置）</p> <p>第3条 区長は、区の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、第7条に定める非常配備態勢の指令を発する必要があると認めるときは、本部を設置する。</p> <p>2 規則第5条第1項の規定により本部員の職に充てられている者（以下次項において「本部員」という。）は、本部を設置する必要があると認めるときは、防災危機管理室長に本部の設置を要請することができる。</p> <p>3 防災危機管理室長は、前項の規定による要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。</p> <p>（本部の設置の通知等）</p> <p>第4条 災対防災危機管理室長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（1） 副本部長及び部長</p> <p>（2） 関係防災機関の長のうち必要と認める者</p> <p>2 部長は前項の通知を受けたときは、所属職員に対しその旨を周知徹底させなければならない。</p> <p>（本部の標示の掲出）</p> <p>第5条 本部が設置されたときは、区役所庁舎玄関に「港区災害対策本部」の標示を掲出する。</p> <p>（本部の廃止）</p> <p>第6条 副本部長は、区の地域について災害が発生するおそれがないと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。</p>	<p>震一参一4 港区災害対策本部運営要綱</p> <p style="text-align: right;">平成3年6月1日 3港総防第119号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、港区災害対策本部条例施行規則（昭和38年港区規則第5号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、港区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。</p> <p>（本部の設置）</p> <p>第3条 区長は、区の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、第7条に定める非常配備態勢の指令を発する必要があると認めるときは、本部を設置する。</p> <p>2 規則第5条第1項の規定により本部員の職に充てられている者（以下次項において「本部員」という。）は、本部を設置する必要があると認めるときは、防災危機管理室長に本部の設置を要請することができる。</p> <p>3 防災危機管理室長は、前項の規定による要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。</p> <p>（本部の設置の通知等）</p> <p>第4条 災対防災危機管理室長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（1） 副本部長及び部長</p> <p>（2） 関係防災機関の長のうち必要と認める者</p> <p>2 部長は前項の通知を受けたときは、所属職員に対しその旨を周知徹底させなければならない。</p> <p>（本部の標示の掲出）</p> <p>第5条 本部が設置されたときは、区役所庁舎玄関に「港区災害対策本部」の標示を掲出する。</p> <p>（本部の廃止）</p> <p>第6条 副本部長は、区の地域について災害が発生するおそれがないと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。</p>

2 本部の廃止の通知等は、第4条の規定に準じて処理する。

(非常配備態勢の指令)

第7条 本部長は、災害の発生等の状況に応じ、次の表に定めるところにより、非常配備態勢の指令を発するものとする。

種別	指令時期	態勢
第1非常配備態勢	1 災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第2非常配備態勢	1 局地的災害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	1 港区内で震度5強の地震が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき	区の地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第4非常配備態勢	1 第3非常配備態勢では対処できないとき。 2 港区内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

2 本部長は、災害その他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、又は種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(非常配備態勢に基づく措置)

第8条 部長は、あらかじめ部が各非常配備態勢に応じてとるべき措置の要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、前項の要領に基づき所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(職員の動員)

第9条 部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配置すべき職員を本部の職員として任命しておかなければならない。

2 部長は、前項の規定により任命した職員について第1号様式による非常配備態勢別動員表(以下「動員表」

2 本部の廃止の通知等は、第4条の規定に準じて処理する。

(非常配備態勢の指令)

第7条 本部長は、災害の発生等の状況に応じ、次の表に定めるところにより、非常配備態勢の指令を発するものとする。

種別	指令時期	態勢
第1非常配備態勢	1 東海地震の判定会が招集されたとき。 2 災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	被害の発生を防ぐための措置を強化し、必要な準備を開始するほか通信情報活動を主とする態勢
第2非常配備態勢	1 東海地震の警戒宣言が発せられたとき又は局地的災害が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	1 港区内で震度5強の地震が発生したとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認めるとき	区の地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第4非常配備態勢	1 第3非常配備態勢では対処できないとき。 2 港区内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他の状況により本部長が必要と認めるとき。	災害応急対策活動に従事することができる全職員による態勢

2 本部長は、災害その他の状況により必要があると認めるときは、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、又は種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(非常配備態勢に基づく措置)

第8条 部長は、あらかじめ部が各非常配備態勢に応じてとるべき措置の要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、前項の要領に基づき所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(職員の動員)

第9条 部長は、あらかじめ部に各非常配備態勢において配置すべき職員を本部の職員として任命しておかなければならない。

2 部長は、前項の規定により任命した職員について第1号様式による非常配備態勢別動員表(以下「動員表」

という。)を作成し、区長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

3 各非常配備態勢における職員の動員数は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 第1非常配備態勢 職員の定数に20/100を乗じて得た数
- (2) 第2非常配備態勢 職員の定数に40/100を乗じて得た数
- (3) 第3非常配備態勢 職員の定数に70/100を乗じて得た数
- (4) 第4非常配備態勢 全職員

4 夜間、休日等勤務時間外における本部の職員の参集先は、特別の定めがない限り、通常組織の勤務先とする。

5 前項の規定にかかわらず、夜間、休日等勤務時間外における参集先を別に指定する職員は次のとおりとする。

- (1) 規則第5条に規定する本部員
- (2) 規則第6条に規定する本部連絡員
- (3) 規則第8条の2に規定する組織に属する職員
- (4) 第11条第3項第2号に規定する指定職員
- (5) その他区長が必要と認める職員

6 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

7 部長は非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応じた次の措置をとらなければならない。

- (1) 動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
- (2) 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
- (3) その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること。

(職員の服務)

第10条 すべて本部の職員は、本部が設置された場合は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- (3) 正規の勤務期間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
- (5) 非常配備態勢の指令を受けたときは、動員表に従って万難を排して参集すること。

2 すべて本部の職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないよう注意しなければならない。

(夜間、休日等勤務時間外の特別非常配備態勢)

第11条 夜間、休日等勤務時間外において、震度5強の地震又は震度6弱以上の地震が発生した場合は、第7条の動員指令が自動的に発せられたものとする。

2 前項の場合、災害対策本部態勢が整うまでの間、災害に対処する態勢を特別非常配備態勢という。

3 特別非常配備態勢は以下の職員をもって構成する。

- (1) 港区職員の非常災害に対する勤務規程(昭和55年4月1日施行)に基づき、区長より指定された職

という。)を作成し、区長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

3 各非常配備態勢における職員の動員数は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 第1非常配備態勢 職員の定数に20/100を乗じて得た数
- (2) 第2非常配備態勢 職員の定数に40/100を乗じて得た数
- (3) 第3非常配備態勢 職員の定数に70/100を乗じて得た数
- (4) 第4非常配備態勢 全職員

4 夜間、休日等勤務時間外における本部の職員の参集先は、特別の定めがない限り、通常組織の勤務先とする。

5 前項の規定にかかわらず、夜間、休日等勤務時間外における参集先を別に指定する職員は次のとおりとする。

- (1) 規則第5条に規定する本部員
- (2) 規則第6条に規定する本部連絡員
- (3) 規則第8条の2に規定する組織に属する職員
- (4) 第11条第3項第2号に規定する指定職員
- (5) その他区長が必要と認める職員

6 部長は、あらかじめ職員の参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

7 部長は非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応じた次の措置をとらなければならない。

- (1) 動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
- (2) 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
- (3) その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること。

(職員の服務)

第10条 すべて本部の職員は、本部が設置された場合は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- (3) 正規の勤務期間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
- (5) 非常配備態勢の指令を受けたときは、動員表に従って万難を排して参集すること。

2 すべて本部の職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないよう注意しなければならない。

(夜間、休日等勤務時間外の特別非常配備態勢)

第11条 夜間、休日等勤務時間外において、震度5強の地震又は震度6弱以上の地震が発生した場合は、第7条の動員指令が自動的に発せられたものとする。

2 前項の場合、災害対策本部態勢が整うまでの間、災害に対処する態勢を特別非常配備態勢という。

3 特別非常配備態勢は以下の職員をもって構成する。

- (1) 港区職員の非常災害に対する勤務規程(昭和55年4月1日施行)に基づき、区長より指定された職

<p>員（以下「警戒待機者」という。）</p> <p>(2) 災害対策用職務住宅入居職員、災害対策住宅居住職員及びそれ以外の区内居住職員（以下「指定職員」という。）</p> <p>(3) 災害発生時、港区内で勤務している者</p> <p>(4) その他の参集職員</p> <p>4 特別非常配備態勢の組織及び任務は別に定める。</p> <p>5 警戒待機者は、本部長、副本部長、本部員及び災害対策用職務住宅入居職員のいずれかの者が登庁するまで、本部長に代わって指揮をとる。</p> <p>6 特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、災害対策本部組織に移行する。 (本部長室)</p> <p>第12条 災対部長は、本部が設置されたときは、本部長室の会議に対する準備をしなければならない。</p> <p>2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。 (本部長室の付議事項)</p> <p>第13条 本部長室に付議する事項は、規則第2条に定める審議策定事項及び港区地域防災計画に定める報告事項とする。 (本部長室への付議手続)</p> <p>第14条 部長は、その所管に係る事務について本部長室に付議すべき事項が生じたときは、審議策定事項にあつては事前に、報告事項のうち速報にあつては直ちに、中間報告にあつては前日分を翌日の午前11時までに本部長室に付議しなければならない。</p> <p>2 部長は、本部長室に付議する事項については、できるかぎり必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>3 本部長室に対する措置の要請及び被害状況の報告要領は、港区地域防災計画の定めるところによる。</p> <p>4 本部長室の審議（以下「本部会議」という。）の付議事項は、災対防災危機管理室災対防災課を経由して処理しなければならない。 (発信事項及び受信事項)</p> <p>第15条 災対防災危機管理室長は、本部長の指示事項及び付議事項のうち、必要と認められた事項について災対防災危機管理室災対防災課長に発信文を発議させ、同課長をして各部の連絡員に伝達させなければならない。</p> <p>2 各部の連絡員は、前項の規定により発信された発信文を所属の部に伝達しなければならない。</p> <p>3 災対企画経営部長は、発信事項のうち必要と認められたものを、災対企画経営部災対区長室長をして報道機関に発表しなければならない。</p> <p>4 災対防災危機管理室長は、部又は関係防災機関等からの受信事項を速やかに本部長室に付議しなければならない。</p> <p>5 本部において発信及び受信を行う場合は、それぞれ第2号様式及び第3号様式による用紙を使用しなければならない。 (本部の財務)</p>	<p>員（以下「警戒待機者」という。）</p> <p>(2) 災害対策用職務住宅入居職員、災害対策住宅居住職員及びそれ以外の区内居住職員（以下「指定職員」という。）</p> <p>(3) 災害発生時、港区内で勤務している者</p> <p>(4) その他の参集職員</p> <p>4 特別非常配備態勢の組織及び任務は別に定める。</p> <p>5 警戒待機者は、本部長、副本部長、本部員及び災害対策用職務住宅入居職員のいずれかの者が登庁するまで、本部長に代わって指揮をとる。</p> <p>6 特別非常配備態勢は、災害対策本部態勢が整ったとき、災害対策本部組織に移行する。 (本部長室)</p> <p>第12条 災対部長は、本部が設置されたときは、本部長室の会議に対する準備をしなければならない。</p> <p>2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。 (本部長室の付議事項)</p> <p>第13条 本部長室に付議する事項は、規則第2条に定める審議策定事項及び港区地域防災計画に定める報告事項とする。 (本部長室への付議手続)</p> <p>第14条 部長は、その所管に係る事務について本部長室に付議すべき事項が生じたときは、審議策定事項にあつては事前に、報告事項のうち速報にあつては直ちに、中間報告にあつては前日分を翌日の午前11時までに本部長室に付議しなければならない。</p> <p>2 部長は、本部長室に付議する事項については、できるかぎり必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>3 本部長室に対する措置の要請及び被害状況の報告要領は、港区地域防災計画の定めるところによる。</p> <p>4 本部長室の審議（以下「本部会議」という。）の付議事項は、災対防災危機管理室災対防災課を経由して処理しなければならない。 (発信事項及び受信事項)</p> <p>第15条 災対防災危機管理室長は、本部長の指示事項及び付議事項のうち、必要と認められた事項について災対防災危機管理室災対防災課長に発信文を発議させ、同課長をして各部の連絡員に伝達させなければならない。</p> <p>2 各部の連絡員は、前項の規定により発信された発信文を所属の部に伝達しなければならない。</p> <p>3 災対企画経営部長は、発信事項のうち必要と認められたものを、災対企画経営部災対区長室長をして報道機関に発表しなければならない。</p> <p>4 災対防災危機管理室長は、部又は関係防災機関等からの受信事項を速やかに本部長室に付議しなければならない。</p> <p>5 本部において発信及び受信を行う場合は、それぞれ第2号様式及び第3号様式による用紙を使用しなければならない。 (本部の財務)</p>
--	--

第16条 部の分掌事務の遂行に要した費用は、既に予算措置が講ぜられている場合を除き本部長が指示するところによる。

2 災対企画経営部長は、本部が設置されたときは、速やかに財務に関する基本方針を本部長室に付議し、災対企画経営部災対財政課長をして関係者に必要な指示をしなければならない。

3 災対企画経営部災対財政課長は、部の分掌事務が迅速かつ円滑に遂行できるよう財務事務について指導し、協力しなければならない。

4 災対会計管理者は、本部が設置されたときは、速やかに出納に関する基本方針を本部長室に付議し、災対会計室長をして関係者に必要な指示をしなければならない。

5 災対会計室長は、部の分掌事務が迅速かつ円滑に遂行できるよう出納事務について指導し、協力しなければならない。

(被服等)

第17条 本部の被服等の支給については、別に定める。

(災害対策の実施)

第18条 本部が実施する災害対策は、この要綱に定めるもののほか、港区地域防災計画の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

第16条 部の分掌事務の遂行に要した費用は、既に予算措置が講ぜられている場合を除き本部長が指示するところによる。

2 災対企画経営部長は、本部が設置されたときは、速やかに財務に関する基本方針を本部長室に付議し、災対企画経営部災対財政課長をして関係者に必要な指示をしなければならない。

3 災対企画経営部災対財政課長は、部の分掌事務が迅速かつ円滑に遂行できるよう財務事務について指導し、協力しなければならない。

4 災対会計管理者は、本部が設置されたときは、速やかに出納に関する基本方針を本部長室に付議し、災対会計室長をして関係者に必要な指示をしなければならない。

5 災対会計室長は、部の分掌事務が迅速かつ円滑に遂行できるよう出納事務について指導し、協力しなければならない。

(被服等)

第17条 本部の被服等の支給については、別に定める。

(災害対策の実施)

第18条 本部が実施する災害対策は、この要綱に定めるもののほか、港区地域防災計画の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

該当部分	震災資料編震－参－10 防災関係機関との協定内容一覧表
機関名	港区（保健予防課、防災課）、東京電力パワーグリッド株式会社

修正案						現行					
震－参－10 防災関係機関との協定内容一覧表 (令和3年4月1日現在)						震－参－10 防災関係機関との協定内容一覧表					
No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管	No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方等	協定等の概要	所管
1	災害時における麺類・米飯等提供に関する協定	昭和55年5月27日	東京都麺類協同組合	麺類・米飯等の供給	防災課	1	災害時における麺類・米飯等提供に関する協定	昭和55年5月27日	東京都麺類協同組合	麺類・米飯等の供給	防災課
2	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	昭和56年4月15日	東京都石油商業組合港新宿渋谷支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	防災課	2	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	昭和56年4月15日	東京都石油商業組合港新宿渋谷支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	防災課
3	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	昭和59年9月28日	(社)東京都トラック協会港支部	貨物自動車の優先供給	防災課	3	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	昭和59年9月28日	(社)東京都トラック協会港支部	貨物自動車の優先供給	防災課
4	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区建設業防災協議会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課	4	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区建設業防災協議会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
5	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区管工会	大規模井戸等の修繕、区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課	5	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区管工会	大規模井戸等の修繕、区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
6	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区造園協力会	街路樹等の応急復旧、公園及び児童遊園等の応急復旧	防災課	6	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年5月15日	港区造園協力会	街路樹等の応急復旧、公園及び児童遊園等の応急復旧	防災課
7	災害時における消毒車の提供及び消毒作業の実施に関する協定	平成8年7月18日	(社)東京都ペストコントロール協会	消毒車の提供及び消毒作業の実施	生活衛生課	7	災害時における消毒車の提供及び消毒作業の実施に関する協定	平成8年7月18日	(社)東京都ペストコントロール協会	消毒車の提供及び消毒作業の実施	生活衛生課
8	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年7月29日	港区電設防災協力会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課	8	災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年7月29日	港区電設防災協力会	区立施設の応急復旧及び修繕、避難所等の応急整備、応急仮設住宅の建設	防災課
9	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日 平成26年1月10日	(社)港区医師会	医療救護班による医療救護活動	保健予防課	9	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)港区医師会	医療救護班による医療救護活動	保健予防課
10	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日 平成26年1月10日	公益社団法人港区芝歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課	10	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)港区芝歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
11	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日 平成26年1月10日	公益社団法人港区麻布赤坂歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課	11	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)港区麻布赤坂歯科医師会	歯科医療救護班による医療救護活動	保健予防課
12	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日 平成26年1月10日	一般社団法人東京都薬剤師会港支部	薬剤師班による医療救護活動	保健予防課	12	災害時の医療救護活動についての協定書	平成9年2月19日	(社)東京都薬剤師会港支部	薬剤師班による医療救護活動	保健予防課
13	災害時における応急対策業務に関する協定	平成10年3月11日	港区産業団体連合会	人員及び資機材等の提供	防災課	13	災害時における応急対策業務に関する協定	平成10年3月11日	港区産業団体連合会	人員及び資機材等の提供	防災課
14	災害救助犬の出動に関する協定	平成10年4月9日	日本災害救助犬協会	災害救助犬による人命検索活動	防災課	14	災害救助犬の出動に関する協定	平成10年4月9日	日本災害救助犬協会	災害救助犬による人命検索活動	防災課

15	災害時における港区、郵便局の協力に関する覚書	平成10年4月9日	芝郵便局、麻布郵便局 赤坂郵便局、高輪郵便局	緊急連絡用車両の提供、避難場所・物資集積場所の提供、被災区民の避難先及び被災状況の情報提供	防災課	15	災害時における港区、郵便局の協力に関する覚書	平成10年4月9日	芝郵便局、麻布郵便局 赤坂郵便局、高輪郵便局	緊急連絡用車両の提供、避難場所・物資集積場所の提供、被災区民の避難先及び被災状況の情報提供	防災課
16	震災時における消火用水の使用の覚書	平成10年12月14日	永楽実業(株)	消火用水の提供(100t)	防災課	16	震災時における消火用水の使用の覚書	平成10年12月14日	永楽実業(株)	消火用水の提供(100t)	防災課
17	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年1月12日	ホテルクラ東京 高輪グランドプリンスホテル高輪 東京プリンスホテル 高輪東武ホテル第一ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	17	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年1月12日	ホテルクラ東京 高輪グランドプリンスホテル高輪 東京プリンスホテル 高輪東武ホテル第一ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
18	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	平成11年1月21日	社会福祉法人 港区社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣等の体制整備	保健福祉課	18	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	平成11年1月21日	社会福祉法人 港区社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣等の体制整備	保健福祉課
19	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年7月26日	メルパルク TOKYO	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	19	災害時における応急協力に関する覚書	平成11年7月26日	メルパルク TOKYO	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
20	災害時における応急協力に関する覚書	平成12年7月1日	ホテルJALシティ田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	20	災害時における応急協力に関する覚書	平成12年7月1日	ホテルJALシティ田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
21	災害時特別法律相談事業に関する協定書	平成13年4月25日	港法曹会	災害時特別法律相談に係る弁護士の派遣	総務課	21	災害時特別法律相談事業に関する協定書	平成13年4月25日	港法曹会	災害時特別法律相談に係る弁護士の派遣	総務課
22	災害時における医薬品等の提供についての協定書	平成13年6月15日	(社)東京都薬剤師会港区支部港区社会福祉協議会	災害時に提供する医薬品の確保	保健予防課	22	災害時における医薬品等の提供についての協定書	平成13年6月15日	(社)東京都薬剤師会港区支部港区社会福祉協議会	災害時に提供する医薬品の確保	保健予防課
23	災害時における災害応急・復旧活動及び通訳ボランティアの派遣等に関する協定	平成14年8月2日	港区国際交流協会	災害時における通訳ボランティアの派遣等	地域振興課	23	災害時における災害応急・復旧活動及び通訳ボランティアの派遣等に関する協定	平成14年8月2日	港区国際交流協会	災害時における通訳ボランティアの派遣等	地域振興課
24	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定	平成15年12月1日	東京都米穀小売商業組合港支部	応急用精米の優先供給	防災課	24	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定	平成15年12月1日	東京都米穀小売商業組合港支部	応急用精米の優先供給	防災課
25	災害時における食糧・資機材の提供に関する協定書	平成16年5月31日	ワールドシティタワーズ管理組合	備蓄食糧・資機材の提供 (備蓄場所：港南4丁目ワールドシティタワーズ)	防災課	25	災害時における食糧・資機材の提供に関する協定書	平成16年5月31日	ワールドシティタワーズ管理組合	備蓄食糧・資機材の提供 (備蓄場所：港南4丁目ワールドシティタワーズ)	防災課
26	災害時における資機材の提供に関する協定書	平成16年6月24日	品川タワーフェイス	備蓄資機材の提供 (備蓄場所：港南2丁目品川タワーフェイス)	防災課	26	災害時における資機材の提供に関する協定書	平成16年6月24日	品川タワーフェイス	備蓄資機材の提供 (備蓄場所：港南2丁目品川タワーフェイス)	防災課
27	災害時における応急協力に関する覚書	平成17年10月20日	ザ・プリンスパークタワー東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	27	災害時における応急協力に関する覚書	平成17年10月20日	ザ・プリンスパークタワー東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
28	災害時における応急対策業務に関する協定	平成18年8月28日	港土木防災協力会	落下物、倒壊建物等の除去、道路等の応急補修	防災課	28	災害時における応急対策業務に関する協定	平成18年8月28日	港土木防災協力会	落下物、倒壊建物等の除去、道路等の応急補修	防災課
29	災害時等における船舶による輸送に関する協定書	平成18年11月1日	(株)ミナモ	被災者及び救援物資等の輸送、被災状況把握の人員輸送、防災訓練の人員及び物資輸送	防災課	29	災害時等における船舶による輸送に関する協定書	平成18年11月1日	(株)ミナモ	被災者及び救援物資等の輸送、被災状況把握の人員輸送、防災訓練の人員及び物資輸送	防災課
30	災害時における愛宕ビル防犯協力会と愛宕警察署及び芝消防署並びに港区との協力に関する協定書	平成18年11月22日	愛宕ビル防犯協力会 愛宕警察署、芝消防署	災害時のボランティア活動に関する連携協力	防災課	30	災害時における愛宕ビル防犯協力会と愛宕警察署及び芝消防署並びに港区との協力に関する協定書	平成18年11月22日	愛宕ビル防犯協力会 愛宕警察署、芝消防署	災害時のボランティア活動に関する連携協力	防災課

31	災害時における食料等提供に関する協定書	平成19年1月19日	DHC中央物流センター	備蓄食料の提供 (備蓄場所：芝浦2丁目DHC中央物流センター)	防災課	31	災害時における食料等提供に関する協定書	平成19年1月19日	DHC中央物流センター	備蓄食料の提供 (備蓄場所：芝浦2丁目DHC中央物流センター)	防災課
32	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月3日	ホテルモンテ赤坂	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	32	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月3日	ホテルモンテ赤坂	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
33	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月5日	アルピオン白金教育センター	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	33	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月5日	アルピオン白金教育センター	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
34	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルサンルート新橋	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	34	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルサンルート新橋	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
35	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルコンソレイユ 芝・東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	35	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年3月31日	ホテルコンソレイユ 芝・東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
36	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	芝漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課	36	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	芝漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
37	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	港漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課	37	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	平成20年4月1日	港漁業協同組合	被災者、救護者等の人員輸送、救援物資等の貨物輸送	防災課
38	災害時におけるし尿収集運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、(株)フォート日建総業(株)、第一整備工業(株)	避難場所等のし尿収集及び指定場所への運搬・搬入	防災課	38	災害時におけるし尿収集運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、(株)フォート日建総業(株)、第一整備工業(株)	避難場所等のし尿収集及び指定場所への運搬・搬入	防災課
39	災害時におけるトイレ用水運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、日本ロード・メンテナンス(株) (株)ケイミックス、東京サニション(株) スパル興業(株)、日本ハイウェイ・サービス(株)	トイレ用水の給水、汲み上げ及び避難所等へのトイレ用水運搬	防災課	39	災害時におけるトイレ用水運搬等に関する協定書	平成20年4月1日	(株)東海運輸、日本ロード・メンテナンス(株) (株)ケイミックス、東京サニション(株) スパル興業(株)、日本ハイウェイ・サービス(株)	トイレ用水の給水、汲み上げ及び避難所等へのトイレ用水運搬	防災課
40	災害時における応急協力に関する覚書	平成20年9月19日	ホテルグレイスリー田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	40	災害時における応急協力に関する覚書	平成20年9月19日	ホテルグレイスリー田町	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
41	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	平成20年11月19日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部	応急救援物資等の輸送	防災課	41	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	平成20年11月19日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部	応急救援物資等の輸送	防災課
42	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年11月28日	シェラトン都ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	42	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成20年11月28日	シェラトン都ホテル東京	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
43	災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定	平成20年12月25日	(社)東京都自動車整備振興会中央支部	車両等障害物除去、道路啓開	防災課	43	災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定	平成20年12月25日	(社)東京都自動車整備振興会中央支部	車両等障害物除去、道路啓開	防災課
44	災害時における応急協力に関する覚書	平成21年3月4日	(学) 芝浦工業大学	災害時要配慮者用の避難所確保	防災課	44	災害時における応急協力に関する覚書	平成21年3月4日	(学) 芝浦工業大学	災害時要配慮者用の避難所確保	防災課
45	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成21年3月10日	三田会館	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課	45	災害時における地域防災施設としての利用に関する覚書	平成21年3月10日	三田会館	要配慮者に関する避難施設の確保協力	防災課
46	災害時における備蓄倉庫の使用に関する覚書	平成22年5月31日	芝公園フロントタワー	備蓄物資の提供	防災課	46	災害時における備蓄倉庫の使用に関する覚書	平成22年5月31日	芝公園フロントタワー	備蓄物資の提供	防災課

47	災害時における浮棧橋の使用及び貨物自動車の供給に関する協定	平成 22 年 7 月 30 日	芝浦商店会 芝浦海岸町会・商店会 連絡協議会	渚橋浮棧橋の使用及び貨物自動車の供給	産業振興課	47	災害時における浮棧橋の使用及び貨物自動車の供給に関する協定	平成 22 年 7 月 30 日	芝浦商店会 芝浦海岸町会・商店会 連絡協議会	渚橋浮棧橋の使用及び貨物自動車の供給	産業振興課
48	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成 22 年 11 月 19 日	六本木一丁目南地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課	48	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成 22 年 11 月 19 日	六本木一丁目南地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
49	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成 22 年 12 月 9 日	六本木三丁目地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課	49	災害時における帰宅困難者への一時滞在用スペース等の使用及び備品等の提供に関する協定書	平成 22 年 12 月 9 日	六本木三丁目地区市街地再開発組合 [協定締結時]	災害時の帰宅困難者への一時滞留スペース及び備品等の提供	防災課
50	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	平成 8 年 1 月 12 日	アークヒルズ	飲料水、生活用水、消火用水の確保	防災課	50	「民間非常災害用井戸」の指定に関する協定書	平成 8 年 1 月 12 日	アークヒルズ	飲料水、生活用水、消火用水の確保	防災課
		平成 8 年 1 月 12 日	城山ヒルズ					平成 8 年 1 月 12 日	城山ヒルズ		
		平成 9 年 11 月 12 日	虎ノ門 3 7 森ビル					平成 9 年 11 月 12 日	虎ノ門 3 7 森ビル		
		平成 11 年 12 月 1 日	虎ノ門 2 丁目タワー					平成 11 年 12 月 1 日	虎ノ門 2 丁目タワー		
		平成 13 年 4 月 11 日	赤坂溜池タワー					平成 13 年 4 月 11 日	赤坂溜池タワー		
		平成 13 年 4 月 11 日	アークフォレストテラス					平成 13 年 4 月 11 日	アークフォレストテラス		
		平成 14 年 11 月 18 日	愛宕グリーンヒルズ敷地内					平成 14 年 11 月 18 日	愛宕グリーンヒルズ敷地内		
		平成 15 年 2 月 14 日	元麻布ヒルズ敷地内					平成 15 年 2 月 14 日	元麻布ヒルズ敷地内		
		平成 15 年 5 月 23 日	長谷工本社ビル					平成 15 年 5 月 23 日	長谷工本社ビル		
		平成 16 年 4 月 1 日	六本木ヒルズ森タワー					平成 16 年 4 月 1 日	六本木ヒルズ森タワー		
		平成 16 年 4 月 1 日	六本木ヒルズレジデンス					平成 16 年 4 月 1 日	六本木ヒルズレジデンス		
		平成 17 年 2 月 1 日	オランダヒルズ 森タワー					平成 17 年 2 月 1 日	オランダヒルズ 森タワー		
平成 17 年 6 月 6 日	東京汐留ビルディング	平成 17 年 6 月 6 日	東京汐留ビルディング								
平成 18 年 8 月 1 日	赤坂ミッドタウン	平成 18 年 8 月 1 日	赤坂ミッドタウン								
51	災害用水槽に関する協定書	平成 18 年 4 月 7 日	赤坂ミッドタウン	生活用水・消火用水の提供	防災課	51	災害用水槽に関する協定書	平成 18 年 4 月 7 日	赤坂ミッドタウン	生活用水・消火用水の提供	防災課
52	避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書	平成 24 年 1 月 20 日	東京都理容生活衛生同業組合みなと支部	避難所における理容サービスの提供	防災課	52	避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書	平成 24 年 1 月 20 日	東京都理容生活衛生同業組合みなと支部	避難所における理容サービスの提供	防災課

53	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成24年6月1日	(株)伊藤園	飲料水の提供	防災課	53	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成24年6月1日	(株)伊藤園	飲料水の提供	防災課
54	災害時における応急協力に関する覚書	平成24年7月1日	(福)洛和福祉会 (福)新生寿会	マンホールトイレの設置及び運営	防災課	54	災害時における応急協力に関する覚書	平成24年7月1日	(福)洛和福祉会 (福)新生寿会	マンホールトイレの設置及び運営	防災課
55	災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定書	平成24年7月25日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	帰宅困難者への一時滞在施設及び物資の提供 帰宅困難者の誘導に係る人員等の提供	防災課	55	災害時における帰宅困難者等への支援に関する協定書	平成24年7月25日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	帰宅困難者への一時滞在施設及び物資の提供 帰宅困難者の誘導に係る人員等の提供	防災課
56	災害時における井戸の使用に関する協定	平成24年7月25日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	生活用水、消火用水の確保	防災課	56	災害時における井戸の使用に関する協定	平成24年7月25日	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 [協定締結時]	生活用水、消火用水の確保	防災課
57	災害時等における一時係船施設等の提供に関する協定書	平成24年8月28日	ワールドシティタワーズ管理組合	一時係船施設の使用	防災課	57	災害時等における一時係船施設等の提供に関する協定書	平成24年8月28日	ワールドシティタワーズ管理組合	一時係船施設の使用	防災課
58	災害時における動物救護活動に関する協定書	平成24年9月14日	(社)東京都獣医師会中央支部	救護所等における負傷動物の応急手当、被災動物の保護・管理等	生活衛生課	58	災害時における動物救護活動に関する協定書	平成24年9月14日	(社)東京都獣医師会中央支部	救護所等における負傷動物の応急手当、被災動物の保護・管理等	生活衛生課
59	大震災時における飲料水使用協定書		区内事業所	建物受水槽の水の提供	防災課	59	大震災時における飲料水使用協定書		区内事業所	建物受水槽の水の提供	防災課
60	災害発生時における帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定		区内事業所	帰宅困難者対策への協力	防災課	60	災害発生時における帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定		区内事業所	帰宅困難者対策への協力	防災課
61	災害時における港区と区内警察署及び区内消防署との協力連携に関する協定	平成19年2月9日	港区内所轄6警察署 港区内所轄4消防署	災害時における協力連携	防災課	61	災害時における港区と区内警察署及び区内消防署との協力連携に関する協定	平成19年2月9日	港区内所轄6警察署 港区内所轄4消防署	災害時における協力連携	防災課
62	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	平成18年4月1日	関係25自治体	応急対策活動(人員、物資、見舞金等)	防災課	62	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	平成18年4月1日	関係25自治体	応急対策活動(人員、物資、見舞金等)	防災課
63	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	平成8年2月16日	東京23特別区	応急対策及び復旧対策等に関する相互協力及び相互支援	防災課	63	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	平成8年2月16日	東京23特別区	応急対策及び復旧対策等に関する相互協力及び相互支援	防災課
64	マンホールトイレ用仮設トイレの設置に関する覚書	平成18年3月31日	東京都下水道局 (中部管理事務所)	下水道マンホールへの仮設トイレの設置	防災課	64	マンホールトイレ用仮設トイレの設置に関する覚書	平成18年3月31日	東京都下水道局 (中部管理事務所)	下水道マンホールへの仮設トイレの設置	防災課
65	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成19年3月30日	東京都下水道局 (中部管理事務所)	下水道施設への避難所等のし尿への搬入及び受入れ	防災課	65	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成19年3月30日	東京都下水道局 (中部管理事務所)	下水道施設への避難所等のし尿への搬入及び受入れ	防災課
66	都営住宅と港区施設との合築建物の耐震診断及び耐震改修に関する基本協定	平成20年11月13日	東京都都市整備局 (都営住宅経営部住宅整備課)	耐震診断及び耐震改修に関する費用負担等	防災課	66	都営住宅と港区施設との合築建物の耐震診断及び耐震改修に関する基本協定	平成20年11月13日	東京都都市整備局 (都営住宅経営部住宅整備課)	耐震診断及び耐震改修に関する費用負担等	防災課
67	港区と福島県いわき市との災害時相互協力協定	平成25年4月23日	福島県いわき市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課	67	港区と福島県いわき市との災害時相互協力協定	平成25年4月23日	福島県いわき市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
68	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成25年5月1日	サントリービバレッジサービス(株)	容器入り飲料の提供及び運搬	防災課	68	災害時における物資等の提供協力に関する協定	平成25年5月1日	サントリービバレッジサービス(株)	容器入り飲料の提供及び運搬	防災課
69	港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定	平成26年2月6日	岐阜県郡上市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課	69	港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定	平成26年2月6日	岐阜県郡上市	災害時における応急対策及び復旧対策についての相互協力	防災課
70	災害時における一時係船施設の提供に関する協定	平成26年3月11日	東京都港湾局	災害時における一時係船施設の提供	防災課	70	災害時における一時係船施設の提供に関する協定	平成26年3月11日	東京都港湾局	災害時における一時係船施設の提供	防災課

71	災害時医薬品等の調達業務に関する協定	平成 26 年 4 月 25 日	(一社)港区薬剤師会、東邦薬品港・中央営業所、(株)スズケン中央支店、アルフレッサ(株)港支店、(株)メディセオ港支店	災害時における医薬品等の調達協力	保健予防課
72	災害時における母子救護所の提供に関する協定	平成 26 年 4 月 25 日	(福) 恩賜財団母子愛育会	災害時における母子救護所の提供	保健予防課
73	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 27 年 11 月 18 日	東京土建一般労働組合 港支部 全建総連 東京都連 港地区協議会	災害時における応急危険度判定、住家被害認定調査の協力	防災課
74	災害時におけるバス供給協力に関する協定	平成 27 年 12 月 25 日	(株)フジエクスプレス	災害時における傷病者、人員の搬送	保健予防課
75	自動販売機を活用した災害時の情報発信力強化に関する協定	平成 28 年 1 月 1 日	コカ・コーライースト ジャパン(株)	災害時における情報発信力強化のためのサイネージ付き自動販売機の提供	区長室
76	大規模災害時等における電力復旧等に関する覚書	平成 28 年 3 月 15 日 (令和 2 年 9 月 10 日 変更覚書締結)	東京電力パワーグリッド(株)銀座支社	災害時における停電情報の提供及び二次災害に関する注意喚起の協力	防災課
77	災害時における応急救護活動に関する協定	平成 28 年 7 月 27 日	東京都柔道整復師会港支部	災害時における柔道整復師会の応急救護活動の協力	保健予防課
78	震災時におけるり災証明書発行に関する協定	平成 29 年 3 月 28 日	東京消防庁区内四消防署	り災証明書発行における人員派遣等	防災課
79	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 29 年 12 月 25 日	港美化防災協議会	災害時の応急対策業務の協力	防災課
80	災害時における区民等の公衆浴場の使用等に関する協定	平成 30 年 2 月 7 日	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合港支部	井戸、貯水槽による給水、被災者への入浴支援	防災課
81	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 30 年 3 月 20 日	株式会社ゼンリン東京第一支社	災害時における地図製品等の供給	防災課
82	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	平成 30 年 5 月 11 日	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会	り災証明書発行に係る住家被害認定調査等の協力	防災課
83	災害時における物資の優先的供給に関する協定	平成 31 年 2 月 21 日	セツカートン株式会社	災害時における段ボール製品の優先的な供給	防災課
84	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	平成 31 年 3 月 15 日	一般社団法人品川港助産師会	災害時における妊産婦及び乳児の支援活動	保健予防課
85	災害時等における船舶による輸送に関する協定書	平成 31 年 3 月 22 日	東京ウォータータクシー株式会社	船舶による輸送等の業務	防災課
86	災害時における物資の優先的供給に関する協定	令和元年 9 月 1 日	旭紙業株式会社	災害時における段ボール製品の優先的な供給	防災課

71	災害時医薬品等の調達業務に関する協定	平成 26 年 4 月 25 日	(一社)港区薬剤師会、東邦薬品港・中央営業所、(株)スズケン中央支店、アルフレッサ(株)港支店、(株)メディセオ港支店	災害時における医薬品等の調達協力	保健予防課
72	災害時における母子救護所の提供に関する協定	平成 26 年 4 月 25 日	(福) 恩賜財団母子愛育会	災害時における母子救護所の提供	保健予防課
73	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 27 年 11 月 18 日	東京土建一般労働組合 港支部 全建総連 東京都連 港地区協議会	災害時における応急危険度判定、住家被害認定調査の協力	防災課
74	災害時におけるバス供給協力に関する協定	平成 27 年 12 月 25 日	(株)フジエクスプレス	災害時における傷病者、人員のは	保健予防課
75	自動販売機を活用した災害時の情報発信力強化に関する協定	平成 28 年 1 月 1 日	コカ・コーライースト ジャパン(株)	災害時における情報発信力強化のためのサイネージ付き自動販売機の提供	区長室
76	大規模災害時等における電力復旧等に関する覚書	平成 28 年 3 月 15 日	東京電力(株)銀座支社	災害時における停電情報の提供及び二次災害に関する注意喚起の協力	防災課
77	災害時における応急救護活動に関する協定	平成 28 年 7 月 27 日	東京都柔道整復師会港支部	災害時における柔道整復師会の応急救護活動の協力	保健予防課

87	災害時の緊急医療救護所に関する協定	令和元年11月1日	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部東京都済生 会 東京都済生会中央病院	緊急医療救護所の開設及び運 営への協力と災害用の医薬 品・医療資器材の保管等への 協力	保健予防課
			東京慈恵会医科大学附 属病院		
			北里大学北里研究所病 院		
			国家公務員共済組合連 合会 虎の門病院		
			国際医療福祉大学 三田病院		
			独立行政法人地域医療 機能推進機構 東京高 輪病院		
			社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会 総合母子 保健センター愛育病院		
			医療法人社団友仁会 赤坂見附前田病院		
			医療法人財団順和会 山王病院		
			公益財団法人 心臓血管研究所附属病 院		
東京大学医科学研究所 附属病院					
医療法人財団厚生会 古川橋病院					
88	災害時における電動車両等 の支援に関する協定	令和2年1月21日	三菱自動車工業株式会 社、港三菱自動車販売 株式会社	電動車両等の貸与の迅速かつ 円滑な実施	防災課
89	災害に係る情報発信等に関 する協定	令和2年6月11日	ヤフー株式会社	災害時におけるインターネッ トを活用した情報発信への協 力	防災課
90	津波発生時における避難者 の受入れ等に関する協力協 定	令和2年8月31日	東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー管理組 合管理者東急不動産株 式会社	津波発生時における避難者の 受入れ等の協力に関し、所有 する施設の一部を津波発生時 の緊急避難施設として区民、 来街者等の区内に滞在してい る者へ提供する	防災課
91	災害時における給電車両支 援に関する協定書	令和2年9月1日	トヨタモビリティサー ビス株式会社	災害時における給電車両の支 援	防災課

92	災害時における物資の優先的供給に関する協定	令和2年9月10日	興亜紙業株式会社	避難所の生活に必要な物資の優先的な供給	防災課
93	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書	令和2年10月8日	丸新運輸株式会社	応急対策業務に必要な貨物自動車による物資輸送の協力	防災課
94	災害時における給電車両支援に関する協定書	令和2年11月16日	トヨタモビリティ東京株式会社	災害時における給電車両の貸与	防災課
95	災害時における地域内輸送拠点の運営及び物資輸送の協力に関する協定書	令和2年12月21日	ヤマト運輸株式会社東京港主管支店	災害時における地域内輸送拠点の運営及び物資輸送の協力	防災課
96	災害時における地域内輸送拠点等の運営及び物資輸送の協力に関する協定書	令和2年12月21日	佐川急便株式会社関東支店	災害時における地域内輸送拠点の運営及び物資輸送の協力	防災課
97	災害時等における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	令和3年1月8日	東京都葬祭業協同組合、東京都葬祭業協同組合港支部	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力	防災課
98	災害時における施設等の利用に関する協定	令和3年1月18日	東京都立六本木高等学校	災害時における施設等の利用	防災課
99	災害時における物資等の提供協力に関する協定	令和3年3月22日	大塚製薬株式会社	災害時における物資等の提供協力	防災課